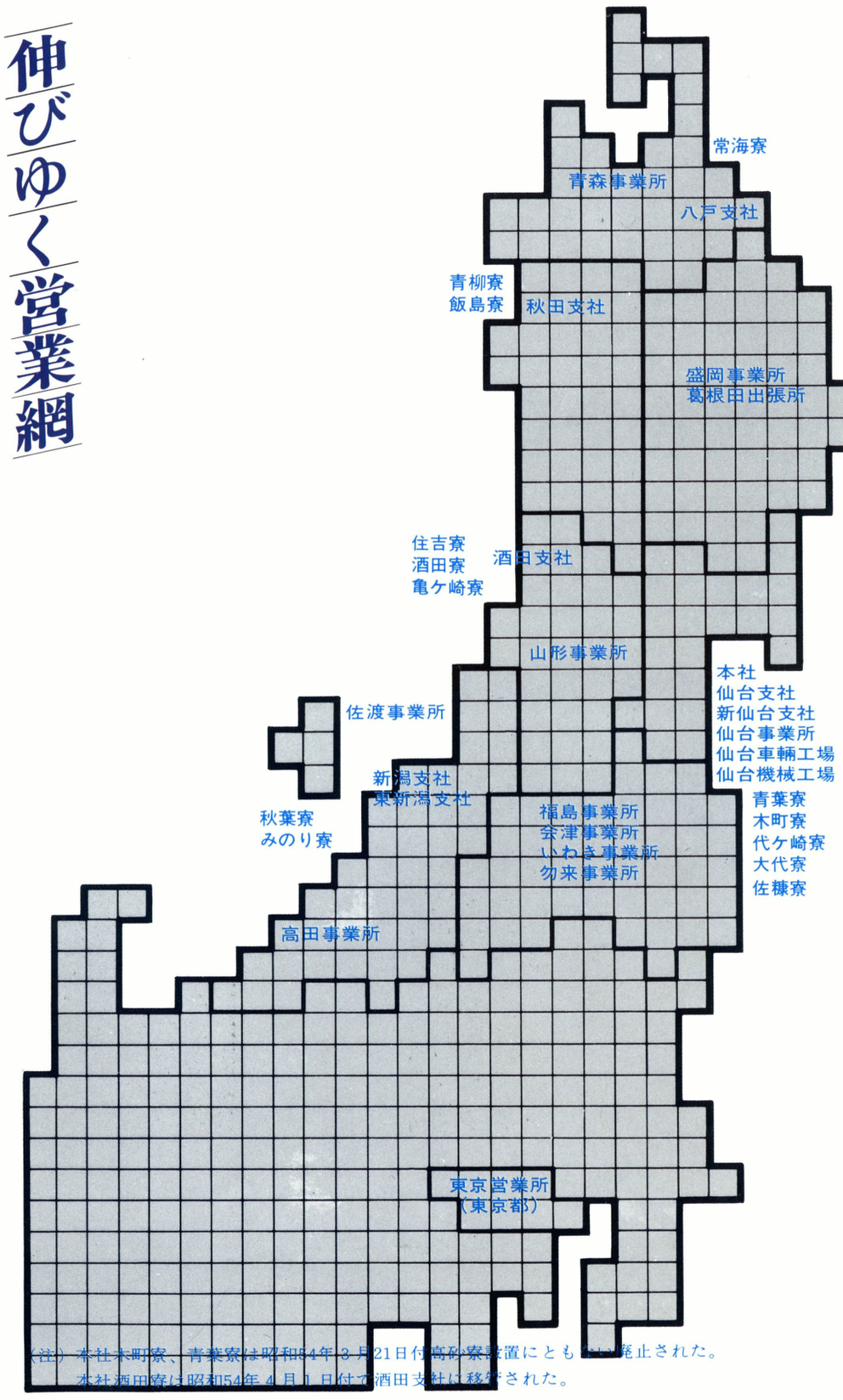
弐拾年のあゆみ

東小薗電工業株式会社

伸びゆく営業網



（注）本社木町寮、青葉寮は昭和54年3月21日付寮秘寮設置にともない廃止された。
本社酒田寮は昭和54年4月1日付で酒田支社に移管された。

昭和54年度経営方針

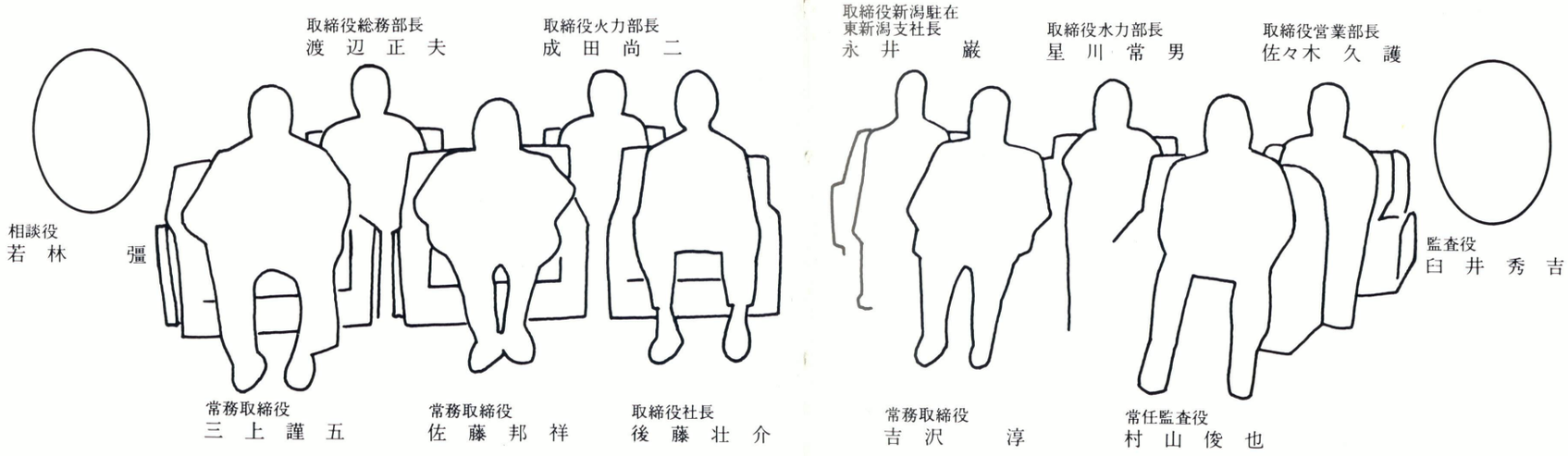
営業活動の活発化と収益の増大

技術力の向上と工事体制の整備

安全作業の励行と明るい職場づくり

現役員

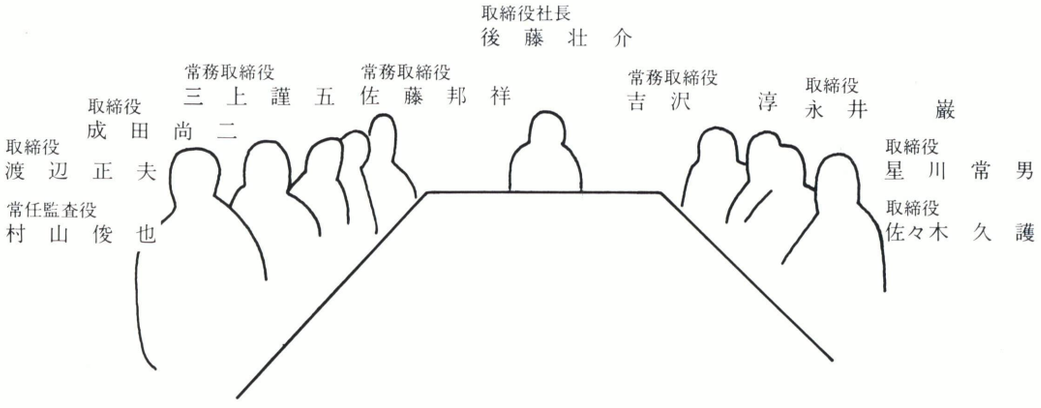
（昭和54年４月23日現在）





取締役会

（昭和54年４月23日現在）



元役員



取締役社長
瀬戸千秋



取締役社長
故 古賀孝



取締役副社長
山田信一



常務取締役
木戸英祐



常務取締役
故 末正直



常務取締役
故橋本邦二郎



常務取締役
小森和三



常務取締役
三品大吉



取締役
中　島　英　雄



取締役
藤　原　幸次郎



取締役
武　沢　譲　三



取締役
鈴　木　周　助



取締役
石　橋　利久蔵



取締役
故 長 島 福 武



取締役
神　山　孝　義



取締役
立　花　秀　司



常任監査役
高　橋　健　一



監査役
堀　居　左　門



監査役
村　田　眞　司



監査役
堀　　辰　雄

この城に希みを託して

当社は昭和34年２月１日，東北の地に呱々の声をあげてより早くも20年の歳月が流れ去り，晴れの日を迎えることが出来た。

私は今，皆さんと共にその歴史を綴り終えて，風雪に耐えた幾春秋，幾星霜を想うとき心うたれ，あらためて先人の輝しい偉業に敬意を表するものである。

年々歳々人同じからず，時移り，人変るとも，拠りどころとなったものは大きな抱負と遠大な理想であり，今日に及んでも，尚脈々として受けつがれ，不動の指針と無限の啓示をわれわれに与えている。これら幾多先人の血のにじむような，ひたむきな努力と，卓越した英知の所産を思う時，今更の如く胸うたるる感がする。

われわれは，不確実，不透明な時といわれる今こそ，太陽と緑につつまれた美しい東北，自然とより豊かな住みよい60年代の彼岸に向け，明暗相半ばする激流に果敢に挑戦してゆくべきである。

永遠であるべき企業の長い道程に於て，現在の，かけがえのない，二度と繰り返すことの出来ないこの一瞬を大切にし，悔いのない日々の連続こそが発展をもたらすものと確信する。

本書が，創立20周年に奇しくもめぐりあえた，われわれ共通の“座右の銘”となり，未来への貴重な道標としての役割を果しうることを希むと共に，自らがつくり出す苦難と飛躍の歴史に誇りと，責任をもち，輝しい躍進の一助とならんことを念願するものである。

この城に希みを託して。

昭和54年 6 月

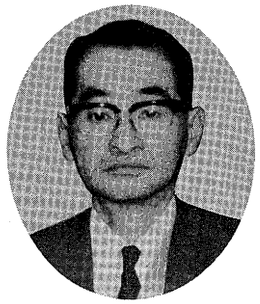
取締役社長　後　藤　壮　介



取締役
中　島　英　雄



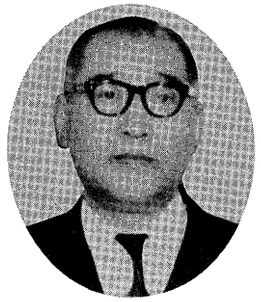
取締役
藤　原　幸次郎



取締役
武　沢　譲　三



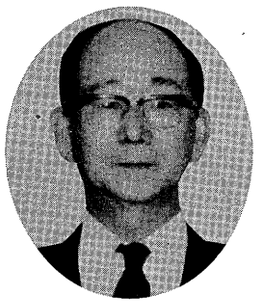
取締役
鈴　木　周　助



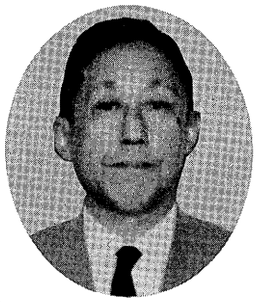
取締役
石　橋　利久蔵



故 長　島　福　武



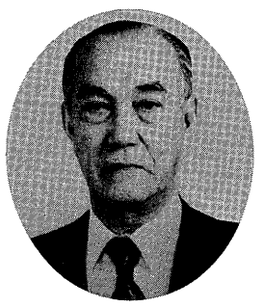
取締役
神　山　孝　義



取締役
立　花　秀　司



常任監査役
高　橋　健　一



監査役
堀　居　左　門



監査役
村　田　眞　司



監査役
堀　　辰　雄

この城に希みを託して

当社は昭和34年２月１日，東北の地に呱々の声をあげてより早くも20年の歳月が流れ去り，晴れの日を迎えることが出来た。

私は今，皆さんと共にその歴史を綴り終えて，風雪に耐えた幾春秋，幾星霜を想うとき心うたれ，あらためて先人の輝しい偉業に敬意を表するものである。

年々歳々人同じからず，時移り，人変るとも，拠りどころとなったものは大きな抱負と遠大な理想であり，今日に及んでも，尚脈々として受けつがれ，不動の指針と無限の啓示をわれわれに与えている。これら幾多先人の血のにじむような，ひたむきな努力と，卓越した英知の所産を思う時，今更の如く胸うたるる感がする。

われわれは，不確実，不透明な時といわれる今こそ，太陽と緑につつまれた美しい東北，自然とより豊かな住みよい60年代の彼岸に向け，明暗相半ばする激流に果敢に挑戦してゆくべきである。

永遠であるべき企業の長い道程に於て，現在の，かけがえのない，二度と繰り返すことの出来ないこの一瞬を大切にし，悔いのない日々の連続こそが発展をもたらすものと確信する。

本書が，創立20周年に奇しくもめぐりあえた，われわれ共通の“座右の銘”となり，未来への貴重な道標としての役割を果しうることを希むと共に，自らがつくり出す苦難と飛躍の歴史に誇りと，責任をもち，輝しい躍進の一助とならんことを念願するものである。

この城に希みを託して。

昭和54年６月

取締役社長　後　藤　壮　介

未来への道標

本書編さんは20年の活動を記念し，会社の本質を探究することによって，各人の社会的使命の自覚と達成，明日への躍進の礎とすることにねらいがあった。

発刊にあたり責を負い，敢えてその名を冒してより，蒼惶のうちに過ぎ去った一年有余，道なき道を探り，名もなき花を求め，ただよう香を尋ね，これを集めてこの度上梓のはこびとなった。

山は深く，道は別れて，行けども行けども際限がなく，ここに集められた諸編は趣，肌あいも異り，表現も稚拙ではあるが，刻明に探り，自由に述べ，先人の心に深く踏み込み，歴史に彩を副えたつもりである。

年輪を刻み終えた現在，歴史は黙して語りかける。「どうだ，うまくいったか」と。胸を張って「人々とのふれあいを大切にし，自然とのかかわりあいを思いながら，往時をしのび，これを未来に伝えるため，筆の運びは拙ないが，蘊蓄を傾けた」と答える。

誤りのない足どりや，土に埋れた記録を堀り起こし，手垢にまみれた，たどたどしい言葉ではあるが，未来への道標として纏めた。総力の結晶である本書の誕生が，「創立20周年記念」の行事にふさわしい金字塔となり，“雨読の書”として，進むべき貴重な道標とならんことを希って筆を擱く。

昭和54年 6 月

東発社史発刊委員会
委員長　常務取締役　吉　沢　　淳

およろこびの詞に代えて

東北発電工業（株）さんがこの２月１日で満20年の誕生を迎えられるということですがまことに速いものでございます。この会社が生まれるについて私も縁あって少々お手伝いさせて頂きましたが，それがついこの間のことのようでもあり，又遠い昔のようでもあり時間的感覚が混乱しておりますが，兎に角20年といえば二昔生れ児が成人式を迎える年ともなり，しかも立派に成長されたのですから誠にお目出度いことでございます。私は迂濶にも昨今の会社の内容，実態については詳らかでありませんが，ご関係の皆様方のたゆまぬご努力によって基盤もしっかり固まり活動分野も広く，電気事業に関しては勿論のこと地域社会に大きく貢献しておられるようにうかがっておりまして，心から敬意を捧げご祝福申し上げる次第であります。

それにつけてもこの間会社の発展に不滅の功績を樹てられました二代社長古賀さんが，また創立間もない苦難時代に随分ご苦労なされた末常務さんが余りにも早く他界せられ，今日の慶びにお会いになれなかったことはまことに痛恨の至りに存じています。

さて，ここで創立当時のことを少々顧り見まするに，この会社が当時東日本興業（株）さんがやってこられた業務の一部を分割して，別会社として立つことになった経緯は既に皆様ご存じのところでございます。私もお召しによって昭和34年１月早々仙台へ馳せ参じ設立に参画致しました。基本方針については電力さんの村田室長さん，菱沼さん，新会社の瀬戸さん，それに私も加えられてご協議がありました。そして何としても２月１日を創立日にとの目途で準備を急ぎました。私の古い記録では，１月19日に発起人会があって授権資本６千万円，商号もいろいろご意見がありましたが，結局事業内容をズバリ表現するのがよかろうと東北発変電工事（株）と決ったような次第です。東日本興業（株）からの引き継ぎも一応終り，１月30日に創立総会と第１回取締役会がありました。瀬戸さんが社長に，私が常務に取締役中島さん，監査役堀居さんと４名の役員が決まりました。本社は電業会館の３階で東日本興業（株）の千本所長さんと一時同居でした。その狭いこと身動きもならぬ有様でしたが，幸いに２月末には東日本興業(株)さんは東北電力（株）宮城支店内へ引き移られましたので今度はゆとりが出

来たかと思ったのに，さにあらず会社は逐次人員も増加し，又来客も多いので通り歩きをするのに蟹のように横に歩く有様，肱々相摩すという言葉はありますが，ここでは臀々相摩す状態でした。これが却って親しみを増し意気相通ずることになったかも知れません。

現存のお方をお褒めすることは礼を失するとは承知し乍ら，初代社長瀬戸さんのことを申し述べずにいられません。しかも仕事がお速いから私共は後からヨチヨチついてゆく有様，就業規則など自らペンをとり，1月末にはプリントにまで仕上ってしまうという，万事が電撃的の執務振りで事務屋顔負けでした。今日，東発といえば泣く児も黙る程名が通っておるようですが，発足当時は東北発変電工事といっても電力会社以外の方には判らない。一々その由来を説明して歩かねばならないのが実情でした。従って仕事をとるためにも，社長が陣頭に立って自らお願いに廻られたものでした。電力本店は勿論，各支店やら工事現場やらをマメに駈け巡られ，或るときは塗装のことで北海道まで飛ばれる等，全く席の温まるいとまもありません。又仙台火力の工事も進捗しこれに対応して作業場も造らねばならず，特に作業要員の充足，九州から遙々きて下さる方々の宿舎の準備等に忙がしく奔走せられたのが創立間もない頃の姿でした。八面六臂の働きというのはこの猛烈社長のことと思いました。

それに引き換え私は留守司令官然として，椅子にばかり掛けていました。私は経理屋の域を脱せず，兎に角要るだけの金は円滑に調達して会社の運営に支障を来たすことのないように，ただそれだけを一生懸命にやりました。創立に当って払い込んでいただいた資本金は3千万円ありましたが，東日本興業（株）からの引き継ぎで相当額の金が支払われねばなりません。そして工事資金の投入，火力（発）の作業場の建設，機械工具の整備，補修要員の充足等々に要する多額の資金を考えると，仲々気を緩められないものがありました。

そこでまず第一に各部門毎に毎月の所要資金と回収金について，厳密な予想を出してもらうことにしました。最初のうちは相当むづかしさもあり，特に火力部門については投入の方が多く成果を期待することに無理があったと思いますが，中島さんも随分ご苦労なされたことでした。しかし，4,5ヶ月するうちに漸く馴れ軌道に乗ると同時に，金融機関の後援者も現われる等資金面での心配は一応解消し，おかげで8月には苦竹に在る自動車修理工場の土地建物を東日本興業(株)からお譲り受けすることが出来ました。

このように比較的順調に展開してきたのも，東北電力（株）の皆様をはじめお客様方のご支援の賜物であることは申すまでもありませんが，会社各部門の方々が打って一丸となり，この新会社を育て上げねばならんとの意気込みで，実によく働かれたことによるものと思います。そしてその成果が経理面にも端的に現われたもので，皆様のご奮斗に深く感謝した次第であります。

さて，丁度この会社が出来るのと時を同じうして電力ビルの新築工事が始っていました。毎日会社の窓からその進捗振りを楽しく眺めていたものですが，いつの間にか忽然と雄大な容姿を現わしました。私も12月の或る日，その9階までご案内をうけたことがありました。翌昭和35年5月早々，私共はこの狭いしかし懐しい社屋から広々とした綺麗で能率的なビルに引越すことになりました。と同時に，私も翌6月8日の取締役会で代表取締役を辞任し，月の末には新潟へ帰らせていただきました。在勤僅か1年有半，いろいろ教えられることも多く，正にお世話になりっぱなしで感謝の他はありません。然るに私は会社に何等貢献出来なかったことを今も心残りに思っています。

最後に御会社の益々のご発展をお祈り致しまして，お祝いの詞と致します。

昭和54年1月30日

木　戸　英　祐

凡　例

1. 本書は昭和34年２月１日東北発変電工事（株）発足以来の20年のあゆみを記述したものであるが，昭和26年５月１日東北電力（株）発足から東日本興業（株）時代の推移及び昭和54年２月２日以降の展望についても併せ収録した。
2. 写真，記事並びに資料は原則として昭和53年３月31日までにとどめた。しかし，特に必要事項については，それ以降のものについても掲載した。
3. 用字並びに用語は，引用文及び固有名詞を除き原則として当用漢字，及び現代かなづかいによった。
4. 数字については成語化したものを除き，アラビヤ数字を用い「万」「億」を挿入した。
5. 外来語，外国語は原則として，カタカナで書き表わした。
6. 数量の単位は，尺貫法，メートル法両法を用いた。
7. 本文中の人名は敬称を略した。
8. 次の名称は略称とした。

(1)	株式会社	（株）　東北電力（株）は（株）を略すこともある。
(2)	発電所	（発）
(3)	変電所	（変）
(4)	送電所	（送）
(5)	事業所	（事）
(6)	出張所	（出）
(7)	作業所	（作）
(8)	連絡事務所	（連）
(9)	駐在員事務所	（駐）
(10)	工事所	（工）
(11)	定期採用	（定採）
(12)	運転開始	（運開）
(13)	排煙脱硫	（排脱）

目　次

口　絵

伸びゆく営業網

経営方針

現役員

取締役会

元役員

この城に希みを託して　社　長

未来への道標　発刊委員長

およろこびの詞に代えて　木戸英祐

凡　例

第１編　概説編（幾春秋・幾星霜）（昭和26年～54年）

前　史（**源流に遡り**）（昭和26年～34年）

第１章　設立前夜の東北（胎動の中から呱々のうぶ声）…… 25

第１節　当時の経済社会情勢…… 25

第２節　東北地域開発の始動…… 26

第３節　電力不足と只見川の開発…… 26

第４節　急増する需要と火力の登場…… 27

第５節　水火力併用時代の到来…… 28

第２章　設立のいきさつ（原点をさぐる）…… 29

第１節　設立の背景…… 29

第２節　東日本興業株式会社と事態の変遷…… 29

第３節　設立への具体的手続きと経過…… 33

本　史　はじめに（**未来への道標**）（昭和34年～54年）…… 45

第３章　草創揺籃期（自立への苦悩）（昭和34年～40年）…… 46

第１節　30年代の背景…… 46

第２節　経営陣と経営方針…… 46

第３節　東日本興業株式会社よりの財産の承継…… 48

第４節　従業員の引き継ぎ並びに充足…… 49

第５節　組織機構の整備と推移…… 51

第６節　業務機関の設置と推移…… 52

第７節　諸規程・諸制度の制定…… 56
第８節　銀行取り引きの開始と資金事情…… 58
第９節　営業の推移…… 58
第10節　労務管理…… 61
第11節　自然災害…… 66
第４章　充実成長期（多角化への幕明け）（昭和41年～49年）…… 67
第１節　40年代の背景…… 67
第２節　古賀社長の就任…… 71
第３節　経営方針…… 72
第４節　多角化経営を目指して…… 72
第５節　組織機構の改正とその推移…… 78
第６節　水力関係現業機関の設置とその推移…… 80
第７節　火力関係現業機関の拡充…… 84
第８節　東北フライアッシュの株式会社との合併…… 86
第９節　子会社の設立…… 88
第10節　共同火力の設立と当社の対処…… 89
第11節　電力外工事分野への進出…… 91
第12節　電力工事のタンク据付工事への進出…… 93
第13節　あわび種苗大型実験の受託…… 94
第14節　環境保全分野への進出…… 95
第15節　労務管理の推進…… 95
第16節　其の他…… 106
第17節　成長のあしどり…… 108
第５章　発展躍進期（激流に棹さして）（昭和50年～54年）…… 109
第１節　昭和50年代の背景…… 109
第２節　後藤社長の就任…… 123
第３節　役員改選され新経営陣の発足…… 124
第４節　経営方針の樹立…… 125
第５節　諸規程並びに諸制度の制定及び改善…… 130
第６節　組織機構の改正…… 132
第７節　女川原発着工へ大きく踏み出す…… 134
第８節　仙台機械工場４ブーム原爆型トンネルジャンボを完成…… 135
第９節　現業機関社屋等の新装進む…… 135
第10節　労務管理の推進…… 137
第11節　其の他…… 147
第12節　成長のあとを振り返って…… 150
第６章　将来への展望（昭和60年代への翔たき）（昭和54年～60年）…… 155
第１節　はじめに…… 155
第２節　経済情勢の予測…… 156
第３節　東北開発新たなる始動を迎える…… 158
第４節　ふるさとを見つめて昭和60年代へ接近する東北電力…… 159
第５節　昭和60年代への当社の対応…… 162
第６節　むすび…… 165

第２編　個別編（行雲　流水）

第１章　管理部門（未来を担う　東北の）…… 169
第１節　総務関係…… 169
第２節　人事管理関係…… 173
第３節　企画関係…… 176
第４節　労務関係…… 181
第５節　安全衛生関係…… 204
第６節　経理・資材関係…… 213
第２章　営業部門（水火の力　原子の灯）…… 218
第１節　組織体制の変遷…… 218
第２節　コンサルタント部設置以前の営業活動と周囲の状況…… 218
第３節　コンサルタント部時代の受注活動の推移…… 221
第４節　営業部設置後の営業活動…… 226
第３章　技術部門（守りて高き　我が技術）…… 231
第１節　火力部門（拓く力に　誇りあり）…… 231
Ⅰ　工事関係…… 231
Ⅱ　計画設計関係…… 234
Ⅲ　塗装土木関係…… 238
Ⅳ　プロジェクト関係…… 247
第２節　水力部門（緑なす山　清き水）…… 249
第３節　開発部門（自然の恵み　育てつつ）…… 259
Ⅰ　フライアッシュ関係…… 259
Ⅱ　脱硫関係…… 263
Ⅲ　養殖関係…… 269
第４節　車輌部門（郷土に捧ぐ　我が技術）…… 273

第５節　機械部門（伸びる力に　誇りあり）…… 276

第３編　年表編（年輪を刻む）（昭和26年～54年）

1　前史年表（設立前夜　昭和26年～34年）…… 283
2　本史年表（草創・揺籃期　昭和34年～40年）…… 287
（充実・成長期　昭和41年～49年）…… 294
（発展・躍進期　昭和50年～54年）…… 307
3　成長のあしどり …… 316
4　歴代役員 …… 318
5　部門別従業員推移表 …… 320
6　年度別期首期末従業員状況 …… 321
7　部門別人員の推移 …… 324
8　組織系統・内部組織の変遷 …… 330

第４編　写真編（現存の描写）（昭和30年～54年）

業務機関・厚生施設 …… 339

第５編　東北フライアッシュ株式会社小史（一元化への決意）（昭和33年～45年）

1　会社の創立 …… 349
(1) 創立時の業界…… 349
(2) 東北フライアッシュ株式会社の創立…… 351
2　創業時代 …… 352
3　安定時代 …… 354
4　業務拡張時代 …… 356
5　会社の解散合併 …… …… 357
(1) 業績概要推移…… 358
(2) 歴代役員任期一覧表…… 359
(3) ＦＡ関係人員の推移（合併前）…… 360
(4) 年　表…… 361

雑草の如くたくましく　　発刊編集委員会事務局 …… 365
「弐拾年のあゆみ」編さん体制，委員会組織図，構成 …… 366
委員会名簿 …… 367
引用・参考文献 …… 368
用語の解説 …… 369

幾春秋　幾星霜

――第１編――
概説編
昭和26年～昭和54年

前　　史

源 流 に 遡 り

昭和26年～昭和34年

第１章　設立前夜の東北

(胎動の中から呱々のうぶ声)

昭和14年に日本発送電（株）が設立され，昭和17年には９配電会社の発足があり，以来続いてきた体制も戦後経済民主化政策の一環として，過度経済力集中排除法の指定をうけ，昭和25年11月24日ポツダム政令による「電気事業再編成令」及び「公益事業令」の公布が行なわれ，翌昭和26年５月１日，新たに発送配電を一貫的に経営する９電力会社が設立され，ここに東北電力(株)の誕生をみるに至った。本章では東北電力(株)の設立前後から当社が設立されるに至った時代的背景を振り返って見る。

第１節　当時の経済社会情勢

東北電力(株)設立当時の日本経済は占領軍総司令部の金融顧問として来日したアメリカのドッジ公使により昭和24年当初から実施された一連の財政経済政策により，戦後壊滅状態におちいった日本経済もある程度立直りと安定を見せ逐次自立への道を歩み始めていた。これに続く昭和25年６月に勃発した朝鮮動乱による景気上昇期を迎え，引き続いての数年間は外国技術の導入と旺盛な設備投資によって生産設備を急速に更新しつつ，経済の成長により近代化の路線への緒についた時期であった。しかし，昭和26年７月の朝鮮停戦に続く休戦会談後の世界的な不況の影響により，日本の経済も漸次下降期に入り，以後好・不況期を繰りかえしつつ，昭和29年秋からの世界景気の好転，さらにはスエズ動乱による輸出の急増，金融引き締めの緩和などによって，経済の上昇機運も高まり，11月頃からいわゆる「神武景気」を迎えることとなった。

神武景気は昭和32年６月頃まで継続した。この好況は単なる量的拡大ではなくて大企業を中心とした復興が一応終了し近代化がようやく広範囲に進められつつあった過程であった。昭和31年７月17日に経済企画庁より発表された「昭和31年度経済白書」(副題：日本経済の成長と近代化)の結語は「もはや戦後ではない」として戦後の回復期をすでに脱して，新しい時代に入ったと宣言し新時代への適応と近代化を提唱していた。

「神武景気」は景気の過熱と国際収支の赤字を招いたために昭和32年春から再び金融引き締めが実施され，産業界はいわゆる「なべ底景気」(昭和32年６月～昭和33年６月）の谷間を低迷したが，これに対して政府が実施した公定歩合の引き下げその他によるテコ入れによって景気は再び上昇機運となり，昭和33年６月頃からいわゆる「岩戸景気」の幕明けを迎えることとなった。

第2節　東北地域開発の始動

電気事業の再編成は戦中，戦後の約10年間にわたった電源開発の停滞を打開する転機となったものであるが，当初は水力を中心とする国内資源の有効な開発に重点が集中していた。昭和25年6月施行の国土開発法に基づき，昭和26年12月の第8回指定の12地域のうち東北では北上，最上，阿仁田沢，只見の4地域が含まれ，東北に豊富な水資源の開発と電力利用産業の発展の道が開かれようとしていた。この時期に於ける東北経済は成長率が比較的高かった。これは旺盛な食糧増産，砂鉄などの電力多消費型産業の発展によってもたらされたものであって，全体としての工業分野の発展は必ずしも目立つほどのものではなかった。

このような地域格差は東北のみならず国内のいわゆる後進地域一般に通ずる特徴でもあった。かかる事情を契機として後進性脱却のため，東北ではいわゆる東北3法と称せられる「東北開発促進法（昭和32年5月）」「北海道東北開発公庫法（昭和32年4月）」「東北開発株式会社法（昭和32年5月）」がそれぞれ施行され昭和32年から昭和33年にかけて活動を始め，又これらの促進法に基づいて東北開発審議会が設けられ，内ヶ崎東北電力(株)元社長はその初代会長として活躍し大きな足跡を残した。（会長就任昭和32年12月19日）

第3節　電力不足と只見川の開発

戦後の産業復興と朝鮮動乱による特需ブームによる産業用電力を中心として年々増大した需要は，当時の供給力をはるかに超え大巾な電力の使用制限が毎年のように繰り返えされた。昭和26年5月，9電力会社が発足すると同時にそれまでは再編成にからむ体制の混乱や資金不足などにより，停滞状態にあった電源の開発については各社に於て電力の不足の解消を目指して一層の努力を傾注するようになった。一方電力不足が経済復興の隘路となるに至り，政府に於ても電源開発の重要性から昭和27年7月に電源開発促進法を制定し，それに伴って同年8月電源開発調整審議会の設置，並びに電源開発(株)の設立により電源開発促進への道が大きく開かれることとなった。

電源開発審議会は昭和27年10月に至り長期計画（昭和27年～昭和32年度）を作成したが，この計画に織り込まれた電源の開発は火力発電用燃料である石炭の節減のため，開発の重点をわが国に残された天然資源である水力の開発に置き，火力電源の開発は水力電源の不足を補うにとどめるといういわゆる「水主火従」の開発方針が打出された。

東北電力(株)に於ても，これをうけて包蔵力が豊かな水力資源の開発により電力不足を緩和し，豊富低廉な電力の供給によって東北の産業の発展に寄与するという水力電源開発の方針を決定した。したがって東北電力(株)の電源開発は民生の安定と水力資源開発の一翼を担うものであ

り，同社の内ヶ崎初代社長は「日本の再建は東北から，東北の開発は電力から」を抱負として当時東北に於ける水力の経済開発地点約200万kWのうちその大半の150万kWが集中し，しかもその多くが調整能力をもつ発電所としての開発が可能であった只見川の開発を最重点施策として進め，昭和27年11月東洋一の揚水式沼沢沼（発）（4万3,600kW）の運転開始を嚆矢として以後昭和28年8月には柳津（5万kW），片門（3万8,000kW）両発電所の運転開始により，同社の供給力は100万kWを突破するに至ったが，電源の開発は当初の方針に従ってたゆまず続けられた。更に昭和29年3月上田（4万2,600kW），同年8月本名（5万2,000kW）の両発電所の運転開始をもって，只見川の第1期電源開発を終了し，一応所期の目的を達成し，豊水期には豊富低廉な電力の供給が可能となり，電力多消費産業をはじめとする電力需要の増大に応え，電力不足もほぼ解消され，需給の安定度も向上するようになった。しかしその後に於ては引き続いての電力需要の増大により，渇水期には昭和32年頃までは制限を行なわざるを得ない状態が続いた。ちなみに告示による法的制限がなくなったのは，後述の八戸火力(発)の稼働及び電気事業広域運営の発足（昭和33年4月1日）により，他電力との電力融通が強化されることとなった昭和33年に入ってからのことであった。

第4節　急増する需要と火力の登場

前述のように只見川の開発により一応需給の安定をみた電力需要も「神武景気」と呼ばれる好況下にあって，各企業は設備の近代化や大型化のための投資を積極的に進め，東北に於ては特に低廉な大口電力料金を狙いとした電力多消費型の電解電炉産業の新規稼働や，既存企業の設備増強が行なわれ，大口電力の増勢は著しく，加うるに家庭用電気機器の普及を中心とするいわゆる「電化ブーム」により家庭用の電気の使用量も毎年著しい伸長を続け短期間に大容量の供給力の増強が求められるに至った。

これに対して従来の水力重点の電源開発は工事に長期間を要し，加うるに経済的にも開発地点が減少する状態にあった。このため当時他電力に於て導入されつつあった大容量，高能率の新鋭火力(発)が水力電源の開発に比して熱効率の上昇，工事期間の短縮化等により相対的に優位を確保しつつあった。又前述の大口電力需要の著しい増加による常時電力の増加と昭和26年以降昭和32年頃まで続いた慢性的な渇水による電力供給の不安定性，さらには北海道炭入手の有利性等を考慮して，当時特に電解電炉企業の進出により需要の伸びが著しかった八戸地区と近い将来の需要増に対処しうるよう系統火力として，仙台地区にそれぞれ新鋭大容量火力(発)を建設する方針が決定された。

第5節　水火力併用時代の到来

新鋭大容量の火力(発)の導入は供給体制面にも大きな変化をもたらした。すなわち従来の水力中心の供給体制から，新鋭大容量火力(発)が自流式水力(発)と共に負荷の基底部分を支え，只見川，阿賀野川水系を中心とした貯水式(発)は需要の調整部分を分担するといういわゆる「水火力併用」の道を歩み始めることとなった。

第2章　設立のいきさつ
(原点をさぐる)

第1節　設立の背景

前章で述べた如く東北電力(株)に於ては需要の著しい伸長に対処するため，新鋭大容量火力(発)新設の方針を決定し，昭和31年3月28日八戸火力(発)の建設について正式に発表し，同年9月に着工し昭和33年6月24日には1号機（7万5,000kW）が，続いて同年10月4日には2号機（同出力）が運転を開始した。さらに昭和32年10月5日に仙台火力(発)1号機（17万5,000kW）が，引き続いて同2号機（同出力）が昭和33年6月1日に着工した。このように新鋭火力(発)の増加に伴なう補修及び建設関連工事の増大に対処し，併せて運営の合理化を図るため，東北電力(株)の関連会社として当社が設立されるに至ったものである。

第2節　東日本興業株式会社と事態の変遷

Ⅰ　東日本興業株式会社の設立と営業の状況

当社の設立に際しては東北電力(株)の関連会社であった東日本興業(株)の営業種目の一部を譲り受けて発足したものである。従って当社の創立は東日本興業(株)と密接な関係があるので，以下同社について若干ふれてみることとする。

昭和26年5月に東北電力(株)が発足し，以降相当規模の増資や社債発行を行う必要があり，増資に際しては大口株主の大半が東京に在住し，又社債発行にあたっても取扱証券会社等の関係では東京が中心であり，仙台ではこれが折衝等に困難が伴なうため，東京にあって社債の消化及び増資対策について，東北電力(株)を支援する会社が必要であるという趣旨によって，東北電力(株)の出資により，東日本興業(株)が昭和28年11月2日に設立された。代表取締役は林恭平で電力の増資，社債の消化の応援を主業務として本社を東京都千代田区丸ノ内1―6―4に置いた。

その事業目的は次のとおりであったが，当初は東北電力(株)の増資及び社債関係業務と保険代理業が主たるものであった。

§ 東日本興業(株)の事業目的

1. 電気設備の建設改良及び補修工事業
2. 船舶の製造修理及び水運業
3. 自動車の修理加工業
4. 保険代理業

5. 土地建物の売買並びに管理

6. 前各号に附帯し又は関連し，東北地方開発に寄与する事業

7. 塗装工事業（昭和32年12月23日追加）

次に東日本興業(株)の事業目的のうち，当社の創立に関連ある電気設備の建設改良及び補修工事業（以下電気工事部門という），自動車の修理加工業（以下車輛整備部門という）及び塗装工事業（以下塗装部門という）について，その生い立ちと当時の活動の状況にふれてみることとする。

§ 電気工事部門について

東日本興業(株)の設立以前は発変電所の補修工事は電力側の直営工事が多かった。しかし当時すでに送配電線工事は東北電気工事(株)（昭和19年10月設立）の手によって，或る程度補修工事等を施工していた。そこで東北電力(株)としては合理化のために，発変電所の補修工事を担当する会社があった方がよいのではないかということで，これを東日本興業(株)の仕事として担当させることとなり，昭和29年1月に電気工事部門が誕生した。

本拠を同社の東北出張所に置き責任者として矢野信を担当させた。矢野は蔵前高等工業出身で当時の日本の水力発電所関係の技術者としては知名度をもっていたとのことである。〔昭和29年4月1日東日本興業(株)嘱託，昭和33年1月同社役員待遇，昭和35年5月1日～昭和37年3月31日当社顧問，昭和43年黄綬褒章授章〕

電気部門の最初の工事は，東北電力(株)岩手支店より受注した盛岡(変)増設工事一式（15万kVA）（昭和29年3月1日～昭和29年4月28日）であり，続いて本店並びに法量(発)建設事務所より受注した青森県所在の法量(発)（7,200kW）発電機，機器据付工事一式（昭和29年3月15日～昭和30年1月18日）であった。その後昭和29年下期より当社創立までの間に発電所の建設並びに改良工事は大池第一（6,500kW），大池第二（1万800kW），松神（6,500kW）各(発)をはじめとして10指を超える工事を手がけ，又発電所の補修点検工事等も只見川筋の片門(発)ほか各(発)をはじめとして50数ヶ所に及んでいた。一方，変電関係でも東新潟，長岡，福島，八戸，万代，本名，新潟各変電所の新増設工事を施工したほか，改良補修工事も20数ヶ所に及ぶ実績を挙げた。尚当時これらの工事に携わった人員は20名位で，技術的にも未熟で体制も弱体であった。

§ 車輛整備部門について

当時東北電力(株)は，同社の白川会長の提唱で英国からランドローバーというジープ車を最初に60台，そのあと又大量に輸入したが，当時の東北では，この車の修理が不可能で部品取扱店も東京溜池の朝日自動車(株)が日本で唯一の代理店であった。又整備工場も当時は盛岡に1級整備工場が1ヶ所のみ存在し，このほかは2級整備工場が1～2ヶ所あるだけの未開発状態であったので，東日本興業(株)として電力車輛の修理，整備を受注するため，車輛整備工場を設けることとなった。昭和32年8月，仙台市宮町東照宮下に車輛整備工場を設置し，東北電力(株)の指示に基づいて，当時採用された整備士8名を2班に分け，初代工場長奥山斎をキャップとして，2台

の車で東北電力(株)管内の全車輛の実態調査を実施し，半年後の昭和32年10月末これを完了した。引き続いて操業を開始し，東北電力(株)の本店をはじめとして，各支店及び会津電力事務所並びに一般車輛の整備を実施し，昭和32年4月1日～昭和32年10月31日は約450万円，昭和32年11月1日～昭和33年10月31日は約3,100万円，昭和33年11月1日～昭和34年3月31日は約9,150万円の整備並びに部品売上代を計上した。

§ 塗装部門について

塗装関係工事については当初は対象とはしていなかったが，東北電力(株)の建築課長を停年退職した井上集一郎が東日本興業(株)に入社したのが契機となり，昭和31年6月東北電力(株)宮城支店より渡塩線鉄塔塗装工事をはじめて受注し，その後東北電力(株)並びにその関連工事として多岐にわたる工事を受注し昭和31年6月より当社に引き継ぎになる昭和34年1月31日までの間に大小78件の工事を受注し，約6,900万円の完工高を挙げていた。尚この中には，当時の大型工事として八戸火力(発)本館（昭和32年5月～昭和33年3月）と仙台火力(発)本館（昭和33年9月～昭和34年9月）の塗装工事が含まれていた。

Ⅱ 東北電力株式会社火力開発の緒につく

一方前章「設立前夜の東北」に述べた如く，昭和20年代後期から昭和30年代前期にかけての日本経済の急テンポな伸長に即応して，東北電力(株)に於ては，設立当初の経営方針による水主火従の大規模水力電源開発時代を一応終えて，急増する需要増に対処するため新鋭火力(発)開発の緒についていた。すなわち，佐渡ヶ島の若干の内燃力火力(発)を除いては，火力(発)は皆無に等しい同社としては，新鋭火力(発)の導入は将に画期的な工事であり，当時の同社首脳陣の労苦と努力は並大低のことではなかったと思われる。

その具体的措置の第一歩は火力関係技術者の導入と養成であった。当時の9電力会社の中で，火力関係の技術者を十分に保有していたのは九州電力(株)だけであったので，当時の内ヶ崎東北電力(株)社長は技術者の導入について，九州電力(株)の佐藤篤二郎社長に対して直接懇請した。佐藤九州電力(株)社長が福島県飯坂町出身であったことなども幸いして，協議は順調にととのい，昭和31年7月から昭和33年6月までの間に前後6回に及び九州電力(株)から同社有数の火力技術者約90名（古賀前当社長，末前当社常務等）が九州より気候風土の異なる東北の地に派遣され，東北電力(株)に移籍され，火力(発)の建設に従事することになった。

Ⅲ 東北最北の地に新鋭火力の灯がともる

東北電力(株)は九州電力(株)から移籍された火力技術者を中核として，全社を挙げて新鋭火力の建設の道を歩み始めた。まず大口需要が急増し将来も発展が予想され，しかも北海道炭の入手が容易であり，かつ地元，県，市の強力な誘致受け入れ態勢もあった八戸市の馬淵川河口地帯の青森県当局の造成による用地に昭和31年8月13日同社の八戸火力(発)建設所が設置され，鋭意建設工事を進め着工以来僅か1年10ヶ月後の昭和33年6月24日に1号機（7万500kW）が，続いて同年10月4日には2号機（同出力）がそれぞれ運転開始の運びとなり，東北の新鋭火力は北端の

地八戸に誕生した。

Ⅳ　火力補修工事の増大に対する東日本興業株式会社の対処

東北電力(株)による新鋭火力(発)の建設並びに運転開始の急速な進展に伴って，この補修工事を如何に処理するかが重要な問題となってきた。

昭和31年７月九州電力(株)から東北電力(株)に移籍された当社古賀前社長は，八戸火力(発)の建設が始まって間もなく，運転開始後の補修を如何にするかという問題について当時の内ヶ崎東北電力(株)社長から諮問を受けた。これに対して古賀前社長は九州電力(株)在籍中海外の新鋭火力(発)の実態視察に渡米し，20数ヶ所の火力(発)について補修の実態を調査した結果，補修については電力社員の手による直営工事では無理であると判断し，帰国後当時の佐藤九州電力(株)社長にその旨を報告し，その結果九州電力(株)の最初の新鋭火力(発)である苅田火力(発)の運転開始に伴い，九州電力(株)の場合当時既に多くの火力(発)の経験を有する停年退職者がいたので，このような人々を再編成して建設工事まで施工可能な九州火力建設工事(株)〔後の西日本プラント工業(株)〕という建設並びに補修専門の会社が設立された経緯を答申した。その結果東北電力(株)としては，火力(発)の補修工事は別会社に実施させることとして，当時関連会社のうちで発変電関係の工事部門を持っていた東日本興業(株)に発注することとなった。特命を受けた東日本興業(株)としても，工事を受けることにはなったが火力補修工事を担当する経験者は皆無の状態であった。このことは八戸火力(発)建設当初経験者が皆無であった東北電力(株)の場合と全く同じであった。従ってこれが対処の方途としては東北電力(株)と同様九州電力(株)の関連会社で，火力補修工事専門会社である九州火力建設工事(株)に対して同社の火力関係技術者の移籍を懇請した。この結果，当時の九州火力建設工事(株)の土屋直幹社長並びに石橋正人専務取締役等が東日本興業(株)の要請を快諾し，その第一陣として，同社中島英雄（後の当社取締役火力部長）のほか７名の技術者が昭和33年８月に東日本興業(株)に移籍された。(尚，当社の創立以後昭和34年８月には更に14名が移籍された。) これらの人々が，東日本興業(株)及び後の当社の火力工事部門の中核を形成して活躍すると共に，また後進技術者の育成に対して，ひたむきな努力を傾注した。かくして東日本興業(株)の補修工事部門は水火力両部門にわたって人的要素の整備が図られ，当時の東北電力(株)の要請に対処し得た。

Ⅴ　水・火力発電所補修の専門会社設立の機運熟す

東北電力(株)が昭和26年５月に発足してすでに７年有余を経ても同社の本店はいまだに旧配電会社の戦災ビルと，旧日発東北支店の社屋であった戦後建築の簡素な建物に分かれて執務をしており，前者を本館と称し役員室のほか主として事務系従業員が，また後者は分館と称して技術系従業員が入居していた。従って業務連絡面に於ては円滑をかき，加うるに事務室の狭隘に苦慮していた。かくの如き状況を踏まえて同電力は種々検討の結果，仙台市復興への協力に対する関係方面よりの要請にも応えて，その時の分館の地に当時としては東北有数の規模であった九階建の新社屋の建設に踏みきった。

しかし当時の通産省は，電力会社は発変電所並びに送配電線等の建設に全力を挙げるべきで，事務室として使用するために大規模のビル建設などに多額の資金を投入すべきではないという意向を示したので，東北電力(株)としてはビル建設の事業を東日本興業(株)に委託した。当時の仙台市内は戦災の傷痕からようやく立ち上った頃で大規模のビルなどはほとんどなく，又ホテルやホール等も目ぼしいものは少なかった。

そのため新築するビルのなかには，ホテル並びにホールを設けることとして昭和33年12月に着工した。ちなみに施工は(株)大林組の手によった。東北電力(株)としてはビル建設工事の進展に伴なう業務の繁忙或は竣工後のビル管理，並びにホールの運営等で東日本興業(株)の業務が飽和状態になることが予想されるに至ったので，東日本興業(株)より水火力(発)の補修並びに自動車整備及び塗装の各工事部門を分離して，別会社を設立してこれらの業務を専門的に経営させることが合理的かつ能率的であるとの判断にたって，種々折衝を重ねた結果新会社設立について関係者の意見の一致をみた。

第３節　設立への具体的手続きと経過

当社の設立は上述の背景を踏まえて，概ね昭和33年12月頃より急速に具体化の方向に向い，村田秀雄〔東北電力(株)取締役社長室長〕と菱沼卓郎〔東北電力(株)文書係長〕が上層部の方針に基づき，諸手続きを進めていた。年が明けて昭和34年を迎え会社設立の業務はいよいよ軌道に乗り進行し始めていた。

この間の模様はおぼろげながら当社設立に際しての発起人であり，又会社創立当初の常務取締役であった木戸英祐の日誌の中から窺い知ることが出来る。

§「日誌の抜粋」(昭和34年)　原文のまま

１月６日　堀副社長から上記要件につき至急上仙するよう電話あり。(注)木戸英祐は当時新潟市に在住していた。

１月８日　村田室長と瀬戸さんから電話で13日上仙と決定。

１月14日　村田室長，瀬戸さん，菱沼さん，小生と新会社の構想，設立，進行，手続きについて打合せ。

１月16日　以降東日本興業(株)より引き続ぐことになる事業の経理内容の調査。

§ 発起人の決定

会社設立に際して必要な発起人は次のように決定された。(法定数の７名)

東北電力株式会社	取締役社長	内ヶ崎贇五郎
内ヶ崎　贇五郎	〔東北電力(株)	取締役社長〕
堀　　豁	〔東北電力(株)	取締役副社長〕
舘　内　三　郎	(　同　上	取締役技術局長)

瀬　戸　千　秋　　〔東日本興業(株)　取締役社長〕
木　戸　英　祐　　〔新潟計器工業(株)　常務取締役〕
中　島　英　雄　　〔東日本興業(株)　役員待遇嘱託〕

発起人会は昭和34年１月19日(月)に開催することとして設立要綱並びに発起人会次第が決められた。

§ 設立要綱の概要

1. 設立趣旨

東北電力(株)に於ける新鋭火力(発)の稼働や車輛機動化の進展に伴い，増加する火力補修及び自動車整備業務は独立企業により経営することが，合理的能率的な運営が期待されるので，新会社を設立しようとするものである。

2. 会社概要

(1) 商　　号：東北発変電工事株式会社
(2) 目　　的：a　電気設備の建設，改良及び補修工事業
　　b　自動車の修理加工業
　　c　塗装工事業
　　d　前各号に附帯関連する事業
(3) 本店所在地：仙台市東二番丁103
(4) 発行株式総数：２万4,000株
(5) 額面株式：１株500円
(6) 設立に際して発行する株式：額面株式6,000株
(7) 当初資本金：3,000万円
(8) 役　　員：取締役５名以内，監査役２名以内
(9) 決　算　期：３月31日
(10) 発起人氏名及び引受株式数

東北電力株式会社	5,920株
内ヶ崎　贇五郎	10株
堀　　豁	10株
館　内　三　郎	10株
瀬　戸　千　秋	10株
木　戸　英　祐	10株
中　島　英　雄	10株

(11) 設立予定年月日：昭和34年２月２日（月）

3. 設立方式　　：募集設立

4. 設立手続日程

月　日	曜	手　続
１月19日	月	発起人会開催 発起人による会社設立契約書作成
１月20日	火	定款作成 定款認証
１月21日	水	発起人株式引受 株式払込委託契約
１月22日	木	株主募集
１月23日	金	株主申込受付
１月24日	土	満株締切，割当通知，払込請求
１月26日	月	払込期日，払込完了 創立総会招集通知
１月30日	金	創立総会開催 第１回取締役会開催
１月31日	土	設立登記申請
２月２日	月	設立登記完了

5. 発起人会次第

日　時：昭和34年１月19日（月）　午前10時
場　所：東北電力(株)　本館会議室
議　題：(1) 発起人総代選任について
　　(2) 設立要綱決定について
　　(3) 定款決定について
　　(4) 株式払込取扱銀行決定について
　　(5) 設立費用の負担について
　　(6) 設立事務所の設置について
　　(7) 設立事務処理を総代に一任について
　　(8) その他

尚，ここで設立要綱に示された当社社名の決定について若干の由来があるのでふれてみることにする。

すなわち，当社設立の構想が練られていた当時発起人として設立に参画した瀬戸千秋〔東日本興業(株)社長〕によれば，最初に考えたのは電気工事のほかに土木工事をやったらどうかということで「東北電気工営」という社名であったが，東北電力(株)内部に異論があり，当時同じく当社の発起人として名を連らねていた館内三郎〔東北電力(株)取締役技術局長〕から，発電・変電の業務が主要なものであるから，これを端的に表現するということで「東北発変電工事」ではどうかという提案があり，結局提案通りに決定した経緯がある。

§ 発起人会の開催

発起人会は発起人会次第のうち開催場所及び時間を若干変更して，１月19日東北電力(株)本館副社長室で13時30分から16時まで開催された。当時の議事録によれば，出席者は内ヶ崎発起人を除く全発起人の他に，村田東北電力(株)社長室長，事務局として東北電力(株)文書係長，岩井東日本興業(株)支配人であった。堀発起人が議長となり発起人会次第に従って議事を進め次のように決議した。

1. 設立要綱について

(1) 設立趣旨のうち「稼働や」を「稼働，水力設備の増強及び」に，「火力補修」を「水火力補修」にそれぞれ修正する。

(2) 会社概要の(2)目的中「(1)電気……」を「(1)発変電……」に変更し，(3)を削り(4)を(3)とする。

(注) (3)は塗装工事業。

(3) 発行株式総数２万4,000株を１万2,000株に変更する。

ほかは原案通り承認。

2. 定款について

定款原案のうち設立要綱について変更された箇所を修正の上これを承認。

3. 株式払込取扱銀行について

協議の結果(株)七十七銀行本店とすることに決定。

4. 設立費用について

設立費用については，設立要綱に於て定められた費用3,030万1,800円（含株式払込金3,000万円）及び設立後立替費用8,755円を限度とし，すべて一時東北電力(株)に於て立替払し，設立登記登録税21万円及び設立後立替費8,755円の費用以外はすべて東北電力(株)の負担とすることと決定した。

5. 設立日程について

原案によることに承認。

6. 発起人総代選任について

東北電力(株)を総代とすることについて種々討議されたが，結論として先例に従って，内ヶ崎饗三郎〔東北電力(株)取締役社長〕を選任した。

7. 創立事務所について

東北電力(株)本館内に置くことに決定。(仙台市大町５―197)

8. 設立事務処理を総代に一任について

原案通りこれを承認。

9. そ の 他

東日本興業(株)との関係，営業権受け渡しの課税関係，瀬戸東日本興業(株)社長の辞任の時期，方法等を協議した。

§ 設立契約書の作成

発起人は１月19日(月)新会社を設立するため会社設立契約書を次の通り作成した。この内容は全10ヶ条よりなり，会社の商号，目的，発行する株式の総数，及び額面株式１株の金額，設立に際して発行する株式の総数等を主要内容とするものであった。

§ 定款の作成

１月20日(火)に発起人は商法の規定により定款を作成した。その内容は全部で28ヶ条より成り，第１章総則に於ては商号，目的，本店の所在地等を定め，以下第２章に株式，第３章に株主総会，第４章に取締役会，第５章に取締役及び監査役，第６章に営業年度，株主配当金等に関しての計算を定め，附則に於て設立の際発行する株式及び最初の取締役の任期並びに最初の営業年度についての定めを掲げている。

§ 定款の認証

１月21日(水)商法の定めにより，仙台法務局所属の公証人三笠義弘により定款の認証をうけた。尚代理人は発起人により委任された西浦勲〔東北電力(株)総務部所属〕であった。

§ 発起人による株式の引き受けと株主申込人による株式の引き受け並びに払い込み

１月21日(水)には発起人は新会社設立に際して発行する株式総数6,000株のうち，5,980株を引き受け，同日株式払込委託契約を了し，株式申込証を作成して残株式20株を１月22日縁故募集し，１月23日株式申込の受付をしたところ，１月24日満株となったのでこれを締切り，同日株式申込人に割当及び払込請求通知を行い，株式の引受は確定した。ちなみに株式申込人は村田秀雄〔東北電力(株)取締役社長室長〕と堀居左門〔東北電機製造(株)取締役〕であった。

１月26日には株式引受人による払い込みを完了し，払込取扱銀行(株)七十七銀行に東北発変電工事(株)名義をもって別段預金として保管を依頼した。

尚発起人並びに株式申込人による株式の引き受けは次のとおりであった。

発起人		
	東北電力株式会社	5,920株
	内ヶ崎　饗五郎	10株
	堀　　豁	10株
	館　内　三　郎	10株
	瀬　戸　千　秋	10株
	木　戸　英　祐	10株
	中　島　英　雄	10株
株式申込人		
	村　田　秀　雄	10株
	堀　居　左　門	10株

§ 創立総会の招集

創立総会は法定期間（２週間）前に招集の手続きを行うことの定めになっていたが，発起人の

同意を得て，この期間を短縮して１月26日に，創立総会を１月30日に開催することについての招集手続きを完了した。

§ 創立総会の開催

１月30日(金) 午前10時５分から仙台市大町５一197所在の東北電力(株)本館内の当会社創立事務所に於て，株式引受人９名全員出席のうえ創立総会を開催した。発起人総代内ヶ崎饗五郎が議長となり，第１号議案として創立事項報告書に基づく創立に関する事項報告の件と，第２号議案定款承認の件を満場異議なくこれを承認し，第３号議案として取締役及び監査役選任の件に入り，取締役に瀬戸千秋，木戸英祐，中島英雄，監査役には堀居左門を選任した。

次に取締役及び監査役は発起人が行なった創立事項報告書に基づき，会社設立に関する帳簿書類等につき調査した結果，内容の正確なることを確認し，創立事項調査報告書を提出して出席者全員の承認を得て，最後に第５号議案として取締役及び監査役の報酬が決定せられて総会を滞りなく終了した。時に午前11時35分であった。

引き続いて開催された第１回取締役会に於て互選により，取締役社長に瀬戸千秋，常務取締役に木戸英祐を選任し，本社位置を仙台市東２番丁103（東北電業会館内）に置くことを決定し，取締役会を終了した。

尚創立総会に於て，発起人により提出された「会社創立事項報告書」のなかで会社設立の趣旨を次のとおり述べている。

「発起人等は最近の東北電力(株)に於ける新鋭火力(発)の稼働，水力設備の増強並びに車輛の機動化の推進に伴い，増加する水火力補修及び自動車整備業務は会社を新設し，これに経営させることが合理的，能率的であると確信して会社の設立を企画いたしました。」と述べ，会社設立の目的を端的に表現している。

§ 会社設立登記

新会社設立に関する一切の手続きは上述の創立総会をもって滞りなく終了したので，会社は仙台法務局に会社の設立登記を行うため，登記申請に必要な添付書類を作成し，仙台市小田原裏山本丁10に居住する川崎栄一を申請代理人に定め昭和34年２月２日

１　東北発変電工事株式会社設立登記申請に関する件

２　原本還付請求及び受領の件

の行為を委任状をもって委任した。

尚，登記申請書の添付書類は次のとおりであった。

定款１通，株式の引き受けを証する書面７通，株式申込証２通，商法第184条第１項に規定する調査報告書及び同付属書類１通，株式払込金保管明細書１通，創立総会議事録１通，委任状１通。川崎栄一は仙台法務局にて会社の設立登記を完了し商業登記簿謄本交付を申請した。ちなみに商業登記簿謄本は昭和34年２月25日仙台法務局法務事務官今野塞馬により交付された。

尚前に述べた木戸英祐の日誌の後半の部分を紹介すると次のように記している。

§ 「日誌の抜粋」(昭和34年) 原文のまま

１月19日（月）副社長室で新会社の発起人会開催授権資本6,000万円，商号を東北発変電工事(株)とすることを決定。

１月20日（火）　新潟の会社の事務処理のため帰郷。

１月26日（月）　上仙，以後就業規則の作成外開業準備。

１月30日（金）　午前10時より創立総会，引き続き第１回役員会。

１月31日（土）　事務処理

２月１日（日）　日曜日

２月２日（月）　瀬戸社長と関係方面挨拶廻り，七十七銀行で3,000万円の払込金を会社の預金に処理。

以上により当社に直接に関係のあった発起人の動勢を窺い知ることが出来よう。

§ 会社設立登記と創立日

会社の設立登記は以上の如く昭和34年２月２日であるが，諸般の事情により会社の創立日はこれを２月１日とし営業の始期を２月１日とすると共に，同日付で採用人事の発令を行った。尚役員の就任については１月30日の創立総会で選任されているので，任期の始期は１月30日となっている。

創立当時の会社概要　（昭和34年２月１日現在）

社名	東北発変電工事株式会社	
所在地	仙台市東二番丁103（東北電業会館内）	
創立年月日	昭和34年２月１日	
資本金	授権資本金	6,000万円
	払込資本金	3,000万円
事務所の所在地	本社	仙台市東二番丁103（東北電業会館内）
	八戸出張所	八戸市大字河原木字浜名谷地
	会津出張所	会津若松市行人町39
株主	東北電力株式会社	
取引銀行	七十七銀行本店	
役員	取締役社長	瀬戸千秋
	常務取締役	木戸英祐
	取締役	中島英雄
	監査役	堀居左門
事業内容	1. 発変電設備の建設改良及び補修工事業	
	2. 自動車の修理加工業	

3. 前各号に附帯関連する事業

発　起　人（カッコ内は当時の役職を示す）

東北電力株式会社	取締役社長　内ヶ崎　饗五郎
内ヶ崎　饗五郎	〔東北電力(株)　取締役社長〕
堀　　豁	（同　上　取締役副社長）
館内三郎	（同　上　取締役技術局長）
瀬戸千秋	〔東日本興業(株)　取締役社長〕
木戸英祐	〔新潟計器工業(株)　常務取締役〕
中島英雄	〔東日本興業(株)　役員待遇嘱託〕

会　社　の　現　況　（昭和54年２月１日現在）

社　　名　東北発電工業株式会社

所　在　地　仙台市大町２―15―29（大町電力ビル内）

電話　仙台（0222）61―5431（代表）

創　　立　昭和34年２月１日

登　　録　建設大臣許可（特―51）（般―51）第3,144号

資　本　金　授権資本金　１億円

払込資本金　6,000万円

株　　主　東北電力株式会社

取引銀行　1. 富士銀行
2. 第一勧業銀行
3. 三菱銀行
4. 日本興業銀行
5. 七十七銀行

役　　員

取締役社長	後藤壮介
常務取締役	佐藤邦祥
常務取締役	吉沢　淳
常務取締役	三上謹五
取締役	永井　巖
取締役	成田尚二
取締役	星川常男
取締役	渡辺正夫
取締役	佐々木久護

常任監査役	村山俊也
監査役	臼井秀吉
相談役	若林　彊

事業内容
1. 発変電設備の建設，改良及び補修工事，並びに保守
2. 発変電設備に関する調査並びに設計
3. 各種電気設備，制御，計測，装置の据付並びに保守
4. 産業用機械設備の設計，製作，据付工事並びに保守
5. 発電設備からの廃棄物の処理並びに加工販売
6. 塗装工事
7. 自動車の修理加工
8. 前各号に附帯関連する事業

事業所

本　　社		仙台市大町２―15―29（大町電力ビル）
支　社	八戸支社	八戸市大字河原木字海岸４―13
	秋田支社	秋田市飯島古道下川端217―６
	酒田支社	酒田市大字宮海字南浜183―12
	仙台支社	宮城県七ヶ浜町大字代ヶ崎字前島１―１
	新仙台支社	仙台市港５―２―１
	東新潟支社	新潟県北蒲原郡聖籠町亀塚浜字磯山１―155
	新潟支社	新潟市桃山町２―200
事業所	山形事業所	山形市城南町３―７―35
	勿来事業所	いわき市岩間町字塚原80
	高田事業所	上越市寺町２―25―33
	佐渡事業所	新潟県佐渡郡佐和田町大字河原田本町
	青森事業所	青森市浦町字奥野66
	盛岡事業所	盛岡市下米内字大豆門47―３
	仙台事業所	仙台市郡山５―８―13
	福島事業所	福島市腰浜町30―28
	いわき事業所	いわき市平字大町10―４
	会津事業所	会津若松市材木町２―２―４
営業所	東京営業所	東京都港区芝大門２―４―６（豊国ビル内）
出張所	葛根田出張所	岩手県雫石町大字西根字高倉山１―１
工　場	仙台車輌工場	仙台市原町苦竹金屋敷79―１
	仙台機械工場	宮城県宮城郡利府町飯土井字長者前59

本　　史

未来への道標

昭和34年～昭和54年

本　　史

(未来への道標)

(昭和34年～昭和54年)

§はじめに

昭和34年２月１日戦災ビルの一角に呱々のうぶ声を挙げた当社も昭和54年２月１日をもって，創立後20年の歳月を閲して青年期を迎え，今や激動する四囲の情勢の流れに対処しつつ，更に大きく成長する時期を迎えようとしている。

当社の歴史の足どりは，成長の過程に生じたそれぞれの特徴に従って，之を三つの時期に区分することが出来よう。第１期は会社創立の直後から険しい自立への道を歩みつつ，もっぱら会社の基礎の確立に向って力を注いだ草創揺籃期ともいうべき時期（昭和34年～昭和40年）であり，続いての第２期はようやく定った基盤の上を足で着実に踏み固めつつ，一歩，一歩と前進を続け，東北電力(株)及び関連会社の電力設備の増強に応じて組織，職制，業務機関等の整備を図ると共に，逐次人員を充足し，技術力の向上に重点を置いて電力外工事受注への足場を固めつつあった充実成長期（昭和41年～昭和49年）ともいうべき時期であった。そして，今や第３期は刻々と推移する経済情勢の中で更に経営の多角化をも加えて，長年に亘って孜々として鍛えあげた優秀な技術並びに施工力をもって，客先の要請に対処すると共に地域産業，社会の発展への寄与を抱負として歴史の重みを踏まえて，更に大いなる飛躍を求めて自主栄光への道を歩む発展躍進期（昭和50年以降）ともいうべき時期であろう。

第3章　草創揺籃期
(自立への苦悩)
(昭和34年～昭和40年)

第1節　30年代の背景

まずこの時代に目を向けると，昭和30年代の経済は世界経済の活況を背景として，わが国の経済も好況に恵まれ経済水準の回復は急速に進み，昭和31年の経済白書では「もはや戦後ではない」として，戦後の回復期を既に脱して新しい繁栄の時代に入ったと宣言した。昭和30年以降政府は経済優先主義の政策を強力に押し進めると共に，海外からの新しい技術の導入による技術革新や事務機械化などにより，わが国の経済体質を改善し，生産の著しい増強をもたらした。優秀な労働力が高度成長の要因となり，「神武景気」，「岩戸景気」に代表されるわが国の経済は，世界に例を見ないテンポで急速に成長した。これにつれて経済規模も拡大され，生産構造も第1次産業から第2次産業への移行が進展し，重化学工業中心の高度経済社会をつくりあげていった。昭和35年には60年安保の嵐が吹き荒れて，安保条約の成立を契機に岸内閣が退陣し，昭和35年12月池田首相によって，国民所得倍増計画が決定されると，急激な経済成長に向い，国民の生活も安定し，所得が増加するに従って国民は生活に豊かさを求めるようになり，娯楽の王者としてテレビが家庭の茶の間に登場し，洗濯機，冷蔵庫と共にいわゆる「三種の神器」と称せられたのもこの頃であった。

昭和36年後半に至って，急激な経済成長の歪みと国際収支の悪化により景気は下降の道を辿り始め，昭和37年に入って産業界は深刻な不況におそわれた。昭和37年5月東北電力(株)に於ても，収支改善のため電気料金の改訂を申請したが，産業界の不況の影響をうけて紆余曲折の末厳しい査定をうけて認可された。このため平井東北電力(株)社長は企業体質改善のため，電気料金の長期安定と会社経理の内容充実を柱とする新しい経営理念を表明するに至った。昭和37年秋には政府の懸命な努力と，昭和39年10月に開催が予定されていた東京オリンピック関係の需要により，景気の回復も進みいわゆる「オリンピック景気」を現出したが，オリンピックの閉幕と期を一つにして経済界は再び「40年不況」といわれる沈滞期に入っていった。景気の回復を図るための金融緩和の措置をはじめ，各種の景気対策が実施せられ年度後半より再び景気上昇の道を歩むようになっていった。

第2節　経営陣と経営方針

当社の創立に当り，昭和34年1月30日に開催された創立総会並びに第1回取締役会に於て選任

された経営陣は次のとおりであった。

取締役社長　瀬戸千秋〔前東日本興業(株)社長，元東北電力(株)常務取締役〕

常務取締役　木戸英祐〔前新潟計器工業(株)常務取締役，元東北電力(株)経理部長〕

取　締　役　中島英雄〔前東日本興業(株)役員待遇嘱託，元九州火力建設工事(株)技術部次長〕

監　査　役　堀居左門〔前東北電機製造(株)取締役，元東北電力(株)経理部長〕

尚瀬戸社長は大正13年3月東京帝国大学工学部電気工学科卒業後，同年4月大同電力(株)に入社，以後日本発送電(株)，東北電力(株)，東日本興業(株)を経て当社創立に際して社長に就任した。

創立当初の経営は茨の道の開拓にひとしく，少数の役員（中島取締役は八戸出張所長委嘱，堀居監査役は非常勤）をもって業務の処理にあたらざるを得なかった。まず東日本興業(株)よりの営業権，諸財産，従業員並びに業務機関の引き継ぎ，更には会社業務運営上必要な諸規程及び諸制度の制定等会社基礎の確立を重点施策として取り上げ，鋭意これ等事項の処理に当ると共に，東北電力(株)の電源関係設備の増強に対応して，業務機関の拡充整備並びに要員の充足に積極的に取り組んでいった。昭和35年6月8日の取締役会で木戸常務取締役が常務取締役を辞し，同年12月3日の臨時株主総会で木戸取締役は辞任し，2年足らずの任期で当社を去り，代って藤原幸次郎〔前東北電力(株)経理部長〕が取締役に選任されたが，昭和36年4月1日の処務規程制定に伴なう事務部の設置により事務部長を委嘱(昭和38年9月1日までの間)されるまでは，その間瀬戸社長はただ1人在仙の常勤役員として難局の処理にあたり，昭和37年5月当社の自立の行末を期待しつつ，定時総会で辞任した。代って同年4月より当社に出向中の末正直〔前東北電力(株)火力部長，元九州電力㈱筑上火力(発)次長〕が同総会並びに取締役会に於て常務取締役に選任されて経営責任者となったが，前社長同様少数の常勤役員と共に苦難の道を歩むこととなった。

昭和38年1月の年頭の挨拶にあたり，昭和37年末にはかねてより懸案の賃金体系の合理化の第一歩を踏み出すことが出来たので，昭和38年に於ては更に経営の向上を図り，兎の年にちなんで更に一大飛躍の年であることを冀い，懸案事項の解決に努力し，また各部門の充実と合理化に努め堅実なる会社の基盤を築きあげ，従業員の経済的地位の向上と待遇改善のために最大の努力を払い安んじて会社業務に従事出来る日の一日も早やからんことを期待すると述べ，経営方針にふれて所信を表明した。又昭和38年2月1日には同年より2月1日を会社創立記念日と定め式典を挙行し，その席上，人事の刷新と充実，職場規律の確立，業務成績の向上を図り，社員の待遇改善を図る方針を重ねて強調した。更に昭和39年度及び昭和40年度に於てはそれぞれ創立記念日で教育訓練により技術力を向上し，生産性を高揚して，会社業績の発展を図ることの必要性を訴えた。これらを要約すれば当時の会社経営方針は会社の基盤の確立を図ると共に，教育訓練によって技術力を強化して生産性を向上して，業績を伸長し従業員の待遇を改善することを主要命題として採り上げたものといえよう。

第3節　東日本興業株式会社よりの財産の承継

当社は東日本興業(株)との間に締結された営業権譲渡契約書により，東日本興業(株)の営業の一部譲渡をうけて創立されたものであるので，創立に際して両者間で取りかわされた申合書により，当社の業務機関で使用することになった財産はすべて東日本興業(株)より有償譲渡をうけたものであり，その対象となった財産の総額は約1,800万円余であった。尚これらの財産の引き継ぎ並びに対価の支払は昭和34年2月以降逐次実施され同年9月にはこれらの手続きは概ね終了した。これは営業譲渡契約書第4条で譲渡の期日を「譲渡期日は，乙（当社）が私的独占の禁止並びに公正確保に関する法律に定める手続きを終了した翌日とする」と規定した条項によるものである。

Ⅰ　八戸出張所関係

事務所（兼工員控室，倉庫，作業場）(82.5坪)	44万0,400円
工　　具	94万1,119円
備品什器	15万3,006円
車輛運搬具	30万1,266円
合宿，借上社宅敷金	17万3.100円
合宿運営資金	6万0,000円
計	206万8,891円

Ⅱ　自動車修理工場宮町工場関係

ランドローバー用シャシー用品	130万0,438円
エンジン用品	59万0,116円
電気用品	45万3,671円
その他用品	6万1,556円
車輛運搬具	175万1,404円
自動車修理設備	155万3,580円
工　　具	111万9,724円
備品什器	3万7,483円
電話設備	17万6,300円
計	704万4,272円

Ⅲ　宮町寮関係

備品什器	6万0,082円
寮運営資金	4万0,000円
計	10万0,082円

尚寮の建物は東日本興業(株)より借用（賃貸借契約昭和34年8月21日）し，6名が入居していたが昭和35年3月18日これを返却し，入居していたものに当分の間月手当として1,300円を支給した経緯がある。

Ⅳ　本社関係

備品什器（東北電業会館内）	13万7,381円
電話設備（東京瀬戸社長宅）	18万4,300円
有価証券（電話債券）	4万5,000円
計	36万6,681円

Ⅴ　自動車整備苦竹工場関係（昭和34年8月10日取締役会で譲受承認）

土　　地（822坪）	534万9,252円
建物工場3棟（83坪）	231万5,230円
〃 事務所及び倉庫（33.65坪），浴室（2坪）	101万6,492円
保存登記費用	1万7,876円
不動産取得税	7万6,100円
計	877万4,950円
合　　計	1,835万4,876円

第4節　従業員の引き継ぎ並びに充足

昭和34年2月1日会社創立の時点に於ける従業員は僅かに39名であった。その内訳は，東日本興業(株)より承継した29名〔本社6名（含常勤嘱託1名）と八戸出張所23名〕と新規採用者10名〔八戸出張所，含四国電力(株)退職者3名〕であった。ついで3月1日には，更に東日本興業(株)より28名（本社水力関係現業員11名と車輛工場関係17名）を引き継いだが，3月中に八戸(出)引継者の中から2名の退職者を出し，本社で事務関係1名と水力関係常勤嘱託1名を採用したので，昭和34年3月末の従業員数は67名（内常勤嘱託2名）となった。更に東日本業(株)から昭和34年4月1日に8名（水力関係現業員）と同年5月1日に10名（水力関係現業員8名，本社事務職1名，常勤嘱託1名）を引き継いで，東日本興業(株)よりの従業員の引き継ぎを完了した。ちなみに引継人員の総数は75名であった。尚東日本興業(株)よりの従業員の引き継ぎが昭和34年2月1日から昭和34年5月1日にわたって実施されたのは前述の財産の承継でふれた如く営業譲渡契約書の定めによるほか，当社の事業開始に当って東日本興業(株)との間に取りかわされた申合書により，特に電気工事部門については「昭和34年1月31日現在の継続未成工事は東日本興業(株)が担当し，2月1日以降の新規工事は当社が担当することとし，これ等新規工事の着手の都度必要な人員及び工員等を東日本興業(株)から当社に移籍または譲渡する」としていたためである。

その後急増する需要に対処するため，東北電力(株)の新鋭火力(発)が昭和34年10月31日仙台火

力(発)1号機(17万5,000kW)，昭和35年11月13日同2号機(同出力)，昭和37年6月16日同3号機(同出力)，38年7月24日新潟火力(発)1号機(12万5,000kW)，38年10月12日同2号機(同出力)と踵を接して運転開始され，一方水力(発)についても，昭和35年11月19日 大所川第二(発)(新潟)(2万6,000kW)，昭和35年4月30日青森県営岩木川第一(発)(1万1,000kW)，昭和36年2月23日上郷(発)(山形)(1万5,400kW)，昭和36年12月15日岩手県営岩洞第一(発)(4万kW)，昭和37年2月18日 荒川水力電気(株)岩船(発)(1万1,500kW)，昭和37年8月28日 大所川第一(発)(新潟)(1万3,500kW)，昭和37年12月13日加治川(発)(新潟)(1万7,000kW)，昭和38年5月17日揚川(発)(新潟)(5万3,600kW)，昭和38年12月4日日向川(発)(山形)(1万4,300kW)，昭和39年4月1日岩手県営仙人(発)(3万7,600kW)等が次々と運転開始をみるに至った。一方，電源の増強に対して需要端への変電設備の新設増設も図られ，昭和34年3月31日には福島(変)(6万6,000kVA)，同年6月25日には東北電力(株)嘯矢の本名超高圧(変)(26万5,000kVA)，昭和35年には秋田(変)(6万6,000kVA)，石巻(変)(6万6,000kVA)，広淵(変)増設，仙台超高圧(変)(26万5,000kVA)，昭和36年には郡山(変)(6万6,000kVA)，新潟超高圧(変)(25万kVA)，昭和37年には三条(変)(9万9,000kVA)，仙台(変)，新三条(変)，福島(変)の各増設，昭和38年には秋田(変)増設と相次いで増強されていった。これ等に対しての当社の対処は，出先現業機関の設置とこれが要員の充足が最大のしかも喫緊の業務であった。従って当社としては，後述の如く組織機構の整備を行うと共に対応業務機関の配置を行い，水火力発電設備並びに変電設備の増強に伴なう建設工事並びに補修工事の受注及び施工に応ずることが出来た。

人員の充足については当該業務機関の設置に伴い，技術習得期間等を考慮して多分に先行投資的考慮を払いつつ，新規採用並びに中途採用を行ってきた。すなわち昭和34年4月1日以降の採用については，昭和34年度59名〔含東日本興業(株)よりの引き継ぎ18名〕，昭和35年度37名を採用し，昭和36年度からは大学卒，高校卒，中学卒，職訓卒の区分による定期採用制度を導入して，定期採用5名を含む70名を，又昭和37年度には51名(内定採9名)，昭和38年度は135名(内定採44名)の多きを数え，続いて昭和39年度は86名(内定採42名)，昭和40年度には58名(内定採23名)を採用し，6年間で採用人員は496名に及んだ。しかし一方，会社創立後いまだ日の浅いこの時期に於ては，入社後会社の将来について不安感を抱くものが多く，従って定着率は良好とはいえず，好景気に伴なう社会風潮の影響もあり，退職者は昭和34年度(昭和34年3月～昭和35年3月)11名，昭和35年度15名，昭和36年度33名，昭和37年度18名，昭和38年度21名，昭和39年度24名，昭和40年度17名を出し，総数139名の多きに及んだ。

ちなみに昭和34年度採用の59名中には，昭和34年8月29日九州火力建設工事(株)より移籍された電気関係6名，機械関係8名計14名が含まれている。尚この時期の特色としては，水力系の従業員はその大半を本社勤務として発令し，工事施工の際に現地に出張するという，いわゆる「自宅待機」の勤務状態が取り入れられていた。従って後に水力関係現業機関に配置されるようにな

っても，当該機関の狭隘等のため，各機関に現業員控室が設置されるまではこの変則的な状態が続けられていた。

以上の経緯を経て，従業員数も昭和41年3月31日には社員375名，常勤嘱託6名，常用員45名(昭和39年1月1日常用員就業規則の施行に伴って同日付で辞令によって採用した。)で合計426名を数えるに至り，創立時の従業員数の10倍を超えるに至り，別項に述べる給与の改善による従業員の待遇改善及び完工高の増大と共に，東北電力(株)の全額出資の関連会社であることの健全性も認識され，定着率も逐次良好になりつつあった。尚昭和41年4月1日には新たに社員37名(内定採30名)，常用員2名の採用を了して，従業員の総数は465名に達した。ちなみに本社各部，並びに各現業機関別の配置状況は次の通りであった。

業務機関別従業員配置一覧表(昭和41.4.1現在)

区分	社員	嘱託	常用員	計
総務部	15			15
技術部	2			2
火力工事部	2			2
電気工事部	25	1	6	32
工作部	5	1		6
八戸火力出張所	75		5	80
仙台〃	111		16	127
新潟〃	67		10	77
車輛整備工場	20	1	1	22
〃八戸分工場	7		2	9
会津支所	29	2	3	34
新潟〃	37	1	3	41
秋田〃	17		1	18
計	412	6	47	465

第5節　組織機構の整備と推移

創立当時の組織機構についてはとくに規程を定めずに本社機構としては，東日本興業(株)仙台支社時代のものを継承して，それぞれ事務部，電気部，塗装部，自動車部と呼称していた。又現業機関としては，八戸及び会津の2出張所を昭和34年2月1日に開設し，自動車整備苦竹工場を同年3月1日設置し，昭和35年8月26日には八戸(出)構内に自動車整備工場を開設した。

昭和36年4月1日に至り処務規程が制定実施され，本社機構として事務(庶務，経理の2係)，電気(統轄，現業の2係)，塗装の3部が正式に設置された。又現業機関としては八戸(出)(6

係)，仙台火力(作)（６係)，仙台車輛整備工場（３係）のほか，会津(出)と新潟(連)（昭和35年12月１日設置）を夫々電気部直轄の支所とした。

昭和38年９月１日には８月26日の処務規程の改正に伴い，機構改正が実施された。これは八戸火力(発)１，２号機，仙台火力(発)１～３号機に続いて，昭和38年に至り，新潟火力(発)１，２号機がそれぞれ７月及び10月に相次いで運転開始したため，火力関係工事の受注並びに施工の増加に備えて本社に火力工事部を新設すると共に下部機関の強化を図ったものである。すなわち本社は総務，電気工事，火力工事，塗装の４部とし，現業機関としては火力(出)を八戸，仙台，新潟に置き火力(発)の補修工事に対しての態勢を整えた。昭和40年４月１日にいたり，業務量の増大に伴い，特に本社組織の整備を軸とした第２次の機構改正が行なわれた。すなわち本社は総務，技術，火力工事，電気工事，工作の５部とし，又下部の業務機関も対応する東北電力(株)の要請に応えて，東北電力(株)管内の主要地点に配置されるようになった。火力(出)は従来と同じく八戸，仙台，新潟の３ヶ所とし，支所には会津，新潟のほかに新たに秋田を加え，水火力(発)の補修工事の受注並びに施工に対処する態勢を整えた。また車輛整備工場は仙台工場の他に昭和35年８月に設置した八戸の自動車整備工場を八戸分工場として仙台車輛工場の所属とした。尚各業務機関の設置並びに整備の推移については次項に述べることとする。

第６節　業務機関の設置と推移

Ⅰ　本社事務所の設置と推移

１．東北電業会館の借用

当社の本社は定款の定めるところにより，創立当初は仙台市東２番丁103 所在の東北電業会館（昭和29年12月竣工）とした。当時東日本興業(株)も東北機械計算(株)〔現在の東北コンピューターサービス(株)〕より借室して同会館に入居して居り，昭和34年２月中は同社事務室内で同社々員と机を並べて執務をしていた。同年３月１日に至り同社事務室（３階４号室坪数12.6坪）を当社が借用することとなり，東北機械計算(株)と賃貸借契約を締結の上入居した。

２．電力ビルに移転

かねて借用中の本社事務所は業務量の拡大に伴なう人員の増加により，狭隘となり，業務の遂行上支障を来す虞れが生じてきたので，東日本興業(株)が 仙台市東二番丁70 に新築する電力ビルのうち２階の一部を賃借することとし，同社との間に賃貸借契約を締結し，同ビルの完成を俟って，昭和35年５月９日に移転した。ちなみに同事務室は使用坪数 33.77 坪，附帯分担坪数6.75坪となり，創立当時の事務室に比して凡そ３倍の広さとなった。

３．富士ビルに分室を設置

昭和35年５月に移転入居した電力ビル２階事務室も当初は余裕があったが，その後業務規模の拡充に伴なう人員の増加，並びに本社内部の組織機構の増強に伴い，手狭となったため，昭和40

年４月１日仙台不動産(株)と賃貸借契約を了し，仙台市東二番丁68 所在の 仙台富士ビル〔(株)富士銀行入居〕の６階北側に事務室（18.29坪）を借用して，本社分室を設置し技術，火力工事，電気工事，工作の４部を入室せしめ電力ビル２階は総務部並びに役員室（兼会議室）として使用することとした。昭和40年12月１日に至って 従来北側にあった分室事務室を 南側事務室（22.12坪）に借り換え移転した。その後技術関係部門の人員の増加により分室が狭隘となったので，昭和41年３月12日に至り，電力ビル２階の総務部，役員室（兼会議室）と富士ビル分室の技術関係部門との入替を行い適正配置を実施した。

Ⅱ　現業機関の設置と整備

１．八戸出張所の設置

かねて東北電力(株)が八戸市大字河原木字浜名谷地に建設中の同社八戸火力(発)が昭和33年６月24日１号機（７万5,000kW)，同年10月４日に２号機（同出力）が相次いで運転を開始した。これに伴って火力(発)の補修工事を担当することとなった東日本興業(株)は昭和33年８月同発電所構内に建設用見張小屋を借受けて，東日本興業(株)の八戸(出)（中島英雄所長以下10名）を設置した。同年10月には補修業務の増加に伴い，陣容の拡充を図り，大林組より建設用コンプレッサー室（82.5坪）を譲り受け仮社屋とし事務所，工作場，倉庫，従業員詰所を設けて態勢を整備した。当社創立にあたりこれを車輛運搬具，工具，備品什器と共に譲り受け，当社の八戸(出)を設置した。昭和34年８月に至り出張所建物を新築する方針を決定し，８月下旬に着工資金525万8,000円を投じて同年12月中旬軽量鉄骨平家建の新事務所１棟（127.5坪）が竣工した。これは当社の現業機関の半永久的建物としては嚆矢のものであった。尚初代出張所長には取締役中島英雄が委嘱された。ちなみに昭和34年９月１日仙台火力(作)の設置に伴い同所長として中島所長が転出したので，小副川次郎が昭和34年10月１日に所長代理に，又昭和38年９月１日には所長を命ぜられた。

２．会津出張所の設置

会津(出)は昭和34年２月１日に 会津若松市行人町39 所在の東北電力(株) 会津電力事務所構内に設置された。当時の事務所は電力事務所の建物（Ｂ棟）の一部を東日本興業(株)時代に借用したものを引き続き借用したもので，事務室は８坪程度で机も４～５個置くのが精一杯の状態であった。現業員はすべて自宅待機（電報連絡により指示をうけて工事現場に出張）という変則的な勤務状態であり，その後に開設された宮城，新潟等の水力現業員についても実施され，それぞれの機関の事務室が整備されるまで続けられた。

尚会津の出先機関は 東日本興業(株) 時代，当時只見川筋の 一連の水力(発) の相次ぐ竣工に伴い，これが建設関連工事並びに補修工事を担当するためその拠点地区に開設したものであり，当社の発足にあたりこれを継承して同所に会津(出)を設置したものである。ちなみに初代所長は鍛治嘉逸であった。昭和35年12月１日には支所に昇格し，昭和36年４月１日の機構改正に於てはこれを電気部会津支所としたが，昭和38年９月１日には同じく機構改正により本社の下部機関の会

津支所として独立した。尚昭和36年10月には 自動車々庫（7.5坪）を新築し，昭和40年７月に更にこれを増築した。

3. 車輌整備工場の設置

(1) 車輌整備工場

東日本興業(株)の自動車部は，昭和32年４月１日に設置され，昭和32年８月仙台市宮町東照宮下に工場を置き，事務室を宮町寮の２階として操業していたが，当社の車輌整備工場としては東日本興業(株)が仙台市原町苦竹金屋敷79—１に建築中の苦竹工場（土地822坪，工場建物３棟83坪，事務所倉庫等35坪）が昭和34年３月１日に竣工したのでこれを借用して，(昭和34年３月１日～昭和34年８月31日）同所に自動車整備苦竹工場として設置した。尚初代工場長は奥山斎であった。尚苦竹工場の買収については昭和34年８月10日の取締役会で承認され，同年８月29日これが買収手続きを了した。その後操業の順調な進展により，設備の増強に迫られ，昭和35年５月には軽量鉄骨平屋建の乗用車工場１棟（24坪）を新築し，昭和36年６月にはブルドーザー修理を受注のため，軽量鉄骨平家建のブルドーザー工場１棟（43.7坪）の新築及び構内整備の関連工事を実施し，電力関係車輌及び一般車輌の受注拡大に備えた。尚工場の名称は昭和36年４月１日には仙台車輌整備工場と改められ，更に昭和38年９月１日には車輌整備工場と改称された。

(2) 八戸分工場

東北電力(株)八戸火力(発)より備付のブルドーザーの故障修理をするため，当社八戸火力(出)に自動車整備士の駐在員を置くよう要請があり，種々検討の結果ブルドーザーの整備のみにては採算がとれないが，八戸，十和田両営業所管内の自動車の整備も併せて扱うものとすれば一応収支は償う見透しとなった。東北電力(株)と折衝の結果，当社の希望も認められたので昭和35年５月19日仙台工場より整備士２名を派遣し，昭和35年８月26日工場の設置を決定し，八戸(出)作業室を整備し修理設備工具等を購入して，整備体制を固め，昭和36年11月１日軽量鉄骨平家建の工場１棟（26.6坪）の竣工をみるに至り，本格的な操業に入った。尚機構改正により，昭和38年９月１日には 車輌整備工場 八戸分工場となった。ちなみに 初代分工場長は 小副川次郎であった。（出張所長と兼務）

4. 火力関係機関の設置

(1) 仙台火力作業所の設置

東北電力(株)の仙台火力(発)１，２号機の着工により，受注工事の増大に伴いこれに対処するため，当社の現地機関が必要となり，宮城県宮城郡七ヶ浜町大字吉田浜字沢尻22に仙台火力(作)を昭和34年９月１日に設置した。尚初代所長には前八戸(出)所長の中島英雄が委嘱された。昭和34年９月20日には仮設プレハブ（16坪）の竣工により，実質的に発足した。又昭和34年11月25日には宮城県宮城郡七ヶ浜町代ヶ崎浜字前島１—１所在の東北電力(株)仙台火力(発)構内取水口東側に仮設プレハブ（30坪）を新築してここに移転した。越えて昭和38年８月17日に至り，旧建物を撤去し，軽量鉄骨平家建の事務所及び現業員控室，工作場等（延195坪）を新築し，ほぼ半永

久的社屋の完成をみて，同年９月１日の機構改正により，仙台火力(出)となった。

(2) 新潟火力作業所の設置

東北電力(株)の新潟火力(発)の着工（昭和36年９月）を控えて，建設関連工事の受注並びに施工のため，昭和35年12月１日に新潟火力(作)の前身である新潟(連)を設置し，当初の事務所を新潟市下所島255—１ 所在の新潟計器工業(株)から借用した同社建物の一室（２坪）に置いた。昭和37年７月10日に至り，新潟(連)のうちの火力部門を新潟市桃山町２—200 所在の東北電力(株)新潟火力(発)構内の給水処理室の地下室（８坪）を借用し，ここに移転すると共に傍らに仮設プレハブ（32坪）を建設し現業員控室及び倉庫にあてた。同年10月１日には新潟火力(作)が設置された。尚初代所長は 中島英雄であった（仙台火力(作)所長と兼務)。その後 同年11月に至り新潟市秋葉通３—13〔新潟火力(発)の隣接地で当社が昭和37年３月に寮建設用地として購入したもの〕に竣工した越路寮〔(後の秋葉寮)（木造トタン葺２階建延建坪102.6坪)〕に事務室を開設した。越えて昭和38年８月１日にはさきに建設した給水処理室の傍らの仮設プレハブを増設し（増設後96坪）ここに統合し，同年９月１日機構改正により新潟火力(出)となった。

5. 水力関係機関の設置

東北電力(株)支店管内所在の発変電所関係工事及び青森，新潟両県営発電所関係工事の受注並びに施工のため水力関係の現業機関を次々と設置していった。

(1) 新潟連絡所の設置

昭和35年12月１日新潟(連) を新潟市下所島255—１ 所在の新潟計器工業(株)の一室（２坪）に設置した。尚これは新潟計器工業(株)より借用したものであった。昭和36年４月１日には機構改正により電気部新潟支所となり，又昭和38年９月１日には同じく機構改正により，本社の下部機関の新潟支所として 独立した。同年９月17日には，支所を新潟市古湊町１—１所在の東北電力(株)古湊(変)の構内に簡素な事務所を新築して移転したが，昭和39年６月16日の新潟地震により建物に損傷を受けて，使用不可能となったので同(変)の２階に事務室を借用して移転した。尚責任者は連絡所発足当時より引き続き波田重吉がこれに当った。

(2) 秋田駐在員事務所の設置

昭和38年10月16日に秋田(駐)の設置を決定し，秋田市長野町４所在の東北電力(株)秋田支店社屋の一室（３坪）を借用し事務室とした。初代責任者は柴田圭太郎であった。同年11月１日には現業機関として独立し秋田支所となった。翌昭和39年５月26日には業務連絡の便宜を考慮し，支所事務所を秋田市寺町138—１ 所在の東北電力(株) 秋田修理所構内に簡易建物（６坪）を建築してこれに移転した。尚昭和40年５月20日青森(駐)が設置されるに及んで青森支店管内の工事の受注並びに施工は同事務所に移管した。

(3) 福島駐在員事務所の設置

昭和40年４月１日，福島市渡利字新田22所在の東北電力(株)信夫(発)構内の旧合宿所建物の一部（６坪）を借用し，福島(駐)を設置した。尚所属は本社電気工事部とし，初代責任者は林進で

あった。

(4)　高田駐在員事務所の設置

昭和40年４月１日福島(駐)と期を同じくして高田(駐)を設置した。事務所は高田市本町2―150所在の高田修理所（木造２階建）の２階の１室（3.75坪）を借用してこれにあてた。所属は新潟支所とし，初代責任者は渡辺義雄であった。

(5)　青森駐在員事務所の設置

昭和40年６月30日秋田支所の所属として，青森(駐)を設置した。事務所は青森市大字造道字浪打39―１所在の東北電力(株)青森支店構内にある木造平家建の試験室の一部（4.5坪）を借用してこれにあてた。尚初代責任者は後藤金吾であった。

第７節　諸規程，諸制度の制定

創立後日の浅いこの時期に於ては会社の基礎の確立が先決であり，当社に於ても前述の業務機関の承継，拡充並びに従業員の承継，充実と共に諸規程，諸制度の制定にも力が入れられた。

Ⅰ　諸規程の制定

社員の労働条件の基本を定める社員就業規則が，幹部社員の取扱いを定める特別管理職就業規則と共に，昭和34年２月２日に官庁届出がなされた。これには付帯規程として賃金，通勤費，退職金，被服貸与，旅費，安全衛生，災害補償，慶弔贈与，宿舎の各規程が添付され，いずれも創立と同時に施行された。又安全衛生規程も同日付で制定された。

創立２年後の昭和36年４月１日に至り会社組織の基本を示す処務規程が定められ，組織機構，役職区分等が明確となり，同時に専決事項規則，稟議規程が制定されて，業務執行の基準が明確にされていった。

その他の諸規程或はこれに準ずるものとしては，その主要なものについて制定，年次に従って掲げると次の通りである。

昭和37年２月12日	特管職内規制定
〃年12月26日	労働協約の締結（後出）
昭和38年９月１日	機構改正のための処務規程の改正
昭和39年１月１日	常用員就業規則の制定
〃年１月14日	嘱託取扱内規制定
〃年５月26日	営業目的の追加による定款の一部変更（後出）
昭和40年１月１日	勤務成績調査内規，賞罰委員会要綱制定
〃年４月１日	被服貸与規程の全面改訂
〃年４月１日	機構改正のための処務規程の改正

昭和40年５月21日	営業目的の追加による定款の一部変更（後出）
〃年７月17日	非常災害復旧協定調印（後出）

Ⅱ　社章並びに社員章の制定

昭和34年２月会社発足後，時を経ずして会社の象徴たる社章制定の方針を決定し，広く社内及び東北電力(株)の各機関，関連会社の従業員を対象として図案の募集を行った。その結果，応募者数86名応募点数173点にのぼり，審議の結果，同年５月19日松井源一〔東北電力(株)八戸火力(発)所属〕の作品が社章として採用され，同年６月18日には社員章として制定された。当社の社章は「発変電工事」の頭文字のHを図案化したものである。尚昭和42年５月31日に至って社名を「発電工業」と変更した後もその儘とし，社員章，社旗，安全旗，被服類，車輛その他の印刷物に至るまで広く使用している。

Ⅲ　会社創立記念日の制定

当社はさきに会社設立のいきさつの章で述べた如く，昭和34年２月１日を創立の日と定めたのであるが，創立当初は会社の基礎固めの業務に忙殺されて創立の日を祝う行事等の計画はなかったが，昭和38年２月１日に至り末常務取締役は当日「会社創立記念日にあたって」と題して挨拶を述べた。その冒頭で「今日２月１日はわが東北発変電工事(株)が創立されて満４年の誕生日にあたります。本年よりこの日を会社創立記念日と定め，休日とすることに致しました。創立以来未だ日が浅いにもかかわらず，会社創立記念日を定めますまでに心のゆとりを持ち得ましたことは，前途に会社業務の発展が約束されているためであろうと存じます。……」と会社創立記念日を制定するに至った経緯についてふれ，又後段では「最後に会社創立記念日を迎えるにあたり，行事の一環として，東日本興業(株)以来引き続き会社業務の拡充発展と後進の育成に特に顕著な功労のあった先輩２人の表彰を行いました。誠に喜びに堪えないところであります。

会社創立記念日を新しく設けるにあたり，所懐の一端を述べ社員の皆様のご健闘を期待申し上げご挨拶と致します。」と結んでいる。従って上述の経緯で明らかなる如く，当社の創立記念日は昭和38年２月１日当時の末常務取締役によって制定されたものである。

Ⅳ　社内広報第１号の発行

昭和36年８月23日に「東発通牒第２号」で会議の開催要領を定め，所長会議の内容のうち，広く社員に伝達する必要のあるものは「社内広報」を発行し，これを掲載することとしたが，準備その他に日数を要したため，昭和37年６月18日に至ってようやくこれが第１号の発行をみることとなった。この広報は所長会議をはじめとする諸会議の内容のほかに人事，庶務，労務，工事関係の周知事項のほか各現業機関の消息等も掲載することとなった。ちなみに当時の広報は担当者の手書きによるリコピー印刷（Ｂ５版）によったものであり，活字印刷となったのは昭和41年１月１日発行の特別号（末常務年頭の挨拶）からであった。尚社内広報は後の古賀社長の提唱によって，昭和42年６月13日発行の第41号から愛称を「東発だより」として，以後概ね毎月発行されるようになった。

第8節　銀行取り引きの開始と資金事情

会社設立に際し調達すべき資本金3,000万円は昭和34年1月26日に株式の引き受けにより払い込みを完了し，払込取扱銀行と定められた(株)七十七銀行本店に当社名儀をもって別段預金として保管されていたので，2月2日(月)に同銀行に口座を開設し，通知預金2,500万円，当座預金50万円，普通預金450万円として夫々預け入れた。2月28日には(株)富士銀行と取り引きを開始し，1,000万円を(株)七十七銀行より振り替えて通知預金とした。4月2日には(株)日本勧業銀行に普通預金口座を設定し，7月31日に至って(株)富士銀行に当座預金口座を開設し資金運用の便を図った。

当時の資金繰りは会社創立当初のことでもあり，工事代金の入金も意の如くならず，一方東日本興業(株)に対する譲受資産の代金支払い，更には諸施設，備品，什器，工具，車輛等の整備のため資金の需要も多額となったため，(株)富士銀行より昭和34年7月に1,000万円，同年11月に500万円，更に昭和35年5月には電力ビル入居のための権利金等の支払いのため500万円の運転資金をそれぞれ借入れて苦境を乗り切ることが出来た。尚これより先，現業機関の八戸(出)に於ては東北電力(株)よりの工事代金を本社に送金していなかったので，昭和34年4月以降必要資金は本社より送金し代りに客先よりの収入金はすべて本社に送金せしめることとし，資金操作の明確化を図った。

第9節　営業の推移

創立当初に歩んだ自立への苦悩の道を営業の状況から足跡を辿ってみよう。創立後3月末日までの2ヶ月間は創立後日も浅く，営業活動もようやくその緒についたばかりで，唯一の発注先である東北電力(株)の力強い支援にもかかわらず，完成工事高は結局600万円余に過ぎず，原価並びに諸経費を吸収するには至らなかった。すなわち電気工事部門（水力関係）では昭和34年2月より昭和34年3月末に至る間，東北電力(株)より本名(変)機器据付，福島(変)機器据付工事外数件（2,274万9,000円）を受注したが工期の関係により，大部分のものは期末未成工事として次期に繰り越しのやむなきに至った。

次に火力(発)補修関係では専ら八戸火力(発)関係で，一般補修工事として370万7,000円の完工をみるにとどまり，3月下旬から開始される定期補修工事の下準備に追われて所期の成果を挙げるに至らなかった。又自動車整備部門では，昭和34年3月より稼働した苦竹工場は未だ十分な機能を発揮するまでには至らず，3月分は整備台数81台と若干の部品の売上げを含めて229万6,000円の整備売上高に止まった。更に塗装部門では仙台火力(発)本館，北海道電力(株)滝川火力(発)本館の塗装工事他数件（893万7,000円）を受注したが工期等のため，何れも完工するに至らなか

った。次に，第2期（昭和34年度）より第8期（昭和40年度）までの推移を年度別に回顧してみよう。

§ **昭和34年**　「神武景気」（昭和29年11月～昭和32年6月）に続く景気の沈滞期といわれる「なべ底景気」（昭和32年7月～昭和33年5月）を経て，日本経済はいわゆる「岩戸景気」（昭和33年6月～昭和36年12月）に入った年であり，東北電力(株)の需要の伸びも昭和30年より引き続いて毎年10%を越える数値を示しており，急速に増大する需要に応ずるため別項に述べた如く，八戸火力(発)1．2号機，仙台火力(発)1，2号機を夫々建設して運転を開始した。これら一連の火力(発)の完成と昭和34年6月25日に運転を開始した東北電力(株)嘯矢の本名超高圧(変)（26万5,000kVA）の完成に併せ，昭和34年7月2日東北電力(株)，電源開発(株)，東京電力(株)の3社間の超高圧連けい運転の実施により，東北電力(株)の供給力は著しく増強されると共に，火力をベースとする火主水従への道を歩み始めた年でもあった。当社に於ては昭和34年9月1日に仙台火力(作)を開設し，仙台火力(発)1号機の運転開始（昭和34年10月31日）に備えたが，受注高の増加は期待し得なかったものの電気工事部門と塗装工事部門の手持ち工事の完工が寄与して1億7,000余万円の完成工事高を挙げることが出来た。

§ **昭和35年**　この期は東北電力(株)が販売電力量に於て対前年比で18.4%増をもたらした好況を反映して，当社の受注量も大巾に増加した。又昭和36年2月東北電力(株)との間に火力(発)の定期定検修理の請負契約が締結されるに及んで，以後の火力工事関係の受注量の伸長の基礎となった。当期の完成工事高は仙台(変)新設並びに広淵(変)増設による機器の据付工事，本名，上田，新郷各(発)の点検工事のほか八戸火力(発)の定期点検工事等の受注完工により，前年比34.8%の大巾増となり完成工事高は2億3,000余万円となった。

§ **昭和36年**　前年に引き続き高度成長下に於て生産消費の拡大が続いたが，労働需給が極度に逼迫したために，当社も定期採用制を導入してこれに対処した年でもあった。年度後半に至り過熱した景気の沈静化の方策として，公定歩合の引き上げ等による金融引締策が強化された。

当社に於ても別項に述べる如く労働組合が結成され，組合要求による給与の大巾な改善により生じた労務費の高騰は，収支の悪化をもたらすことが予想されたために，東北電力(株)に対して工賃の引き上げを要請した。しかし電力側の厳しい経営事情の影響で，仙台火力(作)が昭和37年2月からと年度末に至り，漸く実現されたため八戸火力(発)1，2号機，仙台火力(発)1，2号機の定期点検工事のほか，上郷(発)，新潟並びに東新潟(変)新設に伴なう機器の据付工事を受注完工したが，完成工事高は前年比10%増の2億5,300余万円に止まった。然し諸経費の節減に努めるなど経営の合理化を図り，創立3年目にしてはじめて年8%の配当を実施することが出来た。

§ **昭和37年**　当期は前期に引き続く悪条件のもとで発足したが，公定歩合引き上げ等による景気調整策が浸透して過熱も次第に収まり，経済界は早くも昭和37年1月より同年9月頃までは，いわゆる「37年不況」と称する景気の谷間に呻吟することになり，東北電力(株)に於ても相次ぐ火力(発)の増設による資本費と燃料費をはじめとする原価の高騰を吸収する措置として電気料金の

改訂を申請し，10月27日認可された（実施は12月１日）。

経済界の不況も昭和37年下期にいたり金融緩和の政策が実施され，加うるに昭和39年月10開催が決定した東京オリンピックへ向けての準備工事による需要拡大のため，いわゆる「オリンピック景気」の幕明けとなり，産業界は再び活況を呈するようになった。一方，当社に於ては東北電力(株)よりの受注は大口のものはなかったが，大所川第一(発)新設，仙台(変)並びに福島(変)増設に伴なう機器据付工事を受注し，加うるに諸工賃の引き上げが仙台火力(作)昭和37年２月，八戸(出)昭和37年４月，車輛整備部門昭和38年２月よりと夫々実施されたため完成工事高ははじめて３億円を超え，３億1,900余万円を挙げることが出来た。ちなみに対前年比では26.2％の増加であった。

尚昭和37年より，車輛整備部門では東北電力(株)の保有車の整備が主として宮城県内分に縮少されたにもかかわらず，整備工料単価の引き上げとブルドーザー等の特殊車輛の整備増加等により，営業区域縮少による減収分を補塡することが出来た。又昭和37年９月１日土木技術者である水戸喜三，仲野豊の両名が入社し，仙台火力(発)の土木関係工事に従事することになり，以後土木建築工事の受注並びに施工にあたるようになった。

§ 昭和38年　前年度後半より迎えた景気の上昇機運のなかで，諸物価の高騰に因を発する労務費は上昇を続け，当社に於ても別項に述べる如く大巾な給与の改善を実施せざるを得なかった。この年は当初東北電力(株)の建設工事抑制による受注工事の減少が懸念されたが，電気部関係では秋田(変)増設等に伴なう電気設備工事の他，山郷，新郷等の各水力(発)の点検工事を受注し，一方火力関係では八戸，仙台，新潟各火力(発)の定期点検工事を施工し，又塗装関係では新潟火力(発)１，２，３号機の本館等の塗装工事を完工した。尚電気部では６月20日東北電力(株)の新保川及び北狭川両(発)（何れも新潟県佐渡郡所在）の委託運転契約を同社との間に締結したので，営業目的に「水力発電設備の保守業務」を追加した。以上の営業活動を背景として完成工事高は前年比23.4％増の３億9,400余万円を挙げることが出来た。

尚ここで特記すべきことは，昭和39年３月19日東北電力(株)より電力発注工事の発注区分についての指示書が通達されたことである。この指示書によれば，当社，東北電気工事(株)，東日本興業(株)の３社間の受注区分に制約が加えられた。当社にとって最も影響の大きかったものは，当社が設立前東日本興業(株)時代から営々孜々として手がけてきた，変電設備関係工事の東北電気工事(株)への移管であった。この措置は特別の例外措置を除いて厳守されなければならないというものであり，当社の電気部門に痛烈な打撃を与え，受注拡大に対する歯止めとなり，ひいては電気部門の発展成長に大きな障害となるに至った。また以上のことは昭和42年５月に当社が社名を「東北発変電工事(株)」から「東北発電工業(株)」へと改称した直接の原因となったものである。

§ 昭和39年　当期に於ても依然物価高に伴なう労務費その他の諸経費の高騰が続いたが，昭和39年10月東京オリピックの終幕と共に，景気は再び沈滞期を迎え産業界はいわゆる「40年不況」の

谷間に低迷することとなった。

一方当社に於ては，別項に述べるが如く昭和39年６月16日には歴史に残る新潟地震の発生により，これが応援復旧工事に活躍すると共に災害復旧工事に従事した。受注関係では電気工事部が柳津，新郷，山郷各(発)の点検工事を受注し，火力工事部では八戸，仙台，新潟各火力(発)の定期点検工事等を施工，塗装部に於ては新潟火力(発)３号機本館他の工事を受注，夫々完工して完成工事高は順調な伸長を示し，前年比23.2％増の４億8,500余万円を挙げた。尚５月には塗装部門の業務を本格的に推進するため，塗装工事業を営業目的に追加した。

§ 昭和40年　前年度後半より続いた「40年不況」により上半期は総じて沈滞ムードが産業界を覆ったが，不況からの早期脱出を図るため金融緩和の措置をはじめとする各種の景気刺激策が実施された結果，年度後半に至り公共投資関連産業を中心に立ち直りをみせ，輸出の好調と相俟って順調な回復過程を示しいわゆる「いざなぎ景気」の幕明けとなっていった。

一方当社にとって，前年来懸案の諸工賃単価が物価高に比例して更改されるという適正単価への改訂が東北電力(株)によって承認され，火力工事部門では昭和40年８月より，車輛工場では昭和40年７月よりそれぞれ実施された。又10月に至り東北電力(株)の仙台火力(発)の灰捨及び整地工事を受注することとなり，同年５月に前年追加した営業目的の「水力発電設備保守の業務」より水力の２字を削除して保守業務の範囲を拡大した。如上の経過を踏まえて各部門を挙げて受注拡大に努めた結果，電気工事部では上田，上野尻，本名，新郷各水力(発)の点検工事を実施し，火力工事部では八戸，仙台，新潟各火力(発)の定期点検工事等を完工したほか，塗装土木建築関係でも新潟火力(発)３号機発電設備塗装，仙台火力(発)灰捨整地工事等の実施により，昭和35年に続き対前年比33.3％増の６億4,700余万円の完成工事高を計上することが出来た。これは昭和34年度に比して約3.8倍となり，昭和36年度に８％の配当を実施して以降当期まで連続して年８％の配当を継続してきたが，一連の大巾昇給による原価の高騰が会社収支に与えた傷痕は深く，自立への道は峻嶮な苦難に満ちた道でもあった。

第10節　労　務　管　理

Ⅰ　労働組合の結成

当社の労働組合の結成はまず昭和35年11月14日仙台火力(作)の当時の常傭労務者扱いの従業員が中心となって，待遇改善を求めて労働組合を結成し，次いでこれに刺激されて翌昭和36年５月25日には八戸(出)に社員による労働組合が結成された。又同年６月24日には本社，仙台火力(作)，車輛工場の若年社員が中心となって会社的な労働組合を組織して，八戸(出)の組合と合流した。しかし当時仙台火力(作)で結成された常傭員労働組合が存続していたため，一時は「東北発変電労働組合」という同一名称の二つの組合が存在していたが，昭和37年２月に至って仙台火力(作)の常傭労務者の組合が解散するに至り，昭和37年２月22日に全社的労働組合が結成されここに至

ってようやく組合の一本化が成立した。尚初代執行委員長は佐藤一郎であった。

Ⅱ　労働協約の締結

昭和36年６月社員による全社的な労働組合が結成されるに及んで，待遇改善労働協約の締結を求める要求は日を追って激しくなり，会社としても健全な労働組合育成のため協約の早期締結の方針を固め，昭和36年11月頃から瀬戸社長が中心となって，労使交渉のあり方，労働条件その他の点について種々論議し双方とも誠意を尽し，協調を図って１年有余の審議を重ねて昭和37年12月26日にこれが締結の運びとなった。

労働協約はその前文で「会社と組合とは企業の社会性に鑑み，相互の基本的権利義務を尊重すると共に，つねに社会主義に立脚し，誠意を尽し，権利の行使と義務の履行とを果しつつ，もって事業の発展に寄与することを確認する」と謳い，又協約の第１条では締結の目的として「会社と組合とは労働条件その他待遇に関する基準を定めると共に労使関係を合理的に調整しもって相互の平和と安定とを確立するため」と規定している。

尚労働協約締結前の昭和37年11月７日には第１回生産協議会が開催され，同日生産協議会細目協定が締結された。これは労働協約の審議の過程できまり，労働協約より先にこの協定が成立し，労働協約の細目についてはその後の生産協議会で審議された経緯があった。

Ⅲ　労働条件の改善と福利厚生

1.　労働条件の改善

従業員の給与改善については会社創立当初はあまり動きが無かったが，昭和35年12月池田内閣により発表された所得倍増計画は全国的に賃金の著しい上昇を招いた。これらの影響を受けて当社でも，昭和36年６月労働組合が結成されるに及んで待遇改善を求める声は日増しに激しくなり，会社としてもこれらの要求に応えて給与の改善を実施せざるを得なかった。

その結果各年度の昇給率は，昭和36年度13.62％，昭和37年度18.6％，昭和38年度28.72％，昭和39年度17.59％，昭和40年度19.91％と実施され，当時の会社生産性の伸張を上廻る結果となり，従業員の生産意欲を高め，生活の安定には資したが，一方労務費の高騰は当時の会社経理に大きい負担を与えることとなった。このため会社としてはこの難局を乗り切るため，昭和38年４月23日各機関に対して「東発通牒第３号」を以って会社の実情を訴え，全従業員の協力を要請した。この通牒は当時の茨の道を歩む会社の姿を如実に示しているもので，あえて全文を掲げ当時の歴史を偲ぶよすがとしたい。

『

昭和38年４月23日

各長殿

東北発変電工事株式会社
常務取締役　末　　正　直

昭和38年度定期昇給について

昭和38年度の定期昇給は，４月６日労働組合との交渉に於て後記の通り大巾な昇給として妥

結調印が行なわれた。即ち当社の賃金ベースは，地方中小企業の平均賃金並びに関連会社のそれとの比較に於て著しく低位にあることは各種資料によって明かである。このことについては，創立以来未だ日の浅い当社として，また特殊高度の技術を必要とする新規業務について，当該年度の適確なる見通しの困難等より推して，事情已むを得なかったものと認められる。しかし，電力需要の急速なる伸びと，これに対処する親会社の設備の拡充に伴って，当社の業務の拡大伸張を迫られているとき技術陣の充実強化と，その確保とは，当社として，当面する最大の責任であることは周知の事実である。

賃金ベースの低位は，技術陣の充実はもとより，その確保も困難であるのみならず，社員の生活維持の最低線を確保し安んじて会社業務に従事し得ることも困難であると判断し会社経営の衝にある者としての責任に於て，またこの度の定期昇給に対する全社員の期待の一部に応えるものとして，前述のような定期昇給の実施に踏み切ったのである。この度の定期昇給には，明暗両面にわたって多くの期待と懸案とが相交錯し，来春３月末の決算に明るい見通しを得るためには労使共に相携え，相協力して，苦難の一年を歩み続ける必要があることを強く訴えなければならない。即ち昨年度は労働組合側の会社経営に対する理解と協力を得て，勤務手当の廃止及び通勤費，旅費の改訂，並びに八戸出張所に寒冷地手当，電気部に日額旅費の新設等の難問題を解決し，一応当社の賃金体系を整理してスタートすることを得たのであるけれども，これら一連の措置には相当額の支出増が伴なうことは，当然であるばかりでなく，この度の定期昇給による年間支出増のみで千数百万円に達するものと予想される。昭和36年度の税込利益は約940万円（昭和37年度については目下決算整理中であるが，昭和36年度とほぼ同程度と予想される）であるが，この点からしてもこの度の定期昇給による支出額は，如何に大巾なものであるかが理解されると思う。即ちこれらの支出の急増は，会社経理に重大なる負担となり，昭和36年以降継続してきた毎期８分の株主配当も昭和38年度以降は無配に転落する懸念あるのみならず，従業員の期末手当の支給率も引き下げの余儀なきに至る虞れも考えられる。株主配当は一種の借入金とも見られ金利程度の配当は，健全なる会社経営策としては必ず持続すべき性質のものであって，配当取消と云う如き最悪の事情は極力回避しなければならない。

以上の如き重大なる事態の克服には諸工事稼働高の増加と経営の合理化が喫緊の必要事項となるが，これら会社経営改善策の推進には各現業に於ては，各々の性質と実態に則した積極的な計画を樹立して，目標を定め，その実現を図らなければならないと考えられる。

本社に於ては，独り各現業の奮起に期待するばかりでなく，組織機構の充実改善を行って，人事の刷新を図り，会社業務の充実発展を阻害する悪条件を排除し，また親会社の全面的な協力を得るほか，対外的には当社に対する信用の維持伸張を図るため堅実なる諸方策を積極果敢に推進する方針である。

この度の大巾定期昇給を含め，従業員の経済的待遇の改善は以上の如き苦難の克服に直接つながるものであることをよく理解認識せられ，技術陣の強化，作業能率の向上，災害事故の絶滅等

に細心の注意を傾注して，親会社の信頼に応え得るよう全社員の一大奮起を促して已まない。

以上昭和38年度定期昇給の実施に当り，本年度の会社経営の方針を披瀝し，実情を訴えて通牒する。

追而，以上の方針は，４月15日労働組合幹部との話合の結果労使間の合意によるものであることを申添える。』

一方，其他の労働条件についても意欲的に取り組み主要なものでも

昭和37年10月１日	応援滞在手当新設
38年１月３日	通勤費規程改正
38年６月１日	夏季休暇の新設
38年７月１日	社内預金制度の発足
38年７月１日	互助会制度の発足（後出）
38年12月23日	住宅補助料の新設
39年４月１日	夜食補助料の新設
39年４月１日	完全月給制度の発足
40年４月１日	被服規程の全面改正
40年10月１日	長期工事出張帰郷内規施行

等の規程の制定並びに制度を発足させて，従業員の生活の安定，向上並びに福祉の増進を図った。

2. 互助会制度の発足

従業員の福利厚生業務の一環として，昭和38年７月１日互助会制度を発足させた。その概要としては，まず従業員中の希望者から出資金を集めこれを源資として，必要のある者には所定の手続きに依って貸付けをすることとした。出資金は１口月額100円以上としこれが積立限度額を10万円とし，概ね年利5.5％程度の配当金を毎会計年度末決算終了後支払う定めとした。又貸付金については第１種として，子女の婚姻等の理由によるものに対しては15万円以内（発足時５万以内）として36ヶ月以内の月賦均等返済とし，第２種としては理由の如何を問わず８万円以内（発足時は１万2,000円以内）とし，２ヶ月以内の月賦均等返済によることとした。尚何れの場合も会社従業員１名を保証人とすることを必要条件として，貸付利率は何れも年9.13％とした。会社は互助会の財政面の基礎が確立するまで相当額の資金を貸付けこれを援助した。

3. 厚生行事

(1) 第１回全社野球大会の開催

社内野球大会は数年来これが開催を従業員の間で要望されていたが，当社が工事会社であり，一時に多数の人員をこのような大会に動員することは困難であることから，なかなか開催の運びには至らなかった。各所に於て工事の要員については欠員補充をして，業務に支障を及ぼさない態勢を作って大会に参加することとしたため，ようやく昭和39年９月１日に開催にこぎつけることが出来た。尚球場は東北大川内グラウンドが使用され，参加チームは八戸，仙台，新潟の３火力(出)と車輌工場の４チームによる総あたり戦で行われ，熱戦の結果仙台火力(出)チームの優勝する所となり，以後毎年夏季に開催されることが恒例となった。ちなみにこの催しは参加従業員の親睦と意思の疎通を図り，併せて健全な身心を育成して会社発展に対して今後の活躍を期するための恰好の場となった。

(2) 成人式並びに健民会

成人に達した従業員に対しては特に集会等は行なわず，記念品の贈呈をもってこれに代え，昭和36年１月16日当時の対象者４名に対して贈呈したのが嚆矢であった。又レクリエーションの一環であるいわゆる健民会の行事も昭和36年４月20日の春の花見から開始されている。尚成人式に際しての記念品の贈呈並びに健民会の行事は後年に至るまで続けられ，健民会については春秋２回の催しとなり秋季は紅葉を求めての一泊旅行に疲れをいやすグループも多くなり，会社からも補助金の支出を行うようになった。

4. 安全管理の発足

労務管理に於ける安全衛生対策の重要性は，当社の如き工事会社に於てはその意義は特に深いものがある。当社創立に際しては就業規則に付帯して安全衛生規程を施行し，関係法規に基づいて安全管理者の選任，施設の安全化の措置を講ずると共に，標語の募集，安全カレンダーによる安全意識の高揚に努める方針をとった。

しかし草創揺籃期は経営基盤の強化に力点が集中されたため，全社的な安全組織の確立までには至らず，各現業機関を中心に自主的に安全計画を樹て作業者自身による安全意識の喚起を中核として，巡視点検の励行，保護具の整備を図り，本社は主としてこれが督励にあたった。昭和37年８月９日には会社と労働組合が一体となって強力に推進することとし，安全委員会についての協定を締結し，随時会議を開催し，更に昭和38年７月１日には安全取扱要領を定めて全社的に施行し，安全管理態勢の整備を図ることとした。更に昭和39年８月に至り「労働災害防止等に関する法律」が制定公布され，この法律に基づいて中央労働災害防止協会が発足した。会社も労働災害の防止について本格的な活動を開始することになり，昭和40年９月「集中的かつ恒久的な運動」の一環として毎月１日を「緑十字の日」と定めて，安全衛生旗を掲揚するほか，災害訓練の実施をはじめとして，各種の防止対策に関しての行事を行うと共に安全朝礼を行い，「安全章」を朗読することとし，各職場での実施を要請した。

「安全章：1. 安全は心身をすこやかにし生活を明るくする。2. 安全は職場をなごやかにし生産を高める。3. 安全は平和への道であり繁栄のみなもとである。さらばわれら安全の大道を歩まん。行く手に安全の光を仰ぎつついざ手をとり合ってつどわなん。緑十字の旗のもとに魂のふれあう力，高くかかげん安全の旗を」

5. 社員教育の開始

新入社員教育については新規学卒者の定期採用を開始した昭和36年から実施し，会社の概要を

把握させると共に，工事会社に勤務するものとしての襟度を身につけさせ，併せて相互の啓発と親睦を図る方針で毎年行なわれた。昭和37年９月には電気関係社会通信教育講座の受講奨励を行った。その後管理職機能を高めるため，監督者教育を主眼とする労働省導入の「ＴＷＩ」，又管理者訓練を主目的とする通産省導入の「ＭＴＰ」を昭和39年４月１日より採用したが，トレーナーの養成も未着手であったのでトレーナー養成をまってようやく「ＴＷＩ」による教育が昭和40年11月に至って実施された。一方，現業に於ける技術系従業員の技能向上を目的とした教育は東北電力(株)の火力(発)或は修理所の主催による技術教育に参加せしめると共に，本社計画による各業種別の一般技術教育を草創揺籃期の後半より逐次実施して従業員の技術の向上に努めるようになった。

第11節　自　然　災　害

Ⅰ　新潟地震の発生とこれに対する当社の処置

昭和39年６月16日午後１時２分新潟県粟島南方沖を震源地とするマグニチュード7.7震度５の規模をもったいわゆる「新潟地震」が発生し，新潟市を中心として被害が多発し，東北電力(株)の電力施設も新潟火力(発)その他の設備が大きな損害をうけた。当社関係も新潟支所社屋が地盤陥没による沈下により傾斜し材料倉庫が浸水し，また新潟火力(出)の単身寮が地盤陥没のため基礎の亀裂で建物に被害をうけた。これらの情報を入手した当社は末常務を中心とする幹部が応急復旧班（35名）を編成し，同夜救護品を積み込んだ救援車で出発した。翌17日現地に到着し，末常務の指揮下復旧作業に活躍すると共に，同日東北電力(株)の要請により更に復旧工事応援のため八戸火力，仙台火力の各出張所より86名，又電気工事部現業員48名合計134名より成る復旧班を編成し，第２陣として現地に派遣して復旧工事に従事した。このため東北電力(株)では当社の努力に対して，平井東北電力(株)社長より感謝状が贈られ，又当社に於ても特に活躍の著しかった新潟火力(出)に対し常務表彰を行った。ちなみに当社従業員が蒙った被害は幸いにも人的損傷はなく全焼２件，全壊２件のほか大小102件の被害があったため，早速見舞金の支給その他の応急対策が講ぜられた。

Ⅱ　非常災害復旧協定の成立

昭和39年６月16日に発生した新潟地震の経験に鑑み，かねてより検討中であった東北電力(株)，東北電気工事(株)並びに当社の３社間の非常災害復旧協定が昭和40年７月17日に締結される運びとなった。これは新潟地震により得た貴い経験に基づいて，地震，津波，火災，台風，水害，雪害等の非常災害発生の際電力設備の復旧応援によって早期回復を図り，民生を安定し電気事業の社会的使命を全うするため，東北電力(株)の電源並びに関連設備の保守の任に当っている東北電力(株)，東北電気工事(株)及び当社の３社間協定の必要性が痛感されるに至り，新潟地震直後，協定作成のため３社の幹事を定めて，協定案を作成し検討を加えていたものである。

第４章　充　実　成　長　期
（多角化への幕明け）

（昭和41年～昭和49年）

第１節　40年代の背景

Ⅰ　経済の情勢

昭和40年代に入ると昭和30年代後半より実施していた景気調整の行き過ぎが招いた，いわゆる「40年不況」（昭和39年10月～昭和40年10月）の回復のため，前後３回にわたり実施された公定歩合の引き下げ等の施策を行った結果景気はゆるやかながら回復に向った。その牽引力となったのは昭和39年８月２日のトンキン湾事件に端を発し，昭和40年２月７日アメリカ軍による北爆開始により本格化したベトナム戦争による特需（昭和42年のベトナム特需は５億0,585万ドル）であった。

一方景気の回復により物価は著しく上昇し，一段と強まる景気上昇，民間設備投資（鉄鋼，石油など）の拡大に伴い，消費の増大を招来し消費者物価の急上昇をもたらした。これに対して政府は財政支出の繰り延べ，金融引き締め等の景気調整策を実施したが，一連の建設ブームは依然として続き，輸出の好調と堅調な設備投資並びに根強い消費動向に支えられ，拡大過程を辿るようになった。又折からの日本万国博（昭和45年３月開催）準備のための需要は労働力の不足に拍車をかけ，各企業は労働力の確保と賃金の上昇対策に追われるようになった。かくの如く昭和40年代前半のわが国の経済は類いまれなる息の長い好況期を迎え，いわゆる「いざなぎ景気」（昭和40年10月～昭和45年８月）を謳歌した。ちなみに昭和41年から昭和45年までの平均経済成長率は11.8％と著しく高く，国民総生産（ＧＮＰ）は経済企画庁が昭和44年６月に発表した数値によれば，昭和43年度のそれは先進国たる西ドイツを抜き去って，アメリカに次ぐ自由世界第２位の経済規模に達し，経済大国の一角に位置することとなった。しかし昭和46年８月16日に至り二重価格，繊維問題等に端を発したアメリカのニクソン大統領の新経済政策によるドル防衛策（金とドルとの交換停止並びに10％の輸入課徴金の実施などを含む）に端を発したいわゆる「ニクソンショック」の影響により，わが国の産業界はその成長にストップをかけられ，株式市場のダウ平均株価は史上最大の暴落となった。続いて昭和46年12月にはわが国の国際収支の大巾黒字により外貨準備高が100億ドルに及んだため，これを素因として円の大巾引き上げ（１ドル360円→308円）を実施し，これに対してアメリカは7.89％のドルの切り下げを行った。このため経済界はいわゆる「ドルショック」にみまわれ，不況色を一段と強めていった。ちなみに昭和46年度の東北電力(株)の需要は前年比1.2％の微増に止まり，同社創立以来の低記録となった。昭和47年に至って公定歩合の引き下げなどの金融緩和策を軸として，財政支出の拡大等の景気浮揚策が

実施された結果，個人消費及び住宅建設などが堅調となり，ゆるやかに回復過程を辿り後半に入り再び拡大基調に転じていった。このため政府は昭和48年１月より経済の適正成長を実現するため，総需要抑制策（１．預金準備率の引き上げ，２．公定歩合の引き上げ，３．公共投資を中心とする財政支出の抑制）を漸次強化していった。

昭和48年10月６日に至り第４次中東戦争の勃発により，10月17日には OAPEC 10ヶ国（アラブ石油輸出国機構）は石油生産量25％削減政策の実施を決定した。この政策は自由経済諸国に深刻なエネルギー不足をもたらし先進諸国の株式市場は軒並に暴落を演じ，いわゆる「オイルショック」を惹起し，世界経済を混乱のるつぼにおとし入れた。これに対して政府は11月16日石油節約の緊急対策要綱を閣議決定して，対処することとした。如上の事態に加えて更に OPEC 13ヶ国（石油輸出国機構）が昭和46年２月以降数次に亘って原油価格の値上げを実施してきたが，昭和48年２月アメリカの実施したドル切り下げ（10％）による原油価格の減価分を補うため，昭和48年10月16日を第１次として昭和48年12月23日に至り遂に２倍に引き上げて１バーレル11ドル65セントという異常な価格とした。かくの如く石油問題はわが国の政治，経済，外交その他あらゆる面に深刻な影響を与えるに至った。

政府は12月21日に至り，国民生活安定緊急措置法及び石油需給適正化法の「石油２法」を成立させ翌22日には緊急事態宣言（対策実施の告示）を決定し，昭和49年１月16日には電気事業法に基づく電気使用制限を実施（１月12日告示）した。異常なまでの資材不足と狂乱物価として表現された価格の高騰は経済界に大きな傷痕を与えた。ちなみに昭和48年の物価の上昇率は卸売物価22.6％，消費者物価16.1％という異常なもので，又全国の土地の公示価格の上昇も32.4％と史上最高値（何れも対前年比）を記録した。昭和49年に入るとさしものインフレも逐次収束して行く過程を辿り始めた。これは金融引き締めによる企業金融の逼迫，消費者物価の著しい上昇により，消費投資が減退し，更には石油ショックの衝撃により石油関連物資の消費が抑制された等の事情によるもので，昭和49年不況は戦後の高度成長と桃源の夢をむさぼった日本経済をはじめてのマイナス成長（△0.3％）の底におとし入れた。

かくの如くニクソンショック，ドルショックに続くオイルショックがもたらした昭和40年代末期の日本経済は総需要抑制策による公定歩合の引き上げによる金融の引き締め，財政投融資の抑制による公共事業の繰り延べ等の施策の浸透によって前半の高度成長から一変して，低成長経済への移行を余儀なくされ，日本経済は一転して激動の時代へと突入することとなった。

Ⅱ　東北の地域開発

東北圏は広大なる土地に1,000万人以上の人口と加うるに豊かな諸資源に恵まれた地域として，東北の地域開発の将来も急速に注目されるに至った。昭和39年３月には八戸，仙台湾，常磐郡山，新潟の４地区が，昭和40年11月には秋田湾地区がそれぞれ新産業都市に指定されて開発の拠点となった。昭和41年６月30日には平井東北電力㈱社長が東北開発審議会会長に就任し，同年12月８日には東北の民間産業人の大同団結が実現されて，東北経済連合会が発足し，平井東北電力

㈱社長が初代会長に就任した。東北の地域開発は強力な指導組織を得て，その活動はいよいよ軌道に乗ることとなった。

昭和44年３月東北経済連合会によって公表された「東北開発の基本構想」によれば，「遅れの不利益」を「後発の利益」に転じ開発を進めるための重点施策を，「新しい工業開発の場」「総合食糧基地」「北方経済圏の拠点」それに「国民休養の地」とするとの４項目とし，昭和60年代に於ける東北経済の主要経済目標を想定し，１割人口，１割生産（何れも対全国比），所得の１人当りの水準を全国レベルに引き上げるという「１割経済」の実現を提唱し，これが具体策の策定，国への働きかけ，地域ＰＲなど活発な運動を展開するに至った。又これとほとんど時を同じくして５月30日には新全国総合開発計画（新全総：経済の長期安定的成長と国民生活の一層の向上をねらいとして，長期的視点から総合的な国土利用の在り方を基本的に方向づける計画で，昭和40年度を基準年次とし，昭和60年度を目標年度とする）が閣議決定をみるに至り，開発施策は更に具体化の道を歩むこととなった。昭和40年代後半の東北の地域開発は都市化の進展に加え，臨海及び内陸地区の工業立地の増加，工業生産活動の活発化など工業を中心にめざましい進展をみせていた。更に新産業都市を中心とする大規模な工業基地の開発，港湾設備の整備，或は東北縦貫自動車道並びに国鉄の新幹線の建設などにみられるように今までにない盛り上りがあり，更には工業再配置促進法の制定（昭和47年10月25日）などにより，大きな発展への転換期を迎えると共に引き続き産業基盤の整備，促進が図られ東北地方の飛躍的発展が大きく期待されるようになった。

Ⅲ　一般社会情勢

一方一般社会情勢に目を転ずれば，昭和41年は新春を迎えて早々に，全日空機羽田沖（２月４日），カナダ航空機羽田沖（３月４日），BOAC機富士山麓（３月５日）墜落事故が続き暗いスタートとなったが，４月15日には美濃部亮吉の東京革新都政が誕生し，昭和43年４月５日には小笠原諸島の返還協定が戦後20数年ぶりで調印され，10月15日にはメキシコオリンピックが開催され茶の間のテレビを独占した。昭和44年７月20日にはアメリカのアポロ11号による人類初の月面着陸という世紀の快挙に日本全土は昂奮のるつぼと化した。昭和44年11月21日には佐藤・ニクソンによる沖縄返還に関する共同声明が出され，昭和44年は学園紛争，反安保，反戦，沖縄返還デモが全国で荒れた年でもあった。

昭和45年３月14日大阪で日本初の万国博覧会が開催され，会場は華やいだ雰囲気に満ちていた。６月17日には沖縄返還協定が調印されたが，６月23日には60年安保（昭和35年）に続いて２度目の70年安保の反対デモの嵐が吹き荒れた。７月３日には東亜国内航空ばんだい号が函館で墜落し，７月20日には全日空機と自衛隊機による雫石上空の衝突という悲惨な事故が相次いだ。又過激派による交番爆破事故が相次いだ年でもあった。明けて昭和47年２月３日には札幌冬季オリンピックが開催され，明るい話題をまいた。

高度成長は過密と過疎を生み，公害も全国的に発生し，更には大学紛争，連合赤軍等一連の事

件の勃発をみるに至った。これらの事象に対する事前の防止対策に手を拱ねいていた佐藤内閣は7月6日，国民の信を失って退陣し，代ってこの後を受けて田中内閣が成立し，日本列島を「改造ブーム」の渦に巻きこんでいった。昭和48年10月に発生したオイルショックにより諸種の対策の後をうけて，昭和49年1月には電気の使用制限令の告示により，戦後はじめて全国の街頭のネオンの灯が姿を消した。又狂乱物価，資材不足によって関西地方に発生し，全国各地にまで波及したトイレットペーパー騒動が起きたのもこの頃であった。昭和49年11月26日に至り，身辺の金脈問題に端をした黒い霧がマスコミに大きく取り上げられるに至り，田中首相は国民の支持を失って，土地価格の暴騰を置き土産に首相の座を明け渡し，代って三木内閣の誕生となった。昭和50年3月24日には日本全土を覆う不況克服のため経済閣僚会議で第三次不況対策を決定し，不況脱出に努力を傾注して行くこととなった。

Ⅳ　東北電力(株)の情勢

東北電力(株)では旺盛な需要の増加に対処するため鋭意火力電源の開発を主力に建設を進めていたが，昭和41年1月26日には新潟火力(発)3号機（25万kW）が運転開始の運びとなり1基25万kW時代に入った。昭和42年1月5日には原子力(発)建設予定地として宮城県女川町と福島県浪江町を内定した。昭和43年7月3日には「経営発展基本方策」を示達し，地域繁栄への奉仕と効率経営の推進を経営理念とし，その展開にあたり「1需要の積極的創造」「2新しい供給体制の確立」「3経営管理体制の刷新」の三大力点を示した。同年8月20日には八戸火力(発)3号機（25万kW）が運転を開始し，昭和44年6月30日には世界の原子力(発)の出力が1,000万kWを超えたと発表された。又昭和44年8月20日には新潟火力(発)4号機（25万kW）が運転開始し，従来の水主火従は 51.4：48.6 と火主水従に逆転した。

同年11月28日には平井東北電力(株)社長が会長に就任し，代って若林社長の誕生となった。翌29日には「60年度を意欲的に展望した長期ビジョン」を策定した。昭和45年8月19日には秋田火力(発)1号機（35万kW）が運転開始し，1基35万kWの時代を迎えた。昭和46年5月1日には東北電力(株)では創立20周年の記念式典を挙行し，めざましい躍進の成果を祝賀した。5月17日には新たに新潟県角海浜を原子力(発)建設候補地として公表した。8月20日には新仙台火力(発)1号機（35万kW），昭和47年2月15日には秋田火力(発)2号機（35万kW），8月17日には八戸火力(発)4号機（35万kW），がそれぞれ運転開始され，昭和48年6月10日には新仙台火力(発)2号機（60万kW）が運転開始し，はじめて1基60万kWが導入された。

昭和48年10月に勃発した第4次中東戦争に端を発したオイルショックに際し，政府の講じた措置に呼応して11月9日には石油供給の危機に対処する緊急節電について示達し，需要家に対し節電の協力要請を行い，更に12月1日には石油電力緊急対策会議を設置し，緊急節電のPRを強化した。昭和49年1月12日には電気使用制限令が告示され，1月16日から2月20日まで500kW以上の需要家を対象として最高15%を削減することとした。昭和49年11月29日には秋田火力(発)3号機（35万kW）が運転を開始し，新鋭火力(発)の建設ラッシュが相次いだ。

一方東北電力(株)ではかねてより経営効率化に努め高騰する原価を吸収し電気事業としての使命を達成する共に，需要家の附託に応えるため全力を傾注してきたが昭和48年10月の第4次中東戦争を契機とする石油価格の大巾値上げは，供給力の7割を，原油を主な燃料とする火力(発)に依存している同社としてはその影響する所が極めて大きかった。更に相次ぐ新鋭火力(発)の増設等に伴なう資本費の増嵩や諸物価の上昇などにより，電力原価は著しく高騰をみるに至り，全社を挙げての諸経費の節減並びに合理化（昭和48年10月1日示達）にもかかわらず，収支は極度に悪化するに至り配当を8%に落さざるを得ない状態となった。このような非常事態を克服し，将来にわたる経営基盤の確立を図るため，昭和49年4月8日に電気料金の改訂を申請し，5月21日に認可された（実施は6月1日）。昭和49年6月29日には電源開発推進本部を設置し，新たなる原子力(発)の開発時代への体制を確立した。又10月1日には増資により資本金は1,010億円となり，ここに東北地方噴矢の1,000億円企業の出現をみるに至った。

第2節　古賀社長の就任

昭和41年5月31日開催の定時株主総会並びに取締役会に於て，昭和37年5月31日瀬戸社長が退任後4ヶ年間空席であった社長に新たに古賀孝が選任され経営体制が確立されて，ここに第2期ともいうべき充実成長の時代を迎えることとなった。尚新たな経営陣は次の通りであった。

取締役社長	古賀　孝	（新任）
常務取締役	末　正直	（再任）
〃	橋本邦二郎	（〃）
取締役	中島英雄	（〃）
〃	武沢譲三	（〃）
〃	高橋健一	（〃）
監査役	村田真司	（新任）

尚当社創立以来監査役として社業の発展に貢献した堀居左門は今回退任して，代って村田真司〔東北電力(株)常務取締役〕が就任することとなった。古賀社長は佐賀県の出身で，昭和4年3月東京帝国大学工学部電気科を卒業，同年4月東邦電力(株)に入社引き続いて日本発送電(株)に移り，九州電力(株)を経て，昭和31年6月東北電力(株)に移籍され，同社噴矢の八戸火力(発)をはじめとする多くの火力(発)建設の陣頭指揮をとり，取締役火力部長を経て常務取締役に進み，昭和41年5月東北電力(株)を退任して，当社の経営陣に加わり，2代目社長として当社の成長の基礎を築いたのである。尚古賀社長は多年電気事業の発展に寄与した功績により昭和41年10月8日藍綬褒章を受章した。

又昭和35年5月瀬戸社長退任後常務取締役として苦難の道を切り拓きつつ，会社草創期の基盤の確立に献身の努力を傾注した末正直常務取締役は病魔のため昭和42年1月2日惜しまれつつ此

の世を去り，1月6日社葬をもって故人の功績を偲んだ。

第3節　経　営　方　針

古賀社長は昭和41年6月2日社長就任の挨拶にあたり，昭和41年度の重点指針として 1. 技術の高度化，2. 工事の責任施工，3. 規律ある明るい職場作りの三点を経営方針として示した。すなわち

Ⅰ　技術の高度化のための具体的な施策としては

1.　高度の総合技術提供による工事の質の向上を図ること。

2.　コンサルタント分野への進出を図ること。

3.　電力以外の顧客を獲得して電力外工事への進出を図ること。

の三点を上げ，又

Ⅱ　工事の責任施工については

1.　受託した工事に責任をもつこと。

2.　顧客の信頼と相互共益の増進を図ること。

の二点を取り上げ，更に

Ⅲ　規律ある明るい職場作りについては

1.　明朗な社風の醸成を作り出すこと。

2.　職務の遂行と服務を厳正に行うこと。

3.　働き甲斐のある職場を築くこと。

の三点を内容とするものであった。以降各年の年頭の辞に於て所信を披瀝し，重点指針を示し会社運営の要とした。昭和41年5月就任より昭和49年9月退任するまでの経営方針の底に流れるものは，営業活動の強化推進によって受注高を増大し，技術力の向上により良質工事を提供し，企業の効率化により原価を低減することであり労働環境の整備及び安全管理の指導強化によって労働災害の絶滅を図ることであった。

第4節　多角化経営を目指して

Ⅰ　社名の変更

当社の社名は創立以来「東北発変電工事株式会社」の名称で推移してきたが，昭和42年5月31日の定時株主総会に於て定款の一部を改正し，会社商号を「東北発電工業株式会社」と変更し，更にかねてから懸案とされていたコンサルタント業務を「発変電設備に関する調査並びに設計」という字句をもって営業目的の中に加え，会社のもつすぐれた技術をもって地域社会に奉仕することとした。

尚社名変更の理由として古賀社長は，これまでの社名は東北電力関係の変電設備工事を昭和39年に東北電気工事(株)に移管したため，営業内容の実態にそわないばかりでなく一般的になじみにくいところがあったので，当社が社外的にも大きな発展を企図しているときにあたり，発変電設備（変電は電力外）の工事のみならず，巾広い営業内容を持つ会社であることを表明するために変更したと説明している。又如上の社名変更については，古賀社長就任直後に開催された第1回役員連絡会議（昭和41年6月29日）の席上でも話題として取り上げられ，古賀社長より社名変更について，現在の社名は対外的に呼びにくい上，スケールが小さく見えるし，又将来を考えて英訳が出来ない社名では支障がある。従って社名を近く変更したいと思うし，又その際の社名は発電工事でよいではないか等の意見が述べられた。これに対して末常務からは昭和39年に変電関係工事を分離したときに社名変更の話があったが，石橋電気部長から東北電力(株)の変電設備は出来なくても電力外の変電関係の工事をやるかも知れぬという意見がありこれを尊重し，又会社としてもそのような方針で進むこととして，その儘にしておいたとの説明をした経緯がある。

Ⅱ　42年度長期経営方針の策定

昭和43年7月8日かねて策定された長期経営計画が社達第1号をもって示達された。計画は経営方針に則り，経済状勢に対処しつつ事業の発展成長と経営の長期安定化を図って，当社に課せられた社会的使命の達成を図るため長期経営目標を確立することを目的として策定したもので，長期経営計画は当社としては最初のものである。この中で長期経営計画策定の必要性を次のように述べている。

激動する経済状勢の中で会社経営を推進するためには，毎年度計画のほかに5ヶ年間またはそれ以上の長期間に亘る長期計画を策定し，会社の長期的安定成長を図るために経営全般に亘る目標路線を確立することが必要である。又長期計画の策定にあたっての基本的な考え方としては，当社の「調和ある発展」すなわち，一歩一歩着実に足元を踏み固めながら実力に応じた発展を図ることに主眼を置き，その内容としては工事力の増強に伴って，完成工事高の増大を図ると共に，原価の低減を図る一方会社経営面の体質の改善を行って最終的には適正利潤を確保して会社経営の長期安定を達成することを目標としている。

この計画は現在の日本経済の高度成長を背景としたものであるが，特に東北地方に於ける電力施設及び産業施設の拡充に即応して一層地域社会への貢献を考慮したものであるとしている。尚長期経営計画は上述の趣旨を織り込んで以後毎年策定されるようになった。

Ⅲ　相談役の委嘱

東北電力(株)の電源開発は急速に進められていたが，その主力は火力(発)と，今後開発が進められる原子力(発)の新増設であった。特に原子力(発)については1号機が宮城県女川町にその建設が予定されているが，将来は原子力(発)のウェートが増大することは必至である。かかる情勢に対処するため，当社が原子力(発)の保修工事の分野を担当することについて，東北電力(株)に要望することとなった〔東北電力(株)社内の決裁昭和46年2月13日，当社への通知は同年2月19

日〕。又これに対応して当社は，社内に於ても必要な原子力関係技術の習得並びに要員養成のための体制を整えることが要請されることになり，またこれら増大する業務についてもその対処が考慮されるべき段階に至った。このように東北電力(株)に対する当社の責務は益々重大となるので親会社との一体化を強化するため，若林東北電力(株)社長を当社相談役に迎えることとし，昭和45年５月23日取締役会で相談役の委嘱を決定した。

Ⅳ　経営陣の強化

日本経済の高度成長期を迎えて当社の経営も多角化が予想されるに至り，昭和45年５月27日開催の定時株主総会並びに取締役会に於て新に東北電力(株)から山田信一（同社理事）を迎えて役員の陣容が次のとおり強化された。

取締役社長	古賀　孝	（再任）
専務取締役	山田信一	（新任）
常務取締役	小森和三	（再任）
取締役	武沢譲三	（〃）
〃	鈴木周助	（〃）
〃	石橋利久蔵	（〃）
常任監査役	高橋健一	（新任）
監査役	村田真司	（再任）
相談役	若林　彊	（新任）

又昭和46年５月31日定時株主総会並びに取締役会に於て，前年の東北フライアッシュ(株)との合併で昭和45年９月28日から当社の経営陣に加わった三品大吉（常務取締役），神山孝義（取締役）の外新たに吉沢淳〔前東北電力(株)会津電力事務所長〕が取締役に選任され，役員も３名増員されて11名となり，経営陣は尚一層の強化が図られた。尚吉沢取締役を昭和47年７月17日の取締役会で常務取締役に選任して事業規模の拡大に伴なう管理体制の強化に対処した。

Ⅴ　本社事務所新ビルに移転

草創揺籃期の本社事務所は当初の東北電業会館から電力ビル２階に移り，富士ビル６階に分室を置いて執務していたが，昭和42年４月25日電力ビル別館の完成を期に同館４階（約100坪）に移転して本社各部は創立以来３年を経て，ようやく事務所らしい室に纏まることが出来た。然し入居当時はその中に社長室，会議室も設けられ，事務室内にも余裕がみられたのであるが，年を追って拡大する業務量に伴なう人員の増強或は諸会議の増加等のため手狭まとなり，外部の借室等によりその場を凌いできたが社務運営上種々支障を生ずるに至った。一方東北電力(株)としては，かねがね同電力としての事務室配置並びに関連会社の事務所の適正配置を考慮し，大町電力ビルの建設計画を樹て，東日本興業(株)の手で建設に着手し〔施工清水建設(株)〕，昭和46年11月竣工をみるに至り，ビル管理会社の東日本興業(株)との間に賃貸借契約を了して，11月５日に入居した。尚同ビルの当社借受分は358.4坪（３階115.4坪，４階127.6坪，５階115.4坪）となり

旧事務所の3.5倍となった。その後八戸港送油(株)，東北緑化環境保全(株)の設立入居等により当社の借受分の坪数に若干の増減があった。〔当社（含倉庫）370.98坪，八戸港送油5.43坪，緑化（含倉庫）95.99坪，昭和54年２月１日現在〕

Ⅵ　諸規程，諸制度の整備状況

1.　諸規程の整備

処務規程は会社発足と同時（昭和34年２月２日）に制定されたが，会社の成長に伴い不備な点が生じてきたため，昭和42年２月１日これを全面的に改正して公布した。又昭和43年６月18日には職務権限規程（暫定）を制定し，各長の職務権限及びその行使に関する基本的事項を定めたが，昭和47年12月１日に職務権限規程を制定施行し，暫定職務権限規程はこれを廃止した。尚昭和48年４月１日に至り新たに組織規程を制定施行し，会社業務の能率的な遂行に必要な組織並びにその運用に関する基本的事項を定めた。又本規程の制定に伴い旧処務規程はこれを廃止した。

尚その他の規程及びこれに準ずるものとしては次のものがある。

昭和45年４月１日		物品購入事務要則
昭和47年４月１日		工事請負付託事務要則
〃		物品管理事務要則
昭和48年２月１日		文書等管理規程
〃	３月28日	文書記号番号制定
〃	４月１日	作業用具（作業車，工具，保安帽等）の色彩統一と取扱基準制定
〃		被服貸与規程の大巾改正
〃	８月24日	備品業務要則
昭和49年８月31日		表彰規程
〃	９月13日	懲戒審議委員会要則
〃	10月１日	出納事務取扱要則
〃	11月１日	収入金管理制度

2.　諸制度又はこれ等に準ずるものの充実

(1)　諸会議の定期開催制度の確立

従来制度化されていなかった諸会議のうち各長会議については月１回，又部長会議については毎週月曜日に定例的に開催することとし，昭和41年６月６日から発足した。しかしこの段階では未だ各所に於ける会議については何等制度化されず，上意下達（下情上通）の面に於て欠ける所が多々あったので昭和45年３月10日に至り，当該年度の重点施策のなかに盛り込まれた「各階各層に於ける意志の疎通を図り，相互信頼と協調の精神を育成し明朗豁達な社風を築く」という項目の具現のため，次の要領により諸会議の定期的開催を全面的に実施することとした。

ａ．目　　的

会議はその構成員間の情報連絡を密にし，業務運営の円滑化を図ることを目的とする。

b．議　　題

会議の議題は業務運営の方針，指示事項の伝達，徹底，社内外の諸情報並びに業務改善意見の交換等とする。

c．会議の運営

会議はその構成員の上席者が主宰し，効率的に運営することとし，会議の時間は概ね半日以下とする。

d．会議の名称，構成員並びに開催時期

(a)　本社に於て開催するもの

i　部長会議：社長，常務，常勤役員，部長，車輛工場長を構成員とし，毎週月曜日午前９時30分開会とした。尚後日構成員に若干の変更があった。

ii　本社課長会議：常務，常勤役員，部長，次長，課長（部付，課長以上の待遇者を含む）を構成員とし，毎月第４週火曜日午後４時開会とした。尚構成員並びに開催日時について後日変更があった。

iii　各長会議：社長，常務，常勤役員，部長，支社長，火力事務所長，支所長，工場長を構成員とし毎月（５～10日の間の火曜日）１回午前９時開会とした。尚後日機構改正により構成員を変更した他，月次決算の数値を把握して，収支動向を捉え併せて合理化等のため開催日を毎月月次決算終了後とし又開催時間も午後２時開会とした。

(b)　各所（支社，火力事務所，支所，工場）に於て開催するもの

各所課長会議：支社長若しくは所長，次長，課長（上記待遇者及び社，所付を含む）を構成員とし，毎週１回開催する。

注　i　出張所長は月１回出席させる。

ii　必要に応じ副長を出席させる。

尚後日機構改正により，各所のうち名称が変更されたものがある。

(2)　社旗の制定

創立10周年を迎え，かねてより諸行事に際して使用する社旗の制定が社内各方面より要望されていたので，これを作成することになり，種々検討の結果昭和44年９月白地に社章を赤く染め抜いた社旗を制定し，これを各業務機関に配布した。

(3)　東北発電工業協力業者互助会の誕生

かねてより当社の協力業者から，業務上災害を受けた場合の救済制度の発足を望む声が多く，当社としても工事量の拡大と共に災害事故件数も逐次増加の傾向にある現状に鑑み，東北発電工業協力業者互助会を設立する方針を固め，設立準備委員会を結成し第１回設立準備委員会を昭和

47年２月29日に開催し，互助会設立についての準備計画の推進について審議検討を行った。その後設立についての計画も纏り，仙台の桜花も春風に綻びる昭和47年４月11日当社本社でこれが創立総会を開催し，ここに会員相互の親睦，福祉の増進と併せて会員及びその従業員の相互扶助を目的とする「東北発電工業協力業者互助会」の誕生をみるに至った。初代会長は常務取締役小森和三であった。

(4)　社歌の制定

当社も昭和47年２月１日をもって創立13周年を迎え，ゆるぎない会社の基盤を確立し，着実に業績を積み上げてきたが，更に社業の飛躍的発展を期して社歌を制定することとなり，「当社の力強い業績と顧客本位のサービスを抱負とした内容を織り込み，明るい親しみやすい歌詞のもの」として広く当社役職員並びにその家族を対象者として募集したところ，総数55編（応募者38人）の応募があり，慎重に審査の結果昭和47年12月８日入選作品を決定した。ちなみに作詞者は平井俊信（総務部所属）であったが，選考委員会で若干の補遺修正を加え歌詩を決定した。尚社歌の作曲については東北電力(株)の社歌作曲者でもある福島県出身の作曲家古関裕而先生に依頼し，昭和48年２月５日これが作曲の完了を見たので社内に於て普及に努めた。併せて合唱団を編成して練習を重ね，同年６月11日作曲者を招聘して社歌の発表会を本社で開催し，会場では力強い美しい曲が披露された。

(5)　事務機械化の導入

当社に於てはかねてから，事務部門の機械化の実施を計画中であったがその第１次計画として，昭和48年度から人事，給与及び厚生関係の業務についてこれを機械化するため，業務内容の分析と諸条件の整備を行い，基本計画を取り纏め東北コンピューターサービス(株)の協力を得て，実施のための諸般の準備を進め昭和49年４月分の定例給与計算業務からこれを実施した。尚その他の業務についても機械化の対象とするため諸般の準備を推進中である。

(6)　そ　の　他

尚後述のものも含めて制度化又はこれに準ずるものとして次のようなものがある。

昭和41年４月１日	土曜半休，週42時間制（後出）
〃　４月15日	電力受注工事の支所長委任状処理の決定
〃　11月８日	年功慰労に関する暫定取扱
〃　11月23日	業務改善提案制度（昭和42年１月１日）（後出）
昭和43年４月１日	社内預り金取扱要綱（後出）
〃　７月11日	海外派遣者取扱内規
〃　10月１日	社員証発行
昭和44年12月１日	社員証を廃し身分証発行
〃　12月26日	年功慰労金制度発足（後出）
昭和45年12月26日	交通事故審査委員会要綱：（従業員に係りのある事故に関し業務外

と判定されたことについての申立を審査する）

昭和46年	1月1日	社員預り金規程，貸付金制度（後出）
〃	4月1日	安全専門職制度（後出）
昭和47年	10月1日	「私と家族の状況」制度採用（後出）
昭和48年	2月6日	安全心得制定
〃	4月1日	安全指導員設置（後出）
〃	4月1日	社宅区分要領
〃	4月1日	厚生福祉保険制度（後出）
〃	10月19日	家族慰安会補助制度（後出）
昭和49年	3月6日	東北発電工業献血会（後出）
〃	7月1日	海の家設置（後出）

第5節　組織機構の改正とその推移

Ⅰ　コンサルタント部の新設と組織の簡素化（昭和40年代第1次）

昭和43年2月1日処務規程の改正により組織機構に変更を加え，従来の技術部を改組強化して，社名と営業目的の変更の主目的である発変電設備に関するコンサルタント業務（調査並びに設計）と公営，自家用電力設備関係工事の受注開拓とを担当する部門としてコンサルタント部を新設し，又組織の簡素化については，本社の5部制(総務，技術，火力工事，電気工事，工作部)を総務部，コンサルタント部，火力部，電気部の4部とし，又火力(出)を火力事務所と改め，従来の3課制（庶務，機械，電気）を事務，工事の2課に統合すると共に各業務機関の係制を廃止し，課に副長を置く等機構を大巾に簡素化して業務活動の弾力的な運用を図ることとした。

Ⅱ　秋田支社の設置（支社第1号）

当時秋田地区には水力関係の秋田支所（昭和38年11月1日開設）が存在していたが，火力関係の機関は設置されていなかった。一方東北電力(株)の秋田火力(発)の1号機（35万kW）が着工され（昭和43年6月）受注工事の増加が予想されるに至ったので，他地区にあるように火力系，水力系各々の機関併存による管理部門重複の煩瑣をさけ，当社として初の支社を昭和44年4月1日に設置し，支社内に事務課，火力工事課，水力工事課の3課を設けた。尚水力工事課の支社への統合は対保修所の関係でこれが実施されたのは昭和47年3月22日になってからであった。

Ⅲ　本社機構の整備と現業機関の統廃合，新設と名称変更（昭和40年代第2次）

社業の発展に伴い，かねてから組織の改正について検討を加えてきたが，昭和46年12月1日を期して改正を実施した。

1.　本社機構の強化整備

従来のフライアッシュ部を分掌業務の多角化により，開発部に改め東北電力(株)より委託の温

排水利用による水産物の養殖を行うため，養殖課を設置し，また事業の実態にふさわしくするため，電気部を水力部と改称し，更に労務管理体制の充実を図るため総務部に労務課を新設した。

2.　現業機関の統廃合新設と名称変更

新潟火力事務所と新潟支所を統合して新潟支社を設置し，従来の電気部直轄の現業部門を独立させて，仙台事業所とし，又火力事務所及び支所をそれぞれ事業所に又車輌整備工場を仙台車輌工場と改称すると共に，電力外工事の受注関係業務の拠点として東京営業所を設置し新たな発展を期することとした。

Ⅳ　東京営業所の設置

流動する経済情勢に対処し，会社事業のＰＲ及び電力外工事の受注活動の拠点とすると共に客先業務の円滑処理を図るため，上述の組織機構の改正によりその設置が決定され，諸々の準備を重ね昭和46年12月20日より営業を開始することとなった。ちなみに設置場所は東京都港区芝大門2―4―6豊国ビル8階（20.42坪）で初代所長は永根一郎であった。尚開設の披露は昭和47年1月31日東京都港区新橋の第一ホテルで来賓及び関係者50余名出席のもとに催された。

Ⅴ　本社の強化と現業機関の名称の変更と新設（昭和40年代第3次）

昭和46年12月1日の機構改正以降当社をめぐる情勢の変化のテンポは激しく，とりわけ火力(発)の公害防止対策としての脱硫装置等の保守業務，共同火力(発)新設に伴なう本格的なコンサルタント業務，加うるに機械装置の製作，修理等が当社に課せられようとする情勢にあり，一方法律による安全対策や総合企画化の必要性などいずれも早急に対処を要する事態を迎える段階に至ったので，このような情勢の急進展に対応して重ねて，昭和48年4月1日を期して機構を改正することとした。

1.　総務部に新たに企画課及び安全衛生課の2課を置き，前者には経営の近代化に対処するため経営計画，事務機械化，管理関係等を，後者には法令による安全衛生管理及び労働災害保険関係を分掌させることとし，このため安全指導員の各級機関への配置等を措置した。

2.　コンサルタント部に規程外機構としてプロジェクト室を設け，特定発電所建設に伴なうコンサルタントとしての設計業務等を担当させることとした。

3.　水力部の工事課，工務課の2課を廃止し，水力課を新設した。

4.　開発部に脱硫課を新設すると共に，八戸支社及び新仙台(事)にそれぞれ脱硫課を置き，脱硫装置その他の公害処理装置の運転保守及び付帯業務を行なわせることとした。

Ⅵ　現業機関の昇格と機械工場の設置

1.　八戸及び代ヶ崎両事業所を支社に昇格し，それぞれ八戸支社，仙台支社とし，八戸分工場を仙台車輌工場より分離して，八戸支社に新設の車輌課の管理下に置くことにした。

2.　新仙台火力，勿来火力及び新潟共同火力の3出張所を共に事業所に昇格し，それぞれ新仙台，勿来，東新潟事業所と称し，前2者は仙台支社の，後者は新潟支社の直轄下部機関とした。

3. 更に仙台機械工場を設置し，業務課，製作課の２課を置き機械装置の製作，修理，据付並びに販売業務を行なわせることとした。

Ⅶ　仙台機械工場の営業開始

産業界の設備投資の好調に伴い，産業用機械類の受注が活発になると共に，火力(発)向け機器の製作加工及び修理の工事が増加し，火力現業機関の工作場のみでの消化は困難と予想されるに至り，又一方客先を通じて受注する際も自家所有の工場設備の存否が或る程度受注条件等に影響を与えることが予想されるに至り，機械工場設置の必要に迫られ，これを設置する方針のもとに昭和47年５月30日宮城県利府町飯土井長者前に約3,400坪の工場敷地を取得して鋭意工事を進め，昭和48年３月末を以ってこれが竣工をみるに至った。同年５月10日現地で関係者約100名列席のもとに竣工式を挙行し，ここに仙台機械工場として発足した。当初の設備としては製缶工場１棟(200坪)，プレハブ造り２階建事務所１棟〔(延160坪) １階事務室，２階製図室〕のほか倉庫及び所要製作機械類を整備し，当面の製作目標を初年度600ｔ，第２年度1,200ｔ，第３年度1,500ｔとし，積極的に受注活動を開始することになった。ちなみに同工場の操業状況については，オイルショック直後一時的に低調な時期があったが，その後東北新幹線建設或は青函トンネル工事等の進捗に伴って，トンネル掘削用さく岩機の受注に成功し，古河さく岩機販売(株)との提携により大きな成果を挙げるに至った。

第６節　水力関係現業機関の設置とその推移

東北電力(株)の電源開発は昭和40年代に入ってからは火力(発)を主体として進められ，既述の如く昭和44年８月20日に新潟火力（発）４号機の運転開始によって，火力（発）の設備容量は水力(発)を上廻り，名実ともに電源構成は火主水従となった。

水力電源の開発は有利な建設地点は僅少となると共に建設費が増嵩し，経済効果は極めて悪い状態にあった。特に水力では安定した電源の確保が困難であるほか，急増する需要に対処することが不可能であることからして，いきおい火力の補完的な形で建設が進められていた。すなわち昭和42年11月20日に運転開始した五十沢第一(発)（新潟県）（１万100kW）をはじめとして，昭和45年に入り，釜房(発)（宮城県）(1,200kW，昭和45年３月31日運転開始)，片門(発)３号機増設（福島県）（５万5,000kW，昭和45年３月31日運転開始)，又昭和48年には第二鹿瀬(発)（新潟県）（５万5,000kW，昭和48年５月10日運転開始）等の建設を行った。

一方水力電源の開発には公営(県)が意欲的に対処して，岩手県が多目的ダムに併設して建設した四十四田(発)（１万5,000kW，昭和42年12月17日運転開始）の外７個所の水力(発)（秋田県３個所，山形県３個所，新潟県１個所）の竣工をみた。

この頃から東北電力(株)の水力(発)の建設はすべてプラントで行なわれるようになり，メーカーが機器の製作から据付まで一貫して行い，当社が建設に従事する機会を失うことになった。し

かしこれに代って発電所機器の改良，補修及び点検手入等のメンテナンスに関する工事の受注が増加するようになった。これらの工事はその性質上規模が小さく頻度も多くかつ随時対処する必要があることから，東北電力(株)のそれぞれの機関に対応して人員を配置し，工事の施工に当ることがより合理的であるとして，現業機関を設置或は拡充することにした。当時はすでに会津，新潟及び秋田地区には支所が，又福島，高田及び青森地区には駐在員事務所がそれぞれ現業機関として設置されていたが，体制的には不備で一部に於ては自宅待機制をとっていた。しかしこのような制度は職場規律並びに工事の施工面から見て問題があったので，各現業機関の設置拡充と併せて自宅待機制の解消を図ると共に逐次要員の充足を行いつつ，体制の整備を図って行った。又東北電力(株)からの出向者の協力を得て，技術的指導を受けると共に工事施工能力の充実と管理体制の強化も併せ図られた。

一方東北電力(株)に於てはその現業機関の合理的な運用を図るため，昭和42年８月には水力(発)の日勤者の引き上げと補修体制の整備（昭和42年７月従来の修理所を廃止し保修所を設置）を行い，保守の分散管理から集中管理へと移行した。又昭和45年度からは設備の近代化と合理的な運用を図るため，水力(発)の総合自動化計画を進め，発電所の大半は無人化へと移行することになった。従って当社の技術並びに工事施工の面での東北電力(株)への協力度は従来にまして緊密なものとなり，他面電力側の当社に対して抱く期待感も益々増大するようになった。

Ⅰ　山形駐在員事務所の設置

昭和41年11月１日山形市十日町漆房260—4（昭和42年１月住居表示の変更により城南町３—７—35となる）所在の東北電力(株)山形修理所内に事務室（10坪）を借用し，山形（駐）を設置した。所属は本社電気工事部で初代責任者は早坂忠見であった。昭和42年７月31日支所に昇格すると共に現業機関として独立した。昭和43年７月１日東北電力(株)山形保修所の新築移転に伴い，従来より借用していた建物１棟（新たに12坪を借用して合計22坪となる）を継続借用し，事務所，及び車庫として改装した。昭和46年12月１日機構改正により事業所となった。

Ⅱ　福島駐在員事務所の推移

福島(駐)は昭和42年７月31日に支所に昇格すると共に現業機関として独立した。昭和44年12月12日に至り福島市腰浜町30—28所在の東北電力(株)腰浜(変)構内に敷地（27坪）を借用し，木造２階建長尺カラー鉄板葺の事務所（１階倉庫兼車庫15.88坪，２階事務室15.88坪）を新築し移転した。昭和46年12月１日には機構改正により事業所となった。

Ⅲ　いわき駐在員事務所の設置

昭和42年５月10日いわき市谷川瀬字仲山町所在の東北電力(株)いわき修理所内に事務室(４坪)を借用して，いわき(駐)を設置した。尚初代責任者は渡辺七郎であった。昭和43年２月１日には出張所に昇格すると共に福島支所所属となった。昭和45年12月１日東北電力(株)いわき保修所の新築移転に伴い，いわき市大町10—４所在の東北電力(株)旧平営業所建物の一部（15坪）を借用し，事務所として移転した。

Ⅳ　鶴岡駐在員事務所の設置

昭和42年７月31日山形支所の所属として，鶴岡市睦町13―５所在の東北電力(株)鶴岡保修所の一部を借用して鶴岡(駐)を設置した。尚初代責任者は菅原富太郎であった。昭和43年２月１日出張所に昇格し，これを機会に構内に敷地（10坪）を借用してプレハブ建の事務所（６坪）を新築し移転した。昭和46年12月１日東北電力(株)鶴岡保修所の酒田市移転に伴い，酒田市千石町１―９―13所在の東北電力(株)酒田営業所倉庫の一部（7.5坪）を借用し，事務所として同所に移転し酒田(出)と改称した。昭和48年10月１日に至り酒田市亀ヶ崎５―４―３所在の東北電力(株)旧酒田保線所所有の平家建建物１棟（22坪）を借用し移転した。

Ⅴ　青森駐在員事務所の推移

昭和42年７月31日に支所に昇格すると共に，秋田支所の所属から離れ独立した。昭和44年６月20日に至り，東北電力(株)青森支店の新築に伴い，青森市浦町字奥野66所在の東北電力(株)浦町(変)構内に敷地（75.13坪）を借用し，木造モルタルトタン葺平家建事務所（27.4坪）を新築して移転した。昭和46年12月１日には機構改正により事業所となった。

Ⅵ　岩手駐在員事務所の設置

昭和42年７月31日盛岡市紺屋町１―25所在の東北電力(株)岩手支店内に岩手(駐)を設置した。尚初代責任者は橋本弘であった。昭和43年２月１日支所に昇格すると共に，盛岡市下米内字大豆門47―３所在の東北電力(株)米内(発)内に事務室（７坪）を借用して移転した。昭和46年10月１日米内(発)の無人化に伴い，同(発)構内の倉庫（18.12坪）を借用し事務室及び倉庫に改装して移転した。尚昭和46年12月１日には機構改正により事業所への昇格と同時に盛岡(事)と改称した。

Ⅶ　佐渡出張所の設置

昭和43年２月１日新潟県佐渡郡佐和田町大字河原田町本町所在の東北電力(株)佐渡火力(発)構内に事務室（7.4坪）及び車庫（4.1坪）を借用して，佐渡(出)を設置した。所属は新潟支所とし初代所長は斎藤政治であった。昭和44年４月１日要員増により建物が狭隘となり，同構内の建物１棟（含倉庫22坪）を借用し移転した。昭和46年12月１日新潟支社の発足により支社所属となった。

Ⅷ　両津出張所の設置

昭和43年４月１日両津市大字馬場所在の東北電力(株)両津火力(発)の構内に敷地を借用し，ブロック建平家の事務所（６坪）を新築して両津(出)を設置した。所属は新潟支所とし，責任者は斎藤政治で佐渡(出)と兼務であった。昭和46年12月１日新潟支社の発足により，支社所属となった。同年12月６日電力側の要請により，発電所隣接地（144.44坪）を買収して，プレハブ２階建の事務所１棟（１階9.6坪，２階9.6坪）を新築して移転した。

Ⅸ　会津支所の推移

昭和44年３月31日東北電力(株)会津保修所の建物新築に伴い，借用建物から立退きを要請され

会津若松市材木町12―２―４所在の会津保修所所有の機械倉庫を借用し移転した。昭和45年１月22日会津保修所建物が完成し，保修所の移転に併せて会津電力事務所構内の旧組合事務室の建物（10坪）を借用し，事務所とし移転した。昭和46年12月１日機構改正により，会津事業所に昇格した。昭和48年１月16日に至り要員の増加により事務所が狭隘となったので，会津若松市材木町12―２―４所在の旧会津保修所の建物木造２階建１棟（１階倉庫30.58坪，２階事務室，控室30.58坪）を借用し移転した。尚当時の所長は渡辺利男であった。

Ⅹ　西会津出張所の設置

昭和44年４月１日会津支所所属の西会津地域在住の所員の自宅待機制の解消を図るために，福島県耶麻郡西会津町野沢字荒田甲1541所在の東北電力(株)野沢(変)の木造平家建２戸建社宅１棟(35.56坪)を借用し，西会津(出)を設置した。翌昭和45年８月１日には電力側の要請により福島県耶麻郡高郷村大字揚津字下原丙911―10所在の東北電力(株)山郷(発)の木造平家建社宅１棟(24坪)を借用し，ここに移転した。ちなみに初代所長は渡辺利男（会津支所と兼務）であった。

Ⅺ　秋田支所の推移

昭和42年12月７日に至り，従来の旧秋田修理所構内の事務所から，秋田市山王５―15―16所在の東北電力(株)山王(変)構内に敷地（43.8坪）を借用して，プレハブ構造の事務室（12坪），倉庫（６坪移設），車庫（９坪）を新築して事務所を移転した。尚昭和44年４月１日秋田支社の発足により，支社の所属となり水力工事課となったが，事務所はその儘として支社分室とした。昭和47年３月22日に至って，秋田市飯島古道川下川端217―６所在の東北電力(株)秋田火力(発)構内の秋田支社の建物に移転統合し，昭和48年４月１日の機構改正により工事三課となった。

Ⅻ　仙台事業所の設置

本社電気部所属の現業部門の社員は暫く自宅待機制をとっていたが，昭和42年10月に開設された苦竹寮（所在・仙台市新田西町１―65，借上独身寮，収容人員17名）に詰所を設け常駐とした。昭和46年11月５日に本社は大町電力ビルに移転し，同年12月１日の機構改正により，電気部を水力部と改称すると共に，現業部門を分離し，仙台(事)を設置し，事務所を本社内に置いた。ちなみに初代所長は大阪貞美であった。昭和49年12月６日に至り，仙台市郡山５―８―13所在の東北電力(株)長町(変)の構内に敷地（142.1坪）を借用し，軽量鉄骨パネル構造の２階建の建物１棟（１階倉庫20.8坪，２階事務室20.8坪），他に車庫（15坪）を新築して移転した。

XIII　新潟支所の推移

昭和46年12月１日新潟支社の発足により支社の水力工事課となり，新潟市桃山町２―200 所在の東北電力(株)新潟火力(発)構内の支社建物に移転統合した。昭和48年４月１日には機構改正により工事三課となった。

XIV　高田駐在員事務所の推移

昭和43年２月１日機構改正により出張所に昇格し，昭和44年11月30日東北電力(株)高田保修所の新築移転に伴い立退きが必要となり，高田市（現上越市）寺町２―25―33所在の東北電力(株)

高田(変)構内の旧所長社宅木造平家建1棟（35.24坪）を借用し，若干の改装を加えて事務所をここに移転した。昭和46年12月1日新潟支社の発足により支社所属となった。

第7節　火力関係現業機関の拡充

昭和36年末から始まった産業界の不況は翌昭和37年後半に至って回復し，昭和40年に一時的の停滞はあったものの「いざなぎ景気」と称せられる好景気の出現によって，昭和45年秋に至るまで未曾有の長期的好況を続け，この好景気のもとで人口の都市集中化が進展した時期であった。東北に於ても他地域への人口の流出により昭和32年以来人口は減少の状況下にあったが，主要都市の人口はそれほどの変動もなく仙台，新潟，いわき等の大都市はむしろ年々増加の傾向さえ辿っていた。

一方所得水準の上昇は，家庭電化機器や自動車などの耐久消費財の増大をもたらした。ちなみに主要家庭電化製品の普及状況をみると，次のようであった。

	昭和34年12月	昭和45年10月
白黒テレビ	10.8%	80.7%
カラーテレビ	0　%	25.6%
洗濯機	9.8%	89.3%
冷蔵庫	2.1%	85.9%
電気コタツ	5.7%	68.7%
電気釜	8.6%	48.0%
掃除機	1.2%	51.0%

このような背景のもとで第3次産業は大幅な伸びを示し，デパート，スーパーマーケット及びレジャー施設等が次々に新増設され，また市街地の土地の値上りなどによりビルの高層化が進むと共に，都市周辺には多くの住宅団地が造成されていった。このような状況により，電力の需要はこれまでの大口中心の需要から，電灯，業務用電力を含めた，多様な構成への変化を示すと共に，電灯，一般電力，大口電力のそれぞれの需要は概ね年平均10%程度の伸びを示すに至った。とくに昭和43年以降は旺盛な需要増加に対処するため，大型火力(発)の大幅な運転開始繰り上げをはじめとする供給力増強対策や需要の調整を余儀なくされるなど，全面的な逼迫度が年を追って厳しくなって行ったのがこの期の特徴ともいえることであった。

このため東北電力(株)及び共同火力(株)（新潟，常磐）等は，これらに対処して鋭意新鋭火力電源の開発を進め，次のように踵を接して運転開始を図っていった。

昭和41年1月26日　東北電力（株）　新潟火力(発)3号機（25万kW）
昭和41年11月30日　常磐共同火力(株)　勿来火力(発)6号機（17万5,000kW）
昭和43年8月20日　東北電力（株）　八戸火力(発)3号機（25万kW）

昭和44年8月20日　東北電力（株）　新潟火力(発)4号機（25万kW）
昭和45年8月19日　〃　秋田火力(発)1号機（35万kW）
昭和46年8月20日　〃　新仙台火力(発)1号機（35万kW）
昭和47年11月30日　新潟共同火力発電(株)　1号機（35万kW）
昭和47年2月15日　東北電力（株）　秋田火力(発)2号機（35万kW）
昭和48年6月30日　〃　新仙台火力(発)2号機（60万kW）
昭和48年3月19日　電源開発（株）　鬼首地熱(発)　〔1万2,500kW のうち1部（9,000kW）運転開始〕
昭和49年11月29日　東北電力（株）　秋田火力(発)3号機（35万kW）

ちなみに，上記の新たに供給力の戦列に加った発電所の総出力は328万4,000kW にも及んだ。上記のうち新潟火力(発)4号機（25万kW）の運転開始によって昭和44年8月20日東北電力(株)の水：火比率は水力48.6%，火力51.4%と逆転したのも歴史の一駒を変えた出来事であった。これら一連の火力(発)の運転開始に際して，その建設当初からの関連工事並びに運転開始後の定検その他の補修工事に対処するため，当社としてはそれぞれに対応する業務機関の設置並びに増強を次のように進めていった。

Ⅰ　八戸出張所の推移

昭和43年2月1日火力事務所となり昭和44年7月所長室，会議室，書庫等（7.5坪）を増設し，昭和46年12月1日には事業所，更に昭和48年4月1日に支社に昇格してその体制を固めた。尚昭和35年に発足した八戸分工場は整備車輌の減少によりその規模を逐次縮少することとし，昭和48年4月1日には八戸支社の車輌課となり，昭和50年3月31日に廃止されて15年に亘る歴史に終止符を打った。尚初代責任者は小副川次郎であった。

Ⅱ　秋田支社の推移

昭和44年4月1日に従来の秋田支所を廃止して秋田支社を設置し，従来の秋田支所はこれを支社分室とした。社屋は取りあえず発電所附近の敷地に簡易プレハブ事務所(31.52坪）を建てて支社として発足したが，昭和46年12月1日には水力関係機関を統合するに当り保修所との関連によって，分室が支社に統合されたのは昭和47年3月22日になっての事であった。尚支社の社屋は鉄骨プレハブ1階建（95.6坪）の事務所の外倉庫，工作室等を備えて昭和44年12月これが完成をみた。尚初代支社長は石郷岡勘三郎であった。

Ⅲ　仙台火力出張所の推移

昭和43年2月1日火力事務所となり，昭和46年12月1日には代ケ崎事業所，更に昭和48年4月1日には支社に昇格してその体制を確立し，下部機関としての新仙台(事)及び勿来(事)の統括の任にあたった。尚初代所長は中島英雄（取締役）であった。

Ⅳ　新潟共同火力工事所の推移

昭和46年6月15日新潟共同火力工事所（新潟支社所属）として発足し，事務所は新潟県北蒲原

郡聖籠村大字亀塚字磯山156所在の新潟共同火力発電(株)構内の一角に簡易プレハブ作りの事務所（61坪）を建てて発足した。昭和47年４月１日には新潟共同火力(出)となり，会議室，倉庫等を増設して施設の整備を図り引き続き昭和48年４月１日には東新潟(事)となった。尚初代所長は那須野慶太郎であった。

Ⅴ　常磐共同火力工事所の推移

昭和46年常磐共同火力(株)が勿来火力(発)の石炭専焼火力(発)の１，２号機の重油混焼施設への切り換えのための燃料配管設備工事を秋田支社が担当して施工した際，昭和46年８月１日同発電所構内に工事所を設置し工事を担当した。これを終って共同火力側の要請に基づいて当社の施設を常置することとし，昭和46年11月６日常磐共同火力(工)を置いて発足した〔いわき市佐糠町大島20常磐共同火力(株) 勿来火力(発) 構内〕。ちなみに当時の事務所は，簡易プレハブ２階建（延32坪）であった。昭和46年12月１日には代ヶ崎(事)常磐共同火力(工)となり，更に昭和47年６月１日には代ヶ崎(事)勿来(出)となって，事務所を発電所構外の隣接地（いわき市岩間町塚原80）に移し簡易プレハブの事務所（40坪）その他倉庫，工作場，協力業者控室等を設置した。昭和48年４月１日施工体制の万全を期して，勿来(事)（仙台支社所属）に昇格した。尚初代所長は岩本成男であった。

Ⅵ　新潟火力出張所の推移

昭和42年９月17日従来の事務所が新潟火力(発)４号機の濾過水タンク設置のため移転が必要となり東北電力(株)と折衝の上，同電力の旧技術員養成所を借用することとし，木造平屋建１棟（事務室40坪，現業員控室51.5坪）の他倉庫，工作場等の設備を設置して同所に事務所を移転した。昭和43年２月１日には火力事務所，昭和46年12月１日には支社に昇格して水力関係の新潟支所を統合して，佐渡郡を含む広範囲の地域内に於ける，その工事施工力及び機動力の向上を図った。尚初代所長は太刀川正二であった。

第８節　東北フライアッシュ株式会社との合併

当社と東北フライアッシュ(株)（昭和33年６月１日設立）とは共に東北電力(株)の関連会社として，主として同社の火力発電設備の維持保修に関連する業務に日常直接的に関係してきた会社で，本来は一体であるべき性格の企業であった。創立当初の諸般の事情から，それぞれ別個の会社として設立され独自に発展してきたものであるが，昭和45年６月に至り両社は合併することとなり，関連事項についての協議，労使間の協議に入り，昭和45年７月中旬に至り円満に妥結をみた。７月30日開催の臨時株主総会で合併契約書を承認し，９月28日の臨時株主総会及び取締役会で定款の一部を変更（営業目的に「発電設備からの廃棄物の処理並びに加工販売」を追加）と新取締役の選任を決定した。尚新役員には常務取締役三品大吉，取締役神山孝義，取締役立花秀司の３名が就任した。

又同年９月29日処務規程の一部を変更し，本社組織として従来の４部の他にフライアッシュ部を加え，フライアッシュ課を置き，仙台，八戸両火力事務所にフライアッシュ製造課を置いた。尚東北フライアッシュ(株)との合併後最初の各長会議（９月８日）で合併に関する諸報告を行うと共に，会社経営方針にふれて昭和45年度の経営方針すなわち，工事消化能力の向上，原価意識の徹底，企業参加意識の高揚の三点を布衍した。完成工事高の目標達成のため受注活動の積極化と大巾な定期昇給並びに従業員の先行投資的採用による諸経費の増嵩に対処するための原価管理の徹底を図ると共に，交通事故を含めての事故の多発する傾向に鑑み，従業員１人１人が自らの手で事故から身を守る姿勢の必要性と安全管理の尚一層の充実を訴えた。更に応援工事等に際して両者の企業意識の格差の解消のため従業員の意識の高揚を図るべきことを強調した。

合併についての趣旨及び経緯と今後の会社役職員の対処すべき指針として，昭和45年10月１日告示（第４号）をもって周知した。

『

告　　示（第４号）　　昭和45年10月１日

かねて東北発電工業(株)と東北フライアッシュ(株)は合併の作業を進めておりましたが，一連の諸手続きを滞りなく完了し，いよいよ本10月１日をもって両社が合併いたしました。由来，当社と東北フライアッシュ(株)とは共に東北電力(株)の関連会社として，主として同社の火力発電設備の維持保修に関連する業務に日常直接的に参画している会社で，本来は一体であるべき企業でありますが，創立当初の事情から別個の会社として設立され，夫々発展して今日に及びました。然るに近年東北地域の電力需要の伸張が著しいため，火力発電設備は急速に増大する傾向にあり，一方火力(発)燃料は石炭から次第に重油へと移行しつつあります。これに伴って火力発電設備の維持保修に関連する業務は量的にも増加し，益々多岐にわたって参りました。このような急速な情勢の進展，変化に対処するためには，この際両社は合併して一社となり，両社の業務を一元的に且つ効率的に運営することが，会社に課せられた使命を達成する途であり，また事業の発展と経営の安定をもたらすものと確信して合併に踏み切った次第であります。およそ会社の合併は新会社を作って事業を統合し，個々の会社を解散するのが理想の姿といわれております。然し今回の合併にあたり，東北発電工業(株)を存続会社とし，東北フライアッシュ(株)を解散会社とする形態をとったのは合併手続きの便宜上のもので，両社は飽くまで対等の立場で合併したのであります。従って合併後の社名は同じ東北発電工業(株)であり，資本金は双方の資本金を合せて6,000万円とし，東北フライアッシュ(株)の資産並びに全従業員を引き続ぐことになりました。

合併によって営業目的に新たに「発電設備からの廃棄物の処理並びに加工販売」を加え一層多角的経営を進めて行くことになった次第であります。両社の役員，従業員は合併の趣旨を体して速やかにこん然一体となり，心気一新して，新しい旗印のもとに総力を結集し，会社新発足の使命である経営の効率化のため，邁進せられんことを切望してやみません。

』

第9節　子会社の設立

Ⅰ　八戸港送油株式会社の設立

新産業都市八戸地区は，さきに決定をみた工業開発を中心とする建設基本計画に基づいて，港湾建設工業用地の造成，用水の確保など産業基盤の整備が進められ，ナショナルプロジェクトとしての「むつ小川原地域」の大規模開発もその緒をみるに至り，今後の下北地域一帯の飛躍的発展が大きく期待されるに至った。

これらの大規模開発を控えて将来使用されるエネルギー，就中石油の需要は膨大となることが予想され，これが円滑かつ経済的，安定的確保を図ることが重要視されてきた。そこで当社と八戸港湾運送(株)はこの要請に応えて「タンカー繋留施設，油送施設等の建設，管理，運営」等を行うことを目的とする「八戸港送油(株)」を設立することとなり，会社設立に関する諸手続きを了して，昭和46年８月31日新会社の発足をみるに至った。尚会社の概要は次のとおりである。

1. 社　　名　八戸港送油株式会社　（昭和46年８月31日現在）
2. 所 在 地　本　　社　八戸市大字河原木字宇兵衛河原１－１
　（当社八戸火力事務所内）
　仙台事務所　仙台市大町２－15－29（大町電力ビル内）
3. 会社設立　昭和46年８月31日，操業開始予定昭和47年５月
4. 事業目的　タンカー繋留施設，送油施設及び附帯施設の建設，管理，運営，前号に附帯する事業
5. 資 本 金　授権資本金　6,000万円　（12万株）
　払込資本金　3,000万円　（６万株）
6. 株　　主　東北発電工業(株)　４万株（66.7%）
　八戸港湾運送(株)　１万8,000株（ 30%）
　山下　実　2,000株（ 3.3%）
　計　６万株
7. 役　　員　取締役社長　山下　実，常務取締役　鈴木　周助
　取 締 役　福地　義男，監 査 役　古賀　孝

Ⅱ　東北緑化環境保全株式会社の設立

東北電力(株)は昭和47年３月28日，発電所，変電所，送電線などの電力施設の周辺の環境保全事業を担当する新会社を設立することを明らかにし，若林東北電力(株)社長は「これまで発電所内の緑化や施設周辺の大気汚染測定などの業務は，従来は当社がいわば片手間の仕事として続けてきた。しかし電力事業が地域と協調して発展するためには，環境問題に専門的に取り組む機構が必要となってきた。」と設立の趣旨を説明している。新会社は東北電力(株)と当社が共同出資

し，払込資本金1,000万円で昭和47年４月１日に設立した。会社の概要は次のとおりである。

1. 社　　名　東北緑化環境保全株式会社　（昭和47年４月１日現在）
2. 所 在 地　本　社　仙台市大町２－15－29（大町電力ビル内）
　支　所　当社水力並びに火力現業機関内
3. 会社設立　昭和47年４月１日
4. 事業目的　(1) 緑化の施工及び維持管理
　(2) 環境保全の調査，測定，分析，試験
　(3) 環境保全設備の施工及び維持管理
　(4) 土地管理の受託
　(5) 前各号に附帯する一切の事業
5. 資 本 金　授権資本金　4,000万円（８万株）
　払込資本金　1,000万円（２万株）
6. 株　　主　東北発電工業(株)　700万円（１万4,000株）（70%）
　東 北 電 力(株)　300万円（　6,000株）（30%）
7. 役　　員　取締役社長　古賀　孝（当社と兼務），常務取締役　三品　大吉
　常務取締役　高畑　克己，取締役　玉川　敏雄，監査役　山田信一

第10節　共同火力の設立と当社の対処

Ⅰ　新潟共同火力発電株式会社の設立

新潟地区は昭和39年３月に至り新産業都市に指定され，その飛躍的拡大を図るため東港の建設が進められ，その後背地2,600ヘクタール（約800万坪）に及ぶ工業用地には，天然ガス，石油をベースとする化学工業，各種機械工業，鉄鋼流通基地，木材流通基地などの建設が進められていた。これらの地域はいま新たに海外天然ガスの大量輸入と天然ガスパイプラインの建設によって，飛躍的な大型工業基地の建設に向ってその巨歩を踏み出すに至った。このような情勢を背景として，かねてから急増する需要に対応するために東北電力(株)は日本軽金属(株)と共同出資による新潟共同火力発電(株)の設立を計画していたが，諸手続きを了して昭和44年10月31日を以って新会社が設立された。これに伴って昭和44年12月24日当社の長島取締役は同社の建設準備部長を委嘱された。尚事業計画としては35万kWの火力(発)を２基建設することとした。発電所建設に際しては困難な地元との補償問題を解決しつつ，１号機（35万kW）は昭和47年11月30日に運転を開始した。尚２号機は昭和50年11月運転開始の予定とした。当社としてはこれが建設段階からの工事の受注に対応するため，昭和46年６月15日新潟共同火力(工)を開設した。尚初代所長は那須野慶太郎であった。又昭和47年４月１日には新潟共同火力(出)に昇格し，受注工事の施工体制を強化した。昭和48年４月１日には運転開始後の補修或は定検工事更には２号機建設に伴なう

関連工事の受注施工の円滑化を図るため，要員及び施設を拡充して東新潟(事)を設置した。尚新潟共同火力発電(株)の概要は次の通りであった。

本社所在地：新潟県北蒲原郡聖籠村大字亀塚浜字磯山１―156

資　本　金：80億円（1,600万株）

東北電力(株)の出資比率：75％

Ⅱ　酒田共同火力発電株式会社の設立

東北地方の日本海側の新潟地区と秋田地区の緩衝地帯に位置する最上，庄内地方は，その中心地の酒田地区に於て，酒田北港を中心として大型の臨海性工業基地の形成が具体化し，亜鉛製練所，紙パルプ工業に次いで非鉄金属の二次加工，天然ガス化学工業などを加え，さらに木材コンビナートなどの設置等が始動するに至った。一方，これらの工業化の進展による需要の増大に伴い，従来から電力輸入県であった当地方は需給の均衡が困難になりつつあった。これらの情勢を踏まえて東北電力(株)は住軽アルミ工業(株)との共同出資によって昭和48年４月２日に，酒田共同火力発電(株)を設立した。さし当っての本社は東北電力(株)本店内に置き，将来は酒田市に移転の予定とした。初代社長には当社の古賀社長が就任（当社と兼務）し，事業計画としては35万kWの火力(発)２基を建設することとなった。新潟共同火力発電(株)の場合と同じく難行した補償問題を処理しつつ，昭和49年10月着工に踏み切った。尚１号機は昭和52年10月，又２号機は昭和53年10月の運転開始が予定されていた。当社としても建設当初からの受注工事に対処するため後述の如く，昭和50年７月10日酒田共同火力(工)を設置しこれに対処した。ちなみに初代所長は永田義雄であった。尚酒田共同火力発電(株)の概要は次の通りであった。

本社所在地：酒田市大字宮海字南浜１―９（昭和53年５月移転，昭和53年７月１日移転登記）

資　本　金：165億円（3,300万株）

東北電力(株)の出資比率：50％

尚酒田共同火力(発)の建設に際して当社としては嚆矢の発電所の建設設計業務を東北電力(株)から委託をうけたため，既に述べた如く昭和48年４月１日の機構改正に際してプロジェクト室を設け，要員を配置しこれに対処した。

Ⅲ　常磐共同火力株式会社の火力発電所の増設

昭和30年12月23日福島県勿来市植田佐糠町大島20（後にいわき市佐糠町大島20となる）に，常磐炭坑より産出する石炭を燃料とする火力(発)の建設を目的として常磐共同火力(株)が設立された。常磐地方は昭和30年には福島県が常磐コンビナートの構想を確立し，小名浜港湾設備の増強を図るなどして産業基盤が逐次整備されていった。このためこの地方に対して工場の進出が相次いだ。常磐共同火力(株)ではこれらの進出企業の需要に応えるが如く１号機（３万5,000kW）が昭和32年10月に運転開始し，続いて２号機（３万5,000kW）が昭和32年11月，３号機（７万5,000kW）が昭和35年９月，４号機（７万5,000kW）が昭和36年７月，５号機（７万5,000kW）

が昭和36年10月とその運転を開始した。昭和39年３月に至り常磐郡山地区が新産業都市に指定されると共に，益々工業地区としての近代化が進み，数多くの指定工場の進出をみるに至り，需要は更に拡大の様相を呈していった。このため常磐共同火力(株)では更に発電設備の拡充を図ることとし，６号機（17万5,000kW）を昭和41年11月に，又７号機（25万kW）を昭和45年10月にそれぞれ運転開始した。一方当社は，常磐共同火力(株)に対して一連の建設工事の関連工事或は改造工事の受注についての接衝を行ってきたが，昭和45年10月に至り構内燃料油供給設備建設の工事を受注し，工事の実績を持つ秋田支社の岩本成男以下を派遣し，これを施工しその成果は高く評価された。これが以後の工事受注への足掛りとなり，昭和46年８月１日常磐共同火力(工)を設置し，同年構内燃料油供給設備の第２期工事並びに１，２号機の重油混焼設備改造工事をそれぞれ受注した。昭和47年６月１日には以後の工事の受注並びに施工に対処するため，要員等を拡充して勿来(出)とし，更に昭和48年４月１日には事業所に昇格して仙台支社に所属させ，昭和48年度には小名浜ステーション油受入配管工事，ラインブレンド装置連絡配管工事，蒸気ドレン回収設備工事，７号機(25万kW)の灰処理回収装置の改造工事等を次々に受注施工するに至った。

尚常磐共同火力(株)の概要は次の通りであった。

本　　社：東京都千代田区内幸町１―３―６

資　本　金：60億円（1,200万株）

株　　主：東京電力(株)，東北電力(株)（出資比率42.7％），常磐炭坑(株)，福島県その他

第11節　電力外工事分野への進出

Ⅰ　日本製紙株式会社（後に大昭和パルプ(株)と改称）岩沼工場の発電設備据付工事の受注

当社の営業方針は東北電力(株)の工事を完全に消化して尚余力のある場合は電力外工事を受注する方針であったので，昭和40年代に入り主として三菱重工業(株)を対象として，鋭意受注についての努力を傾注した結果，昭和42年10月日本製紙(株)岩沼工場が宮城県名取郡岩沼町に新設されるに当り，昭和42年７月27日同工場の発電設備（１万2,900kW)の据付工事を，三菱重工業(株)長崎造船所より受注することに成功した。ちなみに本工事は当社として初の大型電力外工事であったので，工事の工期内完成を達成するため現地に本社直轄の岩沼(工)を昭和42年９月28日に設置し，工期内の竣工を目途として会社の総力を挙げて工事の完遂に努力を傾注した結果，工期内に完工することが出来た。

尚工事所の概況は次のとおりであった。

工事所の所在地：宮城県名取郡岩沼町（後に岩沼市）吹上東無番地

工　　期：着工昭和42年10月15日　竣工昭和43年７月15日

工事所の所属：火力工事部

工 事 所 所 長：吉野宗雄（火力工事部次長）

作　　業　　員：最高72名／日（予定工数　12,600工数）

Ⅱ　その他の主要な電力外工事の受注

電力外工事の受注については上述の日本製紙(株)岩沼工場の受注が突破口となり，昭和43年度以降主要なものについても次のように受注に成功し，それぞれ工事所を設置して工期内に完工し客筋の信頼を高めていった。

受注年月日	受　注　先	工　事　場　所	工　事　内　容
S 43. 6. 6	三菱重工業(株)　横浜造船所	北上製紙一関工場	2,750kW 発電設備据付
S 43. 8.21	三菱商事(株)	日本ガス化学松浜工場	122T/Hボイラ及び附属設備据付
S 44. 4.22	三菱重工業(株)　長崎造船所	三菱製紙八戸工場	2号　1万kW 発電設備据付
S 44. 7.15	三菱重工業(株)　横浜造船所	北越製紙新潟工場	1万8,000kW 発電設備据付
S 44.11. 6	〃	堺化学小名浜工場	4,800kW 発電設備据付
S 45. 4.14	三菱重工業(株)　神戸，横浜，広島各造船所	三菱製紙八戸工場	回収ボイラコットレル蒸解設備，ＢＫプラント黒液濃縮設備据付
S 45. 5.26	三菱重工業(株)　横浜造船所	太平洋金属八戸工場	5,800kW×5台 ディゼル発電設備据付
S 45.10. 1	常磐共同火力(株)	勿来発電所	構内燃料油供給設備並びに配管工事
S 46. 5.12	〃	〃	〃
S 47. 2.25	〃	〃	1，2号ボイラ，重油混焼設備改修工事
S 47. 5.19	富士電機工事(株)	新日本化学小名浜製油所	8,500kW 発電設備据付
S 47. 4. 1	三菱重工業(株)　横浜造船所	東北石油仙台製油所	1万4,7000kW 発電設備据付
S 47. 8.24	三菱重工業(株)　広島造船所	三菱製紙八戸工場	300T/日プラント黒液濃縮設備据付
S 48. 7.25	三菱重工業(株)　長崎造船所	大昭和パルプ岩沼工場	325T／日回収ボイラ据付
S 48.11.20	〃	三菱金属鉱業　大沼地熱(発)	1万kW 発電機据付（下記）
S 49. 5.29	三菱重工業(株)　横浜造船所	太平洋金属八戸工場	ディゼルプラント補機追加据付

上期の工事のうち大沼地熱(発)の建設については秋田支社が三菱重工業(株)長崎造船所より口頭発注をうけ，昭和48年８月１日より着工し幾多の困難と闘って鋭意工事を進めていたが，同年11月２日遂に通気式を挙行することが出来た。通気式の時点では77ｔ/Ｈの蒸気を確保したが，１万kW 発電には107ｔ/Ｈの蒸気が必要なため引き続き更に１本の蒸気引出井戸を掘削するこ

とになっていた。

ちなみに本発電所は昭和48年10月発生のオイルショック後，公害防止及び脱石油の見地からクリーンエネルギーへの転換を図るものとして注目されるようになった。

Ⅲ　海外工事受注への胎動

1.　西アジアへ技術出張

石川島播磨重工業(株)からの要請による技術提供のため，西アジアペルシャ湾に面するクゥエート共和国水利省向け海水蒸留プラント配管工事施工のため，八戸火力事務所所属の田村幸吉班長(溶接)と協力業者東邦工業の池田卓爾（溶接），吉島孝（配管）の両名（当社嘱託)を昭和43年７月19日から約３ケ月の予定で同国に派遣した。尚これは当社の海外出張工事の嚆矢であった。

2.　セレベス島へ社員派遣

日本工営(株)はインドネシア，セレベス島ボネ地区でシュガープラントの開発調査を行うこととなり，当社に技術協力を求めてきたので，当社ではボイラ及びタービン関係を担当することとなり，タービン部門として沖田利之（八戸支社所属)，ボイラ部門として佐藤義太郎（八戸支社所属）の両名を昭和48年５月中旬より約３週間の予定で派遣した。これら一連の調査の結果，シュガープラントの建設工事が着工の運びとなり，東洋化工機(株)から昭和49年６月着工，昭和50年３月竣工予定の工期によりシュガープラント建設に伴なう，ボイラタービンの据付，溶接，仕上関係の工事を受注した。当社としては前年に調査の実績のある八戸支社所属の中村国夫班長他４名の技術員を派遣し，同建設工事の完成に協力した。

第12節　電力工事のタンク据付工事への進出

当社はかねてから単なる補修工事にとどまらず，向上しつつあった技術力を発揮出来る機会を俟っていたが，昭和41年12月に至り東北電力(株)新潟火力(発)の 3,000ｔ濾過水タンクの据付工事を受注し，昭和44年12月９日には秋田火力(発）１号機の5,000ｔ濾過水タンク据付工事を受注した。本工事の施工に当った八戸火力事務所工事課工作班（岩本成男，西塚光男，石橋権太郎，中村信男，佐藤義太郎）は大型タンクの加工組立工法の開発を図った功績により，昭和44年月126日，社員就業規則第54条により社長表彰をうけた。また昭和45年３月９日には仙台東ロータリークラブ会長から，更に昭和45年４月16日には東北電気協会長による表彰を受け，錦上華を添えた。引き続いて昭和45年度には新仙台火力(発）5,000ｔ 濾過水タンク据付，八戸火力(発）3,000ｔ 濾過水タンク据付，昭和46年度には 女川原子力(発）の 8,000ｔ 工業用水タンク据付，仙台火力(発）2,000 kl 低硫黄重油タンク据付，昭和48年度には 新潟火力(発）の１万ｔ 原水タンク据付を受注施工し，逐次大型タンク受注への足場を築いていった。

尚次に秋田火力(発）5,000ｔ濾過水タンク建設に対しての社長の表彰状を掲げてその功績を讃えたい。

社 長 表 彰　　—大型タンクの加工組立工法の開発に—

表　　彰　　状

岩 本 成 男 殿
西 塚 光 男 殿
石 橋 権太郎 殿
中 村 信 男 殿
佐 藤 義太郎 殿

あなたの所属する八戸火力事務所工事課工作班は班員よく一致団結して積極的に業務改善に努めその意欲的な行動はつねに衆目の認めるところでありますがこのたび秋田火力発電所五千ｔ濾過水タンクの建設にあたるや従来の工法の改善に着目し衆知をあつめて研究工夫を重ね遂に屋外に於けるタンク側板の曲げ加工用架台，組立作業用ゴンドラ，天井板組立作業用モノレールを考案開発し安全作業の確保と省力化に成功し工期の短縮と経費の節減に寄与した功績は抜群であって他の範とするに足るものであると認められます

ここに社員就業規則第五十四条により副賞を添えて表彰します

昭和四十四年十二月六日

東北発電工業株式会社
取締役社長　古 賀　　孝　印

第13節　あわび種苗大型実験の受託

東北電力(株)が昭和38年度以来仙台火力(発)構内に於て，財団法人かき研究所に委託し実施してきた温排水利用によるあわび種苗生産の実験に一応の成果が得られたので，公害対策ＰＲと地域沿岸漁業振興の観点から企業化を目指した大型実験を昭和46年10月１日より向う３ヶ年間実施することになり，その実施が当社に委託された。当社はかき研究所の全面協力を得て，実験計画に基づき目的達成に努力することとなった。尚実験テーマは，あわび種苗生産の省力化，採卵，孵化技術の習得と実施及び市場調査であり，担当部門を開発部養殖課とした。

Ⅰ　あわび出荷の開始

あわび稚貝の大型生産実験は当社が受注してから初年度60万個飼育の計画で実施してきたが，その後生産が順調に進み昭和47年11月13日殻長 1.66㎝ の稚貝９万7,000個を新潟県に初出荷したのをはじめ，引き続き同月16日から福井県，京都府へ計 17万3,000 個を発送した。

Ⅱ　あわびの人工産卵成功

当社が東北電力(株)から委託されたあわび飼育の大型実験の最終目標が，採卵から飼育までの一貫生産にある以上，採卵孵化技術の開発は是非とも達成しなければならない重要課題であった。従って当社に於ては種々研究実験の結果，昭和48年５月８日ついに人工産卵に成功し，ここ

に大量生産の道が開かれた。研究担当者は顕微鏡に写し出された小さい生命の誕生に一瞬喜びの声をあげ，一同肩を叩き，手を握り合って，長い間の労苦の末に報いられた実験成功の喜びをわかち合った。

第14節　環境保全分野への進出

Ⅰ　排煙脱硫装置の設置決定

硫黄分を含む重油を主要な燃料とする火力(発)からは硫黄酸化物（主として亜硫酸ガス）を発生し，これを放置すると公害発生の原因となるので，法律ではこの硫黄酸化物を含め，種々の大気汚染物質に対し，住民の健康保護や生活環境を保全するうえで環境基準及び発生施設に対する排出基準を定めている。従って東北電力(株)に於ても公害防止の一環として，八戸，新仙台の両火力(発)に我が国有数の規模（当時）の排煙脱硫装置を49年９月完成の予定で48年度より着工することとなった。ちなみに採用された方式は，燃焼排ガスの中から硫黄酸化物を除去するという，いわゆる排煙脱硫と称せられるものであった。

Ⅱ　排煙脱硫装置据付工事の受注と委託運転

当社は東北電力(株)新仙台火力(発) ２號機（60万kW）並びに八戸火力(発) ４号機（25万kW）に設置する排煙脱硫装置関係工事を，前者は川崎重工業(株)，後者は三菱重工業(株)よりそれぞれ受注し，昭和48年５月より鋭意工事を進めていたが，予定通り完成し，新仙台火力(発)が昭和49年３月８日，八戸火力(発)が昭和49年４月１日からそれぞれ運転を開始することとなった。ちなみにこの排煙脱硫装置は，公害防止協定によって火力(発)の発電用燃料の低硫黄化が要求されている半面，硫黄含有率の低い燃料を確保することが困難であるため，その対策として導入されたもので東北電力(株)としては嚆矢のものであった。尚硫黄酸化物の除去率は80％～90％に達し公害の防止に威力を発揮することとなった。更にこの装置の運転，補修等一切の業務の委託を受けて実施することになり，昭和49年２月18日東北電力(株)と委託運転についての基本協定を締結するに至った。

第15節　労務管理の推進

Ⅰ　労使関係の安定路線の確立

前章に述べた如く当社の労使関係は，昭和37年度に締結された生産協議会細目協定並びに労働協約により，組合との意志疎通の場を逐次拡大し団体交渉のほかに生産協議会，同専門委員会或は労使間の意志疎通機関として労働協約上の制度ではないが，労使懇談会という新しい協議の形態が取り入れられ更に成長するに至った。以上のうち労使懇談会は，会社側は社長以下本社在勤役員及び部長全員，組合側は本部の全執行委員が出席して昭和41年８月１日にその第１回が開

催された。この懇談会は以後年２回程度開催されるようになったが，会社側からは主として経営方針並びに会社をとりまく四囲の情勢及びこれが対処状況等を説明し，組合側からは会社に対する質疑事項に基づいて会社側の説明を求めるという形式をとり，生産協議会が専門的技術的な問題を含む相互理解の場であるのに対して，労使懇談会は時代の流れに対応した経営或は労働条件等の諸問題についての意見交換の場であり，労使トップ間に於ける意志の疎通を図り併せて相互の理解と信頼を深めるための恰好の場として定着するようになった。

以上の如く当社の労使関係は安定と協調の歩みを経て，今や東北電力(株)の関連会社としての立場並びに優秀な技術力をもって，地域社会に寄与しようという経営方針が全従業員に広く理解されるに至った。この相互信頼の絆が労使双方を密接に結ぶようになり，安定した協調路線の確立をみるに至った。

Ⅱ　労働条件の改善と賃金制度

1．賃金関係の改善

当社の従業員の賃金は前章でふれたように，発足当時の低賃金が組合の結成による他，昭和30年代後半の所得倍増ブーム等により逐次改善されてきたが，昭和40年代に入り日本経済の高度成長の影響をうけて毎年10%以上のベースアップが実施され，そのうち特に昭和43年に於ては25%又昭和49年に於ては，昭和48年末に発生したオイルショックを因とする狂乱物価のあふりを受けて，遂に30%に達する高率のベースアップを実施せざるを得なかった。そのため当社の賃金ベースは概ね関連会社のそれと比肩するまでになったが，一方当社の労務費の高騰はひいては原価の増嵩を招来することとなったため会社は毎年度の全社目標の中に効率経営の推進或は原価の低減を訴えるに至った。

2．その他の労働条件の改善

昭和41年４月１日に工事会社としては異色の部類に属する土曜半休制並びに週42時間勤務制の実施に入った。又昭和44年12月26日には退職金制度の改訂に踏み切り，支給率を勤続30年で58ヶ月分を支給することにしたほか，昭和48年６月25日には特別管理職についても職責手当の支給を加えるなどして給与の改善を図った。

尚その他の諸手当，制度について，次の通り制定並びに改正して労働条件の改善を進めた。

昭和42年	４月１日	妻帯手当（月1,000円）（昭和51年４月１日に世帯手当として新発足）
〃	〃	調整手当
〃	10月１日	車輛運転者旅費（月2,000円）
〃	〃	作業手当（煙突１回2,000円）汚物清掃（１回500円）
〃	11月10日	工事滞在旅費の新設（１日200円）
昭和43年	５月７日	交替勤務手当の新設
昭和44年	４月１日	通勤費，工事滞在旅費全社統一適用
昭和44年	４月14日	出動手当の新設

〃	５月１日	休日時間外協定の締結（１ヶ月休日２日，時間外１ヶ月最高100時間）
昭和45年	10月１日	３交替勤務者賃率新設
〃	11月１日	冬営手当新設（八戸手当廃止：昭和38年４月１日新設）
昭和46年	12月１日	東京勤務手当新設（月5,000円）
昭和48年	６月25日	特別管理職職責手当の改訂
昭和49年	４月１日	〃　〃
〃	〃	交替勤務者の指定休日，勤務手当の賃率の変更

3．賃金体形の推移

当社社員の賃金の種類は会社発足時の社員就業規則の定めによれば，基準労働賃金（基本給）と基準外労働賃金（時間外手当と当直手当のみ）であったが，昭和40年代に入って次々と労働条件の改善に伴って諸手当が制定され，昭和40年代末期に於ける賃金体形は次のようになった。

- 基準労働賃金
  - 基本給（月額）
  - 調整手当（〃）
  - 職責手当（〃）
- 基準外労働賃金
  - 時間外手当
  - 特定勤務手当
  - 当直手当（昭和34年２月１日）
  - 冬営手当
  - 妻帯手当（昭和51年４月１日より世帯手当）
  - 東京勤務手当
  - 出動手当
  - 住宅補助料
  - 別居手当（昭和52年４月１日新設）

又特別管理職の賃金の種類については会社創立時の就業規則によれば，(1)勤務時間，休憩及び休日に関する規程，(2)時間外及び，休日勤務に関する規程，(3)旅費に関する規程を除き，社員就業規則に定める所によるとされていたので，その賃金体形は一般職と同じであった。その後一般職の賃金体形の整備に伴って，昭和49年11月16日特別管理職賃金規程が制定されるに及んで，昭和40年代末期の賃金体形は次のように整備された。

- 基準労働賃金
  - 基本給（月額）
  - 調整手当（〃）
  - 職責手当（〃）
- 基準外労働賃金
  - 当直手当
  - 住宅補助料
  - 東京勤務手当

尚基準労働賃金には昭和52年４月１日に資格手当（月額）が追加設定された。

Ⅲ　安全衛生管理の推進

1．一般作業の安全衛生管理の推移

会社業務の拡大による受注工事の増大に伴い，労働災害の発生も逐次増加の傾向にある状況に鑑み，会社としても安全点検，安全巡視等により危険作業及び危険設備をチェックし，これらに

適切な指示を与えると共に，ＴＢＭによる安全作業の励行等の安全管理施策を強力に推進すべき時期の到来を迎えるに至った。このため昭和43年２月１日には安全管理規程，同取扱要領を制定し，翌昭和44年４月１日には総合安全管理委員会を発足させこれに対処した。昭和45年４月には当社社名表示の安全標識板（昭和44年７月３日 業務改善提案により 採用された。）を制定し，各現業機関に配布備付け作業員の安全作業に活用することとした。又会社重点施策の一つである労働災害絶滅の見地から安全専門職の配置が検討されていたが，昭和46年３月22日安全管理規程を改正して昭和46年４月１日に８人の安全専門職（分任常務取締役のスタッフ）制度を導入し，本社並びに必要とされた現業機関に配属した。その任務は職場の安全と災害の絶滅を期して安全管理者に適切な助言と安全作業のルールの作成並びに指導教育，更には職場環境の改善工夫に努力し明るい職場作りに専念することにあった。尚安全専門職は昭和48年４月１日の組織機構の一部改正に伴い，ラインとして系列化した安全指導員制の設置により多くの成果を残して廃止された。尚安全指導員の任務はスタッフとラインの両者の性格をもつものであった。

これよりさき昭和48年１月26日に至り，労働安全衛生法の公布施行（昭和47年10月１日）に基づいて，安全管理規程，同取扱要領を大巾に改正すると共に衛生管理規程を制定し，又従業員の健康管理については産業医を指定して，定期的健康診断等により健康の維持を図ることとした。同年２月６日には安全作業心得を制定し，同年４月１日に至り機構改正により総務部内に安全衛生課が設置され，安全衛生に関する業務に本格的に取り組むこととなり，次の通り安全関係の諸々の取扱要領等を定めてこれに対処した。

昭和48年４月１日	作業用具（保安帽，作業車，工具等）の色彩統一と取扱要領，安全帽標識区分取扱要領（使用者別）
〃　７月21日	作業時の指差呼称要領
〃　11月24日	安全教育訓練実施要領
昭和49年10月１日	放射線業務作業心得
〃　〃	硫黄分測定装置が設置されている客先管理区域内作業心得

2.　車輌の安全運転管理の推移

一方車輌の安全運転管理については車輌の増加に伴い，交通事故の多発が見られるに至り，これに対処するため昭和40年には道路交通法（昭和35年12月20日施行）の改正により，安全運転管理者の選任設置などが企業に義務づけられるに至り，当社としても国の施策に対応し，安全管理体制を一層強化するため安全運転管理者を選任すると共に，昭和46年より車輌管理関係専門職を本社に配置した。既述の安全衛生課の新設に伴い，同課に配属し昭和49年４月11日車輌安全管理及び運転心得を制定すると共に，全社的見地に立って交通事故災害の防止と安全運転のための指導を積極的に実施した。これら一連の指導の成果として昭和49年６月18日会社は，宮城県警察本部長及び宮城県安全運転管理者連絡協議会長から表彰をうけた。これは日常従業員に対する安全指導並びに車輌の安全運転管理を徹底的に実施して交通事故防止に努める一方，県警主催による

安全運転コンクールに参加し，無事故，無違反の達成のため積極的に交通安全対策を推進してきたことによるものであった。尚会社が交通安全関係で表彰されたのは嚆矢のもので，同時に安全衛生課所属の安全運転管理者の島田鑑一もその功労を評価され表彰された。

3.　安全旗の制定

昭和44年度安全週間を期し，緑十字に社章及び社名入りの安全旗を作成し各機関に配布し，各機関に於ては毎月これを掲揚すると共に，出先の工事現場に於てもこれを掲げ作業の安全を期することとなった。尚後年昭和52年に至って安全衛生旗として，緑色の布地の中央に緑十字を画き周囲を白抜きにし衛生を表示し，縦86㎝ 横129㎝ の統一規格のものとして新しく発足した。

Ⅳ　福利厚生対策の充実

1.　体育行事の推進

会社創立10周年記念行事の一環としてかねてから要望されていた，第１回全社バレーボール大会が宮城県七ヶ浜亦楽小学校体育館を会場として，昭和44年２月16日本社等６チームの参加のもとに盛大に実施され，第１回優勝は仙台火力チームの頭上に輝いた。尚全社バレーボール大会は以後本社を含めて各支社持ち廻り主催として毎年１回開催することとなった。この種の体育関係行事は既に実施していた全社野球大会と共に，従業員間に良好な人間関係と連帯関係を樹立し，併せて体位の向上を図るうえに十分その効果があるものと認められ，以後行事の内容も充実してきた。

2.　年功慰労金制度の発足

かねてより懸案の年功慰労金制度が種々検討の上，成案を得て昭和44年12月26日に発足した。すなわち社員が勤続満10年に達したとき，及び爾後満５年に達する毎にこの規程の定めるところにより，年功慰労を行うことを定め，年功慰労の該当者に対しては賞詞を授与すると共に，次の区分による記念品を贈るものとした。尚昭和53年４月１日には括弧内の金額に改正された。

勤続10年	7,000円相当の額（１万円）		
15	１万2,000円	〃	（１万5,000円）
20	１万3,000円	〃	（２万5,000円）
25	１万6,000円	〃	（３万円）
30	２万円	〃	（３万5,000円）

3.　社員預り金規程の制定施行

従来社員が会社に預金しこれが保管を依頼する場合の措置として，昭和43年４月１日社員預り金取扱要領を定めてこれを処理してきたが，昭和46年１月１日に至り，社員預り金規程を制定施行した。この規程の目的は社員が会社に預け入れる預り金の取扱について，必要な事項を定め預り金の適正な管理を図ることとし，この規程の主要な内容としては，預り金の種類は普通預金と，社員の持家取得対策の一環としての住宅建設積立金（住宅積立金）の２種類とし，普通預金の限度額は最高200万円以内とした。一方住宅積立金は積立資格として満55歳未満の社員で，積

立金の使途は自己の居住する住宅の新築または購入（土地の購入を含む）及び増改築並びに住宅の敷地が借地の場合のその土地購入資金に充当する場合とし，その積立限度額をその使途目的に応じて最高200万円から最低70万円とした。又預り金の保全については預金の返還義務に対して，常時各預金者の残高の５割を下らない額について金融機関の保証を受けて保全する措置を講ずることとした。尚事務処理の合理化並びに円滑化を図るため昭和47年７月16日より，預金の預け入れ，払い出し方法並びに手続きの期日等について，社内預金取扱要領により処理することになった。

4．貸付金制度の制定

昭和46年１月１日社員の持家対策の推進のため，社員に対する住宅建設資金の貸付について定め，これを必要とする社員の申請に基づき資金予算範囲内で，本人の賃金及び退職金等を考慮し返済能力に応じて貸付けることとした。尚貸付金を本制度の趣旨に基づいて使用する場合の年利は４分５厘とした。

5．厚生福祉保険の発足

昭和48年４月１日からかねてより検討中であった「東発従業員厚生福祉保険」が発足した。これは全額会社負担として千代田生命保険相互(株)と契約したものである。本制度の趣旨は，当社従業員の相互扶助のため死亡の際には弔慰金を，又交通事故を含むあらゆる災害による傷害，或は入院の際に見舞金を支給することとした。

従業員厚生福祉保険給付金は次のようであった。

普通死亡弔慰金　50万円，　普通廃疾見舞金　50万円
災害死亡弔慰金　100万円，　災害廃疾見舞金　100万円
傷害見舞金　35万円～５万円，　災害入院見舞金　１日につき750円
（入院５日以上120日限度）

尚加入資格を当社従業員で加入時現在健康で正常に勤務していることを条件として，加入期間は１年単位で，毎年度３月31日に決算を行うことにした。

6．東北発電工業献血会の結成

昭和48年度の衛生管理計画の重点施策の一つとして「献血会発足推進」が取り上げられ，その後諸準備が進み，昭和49年１月31日の生産協議会で会則(案)，事務取扱要領(案)を運営委員会で審議することが決定，同年３月４日第１回運営委員会が開催されて，献血会則，同取扱要領が審議決定され昭和49年４月１日より発足した。ちなみにこの献血会の制度は，従業員及びその家族の緊急時の血液の確保のために採用された善意の措置であった。

7．雇用保険法の制定

従来の失業保険を抜本的に改善する雇用保険制度は，昭和49年の第74回臨時国会に於て「雇用保険法」として可決され，昭和50年４月１日より施行されることとなった。雇用保険法はこれからの新しい時代の失業問題に対処するための機能を強化すると共に，更に進んで失業を防止し

雇用を改善するための諸施策を行い，勤労者の能力の開発向上とその福祉の増進を図るための諸事業を取り入れた制度として創設されたものであった。尚雇用保険制度の目的としては，労働者が失業した場合に必要な給付を行うことにより労働者の生活の安定を図ると共に，求職活動を容易にする等その就職を促進し併せて労働者の職業の安定に資するため，失業の予防，雇用構造の改善，労働者の能力の開発向上その他労働者の福祉の増進を図ることとされた。

雇用保険は政府が管掌し，雇用保険の事業として失業給付を行うほか，雇用安定事業，雇用改善事業，能力開発事業，及び雇用福祉事業を行うことが出来るとした。尚適用業種は全産業の雇用労働者を対象とし，従来は任意適用とされていた商業，サービス業等の従業員５人未満の事業や農林水産業も強制適用とした。又経過措置として現行の失業保険の受給資格者は雇用保険の受給資格者としてみなされるほか，高年齢者の雇用促進，福祉の増進のため，60歳以上の被保険者については労使の負担する保険料を免除する等の方策が講ぜられた。

8．寮施設の拡充

会社業務機関の拡充に伴なう従業員の増員に対応して，特に新入社員及び独身社員を対象としたこれらの宿泊設備は，次に述べる如く次々に開設された。すなわち会社発足当初の八戸(出)当時は借上寮として「常海寮」（収容人員14名）を東日本興業(株)より引き継いで八戸市に昭和34年２月１日開設した。昭和34年９月１日仙台火力(作)が設置されるに及んで「代ヶ崎寮」（会社施設，収容人員17名）を，昭和35年９月１日宮城郡七ヶ浜町に開設して独身社員を主として収容した。又昭和37年11月には新潟火力(作)（昭和37年10月１日設置）の要員を対象として，「越路寮」（後の秋葉寮，会社施設，収容人員37名）を新潟市に開設しこれに対処した。昭和42年10月16日には本社関係の独身社員を対象として「苦竹寮」（借上げ収容人員17名）を仙台市に開設したが後述の「本町寮」の開設に伴ってこれを廃止した。昭和44年４月１日秋田支社の設置に伴って「青柳寮」（借上げ収容人員８名）を秋田市に開設し，さらに新仙台火力(出)（昭和46年５月１日設置）の要員収容施設として「大代寮」（借上げ収容人員11名）を昭和46年９月１日に開設，翌昭和47年３月22日には本社独身寮として「木町寮」（借上げ収容人員８名）を仙台市に開設した。又新潟共同火力(出)が昭和47年４月１日に設置せられるやこれに伴なう配置要員収容のため「みのり寮」（会社施設収容人員19名）を新潟県北蒲原郡聖籠町に昭和47年５月10日に開設した。又本社への単身赴任者の施設として昭和48年３月15日には仙台市に青葉寮（借上げ収容人員５名）を開設して要望に応えた。尚昭和48年４月１日，勿来(事)がいわき市に設置されるに及んで，独身社員並びに工事出張者の宿泊施設として「佐糠寮」（借上げ収容人員６名）を昭和49年11月29日，同所に開設してこれに対処した。

9．海の家の開設

従業員の健康の保持と慰安行事の一環としてかねてより夏季の間，海の自然にふれる施設の開設を計画していたが，昭和49年６月になりこれらについての構想の纏りをみて，７月１日より８月31日までの２ヶ月の間，宮城県菖蒲田浜と秋田県象潟浜の２ヶ所に従業員とその家族を利用対

象者として「東北発電工業海の家」を開設することとなった。ちなみに菖蒲田海岸は古くから知られた海水浴場で，白砂青松の風光明眉の地で近くに有名な塩釜神社や日本三景の一つに数えられる松島を指呼の間に望む所である。一方象潟海岸地帯も遠浅の広い砂浜と緑の松林につつまれた景勝の地として知られ，又後背地には往時海中にあった島々が地盤の隆起に伴って浮上し，田園の中に松をいただいた小島の如く散在する風景は，かの松島の景観を彷彿させる面影があり，海の家を利用した従業員及び家族の健康の増進が期待された。

Ⅴ　能力開発の推進

1.　社員教育の充実

昭和40年代に入っての社員教育は，会社の経営方針に従って更に強化されることとなった。すなわち幹部教育としてのＴＷＩ（労働省導入監督者訓練方式）の仕上げに拍車をかけるかたわら，各職場の実態を勘案して社内に於ては幹部並びに一般社員の教育と特殊技術教育を推進すると共に，社内教育に必要なトレーナーの養成を図ることとし，又社外講習に積極的に参加させる等技術力の向上と自己啓発を図ることとした。

すなわち教育の対象者を幹部社員，中堅社員，若年社員，女子社員，新入社員，中途入社社員等に区分し，それぞれの分野に適合した教育を実施することとし，初級，中級管理者に対しては副長及び班長としての指導力を与え，かつこれを向上させることを目途として全員にＴＷＩによるＪＲ（人の扱い方），ＪＭ（改善の仕方），ＪＩ（仕事の教え方）を修了させると共に，現場に於ける追指導を併せ行うこととした。又上級管理者に対してはＭＴＰ（通産省導入管理者訓練方式）による訓練を行い，その管理能力の向上に努めた。又ＴＢＭ（職場安全会議の進め方）については，事故防止の観点から基本講習並びに追指導を行い，特に協力業者の幹部も積極的に参加させることとした。

中堅社員を対象とする教育は事務，水力，火力，車輌の各部門ごとの適任者に対して業務知識の向上を図ると共に，規程研修，事例研究等を実施して各々に特殊技能を習得させることとした。

若年社員については，共同宿泊研修生活を通じて現代の青年に要求される課題の探究と今後の生活活動の進め方について，研修を行うと共に社会共同生活の基本的態度とマナーを養い，併せて地域社会の繁栄に寄与する有為の青年社員を育成するため，昭和43年には新潟地区及び八戸地区の若年社員を対象に自衛隊への短期体験入隊教育を実施したほか，昭和44年度からは宮城県の「泉ヶ岳青年の家」に於ける合宿訓練を実施した。又女子社員についても昭和44年度の教育からは男子社員の場合と同じ趣旨から，合宿訓練により自主，協同，規律，奉仕の精神を養い女子社員としての社会的責任を理解させて，会社業務の向上に反映出来るよう仙台青年の家主催の「働く女子青年研修講座」及び「泉ヶ岳青年の家」に於ける合宿訓練を行った。

更に新入社員については初期に於ては，本社に於ける短期（３日間程度）基礎教育であったが，昭和45年度以降は上述の教育と同じく「泉ヶ岳青年の家」に於ける研修を織り込んで，入社

前より概ね１週間程度の教育を行うようになった。尚中途入社社員については，主として本社に於て集合教育を実施した。一方技術教育については社内に於ては各部門毎に溶接，塗装或は機械，電気関係作業の基礎教育等を実施した。又社外教育としては業務上必要な資格取得を目的とする者には，各種の講習を受講させこの便宜を図ると共に，企業の将来に効果のある社外講習には社内発表を前提として適任者を参加させることとした。これらの例としては，原子力発電所の計測関係実習，ベーレー関係実習，原子力技術者養成研修，或は配電盤技術実習，オールトランジスターリレー，電気ガバナー組立調整研修等があった。

昭和40年後半に亘り，従来実施してきた教育の成果を踏まえて検討を加え，ＴＷＩ，ＭＴＰ方式のいわゆる定型的管理監督者教育の実施を最小限とし，各年度の会社経営方針に示される技術向上のための技術教育及び工事量の増大に伴って，益々多発の傾向にある作業事故の防止のための安全教育，更には至近年度にその導入が予定されている事務機械化関係のシステム設計並びにプログラミングコース等の教育に特に重点を指向した。

企業意識の向上と効率的な業務運営を図り，併せて従業員の業務遂行上の必要な知識，技能を習得させ，技能の向上と自己啓発を促進して将来の会社発展を担う人材育成のため充実した社員教育を展開することとした。

2.　業務改善提案規程の制定

当社はかねてから業務改善の提案制度の構想を練っていたが，これが成案を得て昭和42年１月１日から実施されることとなった。規程ではその目的として第１条に「この規程は提案制度の実施について必要な事項を定め，広く社内から業務改善に関する創意工夫を求めることにより，従業員の積極的な企業参加の意欲を高めると共に，業務能率の増進を図り，もって生産性の向上に資することを目的とする」として制度発足の趣旨を述べている。尚提案については別に定める提案審査委員会で審査の上結果に対して次に定めるところにより褒賞を行うこととしている。

褒賞種別	総合評価点数	副　賞	賞　状
特　賞	86点以上	10,000　円	社長名
優　賞	71点 ～ 85点	5,000　円	同　上
良　賞	56点 ～ 70点	3,000　円	同　上
佳　賞	41点 ～ 55点	1,000　円	同　上

尚総合評価点数40点以下については協力賞の対象とした。又昭和49年12月１日の改正により，特殊実用新案の権利の会社帰属のほか副賞をそれぞれ２万円，１万円，6,000円，2,000円に増額し，協力賞についても2,000円程度の記念品とした。

3.　資格取得祝金制度の発足

社員の技能の向上を図るため会社業務上必要とする各種資格の取得を奨励することとし，昭和

43年10月12日資格取得祝金制度を発足させ，昭和43年４月１日以降の新資格取得者に祝金を支給することとなった。ちなみに発足の時点で対象とした各種資格の名称は次のとおりであった。技術士，電気主任技術者，建築士，溶接士，自動車整備士，クレーン運転士，電気工事士，危険物取扱主任者，ＴＷＩ監督者訓練員，衛生管理者，簿記，珠算，タイピスト。尚業務の多角化に応じて会社が必要とする資格も，その都度これを追加することとしている。尚祝金は最高3,000円最低1,000円となっていた。

4．「私と家族の状況」（自己申告制度）の採用

昭和47年10月１日に至り，身上調書を補完し併せて人事管理の参考資料とするため「私と家族の状況」と題する状況調書を従業員から提出させることとした。本制度は人事考課の一方通行的な側面を補完するため，本人の意思，希望を広く把握して，管理者とその部下との間の意志疎通の円滑化を図り，モラルの向上と教育訓練の必要点を発見することを主目的として，従業員自身の情報提供の場を設定することとしたものであり，職場の指導体制と共に能力開発，自己啓発に大いに貢献している。記入事項としては，(1)所属，(2)学歴，(3)家庭の状況，(4)住宅の状況，(5)資格免許，(6)現在の仕事，(7)今後希望する仕事，(8)会社に対する希望等を記入させることとした。

5．表彰制度の充実

社員の表彰については，昭和34年２月２日制定の社員就業規則第54条により社員で次の各号の１に該当する者があるときは，審査の上これを表彰することを定め，該当事項を(1)勤務成績が社員の模範となる者，(2)業務上有益な発明，改良，工夫及び考案をした者とし社業に貢献することが顕著であって他の模範となる者に対し，その努力をねぎらうと共に職場士気の高揚を図ることとした。又表彰の方法は第55条で表彰状及び副賞として金一封または賞品を贈与すると定めた。

(1) 社員就業規則による社長表彰第１号

新潟火力事務所所属内沢義春は昭和43年１月４日東北電力(株)新潟火力(発)３号機試運転立会要員としてパトロール中，タービン内外壁温度検出配管の亀裂を発見し，重大事故を未然に防止した功績により社員就業規則による社長表彰を受けた。ちなみにこの表彰は制度発足以来嚆矢のものであった。又本件については新潟火力(発)業務連絡協議会会長からも同人に対して，このことは不断の技術練磨と誠実細心の注意力による巡視点検の賜であり，他の模範と認められるとして同年１月９日表彰を受けた。尚社長表彰については制度の活用と共に社員に対して好ましい刺戟を与え，この結果下記のような成果を挙げることになった。

昭和44年６月11日表彰

昭和44年５月４日東京電力(株)猪苗代第三(発)附近の山火事の早期発見消火の功により会津支所所属五十嵐忠夫他８名。

昭和44年12月６日表彰

秋田火力(発) 5,000ｔ大型タンクの加工組立工法の開発の功により八戸火力事務所所属岩本成男他４名（前出）

昭和45年７月27日表彰

昭和45年５月23日新潟火力(発)３号機の重大事故未然防止の功により新潟火力事務所所属高橋勲。

昭和46年１月21日表彰

昭和45年10月２日新潟火力(発)３号機の重大事故未然防止の功により新潟火力事務所所属佐藤正雄。

昭和49年３月29日表彰

昭和48年10月30日タービン発電機のオイルブッシング治具を開発しこれを実用新案登録した功により新潟支社所属川口重幸。

(2) 表彰規程の制定

表彰に関しては昭和49年８月31日に規程第10号を以って表彰規程（昭和49年９月１日施行）が定められ，その内容が更に充実することとなった。規程はその目的として第１条に「この規程は社員（嘱託，常用員のほか，業務機関及び内部組織を含む。以下同じ）の表彰について必要な事項を定め，会社に貢献した事績が顕著で他の模範となる者に対し，その努力をねぎらうと共にこれを社内に周知して職場士気の高揚に資すること目的とする」と謳っている。又表彰の種類は，社長表彰及び部長表彰のほか，各機関の長の表彰とし表彰についてはその公正を期するため，表彰委員会を設けて審査を行うこととした。ちなみに表彰の方法としては，表彰状及び金一封を贈ることによりこれを表彰すると共に，被表彰者の所属，氏名，表彰の種類及び事由等を「東発だより」（社内広報）に掲載して社内に広く公示する等により，その功績を讃えることとした。

(3) 技術教育の成果が挙り溶接競技大会で活躍

当社のような工事会社に於ては，従業員の技術の質の如何は直ちに工事の受注並びにその施工の成果に影響するところが極めて多いので，かねてより各種技術の質の向上に意を用いてきた。昭和46年８月22日「東北溶接士検定委員会」は溶接が機械金属工業に於ける基礎作業として極めて重要な技術であることから，溶接技術者の技術意欲の昂揚と，産業界の発展を目的とし，同会設立10周年を記念して宮城県総合高等職業訓練校を会場とする第１回東北大会を開催した。同大会には多数の企業から参加者があり当社選手団もよく健闘し日頃の研鑽の成果を発揮して，優秀賞に八戸火力事務所所属の田村幸吉及び石田松次郎が，又努力賞には２名が入賞した。以後溶接技術競技会は青森，宮城の両県に於て毎年開催され，当社からも溶接技術士が参加し下記の如く優秀な成績を収め，溶接技術の向上を示した。

昭和47年７月28日	青森県溶接技術大会	優勝	石田松次郎（八戸事業所）
昭和47年７月31日	宮城県 〃	準優勝	大山 邦夫（代ヶ崎事業所）
昭和48年５月13日	〃	優勝	大山 邦夫（仙台支社）

昭和48年５月20日　青森県溶接技術大会　　優　勝　岩沢　富夫（八戸支社）

昭和49年５月12日　宮城県　　〃　　準優勝　鈴木　洋一（仙台支社）

(4)　工場に於ける溶接方法の認可

電気事業法第46条によれば発電所のボイラ，タービンなどの耐圧部分についての溶接，又は発電用原子炉に係る格納容器などの溶接は，通産大臣の検査を受け合格した後でなければこれを使用出来ないと規定されており，これに合格するには工場に於ける溶接方法の認可が必要とされている。このため仙台支社では溶接技能有資格者14名に溶接士技能確認試験を受験させ全員合格し，又仙台支社工場としても溶接施行法確認試験に合格，昭和50年３月26日付で仙台支社工場に於ける溶接方法の認可を受けることとなった。

第16節　其　　の　　他

Ⅰ　建設業の許可

建設業法に定める建設業の許可は，一つの都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業しようとする場合にあっては，当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受ける必要があったので，会社創立当初の昭和34年２月17日には宮城県知事により建設業者登録を済ませた〔登録番号(ほ)第340号〕。しかしその後業務の拡大に応じて，東北各地での営業が必要となったので法の定めに従って，昭和35年1月23日建設大臣による建設業者登録を了した〔登録番号(と)第3,441号〕。又後年に至り受注工事の拡大に応じて，工事の工期内施工のためには社員のみならず協力業者を数多く必要とするに至り，いきおい一般建設業に定められた金額以上の下請契約の締結も必要となったので，これ又法の定むるところにより昭和49年２月14日建設大臣による特定建設業者登録を得た。ちなみに登録番号は（特―48）第3,144号であった。施工しうる建設業の種類は土木工事業，とび土工工事業，電気工事業，機械器具設置工事業となっていた。尚塗装工事業については，一般建設業としての建設大臣の許可をうけた〔登録番号は（般―48）第3,144号〕。

Ⅱ　「いざよい会」の第１回会合の開催

「いざよい会」の第１回会合が昭和43年10月16日長野県志賀高原山の内町で，中部火力工事(株)の当番役で開催された。参加した会社は当社，九州火力工事(株)〔九州電力(株)の関連会社，後に西日本プラント工業(株)と改称〕，及び中部火力工事(株)〔中部電力(株)の関連会社〕の３社で，火力関係工事に関する情報，資料の交換，共同研究，相互協力などを議題とした会合の開催がかねてから望まれていたが，ようやく実現の運びとなったものである。会の名称はたまたま第１回の会合が10月16日（いわゆるいざよいの月といわれる日）に開催されたことに由来して「いざよい会」と称した。尚会に事務，技術両部門の専門部会を設けることとし，当番役は各社持ち廻りとし以後概ね毎年秋季に開催されるようになった。

Ⅲ　会社創立10周年記念行事の挙行

昭和34年２月１日に誕生した当社も幾多の苦難の荒波を乗り越えて，昭和44年２月１日には創立10周年を迎えることとなった。このため昭和44年１月９日会社創立10周年記念行事を決定し，その内容を次の通りとし，それぞれの日程に従って盛大に挙行された。

1. 物故役員社員の慰霊祭の執行　　昭和44年１月31日　於桜ヶ岡神社
2. 記念式典の挙行　　昭和44年２月１日
3. 記念品の贈呈　　〃
4. 関係者座談会　　昭和44年４月18日
   （瀬戸元社長外当社幹部出席）　於グランドホテル
5. 「10年のあゆみ」の発刊　会社の沿革と事業内容の歴史を纏めたもので，諸般の事情によりその発刊は昭和48年２月となった。

Ⅳ　自　然　災　害

1. 十勝沖地震の発生と当社の対処

昭和43年５月16日午前９時50分，十勝沖を震源とするマグニチュード7.9の巨大な関東大震災級の地震が発生し，東北地方北部及び北海道南部の太平洋沿岸一帯を襲った。青森県及び北海道南部が特に甚だしく，被害は遠く関東，中部にまで及んだ。特に北海道，東北の太平洋沿岸各地はそのうえ津波の来襲を受けた。東北電力(株)の八戸火力(発)並びに当社の八戸火力事務所の存在する八戸市周辺は震度５の強震に見舞われ，停電，断水，電話不通等の被害が生じた。

2. 地震の被害状況

(1)　八戸火力(発)の被害の主なものは次の通りであった。

ａ．タービン封水管の一部故障

ｂ．電灯照明器具破損

ｃ．原水タンクの故障

ｄ．アンローダー軌条の歪みその他破損

ｅ．コットレルハンマーリング用碍子の破損

ｆ．３号煙突内部レンガの脱落

(2)　当社関係の被害

ａ．当社の事務所自体には大きな損傷はなかったが，若干の什器その他の器物に被害があった。

ｂ．社員及び関係者の家族を含めて人的の災害はなかったが，18名のものが家屋や家財に被害を受けた。

当社は新潟地震の際に於ける前例と経験に鑑み，直ちに全社を挙げて応援復旧班を編成し，現地の八戸火力事務所と共に八戸火力(発)施設の応急復旧は勿論のこと，東北電力(株)八戸営業所が管轄する対需要家電力施設の早期復旧のために活躍した。

第17節　成長のあしどり

会社は第２期に入って着実に業績を伸ばし，次の時代に向って前進への強固な基盤を築き上げていった。すなわち昭和34年度末に117人であった社員は，昭和49年度末には782人と，約７倍になり，常用員51人を加え合計833人に増加した。又完成工事高は昭和34年度に１億7,000万円であったものが，昭和49年度には67億6,800万円と実に39倍余に増大した。

一方業務機関も創立当初は本社のほか２出張所（八戸，会津）と１工場（車輛）に過ぎなかったものが，東北電力(株)，関連会社及び公営等の設備の拡大に対応して年々新設或は増設を続け，昭和49年度末に於ては４支社（八戸，秋田，仙台，新潟），９事業所（山形，新仙台，東新潟，勿来，青森，盛岡，仙台，福島，会津），６出張所（酒田，高田，佐渡，両津，いわき，西会津），２工場（仙台車輛工場，仙台機械工場），１営業所（東京）の規模を有するまでに整備されるに至った。

第５章　発展躍進期
(激流に棹さして)

（昭和50年～昭和54年）

第１節　昭和50年代の背景

Ⅰ　日本経済不況より脱出への挑戦（高度成長経済の終焉）

昭和48年度のオイルショックを起因として国内経済は激動期を迎え「いざなぎ景気」という高度成長の栄華の宴に酔いしれた日本経済は，一転し減速経済下の不況の底に転落していった。昭和50年代に入り不況の実勢を反映して全般的に産業活動は低迷し減速経済下雇用減退，或は企業倒産などが相次ぎ，益々深刻の度を増すに至った。このため政府は昭和50年２月14日経済閣僚対策会議で第１次不況対策（当面の不況対策10項目）を発表実施に移し，又３月24日には第２次不況対策を実施した。更に６月13日には第３次不況対策を，又９月17日には公共事業の推進，住宅建設の促進等を骨子とする「総合的な景気対策の推進について」という第４次対策をそれぞれ経済閣僚会議に於て財政政策を含み決定したほか，数次に亘る公定歩合の引き下げ等による積極的な景気刺激策を相次いで実施したが，所期の成果を挙げるに至らなかった。昭和51年に入っても前年に引き続く不況下に産業活動も低迷の域から脱し切れず，政策運営面のテコ入れもあったが倒産は相次ぎ，反面国際収支が数年ぶりに黒字（昭和51年１月現在99億ドル）を記録するという皮肉な現象となった。５月14日政府は新経済５ケ年計画を閣議決定したほか，更に公定歩合の引き下げを実施し11月１日には経済閣僚会議で７項目の景気対策を決定する等の措置を講じたが，景気の回復は遂にみることが出来なかった。昭和52年を迎えて政府は３月11日に４項目からなる景気対策を又８月３日には６項目に亘る景気対策を，更に９月３日には総合経済対策を決定する等懸命な景気浮揚対策を講じたにもかかわらず雇用減退，企業倒産は益々その激しさを加え産業活動の長期低迷が続いた。一方11月４日通産省は円高対策連絡推進本部に於て10項目の円高緊急対策を決定，更に12月７日には累増する黒字減らし対策を決定し，これが対応姿勢を強く打ち出したが昭和53年１月４日には貿易収支の黒字巾の拡大などから，昭和50年後半から騰勢を続けていた円相場は１ドル237円に急騰した。米国はこれに対してドル防衛策を発表しこれに対処し，一方政府は１月24日には昭和53年度の経済の見通しを閣議で決定し（成長率７％，経常黒字60億ドル）経済運営の目標を定めた。然し２月には大手企業の一角である永大産業が戦後最大の負債総額1,800億円を残して倒産した。これに衝撃を受けた政府は２月21日構造不況法案（特定不況産業安定臨時措置法案）を閣議決定すると共に，３月15日には更に公定歩合を引き下げ戦後最底の3.5％とした。更に３月25日には経済対策閣僚会議で内需拡大，黒字減らし等を軸とする７項目の対策を決定し景気の立て直しを図った。一方昭和52年度の消費者物価の上昇率は狂乱物価当

時に比して6.7％と落ち着きをみせ，又実質経済成長率も5.6％となった。（昭和52年度より従来の国民所得統計の年度確報に代るものとして国民経済成長計算による数値となった。）７月に至り円相場は再び急騰を演じ初の200円台を突破し199円を記録し，９月には政府は再び経済対策閣僚会議に於て内需の拡大などを軸とする６項目の経済対策を決定して激動する事態への対応を図った。一方前年に引き続き円高倒産が相次ぐ中で新日本製鉄(株)は10月26日石油危機以降の不況や急激な円高ショックにより，日本経済は高度成長の終焉を迎えたとして釜石製鉄所他の生産体制圧縮の合理化案を組合側に提示すると共に，３ヶ年間に亘り7,000人に及ぶ人員の整理を発表した。片やかかる情勢下円の急騰は尚やまず10月18日には遂に戦後最高の１ドル175円50銭を記録するに至った。円高による為替差益は累増の度を加え，これが還元を求める声が澎湃として起り，ために政府としてもこれが把握が容易である公益事業のガス，電気事業について差益の還元を指導しこれが実現を図った。しかしそれ以外のものについては若干の消費者物価の低下はあったものの，大部分のものについては復雑な流通過程に於て吸収され消費者には還元されなかった。一方９月に於ける失業率は2.42％に及び，失業者は125万人を超え100万人台を連続して１年９ヶ月間を記録するに至ったことはこれ又戦後の最長記録であり，如何に今次の不況が深刻なものであるかの証左といえよう。11月１日に至り米国は強力なドル防衛対策（公定歩合の引き上げ等による金融引き締め強化と，ドル買い支え等の為替市場対策を含む）を発表した。このため円相場は急落して12月１日には１ドル201円70銭となった。円高で低落傾向にあった原材料の再高値再現等を警戒した日銀は従来とは逆のドル売り介入に入った。このため12月末には198円50銭まで回復した。又12月に入り政府は諸般の情勢を分析して遂に成長率７％を断念し，６％強へと下方修正に踏み切った。12月17日に至りＯＰＥＣ総会は昭和54年の原油価格の値上を14.5％（１バーレル12ドル70セント～14ドル54セント）と決定した。これは各４半期毎の４段階方式により値上げするもので値上げ率は年間平均では10％に及ぶものであった。このため今後石油関係製品の価格，ガス並びに電気料金への波及が懸念される一方，ドル安の不安材料ともなり通貨事情は更に混迷の道を辿るものと思われる。一方自治省は長引く不況克服のため昭和54年１月13日に至り地域経済振興のための「特定不況地域振興総合対策」に基づく地域として，38道府県の103地域，関係市町村として181市町を決めた。（後出東北開発の推進の項で再述）。かかる情勢下にあってわが国昭和53年度前半の経済は公共投資の拡大などを中心とする政府の景気刺激策により国内需要が一部立ち直りをみせたものの，前述のように急激に高騰に転じた円の対米ドル為替相場は未曾有の水準に達し，輸出環境が益々悪化するなど景気回復の端緒をつかみ得ぬまま推移し，東証１部上場企業381社中の大半の中間決算は減収増益型となり，円高不況といわれる厳しい環境下にあって，経営の合理化に積極的に取り組んできた企業の姿勢がここにきて効果を挙げたといえる。「減収増益型決算」は戦後はじめてでわが国の企業がようやく低成長下の経済に適応する順応体質に変化しつつあることを示している。一方下期経済動向について日銀が11月20日の時点で全国的に約4,900社を対象に調査した企業の短期経済観測の結果によると，企業の業況

判断がこれまでに比べて大きく改善され企業収益も予想以上に好転するなど，当面の動きには明るさが着実に広がってきているとしているが，他面円高による輸出の落ち込みから年度間の売上計画が一段と低い見通しに終った。在庫調整も昭和54年１月～３月期まで続くといった暗い材料がみられ，手放しの楽観は許されないものの，景気動向の基調は依然軟弱な中で僅かながらも明るさの拡大であることを示すものとしている。

一方東北地方の経済情勢について日銀仙台支店は東北の企業331社を対象に11月末の時点で調査した企業短期経済観測を纏めた。それに依ると企業収益が大きく改善されると共に，企業の業況判断も好転するなど景気の上昇への足取りは緩やかな回復基調にあるが，その半面製品の在庫，需給関係，生産設備及び雇用関係の面には依然として過剰感が根強く先行きの業況判断にも，一抹の慎重感が漂っており明るさの中にもやはり不安材料があるとして，単純な判断に依る楽観をいましめていることからして今後の日本経済は尚厳しい道を歩むであろうことが予想される。

Ⅱ　社会，政治並びに国際問題の動向（日中，米中新時代への開幕）

昭和48年の石油ショック以降，低迷状態を余儀なくされた日本経済はその後も若干の起伏はあったものの，不況色は一段と深刻化し日本全土が不況一色に覆われるなかで昭和50年代を迎えた。昭和50年４月14日美濃部東京都知事が三選を果して革新陣営はその朗報に沸いた。５月７日には世界のプリンセス・エリザベス英女王夫妻の来日に歓迎の波は大きく広がった。10月１日には国勢調査による日本の総人口は１億1,200万人弱と発表された。

明けて昭和51年１月31日鹿児島で史上初の五つ子が誕生し順調に成育しつつあるというニュースは不況に喘ぐ暗い世相の中で明るい話題をまいたが，一転して２月５日には米国の航空機製作会社の日本への航空機売り込みに端を発したいわゆる「ロッキード事件」が発覚し，政府高官並びに商社首脳が疑惑の渦中の人となり，日本の政財界は大きく揺れ動いた。４月13日には米大統領が200浬専管水域法に署名（昭和52年３月より実施）し，水産国日本にとっては厳しい試練の幕明けとなった。７月17日にはモントリオール五輪の開幕にスポーツ界は沸いたが，７月27日には「ロッキード事件」の容疑者として田中前首相の逮捕収監のニュースは日本全土に大きな衝撃を与えた。９月９日には中国の偉大な指導者であった毛首席が死去し，中国の政情に大きな影響を与えた。又９月15日には三木内閣が自民党内の派閥抗争の渦中に巻き込まれて，いわゆる「三木おろし」により退陣のやむなきに至るなど大きな話題が相次いだ。10月30日の夜折から吹き荒れる強風下酒田市に大火が発生し，焼失棟数1,159棟，罹災世帯959世帯，被災者数3,314人に及ぶ悲惨な大事故となった。12月10日にはさきの米国に続いてソ連も200浬漁業専管水域を宣言し，わが国の水産界は益々苦境に追い込まれるに至った。12月24日には福田内閣の発足があったが世論の受け止め方は批判的な見方が多くその支持も低調であった。

明けて昭和52年１月20日にはこれとは対照的にアメリカでは好意ある国民の支持を受けて無名の新人，カーター民主党候補が激戦の末，現職候補フォード大統領を破り第39代大統領に就任

し，米国は新しい時代を迎えることとなった。５月２日わが国としても米ソの一方的の200浬宣言に対処するための措置として，海洋２法を成立させ領海を12浬とすると共に，漁業専管水域を200浬として水産業の防衛策を講ずるに至った。９月３日にはプロ野球巨人軍王選手による，ホームランの世界新記録756本の樹立がスポーツ界を沸かせた。

昭和53年に入り新年早々の１月４日には伊豆大島近海にマグニチュード7.0の地震が発生し，軟弱な地盤等の作用により崖崩れ等を起こし，死者24人を含む大きな被害を与えた。続いて２月20日には宮城県沖を震源とするマグニチュード6.8（仙台の震度４）の地震を記録し，震波は首都圏を含む関東一円にまで達した。一方５月20日には再三に亘る過激派の反対闘争更には空港乱入等の妨害事件等により大巾に遅れていた成田空港が難産の末，実に12年ぶりに開港して名実共に国際空港としての偉容を現わした。

一方６月12日には２月に続いて，又しても宮城県沖を震源とするマグニチュード7.4の強烈な地震（仙台附近の震度５～６）が来襲し，電気，ガス，水道，鉄道，電話等のすべての生活関連施設が一瞬のうちに壊滅的な打撃を受け，死者28人，負傷者は1,325人に及び建物の全半壊は6,757件に達して被害は遠く関東地方を含む10都県に及ぶ大災害となった。

又８月12日には日中平和友好条約が北京の人民大会堂で園田，黄華両外相の手によって調印され，更に10月23日鄧小平中国副首相を日本に迎えて日中平和友好条約の批准書の交換が首相官邸で行なわれて，友好条約はここに発効し，６年前戦争終結と将来に亘る友好を宣言した日中共同声明は大きく前進し，平和友好条約として，より確かな永続的な基礎の上に位置づけられ日中新時代の幕明けとなった。10月22日にはプロ野球のヤクルト球団が球団結成以来実に29年ぶりに苦節の末に日本一の栄冠に輝きスポーツ界に新風を吹き込んだ。然し一方11月18日には米国の新興宗教団体人民寺院の狂信者による入植地南アメリカ北西部ダイアナでの914名に及ぶ集団自殺という世界史上稀れに見る衝撃的な事件のニュースは人々の耳目を聳たせた。これよりさき11月14日国内では福岡地裁のスモン訴訟の判決で原告団が勝訴したがこの判決は特に投薬証明のない患者でも認定されるという画期的なもので，昭和53年３月１日の金沢地裁判決，同８月３日の東京地裁判決に続いて３度目の原告団の勝訴であった。以上の判決により国及び関連製薬会社はこれが対応につき苦しい立場に追いやられることとなろう。一方11月27日には自民党総裁選挙の予備選挙が行なわれ大平幹事長の圧勝（748：638）に終った。そのため福田首相は本選挙への出馬辞退の已むなきに至った。伝えられる所によれば福田首相の敗因は国民の求める謙虚さにかける所があったとされていた。12月１日にはかねてより望まれていた道交法の改正があった。
これは最近とみにその激しさを増した暴走族と数多くの交通事故の原因となっていた飲酒運転の取り締りの強化を狙ったものであった。12月７日には国民の期待を担って大平内閣が発足し，オイルショック以来５ケ年間に亘って一向に立ち直る気配を見せない景気の立て直しに挑戦することとなった。

12月14日に至り米国証券取引委員会（ＳＥＣ）が日本に対する航空機売り込みに係る不正事件

でマクダネル・ダグラス社（米航空機製作会社）の告発に乗り出すこととなり，識者の間では早くもロッキード事件の二の舞を懸念する声も聞かれるようになった。一方12月16日に至り米中両国は昭和54年１月１日を期して国交を正常化するという，共同声明を同時発表して全世界に大きな衝撃を与えた。又12月23日には米ソ両国でかねてから進められていた「ＳＡＬＴⅡ」（第二次戦略兵器制限交渉）が基本的合意に達し，近く両国首脳による調印の運びに至るとのニュースも流れ刻々と激動する情勢の対応にしばしば戸惑うほどであった。12月17日には多くの謎を秘めた金大中事件の渦中の人，金大中が２年９ケ月ぶりに釈放されたが，これは刑の停止によるものといわれその原状回復への道には今後数多くの問題が残された。

明けて昭和54年１月１日には元旦の空を大きなニュースが地球を突き抜けた。それは前述の米中両国が30年ぶりに外交関係を正常化するということでこれにより世界は新たな道へと進むことになった。１月６日には米証券取引委員会（ＳＥＣ）は先のマクダネル・ダグラス社の不正支払事件に続いてグラマン・インターナショナル社（米航空機製作会社）の海外不正支払に関する報告書を公表し，更にボーイング社（米航空機製作会社）についても不正支払の疑惑があるとして追求の構えをみせており，日本の政財界はさきのロッキード事件が未解決のうちに再び黒い霧に覆われることになった。

一方中東ではイランに於けるパーレビ国王に対する不満に端を発した政情の混乱は益々激しさを増し，昭和53年11月６日軍政に移行したが連日に亘る大規模のデモは国内を動乱の渦中に巻き込み遂には石油の生産をも停止するに至り，石油の輸入量の17％をイランに依存するわが国としては大きな影響を受けるに至った。昭和54年１月４日には文民内閣の誕生をみたが，いまだに国内の安定は得られず，パーレビ国王の政務を暫定的に代行する摂政評議会が13日に発足し，イランは国王の国外脱出後へ向け急展開する情勢となった。又中東と並んで戦禍の坩堝である東南アジア地区でも，ベトナムとカンボジア間の紛争は益々激しさを加え，昭和53年６月頃よりカンボジアの国内へ大部隊を侵攻させていたベトナムは昭和53年11月３日に，ソ連との間に締結した友好協力条約を軸として，カンボジア救国戦線部隊との共同作戦によって昭和54年１月７日カンボジアの首都プノンペンを一気に陥落させた。ポルポト首相の率いるカンボジア政府は革命後僅かに３年９ケ月で事実上崩壊し，その後も大規模な侵攻作戦によりカンボジアの殆んど全域が制圧された。１月11日にはカンボジア新政権の人民革命評議会のヘンサム議長はポル・ポト政権が崩壊し，カンボジア全土が解放されカンボジア人民共和国が成立したと発表するに及んで，東南アジアの政情に大きな混乱を惹起した。インドシナ半島を舞台にした中ソ代理戦争の様相を強めると共に１月10日にはソ連及び親ソ東欧諸国が相次いで新政権を承認したが，一方ではこれらに批判的なルーマニア等の諸国はポル・ポト政権の支持を表明した。又ベトナムの勢力圏拡大とその強硬路線に衝撃を受けた東南アジア諸国（ＡＳＥＡＮ）は１月12日バンコクで緊急外相会議を開き対策を協議したが，ベトナムに対する不信の色は強く外国勢力の即時撤退を主旨とした共同声明を発表した。国連では１月11日に緊急安全保障理事会が開催され，カンボジア情勢は世界各

国を巻き込む様相を呈するに至った。これらの混迷が続くインドシナ情勢に対処して，政府は従来実施してきた対ベトナム経済援助の見直し等の対処を迫られることとなった。

一方かくの如く内外共に騒然とした世相の中で昭和54年１月７日の立川女子高校生による初の（女子高校生として）ヒマラヤ・ゴーキヨピーク（5,360m）の登頂成功と，同じくプロボクサー具志堅用高によるＷＢＡジュニアフライ級世界選手権７回目の防衛成功の日本記録達成のニュースは人々に対して心地良い一服の清涼剤となった。又かねてより検討されてきた国公立大学の入試方法の改正で従来の１期校，２期校の区別をなくし，初の試みとして電算機を投入しての共通一次試験は１月13，14日の両日に亘り施行され，３月上旬には各大学に於て二次試験を行うこととなり，若い世代はこの初の体験に挑戦することとなった。

Ⅲ　東北開発の推進（「三全総」の具体化を目指して）

昭和50年代に入り引き続く経済の低迷状態のなかで，東北の経済も他地域に比べて経済基盤が脆弱であること，平電炉，フェロアロイなどの構造不況に悩んでいる素材産業が多いことなどが加わって全国以上に厳しい情勢が続くものとみられていた。更に東北地方の特色としては減反問題を抱えているほか，200浬問題による北洋漁業の大幅な減船という水産関連業界の不振も加わって，雇用情勢が一段と悪化し企業倒産も史上最高を記録（昭和52年度）するなど厳しい情勢のうちに推移したため，失業者の増勢も更に続くものと思料された。東北地方の産業経済界に於ては漸く縮少均衡から前向きの経営姿勢に転換しようとする強い意欲現出の情勢に鑑み，政府に対して年度予算の迅速かつ万全の執行など機動的な施策の実施を強く要望すると共に，政府の財政施策に呼応して一日も早く不況を克服し安定した経済成長路線に到達出来るよう積極的な活動を展開してゆくことが期待された。

一方東北地方の開発の先導的役割を担う東北経済連合会ではかねてから近く策定される「第三次全国総合開発計画」（以下三全総という）の政府に於ける策定状況の把握に努め，地域懇談会等に於て積極的に報告すると共に地域開発委員会に於て，東北地方から要望すべき事項について審議し昭和52年６月，13項目に亘る具体的要望事項を盛り込んだ「東北開発の基本的課題に関する要望」を発表し，「三全総」の立案当局に強く要請した。また「三全総」と並行して策定が進められている新しい「東北開発促進計画」についても，東北経済界の主張を全面的に組み入れるよう強く要望した。ちなみに東北開発促進のための具体的要望事項は次の諸点であった。

1．幹線道路網の確立
2．新幹線の建設促進
3．港湾整備の推進
4．空港の建設整備と新路線の設定
5．エネルギーの安定供給の確保
6．水資源開発の促進
7．むつ小川原開発計画，秋田港湾地区開発構想の推進

8．内陸，都市型工業の立地推進
9．農村漁業振興のための明確な位置づけ
10．流通機能の強化と施設の適正配置
11．都市機能の強化と魅力ある生活圏の形成
12．文化，医療等施設の整備と適正配置
13．大学，研究機関等の強化拡充

又これらに関連して東北開発のための推進体制を抜本的に強化拡充する必要性を訴えた。その内容は次の通りであった。

1．東北開発促進法をはじめ従来の地域開発諸法の拡充を図り，地方振興のための優遇措置を強化することはもとより，財政金融面に於ける新しい立法措置を含め，遠隔，過疎，寒冷などの地域の事情を考慮した助成措置を効果的かつ重点的に強化し，拡充されるよう特段の配慮が必要であること。
2．各種開発の実施主体である地方自治体の体制強化が重要な課題であり，従来の中央集権体制を是正し地方分権や地方財政の確立を図ると共に，公共投資の配分についても前例踏襲主義を極力是正するなどの抜本的な改革が必要であること。
3．民間の資本蓄積が薄い東北地方にとって開発金融の積極的展開は急務であるとし，このため北海道東北開発公庫の事業範囲の拡大，出資機能の強化及び資金量の確保等金融能力の一層の強化を図ると共に，食料自給率の向上，200浬問題への対応等厳しい状況のなかで農林，水産業等への政策金融の拡充強化も東北地方にとっては極めて重要であること。
4．大規模工業開発（むつ小川原開発等）の中核的な事業体である第３セクター方式により設立されたむつ小川原開発(株)については今や抜本的な検討を加うべき時期にあり，その位置づけを明確にすると共に財政金融上の助成措置の強化，拡充を図るなど適正な育成方策を講ずる必要があるとした。

又以上の開発推進体制の強化，拡充と併せ，これまでやや弱体であった地域の調査研究体制を強化するため，東北の経済開発に関する総合的な調査研究機関の整備を図る必要があるとした。

以上の経過を経て「三全総」は昭和52年11月４日に閣議の決定をみた。計画は自然，生産，生活環境の三者の調和のとれた人間居住の総合的環境の形成を図り，人口，産業の大都市集中の抑制と地方振興とによって過密，過疎に対応しつつ，新しい生活圏を確立するという「定住構想」を開発方式として選択している。

そのなかに於て，土地資源に恵まれ，人口容量にゆとりのある東北は，北海道と共に定住構想実現の場として大きく期待され昭和50年代の東北の地域開発が「三全総」の策定によって計画から実践への新しい展開段階に入ることとなった。

一方目を転じて東北地方の開発の実態についてみると，昭和50年４月には東北縦貫自動車道が岩槻—仙台南インターチェンジ間の全線開通をみ，11月には青森県が「むつ小川原開発第２次基本

計画」を纏め，又建設省並びに国土庁が長岡ニュータウン計画を正式に許可した。昭和51年２月には地域振興整備公団がいわき市の中核工業団地造成計画を承認，同年４月には東北開発(株)が青森県尻屋のセメント工場建設に着工，又９月27日には新潟県阿賀沖のガス油田が本格操業に入り，新エネルギーの開発として脚光を浴びた。又12月９日には東北縦貫自動車道は泉～古川間(何れも宮城県）の開通をみた。12月20日には若林東北電力(株)社長が東北開発審議会委員に任命された。

昭和52年を迎え１月には「むつ小川原総合開発第２次基本計画」の事業促進について関係13省庁の申し合せが行なわれ，更に一歩前進をみることとなった。２月23日には東北経済連合会は創立10周年を迎え式典を挙行，過去の実績について反省すると共に今後の尚一層の活動を積極的に展開することを誓い合った。６月13日には若林東北電力(株)社長は経営者協会会長に就任し，続いて同月23日には平井前会長の後をうけて東北経済連合会会長に就任した。７月３日には通産省は「工業再配置計画」を策定し，東北の工業出荷額の対全国シェアは昭和60年で7.8～8.4％という想定値を発表した。８月30日には「むつ小川原第２次基本計画」が閣議の了解を得て，本格的にスタートすることとなった。続いて９月８日にはむつ小川原港が重要港湾に昇格し，11月４日には前述のように待望久しかった「三全総」が閣議の決定をみて，東北地方の本格的開発はその緒についた。一方その工事を意欲的に進めていた東北縦貫自動車道も，11月19日には築館～一関間（昭和53年12月２日開通）を残して盛岡迄の開通をみることとなり，首都圏と盛岡は待望の高速自動車道によって結ばれることとなった。11月21日には若林東北電力(株)社長が東北開発審議会会長に就任するに及んで，新しい東北開発促進計画の策定が開始された。12月12日に至り国鉄は難行している東北，上越新幹線の大宮以南地区についての打開策として，現計画ルートの変更申請を行い運輸省の認可をうけ「上野新駅」の設置が同省から発表され，東北，上越新幹線の大宮以南地区の早期解決への突破口を開いた。尚これよりさき国鉄では小山新幹線総合試験線（埼玉県鷲宮町～栃木県石橋町間42.8㎞）で昭和52年６月５日から961型電車による走行試験を実施してきたが，その後新採用の東北新幹線の本番用のモデル車となる962型新幹線試作電車を完成し，走行試験（昭和54年２月下旬より）を行うことになった。又10月３日に政府は東北新幹線の盛岡以北については他の整備４線と同時着工スタートさせるという具体的実施計画を正式に決定した。ちなみに他の整備４線は（青森～札幌），（東京～大阪，北陸経由），（福岡～鹿児島），（福岡～長崎）である。

12月11日には国鉄気仙沼線が全面開通し，過疎地の住民の期待に応え，これに呼応するかの如く，かねてよりその工事を進めていた新仙台駅は12月15日装いも新たに颯爽とその姿を現わし，新幹線早期開通の尖兵としての地位を築くに至った。

一方関係方面に要望していた空路の開設については昭和48年６月開設の新潟～ハバロフスクに続いて，全日空により昭和51年６月１日仙台～大阪間，昭和52年４月25日には東亜国内航空により仙台～名古屋間が，又昭和53年３月１日には同じく同社により仙台～福岡間のそれぞれの新空路が開設されるに至り，逐次東北地方に対する過疎のイメージが払拭されるようになった。又山

形並びに秋田両空港も昭和54年度より従来の第３種空港から第２種空港に格上げされることが決定すると共に，花巻空港の整備拡充も進められるという朗報ももたらされている。

昭和53年10月３日に通産省によりむつ小川原地区が陸上方式による石油備蓄の候補地に決定され，今後所要の調査を行うと発表され，11月11日には建設省が能代，新庄，上越の各都市を「三全総」による定住圏のモデル地区の中核に指定した。一方自治省は昭和54年１月13日同省の「特定不況地域振興総合対策」によって財政上のテコ入れを行う特定不況地域として，103地域（181市町村）を選定して発表した。ちなみに東北地方の不況地域としては八戸（青森県），釜石(岩手県)，石巻，塩釜，鷲沢（宮城県），大館，鹿角，能代，阿仁（秋田県），米沢，長井（山形県），いわき，喜多方（福島県）の12地域が含まれている。なお特定不況地域対策としては，すでに通産省が「特定不況地域中小企業対策臨時措置法」を，又労働省が「同離職者臨時措置法」を制定し，前者が主として金融面からの，又後者が雇用面からの対策を講じている。これに対して自治省の対策は，こうした法律に基づくものではないが，不況業種に依存する度合いが高い地域の市町村が地域経済の安定，業種転換，雇用安定及び公共事業の活用などの事業を行う場合，特別交付税を優先的に配分したり，起債枠を追加するなどの財政上の援助を行うもので，不況地域に希望の光を与えることとなった。更にこれと時期を同じくして，農林水産省は「三全総」の定住構想に対応した農村定住化への環境の整備を進めるため，昭和54年度から新規に「農林地域定住促進対策事業」を開始することとなった。低成長経済の定着化により農村社会は専業農家，兼業農家，非農家で構成される混在社会へと変身している。これらの状況のなかで「生き甲斐」と「安定生活」を実現するには雇用の確保と生活条件改善の両面を備えた定住環境の整備が必要になるとの判断から，同事業に取り組むことになったものである。又その事業内容としては，

(1) 地場産業的な工業の導入や観光農園などの第三次産業の導入

(2) 薬用，観賞用作物など地域特産物の生産並びに農産加工の振興

(3) 集会，スポーツ施設，伝統的郷土文化施設の整備を通じた生活環境及び地域社会作り

等を目途とし，昭和54年度から３年間，全国500市町村で実施することとして，昭和年54度は80市町村で事業を開始することを決定した。東北地区の対象市町村も追って指定をみることとなり，「三全総」に織り込まれた諸方策は逐次実施の運びとなって，東北地方の開発は大きな進展が期待されるに至った。

一方東北経済連合会は昭和53年５月12日開催の第12回定時総会の席上「新しい東北の出発を期して」と題しての決議を行って，その行動指針を明らかにした。その決議を紹介すると以下の如く

『東北地方は「三全総」が描く定住構想に於て，21世紀に向け人間居住の総合的環境を実現してゆく地域として大きな期待が寄せられている。東北を真に魅力ある豊かな地域とするためには幹線交通体系の整備，地場産業の育成と工業立地の推進，農林水産業の振興，環境に適合した地方都市の整備，教育文化，情報機能の強化など，高水準の生活を保障する生産の場，快適な生活

の場の形成に向って着実な努力を続けてゆかなければならない。

東北地方をとりまく情勢は公共事業推進の効果により明るい面も出てきているが，依然として内外の経済情勢は厳しく，企業倒産の続出，雇用環境の低迷，200浬問題の影響など前途は尚容易ならざるものがある。この重大な時期を迎え東北の産業経済人は一致団結して，当面する危機を乗り越え，さらに「三全総」に於ける東北の新しい課題を実現してゆくために積極的な役割を果たし，気迫と熱意をもって１割経済の達成を図り，新時代を築き挙げなければならない。われわれは，産業経済人の英知と努力を結集し「行動する経済連合会」を合言葉に，東北の総合的な開発をとおして，わが国経済の発展に寄与する決意である』と結んでいる。

又昭和53年７月28日には「三全総」で定住構想の最重要地域として位置づけられている東北地方の開発の在り方について，「今後の東北開発に関する基本的見解」（副題・東北の自立発展をめざす産業立地の推進）と題する提言を発表した。基本的見解は

(1)　工業開発の積極的推進

(2)　開発の条件整備

(3)　計画の実施

の三項目から成り，同連合会は，この趣旨が東北開発促進計画策定に生かされるよう国土庁など関係省庁に要望することとしている。

「基本的見解」はまず東北開発の現状について「開発の進展と共に生産水準や所得水準の格差は徐々に縮少してきているが，第１次産業の占める割合が依然として高く，基幹工業の立地も極めて少ないとし，このような生産体系の改善と相俟って，物資流通施設の整備，流通システム化などの遅れから，流通体系は片荷輸送で無駄が多い」と問題を指摘している。従って地域の経済力，人口扶養力を高めてゆくには工業の積極的な導入による産業構造の多様化，或は高度化を図らなければならないとしている。この場合に於ける東北が農業地帯であることから優れた食糧品の供給が，ひいては工業導入の大きな魅力になるという農工相互発展の面を重視する必要を説いている。これらの認識及び分析に立って，見解は「工業開発の積極的な推進」を提言の第一の柱としている。これが具体的方策として

(1)　既存鉱工業の育成振興と農林水産加工の推進

(2)　機械工業など高度で付加価値生産性の高い加工業の導入及び定着化

(3)　高度な加工業導入の契機ともなる大規模基幹資源型工業の立地も併せて進める

という手順で工業開発の積極的推進を図るとしている。

「開発の条件整備」では「エネルギー，水資源開発と交通，流通施設を中心とする開発の条件整備が産業立地の推進，産業構造の高度化，生活水準の向上を図るため急務である」と述べている。特に交通，流通施設について

(1)　地方中核都市周辺の交通が繁雑化しているので複線電化を含む都市圏内交通網を整備し

(2)　仙台，新潟地区に中枢的流通拠点を形成する

ことを課題とし，長期的には肋骨型陸上交通体系と日本海沿岸地域の総合的交通体系の確立等を要請している。最後に「計画の策定」について

(1)　定住構想にふさわしい基盤整備が計画期間中に完遂するよう，公共投資の配分の重点的実施，又民間活動を誘発するため地域の特性を考慮した税制及び金融措置を講ずると共に，東北開発促進のための諸制度の見直しと新しい東北開発の方向に即した制度の創設を強く要望し提言を結んでいる。かくの如くにして昭和50年代前期の東北地方の開発はさきに制定をみた「三全総」を軸として，東北経済連合会のひたむきな努力により着々とその始動を開始し，昭和50年代後期に向けて大きく前進しようとしている。

Ⅳ　東北電力をめぐる諸情勢の推移（原子力時代への接近）

昭和48年の石油ショック以降，激動する燃料問題に対処するため昭和50年度に入り４月３日将来の液化天然ガスの導入を目途として，日本カリンガス(株)が設立され，初代社長には村田東北電力(株)副社長が就任した。６月26日には佐渡両津火力(発)６号機（7,500kW），又８月22日には第二豊実(発)（５万7,100kW）がそれぞれ運転を開始した。又９月８日には出水率55.6％を記録し，昭和17年以来の最低値となり給電事情に大きな影響を与えた。一方９月24～26日開催のＯＰＥＣ総会は原油価格を10月１日以降11ドル51セント（１バーレル）に引き上げることを決定し，燃料事情は一段と厳しさを増すこととなった。

10月１日に至り昭和50年度設備資金の一部に充当することと，自己資本を充実して社債発行余力を拡大することを目的として，２割無償を含む306億円余の増資を実施し，新資本金は1,326億1,300万円となった。又10月30日にはかねてからの構想にかかわる新たなる燃料対策として前述の日本カリンガス(株)に続いて，日本海ＬＮＧ(株)の設立推進会議が発足し，議長に関新潟県知事が，又副議長には臼井東北電力(株)常務取締役が就任してこれが推進を図ることとなった。

11月22日にはさきに運転開始した１号機に続いて新潟共同火力発電(株)の２号機（35万kW）が運転開始し，東北電力(株)の供給面の強力な協力電源となった。一方政府に於ては12月19日に総合エネルギー対策閣僚会議で総合エネルギー政策大綱を決定すると共に，昭和51年１月17日には「石油備蓄法」を制定し，昭和54年度末までに原油90日分を備蓄することとし，益々多様化深刻化するエネルギー問題に対処することとした。

昭和51年度に入り４月５日東北電力(株)は電気料金の改訂を申請した。これは昭和49年６月の電気料金の改訂後，直ちに「経営対策緊急会議」を設置し，燃料の効率運用の徹底，修繕費の合理化，諸経費の徹底した節減合理化などについて全社を挙げての努力を続けてきたが，原油価格の上昇や低硫黄化の推進による燃料費の増加をはじめ，工事費の物価上昇に伴なう増嵩や基幹系統の整備，環境対策の強化などによる資本費の増大などにより，原価は昭和49年度以降も引き続き高騰を続け，収支は次第に悪化してきたためやむなく料金改訂申請を行ったものである。申請は６月15日に認可され，６月26日から実施されたが，厳しい査定を受けた上，昭和52年３月31日までは認可料金の98.26％の暫定料金が適用された。このため新電気料金が実施された６月26日若

林社長を本部長とする「経営刷新緊急対策本部」を本店に設置した。これは申請原価に対して厳しい査定が加えられ，当面する景気，物価への配慮から昭和51年度に限って暫定料金の措置が講ぜられたことと，さらに認可のずれなどによる収入不足もあるため，昭和51年度はもとより，その後も収支がきわめて厳しいことが予想されるなかで，電力の安定供給，保安対策及びサービスの向上を通じて電気事業の社会的使命を達成してゆくためには決意を新たに，厳しい姿勢で効率経営の極限に挑戦し，新しい経営基盤の確立を図っていくため設けられたものである。一方4月13日には新潟県角海浜原子力(発)の建設計画を発表し，日本海側に於ける新たなる原子の灯の基地とする意向を指向した。

5月1日には創立25周年の記念式典を挙行し，輝かしい成長の跡を確めつつ今後の躍進と東北地方の産業の発展並びに地域住民の福祉の推進の担い手となることを誓い合った。又5月21日には電力各社の多年の念願であった社債特例法が成立した。これにより向う10年間「資本金及び準備金総額」の4倍まで社債発行が可能となり，設備資金調達のうえでの制約が緩和されることとなり，同法の成立は今後の資金調達の成否にかかわる緊急かつ重要な経営課題であったので，その意義は極めて大きいものがあった。7月16日には「昭和51年度電源開発基本計画」で，新規着工17地点（87kW万）を発表した。このうちにはその着工決定まで多くの紆余曲折のあった秋田火力(発)4号機の他，特に離島の安定電源対策として，佐渡両津火力(発)の7号機（7,500kW）と新潟県の粟島火力(発)4号機（150kW）が含まれている。又9月27日には東北電力(株)も出資して，その開発に積極的に参加協力してきた新潟阿賀沖天然ガス油田が本格的に操業を開始した。これはわが国初の本格的大陸棚開発であり，生産される天然ガス量は日量180万m^3で電力供給分は昭和52年4月運転開始予定の東新潟火力（発）1号機（60万kW）に充当することとなっており，この阿賀沖天然ガス開発により，ＬＮＧ導入を含めた燃料の多様化，脱石油化の道を一歩進め得たこととなり国産燃料として今後の燃料の安定供給に寄与する効果は大きく期待されるに至った。一方10月23日には待望久しかった秋田火力(発)4号機（60万kW）の建設に着工し，総出力165万kWを擁する大出力火力電源誕生への道を歩み出した。11月17日には只見川筋に宮下(発)5号機（3万5,800kW）が運転開始し，その調整力に偉力を加えることとなった。

一方12月15～17日カタールで開催されたＯＰＥＣ総会で二本建の原油価格の引き上げが決定されて，原油価格は逐次増嵩傾向の道を進むこととなった。

12月27日に開催された第70回電源開発調整審議会で東北電力(株)としては画期的な大型地下揚水式第二沼沢(発)（23万kW×2）の開発が決定された。

昭和52年に入り1月11日女川町漁協の臨時総会が開催され，女川原子力(発)着工についての交渉体制が整うこととなった。又同日原町市議会では火力(発)誘致を決議し，新規地点の選択に苦しむ東北電力(株)関係者にとっては心強い朗報となった。一方通産省は2月14日に「総合エネルギー対策推進本部」を設置し，翌15日政府はこれをうけて「総合エネルギー対策閣僚会議」の設置を決定し，不確実化するエネルギー問題に対処する姿勢を明らかにした。又3月25日には懸案

の女川原子力(発)に関し，女川町漁協に対し漁業補償額を提示しその対応を求めた。

昭和52年度に入り，4月8日には阿賀沖に開発されたガス油田の天然ガスを燃料とする東新潟火力(発)1号機60万kWの運転開始をみて，新潟方面の電源の様相は新たなる時代を迎えることとなった。

一方4月24日に至り動力炉核燃料開発事業団（以下動燃という）の高速増殖実験炉「常陽」が臨界に達し，日本でははじめての高速炉による「原子の灯」がうぶ声を挙げエネルギー多様化時代のパイオニアとなった。5月14日にはさきの原町市議会の火力(発)誘致決議に対応して，東北電力(株)では原町火力(発)調査所を設置し，火力(発)建設推進の拠点とすると共に地元の誠意に報ゆることとした。

又6月29日には本店に若林社長を議長とする「新経営発展方策会議」を設置した。これは昭和51年6月の電気料金改訂実施と同時に設置された「経営刷新緊急対策本部」が，当面する緊急事態への対応という所期の目的を達成して，大きな成果を挙げた後を受け，更に中長期的視野に立って新しい経営発展を図るため設置されたものである。

又一方ストックホルムに於て7月12～14日に開催されたＯＰＥＣの総会でサウジアラビア，アラブ首長国連邦は原油価格の5％値上げを実施し原油価格の一本化を図ることとした。10月1日に至り地元との間の数々の補償問題を解決して待望の酒田共同火力(発)1号機（35万kW）が運転開始に漕ぎつけ，従来大巾な電力輸入県であった地元に大きな喜びを与えた。11月9日には東北電力(株)の東新潟火力(発)2号機（60万kW）の建設について難航の末，地元聖籠町の同意を得て覚書調印が行なわれ同火力(発)は建設に向けて大きく前進することとなった。

11月18日には東北地方に於て残り少ない水力電源の一つである山形県の新柳淵(発)（1万900kW）の運転開始をみた。又一方11月25日には女川原子力(発)について女川町漁協総会が開催され「原発建設同意」は決議されたものの，着工に必要な「漁業権消滅」については有効数の同意を得られず，更に今後これ等に関しての努力が要請されることとなった。又さきに原町火力(発)調査所を設置した原町火力(発)については，11月28日東北電力(株)は原町火力(発)の建設計画を発表した。12月8日には「東新潟火力(発)2号機建設の同意に関する覚書」を新潟東港後背地市町村及び公害対策協議会と締結し，同火力(発)の建設は更に前進することとなった。又12月19日には新潟県巻町町議会は巻原子力(発)（角海浜地点）の誘致を可決し，日本海側に於ける原子力(発)建設への芽生えとなった。

又流動する原油情勢については，12月20～21日に開催されたＯＰＥＣのカラカスの総会で原油価格の上半期間の凍結のニュースが報ぜられ関係者に喜びを与えた。同月21日には第73回電源開発調整審議会が開催され，昭和52年度の新規着工電源として，東北電力(株)分としては，宮城県漆沢(発)（3,000kW），秋田県島海川第三(発)（2万300kW）の開発が新たに認められた。

第53回定時株主総会は12月23日開催され，1年決算への移行と中間配当制の導入が決議され（定款の一部変更），新しい決算制度の発足への道を歩むこととなった。又12月26日には能代地

区がその導入を表明した能代火力(発)（石炭専焼）の建設について，能代火力(発)調査所を設置しこれに対処すると共に，翌27日には「女川原子力(発)建設準備本部」を設置し，女川原子力(発)の建設に向けて始動することとなった。

昭和53年に入り１月23日には多年に亘り東北電力(株)並びに東北地方の開発に対して東北の地に骨を埋める決意で尽力してきた平井前東北電力(株)会長が病魔の為に逝去し，２月７日に東北電力(株)によって社葬が行なわれた。一方１月15日には葛根田地熱(発)が試運転に入り，待望の運転開始を指呼の間に望むこととなった。２月１日には将来の流動的なエネルギー情勢に対処するため，「省エネルギー対策会議」を設置すると共に同月１～28日の間を省エネルギー月間として，これが趣旨の徹底を図った。又今後，更に東北地域の発展に必要とされる供給力の安定に関し効率的な確保並びに運用に万全を期するよう対処するため，２月22日には東京電力(株)と共同で常磐共同火力(株)の勿来火力(発)の増設計画を発表した。一方３月20日には「動燃」の新型転換炉原型炉「ふげん」（出力16万3,500kW）が臨界に達し，わが国初の国産原子炉の開発に成功した。又３月27日には第74回電源開発調整審議会で昭和52年度の新規着工電源として東北電力(株)の東新潟火力(発)２号機（60万kW）が追加され，その着工は目睫の間に迫った。

昭和53年度を迎えて，かねてより試運転中の葛根田地熱(発)（５万kW）が５月26日に運転開始を迎えた。これは地熱(発)としてはわが国最大のものでエネルギーの多様化が進むなかで，クリーンエネルギーの開発として多大の注目をあつめることとなった。尚東北電力(株)としては同地域（岩手県雫石町滝ノ上地区）一帯が有望な地熱源を蓄えていることから，今後更に大規模な地熱(発)建設の構想を発表した。（昭和53年10月）一方６月20日にはエネルギーの多様化構想の一環として新たに，イラン・カリンガスと売買契約を結び８月26日にはかねてより設立について推進していた日本海ＬＮＧ(株)が設立され，社長に稲見前東北電力(株)常務取締役が就任した。

又８月28日に至って女川原子力(発)の建設に関して，所要海域の漁業権の喪失が女川漁協の「原発総会」で賛成多数で可決され，更に10月18日には女川町，宮城県並びに東北電力(株)の相互間に於て，それぞれの関連分について女川原子力(発)の建設に伴なう「女川原子力(発)周辺の安全確保に関する協定（安全協定）」と「漁業補償協定書」の調印が行なわれ着工に向けて大きく前進することになった。

これよりさき10月２日の取締役会では設備投資の一部を補うほか，自己資本の充実，社債発行限度枠の拡大を図るため，総額約419億円の増資を決定（払込期間昭和54年２月５日～２月15日）し増資後の資本金は1,785億円に増大することとなった。又９月２日には急激な円高により増嵩した為替差益の需要家への還元について，暫定的（昭和53年10月～昭和54年３月）の電気料金の割引措置を申請認可（９月５日）されたが，原油価格の今後の動向の如何によっては，経営上の負担になることも予想されている。10月６日には酒田共同火力(発)の２号機（35万kW）が運転開始して最上，庄内地区の電源の増強に大きな偉力を発揮することとなった。

一方10月12日に至り東京電力(株)の福島第一原子力（発）の４号機（78万4,000kW）が運転開

始し，わが国の原子力(発)の総出力は952万kWとなり，英国の884万kWを抜いて米国の5,360万kWに続いて世界第二位の座に躍り出た。11月２日には待望の東新潟火力(発)２号機（60万kW）を着工し，又水力関係でも鳥海川第三(発)（２万300kW）が既に７月22日に着工しており，更に漆沢(発)（3,000kW）も10月19日に着工し，多角的な電源開発の道を着々と歩んでいる。他方既に運転を開始していた日本原子力発電(株)の東海第二(発)（110万kW）に続き，11月29日には中部電力(株)浜岡原子力(発)２号機（84万kW）の運転開始をみて，原子力(発)の総出力は1,150万kWに達し，わが国の全発電設備に占める割合が10.5％を記録すると共に，12月11日に発表された９電力の11月の発電実績では原子力が５ヶ月連続して水力を上廻り，火力に次ぐ安定電源としての地位を確保するに至り，確実に原子力時代への接近を示している。ちなみに発電実績の割合は火力76.9％，原子力12.9％，水力10.2％となっている。

一方東北電力(株)の発表した上期の業況によれば，産業用大口電力は鉄鋼，化学界の不振による企業の操短等の影響により需要が低下したため，総販売電力量は2.47％の微増に止まり，減収増益決算となったとしている。又昭和52年12月23日開催の定時株式総会でその導入が決議された１年決算への移行に伴なう中間決算と中間配当制度については，11月26日の取締役会で昭和53年度からの中間決算並びに中間配当の実施が決議された。12月17日には福島県浪江町請戸漁協組合の臨時総会で浪江，小高地点の海域調査に対する東北電力(株)側の依頼が可決されたことによって，当地区の原子力(発)建設関係業務は希望へ向けて一歩前進をみることとなった。

第２節　後藤社長の就任

昭和50年５月31日開催の第17回定時株主総会並びに第105回取締役会で新しい経営陣が次の通り発足した。

取締役社長	後藤壮介（新任）〔前東北電力(株)常務取締役〕
取締役副社長	山田信一（再任）
常務取締役	小森和三（〃）
〃	三品大吉（〃）
〃	吉沢　淳（〃）
取締役	永井　巖（〃）
〃	成田尚二（新任）
〃	星川常男（〃）
〃	渡辺正夫（〃）
常任監査役	高橋健一（再任）
監査役	堀　辰雄（新任）〔東北電力(株)取締役副社長〕

尚本総会に於て神山取締役は退任し参与を委嘱され，又昭和41年５月31日開催の第８回定時株

主総会で監査役として就任以来，９ヶ年間に亘り東北電力(株)の側から当社を指導して来た村田監査役〔前東北電力(株)取締役副社長〕も退任した。

ちなみに後藤社長は昭和12年３月東京帝国大学工学部を卒業後直ちに東北振興電力(株)に入社，引き続いて日本発送電(株)に継承され，更に東北電力(株)設立により同社へと電気事業の道を一筋に歩んできた人で，昭和10年代の生保内（昭和15年１月運転開始），神代（昭和15年12月運転開始），戦後の蔵本（昭和20年12月運転開始），宮下（昭和21年12月運転開始），先達（昭和23年12月運転開始）等の各水力(発)の設計監督に従事し，東北電力(株)に入社後も只見川水系の沼沢沼（昭和27年11月運転開始），柳津（昭和28年８月運転開始），片門（昭和28年８月運転開始），上田（昭和29年３月運転開始），本名（昭和29年８月運転開始）の各発電所建設の責任者として主導的役割を果し，更には只見川の田子倉(発)（38万kW，昭和34年５月一部運転開始）が電源開発(株)により建設されることが決定されるや，同社に招聘されて同社に出向し，田子倉(発)建設所長に就任し卓越した指導力により世紀の大工事を短期間に完成し，重責を果した。又東北電力(株)に復帰してからは引き続き，同社の電源開発に尽した功績は誠に偉大なものがあった。今回当社の社長に就任したが，昭和50年９月27日には永年に亘り電気事業に貢献した功績により，藍綬褒章受章の栄誉に輝いた。尚昭和41年５月31日当社社長に就任以来，会社発展の礎を築いた古賀前社長は病魔のため薬石の功なく昭和49年９月６日に不帰の客となった。尚葬儀は９月11日東北電力(株)との合同社葬をもって執り行なわれ故人のありし日の功績を偲ぶと共にその冥福を祈った。

(注)東北振興電力(株)：東北振興電力株式会社法により昭和11年10月７日設立

日本発送電(株)　：電力管理法により昭和14年４月１日設立

東北振興電力(株)の日本発送電(株)への合併：国家総動員法に基づく勅令により昭和16年12月１日合併

東北電力(株)　：電力再編成令により　昭和26年５月１日設立

電源開発(株)　：電源開発促進法により昭和27年８月16日　〃

第３節　役員改選され新経営陣の発足

昭和52年６月30日に開催された第19回定時株主総会並びに引き続いて開催された取締役会に於て，当社の役員が次のように改選され，新たな経営陣により，高度成長期から一転して低成長期へと変革の過程を歩むであろうところの激動する昭和60年代に向けて，苦難を予想される経営に対処することとなった。

取締役社長　後藤　壮介（再任）

常務取締役　佐藤　邦祥（〃）昭和51年６月30日定時株主総会で非常勤取締役，同年７月28日の取締役会で常務取締役に就任

常務取締役　吉沢　淳（再任）

〃　三上　謹五（新任）開発部長委嘱

取締役　永井　巖（再任）営業部長委嘱　昭和52年７月27日新潟駐在委嘱
昭和52年８月２日東新潟支社長委嘱

〃　成田　尚二（〃）火力部長委嘱

〃　星川　常男（〃）水力部長　〃

〃　渡辺　正夫（〃）総務部長　〃

〃　佐々木久護（新任）昭和52年７月27日営業部長委嘱

常任監査役　村山　俊也（〃）

監査役　臼井　秀吉（〃）東北電力(株)取締役副社長

尚常務取締役小森和三，三品大吉，常任監査役高橋健一，監査役堀辰雄の４名は任期満了により，それぞれ退任した。又山田信一副社長は昭和51年４月20日酒田共同火力(株)の浅田秀雄前社長の後任として同社社長に就任したため，今回の改選をまたずに辞任した。

第４節　経営方針の樹立

Ⅰ　昭和51年年頭の挨拶

後藤社長は就任後迎えた最初の昭和51年の年頭の挨拶で昭和51年度全社目標として，次の三項目を示し，苦難を予想される昭和51年度を乗り切るため，全社一丸となって一層の努力を傾注し，明日の会社の繁栄に向っての邁進を要請した。尚三項目の重点施策の概要は次の通りであった。

1.　「受注活動の推進」

建設業を主体とする営業を行う当社の場合，客先からの受注額の如何は将に会社の死活を左右する最重要活動である。又売上高の増大は受注の増加なくしてはその達成は不可能である。このため昭和50年８月に実施された営業部の新設も将にこの目的を果すための布石であり，業界競争が激化するなかで会社を挙げて必ず達成すべき最重要課題である。これらの課題に対処するため各級業務機関は総力を挙げて，情報の収集並びに積極的な客先訪問等により新規及び未分野の受注を開拓すると共に，いわゆる落ちこぼれ工事の回収に努力を傾注する等の面に於て創意工夫をこらして受注額の増大に専心する必要がある。

2.　「労働効率の向上」

労働効率の向上は最小の投下労働力をもって最大の効果を挙げることであり，このために必然的に最小の人員で然も最短工期内に施工することが要請される。従って各部及び現業各機関に於ては常に従業員の施工技術力の向上に意を用い，併せて綿密に実施計画を着工前に確立し施工に際しての手戻りの工事を防止すると共に，各部工事の繁閑期を大局的に洞察して，作業

員の相互融通を図ると共に部外労働力の浪費を防止する等の施策を講じて，原価の低減を期することが必要である。

3．「職場規律の確立」

職場規律の確立については言及するまでもなく，会社にはそれぞれの規則または規程というものがあり，進んでこれを遵守するということは勿論，いずれの場合に於ても常に節度ある行動をとるということが何よりも重要である。かくしてこそ企業としての整然とした維持発展が可能となる。従ってこのためには常に職場環境の整備に努めると共に，職場内での対話の充実により人間関係の向上を図り，併せて無災害職場の確立のために安全衛生分野の管理を強化する等により全従業員が共に相携えて更に職場規律の確立の目標達成のための努力を傾注することが強く望まれるのである。

Ⅱ　昭和52年年頭の挨拶

続いて昭和52年の年頭の挨拶に於ては昭和52年度の経営方針として，前年度に示した方針をさらに敷衍して，1.「営業活動の推進と収益の増大」，2.」工事施工の効率化」，3.「明るい規律ある職場作り」の三点を示し，各職域に於てはこれらのことを常に念頭に置いて，創意をこらし，工夫を尽して最善の努力を傾けることの必要性を説くと共に会社の発展は従業員全員が自らが会社を背負って立つの気構えすなわち愛社精神に依って職責を完全に遂行し，もって前途多難を予想される52年度を乗り越えて，この年を輝ける年とするため全社一丸となって目標に向って行動することを強く要請した。

Ⅲ　昭和53年年頭の挨拶

更に昭和53年を迎えるに当り社長は苦境時に耐え得る経営の基盤の強化を訴え，経営方針として次の三点を提唱した。以下その概要を述べる。

1．「受注の拡大と収益の増大」について

昭和52年度は当社の完工売上高が創立以来はじめて，100億円の大台を突破するという記録的な年となることが予想され，その時期は恐らく期末決算を俟たずに達成をみることは確実である。これは全従業員が一致協力して推進してきた営業活動の開花である。昭和53年度はこの大台をベースとして更に一大飛躍を目指す年としたい。そもそも正当な手段による利益の追求が企業本来の目的である以上，創意に基づく受注の拡大，技術の開発，経営の合理化，生産性の向上等により利益の増大を図るため最善の努力を傾注すべきことは当然の事柄であり，このこと無くしては会社の存在価値及び会社の成長はあり得ないと強調した。

2．「工事力の充実強化」について

昭和53年度には東北電力(株)の秋田火力(発)４号機（60万kW）の建設工事が本格化することになったが，この建設工事は会社創立以来当社が手掛ける嚆矢の大型建設工事であり，その成否如何は今後の会社の受注面ひいては会社の発展に大きな影響を及ぼすことになる。秋田火力(発)４号機以外の工事も含め客先の信頼を得て，かつ工事の円滑なる施工を期するためには，工事施

工能力の強化が必要と考えられる。これが充実強化の方策としては，多岐に亘ると思料される工事施設の強化，施工技術の向上，或は施工体制の整備等凡ゆる角度から工法の改善を進めて，工事の完遂に万全を期する必要があると説示した。

3．「安全作業の徹底と活力ある職場づくり」について

まず安全については最近の社会風潮として企業の安全に対する責任が一段と厳しさを増しており，ひとたび重大災害を惹起すれば直ちに客先の信頼を喪失し，今後の受注面に支障をきたす結果ともなりかねない現況である。昭和53年度は秋田火力(発)４号機の重要工事も控えており，当社の作業現場は勿論のこと協力業者の末端に至るまで安全作業の徹底を期したいものと考えるからである。

又「活力ある職場づくり」については昭和53年度の経済情勢は依然として厳しいものが予想されるためこの不況を乗り越えて，会社が発展を図ってゆくためには今日ほど企業バイタリティーが強く要請されるときはない。厳しい経済情勢が予想される昭和53年度を乗り切り，この年を輝ける年とするため全社一丸となって業務を推進することを要望した。

Ⅳ　昭和53年度業務計画の策定（経営方針の展開）

会社は昭和53年４月より開始される新年度の基礎となる昭和53年度業務計画を本年度より策定し，これを関係各部門並びに下部機関に通達した。次にその概要を述べる。

まず業務計画の要としては社長が年頭の挨拶の中で述べた昭和53年度の経営方針（1.受注の拡大と収益の増大，2.工事力の充実強化，3.安全作業の徹底と活力ある職場づくり）を掲げ計画の策定方針としては次のように述べている。すなわち計画は冒頭で諸般の情勢分析を行い，昭和52年度の国内経済は政府の景気浮揚対策にもかかわらず立直りは緩慢であり，民間需要の低迷による在庫の増加，設備の縮少，さらには円高基調の追い打ちにより企業倒産，雇用不安を抱え長期不況の波に揺れ動いた。かかる情勢の中で当社は各種一般工事の受注の伸び悩みにもかかわらず，東北電力(株)の設備体質強化策の影響と当社の組織の合理化，設備の充実，作業環境の整備等が順調に推移し，概ね良好な業績を収めることが出来た。一方昭和53年度は公共事業に対する財政投融資重点の大型予算の編成による在庫調整，設備投資，雇用促進等構造不況産業の立ち直りに対する期待感も実質経済成長率７％の達成が懸念されるため，低成長下での景気の回復は一層厳しいものと予想される。昭和51年上期に当社が受けた苦い経験を想起し今こそ長期的展望に立って，不測の苦境にも耐え得る経営の基盤の強化を怠ってはならない。このきわめてむづかしい局面の中で不況乗り切りの実力をつける好機であることを銘記し，創立20周年を迎え，全従業員は心を新たにし創立以来の歴史を噛み締め，各部門の効果的緊密な連けい協調のもと，全社一丸となって収益の確保に邁進しなければならないとした。以上の方針を具現するため次のとおり経営の重点方針並びに部門計画を設定した。すなわち重点方針としては経営方針を基礎とし社長が年頭に行った所信の表明を敷衍して次のように設定し各々についてその内容を明確にした。

1．「受注の拡大と収益の増大」について

昭和52年度に於ける当社の売上完工高は創立以来はじめて100億円突破という画期的な実績になったが，昭和53年度はこれを基礎としてさらに飛躍の年とする。正当な手段による利益の追及が企業本来の目的である以上，創意に基づく受注の拡大を図る一方，材料費，諸経費等の直接原価の高騰要因が見込まれることから原価管理を一層充実すると共に技術の開発，経営の合理化並びに生産性の向上を図り，収益の増大に努力を傾注し会社の成長発展を期するものとした。

2．「工事力の充実強化」について

昭和52年度は当社がはじめての秋田火力(発)4号機という大規模建設工事に着手した年で，その成否如何は今後の当社発展の方向性を決定づけるものである。これらの経験を生かし昭和53年度は更にその継続工事をはじめとして新規分野の工事の施工についても，客先の信頼を得られるよう工事設備の強化並びに施工技術の向上を図ると共に，各部各機関の間に於ける相互応援等施工体制に工夫改善を加え工事消化完遂に万全を期するものとした。

3．「安全作業の徹底と活力ある職場づくり」について

近年の社会風潮として企業の安全環境に対する責任は益々厳しさを加え，ひとたび重大災害を起こせば客先の信頼を一挙に失墜し，爾後の受注に大きな支障を及ぼす結果を招来することは火を見るより明らかであるので，これらを防止するためゼロ災運動の推進を図り，全従業員1人1人が安全作業に徹し，自らは決して事故を起さないという心構えを堅持し又実行することが緊要である。さらに又企業活動を支えるものは人であり，従って全従業員が生き甲斐と希望のもてる職場づくりのための諸施策を更に推進すると共に，自己啓発を基本として1人1人の能力を開発し，管理職率先の気風を醸成するための教育研修の充実により企業バイタリティーの一層の育成を期するものとしている。

又部門別業務計画については上述の計画策定方針に基づいて各部門別の重点項目を定め，各部門は本計画により業務を推進すると共に，関係下部機関を指導するものとした。

Ⅴ　昭和54年年頭の挨拶

更に昭和54年の年頭の辞に於て，社長は昭和54年の会社経営方針として 1.「営業活動の活発化と収益の増大」，2.「技術力の向上と工事体制の整備」，3.「安全作業の励行と明るい職場づくり」の三点を掲げ，それぞれについて主要点を力説した。すなわち第一項目の「営業活動の活発化と収益の増大」については，昭和54年度は総力を挙げて営業活動の活発化を図るべきであり然らざれば大巾な受注工事量の増加は望めず，むしろ減収の事態が懸念される。即ち昭和52年，53年は政府の景気刺激策につながる東北電力(株)の設備強化が大きく作用したことも加わり，受注工事量も一応順調に推移したが，昭和53年より引き続いての不況に政府目標の7％の経済成長率の達成も危ぶまれていること等もあり，昭和54年度はあらゆる面で予断を許さないものがある。更に秋田火力(発)4号機の大型建設工事も大方終りこれに代る建設工事としては，東北電力(株)東新潟火力(発)2号機，常磐共同火力(株)の勿来火力(発)の8，9号機の建設が予定されるものの，昭和54年度の建設工事の受注額は秋田火力(発)4号機の受注額を大きく超えることは困難と

思料される。更に当社売上高の約20％を占める火力点検工事について「定検合理化」が行なわれる等収支上のマイナス要因が考えられる。一方当社の経営規模によれば経営維持のためには110億円～120億円程度の売上高は絶対に確保する必要があるので，昭和54年度は従来以上に各人の創意に基づく受注の拡大，経営の合理化，生産性の向上等により収益の増大に最大の努力を傾注する必要があると述べた。

又第二項の「技術力の向上と工事体制の整備」については，工事会社である当社を支える力は技術力であり創立以来20年間に培われたその力は今や大きく結実し，従来の単なる保修点検工事の域を脱し，大型火力の建設工事の施工にまで及び，昭和53年度は更に一歩進めて水力(発)の建設工事の施工分野にまで進出するに至った。前述のように今後の日本経済は低成長時代が続くものと予想されており，この認識に立てば受注競争は更に一段と激化し，また受注後に於ても従来の如き収益を挙げることは極めて困難であると思料される。従って当社がかかる激しい受注競争の中で，競争相手に打ち勝って更に発展を続けて行くためには，今までより一層各人の技能及び技術の向上を最重点として，施工技術の向上，施設の強化，体制の整備等を行って「技術の東発」として客先の信頼を得ることが不可欠の要件となるのである。尚工事体制の整備について更に敷衍すれば，既に周知の如く東北地方にとっては嚆矢の東北電力(株)の女川原子力(発)が昭和58年3月の運転開始を目指して目下着工体制を固めつつある。この原子力(発)に関しては当社としても是非建設当初より可能な限り参画したいと考えているが，何分未経験のしかも放射線等の新しい分野に属する工事ではあり，当社が置かれている使命の重大性を認識して原子力保修体制の充実強化等の問題について，十分研究を重ねて東北電力(株)側の信頼を得られるよう万全の措置を講ずることが必要であると訴えた。更に第三項の「安全作業の励行と明るい職場づくり」については昭和53年度の労働災害の発生件数がゼロ災運動の推進を軸としての関係者の努力にもかかわらず，前年を上廻り就中重大災害の発生をみたことは誠に遺憾に堪えない。今や安全に対する企業の社会的責任が益々重視され，受注工事の安全面の良否が次の受注面に大きく影響を及ぼす実態に思いを致し，昭和54年度は今一度原点に立ち帰り基本的な面の忠実な履行によって苟くも重大災害は絶対に発生させないよう万全を期することを要望したい。更に「企業は人なり」の言葉通り企業が発展するか否かは終局的には人の問題如何に左右されるものである。従業員1人1人が自主研鑽を重ね活力ある職場の醸成に力を傾注して会社の限り無き発展のために努力すべきことを望むと結んだ。

Ⅵ　緊急収支対策会議で苦境を乗り切る

昭和51年6月に改訂された東北電力(株)の料金値上げはこれが認可に際して厳しい査定をうけ，そのため東北電力(株)に於ては「経営刷新緊急対策本部」を設け，全社を挙げて収支改善の努力を進めていたが，景気の回復の遅れ，或は異常気象による冷夏等のため需要の伸びも思わしくなく，そのため当社の受注工事が大巾に減少し加うるに原価の高騰が著しく，その増加率は完工売上高の伸びを上廻るに至った。このままの状態で推移すれば9月末の期央決算並びに昭和51

年度の収支そのものが大巾な赤字になることが予想されるに至った。このため本社に於てはかねてより社長を中心とし各常務，各部長を構成員とする収支対策委員会を設置し，収支の改善につき検討を加えてきたが，これが円滑なる達成を図るには全従業員が総力を挙げてこれに対処するという全社体制の確立の必要性が痛感され，これが主旨の徹底を図り，併せて全機関の協力を得るため昭和51年10月５日本社に各長を招集して「緊急収支対策会議」を開催し，社長より会社を取り囲く諸情勢並びに会社収支の現況及び見通し等についての説明を行い，この重大時機を乗り切るための諸方策を掲げ，これが具体的実行を訴えた。このため会社は全社を挙げて，受注の増大と効率経営による原価の低減に総力を挙げた結果東北電力(株)の協力もあって所期の成果を挙げることが出来たのである。

第５節　諸規程並びに諸制度の制定及び改善

昭和50年代に入って諸規程並びに諸制度の制定及び改善が数多く実施されたが，これらに見られる特徴としては従業員の勤労意欲の醸成及び愛社精神の高揚のため，その福利厚生或は待遇改善の面に重点を指向したものが多く，又昭和53年６月12日発生した宮城県沖地震に端を発した従業員に対する諸救済制度の発足もみている。更に特に重視されるべきものとしては従業員の持家志向を促進助成するための措置として，新たに財産形成制度の発足をみたことは特筆に値する事項である。以下後述のものを含めてこれらの諸規程並びに諸制度を列記すると概ね次のとおりであった。

Ⅰ　一般的な規程並びに制度

昭和50年４月１日	身分証様式変更
〃　〃	伝票会計制度の実施
〃　〃	物品購入事務要則の一部改正
〃　〃	工事請負付託事務要則の一部改正
昭和51年２月14日	備品要則の一部改正
〃　２月25日	事務引継要則の制定
昭和51年４月１日	就業規則内規集の作成
〃　〃	決算予算様式及び取扱の改正
〃　〃	本社集中支払制度の実施
昭和52年４月１日	安全管理規程及び同取扱要領の改正
〃　〃	規程解明集作成〔就業規則（賃金，旅費，通勤費，宿舎)〕
〃　６月１日	文書管理規程の一部改正（各部に部長印新設）
昭和53年８月25日	非常災害対策規程の制定（後述）
〃　10月11日	安全管理特別指導要領制定（後述）

Ⅱ　従業員の待遇の改善及び福利厚生に関連する規程並びに制度

昭和50年６月１日	資格取得奨励祝金の対象資格の追加（後述）
〃　８月１日	従業員拠出制災害保険制度発足（後述）
〃　11月１日	就業規則（社員，常用員）の一部改正（国民祝日の取扱いについて，国民祝日が日曜日と重複するときは翌日を休日とする）
〃　12月１日	特別管理職賃金規程の一部改正（特別管理職手当） 賃金規程の一部改正（職責手当）
昭和51年１月１日	就業規則（社員，常用員）の一部改正（社員については特別休暇及び懲戒の種類のうち，減給の取扱い，又常用員について懲戒の種類のうち減給の取扱いについて）
〃　４月１日	世帯手当の新設
昭和52年３月１日	常用員の月給制発足
〃　４月１日	特別管理職賃金規程の一部改正（職責手当，当直手当を改正し，資格手当を新設）
〃　〃	休日，時間外協定に労使協議制導入
〃　〃	社員就業規則の一部改正（旅費，賃金，宿舎）
〃　〃	保養所利用補助制度発足（後述）
昭和53年１月１日	財産形成制度発足（後述）
〃　３月１日	作業服の材質の変更と安全靴の支給
〃　〃	就業規則の一部改正（宿舎）
昭和53年４月１日	就業規則の一部改正（慶弔贈与のうち婚姻，出産，弔慰金）
〃　〃	就業規則の一部改正（障害見舞金の新設）
〃　〃	冬営手当の全面改正
〃　〃	特別管理職賃金規程の一部改正（職責手当）
〃　〃	特別管理職賃金規程の一部改正（資格手当）
〃　〃	特別管理職旅費規程の一部改正
〃　〃	就業規則の一部改正（旅費，年功慰労金，慶弔贈与）
〃　〃	年功慰労規程の一部改正（慰労の方法）
〃　〃	常用員就業規則の一部改正（旅費，慶弔贈与）
〃　〃	常用員の取扱いに関する内規の一部改正（年功慰労）
〃　〃	災害見舞金支給区分の新設
〃　６月１日	災害復旧資金利子補給制度新設（後述）

第6節　組織機構の改正

Ⅰ　営業部の設置を軸として組織の強化

昭和48年10月の石油ショックに端を発した日本経済の低成長時代への転換，すなわち減速経済下における激しい受注競争の中で会社が生きる道を考える時，顧客の確保とその増大を図ることが最大の急務と目され，又当社の最近の受注区分は概ね電力工事70％台，電力外工事が30％台となっているが，この比率の適否は別として，最も緊要なことは対電力工事の受注量の拡大とその完全施工であることは言を俟たない所である。然しさらに一歩進めて電力外工事の拡大とその定着化を図ることも重要であるので，これらの意図を具現するために当社内部組織のうち，本社機構その他について変更を加えることとし，昭和50年８月１日新たに本社に営業部を設けた。これに営業１課（電力よりの受注関係を担当）と営業２課（電力外よりの受注関係を担当）を置き，火力部には現行の火力課，塗装課のほかに計画設計課並びにプロジェクト室を置き，昭和43年２月設置のコンサルタント部はこれを廃止することにした。又火力関係事業所のうち対応発電所からの受注工事の増大に対応して，その体制を強化するため新仙台(事)を新仙台支社に，又東新潟(事)を東新潟支社とし業務の効率的運営を図ることになった。

Ⅱ　経理業務の充実強化を指向して経理部を設置

本社に経理担当係が設けられたのは昭和36年４月１日処務規程の制定により発足した事務部の中の１係としてであった。その後昭和40年４月１日に至り再び処務規程の一部改正による機構改正により総務部が設置され，その中に経理，資材の２係を有する経理課となり以来10年余に亘りその儘運営されてきた。然し近年受注工事の分野も多岐に亘り，更に工事の規模も大型化が予想されるに至り経理関係業務も複雑多様化の傾向にあり，又近い将来経理関係業務の機械化等も計画されるに及んで経理並びに資材関係業務の充実強化を図るため，昭和52年８月１日組織規程の一部改正により従来の経理課を廃止し，新たに経理課及び資材課の２課を有する経理部が設置されることとなった。又同時に業務の多角化を求めて従来から実施してきた土木関係業務の明確化を図るため，火力部所属の塗装課を土木塗装課と改称してこれに対処することにした。

尚経理部に於ては従来断片的に制定した経理関係規程の見直しを行い，これらを改廃整理或は新設等の措置により昭和54年４月１日施行を目途として目下経理規程の制定準備作業を進めている。

Ⅲ　秋田火力発電所４号機建設工事の受注と建設部（秋田支社内）の設置

東北電力(株)に於てはかねてより計画中であった秋田火力(発)４号機（60万kW）の建設について，環境その他の問題について地元の合意を得て昭和50年11月これが建設計画を発表し，昭和51年11月には火力建設所を設置して建設工事に着工した。当社としては本工事の主力部分の受注について会社の総力を挙げて鋭意努力を傾注した結果，当社としては嚆矢ともいうべき大型建設

工事を受注することに成功した。

又同工事の受注に伴いその工事の万全を期するため，秋田支社の内部組織としてボイラ課及びタービン課の２課を有する建設部を昭和52年11月１日設置し，これが体制の確立を図った。ちなみに建設部長には東新潟支社次長の川口重幸が発令された。

尚受注工事の主要な内容は次の通りである。

工事件名及び内容	受注先	工期
1. ボイラ鉄骨建方工事 蒸気発生設備鉄骨建方工事 （総重量約2,500ｔ地上高60m）	三菱重工業(株) 長崎造船所	52／8～53／8
2. ボイラ据付工事 1940Ｔ／Ｈ蒸気発生設備据付工事 （含む電気計装工事）	〃	53／2～54／2
3. タービン発電機据付工事 600MWＴ／Ｇ付帯設備据付工事 （含む電気計装工事）	東芝電気工事(株)	53／3～54／7
4. ＥＰ製作据付工事 集じん装置製作据付工事 （含む電気計装工事）	三菱重工業(株) 神戸造船所	53／7～54／4
5. 重油タンク廻り配管工事 （含む電気計装工事）	甲陽建設工業(株) 石川島プラント建設(株)	53／6～53／9
6. 屋外燃料受入設備配管工事 （含む電気計装工事）	甲陽建設工業(株) (株)新潟鉄工所	53／5～54／4
7. 給排水設備据付工事 （含む電気計装工事）	オルガノ(株)	53／7～53／9
8. 産業廃棄物焼却設備設置工事	川崎重工業(株)	53／11～53／11
9. タンク廻り消火設備設置工事	日本ドライケミカル(株)	53／8～54／4

Ⅳ　新たな時代に備えて業務機関の１部統廃合実施

酒田共同火力発電(株)の１号機（35万kW）が昭和52年10月１日に，引き続いて同２号機（35万kW）が昭和53年10月に運転を開始（予定10月６日）することになったので，受注工事の増大とこれが完全施工に備えるため昭和53年４月１日酒田支社を設置し，体制を強化した。すなわち酒田事業所を廃止し新たに酒田支社を設置し，尚これに伴って水力関係の酒田(出)は廃止して酒田支社に統合した。又山形(事)は課制を廃止し酒田支社の下部機関として存続することになった。

又葛根田地熱(発)の運転開始に備えてこれが拠点として葛根田(出)（盛岡事業所所属）を同地区に設置すると共に，高田，いわき，佐渡の各出張所を廃止し，それぞれ事業所を設置し，会津(事)には西会津(出)を，又佐渡(事)には両津(出)を統合し旧西会津(出)及び両津(出)をそれぞれ分室と称することとし，新たなる飛躍の時代に備えての足固めとした。

第７節　女川原発着工へ大きく踏み出す

女川町漁業協同組合は昭和53年８月28日開催の原発総会で共同漁業権の１部喪失（35万6,339㎡）を賛成454票，反対124票の圧倒的多数で可決し，東北電力(株)の女川原子力(発)（52万4,000kW)はようやく着工に向けてのスタートを切ることとなった。これは昭和42年８月に同電力が建設の意向を明らかにしてから実に11年ぶりのことである。尚昭和52年11月25日の女川町漁業協同組合では「原発は認めるが漁業権喪失は認めない」という実質的には原発建設に「待った」をかける決議が採択され，東北電力(株)は苦境に追い込まれたが８月28日の総会で圧倒的多数の支持を得たことは，その後の東北電力(株)側が示した漁業会館の建設という現物補償を含めての大巾な補償の増額や，同社が現地本部を強化して努力した成果であった。ちなみに昭和53年９月８日に行なわれた記者会見で若林同電力(株)社長は女川原子力(発)の建設問題にふれ，地元住民の要請に従って安全協定を結びその後に補償協定などについて話し合いを進め，公有地水面の埋め立て，保安林の伐採などの許認可事項は多いが，これと並行して準備工事を進め，昭和53年12月中には着工したい旨の意志表明を行った。尚着工への第一関門である安全協定について９月29日開催の女川町議会は，女川町当局と東北電力(株)が締結する安全協定に賛成多数で同意した。これを受けて同町では宮城県と共に東北電力(株)と原発建設に伴なう発電所周辺の安全確保に関する協定書に正式に調印する段取りを進め，昭和53年10月18日女川原子力(発)建設に伴なう「原発周辺の安全確保に関する協定書」（通称・安全協定）と「漁業補償協定書」の女川町関係についての調印が仙台市の勾当台会館で行なわれた。調印式には山本壮一郎宮城県知事，木村主税女川町長，鈴木庄吉女川町漁協組合長，若林彊東北電力(株)社長の四者が出席し，関係者が見守るなかで，安全協定には山本知事，木村町長，若林社長の三者，又漁業補償協定には鈴木組合長，若林社長がそれぞれ調印し，両協定は正式に発効した。今後同県牡鹿町の三漁協との漁業補償交渉（漁業権の喪失海域10万㎡）などの課題が残されているが，原発本体が建設される女川町との協定が成立した結果，当初の構想以来11年間賛否をめぐってもめ続けた同原発は着工に向けてようやく大きな一歩をしるすこととなった。尚女川原発を悲願としていた東北電力(株)の若林社長の喜びの言葉を紹介することとする。

「本当にうれしい。感激で胸がいっぱいだ。計画公表以来10年余になる。大変長い間安全問題に心労をわずらわし，研究していただいた結果深い理解と協力を得調印出来た。この原発建設を通じて地域の振興と不況の克服に協力してゆきたい。女川原発は最も安全な最も効率の良い発電所にしたい。これから牡鹿町と同町の三漁協との話し合いを進め，１日も早く着工にもってゆきたい」とその感激と今後の抱負を述べた。

又女川町漁協が12月18日に臨時総会を開き，女川原子力(発)建設に伴って東北電力(株)から出された総額59億5,000万円の漁業補償金の配分を決定したことから，既定方針通り「年内着工」

を目指して当面牡鹿町の前網，寄磯，鮫浦の三漁協との補償交渉に全力を挙げることになったが，補償交渉は難航を予想され，このため年内着工を見送る方針を固め近く資源エネルギー庁に施設計画の修正について了承を求めることとなった。尚これで同原発建設計画の着工は通算７回延期されることとなった。

このような推移に対して当社は社長年頭の挨拶（前述）のなかで可能な限り建設に参画すべく東北電力(株)側の信頼が得られるよう万全の措置を講ずることの必要性が強調された。

第８節　仙台機械工場４ブーム原爆型トンネルジャンボを完成

仙台機械工場は昭和48年４月操業以来，積極的に受注の拡大に努めてきたが，一般製作品の受注のほかに特に古河さく岩機販売(株)から新幹線をはじめ各種隧道掘削用の削岩機台車の設計，製作を受注，納入し，その製作技術を高く評価され，昭和51年４月に至り青函トンネル工事掘削用の４ブームの大型削岩機の製作を受注した。同機械工場は古河さく岩機販売(株)の指導により独自の設計を以って掘削土質の変化に対応可能な硬軟両用型の４ブーム削岩機台車を完成した。これは新幹線の青函トンネル工事の北海道側入口（白符工区）の坑道掘削に使用するもので，そのトンネル工法はまずトンネルの両脇に小断面導坑（巾４m高さ４m）を掘削し，次に同工場納入の本機により残りの部分（巾11m高さ９m）を一挙に能率的に掘削するもので，本機による残土除去後の断面が恰も原爆のきのこ雲の形に相似していることから，原爆型トンネルジャンボと名付けられるに至ったものである。ちなみに本機は全長17m，車高４m，車輪16輪を具備する油圧駆動式で全重量は160tに及ぶ重機械である。尚本機は10月上旬に現地に向け搬送し，同月中旬から現地で組付完了後使用を開始しその偉力を発揮することとなった。

第９節　現業機関社屋等の新装進む

当社現業機関の社屋の新築については従来は特に見るべきものがなかったが昭和50年代に至り，職場環境の改善により志気を鼓舞して業務能率の向上を図り，併せて電力の関連会社としての体面保持のためにも極力老朽建物の改善を図る方針により，これが新築を積極的に進めることにした。その状況は次の通りであった。

Ⅰ　仙台車輛工場

まず仙台車輛工場については昭和34年３月発足以来既に20年近くの歳月を経て事務所の老朽化が進み，常に顧客と接する職場として当社に対する評価の低下にもなりかねないのでこれが新築に踏み切り，昭和50年９月に至り鉄骨プレハブ造り２階建の事務所（延51坪）の竣工をみて，客先に対してのイメージの向上に資することになった。ちなみに工場施設としては昭和43年８月に

は板金塗装工場（24坪）昭和46年12月20日には車検場（延41坪）の新築をみている。

Ⅱ　八戸支社

八戸支社については昭和35年２月新築の建物が老朽化したのに加えて，たまたま東北電力(株)より移転の要請があったのを機会に適当な敷地を発電所の構内に借用し，支社事務所の新築に着手し昭和51年６月16日に鉄骨プレハブ造り２階建の事務所（延180坪）及び倉庫，工作場，業者用控室，車庫等の附属建物の竣工をみるに至った。

Ⅲ　東新潟支社

東新潟支社については発足時新潟共同火力(工)として昭和46年５月以来同火力(発)の構内に簡易プレハブ造りの事務所を建てて使用していたが，人員の増加に伴い手狭となり，又新潟共同火力発電(株)側の施設面の関係等もあったので移転新築を計画中の所，たまたま隣接地にかねてより工事中の東北電力(株)東新潟火力(発)１号機（60万kW）が昭和51年４月９日運転開始するに及んで同社と協議の上同発電所構内に敷地を借用し事務所の新築に着手した。昭和51年10月15日鉄骨プレハブ造り２階建の事務所（延200坪）及び倉庫，工作場，業者用控室，車庫等の附属建物を有する支社建物の竣工をみるに至った。

Ⅳ　秋田支社

秋田支社については昭和44年12月に鉄骨プレハブ造り１階建の社屋（95.6坪）及び倉庫，工作室，業者用控室等が完成したが，その後水力関係分室の統合により増築が必要となり，昭和50年10月30日に鉄骨プレハブ造りの事務室（33.2坪）を２階に嵩上げし，更に秋田火力(発)４号機の着工をみるに至り建設要員の増加等により再び狭隘を告げるに至ったので更に拡張することとし昭和52年10月20日鉄骨プレハブ造りの事務室（49.3坪）を２階に増築した。

Ⅴ　新潟支社

新潟支社については同支社の事務所が火力出張所時代の建物〔昭和42年10月東北電力(株)より借用入居〕で老朽化が進んだため，昭和51年度に至り新築計画を立案したが敷地問題で東北電力(株)側の事情等により延期のやむなきに至り，昭和52年度ようやく敷地の借用について決定をみて新築工事に着工した。昭和52年12月20日鉄骨プレハブ造り２階建の事務所（延206.5坪）と倉庫，車庫，工作室等の落成をみ，又昭和53年３月１日旧支社事務所の改造工事の竣工により協力業者９社の収容が可能となりその面目を一新した。

Ⅵ　勿来事業所

常磐共同火力(株)の勿来火力(発)を主要客先とする勿来(事)の新築についてもかねてより計画中のところ昭和53年に至り，着工し，昭和53年６月20日鉄骨プレハブ造り２階建の事務所（延56坪）及び倉庫，工作場，車庫並びに業者控室等を併設する施設が竣工した。これにより当地区の拠点として更にその効果を発揮することが期待される。

Ⅶ　酒田支社

酒田支社についても昭和50年７月10日酒田共同火力(工)として発足以来，昭和51年８月２日事

業所に昇格，昭和53年１月支社設置に至るまで簡易プレハブ造りの事務所であったが，対応する酒田共同火力発電(株)の諸施設の整備に伴い同構内に位置する当社としても，支社の新築に踏み切り昭和53年８月21日鉄骨プレハブ造り２階建の事務所（延164.5坪）の他資材倉庫，車庫，工作場，協力業者控室等を併設する支社建物の竣工をみるに至った。

Ⅷ　佐渡出張所両津分室事務所

東北電力(株)側の要請により発電所構外に移転することになり，昭和49年８月20日隣接地（144.44坪）を同社との等積交換により取得していたが，昭和53年新築計画の決定をみて着工，昭和53年12月20日に木造一部鉄骨造り２階建の事務所（延42.2坪）並びに付帯設備が竣工し，両津火力(発)の建設並びに保守の拠点が確立した。

Ⅸ　秋田支社飯島寮

昭和45年に454坪の用地を取得して以来８ケ年間に亘り諸般の事由によりその建設が懸案となっていた秋田支社の単身寮（飯島寮）の新築が諸手続きを了して昭和53年に至り，ようやく着工の運びとなり同年11月13日にその竣工をみることが出来た。ちなみに寮の建物は鉄骨プレハブ造り２階建（延157坪）で4.5畳室22室を有する規模であり，当社所有の独身寮としては最大のものである。

Ⅹ　機械工場

機械工場についてはその設備能力の充実を図ることとし，昭和50年８月20日にはギャップレスシャーを備付けて建屋（18坪）を増築し，昭和52年10月１日にはアングルベンダーを設置し更に昭和52年12月20日には万能工作機を設置すると共に建屋（24.5坪）を増築してその施工体制の拡充を図った。

以上のように昭和50年代に入って僅か２～３年のうちに，２工場，５支社，１事業所，１分室，１独身寮の新築を成し得たことの背景には会社の成長力と経営首脳陣の新時代に対処する決断によるものがあり，これら現業機関の整備により飛躍への足固めは益々強固となっていった。

第10節　労務管理の推進

Ⅰ　労働災害の絶滅に挑戦

労働災害の絶滅については会社として昭和40年代より毎年の経営方針に織り込み，あらゆる機会を捉えてこれが徹底を図ることとしていたがいまだに所期の成果を挙げるまでに至っていなかった。昭和50年５月会社は後藤社長の就任により新たな時代を迎えることとなった。後藤社長は就任以来無災害職場の確立のため安全衛生分野の管理の強化，更には安全作業の徹底等についてしばしば各年度の経営方針に於てふれ，これが確実なる励行について要望した。又特に経営方針に於ては「今や安全に対する企業の社会的責任が益々増大され，受注工事の安全面の良否が次の

受注面にも強く影響を及ぼす実態に思いを致し，今一度原点に立ち帰えり基本的な面の忠実な履行によって苟くも重大事故は絶対に発生させないよう万全を期すること」を強く要望した。これをうけて各業務機関は以上の方針により以下に述べるように実施に移して行った。

1．　安全衛生管理計画の策定

明るく規律ある職場形成の基盤は安全と健康である。この基盤を確立するため安全並びに衛生のそれぞれの分野に於て，当該年度の当初に安全管理計画及び衛生管理計画を策定し，本計画に基づいてそれぞれの業務を推進することとして，昭和50年代に入り各年度の当初にこれが策定を行ってきた。昭和53年度の安全管理計画については前年度の実績の把握とこれが反省の上に立って，その方針として守りの管理からの脱皮を図り，更に歩を進めて全員参加による安全の先取り運動を目標に安全作業の徹底と活力ある職場づくりを推進することを掲げ，その重点施策を次のように定めた。まずライン管理の従来にも勝る徹底を図り，各種問題点の抽出と対策の実施及び規律ある職場環境の整備を促進すると共に「ゼロ災運動」の導入と活動の活発化を図り，水力関係機関の導入推進と実施期間のフォローと導入後の推進のための研修を図ることとした。又秋田火力(発)４号機等の建設作業現場の安全対策の充実推進を図り，作業現場主体の安全対策の確認と実行並びに本社の定例パトロールを確実に実施すると共に，車輌の運行管理の充実強化を図り，このため安全運転指導員の養成による社内教育指導を強化するほか，日常作業点検の確実な励行と地域交通安全運動行事への積極的参加を図ることとした。尚協力業者への指導援助の強化に努め，このため社内ＲＳＴ（後出）トレーナーの養成と業者の職長教育を推進し，重層請負，異種混在作業等の意志疎通を円滑にするための自主的連絡協議会の設置とこれが運営について指導を行うと共に，不安全業者の安全に対する妥協の排除と指導を強化することとした。

一方昭和53年度の衛生管理計画については，前述の安全管理計画と同様，前年度の実績について反省の結果，作業環境の測定による環境の改善及び特化物に係る衛生設備の改善が急務と思料され，又業務外の事由による傷病休務日数の増加或は高血圧患者の多発等の現況を踏まえて，衛生管理計画の方針に従って自主的健康管理の充実向上を図り，併せて快適な活力ある職場の衛生環境の整備を進めることとし，その重点施策とその内容を次の通りとした。まず第一には労働環境の適正な整備を図るため，作業環境の測定と整備，特殊作業従事者の保護具並びに防具使用の徹底，更には有害要因下にある作業方法等についての指導を徹底的に実施し，続いて第二点として健康管理の充実強化を図ることとし各種健康診断の完全受診と結果管理の強化を進め，更に疾病統計の整備とその活用を図ると共に，健康増進対策を推進することとした。又第三点としては自主的健康管理の充実を図ることに重点を指向し，自主管理意識の高揚による疾病休務の減少に努力し身体条件に応じた個人の体力管理を推進し，併せて産業嘱託医に対して自発的に健康相談を行うよう指導することとし，又当社の新たなる受注分野である原子力関係業務に対応する放射線関係の健康管理資料の整備も進めることとした。

2．　安全教育訓練計画の樹立

昭和50年代に入り従来は個別的に実施してきた安全教育訓練の分野について過去の実績を踏まえて種々検討を加え，昭和51年度より年度安全教育訓練計画として樹立し本計画に基づき当該年度の教育を推進することとした。尚昭和53年度に於ける主要内容は次の通りである。まず実施項目としては基礎教育として新規及び中途採用者安全教育，作業員安全基礎教育（含む追指導），ＴＢＭ訓練（含む追指導），監督者安全教育（含むＲＳＴ教育：安全衛生法に基づく労働省方式による監督者訓練）を取り入れ，又特別教育（特化物取扱，クレーン作業取扱，溶接作業取扱，研削といし取替作業，玉掛け作業取扱，アーク溶接作業取扱，電気取扱作業（低圧），酸欠作業取扱，足場組立作業取扱，プレスシャー作業取扱及び実務訓練（安全保護具の着用と取扱，車輌安全運転実技，活線作業訓練，作業区画用具・標識運用，消火器取扱及び防火訓練）を対象業務機関毎に実施することとした。更にその他の教育としてＲＳＴトレーナーの養成，安全管理者，安全推進員並びに衛生管理者講習等の管理面の教育を重視すると共に，安全衛生規則，水力(発)安全諸要領等の概念周知教育を併せ行う一方ゼロ災運動の尚一層の推進を図るためリーダー教育研修或は導入準備教育等を実施し，安全教育訓練の成果の向上を図ることとした。

3．　各支社ゼロ災運動へ発足（無災害，無疾病運動に大きく前進）

昭和51年度の安全管理計画からライン管理の充実と全員参加運動を打ち出して以来，各現業機関に於ては自主的或は又対応した東北電力(株)の指導もあって，安全管理の原点であるゼロ災全員参加運動に立ち上り，全社的なゼロ災運動の緊急性と重要性との認識に立っての大きな盛り上りのなかで，全従業員並びに協力業者全員の総意のもとでゼロ災運動発足大会を開催し，ゼロ災害ゼロ疾病運動に対する決意を表明し，次の通りゼロ災運動へと発足していった。

昭和52年	３月１日	新仙台支社
〃	３月１日	八戸支社
〃	７月１日	仙台支社
〃	７月14日	仙台機械工場
昭和53年	２月３日	酒田支社
〃	３月10日	新潟支社
〃	４月１日	東新潟支社
〃	４月４日	秋田支社

尚水力関係事業所並びに仙台車輌工場は何れも昭和53年度中の発足を目標として，それぞれ準備中でゼロ災運動への意欲が益々高まりつつある。

ゼロ災運動の三原則は，1.人身災害ゼロの原則，2.安全先取りの原則，3.全員参加の原則の三理念であり，最も重要なことはライン管理の基盤のもとで上意下達による安全管理指導活動と下意上達（下情上通）の自主的活動との調和を図ることであり，これによって，はじめて真のゼロ災運動が達成されるものといえよう。今後はゼロ災運動の定着化により安全の先取り運動を強化し，潜在災害要因の発掘と根絶を図り「災害によって安全を学んではいけない」という言葉の精

神に徹してゆくことが重要である。

4. 安全管理特別指導実施要綱の制定

昭和53年度に入り当社の労働災害は多発の傾向にあり一方業務外交通事故等も増加の様相を呈している実情に鑑み，尚一層従業員の安全を重視する見地から適宜機会をとらえて現場の実態と問題点を実地に把握し，今後の安全管理の施策及び教育に反映させると共に，ラインに対する大局的立場からの安全啓蒙を行うため，昭和53年10月11日に至り安全管理特別指導実施要綱を制定した。本要綱に織り込まれた指導方針は安全管理業務が関係法規，社内安全管理規程及び安全作業心得に従い的確に運営されているか，又会社で定める安全管理方針が下部まで周知徹底されているかどうか，これらに関連する内容について指導することとしている。又特別指導項目としては，(1)安全管理計画及び方針の周知の徹底に関する具体的方策(2)作業環境及び作業状況（方法）の適否，(3)協力業者指導並びに援助の状況，(4)「ゼロ災」運動の推進状況，(5)安全関係書類の管理状況について定めると共に，指導方法，特別指導職場の選定基準，実施要領，結果の講評と報告等の諸項目についてその具体的内容を定めた。

5. 安全意識の高揚

全社を挙げての願いである労働災害の絶滅は各個人の自己防衛と他人の生命の尊重という意識の原点に立ってこそはじめて可能であって，このため各個人更には家族ぐるみの安全意識の高揚が欠くべからざるものとなる。従ってこれらの施策として次の諸項目につきこれを重点的に実施して，所期の目的の具現に努めることとしている。

(1) 全社安全旬間行事の実施

毎年度上期（６月上旬）及び下期（12月上旬）の２回に亘り全国安全行事の実施期間に呼応して全社の安全旬間を設けて，重点事項を定め安全意識の高揚を図ると共に会社幹部（含む現業機関の各長）による安全パトロールを実施する。更に年末には特に年末年始無災害運動を繰り広げる他，従業員，協力業者並びにその家族を対象として６月には安全作品(ポスター，標語，作文）の募集を行い，優秀作品については褒賞し，社内報に掲載，又第１位のポスターについては全機関に掲示等の措置を行い安全に対する関心を育成することとしている。又夏季及び年末年始の時期には家族ぐるみの健康或は明るい職場，楽しい家庭等をテーマとした小冊子或はタオル等を配布し，家族ぐるみの安全衛生職場の形成を図ることとしている。

(2) 安全表彰の実施

毎年度１回前年度無災害或はこれに準ずる現業機関及び協力業者を選定して，現業機関については上期の各長会議に於て，又協力業者については春季開催の東北発電工業協力業者互助会総会の席上これが表彰を行うこととしている。

Ⅱ 福利厚生対策の充実

1. 財産形成制度の発足

人には各々その人生に対するプランがある。豊かな日常生活を送り，将来は自分の家を持ちた

いというのはサラリーマンの共通した夢である。会社はこうした切実な従業員の人生プラン実現の夢をかなえる一助として委託銀行の協力を得て貯蓄奨励，持家推進及び厚生貸付という，三つの要素を統合した斬新的な財形制度を発足させることとなった。この従業員財産形成制度の基本設計は次の通りであった。

(1) 名　　称　従業員財産形成制度（財形制度）
(2) 方　　式　信託銀行の住宅ローン及び小口ローンを併用する方式
(3) 委託銀行　東洋信託銀行，三菱信託銀行
(4) 対 象 者　社員，常勤嘱託及び常用員
(5) 発 足 日　昭和53年１月１日
(6) 制度の内容　財産形成貯蓄規程（昭和53年１月１日より適用）に基づく積立，住宅資金融資規程（昭和53年４月１日より適用）に基づく住宅取得資金の融資，一般厚生資金融資規程（昭和53年２月１日より適用）に基づく一般厚生資金の融資の三つをその要素としている。

2. 保養所利用補助制度の発足

会社施設としての保養所を保有していない当社としてこれが対策について種々検討を行い，昭和51年末に全社員を対象として社会保険保養所並びに旅館の手続き，サービス，費用等についてアンケート調査を実施し，同時に余暇のための宿泊施設に対する考え方，今後の保養所の利用についての希望等についても調査を実施した。その結果に基づいて会社は社員及び常勤嘱託者に対する福利厚生の一環として昭和52年４月１日より「社会保険保養所を利用した者に対する宿泊費の補助について」の制度を発足させた。補助額としては年間１人１回に限り2,000円とした。尚利用可能の保養所として昭和53年４月より営利事業を目的としない公共福祉施設である公立及び私立の保養所もこれに加えることとした。

3. 災害復旧資金利子補給要領の制定

昭和53年６月12日に発生した宮城県沖地震により，大きな被害を蒙った従業員の救済を目的として四囲の状勢を踏まえて急速にこの要領の制定をみた。補給の対象者は地震，火災，台風，洪水，大雪等の災害により家屋，家財に大きな損害を受け，その復旧資金として，一般厚生資金融資規程第８条により第１種の貸付金の融資を受けたものに対する利子補給率は慶弔贈与規程第５条に定める災害見舞金贈与区分の１級～４級に該当する場合は融資利息総額の47％に相当する率を，又同じく５級～７級に該当する場合は融資利息総額の30％に相当する率とし，昭和53年６月１日より適用することとした。

4. 第１回全社囲碁将棋大会の開催

当社の文化体育関係の全社規模に於ける公式行事は既述のように昭和39年９月１日にその第１回大会を開催した野球大会に続いて，当社創立10周年の記念行事として昭和44年２月16日にその第１回大会を開催した９人制バレーボール大会があるが，文化面の行事としては未だ全社的のも

のはなく，各職場毎の催しに限られていた。然し，従業員の増加と共に囲碁将棋の愛好者が近年逐次増えつつあり，従業員の間からこれが全社大会開催の要望が次第に高まってきた。会社はこの間の情勢を見極めて健全な思想の育成と親睦の醸成を図るため，全社大会の開催に踏み切り，昭和52年９月29，30日の両日に亘り仙台に会場を設けて第１回大会を開催した。出場チームは八戸，秋田，仙台，新仙台，東新潟，新潟，酒田ブロック並びに本社の８チームで参加人員は32名であった。試合方法は囲碁将棋ともA，Bの２クラスに分けて，トーナメント方式による熱戦の結果秋田ブロックチームが全クラスを制覇して大会は有意義のうちにその幕を閉じた。

5．東北発電工業(株)従業員拠出制グループ保険の発足（災害保障特約付団体定期保険）

会社は従業員の福利厚生制度の一環として昭和50年８月１日に従業員拠出制グループ保険制度（無診査）を発足させた。その概要は次の通りであった。

加入資格は当社の役員及び従業員で健康で正常に勤務又は就業しているもので年齢が14歳６ヶ月から60歳６ヶ月までの者としている。保険期間は１年とし以後毎年自動更新継続制である。保障範囲については保障最低コースを例にとると団体定期保険（主契約）の保険金50万円に災害保障特約（特約）の保険金50万円をセットしたもので（最高保障額は100万円），この場合の月額掛金は個人拠出０，会社拠出１口300円と定めてあり，会社拠出は１口に固定して個人拠出を１口増額するごとに保険金が主契約については50万円づつ，又特約については100万円づつ増額されるシステムとなっている。発足時の制度では個人拠出４口まで最高保障額は500万円であったが，昭和51年８月１日の更新時から５口拠出，６口拠出，７口拠出を設け最高保障額を800万円に増額し制度の充実を図った。又，昭和53年には福利厚生のより一層の充実を図る方針から制度の大幅改定を行った。すなわち拠出１口の金額を600円に増額すると共に主たる保険者（役員，従業員）コースの最高保障額を2,000万円（個人拠出９口5,400円）とし，又新たに配偶者コースも設定し最高保障額を600万円（個人拠出３口1,800円）として従業員の福祉の向上に資した。

Ⅲ　能力開発の推進

昭和53年４月労務課に教育専門の担当を配置し，全社の教育関係の計画実施を総合的に進めることにした。

1．社員教育計画の確立

(1)　昭和53年度社員教育計画

昭和50年代に入り当社をとりまく経営環境は，ますます厳しさを加える中にあって当社としては，大型建設工事の受注対策，又至近時にこれが対応を迫られる原子力時代に対する積極的準備，公害問題に対する技術的対処などをはじめとして，受注の拡大と収益の増大並びに工事力の充実強化が強く要請されるに至った。これらの課題を全従業員一丸となって達成するためには，諸業務活動の源泉である従業員各個人の能力開発を通して職場集団としての活性化を図ることが不可欠な要件であった。このような観点から昭和53年度経営方針並びに同業務計画に基づき，以下に述べる重点目標により社員教育を強力に推進して人的能力の開発育成を図ると共に，活力ある

る職場づくりを展開することとした。

a　教育推進体制の整備

流動する社会変革の中にあって，永続的に会社業績の発展を期するためには「企業は人なり」の格言の如く，経営の基盤を形成する人材の育成こそ要諦である。そのためには即戦即決的の短期面からの能力の開発と共に，未来指向の長期的観点から見た人材の養成が必要欠くべからざるものとなる。このため昭和53年度は次の施策を具体化して業務運営の実態に即応した教育体系を整備の上，実効ある教育の実態に即応した教育の展開を目指すことにした。即ちそれは中期教育計画の策定，教育管理体制の整備及び自己啓発助成施策の検討実施である。

b　管理監督者教育の積極的推進

厳しい経営環境下にあって，増大する工事量を効率的に消化して収益の増大をもたらすには，明るく規律ある職場づくりが不可欠であるが，そのためには特に職場管理の要である管理能力の向上が強く要請される。このような観点から現場教育の積極的展開を図ると共に，各級機関の課長並びに班長の教育を推進することとした。

c　一般社員教育の充実

近年とみに増してきた社員の強い啓発意欲に応えると共に，社会変動に対応出来る人材を育成するため，一般社員教育の強化を図ることとし特に中堅社員教育の強化並びに接遇訓練の推進に重点を於て，社員の変革適応能力，問題解決能力，及びコミュニケーション能力などの向上を図ることとした。

d　職能教育の強化

めまぐるしく更新される技術革新に対応し激増，多様化する諸工事を効率的に施工するためには，全社員の職務遂行能力の向上が強く要請される。このために従来にも増して，職場指導を中心とした職能教育を強化すると共に，各部門の集合教育を併せ実施して工事力の充実強化，受注の拡大並びに収益の増大に資することを目途とし，資格取得教育の拡大強化，新入社員技術教育の実施，事務処理基礎教育の設定，原子力技術教育の強化，溶接技術教育の充実，水力発電所実習教育の推進等の職能教育の創造的展開を図ることとした。

(2)　中期教育訓練計画の策定（昭和53年度～昭和55年度）

昭和53年度以降の東北地方経済は，「三全総」並びに「むつ小川原開発計画」などの長期開発計画のもとに，公共投資を中心とした景気対策が実施されているが，長期化する構造的不況の影響を受けて産業活動の不振が引き続き深刻化することが予想される。このような当社をめぐる経営環境の低迷は直接的に，当社の受注活動を困難ならしめる一方，諸経費並びに諸原価の高騰に伴って収支を大きく圧迫し，当社の経営は益々厳しさを加えることが予想される。この経営危機を乗り切る活力の源泉はいつに従業員１人１人にあることを再認識して，各人が自己能力の開発に努めその持てる能力を最高限に発揮すると共に，その力を組織の総合力として結集してこそ厳しい経営環境を克服して，当社の使命達成への道が切り拓かれるのである。このような観点から

経営施策の一環として，昭和年53度～55年度の３ヶ年間に亘る中期教育訓練計画を策定し能力開発総合対策の一助とすることとなった。

a　基本方針の第一点としてまず教育訓練体系を整備すると共に教育訓練情報の精度の向上を図ることとした。すなわち低成長経済下に於ける企業環境が益々厳しさを加えるに伴って要員の少数精鋭化及び業務の徹底的効率化が要請されるが，これらの要請に効果的に対応するためには短期即効的な教育訓練の推進を必要とすることは当然である。それと共に長期総合的視野に立った能力開発施策の展開が必要とされるので教育訓練体制を整備充実すると共に教育経歴管理を含む教育訓練情報の精度の向上を図ることとした。

b　第二点としては「職場指導」の充実を媒体として職場活力の高揚を進めることを取り上げた。すなわち今後の厳しい経済情勢の中で山積する経営課題を克服してゆくためには，管理監督者が卒先垂範し全社員が自らの能力伸張を図ると共に，職場に於ける対話を一層活発化することによって，管理監督者は一般社員１人１人の考え方を的確に把握し適切に指導することが不可欠である。このため管理者が日常職場で実施する「職場指導」を一層強化することにより，社員各個人の能力開発を媒体として職場活力の高揚を図り，さらにこの力を組織の総合力として結集し，経営の成果に結びつけてゆくこととした。

c　第三点としては管理監督者の管理能力の向上を図ることとした。すなわち流動する経営環境或は進展する技術革新に的確に対応し技術の向上，原価の低減，工期の厳守を目指して，所属社員の全能力を所期の課題達成に向って凝集することが管理監督者の基本的職能である。この基本的職能を遂行するためには管理監督者に要求されるリーダーシップ，人間関係処理能力，問題解決能力並びに専門的業務知識などの管理能力の向上が必要とされる。このため中期教育計画では新規登用管理職に対する基本的管理能力の付与，中間管理職に対する変革適応能力及びセールスマネージメント能力の向上及び第一線管理職に対する新技術対応能力の開発等に関する教育を実施して管理監督者を中核とした活力ある職場づくりを通じ，生産性の向上，収益の増大に資するものとした。

d　第四点としては自主的創造的な一般社員教育の展開を図るものとし，能力開発の展開に当っては，特に社員各個人の自己啓発並びに相互啓発意欲を高めるよう管理監督者の職場指導の強化を通じて自主創造能力開発を推進し，これを補完するため中途採用社員を含め新入社員の襟度教育及び実務教育の内容充実を図り，又職場の中堅社員に対しては後継者の育成或は上長補佐の任務に対する認識を自覚させると共に女子社員及び青年社員に対しては接遇訓練等の集合教育を計画的に展開することとした。

e　第五点としては新しい時代の要求する技術革新に対応する能力の開発育成に努めることとし原子力時代への対応，環境保全関係法規による規制の強化，エネルギー利用の多様化，業務情報システムの高度化，受注工事の大型化，更には複雑化した新技術の開発

導入に対応する専門知識を高める。更に日常業務を基本原則に従って的確に遂行し得るよう，職場指導を中心とした職場教育を強化すると共に次の各項目による部門別職能教育の充実推進を図ることとした。

(a)　原子力発電機器の建設保守に対応する原子力関係教育を充実する。

(b)　会計情報システムなどの開発準備のため，コンピューター知識の普及を図る。

(c)　新燃料関係，環境保全関係，電気計装関係などの新技術導入に関する技能を育成する。

(d)　溶接技術などの特殊技能を養成して工事遂行力を強化する。

(e)　要員の少数精鋭化に伴なう職種転換に対応して職務遂行能力の多角化養成に努める。

(f)　労働安全，産業廃棄物などに関する法規制の強化に伴い有資格者の拡大充実を図る。

(g)　事務系専門教育を充実して，日常業務を基本原則に従って的確に遂行し得る能力を高める。

(h)　技術系スペシャリストの育成を積極的に行い，大型建設工事の有利受注並びに工事施工の効率化に資する。

f　第六点として安全教育の推進を中心として，安全作業の徹底，職場規律の維持高揚を図ることとし，規律正しい職場環境の確立，ゼロ災害の明るい職場作りを目指して，安全意識の徹底，安全行動の定着化を図るため，従来にもまさる努力と創意工夫をこらし安全教育を展開する。その他協力業者に対する安全教育についても重点を指向し，労働災害の未然防止に努めることとし法定の安全教育訓練を各業務機関単位に徹底すると共に，従業員並びに協力業者に対する適正な安全指導と職場規律の維持確立を図るため，特に監督者についての安全教育を強化することとした。

2.　外部表彰の社内褒賞措置

従業員の社内表彰については表彰規程に定めるところであるが，表彰規程の基準に合致するに至らない業務に関連した官公署並びに諸団体による表彰がある。これらについては従来取扱いを規定していなかったが，従業員の志気を鼓舞すると共に能力の開発意欲を高め併せて地域社会との連帯を一属緊密なものとするために，社内に於てもこれらの場合に際しては褒賞をもって報ゆることとした。昭和53年11月17日この取扱いを次により行うことを決定し，11月１日以降の表彰について適用することとした。尚褒賞の対象基準は下記の通りとしそれぞれに金一封の褒賞を与えることとした。

(1)　中央官庁並びにこれに準ずる団体等の表彰で全国大のもの。

(2)　中央官庁の出先機関並びにこれに準ずる団体等の表彰で地方大のもの。

(3)　中央官庁の出先機関，県並びにこれに準ずる団体等の表彰で全県大のもの。

(4)　地方自治体並びに各種団体等の表彰で地区大のもの。

またこの場合の褒賞は重複を避けることとし，(1)に該当する場合は社長，(2)～(4)については所属機関の長によるものとし，褒賞した場合はこれを「東発だより」に掲載し社内に公示することとした。尚この取扱いには「安全表彰」を含まないものとした。ちなみに本取扱いによる該当者として既に次の２名のものが褒賞の対象となった。

(1) 自動車整備事業に優秀な成績を収めたことに対して仙台陸運局長表彰

所属氏名　仙台車輛工場整備課長　佐藤操六　：　昭和53年11月１日

褒賞の種別　全県大の表彰に該当するので仙台車輛工場長より授与

(2) 職業訓練事業に優秀な成績を収めたことに対して宮城県知事表彰

所属氏名　仙台支社工事二課班長　大山邦夫　：　昭和53年11月21日

褒賞の種別　全県大の表彰に該当するので仙台支社長より授与

3．資格取得奨励祝金の対象資格の拡大

会社の業務範囲の拡大と共にこれら新しい領域に従事する作業員も国家試験或はこれに準ずる資格の保持を要請されるに至ったので，会社はこれらの資格取得のための教育の実施により新資格者の育成を促進した結果，数多くの新資格者の誕生をみるに至り昭和50年６月１日に制定した資格取得奨励祝金の対象に新たに次の資格名を追加することになった。

資格名		祝金	資格名		祝金
公害防止主任管理者		3,000円	ボイラ技士	特１級	3,000円
公害防止管理者	大気関係　１種	3,000〃		２級	2,000〃
	〃　２,３種	2,000〃	ボイラ・タービン主任技術者	１級	3,000〃
	〃　４種	1,000〃		２級	2,000〃
	水質関係　１種	3,000〃	自動車検査員		3,000〃
	〃　２,３種	2,000〃	土木施行管理技士	１級	3,000〃
	〃　４種	1,000〃		２級	2,000〃
	粉じん関係	1,000〃	特殊無線技士多重設備		2,000〃
	騒音関係	1,000〃	無線技術士	１級	3,000〃
酸素欠乏主任者		1,000〃		２級	2,000〃
ガス溶接作業主任者(集合装置)		1,000〃	型枠支保工作業主任者		1,000〃
ガス溶接技能者		1,000〃	足場組立等の作業主任者		1,000〃
			玉掛技能者		1,000〃

4．技術向上の成果挙り溶接競技会で優勝

当社では工事会社であるという性格から必然的に受注工事の施工技術の向上が重要課題となり，本件については社長の経営方針に於てもしばしば言及されているところである。昭和50年６月28日に開催された日本溶接協会青森支部主催に係る第５回青森県溶接技術競技大会に於て，当社八戸支社チーム（岩沢富夫，三上銀蔵，高橋房治）が団体優勝し，又個人の部では上記

３名に斎藤久雄を加えた４名が第１位から第４位までに入賞するという輝かしい成果を収めた。このことはひとえに日常の技術研鑽の賜ともいうべきであろう。

又昭和51年４月25日開催の日本溶接協会秋田支部主催の溶接技術競技大会では，当社秋田支社の中村信男が参加者73名中堂々２位に入賞し，特別優秀賞，秋田市長賞，日刊工業新聞社賞を獲得した。又成田繁二も入賞を果し日本溶接協会秋田支部長賞を受賞，上述の八戸支社と共に当社の技術水準の向上の成果を遺憾なく発揮した。又昭和52年６月28日には新仙台支社所属の武田繁三郎が昭和52年度宮城県溶接技術競技大会のアーク手溶接の部門で最優秀賞受賞の栄に輝いた。

第11節　其　の　他

Ⅰ　自　然　災　害

1．宮城県沖地震と当社の対処

昭和53年６月12日17時５分の震度３の地震に続いて17時15分同じく宮城県沖を震源とするマグニチュード7.4震度５或はこれを上廻る規模を持ち，昭和39年６月16日の新潟地震に匹敵する大地震が宮城県を中心とした東北地方の太平洋沿岸各県に来襲し，一瞬にして電気，ガス，水道，電話，鉄道が全面ストップするという大惨事に見舞われ，住民は恐怖の底に突き落された。地震波は遠く北海道地方或は中部地方に迄及び，首都圏に於ても震度４を記録するという激しさであった。尚宮城県地方には昭和53年２月20日震源を同じくする震度４の地震の発生があり，所によっては未だその傷痕が消えやらぬ矢先の所もあった。

被害は特に宮城県地方に集中し，昭和53年７月21日現在の集計でも死者27人（宮城県のみ，特にブロック塀倒壊による死者は約半数に達した），負傷者1,177人（内宮城県1,124人），被害家屋86,138戸（内宮城県85,516戸で鉄筋コンクリートビルの倒壊を含めて家屋の全半壊が数多くあった），道路損壊（含む橋梁）1,136ヶ所（内宮城県772ヶ所），崖崩れ511ヶ所（内宮城県343ヶ所），その他新幹線を含む鉄道の橋梁，高架橋等が破損をうけるという大被害となり，その被害総額は2,664億円に達した。又東北電力(株)関係では管内で宮城県を中心にして68万1,600戸が一瞬のうちに停電し，このうち宮城県内の停電戸数は41万9,100戸に及んだ。又ガスも供給設備の損傷に加えて各所の供給管の破損により全面的にストップした。電力の主要設備の被害状況は仙台火力(発)１，２，３号機，新仙台火力(発)１，２号機が停止したほか宮城（変）（275kVA）では変圧器，しゃ断器の碍子破損落下という大きな被害を受けた。このため東北電力(株)では直ちに非常対策本部を設け，関係方面の協力を得て，鋭意復旧に努力した結果地震発生以来38時間で仮復旧に成功し，全面送電を開始し，被災地域の再建への大きな原動力となった。この早期復旧による全面供給の実現は積極的な地域社会への貢献となり，地域住民に復興への活力を与え，電気事業への信頼度を一層高める効果を生じた。

一方当社に於ても地震発生と同時に本社役員室に地震対策本部を設置し，被害に関する情報の

収集と復旧対策に当った。仙台支社並びに新仙台支社に於てもそれぞれ復旧班を編成して仙台火力(発)及び新仙台火力(発)の復旧活動に入った。尚当社に於ても宮城県所在の各業務機関が本社をはじめとして建物，什器等約800万円に及ぶ被害をうけた他従業員47名のものが家屋什器等で大小の被害を受けた。しかし幸いにして人身に関する大きな被害がなかったのは不幸中の幸であった。

尚昭和53年10月11日には宮城県沖地震の早期復旧に対して若林東北電力(株)社長より感謝状が贈られた。ちなみに会社創立以来の第1期（昭和34年～昭和40年)，第2期（昭和41年～昭和49年)，第3期（昭和50年以降）の各期にそれぞれに寄しくも対応して発生した新潟，十勝沖，宮城県沖地震という一連の自然災害との遭遇によって経験した衝撃と苦難は，にがい思い出として人々の脳裡に深く刻み込まれて永劫に消え失せることはないであろう。

2．非常災害対策規程の制定

昭和53年6月12日に発生した宮城県沖地震の経験に鑑み，非常災害の場合に於ける対策を規程をもって定める必要が痛感されるに至ったので，昭和53年8月25日非常災害対策規程を定め同日から施行することとした。この規程は目的として非常災害対策本部の設置及び運営の基準について定め，非常災害時に際しての設備その他の災害を最小限にとどめると共に，その早期復旧並びに救済を図ることを目的としている。又「非常災害」の範囲については地震，火災，台風，洪水，大雪等による被害のほか，会社設備，電力設備，或は多数の従業員の生活に重大な損害或は影響を与えた場合又はその虞のある場合としている。非常災害が発生した場合，又は発生が予想される場合は関係する現場機関ごとに非常対策本部を設置し，原則として2ヶ所以上の下位機関で非常対策本部が設置された場合は社長の発令により本社非常対策本部を設置することとした。又本社非常対策本部の構成並びに任務を別表をもって定め，下位機関の非常対策本部の構成並びに任務もこれに準じ，被害状況の早期把握に努めると共に災害の早期復旧救済に万全を期するものとした。

別表　　本社非常対策本部の構成及び任務

構成	任務
本部長　社長	総括指導
副本部長　常務	本部長補佐
総括班　班長　総務部長	1，本部の設置，解除に関する事項 2．被害状況の全般的調査 3．復旧対策及び実施 4．各事業所対策本部との連絡
経理班　班長　経理部長	1．復旧のための資金，資材に関する事項 2．各事業所対策本部との連絡
営業班　班長　営業部長	1．所管部門の被害状況の調査 2．復旧対策及び実施 3．各事業所対策本部との連絡
火力班　班長　火力部長	同上
水力班　班長　水力部長	同上
開発班　班長　開発部長	同上

Ⅱ　協力業者互助会に新会長就任

当社の協力業者互助会の第6回（昭和52年度）定期総会が昭和53年5月27日仙台市五ツ橋会館に於て開催され，互助会の基盤確立と共に工事の円滑な施工を一層強化する趣旨から資格取得祝金制度，技能資格取得促進援助費制度の新設と弔慰金並びに障害見舞金を現行の2倍に増額するなどの案件を決定した。又空席になっていた会長には当社吉沢常務取締役が又新監事には当社三上常務取締役がそれぞれ選任された。尚従来ややもすると明確性を欠いていた互助金の受給対象者の範囲を明確にするため，昭和53年10月30日には住友生命ビルで第8回理事会を開催して次のようにその範囲の明確化を図った。すなわち

1．常用的雇用者（継続1年以上雇用の社員，常用員等）には弔慰金300万円

2．臨時雇用者で雇用日数180日以上1年未満の者には同じく200万円，雇用日数90日以上180日未満の者には100万円，雇用日数1日以上90日未満の者には50万円を贈与することとした。

Ⅲ　産業廃棄処理業の許可

昭和48年3月1日付で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の一部が改正されるに伴い産業廃棄物を取扱う業者はすべて都道府県知事又は市長の許可を受けなければならなくなり，当社も許可条件の一つである産業廃棄物処理業務の講習終了者を整備すると共に，昭和50年5月6日（最初の申請は昭和48年12月であったが，書式の変更により再提出）に仙台市に許可申請書（仙台市の許可申請書の受理は昭和50年5月15日）を提出したのをはじめとして，引き続き新潟市及び各県にも手続を行った。しかし各自治体は条令及び受入体制の整備に忙しく，一部の自治体では許可証の交付が遅れた処もあったが，昭和50年6月6日付ではじめて，新仙台火力(発)の産業廃棄物の収集，処理，運搬の許可証が次の内容で交付された。

許可番号　第70号

産業廃棄物処理業

許　可　証

住所　仙台市大町二丁目15番29号

氏名　東北発電工業株式会社

取締役副社長　山田信一

昭和50年6月6日

仙台市長　島野　武

仙台市（清掃）指令第14号

昭和50年5月15日に申請のあった表記の業については廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1号の規定に基づき　次の通り許可する。

1．取扱廃棄物の種類　　ダスト類汚でい

2．収集，中間処理，運搬

3．一般廃棄物の収集運搬又は処分の業に付する条件等

許可期間	昭和50年６月６日より
	昭和51年３月31日まで
ダスト類	〔新仙台火力(発)及び東北石油(株)製油所に限る〕
汚でい	〔新仙台火力(発)に限る〕

尚仙台市のみは許可期間については当初毎年更新と定められていたが昭和53年度の申請からは市条令の改正により次年度の更新は必要ないことになった。ちなみに当社の営業管内のその他の県，市に対してもそれぞれ許可の手続きを了し，全管内に於て法に基づく産業廃棄物の処理が可能となった。

第12節　成長のあとを振り返って

三代に亘る本史に終止符をうつに当り，20年の春秋，星霜をふり返りながら，感慨と決意を新たに希望に満ちた明るい昭和60年代への翔ばたきに編を移す。

昭和34年それは朝鮮動乱を契機として訪れた高度成長の波が日本の経済規模を急速に拡大して，いわゆる「神武景気」(昭和29年11月～昭和32年６月）を招来し，その反動として引き起こされた「なべ底景気」(昭和32年６月～昭和33年６月）の谷間に伸吟し，再び訪れた高度成長の第２波として「岩戸景気」(昭和33年６月～昭和36年12月）に湧き，昭和元禄への旅立ちの年でもあった。同年２月１日当社は諸情勢から醸し出された機運の熟するのを俟つかのように呱々のうぶ声を挙げ，その誕生をみたのであった。

「東北発変電工事(株)」として創立されて以来20周年目にあたる昭和54年２月１日の佳き日に本社をはじめ各現業機関に於ては退任役員(12名)，退職社員(67名)，協力業者の代表者（82名）及び労組代表者（９名）を招待し，永年勤続従業員（38名）の表彰を行い，役員並びに従業員（1,111名）が一同に会して共にその健康を喜び，更にこの意義深い創立記念の日を迎えることが出来たことについて心から祝福した。又前日の１月31日には勇途空しくして他界した８名の在仙遺族を輪王寺に招き慰霊祭の儀を執り行って，心からの冥福を祈り在りし日を回顧した。

今日ここに成人を迎える画期的な時期に当って後述の如く会社は記念式典，慰霊祭の他20年史の編さん，記念品の贈呈，永年勤続者の表彰，並びに全社規模の美術展，或はリクレーション等の行事を計画し，逐次実施に移し，当社の堅実な成長，発展を心から慶祝している。又同時に創立の礎を築き且つ茨の道を切り拓いてわれわれ後進に進むべき道を啓示した先輩の努力と，側面より惜しみない援助を行った関係企業各社に深甚の敬意と感謝の念を披瀝したい。

ここで再び当社の歴史の原点にかえり誕生のいきさつとそのあゆみにふれてみると，当社の設立趣意書に述べられていた「最近の東北電力(株)に於ける新鋭火力(発)の稼働，水力設備の増設並びに車輌の機動化の推進に伴い，増加する水火力補修及び自動車整備業務は会社を新設してこれを運営させることが合理的，効率的であると確信して会社の設立を企画した」という目的に

より東北電力(株)の全額出資により設立された。当時は昭和33年６月，10月に八戸火力(発)１，２号機続いて昭和34年10月，昭和35年11月には仙台火力(発)１，２号機がそれぞれ運転を開始したため，その要員確保，工事資材及び作業所建物の手配などには筆舌に尽しがたい多くの労苦を重ね，これが対処を図り会社の基盤作りに努力し，以後今日まで苦難に満ちた茨の道を切り拓きつつ，20年の歳月を閲みするに至った。その間在任中の経営責任者を再度に亘って不測の病のため失い悲嘆の涙にむせんだ時もあった。然し当社役職員一同は先人の遺訓を踏まえて，会社発展の道を孜々として歩み続けたのであった。ために完成工事高も急増し，一方諸規程の制定，数次に亘る組織機構，職制等の整備並びに業務機関の新設，改廃，諸給与の改善等が図られて，拡大する業務への対応が年を追って活発化した。更にその歩みを要約すれば，草創，成長の両期は将に会社の基盤作りに全力を傾注し，この基盤に立って，新潟火力(発)，秋田火力(発)と相次ぐ大容量火力(発)建設，或は水力発電設備の運用合理化に対応して，要員の充実，制度の刷新或は技術力の向上を図りつつ，成長への道が切り拓かれて多角化への黎明期を迎えたのであった。この間の主要な動きは，

昭和42年５月31日　社名変更
昭和45年10月１日　東北フライアッシュ(株)と合併し資本金6,000万円に増資
昭和46年８月31日　関係会社として八戸港送油(株)を設立
昭和46年10月１日　東北電力(株)委託による「あわび」養殖実験を開始
昭和46年12月20日　東京営業所開設
昭和47年４月１日　関係会社として東北緑化環境保全(株)を設立
昭和48年５月10日　仙台機械工場を設置

等があった。又本社事務室についても創立当初東北電業会館にあった当社も，業務の拡大に対応して数次に亘りこれを移転し，昭和46年11月５日に現在の大町電力ビルに居を定め，今後の発展の基礎とした。

このような経過を辿り，これらのひたむきな努力は見事に開花して業界に確固たる地歩を築き成人を迎えた当社は今日の発展躍進期に入り，原子力をはじめ各種建設工事に対して全社一丸となって経営の多角化並びに合理化をもって東北電力(株)をはじめ，客先の要請に応えると共に積極的に地域産業，社会の発展に力を尽す時期に到達することが出来たのである。

尚会社成長の足どりの主要項目についての概要は，

	第１期	第２期	第20期	倍率 2期/20期
１　組織機関	本社４部(制規の部 課制なし)	〃	６部 15課 １室	
	現業２出張所	〃	７支社	
	〃 １工場	〃	10事業所	
			１出張所	
			２工場	
			１営業所	

2. 従業員数	67名	117名	社員 1,054名 常用員	約9倍
3. 完工売上高	34/3 600万円	35/3 1億7,000万円	53/3 126億3,000万円	約74倍
4. 1人当り完工売上高		146万円	1,198万円	約8倍
5. 車輌台数	5台	5台	105台	21倍
6. 寮設備	1ヶ所	1ヶ所	15ヶ所	15倍

と刮目に値する伸張を遂げた。

すなわち，昭和34年3月末には本社4部（制規の部課制なし），2出張所（八戸，会津），1工場（苦竹自動車工場）に過ぎなかったものが，業務の拡大，発展に応じて昭和53年3月末現在では本社6部（総務，経理，営業，水力，火力，開発）15課1室のほか，7支社（八戸，秋田，酒田，仙台，新仙台，東新潟，新潟），10事業所（青森，盛岡，仙台，山形，福島，いわき，勿来，会津，高田，佐渡），1出張所（葛根田），2工場（仙台車輌工場，仙台機械工場），1営業所(東京）の業務機関を有する企業となり，又従業員数も昭和34年3月末には僅かに67名に過ぎなかったものが本社組織の整備並びに事業所の拡充に対応して増加の途を歩み続け，昭和53年3月末現在で社員966名，常用員88名，計1,054名を擁するまでの規模となった。一方当社経営の基礎である完工売上高は昭和34年度は僅か1億7,000万円であったものが,昭和53年3月期では126億3,000万円と待望久しかった100億円台を大きく上廻る業績を計上するに至った。

次に当社をめぐる最近の動向についてみると，昭和53年度は当社初の大型発電設備〔秋田火力(発)4号機(60万kW)〕の建設工事の受注に成功したのをはじめとしてかねてより施工中の葛根田地熱(発)(5万kW)の継続工事，更には両津火力(発)7号機(7,500kW)の建設工事及び宮城県沖地震の災害復旧工事，並びにその他の各種工事に従事し，協力業者を含めた水・火力相互応援を効果的に実施し，増大する工事量によく対処したほか，共同火力(発)を含めての定検並びに保修工事を施工し，或は秋田火力(発)3号機（35万kW），酒田共同火力(発)2号機（35万kW）の排脱設備運転開始に伴なう，運転業務を新たに受託して発電工業としての面目躍如たるものがある。

一方電力外工事としては地方自治体向け浄水場，汚水処理場の機器据付，或は電気計装工事，更には県営水力(発)の発電設備の据付工事，トンネルジャンボ，ベルトコンベア製作工事等広範多岐に亘って当社の技術力は高く評価され，政府の打ち出す数々の景気刺激策に対しても一向に立ち直りをみせない不況を克服して，昭和53年度上期は67億3,000万円の完工売上高を計上し得て，このままの状況で推移すれば，昭和53年度は昭和52年度を上廻る実績を確保し得る見通しが立つに至った。

続いて昭和54年度の見通しについてふれれば，来年度は秋田火力(発)4号機の継続工事の他，東新潟火力(発)2号機（60万kW），常磐共同火力(株) 勿来(発)増設（60万kW 2基），更には女川原子力(発)の建設工事，日本海LNG(株)の関連工事の他水力関係の諸建設工事等，当社将来の命運を左右するであろう所の新規工事が予想されている。このように年を追って躍進発展を続

けてゆくことが可能となった背景には，永年に亘って研鑽された優秀な技術とこれを支える施工力をもって東北電力(株)をはじめ，各分野の諸要請に対処してきたことが高く評価されたことがある。これもひとえに諸先輩及び業界各社による好意ある指導の結果であり，今後とも益々地域社会との連帯発展に寄与する決意を新たにしなければならない。

昭和年54度の年頭の挨拶の中で社長は新年度の経営方針にふれ，次の如くにその抱負を述べた。

『長びく不況とこれに伴なう雇用不安等の諸問題を抱えつつも，景気の動向はやや明るさを取り戻し，安定成長を指向するかに見える中での経営は尚厳しいものがあるとの判断に立ち，又諸先輩が今日まで営々として築いてきた業績を創立20周年を迎えて更に発展躍進させるため三本の経営方針を樹立した。その第一は「営業活動の活発化と収益の増大」であり，第二としては「技術力の向上（例えば溶接技術の向上）と工事体制の整備」，又第三として「安全作業の励行と明るい職場づくり」である。これらの経営方針を生かすためには全従業員が愛社精神に徹し，各部門はそれぞれの持場で創意工夫に基づく，受注の拡大を図ると共に技術の研鑽を図って，経営の合理化並びに生産性の向上に努めて新分野への対応を図ることが当社創立以来の実績に加えて，更に大きな信頼を築き上げる天与の好機であることを銘記し，このためには全従業員1人1人の活力を綜合的に集約する体制の整備を図り，青年期の活気溢れる躍進の門出の年にすることを念願する。』

最後に20年の歴史から学びとったわれわれの決意を表明すれば，不確実，不透明とも呼ばれる現代に於ける高度成長の落し子である大きな歪のため，人間の主体性が失われがちである現在，各個人の力の総合調和が得られてこそ会社の機能は十分に発揮され，今後大きく発展して行くであろう。又近年企業の社会的責任が問われているが，企業の一員である各個人がそれぞれの職域で持てる力を十分に発揮すると共に社会的責任をわきまえて行動するのであれば，これにより会社が適正な利潤を得ることは何等批判されるべきものではない。直接に社会に貢献すると共にわれわれの福祉の向上に還元されるものである。これらの使命を果すため現在抱えている課題を解決しつつ，発想の転換を図って新時代の変化に柔軟に対応し，新しい開発の主体となるべく決意を新たにするものである。60年代を望んで力強く翔ばたく昭和54年2月2日の門出に際し先人の偉業を偲びつつ，明るい輝かしい将来に期待をこめて20周年記念行事計画を最後にこの章を終る。

会社創立20周年記念行事について

会社は昭和34年2月1日創立以来昭和54年2月1日を以って創立20周年を迎えるにあたり往時を振り返えり，更に将来への飛躍発展を期するため記念行事を実施することとしたがその実施期間が昭和53年度及び昭和54年度に亘るため，行事の概要と概算予算額を昭和53年3月22日に決定し，各行事の実施計画は各担当課に於て作成実施することとした。同年10月20日に至り上述の記念行事の内容が次の様に決定を見て，それぞれ該当日に計画に従って実施されることとなった。

1. 物故役員，社員の慰霊行事　　（担当　安全衛生課）

(1) 昭和44年２月１日以降，昭和54年１月31日に至る間の在職中に死去したもの及び上記期間の停年退職者で停年後死去した役員並びに社員の慰霊を行う。

(2) 慰霊の方法は，本社で仏式により記念式典前日の１月31日午前11時より仙台市北山曹洞宗禅寺輪王寺に於て，在仙の遺族並びに社長以下会社役員，部長，組合委員長及び関係者参列の上執り行うと共に，遺族には記念品を贈呈する。

2. 記念日（昭和54年２月１日）当日の式典行事　　（担当　総務課）

(1) 本社（於仙台市歯科医師会館）及び各業務機関ごとに当日10時から行うものとし，参列者として社内関係者は役員，社員，常勤嘱託，出向者，常用員とし，又社外関係招待者は退任役員，退職社員，協力業者の代表者及び労組代表者として式典後小宴を行う。尚各所に於ては本社に準ずることとして社長挨拶は各支社長及び各所長が代読する。

(2) 永年勤続従業員の表彰

創立20周年を迎えるにあたり永年にわたり社業の発展に尽した従業員を表彰するものとし，当日被表彰者に対して表彰状の交付と記念品の贈呈を行う。

3. 記念品の配布　　（担当　総務課）

創立20周年を記念してふとん乾燥機を贈ることとし，対象者は原則として昭和54年２月１日在籍の役員，非常勤嘱託及び社員，嘱託，常用員とした。

4. 「創立20周年史」の発行　　（担当　企画課）

(1) 将来の発展への足固めのため，社内向けに創立20周年史を編さん発刊する。

(2) 編さん方法

a　早急に編さんに着手し，昭和54年12月末までに完成する。

b　各部門で資料の整備に努めるほか，資料の収集，整理並びに社史の原稿執筆のため，社内事情に明るい適任者を停年退職者の中から選び，編さん期間中発刊業務に専任させる。

5. 創立20周年記念全社美術展　　（担当　労務課）

(1) 開催時期　　昭和54年下期中

(2) 開催場所　　仙台市

(3) 期　　間　　概ね３日間

(4) 作品の種目　　絵画・彫刻・書道及び写真の４種目

(5) 応募対象者　　社員，嘱託，出向者，常用員，特別臨時員並びにその家族とし，優秀な作品はこれを展示する。

6. リクレーション行事の実施　　（担当　労務課）

昭和54年度中に各業務機関ごとに家族を含めた全従業員の参加のもとに，運動会或は家族慰安会等のリクレーション行事を行う。

第６章　将来への展望
（昭和60年代への翔たき）
（昭和54年～昭和60年）

第１節　はじめに

いま昭和60年代を指呼の間にして東北地方の大きな飛躍の道が拓かれて，東北地方が日本列島の新しい開発の主役として重要な役割と責任を担うべきときが間近かに迫っている。これまで東北は産業構造の高度化を目指した工業の導入や，わが国の食糧供給基地としての農村漁村の振興を基本方向として開発が進められ発展を続けてきた。現在は東北，上越両新幹線や高速自動車道の建設を軸とした交通ネットワークの整備が進められると共に，太平洋ベルト地帯に過度に集中している工業の分散を図る受け皿として，石油精製，石油化学，火力発電などの配置を含む石油コンビナート基地である「むつ小川原開発」（総面積5,280ヘクタール，工業用地2,800ヘクタール）及びこれに次ぐ日本海沿岸の大工業基地としての「秋田湾開発」（総面積2,600ヘクタール，工業用地1,960ヘクタール）も製鉄と機械工業に夢を託して，エンジン始動への構えをみせている。一方東北電力(株)がその建設を計画している宮城県の女川原子力(発)も懸案の補償交渉も大方の妥結をみて，その着工時期を目睫の間にするに至り東北地方は新たな時代を迎えようとしている。昭和60年代に向って増大する人口と限りある国土との安定的な均衡を図りつつ，１億1,000余万人の人口の定住構想を実現するためには広大な開発適地，豊富な水資源，豊かな労働力などの国土資源に恵まれ，且つ人口収容量に大きなゆとりのある東北地方は北海道地方と共に「三全総」により，その開発は着々とその具体化をみつつある。

東北地方は豊かな資源をもっている。青森から新潟に至る東北７県は総面積７万9,500km²に及びこのうち可住地域は２万3,000km²であり，年間の水資源賦存量は946億m³と何れも全国総量の20％前後を占めている。一方これに対して東北７県の総人口は1,162万5,000人（昭和50年国勢調査）に過ぎず，日本の全人口の10％にようやく到達した所である。資源と人口との関係からみれば，東北地方は北海道と並んで日本列島に残された数少ない未開拓地であると国土庁は指摘している。

東北の豊かさは自然資源だけに限らない。視点をかえれば土の香を十分に含んだ伝統的な郷土芸能があり，又短い東北の夏を思う存分満喫するかのように燃えあがる郷土色豊かな祭もある。都市には未だに江戸時代からの古い町並が保存されている所もあり，一方農村には，いくつもの世代を受け継いで連綿として伝えられてきた諸行事や工芸品が残っている。又今も仙台をはじめとして数多くの都市の街角には朝市が立ち並び，農村の人々が土の香りを携えてやってくる。こ

のように都市と農村とは互いに共存しつつ深く結びついている。東北の風土が育てたこれらの固有の文化は日本の文化に新しい息吹きを吹き込む可能性を十分に秘めているものと言えよう。ちなみに「三全総」が描く東北の姿は次の通りである。

三全総における東北の姿

	単位	実数						対全国比％		
		全国			東北					
		50年	60年	65年	50年	60年	65年	50年	60年	65年
人口	万人	11,194	12,375	12,827	1,163	1,281	1,356	10.4	10.4	10.6
労働力供給	万人	5,439	5,859	6,107	589	642	672	10.8	11.0	11.0
所得額	兆円	(s49) 128.2	238.3	293.7	(79) 10.5	(89) 21.6	(92) 27.7	8.2	9.1	9.4
工業出荷額	兆円	127.5	250	320	7.0	19.8	28.6	5.5	7.9	8.9
工業用地	千ha	150	215	240	14	25	29	9.3	11.6	12.1
工業用水	万m³/日	4,730	7,000	8,100	490	770	980	10.4	11.0	12.1

（注） 所得額の欄の（ ）は1人当たりの所得格差（全国＝100）

以上のように「三全総」は東北の人口を昭和60年には1,281万人，昭和65年には1,356万人と想定している。広々とした東北の大地に展開が期待される活力溢れた生産と生活の場，人々はそこで伸びやかに大自然を満喫しながら語り合い，伝統を継承した新しい文化を創造する。昭和60年代に向うこれからの5～10年間は東北がその可能性を十分に発揮して，新しい郷土づくりのため調和のある開発を進めて，日本列島の新しい主役となるための基礎を培い，期待に胸をふくらませて，碧空へ向って大きく翔ばたく時期でもある。

第2節　経済情勢の予測

民間の経済調査機関である「国民経済研究会」が発表した昭和54年度の経済予測（1月18日）によれば，昭和54年度の日本経済は民間設備投資の回復など内需の好調に支えられて景気の回復が続き，年度間の経済成長率は名目で8.9％，実質で5.5％に達するものと堅調な景気回復を予測している。この調査は原油価格の上昇を7％として纏めてあるが，ＯＰＥＣの決定通り14.5％値上げされたとしても，基本的項目については大きな変化はないものと同予測は説明している。かくの如く景気のパターンが輸出主導型から内需依存型に転換しているなかで，減量経営によって強化された企業体質が昭和54年度景気の支えになるとして，日本経済の質的変化の面を促えて強調している。然し「野村総合研究所」の予測（1月15日）によれば昭和54年度も回復過程は辿るが，これまでの回復の原動力だった減量経営に限界が見え始めたため，さらに収益を改善するにはこれまでの減量経営を見直し，(1)中高年雇用者の積極的活用，(2)省力化を目指した設備投資，(3)余裕資力を使った財務運用の一層の積極化などの対策が必要になるとみている。

一方首相の諮問機関である「経済審議会」は昭和54年1月24日「新経済社会7ヶ年計画」（計画期間昭和54年度～昭和60年度）の基本構想を纏めた。この計画は昭和60年代に向けて日本経済及び社会が進むべき道を示すもので，その内容としては，(1)完全雇用の達成と物価の安定，(2)国民生活の安定，(3)国際経済社会発展への協調と貢献，(4)経済的安定の確保，(5)財政の再建という五つの目標を実現して，「ゆとりと生き甲斐のある社会」を作るとしている。計画期間中の経済成長率は年度平均「6％」を目指し，雇用の安定では世帯主の雇用確保を中心に完全失業率を1.7％程度（昭和53年11月現在は2.3％）に抑え，消費者物価の上昇率を計画期間年度平均5％程度とするという目標を掲げている。一方では公共投資の累計額を昭和53年度価格で約240兆円を設定するほか，財政再建を計画の目標の一つとして取り上げ，懸案になっている一般消費税を昭和55年度中に導入（予定）すること等によって，国民所得に対する租税負担率を昭和60年度には現在（19.6％）より7％弱高めて26.5％にするという増税路線を明確に示している。ほかに高福祉高負担の原則を踏まえて社会保障負担を現在の9％から11％程度まで引き上げるとしている。また対外経済面では経済協力，資本輸出の拡大を通じて，基礎収支（経常収支と長期資本収支を合わせたもの）で国際収支を均衡させることを指向している。

尚新経済社会7ヶ年計画の経済指標（昭和60年度）の日本経済の輪郭は次のとおりである。

新経済社会7ヶ年計画の枠組み

種別＼年度	昭和53年度 実績見込み	昭和60年度 予測値	昭和54～昭和60年度 平均伸び率
国民総生産（昭和53年度価格）	211.8兆円	315兆円程度	6％弱
国民総生産（時価）	〃	420兆円程度	10％強
公共投資累積額	—	おおむね240兆円	—
社会保障移転（対国民所得比）	12.3％	14.5％程度	—
社会保障負担	9.0％	11％程度	—
租税負担率	19.6％	26.5％程度	—
消費者物価上昇率	4.0％	—	5％程度
国際収支			
基礎収支	0.3兆円の赤字	基礎収支均衡	—
経常収支	3.5兆円の黒字	1.4兆円の黒字	—
失業率	2.3％	1.7％程度	—

（注） 1．実績は昭和53年度基準価格の実績値による
2．公共投資累積額は昭和54～昭和60年度の累積で用地費を含む昭和53年度価格
3．社会保障移転（政府から家計に移転される所得），社会保障負担（国民が支払う社会保険料）

以上の新経済社会7ヶ年計画は現在の政府計画である「昭和50年代前期経済計画（三木内閣策定）（計画期間昭和51年度～昭和55年度）」が急激な円高，更には財政面の赤字の拡大等の影響で経済の実情にそぐわなくなったため，今後の日本経済の新たな指針として作成するもので，今回

の基本構想は経済審議会と経済企画庁との合同の検討結果を纏めたいわば中間報告的なものであり，経済審議会はこの基本構想をもとにさらに作業を進め，昭和54年５月には正式に決定される予定である。しかし正式に決定される計画がこの基本構想に対して，内容，計数等が大きく変更されることはないとみられ，この構想に示された軌道によって今後７年間「均衡成長」を目指して日本経済が運営されてゆくことになる。

基本構想では現行の「昭和50年代前期経済計画」と現実との間に大きな相違が生じたことについて，「内外環境条件の変化が大方の予想をはるかに越えて厳しく，その適応が困難をきわめたから」と述べると共に，新計画を必要とする基本的背景として，(1)国際経済社会での日本の役割が高まっている，(2)石油危機後の世界並びに日本経済の停滞と中長期の構造変化が重なって，経済不均衡が生じているとし，更に(3)として国民の意識などの社会的要因が変化してきたことなどを挙げると共に，わが国が新しい安定成長軌道へとスムーズに移行するためには，民間経済の活力ある展開を図ることが基本的課題であると強調している。従って基本構想はまず新計画のねらいとして，経済面では「昭和50年代前期経済計画」の考え方を継承して日本経済を「安定的な成長軌道」に乗せること，又国民生活の面では「質的に充実した国民生活」を実現することの二つを挙げている。次にこの基本的指向を実現するため(1)経済各部門の不均衡の是正，(2)産業構造の転換，(3)新しい日本型福祉社会の実現を「経済運営の基本方向」として示している。このうち経済の不均衡の是正では昭和54年度～60年度の計画期間前半には内需の拡大によって，適正な経済成長率を確保すると共に雇用の改善と対外不均衡の是正（国際収支の黒字幅の縮少による）という当面の大きな緊急課題の解決を図り，その結果として計画期間の後半の昭和57年度～60年度には民間設備投資も回復し，これが起因となって完全雇用の夢が実現に一歩近づくものとしている。国際収支面でも経常収支の面では未だ黒字ではあるものの，基礎収支の段階での収支の均衡が維持出来るとのバラ色の展望を示すと共に，前述の如く期間中の成長率も前半はやや高めの成長を遂げて後半には「安定成長路線」に軟着陸する姿を描いている。

第３節　東北開発新たなる始動を迎える

東北開発への道に力強い道標を与えた「三全総」（昭和52年11月４日閣議決定）に続いて，東北開発の今後10年間の指針としての新しい「東北開発促進計画」が間もなくうぶ声を挙げようとしている。すなわち国土庁による策定は昭和53年９月初秋の訪れと共に，その作業は本格化し計画案文の細部にわたる検討を開始して，年内には試案ともいうべきものの作業の一応の完了をみた。東北経済連合会としては試案の策定を俟って，東北地方の意見並びに希望を反映させるため部会に於て審議を進めると共に，一方各県の企画部長クラスによって構成される自治協議会に於ても意見を交換し集約した意見を東北経済連合会が国土庁に提出した。２月以降国土庁に於ける各省庁との調整が終るのを俟って，東北審議会として審議，了承，計画の答申等の経緯を経て，

年度末（昭和54年３月）までには閣議の決定をみることとなっている。尚戦後「東北開発促進計画」が策定されるのは今回が３回目であるが，前回の策定は昭和39年２月でその計画期間（昭和38年度～昭和45年度）が過ぎた時点から数えても８年以上のブランクが続いている。

今回の新しい「東北開発促進計画」は国土庁東北開発室が中心となって，既に４年越しの策定作業を続けてきた。その手法としては東北開発審議会基本問題調査部会での検討の結果を土台として，これに東北各県及び東北経済連合会からの意見或は提言を反映させつつ，計画の骨子を構成するという方法によっている。内容面では「三全総」が最も期待する定住構想を東北の地方で如何に具体化してゆくかが最大の焦点となっている。そのための計画課題として国土庁の基本問題調査部会では

1. 地域開発の積極的推進
2. 情報化社会への対応
3. 自然の保全と活用
4. 食糧生産の高度化
5. 工業の立地と雇用の促進
6. 流通機構の改善
7. 開発プロジェクトの選択的推進
8. 地域内の格差の解消

の８項目を掲げ，さらに基本的な課題として「人材確保」の重要性を強調している。

尚上述の「東北開発促進計画」の策定について若林東北経済連合会会長は『現在策定が進められている「東北開発促進計画」は昭和39年以来10数年ぶりに作成されるもので，この間の社会，経済環境の変化を捉えて今後10年間にわたる東北開発の新しい指針を示すものとしてその意義は極めて大きい。それだけにこの計画は「三全総」の定住構想の理念を踏まえながら，東北の実態を理解した上での地域計画でなければならない。東北経済連合会が昭和53年８月に発表した「今後の東北開発に関する基本的見解」に於て工業開発の自立的，一体的発展を図るとしたのは，このような見地に立ってのものである。いずれにしても「東北開発促進計画」の策定に当っては東北各県及び経済界などの地域の意向を十分汲み取り，国家的要請と共に地域の要望にも十分応え得る計画の策定を望む』と述べている。

第４節　ふるさとを見つめて昭和60年代へ接近する東北電力

広大な開発適地，豊富な水資源，豊かな労働力などの資源に恵まれている東北はわが国全体の中で，特に新たな発展の可能性をもつ地域として大いに期待されている。東北電力(株)としてはこうした期待を現実のものとするためには，東北に住むわれわれ自身も創造性を発揮して主体的

に開発を進める必要性があると強調している。東北電力(株)は只見川に於ける数多くの水力(発)の開発，更には八戸，仙台，新潟，秋田，酒田の各地区の火力(発)の建設とこれまで一貫して東北開発の原動力となる電気の安定供給に努力を続けてきた。今後とも豊かな東北を築き，更にこれを支えてゆくためには，エネルギーの確保は必要欠くべからざるものである。このエネルギーのなかでも特に安全性が高く且つ使用に便宜な電気は，われわれの生活レベルの向上及び産業活動の活発化，更には既に始動を開始した「三全総」或は近く発足する「東北開発促進計画」の具体的実施により，需要は更に増加の傾向を続け10年先の昭和65年には現在の約２倍になるものと想定されている。これに対して発電所の建設は計画してから運転を開始するまでには，水力(発)で短いもので５年，長いものでは10年，又火力(発)で８年，原子力(発)では10年以上という長い年月を必要とするので，５年先更には10年先を見越していますぐからその準備が必要であると強調している。

一方わが国にはエネルギー資源が少ないために，あらゆる資源を有効に使用する必要に迫まられている。このために東北電力(株)は発電所の建設にあたっては，重油を燃料とする火力(発)のほか脱石油を目指しての水力(発)の再開発（今後10年間で新たに80万kW）及びクリーンエネルギーとして注目を浴びつつある地熱(発)の開発，又火力(発)の燃料としてＬＮＧ（液体天然ガス）の導入及び脱石油化としてその価値が見直され俄かに脚光を浴びてきた石炭専焼火力(発)，更には原子力(発)の開発を積極的に進めている。就中僅少な燃料で多くのエネルギーを利用出来る原子力(発)はすでに世界各国で又わが国でも開発実用化され，昭和53年11月には稼働中の原子力(発)の最大出力は1,150万kWに達し，大きな期待のもとに今後その導入が急がれている。

東北電力(株)では現在宮城県で近く着工をみようとしている女川地点をはじめとして，福島県の浪江，小高地点，新潟県の巻地点，更には青森県の下北地点でそれぞれ原子力(発)の開発を推進中である。尚昭和53年１月20日通産省並びに資源エネルギー庁により，「イランの政情不安の長期化により石油依存の軽減が国際的にも強く求められていることなどに対応して，(1)石油火力(発)の新増設は昭和60年度運転開始以降分を原則として禁止する，(2)既存の石油火力(発)について順次石炭火力(発)など他の電源に切り替える」などの方針が固められた。これは国際エネルギー機関（ＩＥＡ）がこのほど日本を含む加盟19ケ国に対し，石油専焼火力(発)の新設禁止を提案してきたもので加盟国の輸入石油へのエネルギー依存度を極力減少させることをねらいとしたものである。この提案はＩＥＡが先に出した代替エネルギーとして石炭利用を拡大する提案と相関関係にあるもので，昭和54年６月に予定される先進国首脳会議（東京サミット：summit：首脳会談）直前の３～４月頃のＩＥＡ会議でこれらの提案が正式に決定されるという見通しによるもので，これらの情勢の急変は代替エネルギーに恵まれないわが国として，更には東北電力(株)としても厳しい対応を迫られることになることが予想される。

更に政府は１月22日省エネルギー，省資源対策推進会議に於て，イランの政情不安で石油の安定供給が懸念されることから，(1)マイカーの自粛，(2)産業界の石油，電力の消費節約，(3)官公

庁の暖房，乗用車，電灯，エレベーターの使用制限などを柱とする国民的な節約運動を進めることを決定した。政府がこうした措置を決めたのは，イランの原油生産の削減で国際的な石油供給の先行きに「かげり」が出てきたとの判断に基づくもので，昭和48年の石油危機以来のものである。従ってこのような措置が長期的に持続されれば，東北電力(株)の需要の動向に一抹の不安の材料となることが予想される。尚これらの情勢を予想したかの如く通産相の諮問機関である「総合エネルギー調査会」は昭和53年10月24日，原子力部会に於てわが国の原子力開発の基本方針とその具体策について次の報告を纏めた。同報告は資源に乏しいわが国として原子力は石油代替エネルギーのうち最も有望であるとの立場をとり，官民を挙げてその開発に取り組む必要があると強調し具体的には，(1)原子力発電の推進と安全性の確保，(2)核燃料サイクルの確立，(3)高速増殖炉などの新型炉の開発，導入，(4)原子力機器産業の基盤の強化及び原子力研究開発の推進対策を進めるべきだと強調すると共に，わが国が必要とする原子力発電の規模は昭和60年度で3,300万kW，昭和65年度には6,000万kWに達すると想定している。

（注）高速増殖炉とは軽水炉や新型転換炉のような熱中性子炉と異なり，高速中性子による核分裂反応を利用する原子炉で，プルトニウム239が燃料で燃料及び炉心の周囲に天然ウランを配置して，核分裂を起さないウラン238を核分裂性のプルトニウムに効率的に変えることが可能で使用した燃料以上にプルトニウムが生成されるため，将来の原子力発電の主流になると期待されている。尚高速増殖炉の開発は実験炉，原型炉，実証炉という段階を経て実用炉へと進んでゆくが，わが国では実験炉「常陽」（総出力５万kW）が既に昭和52年４月24日臨界に達し茨城県大洗町に完成している。尚21世紀の原子力発電の主役とされる高速増殖炉（ＦＢＲ）を開発するため，「動燃」では昭和54年度より出力30万kWのわが国初の原型炉「もんじゅ」を福井県敦賀市に着工することとなり，高速増殖炉時代に向って具体的に動き出すことになった。

一方東北電力(株)に於てもかねてから進めていた石炭火力(発)の排煙対策について，東京電力(株)，常磐共同火力(株)と共同で脱石油化が進展するなかで見直されている石炭火力(発)の排煙対策の総合システムを開発することになり，昭和54年４月からパイロットプラントによる実証試験に入ることになった。特に東北電力(株)の場合は昭和55年度内着工を予定した石炭専焼火力(発)（能代地点）の導入を計画しており，今回の研究開発の成果が期待されている。

現時点でわれわれが次の世代へ残してゆかなければならないものは，数多くある自然を維持し，豊かな文化を育みつつ，調和ある社会の建設を指向し実現することである。そしてこれらを支えるものはエネルギーである。東北電力(株)は現在或は将来に向っても当面するであろうところの厳しいエネルギー情勢のなかで，電気の安定供給確保という社会的使命を果しつつ，又東北開発の先導者として東北開発に先見的に取り組む使命がある。従って「豊かな東北（ふるさと）」づくりに向って積極的に参画し，それを昭和60年代につないでゆくことが大きな使命であるとして，豊かな東北づくりの毎日の暮しに欠かせないエネルギーとしての電気の安定供給のた

めの努力を続けている。尚若林東北電力(株)社長は昭和54年度の年頭の辞に於て，不況に明け暮れた昭和53年を回顧すると共に，昭和54年度の経営施策として，(1)総合効率の徹底追求，(2)供給対策の先見的推進，(3)社会対応の積極的展開，(4)創造力総合力の高揚の４つの柱を掲げると共に，施策にあたっては将来を見つめ足もとを固めつつ創造力を発揮していくため，「未来への創造」を掲げて従業員の協力を要請した。

第５節　昭和60年代への当社の対応

昭和50年代に入り，仙台車輛工場，八戸支社，東新潟支社，新潟支社，勿来事業所，秋田支社（増築），酒田支社，両津分室の新社屋が次々とその竣工をみて，各現業機関の様相は一変するに至った。又財産形成制度の導入をはじめとして，数々の従業員福祉の改善措置が図られ，更に従業員の待遇改善が次々に実施せられるに至ったことは夢想だにされなかったことであった。又従来未整備であった諸規程，並びに諸制度の制定，整備も着々と進捗すると共に，同じく不十分であった会社の中枢機関である管理部門の充実が図られる他，上述の現業機関の拡充増設に伴って従業員も昭和54年１月31日現在では1,094名に達し，会社の規模もその面目を一新するに至った。

又将来は昭和38年８月に建設された仙台支社の社屋及び昭和49年３月発足以来協力業者の負担によって各個々に不統一の形で建設されていた新仙台支社のこれらの控室も，近くその着工をみてその装いも新たにその姿を現わすことであろう。更には大正２年５月建造の旧所長社宅を事務所とする高田(事)の社屋も近くその敷地の決定をみて着工の運びとなるものと期待されている。尚山形，盛岡，いわき，会津の各事業所については未確定要素が多く，種々の条件整備を必要とするのでこれらの解決を俟って，それぞれ着工への緒につくものと予想される。かくの如く昭和60年代を指向して会社の機能的，物理的内部体制は着々と整備されつつあり，発展，躍進の基盤は益々強化されつつある。

一方会社をめぐる経済及びエネルギー等諸般の情勢は前述の東北電力(株)の項にある如く，刻々と流動しつつあるが会社は昭和54年度の経営方針として，(1)営業活動の活発化と収益の増大，(2)技術力の向上と工事体制の整備，(3)安全作業の励行と明るい職場づくりの３本の柱を決定した。会社が工事会社であり，尚且つ終局的には収益の確保を目指す商法上の株式会社である以上，企業会計の原則である「入るを計って，出ずるを制す」に則り，これらの経営方針は若干の表現の差こそあれ，至近年度に於てその内容が大きく変更されることはないものと予想されるが，東北電力(株)の動きに対応して数多くの経営上の対処を迫られることとなろう。

Ⅰ　水　力　部　門

既に述べた如く，東北電力(株)では至近年度の水力(発)の開発地点として，新大川(発)（福島県），浅瀬石川(発)（青森県），第二沼沢(発)（福島県），漆沢(発)（宮城県），鳥海川第三(発)

(秋田県)等を挙げ既に一部着工したものもある。水力部門の受注工事は従来，東北電力(株)及び県営を含めて各水力(発)の機器特別点検，自動化工事などの長期間工事の他，機器保守及び補修工事，特別点検，定期点検，各種測定試験などの短期工事が付加されるというパターンの繰り返しであった。昭和53年６月完成した両津火力(発)７号機増設工事に関して，7,500kWディゼル機関と9,000kVA発電機及び電気設備の据付工事の他補機，配管，保温の各工事を含めた一括受注並びに施工は当社水力部門としては嚆矢のことである。更には建設省が最上川治水計画の一環として，山形県飯豊町高峯地内に築造中の白川ダム（ロックフィル型）の貯水を利用する山形県企業局の白川(発)（8.900kW）の水車，発電機，配電盤，開閉装置の据付を昭和53年９月末受注したが，当社に於ける水力(発)の水車発電機並びに配電盤開閉装置の一式据付工事は，会社創立２年後の去る昭和36年４月東北電力(株)大所川第一(発)の機器据付を東芝電設(株)より受注以降久しくその機会に恵まれず，今回の一式受注は実に17年振りのことである。

従って水力部門としてはこれを飛躍台として，これらの貴重な経験を生かすと共に水力(発)の建設関連の技術の研鑽，向上に努め施工能率の向上により原価の低減を図る等の措置を講じて，競争力を強化して前述の東北電力(株)の至近年度の計画地点についての建設部門の受注に最大の努力を傾注する必要があろう。同社が厳しい石油情勢に鑑みて打ち出した脱石油を指向する水力開発計画，すなわち昭和53年度から向う10年間に80万kWの水力開発の計画の一翼を担うという強い決意をもって，水力部門全員がこのために献身の努力を傾注すると共に，一方水火力部門の相互協力と協力業者の強化育成を図って，水力部門の前途に新たなる道を開拓してゆくことになろう。

ちなみに東北電力(株)至近年度に於ける電源開発計画は次の通りである。

至近年度における電源開発計画（昭和53年４月作成）

設備別	地点名	出力(MW)	着手	着工	運開
水力	新大川	21	49 — 2	53 — 10	58 — 7
	浅瀬石川	17.1	51 — 3	54 — 4	59 — 12
	第二沼沢	230×2	51 — 12	52 — 8	55 — 10 55 — 12
	漆沢	3	52 — 12	53 — 4	54 — 12
	鳥海川第三	20.3	52 — 12	53 — 4	55 — 11
	H_1	22.1	54 — 10	55 — 6	57 — 12
火力	葛根田地熱	50	50 — 3	51 — 3	53 — 5
	秋田４号	600	51 — 7	51 — 10	54 — 12
	両津７号	7.5	51 — 7	52 — 6	53 — 6
	粟島４号	0.15	51 — 7	52 — 6	53 — 6
	東新潟２号	600	53 — 3	53 — 11	56 — 8
	飛島６号	0.20	53 — 10	54 — 6	55 — 6
	A	1,000	54 — 6	57 — 3	60 — 3
	D_1	7.5	54 — 10	55 — 6	56 — 6
原子力	女川	524	45 — 5	53 — 12	58 — 3
	巻	825	54 — 3	56 — 12	61 — 3
	浪江・小高	825	54 — 10	58 — 3	62 — 6

Ⅱ 火 力 部 門

既に述べた如く東北電力(株)に於ては黎明期を迎えた原子力時代に対応して，近く着工をみるであろう女川原子力(発)（宮城県）の他，巻地点（新潟県），浪江，小高地点（福島県），更には下北地点（青森県）に於ける原子力(発)の建設について推進する姿勢を明らかにしている。一方エネルギーの多様化に対処するため将来火力(発)のクリーンエネルギーとなるＬＮＧの導入を決定して，既述の如く日本海ＬＮＧ(株)を設立した。又前項でも述べたイランの政情不安に起因する石油事情の悪化に伴い，昭和60年度以降に運転開始する石油火力(発)の建設禁止と，既設石油火力の石炭火力(発)への転換などの方針が通産省並びに資源エネルギー庁によって固められ，至近年度に於てこれが実施を迫られることとなろう。このような東北電力(株)をめぐる諸情勢に対処し火力部門としてはまず，第一には原子力開発に対する対策を進めなければならない。従って原子力(発)の建設段階から積極的に参加すると共に運転開始後のメンテナンスについても，これが主役の座を確保するためには専門技術の研修習得を図り，併せて放射線関係の教育を推進して有資格者の育成を図らなければならない。又益々増大が予想される工事量の拡大に対処するためには技術力の向上を図り，特にスペシャリストを養成すると共に，多能者を育成し併せて施工能率の向上に努め，工数の減少並びに資材の効率的使用等により原価の低減を図り，更には重機械を軸とする工事用機動力の増強に努めて，尚一層対外競争力の強化に努める必要がある。又会社としても今後の原子力地点更には火力地点に対応して，現業機関の設置並びに教育を考慮しての先行的な要員の拡充を進めてゆく必要がある。

Ⅲ 開 発 部 門

前述のように今後通産省並びに資源エネルギー庁によって固められた方針に従って，石炭火力(発)への移行措置により新たなる業務に対処することとなる。すなわち石炭専焼火力(発)の運転に伴って公害防止の一環として排煙脱硫，脱硝設備〔電源開発(株)磯子火力(発)で運転中〕の設置が義務づけられることが予想され，将来これらの運転保守並びに作業に携わることになれば，現在の排脱の運転技術に更に新しく付加される業務についての技術の習得を図る必要があろう。又当然のことながら，石炭火力(発)の運転はフライアッシュの増産となって現われ，そのためフライアッシュ関係個所の充実，更には販路の拡大等を含めての対応を迫られることとなろう。

更に昭和60年前に運転開始する予定の女川原子力(発)，或はこれに続く他の地点の運転開始をみるようになれば，放射性廃棄物の処理についてもこれに対処するため，取扱法規の研究，或はこれらに関する教育の実施，更には資格の取得等を推進する必要が生ずるであろう。尚現在排脱関係業務に従事している従業員は20歳代の青年によってその大半が占められており，元来これらの業務はその性質上当初習熟するまでの間はある程度期間を要するが，一たん会得すれば後は定型的な業務であるので，将来は機会をみて若い世代の能力の開発のためにも他部門との交流を図ってゆく必要がある。

Ⅳ 営 業 部 門

以上述べた如く今後は未知の業務に対処せざるを得ない場合も想定されるので営業部門としては，各部門の受注業務の頂点に立って積極的に受注の拡大を図ると共に，特に火力並びに水力部門の建設関連工事の受注に重点を指向して，当分続くであろう低成長不況時代のなかで尚かつ厳しい受注競争に対処し得る営業マンに徹して，くまなく受注網を拡大し工事部門が十分に原価を吸収し得て，結果的には会社の利益の向上に結びつく受注活動を積極的に推進してゆくことが必要であろう。

第6節 む す び

東北はいま美しい自然とより豊かな住みよい「三全総」が謳う定住構想の適地としての環境作りを目指して，新しい装いを整えつつある。日一日と新しい東北に脱皮しつつある，それは昭和60年代への発展を指向しての助走のときでもある。今後会社はさらに全従業員のたゆまざる研鑽を背景に技術力の一層の高度化を図り，少数精鋭主義に徹し，前述の原子力(発)の開発に伴なう諸工事或はメンテナンス等の未踏の分野に進出する等業域の拡大，更には経営の多角化等の施策を積極的に推進し，東北電力(株)との運命共同体であるとの認識の上に立って，同電力の指向する時代の要請に応えて地域の産業発展並びに住民の福祉の増進という使命の遂行のため日夜献身的な努力を傾注して奉仕する必要がある。

一方部内ではあらゆる情勢の変化にも対応し得るよう万全の体制を樹立すると共に，逆境時には会社に籍を置くものの総てが一致団結して対処する「愛社精神」を培い，各部門の総力と英知を結集して挑戦してこそ会社の成長が望めることとなるので，会社の将来にバラ色の夢を託して限りなき発展を冀い努力すべきではなかろうか。

以上いくつかの決意と希望と疑問を投げかけて将来の展望を終えるが答は20年の歴史の中に秘められている筈である。

行雲流水

——第2編——

個別編

第1章　管　理　部　門
(未来を担う　東北の)

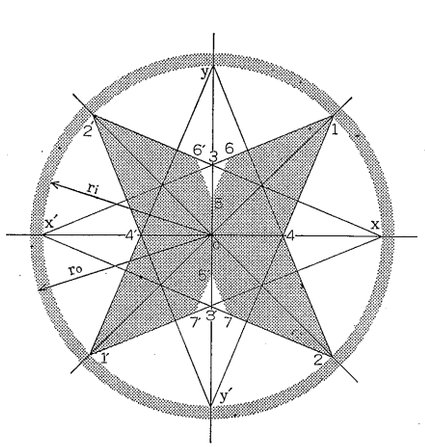
第1節　総　務　関　係

Ⅰ　社章の制定

当社創立を契機に当社々章図案を募集の結果86名173点の応募があり慎重審査の結果，昭和34年5月19日東北電力(株)八戸火力(発)松井源一の図柄が採用となった。

採用図柄は，発変電工事(株)の頭文字「H」を図案化し円で縁取ったものであり，同日当社々章として制定された。(社員徽章は黒地に金色とし，直径12㎜，厚さ1.5㎜とし全社員に配布した。)

社員は，これを胸部に佩用することにより社員としての誇りと自覚，愛社精神の涵養に役立っている。



Ⅱ　社旗の制定

当社も昭和44年2月で創立満10周年を迎えたのを契機に，同年9月9日社旗を制定した。

図柄は社章を基準とし，縦85㎝，横125㎝，の白地に外径54㎝の社章を赤色に染め抜いたものであり，各業務機関に配布した。白地に赤く目に沁みる社旗は，あたかも社運の明日を表徴するがごとく，各業務機関では当社の行事の実施に当ってこれを掲揚し，「東北発電工業」の認識を新たにすると共に，従業員の志気の高揚に役立っている。

Ⅲ　社歌の制定

当社は，創立以来昭和47年で14年目を迎え着実な業績を挙げてきたが更に社業の飛躍的発展を期するため，社歌を制定することしとた。

社歌の内容は当社事業内容を参考とし，当社の力強い業績発展と，顧客本位のサービスをモットーとした内容を織り込み，明るく親しみやすい歌詞のもので，長さは２章節（２番）という要領とし，昭和47年９月１日当社・八戸港送油(株)・東北緑化環境保全(株)の役員，従業員並びにその家族を対象に社歌の募集を行った。

その結果，応募者数38名，応募作品数55編にのぼる応募があり，社歌審査委員会にて慎重審査の結果補遺修正を加え，当社総務部平井俊信の下記作詞が入選と決った。

社　　歌
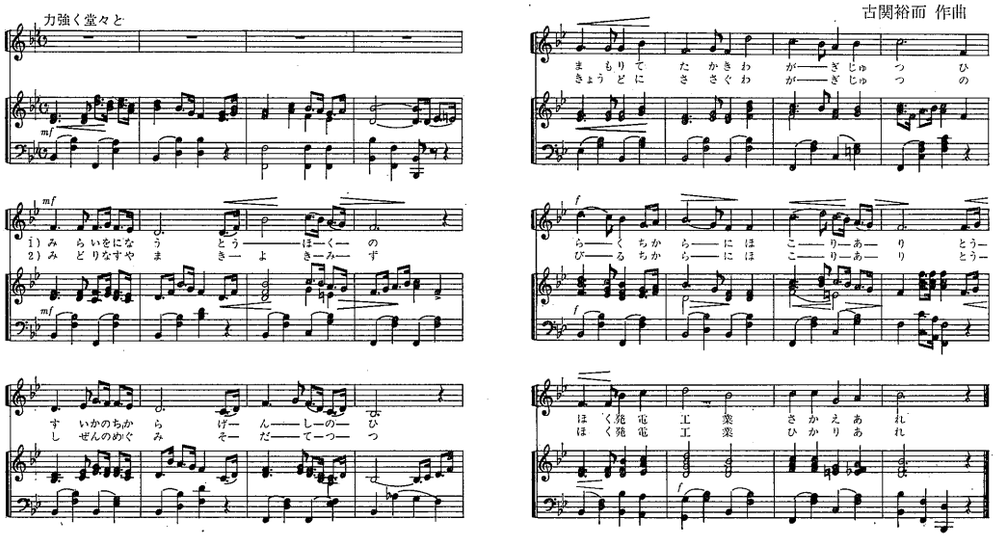
1．未来を担う　東北の
　　水火の力　原子の灯
　守りて高き　我が技術
　　拓く力に　誇りあり
　東北発電工業　栄えあれ
2．緑なす山　清き水
　　自然の恵み　育てつつ
　郷土に捧ぐ　我が技術
　　伸びる力に　誇りあり
　東北発電工業　光りあれ

上記の作詞が昭和47年12月18日社歌として制定されたのである。

作曲は東北電力(株)社歌の作曲者であり，福島県出身の古関裕而先生に依頼した所，下記のとおり力強い作曲が寄せられた。

東北発電工業株式会社　社　　歌

平井俊信　作詞
古関裕而　作曲



昭和47年制定された社歌の発表会が，昭和48年６月11日14時から作曲界の第一人者古関裕而先生を迎え，更に，関係者列席の上，本社３階会議室で華々しく開催された。

社長挨拶に続いて作詞者による社歌朗読ののち，宮城学院大学菊池先生のピアノ伴奏，当社阿部健一指揮による本社混声合唱団によるコーラスが会場一杯に響き，最後に古関裕而先生指揮により出席者全員声高らかに合唱して我が社の発展を寿ぎ15時社歌発表会の幕を閉じた。

吾々社員一同この力強い社歌を心のシンボルとして機会あるごとに声高らかに歌い，我が社のたゆみなき躍進を願っているものである。

Ⅳ　いざよい会

昭和43年10月九州電力(株)の関連会社である九州火力工事(株)〔現在西日本プラント工業(株)と改称〕と中部電力(株)の関連会社である中部火力工事(株)及び当社の３社からなる「いざよい会」が発足した。

この会は，３社それぞれ社業に共通するものを持つ反面地域特性が異るため，社業の発展を推進するにあたり，種々な問題を抱えており３社が定期的に会合し，諸問題を討議することにより解決の一助とし，又，火力工事に関する情報，資料の交換，共同研究，相互協力を図ることを目的とし，その第１回の会合が中部火力工事(株)を幹事として昭和43年10月16日開催された。

出席者は各社社長，副社長をはじめ幹部若干名で終始和やかな雰囲気の中で進められ，話題は，経営問題から，技術向上問題，労働問題，外国の補修工事の共同研究問題にまで話合いがなされ，３者懇談にふさわしい有意義な会合であった。

尚この会合で次のことが決定された。

1．会の名称は第１回会合の「16日の夜」にちなみ「いざよい会」と命名する。
2．会員は３社とする。
3．会は毎年１回開催することとし，幹事会社は各社持廻りとする。
4．会には事務，技術の専門部会を設ける。

「いざよい会」は現在まで10回の会合を重ね盛会裡に継続されている。

Ⅴ　東北発電工業協力業者互助会（定時総会は別冊資料のとおり）

昭和47年当社も創立13周年を迎え，電力関連事業として社業の進展は順調な伸びを見せ，下請業者も相当数に達した。

そこで東北発電工業協力業者互助会を発足させるべく準備委員会を結成，第１回準備委員会を昭和47年２月29日開催し，計画推進について審議検討を行い，同年４月11日東北発電工業協力業者互助会創立総会が本社３階会議室で開催された。

まず，古賀東北発電工業(株)社長の来賓挨拶があり，当社小森常務取締役が議長となり下記議案が審議可決された。

(1)　加入会員数55名
(2)　創立の経過報告

(3) 規約の決定

(4) 役員の選出

当日は会員出席24名，委任出席29名，その他準備委員８名，来賓多数で盛況裡に進められ，特に規約審議には種々熱心に質疑応答が交された。

役員選出には理事８名が選ばれ，初代会長には当社小森常務が，副会長には東方工業(株)高村仙台営業所長が就任，そのほか監事２名が選出され，新役員の紹介に満場の拍手で応え，最後に小森新会長の就任挨拶があって創立総会を終了した。

規約大綱次のとおり

(1) 目　　的

本会は会員相互の親睦及び福祉の増進を図ると共に会員，従業員の相互扶助を目的とする。

(2) 会　　員

本会の会員は会社工事を下請施工する者のうち理事会の詮衡を経て本会に加入したものとする。

(3) 会　　費

毎月の工事代金支払額の$\frac{1}{1000}$

(4) 補 助 金

会社は本会に補助金として，会費と同額を納入する。

(5) 事　　業

a．会員が所属する従業員（店主を含む）が会社工事を下請負施工して，労働災害が発生した場合，その被災従業員もしくは労災保険の受給権者（以下受給権者という）に原則として互助金を贈与する。

但し，災害の発生について被災従業員に故意又は重大な過失のあるときは審査の上減額することが出来る。

b．交通事故等第三者の行為による場合で相手方より相当額の損害賠償を受けた場合は互助金を贈与しないことがある。

c．会社が工事発注者である建設業者或はその他の業者との間に労働災害に関する特約を締結し，これが適用される場合には，互助金を減額或は贈与しないことがある。

d．事案により審査の上受給権者と異なる者に贈与することが出来る。

(6) 贈 与 額

a．死亡弔慰金

１名につき100万円

b．障害見舞金

(a) 労働不能者（障害等級１，２，３級の者）

１名につき100万円以内

(b) 労働不能者（障害等級４，５級の者）

１名につき50万円以内

(c) 休業見舞金

休業日数15日以上の場合7,000円，引き続き15日以上休業の場合は，15日毎に7,000円づつを支給し，その限度は180日とする。

Ⅵ　創立20周年記念式典

当社は昭和34年２月１日「東北発変電工事(株)」として創立以来，昭和54年２月１日をもって満20年を迎えた。この間，当社が歩んできた道は決して平坦なものではなかったが，先輩諸氏などのたゆまない努力を基盤として，今日のような隆盛をみるまでに発展した。この日，創立20周年記念式典に来賓として招待した列席者の感慨もひとしおのものがあったかと思う。記念式典は当日午前10時より，本社をはじめとして各級機関に於て同時に取り行なわれた。

本社は，宮城県歯科医師会館を会場とし，式典は定刻総務課長司会のもとで社歌斉唱に始まり，次いで社長のあいさつがあり所信の一端が述べられた。

続いて永年勤続従業員７名の表彰があり，社長より表彰状並びに記念品がそれぞれ手渡されたあと，矢沢藤一火力部次長が被表彰者を代表して謝辞をのべ，式典は滞りなく終了した。

休憩後会場を同館２階に移し，祝賀パーティーが華やかに催された。山田信一元当社副社長〔現酒田共同火力発電(株)社長〕の音頭によって乾杯が行なわれた。又宴酣のころ，当社協力業者である高村一男東方工業(株)仙台営業所長並びに当社の先輩である利部敏夫元火力部次長より丁重なる祝詞を受けた。

アトラクションとして，郷土色豊かな民謡が三味線，太鼓の音に合わせて披露され祝宴は一段と盛り上り，各テーブルとも旧交を温め，思い出話に花が咲き時の移るのも早く正午をまわった頃，藤原幸次郎元当社取締役の発声による万才三唱をもって祝宴は名残りをとどめつつ盛会裡に幕をとじた。

第２節　人事管理関係

〔生産性の向上なくして会社の発展も従業員の福祉もあり得ない」という基本的考え方のもとに，会社創立以来常に生産性の向上を指向した真摯な人事管理の努力が続けられた。

即ち，業務の性格から工事量の拡大が直ちに人員の増加をもたらしかねない状況の中で，労働条件，労働環境，能力開発などのあらゆる人事施策によって勤労意欲の向上を喚起すると共に，併せて工事部門の協力により機動化の推進，協力体制の強化，協力業者の育成などにより人員の増加を極力抑制する努力が払われてきた。

Ⅰ　会社創立当時の人員

昭和34年２月会社創立にあたり，東日本興業(株)より39名の従業員を引き継ぎ社員に採用し，

本社に６名，八戸火力出張所に33名を配置した。引き続き３月１日第２陣として28名を引き継ぎ，本社電気部門に11名，苫竹車輌整備工場に17名を配置した。かくして創立第１年目の期末（昭和34年３月31日）人員は67名に達した。

この後も東日本興業(株)よりの業務移譲に伴って社員の移籍も引き続いて行なわれたが，昭和34年９月に仙台火力作業所の開設と時を同じくして，はるばる九州火力建設工事(株)より14名の火力技術者が招聘された。このほか業務の拡大に従って中途採用も活発に行なわれ，創立２年目の昭和35年３月末人員は117名と前年のほぼ２倍に達し，急ピッチで人員の充足が進められた。

昭和36年度に至り少数ながら学卒者の定期採用が開始され要員管理も漸く緒についた感があった。しかし，採用の大部分は中途採用に頼っており，会社創立後日が浅く知名度に乏しいため求人は極めて困難なものがあった。剰え昭和36年の好況に際しては，折角採用した社員が他に好条件の職を求めて離職する現象もあらわれ，必要人員の確保は尚悩みの種であった。

Ⅱ　管理体制の整備

会社創立と同時に社員就業規則並びに特別管理職就業規則が制定され，この中で服務，賃金，退職金，旅費，福利厚生などの主要制度が明確になると共に，特別管理職の職制として支配人，副支配人が設けられたが，その他の人事管理体制の整備には若干の歳月を要した。

即ち，昭和36年６月東北発変電工事労働組合が一本化して労使交渉の窓口が開かれるに及び諸制度整備の機運が高まり，昭和37年11月には「生産協議会細目に関する協定」が締結されて生産協議会が誕生し，労使協調による経営発展の基盤がここに成立した。

この後昭和39年１月には，会社創立の当初から各級機関に於て，不安定な雇用形態の中で常傭的に業務に従事してきた職員の労働条件を明らかにし，この改善によって勤労意欲の向上を図るために「常用員就業規則」が制定され，夜警，倉庫業務補助，水路管理，清掃，賄，雑役の職種に32名の常用員が採用された。

又，一方嘱託として社員に準じ業務の運営にあたってきた60才以上の職員についても，その処遇，服務などを明らかにするため「嘱託の取扱いに関する内規」が制定されるところとなり，労働意欲の向上に大きな役割を果した。

更に，昭和40年４月には現行人事考課制度の基礎となった「勤務成績調査」が実施された。この中では調査方法を従業員に公開し，公正な考課によって人事の信頼を高めるなどの措置が講ぜられた。

かくして人事関係管理の基礎となる体制は昭和40年代初期までにほぼ確立されるに至った。

この後に於ても昭和47年９月の自己申告（私と家族の状況）制度の導入，昭和52年４月の特別管理職資格制度の変更など人事管理充実のための措置が引き続き講ぜられているが，社会情勢や労働事情の変化に対応して，更に新らしい人事管理への発展が期待されている。

Ⅲ　人員の増加

東北初の新鋭火力(発)として誕生した八戸火力(発)の新設を契機に創立された当社は，その後

相次いで新設された火力(発)の補修工事を一手に引受けたほか，公害防止のための排煙脱硫装置及び排水処理装置の運転受託や建設工事の一部受注にまでも業務を拡大し，火力・開発部門に於て著しい成長を示した。この間，水力，車輌部門に於ても着実な発展を続けた。

又，新規事業への進出も活発に行なわれ昭和42年には当社の優れた技術を広く地域社会にも提供するため「発変電設備に関する調査設計等」のコンサルタント業務を開始した。引き続き昭和45年には東北フライアッシュ(株)を合併して役員以下21名を引き継ぎ，フライアッシュの製造販売に進出し，更に昭和46年には東北電力(株)の委託により「あわび稚貝の飼育実験」に着手した。

このような事業規模の拡大によって会社創立当初の第１期末には本社のほかに八戸出張所，会津出張所，仙台車輌工場に社員を配置するのみの規模であったが，昭和53年12月末現在では本社１，支社７，事業所10，出張所１，営業所１，工場２に業務機関を拡大し，従業員は別冊資料「従業員の推移表」に見られるとおり1,000名の大台を突破するにいたった。尚，この構成は別冊資料「年令構成表」及び「勤続年数表」のとおりである。

Ⅳ　生産性の向上

前項で述べた人員増加の過程に於ても，常に能力開発をはじめとした種々の効率化の努力が続けられた。

即ち，昭和38年の機構改正にあたっては，これまでの本社に部長，主任，班長，事業所に所長，班長を置くのみの職制から，本社に部長，次長，課長，係長（後に副長に改正），班長を，本社以外の事業所には所長，次長，課長，係長（後に副長に改正），班長を置く職制に大幅な改正が行なわれ，業務の効率化と共に人材登用の道が拡大されて勤労意欲の高揚が図られた。

この頃から東北電力(株)の意向もあり，関係会社の育成と相互の能率的運営を図るために東北電力(株)社員の出向が行なわれた。これら出向者は各職域に於て，よく業務に精励し，指導的役割を果し当社の効率経営に大きく貢献した。これらの出向者は東北電力(株)退職後も特に当社に留まって活躍し，現在に至っているものである。

又，昭和42年には従業員の経営参加意欲の高揚と業務の効率化を図るために「業務改善提案規程」を制定した。この提案状況は別冊資料のとおりである。

このような経営効率化の努力を昭和44年度の長期経営計画は次のように述べている。「急増する新規火力工事，その他工事の受注消化に必要な人員の確保に努めると共に，教育，能力開発の推進，機械装備力の増強等によって労働生産性の向上を図り，大巾な人員増を避け，昭和43年度の平均従業員数の444名を昭和48年度には概ね1.6倍程度になるように計画した。これは年平均10％程度の増である。従って，労働生産性は昭和48年度には昭和43年度の1.5倍程度になり，年平均労働生産性の向上は約９％で，同種企業の労働生産性に近いものになる。」と，このようなたゆみない努力の結果，生産性は別冊資料に示すとおり目覚しい躍進を遂げた。

第3節　企　画　関　係

Ⅰ　組織の変遷

1　草創揺籃期に於ける組織

(1)　創立時の組織

昭和30年代に入って水力の経済的な開発地点の減少に伴って，水力発電原価が高騰するに反し，火力発電原価は技術の進歩による大型化と，熱効率の向上にによって低減の傾向にあった。これに加えて電力需要の常時化は益々進展し，産業の発展と社会生活向上と相俟って，昭和30年代半ばにして次第に量と共に質への要請が強まる情勢にあった。東北電力(株)としてはつとにこれらの趨勢を洞察し，豊富，低廉な電力供給のため総力を挙げて取り組み，電源開発の主体を水力から火力へと切替えていった。

このような情勢のもとで，八戸地区の負荷増大に対処するために，先に建設中であった八戸火力(発)1号機が昭和33年6月に，2号機が同年10月それぞれ営業運転の運びとなる予定となっていたなど東北にとって大容量火力(発)の夜明けを迎えたのである。

東北電力(株)としては，火力電源建設にあたって，多数の経験技術者を九州電力(株)より移籍採用するなど，積極的にその推進体制の整備充実を図ってきたが，今後の問題として，電力の安定供給を期する上からも火力(発)の円滑な維持補修体制の確立が急務と考えられていた。

以上の経緯から当社はこれらを主要業務とする関連工事会社として発足したが経験の上でも，組織的にも不十分な面は避けられなかった。従って，創立当初の第1期末は従業員数70名たらずで，組織としては，本社に事務，電気，塗装，自動車の4部門を置き，現業機関としては八戸及び会津の2出張所並びに自動車整備苦竹工場が設置された。しかしながら，当時は職務権限などの制定がなかった関係から，業務の運営は本社統轄の直接指示によるところが多かった。次いで昭和34年9月仙台火力作業所が，昭和35年12月新潟連絡所がそれぞれ設置された。

(2)　処務規程制定に伴なう組織改正

昭和36年4月「処務規程」の制定により業務執行の基本事項である職務分掌を明確にして責任体制の確立を図ると共に，業務の効率化を図るためすでに運転開始していた東北電力(株)八戸火力(発)仙台火力(発)各1，2号機並びに今後運転開始が予定されていたものとして，昭和37年に仙台火力(発)3号機及び昭和38年に新潟火力(発)1，2号機などがあり引き続き業務量の増大が予想されたことから，最初の機構改正を実施した。

本社は事務，電気，塗装の3部制とし，事務部には庶務・経理，電気部には統轄・現業の各係とした。下部機関としての八戸(出)，仙台火力(作)にはそれぞれ6係を，仙台車輌整備工場には3係を設けたほか，会津(出)及び新潟(連)を電気部直轄の支所に昇格させると共に新潟支所に工

事所を設置した。その後昭和37年10月新潟火力(作)を設置した。

昭和38年7月，人心を新たにし，従業員各人がそれぞれの分担業務に対する責任をさらに明確にすると共に，一層職務に対する自覚並びに認識の高揚を図るため，機構改正の予定であったが諸般の事情によりこれを同年9月に実施した。

この改正では，本社の事務部を総務部に改称し，労務・厚生・安全・保健業務を担当する労務係を新設した。電気部を電気工事部と改称し，工事課の下に工事係，工事所を置き，そのほか部の庶務，経理業務などを担当する業務係を別個に設置して1課3係とした。また，火力工事部を新設して，統括係を置くと共に塗装部に工務係を置いた。現業機関関係では八戸(出)及び仙台，新潟の2火力(作)を火力(出)とすると共に内部組織として事務係，電気課（2係），機械課（3係）とし，当分の間は仙台火力(出)のみに土木建築係を置いた。車輌整備工場については，工務係を廃止して新たに資材係を新設したほか，北部の車輌整備業務を受持つ八戸分工場を新設した。支所は業務係及び工事課とし，工事課の下に工事所を置いた。さらに昭和38年11月秋田支所を設置した。

(3)　業務拡大による本社を中心とした組織改正

昭和40年4月，益々増大する業務量に対応して，明確な指示命令系統により業務を円滑かつ効率的に推進するため，本社内部組織の拡充強化に主眼をおいた機構改正を実施した。

本社は総務，技術，火力工事，電気工事，工作の5部制とし，総務部には総務課，経理課，技術部には一課，二課，火力工事部には工事課，電気工事部には工務課，工事課及び駐在員事務所を，工作部は工務課，塗装課とし，各課にはそれぞれ係を置いた。また，下部機関を東北各地に広く配置し，火力(出)を仙台，八戸，新潟（各3課）に，会津，新潟，秋田の各支所には工事課を置くほか，福島，高田，青森には駐在員事務所を置いて水火力(発)の補修工事の推進に万全を期した。さらに車輌整備工場は係制を廃止して，工務，整備の2課とした。その後昭和41年11月山形(駐)を設置した。

2　飛躍に対応する組織

(1)　弾力的運営の強化

飛躍的な業績向上のなかで，受注環境に即応しつつ生産性向上に努め，昭和42年3月には福島支所を，同年5月にはいわき(駐)，7月には青森，山形の両支所並びに岩手，鶴岡の両(駐)を設置した。

当社は設立の趣旨に則り，これまで使命として完遂してきた東北電力(株)の水火力発電設備の補修，保守の事業を基盤に，塗装工事，車輌整備の業務を併せ営んできた。昭和42年5月，会社経営の基本方針として，社名と定款の営業目的を変更し，これまでの事業内容に加えて，発変電設備に関するコンサルタント業務をはじめ，東北電力(株)以外の電力設備の建設，補修にも技術を提供して地域社会への貢献に努めることとした。従って昭和43年2月この基本方針を具体化し，今後さらに業績の躍進を期すると共にこれまでの組織運用面での反省から弾力的運営を図る

ため組織機構の簡素化の方向で整備することとした。

すなわち，本社は技術，工作の２部を廃止してコンサルタント部を新設し，その下に業務課，計画設計課を，電気工事部並びに火力工事部をそれぞれ電気部，火力部と改め，火力部の下に火力課，塗装課を置き従来の総務部に加えて４部制とした。また係制を廃止して課には副長を置いた。下部機関は一部名称の変更を行い，八戸，仙台，新潟の火力(出)（３課）を火力事務所（２課）とし，支所はこれまでの青森，秋田，山形，福島，会津，新潟に加えて，岩手(駐)を支所に昇格，佐渡(出)の開設，又必要に応じ，本社直轄及び火力事務所，支所の下部機関として臨時に工事所を設置出来ることとした。さらに昭和43年４月には両津(出)の開設，昭和44年４月には秋田支所を統合して新たに秋田支社（事務課，火力工事課，水力工事課）の設置並びに西会津(出)の開設があった。

(2)　多角化経営への歩み

火力発電設備の推持保修に関する業務の漸増に加えて多角化する業務内容に対し，一元的かつ効率的に対処するため，昭和45年10月１日同じく関連会社である東北フライアッシュ(株)と対等合併し，本社にフライアッシュ部を新設した。その後今日まで着実に社業発展を図り成果を挙げてきたが営業種目の拡大と共に積極的な受注活動により増大する工事並びに業務量に的確に対応するため，昭和46年12月１日組織機構の改正を実施した。

まず本社機構強化対策として，今後の積極的な受注活動による電力外工事の獲得と新規事業の開拓，さらには対外関係を配慮して，事業範囲の拡大に伴って，フライアッシュ部に代って開発部を新設し，フライアッシュ課と火力(発)の温排水利用による水産物の養殖業務を主管する養殖課を新設配置した。また事業の実態に即して電気部を水力部と改称し，総務部に労務管理体制の充実のため労務課を新設した。

次に現業機関の統合新設と名称変更として，組織系統の統一による業務の合理化と受注業務の円滑処理のため新潟火力事務所と新潟支所を統合して新潟支社とした。又従来の電気部直轄現業部門を仙台(事)として独立させ，その性格を一層明確にすると共に火力事務所及び支所をそれぞれ事業所に改め，車輛整備工場を仙台車輛工場と改称して今後の業績伸長を期することとした。一方会社経営安定のための受注拡大は喫緊の課題であり，激変する経済環境に総力を結集し，外部に対する会社事業ＰＲの重要性並びに受注活動の拠点として客先との円滑な業務処理のため東京営業所を新設した。又，鶴岡(出)を酒田(出)と改称し，昭和47年４月には新潟共同火力(出)を，同年６月には勿来(出)をそれぞれ開設した。

３　組織の近代化

(1)　効率経営への体制づくり

当社は永年にわたって培ってきた技術力をもって東北を中心とする地域の開発とその発展に貢献しようとする経営方針の上に立って，鋭意営業種目の多様化に努め，着実な業績により経営内容の充実強化を図ってきた。しかしながら，当社をとりまくその後の経営環境の変化はすこぶる

急速なものがあった。とくに火力(発)の公害防止対策としての脱硫装置等の運転保守業務，共同火力(発)新設に伴なうコンサルタント業務，又機械装置の製作，修理などが当社に新たな業務として課せられんとする状況にあり，一方，法による安全衛生対策並びに総合的企画的な見地より業務遂行の必要性など早急に対処すべき事態を迎えるに至った。これらの急激な情勢の変化に対応して昭和48年４月１日次の組織改正を実施した。

まず，本社機構としては，総務部に経営計画，事務機械化，管理，広報関係業務などのため企画課を，又法令による安全衛生管理及び労働災害関係業務を分掌する安全衛生課を設置すると共に各級機関に従来の安全専門職に代えて安全指導員を配置，コンサルタント部に規程外機構として，特定発電所建設に伴なう設計業務等のコンサルタントとしてプロジェクト室を設けた。現行の水力部の２課を簡素合理化して水力課のみとし，開発部に脱硫課を新設した。当面は八戸支社及び新仙台事業所の２現業機関に脱硫課を設置して脱硫装置，その他公害処理装置の運転保守及び付帯業務を行なわせることとした。又，八戸及び代ヶ崎事業所を支社に昇格し，それぞれ八戸支社，仙台支社と呼称すると共に仙台車輛工場八戸分工場を八戸支社に車輛課を新設してその管轄とした。

このほか現業機関としては，新仙台火力，勿来，及び新潟共同火力の３出張所を事業所に昇格し，それぞれ新仙台，勿来，及び東新潟(事)と呼称すると共に新仙台，勿来の２事業所は仙台支社の，東新潟(事)は新潟支社の直轄下部機関とした。さらに会津(事)を他の水力主管事業所と同格に改めて本社直轄下部機関とすると共に，仙台機械工場の操業開始に伴い同工場に業務課，製作課の２課を置いて機械装置の製作，修理，据付並びに販売業務を行なわせることとした。

今回の組織機構の改正は従来になく大規模のものであり，これに伴い組織運営の基本を規程する現行処務規程を組織規程に改めると共に内容の明確化を図ったほか，関連規程類の一部改正を行った。脱硫課の設置については昭和48年10月八戸支社，新仙台(事)に，昭和50年３月秋田，新潟の２支社及び東新潟(事)にそれぞれ設置した。

(2)　新しい時代に対応の組織

国内経済は石油ショック以来，不況が長びく様相を呈し低成長時代への転換を余儀なくされた。当社をとりまく建設業界をはじめとする経営環境も益々厳しさを増し，受注競争は激しさを加えつつある。このような経済社会の急激な変化に迅速に対応して将来に於ける経営発展を図るには，今後電力工事拡大による完全施工はもとより，電力外工事についてもその受注拡大並びに定着化について全社を挙げての一層の努力が望まれた。

この情勢変化に的確に順応し，事業の発展を期するため，昭和50年８月１日組織機構の一部を改正した。本社機構としては，コンサルタント部を廃止して新たに営業部を設け，電力関係工事は一課，電力外工事は二課とそれぞれ担当する２課を置き，火力部には現行の火力，塗装の２課に水火力その他設備の調査設計並びに従来のコンサルタント業務を担当する計画設計課を加えて３課とし，プロジェクト室には，酒田共同火力(発)の建設業務を担当させた。又，新仙台，東新

潟の２事業所を昇格して新仙台支社東新潟支社とした。これよりさき昭和50年４月八戸支社の車輌課を廃止して，同支社の車輌整備業務を打ち切った。昭和51年８月，勿来(事)に事務課，工事課を置くと共に昭和50年７月に酒田共同火力(発)の建設に伴い設置してあった酒田共同火力(工)を昇格して酒田(事)とし，昭和52年３月同所に脱硫課を設けた。昭和52年８月，事業の拡大に伴って経理関係業務は益々重要性を加えつつあり，かねてから時期の問題であると考えられていた経理部を新設して，経理，資材の２課を置くと共に火力部塗装課を塗装土木課と改称した。昭和52年11月，東北電力(株)秋田火力(発)４号機の建設にあたって責任体制を明確にして，業務の円滑化を図り工事施工の万全を期するため，秋田支社の内部組織として建設部を新設し，ボイラ及びタービンの２課を置いた。

さらに酒田共同火力(発)１号機が昭和52年10月より営業運転に入り，２号機の完成も間近くなったので，これらの業務に即応して効果的な業務処理を期するため昭和53年４月業務機関の一部統廃合設置を実施した。すなわち酒田(事)を支社に昇格して，工事三課の設置などを含めて内部組織の充実強化を図ると共に，酒田(出)を廃止して酒田支社に統合し，山形(事)の内部組織を廃止して酒田支社の管轄する事業所とした。又，高田，いわきの２出張所を事業所としたほか，佐渡，両津の両出張所を統合し内部組織を置かない佐渡(事)とすると共に，西会津(出)を廃止して会津(事)に統合した。さらに，葛根田地熱(発)の運転開始に備え，同所機器の保守点検などの業務に対処するため，盛岡(事)の下部機関として葛根田(出)を新設した。尚この機会に事業所のうち内部組織を有するものを一類，持たないものを２類とし，区分することとした。

Ⅱ　目　標　管　理

当社に於ては，従業員の人間性を十分に尊重し，各人が持てる能力の可能性に挑戦すると共に，その効果的な発揮を促し，企業の意図する経営方針または完工売上目標の達成により，業績の向上を図るため昭和43年２月目標管理方式の導入がきまり調査検討段階に入った。同年９月鈴木総務部長を委員長とする「目標管理推進委員会」を発足させ積極的な推進を図った。同委員会としては，導入準備スケジュールの決定をはじめとして，スライドの使用或は「目標管理のすすめ方」「目標の作り方手引書」「成果算定の仕方」など資料の作成並びに各現業機関などに対する数次にわたる説明会の開催により積極的なＰ.Ｒに努めた。昭和44年１月社達第３号をもって，昭和44年度上期より目標管理は実施のはこびとなった。

当時の古賀社長はこの画期的な管理方式を成功させ業績のより向上に寄与するため，各部に対し，各関係機関の目標達成の指導援助を積極的に行い，従業員一人一人の自発的意欲の助長に資するよう年頭の挨拶をはじめとして，しばしば強調された。

業務は総務課が担当していたが，昭和48年４月企画課の新設に伴い企画課の所管するところになった。しかし目標管理は長い実績を誇る方式であるが，一面，当社の場合は，各現業機関の職場環境すなわち，業務量の多寡，作業環境，要員の適否などから一概に同一条件のものとして数字的な面から判断することの是非について，その改善は課題となっていた。このため昭和50年度

からは全社目標の項目ごとに定められた実施項目のなかからそれぞれの職場にあった項目を選択実施するように姿をかえていった。昭和44年度より昭和51年度まで８年間実施された方式ではあるが，昭和52年度からは新たな観点から，経営方針を基本とする全社業務計画の策定によりこれまでの目標管理方式は発展的に解消した。振り返ってみると，実施にあたっていろいろ曲折はあったが，その成果と考え方は今後も業績拡大につながるものとして，その実績は評価されるものと思う。

Ⅲ　事　務　機　械　化

１　人事労務系列の事務機械化

当社に於ける事務機械化計画は，昭和48年３月以降人事労務系列業務を対象に，昭和49年２月移行を目標に業務の現状分析を進め，昭和48年10月基本設計完了と同時に東北コンピューターサービス(株)に詳細設計並びにプログラミングの検討を依頼し，昭和49年４月から６ヶ月の試行期間を経て，同年10月，本格的に移行した。

対象業務の範囲は，社員，嘱託，常用員の

a　月例給与及び賞与等の計算

b　厚生及び互助会関係控除業務

c　所得税，源泉徴収に関連する業務

d　給与所得税の年末調整及び関連業務

e　給与月報その他人事，労務管理資料の作表

f　健康保険料及び厚生年金保険料の標準報酬月額の改訂業務

等で以上のほか昭和53年代に入って財形関係及び団体生命保険関係の導入が検討されている。

２　他部門に於ける事務機械化計画

最近に於ける業績の向上に伴い業務量の増加は著しいものがあり，加えて厳しい受注環境は会社運営上益々迅速かつ的確な情報の提供，収集による経営の意志決定が求められている。従って昭和53年度業務計画に基づいて，導入のための検討，並びにＰ.Ｒ研修に努め至近年度に他部門の機械化を実現し，将来に於ける情報システム化の基盤づくりが考えられている。

第４節　労　務　関　係

「企業は人なり」といわれるとおり，いかなる企業に於ても，物・金の管理と並んで人の管理が最も重要な事柄の一つとなる。特に技術提供を柱として斯界に進出した当社にとって，人の管理のよし悪しが企業の発展に重大な影響を与えることは，論を俟たないところである。如何にすれば従業員の勤労意欲を不断に高めてゆけるのか？　又，すべての事業場を活力ある職場とするにはどうすればよいのか？　これは，当社創立以来，常に意を用いてきた課題の一つであった。そうした意味で，人の管理のうちの労務管理の歩みを振り返ってみる。

Ⅰ 労 使 関 係

この20年間を振り返ってみるに，労務管理がうまくゆくかどうかは，一にかかって経営者と従業員との意思疎通の巾とその質によることが痛感される。すなわち，当社に於ては労使関係の良否が，労務管理の良否を左右する鍵であったのである。

1. 労使関係の黎明

創立当時第１期末の全社員数は67名であった。当時八戸火力(発)はすでに運転を開始していたが，仙台火力(発)は建設中であり，昭和34年９月に入って，九州火力建設工事(株)からの移籍社員14名を柱に，仙台火力(作)が開設された。同年10月31日，仙台火力(発)１号機の運転開始に伴い，それまで建設に携わってきた日立工事(株)等の他工事会社の臨時雇いであったものが，将来は当社の社員に採用されることを期待しつつ，大量に常傭員または，臨時員として仙台火力(作)に雇用されるに至った。それまでは，少数の社員に対し所謂，家族的な管理で事足りていた労務管理も，各地の建設現場を渡り歩き，流動的な気分を強くもつ職人気質の人達を大量に抱えたことにより，全く新しい問題に直面したのである。

新設されたばかりの発電所に於ける毎日の作業は，こうした職人的な技術を必要としており，採用されたばかりのものも責任ある仕事をまかされ，すでに社員になったつもりでそれに当った。ところが社員は日給月給制であり，常傭員は日給制でその額には大きな差があったし，時間外の取り扱いやその他の処遇についても両者には大きな隔りがあったのである。仕事は社員並み，処遇は日雇い並みという状態に常傭員の不満がつのっていったのは，むしろ当然の成り行きであった。特に仲々社員にしてもらえそうもないという雰囲気が不満に輪をかけた。

仙台火力(作)で多数をしめる常傭員のこうした空気は，会社の察知するころであったが創立間もないことでもあり，人事面でも待遇面でも直ちに改善する余裕はなかったし，またそうした会社の実情を従業員に伝える有効な意思疎通の手段も確立はされていなかった。このような状態で１年が過ぎ，それらの不満は遂に，昭和35年11月14日，仙台火力(作)の常傭員と臨時員60名による労働組合結成という形で現われた。当社の労使関係は，この時から始まった。不満の累積により，会社が信頼出来ないため結成された労働組合は当然，会社と対立する姿勢を強め，結成３ヶ月後には地区労に加入しその支援を受けてデモ活動を行い，一時は電力側による部外者の火力構内立入禁止の措置が必要な状態にまで発展した。この事態に対し，会社は当初まだ個別説得を中心に処置しようとしたが間もなく，それは正しくなく，どうしても組合を通じ従業員との意思の疎通を図らねばならないことに気付き，直ちに方針を変更して積極的に労使交渉の正常化に努めた。

数多くの要求が提出され，支援団体の役員も出席するというような激しい交渉のなかで会社は，その要求の最も根本となるものが，労働組合を認めることと，社員になるという期待が満されないことにあると判断した。

そこで

(1) 労働組合を通じ問題解決を図りたいが，そのためには外部団体や，人数の圧力によらない交渉をすること。

(2) 常傭員のうち適格者は速やかに社員に採用することも含め，会社の将来性を信じてもらうこと。

の二点に問題をしぼり，ねばり強い交渉を行った。この説得は自主解決を唱えていた労働組合にも受け入れられ，団交に於ける外部支援はなくなった。一方，昭和36年１月には初めて数人の常傭員の社員採用が実施され，その後順次社員に採用する措置をとることにより，次第に労使関係は正常化していった。

2. 正常な労使関係への模索

仙台火力(作)の常傭員を主体とする労働組合の誕生は，社内に大きな波紋を投げかけた。社員の間にも急速に，労働組合結成の空気が高まり，昭和36年５月25日には，八戸火力(出)の社員29名により組合が結成された。引き続いて，全社員を網羅した組合を作ろうという動きが活発になり，１カ月後の６月24日，八戸火力(出)労働組合を吸収した社員114名による「東北発変電工事労働組合」が誕生した。ここに当社に於ける統一された労使交渉の道が開かれたのである。

この組合綱領には

(1) 自主性を確立し，外部からの如何なる干渉支配も排除すること。

(2) 賃金及び労働条件を改善し，組合員の生活安定と文化的向上を期すること。

(3) 電力関連産業労働者をはじめ，他労働者との友好的連帯を強めること。

(4) 電力関連産業労働者の使命を自覚し，民主的労働運動を展開すること。

が謳われた。

また当面の活動方針としては，

(1) 組合組織の強化

(2) 労働協約の締結

(3) 不合理賃金の是正

(4) 労働条件の改善

(5) 組合財政の確立

が掲げられた。すなわち，それは明らかに電力関連産業労働者の自覚のもとに，自主的，かつ民主的な企業内組合に徹することを志向したものであった。この時点に於て最も急がれたものは，労使関係の憲法ともいえる労働協約の締結であり，それは組合の当面の活動方針にも明記されていた。しかし誕生したばかりの組合にありがちな大衆に即座に受け入れられる成果を先ず挙げたいという気持からか，同年８月１日組合が最初に要求したのは，一人平均6,196円の期央に於ける賃金引き上げであった。会社は定期昇給外の時期に賃上げを行うのは好ましくないし，むしろ，今後数多くの問題を解決するための交渉の基盤となる労使関係のルールを作ることが先決であることを主張した。

全社員を網羅し，民主的組合を自負しており，その要求に対する話し合いには会社側もすぐ応ずるであろうと期待していた組合にとって，この会社の原則的な主張が組合軽視から出たものと映り態度を硬化させた。交渉は８月６日から９回行なわれたが進展のない儘10月２日交渉は決裂し，遂に組合は地方労働委員会にこの問題の斡旋を申請した。斡旋は難航し，５回の会合がもたれ11月２日になって，やっと斡旋案に従い一時金一人平均5,500円を支給することで，労使双方の最初の交渉は妥結するに至った。斡旋の過程では昇給時期でない昇給という組合の要求は退けられ，昇給等重要な交渉はそのルール作りが先決であるという会社の主張は評価されたが，一方，賃金水準の低さをとりあえずカバーする必要があるという結論に基づき，上記一時金方式が提案されたものである。約３ヶ月，しかも外部の判定に頼ってやっと解決されたこの賃上げ交渉は，結果的にその後の労使関係のあり方を問うものになった。すなわち，組合にとってルールにのっとらない交渉は労多くして必ずしも所期の目的が達成出来るものではないという教訓になった。また会社も，創立間もないからというだけで，賃金や労働条件の低さを放って置くわけにはゆかないことを体得した。それぞれの立場で得た教訓に基づき，その後労使とも外部団体に頼らない自主交渉に徹し，翌年４月の定期昇給に於て申請はしたが斡旋を受けるには至らなかった１例を除き，20年間の労使関係に於て，地労委の斡旋による問題解決はこれが最初にして最後であった。

3．労使関係のルール作り

当初の模索を乗り越え，その教訓を踏まえていよいよ本格的な労使関係のルール作りが始まった。労働協約の討議は，昭和37年１月から始まり，約１年の月日を費やし，昭和37年12月26日締結に至った。協約の内容を大別すると，労働条件に関する事項と，組合活動の取り扱いや労使交渉の原則に関する事項にわけることが出来る。

労働条件に関する事項としては，それまで施行されていた就業規則及び同付帯規程の各項目が議題として取り上げられ，創立記念日１日及び地方祭１日を休日に加え，協約の全面締結を待たず，昭和37年８月１日から施行されることになった。具体的な改正妥結に至ったものは多くなかったが，創立以来３年の間に会社が整備したいと考えていた事項，または従業員がそうして欲しいと希望する事項が堰を切ったように討議された。「勤務時間の全社統一」「勤務地手当の統合整理」「完全月給制への移行」「昇給基準，査定基準の設定」「夏季休暇制度の新設」「旅費支給基準の引き上げ」「貸与被服の充実」「福利厚生の貸付金制度設定」等々どれをとっても今後の労務制度に大きな影響を与える項目であり，これらの問題について労使間に激しい主張の応酬がなされたが，合意するまでには至らずその後の懸案事項となった。

一方，組合活動についての取り扱いや労使交渉の原則に関する事項では，

(1) ユニオンショップ制とすること。

(2) 社員のみを組合員とし，社員のうちでも雇用後１ヶ月未満者及び特別管理職者は非組合員とすること。

(3) 勤務時間中には組合活動を行なわないこと。

(4) 交渉事案の自主的解決に努めること。

(5) 団体交渉を第三者に委任しないこと。

(6) 平和的手段により事態の解決に努めること。

(7) 苦情処理委員会を設けること。

(8) 生産協議会を設けること。

等の主要な原則が合意に達した。このなかで特に生産協議会制度が設けられたことは，当社の労使関係にとって大きな意義を有するものであった。

会社の事業運営や，従業員の配転，昇格等について，すべて組合の合意がなければ実施出来ないものとすれば，企業の経営はたちどころに動脈硬化を起こし，危機に頻するであろうことは想像に難くない。しかし一方事業運営の好し悪しや，従業員の配転，昇格の適否が直接従業員の労働条件の向上に影響するものであることも論を俟たない。労使の信頼を強めるためには，この相矛盾する問題の処理に対し，最も合理的な方策を見出す必要があった。そこで会社が提案したのは，団体交渉事項の範囲を協約に定められている労働条件に関する事項とし，業務年次計画，業務運営の企画，改善，及び職制，機構改正等，経営権や人事権にかかわる事項は，生産協議会の付議事項にしようではないかということであった。団交が要求—回答—妥結という堅い図式で表わされるとするならば，労使から議長，副議長を立て一定のルールに従い，多くの資料を駆使しきめ細かな話し合いを行う生産協議会の図式は，提案—説得—合意というように表わされる。

経営が動脈硬化を起すことなく，しかも従業員に経営の重要情報を伝え，従業員の経営に対する要望を十分汲み上げることの出来る制度，それが生産協議会であった。組合もこの主旨に賛同し，その精神にのっとり昭和37年11月７日，労働協約締結前にしかも労働協約の未解決問題の討議のために，第１回生産協議会が開かれた。当時他企業に於てまだ広く取り入れられているとはいえなかった生産協議制を，労使関係のルール作りの最初の段階に於て，いち早く採用出来たことはまことに意義深いものであった。昭和37年第１回目が開かれて以来，これまで16年間に，46回の生産協議会が開催され，団交を補完する形で多くの問題を解決し，労使間の意思疎通の手段として，又，経営の効率化や労働条件の向上に大きな役割を果たしてきた。

こうした前向きの協議により，まえ書きに「会社と組合とは，企業の社会性に鑑み，相互の基本的権利義務を尊重すると共に，つねに社会正義に立脚し，誠意を尽し，権利の行使と義務の履行を果しつつ，もって事業の発展に寄与することを確認する」と記された当社労使の憲法である労働協約は昭和37年12月26日に締結の運びとなった。一方，その所属員の大部分が社員に採用されたか，又は，やめて行ったことにより仙台火力(作)の常傭員組合は，労働協約審議が始まった頃の昭和37年２月22日に解散しており，その時点から当社には社員によって組織された，唯一の組合が存立するという形になっていたのである。

4. 労使関係の発展

労働協約が締結され，労使のルールは確立されたが，当時の労働条件の実態は，町の小さな鉄工所にも劣るような状態であった。

水力部門の事業場には，事務所がなく，各人自宅で待機し，山の中の水力(発)に仕事が出ると，必要な人数が電話や電報で現場に呼び出され，工事が終ると再び自宅に戻って待機した。このシステムを従業員は「屯田兵制度」と呼んでいた。

火力部門では，職制の権限が不明確で規律も厳格でなく，その日の仕事はその日の朝でなければわからず，時には仕事が少なく，1日何もすることのない者も出た。朝仕事を割り当てられたものは「お座敷が掛った」と喜び，割り当てられなかったものは「あぶれた」とがっかりする始末であった。本社や車輛工場こそ仕事の性質上，定刻に始め定刻に終ることが出来たが，その他の現場では，定刻はあってないようなもので休日出勤や徹夜作業がいうなれば野放しの状態で行なわれた。個人ロッカーもなく，卓球台はいうに及ばず，囲碁，将棋等の備付けさえなく，会社に於ける従業員同志の人間的な付き合いの場は皆無にひとしく，わずかに毎年春に行なわれる花見と，秋に行なわれる日帰り旅行が会社が組織する従業員の唯一の対話の場であった。

実際の工事を直ちにこなせるものを採用していた関係上，当時の人員構成は働き盛りで，且つ最も生活費を必要とする30才代が主力をしめていたが，それ等の賃金水準は低く，時間外割増金が生活を支えるために，なくてはならない収入になっていたものも決して少くはなかった。生活が苦しく，規律は厳格でなく，文化，体育，厚生の施策も貧弱な環境のなかにあっては，技術者としての道を歩む覚悟で入社したものの気持も，次第に暗くならざるを得なかった。われわれは技術者というより，むしろ，労務提供者に過ぎないのではないかという疑惑が常につきまとい，社員としての自覚や連帯感に乏しく，殆んどのものが当社の将来性に不安を抱いており，事実，昭和36年には，在籍者の約⅙にものぼる社員が当社の将来性に見切りをつけてやめていった。このような状態を切り抜け，従業員の勤労意欲を高められないとすれば，まさに，当社の将来に希望はなかった。

新しい段階に入った労使は，こうした難問に精力的に取り組んだ。早速行ったのは，賃金水準の引き上げと各人の賃金格差の是正を柱とした定期昇給の基準作りとその実施であった。それは5カ年計画で昭和38年4月1日の定期昇給から実施されたが，それまで特段の基準もなく行なわれていた定期昇給とはちがい，組合を通じ従業員に理解された，賃金水準の目標や配分基準及び格差是正基準による昇給は，その昇給額の大きかったことと相俟って従業員の実質的な収入と，会社に対する信頼感をこれまでになく高めることとなった。同時に勤務地毎にまちまちであった勤務手当が廃止された。勿論単に廃止したのではなく，一部を基本給に繰り入れ，残りは寒冷地手当と工事滞在日当という，勤務態様に応じた手当に変えられた。

§ 同年7月1日には，厚生面の充実の第一歩として，社内預金制度と厚生貸付金制度が新設された。社内預金は年利8.03%という市中金利よりはるかに高い利率を設定し，従業員の財産形成の

手助けをするというのが目的であることはいうまでもないが，実はそれ以上に従業員の相互扶助と愛社精神ともいうべきものの盛り上りがこの制度を生み出したのである。種々の折衝の中で卒直に説明される会社経営の苦しい事情は，組合を通じて従業員に十分伝えられており，生活も楽ではないがそれに劣らず，会社も苦しいのだからその資金繰りに一役買いたいという気持ちがこの制度発足の原動力となった。そして実際に，初期に於ける1,000万円に近い社内預金は会社経理に対し，大きな作用を果したのである。

厚生貸付金制度もそうした気持ちに支えられ互助会という形で発足した。すなわち，会社が独自に貸付けをするには未だ力不足であるという事情に鑑み，従業員から会員を募り会員が毎月出資し，積み立てられた出資金を源資として会員に貸付けを行う制度としたものである。

§ 昭和39年1月1日には，第2類社宅の取扱い並びに社宅補助料の支給が施行された。それまで社宅はどちらかというと，高給者に片寄って貸与されており，低所得者との給与格差を広げる要素の一つとなっていたため，従業員の不満の対象であったが，その差を縮めるためそれまでの社宅を第1類社宅とし，扶養者がいるその他の社員が借家した場合，それを第2類社宅として借家料の補助をすることになった。同時に持家者にも，住宅補助料を支給したが，これらの措置は増収と平等を求める社員の気持ちを満足させるものであった。

§ 同年4月1日には完全月給制が施行された。休めばその分が給料から差し引かれる日給月給制から，少々休んでも月額が保証される完全月給制に移行したことは，社員の日雇い的な気分を払拭し，安定した企業の従業員であるという自覚の高揚に大きく寄与した。しかしこの措置が休むことを奨励するものでないことは，同時に施行された「欠勤の取扱いに関する内規」を見れば明らかである。すなわち，それには13日以上の欠勤はやはり月給から差引かれるほか，それまでになかった賞与や昇給の額に欠勤日数を反映させる定めが設けられ，更に，無断欠勤13日以上は懲戒の対象とする等，真面目に働くものが損をすることにならないよう慎重な配慮をした上での移行であった。

§ 又この年のはじめ1月1日には常用員の就業規則が制定されている。会社にとって，組合に加入している社員の待遇改善を推進するのは当然であるが，一面従業員の待遇のバランスを維持するため，組合に加入していない少数派ともいうべき，特別管理職，常用員，嘱託者及び出向者等その他の従業員の待遇改善に努めることも，労務管理上，欠くことが出来ない要件の一つであることはいうまでもない。組合も当社に於ける唯一の交渉団体としての責任から，組合員以外の従業員の待遇改善に対し多大の関心をもっていた。常用員の就業規則は，協約に定められている組合員の範囲に該当しない常用員とは如何なるものかという問題として，生産協議会で取り上げられ，組合の意見も十分汲み入れて作成された。清掃，取水口管理，倉庫番，寮母，夜警，雑役等に就業するものを常用員と規定して，それ等のものの待遇が定められた。同様の趣旨により，「嘱託者の取扱いに関する内規」が討議され，同じく1月1日から施行された。

§ この年の9月1日，全従業員の待望久しかった全社野球大会が開催された。他にやるべきこと

が山積みしている時，娯楽的色彩の強い野球大会を開催することは，会社の姿勢として正しいかどうかという点で一抹の不安もあったが，こうした時期にこそ精神的な志気の高揚が，今後の従業員の勤労意欲に対し，重大な作用を及ぼすにちがいないとの判断に基づき，この大会は開催された。結果として，会社の勇断は正しかった。会社の経営に対し悪い影響を与えてはならないという気持が全参加者に浸透しており，選手自身が鎌やスコップを握り準備の段階から，係りと共にグランド作りなどに取り組んだ。東北７県にちらばっていた仲間が創立以来はじめて顔を合せ，技を競い協力して一つの行事をやり遂げたことは従業員同志，そして経営層と従業員間の連帯感をこの上ない程強め，これを契機に，各職場の空気は目に見えて明るくなってきた。

§ 翌昭和40年４月１日には，就業規則に定められている賞罰の公正を期するため，社長の諮問に応じ組合代表が参加して，賞罰の可否，軽重を審議する賞罰委員会制度が設けられた。急速に改善されてきた待遇や労働条件の恩恵が，よく働くものとそうでないものに，同じように及んではならないという労使の共通した理念がその根底に流れていた。同じ理念に基づき，定期昇給に於ける査定の公正を図るための勤務評定基準も合意に達し，同日施行された。

§ 同時に全面改正された被服貸与規程が施行されたがこの改正は，それまでの労働条件に関する労使の折衝の方法，すなわち組合が要求を出し，団交を行い会社が処理出来る水準で妥結するというパターンを打ち破り，会社がその貸与品目並びに数量の増加を提案し，生産協議会で十分討議し，組合が同意して実施するという前例のない道筋を踏んで行なわれた。貸与被服についてはその後，色々の改善がなされたが基本的には，この時の改正の水準が現在まで維持されていることから見て，当時の会社の提案が大変高いものであったことを窺がい知ることが出来る。こうした改正の道筋は，業務上必要と認められることについては，積極的に取り上げ，たとえ苦しくともその改善の努力や支出を惜しむものではないという，会社の基本的な姿勢を従業員に強く印象付けることになった。

§ 昭和41年４月１日には，土曜日半休制が採用された。それまで本社，車輛工場，火力現業，水力現業でまちまちであった勤務時間を，平常日は８時30分から17時10分まで，土曜日は８時30分から12時10分までに全社統一した。この問題は４年前の労働協約審議の過程に於ても討議され，労使とも勤務時間の統一が望ましいという点では一致したにもかかわらず，わずかな勤務時間の変更が従業員の収入に微妙な影響を与えるため，その評価のちがいをめぐり意見の一致をみていなかった。すなわち，週42時間という所定労働時間数を変えることなく，所定勤務時間を変更するにもかかわらず，現実には，収入の減るものが出るという理論と実際が遊離したかにみえる問題の解決に，４年の歳月を要したのである。この状態の分析と解決のため，幾つかの理論が組み立てられ論議されたが最終的には，一人平均700円を基本給に繰り入れることで合意に達したのであるが，その後も労働時間に関しては調整を必要とする事態がたびたび起り，労使とも賃金と並んで労働時間が労働条件の中の重要且つ複雑な項目の一つであるという原則を痛感させられた。

§ 労使間のルールが定着し，それをより発展させるため，昭和41年８月１日には，会社役員と組合幹部との意思疎通の場として，労使懇談会が開催された。会社経営の基本構想を伝え，組合の活動方針を聞き，労使の基本的な進路を相互に理解し合うことにより，日常折衝に於て起る小さな摩擦や誤解が労使関係の決定的決裂にまで発展することを防ぐと共に，より望ましい労使関係を築くというのが懇談会の目的であった。その後労使懇談会は毎年２回程開くことが慣例となり現在に至っている。

§ 昭和44年４月１日には２年の準備期間を経て，水力現業機関の事務所開設が完了し，その事務所に通勤可能な地に，全従業員が居住することになったため，通勤費の全社統一が実現された。農家を居住地とするものが多かった水力現業社員に対してのこの変革は，当社の歴史に於て特筆すべきものであり，この時から水力部門に於ける自宅待機のいわゆる「屯田兵制度」は過去のものとなった。

さて一見順風満帆の如く進んできたかの如く見えた労使関係と労働条件改善も，創立10周年を過ぎた頃から，労務管理の難しさを如実に思い知らされる一つの大きな壁に突き当ったのである。それは，先進的水準ともいえる内容をもった協定や規程が次々と打ち出されてきたにもかかわらず，現実の働く場に於ける具体的な種々の対策は，そのスピードに追い付くことが出来ず，実際には待遇改善の恩恵にあづからないものが出てきたという問題であった。

即ち，所定労働時間は，一週42時間であり土曜日半休制が施行されたが，それは，絵に画いた餅に過ぎず，実際には，休日出勤や時間外労働は，旧態依然として野放しの状態にあることに対する不満が，従業員の間に強まって来たのである。事実，一ケ月120時間も残業をしている者も見られ，其れ等の者は，毎日数時間の残業と月３日以上の休日出勤をし，家は寝るためだけの場所といった状態であった。工事会社の特質から，時間外労働の必要性を認め，総ての改善には時間を要することも承知していた筈の組合も「名」と「実」の余りに掛け離れたこの状態については，組合員に説得出来なくなり遂に時間外労働の制限を申し入れてきた。

会社は，経営の効率化と従業員の健康管理上から，是非時間外労働を減少したいと考えるが，その条件を作るには，時間が必要であり，若し強制的な時間外数の枠を設けた場合，工事会社としての臨機応変の業務運営が，不可能になることを主張した。

しかし，組合は会社がその方向に精一杯の努力をしているとは認められず，この儘であれば，百年河清を待つに等しく，どうしても強力な制限が必要だと反論して譲らなかった。

相互の主張に関し，工事会社とは何か？ から始まり，人員計画，管理能力，技術教育，後継者育成，協力業者育成，労務費配分，設備工具の完備，受注条件，対外折衝能力，労使の信頼関係，更には人間の耐え得る時間外の限界とは何か？ に至るまで実に巾広い分野に於て激しい議論が繰り返された。

こうした話し合いの中で会社は，業務運営に支障を与える部分については十分配慮しようと云う組合の姿勢を確認し，同時に独自の調査に基づき従業員の健康管理上，時間外労働について何

等かの規制が必要な状態にあると判断した。
その結果，休日は１ヶ月２日以上を確保し，時間外は１人１ヶ月100時間を限度とする「休日，時間外労働に関する協定」が妥結し，昭和44年５月１日から適用されることになった。

この休日時間外協定は，労使が調印すれば一段落と云うこれまでの協定とは根本的に違い，それを守るためには，討議の過程で取り上げられた会社経営のあらゆる分野に於ける日常のたゆまぬ努力が要求された。

率直な処，以後10年間他にも重要な問題が数多くあったが，労使関係はこの協定の実行を軸に展開されたと云っても過言ではなかった。

決めた事は必らず守ると云う精神に基づき協定の遵守に払われた会社の配慮と苦労は並大抵の事ではなかった。

本社では，最初の協定が結ばれて以来毎年制限時間の引き下げに関する激しい交渉が行なわれたし，その合間を縫って年数回に亘る協定違反の対応と現場に対する指導に追われた。

現業の管理職者は，毎日欠かさず各人の時間外数をチェックし，それに基づき従業員の緊急調整と工程に関する客先との複雑な折衝や協定除外についての分会との協議等，協定遵守のため多大の時間を当てなければならなかった。

年々増大する工事を消化するだけでも容易でない充実期に，こうした日常業務の増大に応えるだけの態勢を作り上げることは，労務管理に於ける一種の改革であった。

この改革の過程を通じ，会社は労務担当者と組合役員の意思疎通に加えて，管理職者の日常の従業員との意思疎通を強化し，相互信頼の上に職場の具体的な労働条件を一歩一歩改善してゆく事こそ真の労務管理であることを肝に銘じて体得した。

一方組合も，企業と云う現実の人の集まりの中で原則を貫ぬくと云うことが，如何に難しいかを経験したのである。

ともあれ，そうした労使の努力の結果，昭和43年には１人１ヶ月平均60時間であった時間外を，昭和53年には１人１ヶ月平均24時間に迄減らすことに成功し，新しい管理態勢の確立と相俟って，今後の労働時間効率化のための頼りになるレールが敷かれた。

§ 休日，時間外協定が締結されたことに依り労務担当者と管理職者には，その役割の遂行をこれまで以上に強めることが要請された。

管理職者の待遇改善のため，昭和45年８月１日には，支配人手当が廃止され，それを大巾に増額した特別管理職手当が新設された。

又，それまで一般社員の旅費規程の中で規定されていた特別管理職の旅費を分離し，独立した特別管理職旅費規程として施行された。更に，昭和49年１月１日には，やはり一般社員の賃金規程に定められていた特別管理職の賃金を，独立した特別管理職賃金規程として施行し，昭和52年４月１日には，資格手当を新設する等管理職者の社内に於ける相対的な地位向上のための措置が推進された。

昭和46年12月１日には，労務課が新設され対組合折衝の能力拡大が図られた。

§ 各種の交渉の中で昇給団交は，最も厳しいものの一つであるが，昭和50年の定昇団交に於て当社の歴史の中で，唯一の争議行為を経験した。それは，昭和50年５月19日から21日にかけて本社勤務者の時間外と出張を拒否する部分ストであった。

経営の許す範囲に於て，公明正大に組合と対応するが，反面無理を通すための力には，絶対屈しないと云うのが，会社の自からに課した原則であり，この時のストも妥結の内容に影響を与えるものではなかった。

むしろ客観的に見た場合，組合が会社の意向を確かめ今少し慎重に処理すれば，避け得たかも知れないストだっただけに組合にとっては，むしろ苦い経験となった筈である。とりきめをすることから，日常の管理へとその深さを増してきた労務管理は，同時に組合から全従業員の管理へと，その巾も広げられていったが，昭和52月３月１日にはそれまで日給制であった常用員の完全月給制が施行された。

§ 昭和52年には，組合員が800人台に達し，下部組織も９分会となり，内外の問題は，その数と内容からみて，東北７県から選出されている執行委員がその都度集まっていたのでは処理しきれなくなった組合は，昭和52年８月１日，専従制の実施に踏み切った。専従者の数は本部役員のうち２名とされ，現在は副委員長と書記長が専従者として本社内の組合事務所に常駐している。会社も労使の意志疎通が強化され，問題の迅速処理につながるものとしてその実施を高く評価し，専従者の身分や待遇に十分の配慮を払った。ある要求についての最初の団交は，労使の原則的見解の陳述に終り，問題の核心的な討議は何回かの団交を経てはじめて行なわれるのが従来の常態であったが，専従制が発足して以来，次第にその前段を必要としなくなってきただけでなく，問題によってはその核心部分でさえ専従段階で処理出来るようになった。

§ 昭和53年１月１日に財産形成制度が発足した。これは持家制度というサラリーマンの切実な願いを，より早くかなえさせたいという目的でこれまで施行されていた住宅積立金制度と住宅貸付金制度を廃止し，新たに信託銀行と提携して従来よりはるかに高い水準と条件を備えた制度として生れた。同時に昭和38年以来存続した互助会による頼母子講的な厚生貸付金制度も，この近代的な財形制度の中に組み込まれ，ここに従業員の財産形成と福利厚生についての統一された制度が実現されたのである。制度発足後１年の間に約８割の従業員が加入し，積立金は約8,000万円となり，住宅貸付の利用者は12名，融資額約7,000万円，更に厚生貸付の利用者は93名，融資額約6,000万円と予想以上の進展を見せ，その前途はまことに明るいものがある。

創立以来20年，賃金水準，服務制度及び福利厚生施設等の各分野に於て，当社は同業他社に較べ劣ることのないまでに成長した。恐らく古き当社を知るものは，よくここまで成長したものだと思うにちがいない。従業員のモラルは向上し，職場には活気が満ち，地域社会からも優良企業の一つと目されるようになり，若し現在，当社の将来性に不安をもつ従業員を見つけようとするなら，それは，これまでの問題のうち最も難かしいものの一つとなるであろう。

この成長の陰には，従業員との対話，そしてそれを可能にする良好な労使関係があった。当社の労使関係発展の特徴は，会社が個人の生活向上と企業の業績発展を従業員の問題と考え，争議という手段によらず対話の精神に基づき，会社の発展段階に併せて，労働条件を一歩一歩高めるよう訴えたのに対し，組合も十分それに応え，労使協力して，業績と労働条件の二つを高めてきたことにある。ことばを変えるなら協約の前書きで合意したことを，労使双方が誠実にしかもねばり強く実行したことである。公共事業の一端を担う技術会社として，地域社会に貢献するという共通の基盤に立って発展した労使関係の実績のなかから，労使は今，当社をして押しも押されもせぬ技術会社に成長させ，従業員の労働条件をより向上させるという共通の目的と，それは可能であるという共通の確信を持つに至ったのである。

5．これからの労使関係

当社の労使関係について，将来はこのようなものでなければならないという，最終的な形を示すことは不可能である。何故なら，労使関係は，今最善でも，別の時代には，最悪の形となり得る流転きわまりない人と人との関係の一側面だからである。すなわち，「これからの労使関係」というのは，20年の当社の歩みを振り返えり，今達することの出来た形の上に企業の将来の目的に対し，何をすれば労使関係を一層発展させることが出来るかという問題なのである。労務管理で最も重要な従業員との意思疎通は，当社に於ては組合を通じ十分果されてきた。相互信頼を土台とした労使懇談会，生産協議会，団交，そして専従との密接な連系という方法の統合的な運用は，今後これまで以上に強めてゆかなければならない。しかし企業の目的とする方向に従業員を組織するため，人と人の関係を調整するという労務管理の原点に立ってみた場合それだけでは不十分であり，次の二つに大きな力を注ぐ必要がある。

その一つは，現場に於ける対話と問題解決の推進である。人数の少ない時は，本社と本部の交渉で解決出来た日常的な比較的小さな問題も，企業の規模が大きくなった現在では，その都度現地で解決せざるを得なくなった。若しそれを遅らせるか，または怠って，問題が大きくなり，本社と本部の交渉事項になったとすれば，一種の手遅れであり，その解決には恐らく大手術を必要とし，労使関係の悪化につながりかねない。

次に「休日，時間外協定」遵守の経験に照らし，現業に於ける管理職者と従業員のスキンシップを強化しなければならないことである。確かに，企業規模が大きくなればなる程，経営者と従業員，管理職者と従業員の個人的な対話は難かしくなり，お互いの組織を通じての対話に頼らざるを得なくなるのは避けられない。しかし企業が自らの組織を通じて，人の管理を行うのが労務管理であり，その努力を放棄するなら企業として成り立たないことは明らかである。若し，従業員との意思疎通は組合の仕事であり会社は組合を通じてだけ行えばよいと考えるなら，将にそれは労務管理の放棄につながるものである。部下との意思疎通に努め，経営方針を現場の実情に合わせて具体的に展開することにより，部下の信頼を高めるという管理職者の活動こそ，実は労務管理の原点であり，その原点の強化が労使関係を一層発展させるだろうことは疑う余地がない。

社内的には以上の二点がこれからの労使関係に大きな影響を与える問題であるが，そのほかに，対外的な問題として，他企業の先進的な経験を，これまで以上に学ばなければならないということがある。会社も組合も，この20年間，電力関連会社や同業他社との結びつきのなかで成長し，労使関係の順調な発展も，それ等企業からの貴重な示唆によるところが少なくなかった。今後労使がそれぞれの立場で，電力関連会社や同業他社との結びつきを強め，その経験を吸収することは，回り道を避け，労使関係の順当な発展に大きく資するものである。現業に於ける労使関係の強化，現業に於ける従業員との対話の強化，それは労務管理の根源であり，労働協約の精神に基づいて築き上げてきた，当社の労使関係の根をより深く，より広げることを意味しており，将来その樹に結ばれる，限りなき実りを期待したい。

Ⅱ 労 務 施 策

従業員との意思の疎通が重要であることは，すでに述べた通りである。しかし，意思の疎通が労務管理の目的そのものではない。賃金管理，服務管理，福利厚生，及び教育，人事管理等，人にかかわる各分野の管理の総体が労務管理であり，その目的は，それらの管理を通じて，従業員の自覚とモラールを高め，企業発展のため行動させることにある。

1．賃　　金

昔から「衣食足りて礼節を知る」という言葉があるとおり，人の行為を支える根底の要件に，生活の安定ということがある。その生活の安定に最も影響を与える賃金の管理は，労務管理の中で重要な管理の一つである。

(1) 賃 金 体 系

当社の賃金体系は，比較的単純な年功序列型賃金体系に属している。基本給，勤務手当，支配人手当，及び時間外手当という最小限の種類だけで出発し，昭和36年４月１日には，主任，次長，部長に対する職責手当が加えられた。昭和38年４月１日，地域間の不公平を解消するため，水力現業機関月額3,000円，八戸火力(出)月額2,000円，仙台火力(出)月額1,000円の勤務地手当を廃止し，1,000円相当分として670円を基本給に繰り入れて，水力現業機関の残り2,000円は日額に直し，工事滞在日当とし，八戸火力(出)の残り1,000円は寒冷地手当として八戸火力(出)勤務者に年１回6,000円が支給されることになった。組織整備が進み，同年12月１日には，班長，係長，課長，次長，所長，部長に対する職責手当に変り，更に昭和42年10月１日の課制施行に伴い係長は副長に変った。

同年４月１日には，第２基本給ともいうべき調整手当と，妻帯者に支給される妻帯手当が新設された。高度成長時代に入りつつあり，毎年20％以上の昇給が続き，それはすべて退職金算定の基礎になる基本給に繰り入れられたため，そのままのテンポで進むならば将来，莫大な退職金が経営を圧迫するにちがいなかった。しかも世間一般の急速な初任給上昇とのバランスを取るため，その配分は若年層に厚く，中高年層に薄くなる傾向にあり，働き盛りの中高年層の不満を惹起しつつあった。賃金水準を上げながらも，問題を未然に防ぐため生れたのが退職金の算定基礎

にしないだけで，外は基本給と全く同じ扱いをする調整手当と，妻帯者の物入りを補完するための妻帯手当であった。実はこの調整手当には，今一つの役割が期待されていた。それは，それまでの努力により，賃金水準は相当の高さになっており，これからは，能力に応じて報酬が受けられる職能給賃金体系を必要としていたが，そうした体系移行のための源資にしたいということであった。しかし，昭和43年４月，給与体系改善委員会が設けられ，約２年間その問題を検討し，初歩的な改善案まで作成されたが，組合の合意が得られず，その役割を果せないまま現在に至っている。当時，基本給の４％であった調整手当も，昭和53年には基本給の21.6％をしめるまでになった。一方妻帯手当は，昭和51年４月１日，妻のほかに更に子女２名までを対象とする世帯手当の新設により廃止された。

昭和42年10月１日には，火力(発)の煙突上の作業及び汚物処理作業に対する手当が新設された。昭和45年11月１日，それまで八戸(事)のみに支給されていた寒冷地手当が廃止され，全地域に同額が支給される冬営手当が新設された。業務機関の数も増え，人事異動も多くなり，八戸(事)だけに手当があるのは不都合な状態となったので，１人年3,000円という一種の月例給与に切り換えられたのである。その後冬営手当は，昭和53年４月１日に，各地域の寒冷度に応じ，１号年4,000円から８号年8,000円までに区分され，冬営手当の名にふさわしい内容に発展した。

昭和45年８月１日には特別管理職手当が新設された。特別管理職手当は，職責手当と支配人手当が統合されたものであり，それまでの職責と支配人，副支配人という資格はそのまま残された。昭和46年12月１日東京営業所の新設により月額5,000円の東京勤務手当が加えられた。昭和52年４月１日，別居手当が新設された。止むを得ない事情で単身赴任をする者は，家から通う場合に較べ，何かと経費が掛ることから設けられたもので，赴任地までのキロ数により月額5,000円から月額12,000円までに区分されている。

昭和52年４月１日，特別管理職の職責手当が新設され，特別管理職手当は廃止された。更に同日特別管理職の資格手当も新設された。職責手当は，特別管理職手当と同額であり，資格手当は基本給の約10％に当る額であるから特別管理職者の実質的な昇給であった。この二つの手当の新設の意味は，世帯手当，冬営手当及び別居手当が一般職にだけ支給されるものであり，これらの手当に時間外手当を加えると，月例の手取り額が特別管理職者よりも多いものが出始めたため，特別管理職の賃金水準の是正が必要になったことと，将来の職能給賃金体系移行にさきがけて，管理職の手当面だけでも資格制を取り入れる必要があると判断されたことにある。

(2) 賃金水準

当社の賃金水準の伸びはめざましく，10数年前のそれを考えると現在は，まさに隔世の感がある。昭和38年，５年間の予定で全国製造業の水準に近づくことを目標に昇給基準を作った時には，全国製造業の基本給に準ずる給与の月額平均は，１万8,927円（労働白書より）であり当社は１万4,954円であった。すなわち昭和38年の当社の賃金水準は全国製造業平均の80％であったが，昭和53年にはそれが106％弱となり完全に追い越したのである。昇給は毎年４月１日に行な

われるが，基準による定期昇給制度はなく，組合との交渉により，定昇こみのベースアップがきめられた。配分は，初任給の水準との調整をとりながら，基本給（含調整手当以下同じ）比例と一律の組み合わせに査定と，中高年者の水準是正を配慮して行なわれた。昇給額はすべて基本給に繰り入れられた。

昭和34年，１万1,589円であった基本給が20年目の昭和53年には13万7,610円と11.9倍になり，その年平均昇給率は13.9％であるが，その間名目消費者物価指数の年平均上昇率は7.04％（総理府統計より）であるから，従業員の実質的な生活向上は実に大きなものがあった。また賃金構成比にも大きな変化があった。昭和38年と昭和53年を比較した場合，基本給の33％であった賞与の１ヶ月平均額は57.3％と大巾に増え，基本給の２％であった職責手当も3.4％に増えたが，逆に基本給の44.5％を占めていた時間外割増金は18.7％と大巾に減った。基本給，賞与及び職責手当の増加更にはこの20年間に新設された資格手当，世帯手当，作業手当，冬営手当，別居手当等を加えるなら，当社の賃金水準は同業他社に較べて劣るところがないまでに高まったのである。

労働時間の効率化を図り，将来の退職金の圧力を分散させつつ，従業員をして安んじて仕事に打ち込めるところまで賃金水準を引き上げ得たことは，これまでの賃金施策が正しかったことを証明している。「子供のミルク代を捻出するため，煙草をやめたこともある」という話は，当社に於て再び聞くことはないであろう。技術会社の将来は，不断の技術向上にかかっている。安定した生活を保証すると共に，技術水準とその発揮度が正当に評価される賃金管理を身につけることが，これからの重要な課題の一つである。

2. 服　　務

服務管理の本質は，会社の定めた規律を従業員が自覚をもって守ることにより，活気のある職場環境を作ることにある。会社の規律それは規則に表現されている。

(1) 従業員

当社の従業員は，社員，嘱託者，常用員及び臨時員に区分される。社員は更に特別管理職と一般職に区分され，特別管理職社員は特別管理職就業規則，同賃金規程，同旅費規程が適用され，一般職社員は社員就業規則，同付帯規程が適用される。嘱託者は特別管理職待遇と一般職待遇に区分され，それぞれの就業規則が準用されるほか，嘱託の取扱い内規が適用される。常用員は常用員就業規則と同取扱い内規が適用される。臨時員は特別臨時員と臨時員に区分され，基準法がそのまま適用されるが，特別臨時員の勤務時間と休日については，常用員の就業規則が準用される。

(2) 勤務時間

勤務時間は，通常日８時30分から12時，13時から17時10分までの７時間40分であり，土曜日は８時30分から12時10分までの３時間40分で，１週の労働時間は42時間である，出退勤は勤務表捺印という各人の自覚に基づく管理によるが，各機関とも始業前に朝礼や体操を励行するなど，自然な形で時間を守るよう工夫をこらしている。又当社の勤務表は，時間外命令，休暇届，欠勤届

及び，遅刻早退届を兼ねており，特に休日出勤や時間外数については，組合との協定遵守のため，厳格なチェックと適切な処理を必要とすることもあって，毎日所属長がチェックし各人の勤怠を管理している。

(3) 休　　務

(イ) 休　　日

法定休日，労働祭，年末年始（12月30日～１月３日））のほか昭和37年８月１日に加えられた会社創立記念日（２月１日）と地方祭１日（各地の祭日に合わせ毎年指定）が定められており，祝日と日曜日が重なったときは翌日が休日になる。このほか，特別休暇として７月～９月に夏季休暇２日及び慣例としての盆の墓参休みがあるので，年間の休日数は75日前後となる。

(ロ) 振替休日，代休

工事会社であるため，所定の休日に仕事をし，又は所定の勤務時間を越えて仕事をすることは避けられない。創立当初は，それは時間外手当で処理されるだけであった。しかし高度成長時代に於ける余暇利用という風流の中では，休みそのものが欲しいという気分が強まってきた。この工事会社の特質から振替休日，代休はフルに活用された。振替休日は休日の前後１週間の範囲であらかじめ休日を変更することで行なわれ，代休は時間外数が通常の所定労働時間数以上になったとき１週間以内に与えられる。代休はその性格から時間外代休，休日代休及び徹夜代休の三つに区分され，そのうち徹夜代休だけは健康上の理由から深夜を含む７時間の時間外勤務をしたとき翌日に与えることになっている。振替休日，代休は工事の消化と従業員の休養を保証する上で大きな役割を果している。

(ハ) 休　　暇

休暇は普通休暇，特別休暇，及び勤続慰労休暇に区分されている。普通休暇は，勤続２年未満12日，２年以上５年未満15日，５年以上20日であり，その年受けることの出来なかった休暇は翌年度まで繰り越すことが出来る。しかし，忙しく仕事をするもの程休暇が消化出来ず，無効になることが多い。そのためその年，賞与や昇給の減額の対象となる病欠や欠勤があった場合，それ等の休務日数から無効になった休暇日数を差し引いて計算し，本人の減収をカバーすることになっている。特別休暇の種類，日数は共に漸次ふえてきているが特に７月～９月の夏季休暇２日，女性の生理休暇１日，豪雪地帯に於ける雪下し作業１日，スポーツ大会出場必要期間などは従業員の要望を十分取り入れたものである。

年功慰労休暇は，年功慰労金制度と共に昭和45年１月１日に定められたもので，勤続５年以上のものは毎年普通休暇のほかに１日の慰労休暇が与えられ，以後５年を越える毎に勤続25年までその数が１日宛ふえる。尚不幸があった従業員には忌服が与えられる。

(ニ) 欠　　勤

欠勤は病気欠勤と事故欠勤があり，病気欠勤は業務上と業務外，事故欠勤は承認されたものとされないものに区分されている。業務上の病欠は監督署の認定に従うが，その休務期間は特別休

暇であり，昇給，賞与，その他従業員としての待遇には何等影響しない。業務外の病欠は医師の診断書によって認定され，賞与の支給額が少くなり，一定期間を過ぎると休職から解職に至る一連の処遇の対象となる。尚，女子の産前，産後の休務は，この病欠扱いとなる。承認された事故欠勤は，休暇を使い果した後所属長が已むを得ないと認めた事由による休務であり，賞与の支給額と昇給額が少くなるほかその数が13日以上になると賃金がカットされる。承認されない事故欠勤とは，無断で休務する場合であり，賃金はカットされ，賞与の支給額と昇給額が少くなるほか，その日数が15日以上は懲戒の対象となる。

(4) 採用，停年

採用は毎年４月１日に行なわれる定期採用と，期の中途に行なわれる中途採用があり共に組合と合意に達している採用基準と人員計画に基づき実施される。

停年は満55才である。しかし昭和48年４月１日に組合と交わした「満55才直前の健康診断により健康と判定され，通常の労働意欲と業務処理能力を有すると認められたものは停年の但し書に該当するものとし，その停年は60才とする」という覚え書により当社の停年は実質満60才といえるのである。尚60才以後更に業務上必要と認められるものは満63才まで１年毎に嘱託として再雇用されることがある。

(5) 表彰，懲戒

賞罰の公正を期すため，昭和40年４月１日賞罰委員会要綱が作成された。優れたものを表彰し，悪しきものを罰することは，職場規律を維持するうえで，最も効果のある方法であるが，人が人を裁くのであるから，その実施には一定の手順を踏む必要があった。賞罰委員会は従業員の賞罰に関し，社長の諮問に答申するため，労使双方から委員が出席し討議するものである。この賞罰委員会は昭和49年９月１日，表彰規程と懲戒審議会要則が制定されたので廃止された。表彰は，なるべく速やかに行うことが好ましく，色々の審議段階を設けないことになったのである。懲戒審議は殆んど従来通りの内容となった。当社の服務違反は多くない。しかし数少ない違反からいえることは交通事故のように社外との関連によるものの方が多いことである。地域社会に貢献しようとする場合，当社の従業員としての自覚と同時に，社会人としての自覚の啓発も重要な課題の一つとなる。

所定勤務時間，休日数，休暇日数，欠勤の取扱い及び停年等規程に定められた労働条件の水準は決して低いものではない。しかし未だその総てを完全に享受できる条件は整っていない。従業員のなかには「その条件は管理職が作ってくれるもので，我々は享受させてもらうだけだ」と考えているものもある。確かにその条件作りについて工程調整の対外折衝等は管理職者の努力に期待することが大ではあるが，一面工事消化能力につながる技術の向上等は，むしろ従業員の１人１人の努力に期待するところが大なのである。当社でも週休２日制を検討する段階に至ったが，このような大きな制度が稔りある発展をするために最も必要なことは従業員１人１人がそれぞれの持場に於て行う条件作りのための努力である。

3. 福 利 厚 生

法定福利費を除く厚生費の１人１ヶ月平均額は，平均基本給の10％にあたる。

又，全社野球大会等の厚生行事は，従業員の連帯感を深め，明るい職場作りに寄与している。

福利厚生は，賃金を補完する面と従業員のモラールの高揚を補完する面をもっている。

しかも，ある時点では，モラールの高揚に決定的な役割を果たすことさえある。

(1) 宿　　舎

住宅問題は，各人がその力に応じ解決すべきものであり，その根本的な解決は，国の施策を待つほかはなく，一企業のよくなし得るものではない。

しかし，家賃の家計に占める比重は大きく，特に転勤の場合の住宅問題が障害になる。

当社の社宅は，総て借上げ社宅であり，扶養者を有する者が借家した場合は，総て社宅扱いになる。

社宅は，転勤者社宅，Ａ類社宅（勤続年数７年以上の者）及びＢ類社宅に区分されている。

会社が負担する金額は，転勤者社宅の場合家賃の75％（22,000円頭打ち），Ａ類社宅の場合家賃の75％（17,000円頭打ち），Ｂ類社宅の場合家賃の70％（12,000円頭打ち）であり，これと家賃との差額を使用料として徴している。

家屋についての規格はなく，立地条件や間取りは，各人の好みによって選択出来，割安の家賃で住めることは，従業員にとっても便利であり，規格にたいしてのトラブルや社宅としての面倒な維持管理の問題がないことから，会社にとっても捨て難い制度である。尚，現在の社宅数は214戸である。

独身者には寮を貸与している。

創立当時は，僅か２寮だったものが，現在は13寮となった。

正規の寮がない事業場に配属された独身又は単身の社員については，それが他の寮生より悪い条件にならないよう，下宿を特別単身寮とし，会社が下宿料を支払い，本人からは，食費相当分を徴することにしている。

尚，現在の寮入居者数は202名である。

社宅及び寮入居者との均衡上，昭和39年１月１日から，持家者に対し半期2,000円の住宅補助料が支給されることになったが，現在はその金額は半期10,000円，その対象者は384名となっている。

(2) 貸 与 被 服

打撲，火傷，感電，薬害そして最近では，静電気障害等いろいろの危険が混在する職場を抱え，貸与被服の種類や質については早くからそれ等の危険をうけることが，出来るだけ少なくなるよう配慮されてきた。

昭和40年４月被服貸与規程の全面改正が行なわれ，現業員についていえば，作業服年２着，作業靴年２足，作業手袋年24双等を中心に多くの品目が貸与されることになった。

その後も品目と質の改善が不断に行なわれた。

その後ふえた品目には，夏作業服年１着，本社事務服２年１着，安全帽は衝撃用５年１個耐電用３年１個，皮手袋１年２双，アノラック４年１着等がある。

質の面では，綿を主体としていた作業服をはじめとする総ての作業用の被服の生地が難燃，絶縁，耐酸及び静電防止の総てを兼ね備えたものに改善され，運動靴であった作業靴は安全靴に変わり，上っ張りであった女子事務服も上下の制服にするなど大きな進歩が見られた。

そのほか貸与被服として規定されていないが，作業上又は客先の指示による作業に必要な被服は，その都度現地に於て調達する制度になっている。

(3) 財 形 制 度

昭和38年に社内予金制度と互助会による厚生貸付金制度が生まれ，昭和46年には住宅積立金制度と同貸付金制度が生まれた。

互助会は，会員が毎月100円以上を積立て，それを源資に15万円までの範囲で会員の生活資金を貸付けるものであり．住宅貸付金は，住宅資金を積立てている者に，200万円を限度に住宅資金を融資するものであって，その水準は必ずしも高くはなかった。

不時の支出や住宅購入等は，各人がそれに備えて蓄えるべきもので，そうした従業員の財産形成の努力を支持し推進することは出来ても，努力のない者に対する補助は出来ないというのが，会社の基本的な姿勢であった。

財産形成は，自らの手でやろうという気風がガッチリ根を張り始めた昭和53年１月１日，信託銀行と提携し，従来の伝統を引き継ぎ，しかもこれまでとは比較にならない程高い水準の貯蓄，住宅貸付，厚生貸付の三つを統合した財産形成制度が発足した。

この制度では３年以上の期間毎月1,000円以上積立てることを条件として，住宅購入の場合800万円まで，不時の支出の場合200万円まで，一般的な物入りの場合30万円までの貸付けを受けることが出来る。

しかも積立は㊙のほかに500万円まで非課税扱いとなり，もし，住宅積立と指定しその条件を満たしていると，最高毎年の積立額の10％（５万円限度）がその年の税額から控除される。

住宅貸付の返済金についても，会社からの年利1.8％の利息補給を最高15年間受けることが出来，同時に毎年の返済金が30万円を超えるときは，その５％（３万円限度）について，税額控除を受けることが出来る。

そのほか災害復旧のため厚生貸付を受けた場合，会社は30％から47％の範囲で利息補給をするなど多くの恩典が設けられているのである。

国の施策に副ったものなので，今後恩典はより充実されると予想されるが，自分の家を夢見る反面，病気など不時の出費に不安を覚える従業員にとって，まことに頼りになる制度である。

(4) 従業員災害拠出保険

慶弔規程には，業務上死亡の場合の弔慰金として，有扶養者1,200万円，業務外死亡の場合の

弔慰金として15万円，障害見舞金として最高1,200万円，が規定されている。

このような不時の備えについても，各人の出来る限りの努力が必要であるという主旨に基づき，社内規程とは別に保険会社との契約により，昭和50年から従業員災害拠出保険制度が設けられた。

会社は，全従業員1人につき月額600円の掛金を負担し，事故死亡200万円，病気死亡100万円，事故による障害補償最高200万円，事故による入院補償1日1,500円（最高120日）を，従業員に保証した。

その基本契約のうえに，掛金最高月額6,000円，事故死亡最高2,000万円，病気死亡最高1,000万円，事故による障害補償最高2,000万円，事故による入院補償最高1日15,000円（最高120日）の範囲で，従業員が自由に上乗せ出来る制度である。

掛金は，1年毎掛け捨てであるが，死亡や入院する人が少ない年は，配当の形で掛金が戻る仕組みになっており，実績からみると年間掛金の50%は戻っていることから，安い掛金で大きい保険を受けることが出来る優れた制度といえる。昭和53年には，役員及び従業員の家族もこの保険の対象となるよう範囲を拡大した。

現在保険者数は1,077名，そのうち拠出者数は663名である。

(5) 文化・体育

人には，ホット一息つくことも必要である。

仕事の合間の適宜な娯楽や頭の切替は次の仕事の能率を挙げる。

そして，もっと重要なことは，文化，体育に於ける従業員間の交流は，仕事の中の人間関係とは一味ちがった質の仲間意識を生み出し，それが仕事の中の人間関係を一層強いものにする点である。

各機関には，文化，体育委員会があり，配分を受けた文化体育費と各人から徴した会費の範囲で，野球，バレーボール，ピンポン，囲碁，将棋，麻雀，写真，音楽，登山，スキー，釣等々多くの部が，それぞれ活発な活動を展開している。

対外交流も盛んで，柔道，スケート，フェンシング等の国体や全国大会に，選手又はコーチとして出場するものもあり，地域の野球大会，バレーボール大会に参加することは勿論のこと，なかには市民ぐるみのクリスマスパーテーを主催する機関さえ出始めている。

そのほか，海の家，社会保険保養所を利用したときの補助，年2回の慰安会，家族ぐるみの家族慰安会等がそれぞれの予算に基づき実施されている。

毎年開催される全社大会は，その規模と内容からいって，当社の文化体育活動の柱となるものである。

昭和39年経営の苦しい時に始められた全社野球大会は，従業員の積極性に支えられ，昭和53年には，第15回を数えるに至った。

昭和44年には，全社バレーボール大会が全社大会の仲間入りをし，これも各機関持廻り主催を

続けながら，昭和53年には第11回を数えた。

更に昭和52年には，全社囲碁将棋大会が開催され，昭和53年にその2回目が行なわれた。

全社大会は

1. 従業員の文化体育の質の向上に資する内容の種目であること。
2. チームワークを必要とする競技が望ましいこと。
3. 各層の従業員が，万遍なく参加出来ること。

という基本的な考えに基づき行なわれてきた。一つの種目だけ，又はチームワークを必要とする競技だけだと選手が固定される。

そのため，囲碁将棋大会を取入れたり，原則として二つの種目の選手は兼ねられないことにするなど，種々の工夫がこらされている。

如何なる行事についてもいえるのは，従業員の積極的な参画意識がなければ成功しないということである。

福利厚生は，従業員が自からの夢を実現するために行う努力と行動を，会社が積極的に支持し補ってゆくことだというのが，苦しい時代を乗り越えてきた当社の伝統であり，この伝統は今後とも守ってゆきたいものである。

4. 教　　育

従業員の自覚とモラールが高まり，会社の目的の達成のため，自らを完全に管理出来るようになったとすれば，最早，会社の労務管理は必要なくなるであろう。

もし，そうだとすれば，教育は労務管理の最も根本的な施策といえるのであって，当社に於ても，早くから大きな努力を払ってきた。

しかし，教育自身，本人の自覚なくしてその成果を期待することは出来ず，人の意識を変革することは，まことに容易ではない問題である。

昭和39年3月社内教育の実施計画が作成されて以来，毎年その年度の教育計画が樹てられ，それに基づいて各種の教育が実施された。

昭和53年には，それに加えて当社発展の将来展望に立ち，より総合的な中期教育訓練計画が策定された。

(1) 技術教育

技術会社であるから，技術教育は最も重要であることは十分理解されていたが，実際には採用されると即戦力として日常の作業に投入され，計画的で系統的な教育は従来あまり行なわれなかった。

すなわち，技術教育はもっぱら実践の中で身につけることを重点に行なわれてきたが，ここ数年経済成長の鈍化に伴い，工事受注の条件が厳しくなり，その競争に勝ち抜くためには，専門的で且つ総合的な技術を身につけるための計画的で系統的な技術教育が重要になりつゝある。

初期に於ては，溶接やクレーン等今すぐ仕事に必要な技術教育が主であり，中期に於ては，一

段高い工事をこなすため，メーカーや専門企業の講習会，又は実習教育が主であったが，現在では，原子力発電所や大規模建設等総合工事をこなすに必要な計画的で系統的な専門教育が計画されるまでに至った。

社内に蓄積された技術上の経験を集約し，それを普及するための実戦的な研究発表会も盛んに実施されている。

(2) 新入社員教育

昭和40年３月以来，毎年採用された定期採用者に対し，入社前又は入社後の１週間，現地配属前の集合教育を行っている。

現場に於て早く戦力になれるよう集団生活と新入社員の心構えの確立並びに会社概要の理解を中心に行なわれる。

各現場に配属されると更に数日後，現場で必要な知識の教育が行なわれる。

10数年このようなパターンで進んできたが，新入社員を技術的な戦力とするには，今一つ基礎技術についての集合的な教育が欲しいと云う職場の声に基づき，昭和53年からは，配属されて数ヶ月後にもう一度，職種毎に指定した機関に集合させ，10日間程度の基礎技術教育を行うことになった。

(3) 中途採用者教育

昭和44年11月から，２泊３日の中途採用者教育が実施された。

中途採用者は，一般的に既に実務の経験を持っているが，当社の実情には疎いので，新入社員教育と同じく，集団生活としての心構えの確立並びに会社概要の理解を中心に行なわれている。

毎年50人近くの中途採用者があるので，入社順に一定の人数毎に実施されている。

(4) 一般社員教育

昭和44年８月から，２泊３日の一般社員教育が実施された。

入社後３～４年の社員を対象に新入社員教育の継続として，社員としての自覚の向上並びに各種の業務処理に共通する基礎的手法の習得を中心に行なわれている。

(5) 中堅社員数育

昭和45年９月から，２泊３日の中堅社員教育が実施された。

勤続年数７年程度の社員を対象に一般社員数育の継続として，中堅社員としての自覚の啓蒙と初級監督者としての部下の扱い方習得を中心に行なわれている。

(6) 班長研修

昭和52年から４泊５日で班長研修が実施された。

管理監督者訓練の一環であり，中堅社員の中の班長を対象に監督者としての自覚を高めるため課長，副長と同じ内容の管理スタイルの反省とその手法習得を中心に行なわれている。

(7) 副長研修

昭和51年から，４泊５日で副長研修が実施された。

管理監督者訓練の一環として，課長研修がひとわたり終ったのに続いて，副長を対象に課長研修と同じ内容の管理スタイルの反省とその手法習得並びに初級管理者としての自覚の高揚を中心に行なわれている。

(8) 課長研修

昭和40年から実施されたＴＷＩ訓練並びにＴＷＩトレーナー訓練，昭和42年から実施された外部講師に依る講演の受講，昭和43年から実施されたＭＴＰ訓練等が，当社の従来の幹部数育の中心であった。

昭和40年代の後期になり，管理者の指導方法や部下に接する態度についての従業員の批判が出始め，管理職者をして自から自己を見つめるようにする教育の必要性が要望された。これは，こうすべきであると云う教育ではなく，自分はどのような状態にありどうすればよいかを考えさせる教育が，必要となったのである。

そこで取り上げられたのが，昭和51年から実施された「グリッド」による管理スタイルの分析と自己の管理スタイルの反省並びに問題解決の手法習得を中心とする課長研修であった。

この研修の特長は３つある。

一つは，管理スタイルの分析ではあるが，実際はもっと根の深い問題解決の際の価値観の分析であること。

二つは，どの管理スタイルが最も正しいかは各人の理解に任せ，何等のきめつけをしていないこと。

三つは，講義はなくテキストに基づき，集団の自主研修に依り学習が進められることである。

この研修参加者は，学習の進め方と自分を見つめる点で，他の研修にないものを感じ概して好評であったため，課長が一巡したところで副長，班長にまで同じ研修を行っている。

以上８種類の教育，研修が，社員教育の基本形態であるが，その他に女子の接遇訓練や，事務担当者の業務研修等が，その都度実施されている。

外部工事が増え，多数の協力業者を指導する必要性は益々切実になってきた。

外部に対し，一流の水準として通用出来る専門的な技術と管理能力の早急な習得は，当社の将来にとって緊急な課題の一つである。

人の意識の変革は，一朝にしては成り難い。しかし教育の中期計画に基づき実戦的な内容の教育を倦むことなく実施することにより，それは必らず実現されるであろう。

昭和49年，人事，給与，厚生の事務機械化が導入されたが，近く教育，資格並びに服務についての事務機械化が予定されている。

人と人とのつながりを大切にする暖かい血の通った労務政策と事務機械化に依る労務資料の整備分折と云う管理手法の組み合わせは，当社の賃金，服務，福利厚生，及び教育といった労務施策を一層発展させるにちがいない。

Ⅲ　労務関係の結語

企業は人である。同時に企業は組織である。

労務管理は，組織としてやらなければならず，ある特定のものが請負って済むものではない。又，労務管理は，労務施策の全分野に於ける組合との対応と同時に，従業員の一人一人との対応でもある。

そして労務管理は，企業の色々な発展段階に応じ，従業員を企業の目的に向って奮い立たす手法であり，その改善，向上に終りはない。

20年の歴史を振り返って見たとき，如何にすれば従業員の勤労意欲を不断に高めてゆけるか？

又，総ての事業場を活力ある職場とするにはどうすればよいか？　の問いに一言で答えられるものはなかった。

そして言えることは，今後共常にこの問題を問い続けることこそが，この問いに対する答えではなかろうか。

第5節　安全衛生関係

Ⅰ　安全衛生施策の変遷

安全衛生業務の過去の実績については10年史の中で示したとおり，草創揺籃期には，経営基盤の強化に注がれ全社的な安全衛生諸施策の整備にまで至らず労務管理の中で労働災害発生の推移など，その時の状勢に対応して施策の展開を図ってきた。

昭和38年５月頃より関係諸規程類及び組織等の整備を着々と進め効率的な業務の運営を図ってきたが

昭和42年頃よりの充実成長期に入るに従い安全衛生管理の充実を期するため，情勢の移り変り等に対応しながら安全衛生管理規程の制定，整備，組織機構等の改善を図り，その間昭和47年10月に労働安全衛生法が公布施行となり，安全衛生管理体制も新たな進展をみるに至り，規程，要領等も着々と整備され大さく改善きれてきた。

1．　安全衛生関係規程類の改善，整備経過

まず安全衛生管理遂行のよりどころとなる関係規程類の整備，改善等を精力的に進めることになったが，その主なる経過は次のとおりである。

∘昭和34年２月２日

　就業規則に付帯安全衛生規程制定

∘昭和37年８月９日

　安全委員会に関する協定成立

∘昭和38年７月１日

　同協定に基づく取扱要領施行

∘昭和40年５月19日

　衛生管理業務取扱について制定

∘昭和43年２月１日

　安全管理規定及び同取扱要領制定

∘昭和44年４月１日

　総合安全管理委員会設置

∘昭和46年３月22日

　安全管理規程改正

∘昭和46年４月19日

　安全管理取扱要領改正

∘昭和48年１月26日

　安全管理規程及び同取扱要領大巾改正

∘昭和48年１月26日

　衛生管理規程制定（従来の安全衛生規程廃止）

∘昭和48年２月６日

　安全作業心得制定

∘昭和48年３月26日

　安全帽標識区分取扱要領制定

∘昭和48年４月１日

　安全帽，作業用車輛，作業用工具の色彩統一と取扱要領制定

∘昭和48年７月21日

　作業時指差呼称要領制定

∘昭和48年８月28日

　車輛運転時安全呼称要領制定

∘昭和48年11月24日

　安全教育訓練実施要領制定

∘昭和49年４月11日

　車輛安全管理及び運転心得制定

∘昭和49年10月１日

　放射線業務客先管理区域内の作業心得制定

∘昭和51年６月22日

　重油灰等の取扱い作業心得制定

∘昭和52年４月１日

　安全管理規程及び同取扱要領改正

○昭和53年10月11日

安全管理特別指導要綱制定

2． 全社目標安全衛生管理計画重点推移一覧

以上のような内部体制の整備改善の変遷の中にあって全社目標や安全衛生管理計画が過去10年間にどのような移り変りを経てきたであろうか，その状況は下表のとおりで各年度毎に安全衛生管理上の問題点が浮き彫りにされた観があり誠に興味深いものがある。

年　度	全社目標（安全）	安全衛生管理計画重点方針
44		協力業者安全管理の強化 ＴＢＭの完全実施
45		安全管理体制の整備 ＴＢＭの完全実施
46	労働環境の整備	安全管理体制の整備強化 安全規律，安全点検の実行
47	安全作業の徹底	安全規律遵守，作業環境の整備，安全作業の徹底
48	ＺＤ運動の推進	（安全） 新しい安全管理体制の整備充実，ＺＤ運動の推進 （衛生） 健康に対する各長の認識の高揚，自主的健康づくり
49	労働災害の絶滅	（安全） 安全基本動作遵守，円満な人間関係の確立，働き易い作業環境の形成 （衛生） 衛生管理体制の整備，健康管理の充実
50	安全職場の確立	（安全） 安全の確認，安全基本動作相互注意の徹底による仕事と安全の一体化 （衛生） 特定作業による疾病予防，快適な作業環境の形成
51	職場規律の確立	（安全） ライン管理の充実と職場規律の確立 安全は仕事と共にあることによる自己安全の確保 （衛生）

年　度	全社目標（安全）	安全衛生管理計画重点方針
51		作業環境，作業方法の整備による自主的健康の維持増進
52	明るく規律ある職場作り	（安全） ライン管理の活発化，作業者自身の安全の意識作り，全員参加を基盤とした災害撲滅 （衛生） 自主健康管理意識の向上，有害環境対策の整備充実
53	安全作業の徹底と活力ある職場づくり	（安全） 守りの管理からの躍進，全員参加による安全の先取り （衛生） 自主健康管理の充実向上，活力ある職場衛生環境の整備

3． 安全表彰の概況と安全作品応募の安全標語一位入選作品一覧

その他各年度毎に諸行事も活発に行なわれてきたが，その中で特に従業員の安全意識を啓発するため，安全成績の優秀な各級機関並びに当社協力業者に対する社長表彰，又，全社従業員，家族及び協力業者を含め安全作品（標語，作文，ポスター）を広く募集し，毎年多数の作品が寄せられ意識の高揚に多大の貢献をしてきている。

以下特に記録にとどめ，時流の変遷をみるためにも安全標語の一位入選作品を過去10年間をとり年度別に纏めてみた。

年度	安　全　標　語
昭和44年度	話しあい短いながらも今日の無事
昭和45年度	他人（ひと）のためわが身のための無災害
昭和46年度	狭い場所広く片づけ安全作業
昭和47年度	人の和で築く安全明日への光
昭和48年度	やるなやらすな無資格作業
昭和49年度	ＴＢＭなくて作業の始めなし
昭和50年度	一で確認二に基本三で声かけ安全作業
昭和51年度	手慣れた作業初心にかえって慎重に
昭和52年度	災害のあとで打つ手を先に打て
昭和53年度	よい腕に安全加えてプロといい

Ⅱ　労働災害発生状況の推移

前項の安全衛生施策の変遷を経てきた過程で労働災害発生状況も時代と共に変化してきているが，工事会社として下請協力業者の出入の多岐なこと，又工事現場に於ける複雑流動的な作業条件の制約，施設や環境の変化等の中で事故発生は必ずしも少なくなかった。さらに事業の発展に伴っての現業機関の整備拡大，作業件数の増大，協力業者の増加等の推移を通じて反復の状況を

示してきた。

以上の経過の中から毎年度の総労働時間も大きく伸長してきているが災害率の算出に当っては，当社の実態から従業員と協力業者を一体的に計上管理してきた。この中で総労働時間を分折し昭和37年度と昭和52年度を比較すると，100対712と７倍強になっており，労働災害による損失日数では死亡災害を除くと400日から900日台の間にある。

この結果強度率は大巾に減少し，度数率では昭和37年度対昭和52年度比較で，526対100と約５分の１弱に減ってきている。

この間死亡災害としては当社従業員２名と，その他協力業者６名の尊い生命を失っており，これらの貴重な教訓を活かして重大災害の絶滅を期し努力を続けている。

Ⅲ　安全衛生管理体制組織の充実強化

会社創立当時は前身である東日本興業(株)よりの就業規則に付帯した安全衛生規定を準用し，その後昭和37年８月に安全委員会に関する協定及び同取扱要領を定め，これを基調として安全衛生管理の徹底と安全教育に力を入れ，作業部門に於ける災害防止に努力し，草創揺籃期を乗りきってきた。

充実成長期の昭和43年頃からは会社経営の合理化と能率化を内容とする近代化への脱皮が図られた。

その中で安全管理体制の整備強化が図られ，従来の諸取扱いを改訂合理化した安全管理規程が制定実施された。

従来の労働基準法を中心とする労働安全衛生対策は急激に変化する産業社会の実態に即応したものとはいえず新たに労働者の安全と衛生を確保する観点から総合的立法を行う必要上，昭和47年10月新しく独立して労働安全衛生法が公布施行となり，それに従って当社の安全衛生管理の組織体制も大幅に改善されることになった。

１．安全衛生管理体制の経過について

草創揺籃期より始まり充実成長期に入った昭和43年中頃迄は主として前述の安全委員会に関する協定を基本とした安全衛生取扱要領を中心として組織体制を運用推進し災害防止を図ってきた。

昭和43年２月より従来の取扱要領は，内容を充実して安全管理規程として改正された。その中で本社安全委員会で行ってきた安全管理の業務は規程の中で総合安全管理委員会並びに安全担当課（労務課）の業務とされ，さらに各現業機関毎並びに本社に安全委員会を設置することに改善され体制の充実が図られた。

(1)　安全専門職制度の導入

又昭和46年３月に同規程の改正によりライン管理が大きく打ち出された。同年４月１日より安全担当常務の直接のスタッフとして安全専門職制度が導入実施され，安全指導体制を充実し，作業部門及び交通事故の災害防止に威力を発揮した。

(2)　安全衛生課の新設と安全指導員制度への変革

昭和47年10月労働安全衛生法が施行されるに及び，法による安全衛生対策や，その他社内の総合企画の必要など，いずれも早急に対処を要する段階にいたり，このような情勢の急激な変化に対処して，かねてから組織機構について検討されていたが，昭和48年４月１日を以て大幅な機構改正が行なわれ，その一端として総務部の中に安全衛生課が新設され従来労務課管掌の安全衛生管理業務を移行すると共に，さらに規程等を整備し，分掌業務内容を充実明確化し，名実共に工事会社としての安全衛生管理業務推進の主管課としてのスタートを切った。

又従来の安全専門職制の災害の撲滅に努力された功を多としながらも，一歩進めて安全指導員制度にこれを変革し，安全衛生課及び支社は事務課に所属させ，それぞれラインの安全衛生を確保するためのスタッフとして災害防止と予防衛生の積極的な推進に当ることとし，文字どおり体制が充実強化された。

(3)　安全教育関係体制の整備について

当社20年の歩みの中で工事を主とする会社としての安全教育については，どのように行なわれてきたのであろうか。

草創揺籃期より暫らくの間は精神面の充実による安全意識の高揚を図ることに主眼を置き，以来昭和43年頃までは安全作業方法についての職場の機会教育が導入され実質的には次のような方法がとられていた。

- ○事業所の計画による方法
- ○作業現場で直接行う方法
- ○安全専門職がパトロールの際行なう方法
- ○ＴＢＭの際行う方法

昭和48年に至り，前述の労働安全衛生法の制定に伴い従来当社には統一された安全教育体制がなく，又法による安全教育の実施が企業に義務づけられたのを機会に安全教育を系統だてて実施に移すため，安全教育訓練実施要領を制定(昭和48年11月24日付)し，安全の確保と災害の未然防止に向って教育体制を整備し，これにより毎年，年度当初に計画し実践に入り現在に至っている。

この中で特筆すべきこととして昭和49年上期に他社に先がけて労働省安全衛生教育センター（東京）発足後，逸早くＲＳＴ（労働省方式監督者安全衛生教育）トレーナー養成のため本社安全衛生課より２名を派遣し，監督者（職長）教育トレーナー（本社，高橋正二，我妻二郎）の誕生をみたのである。

以後社内講師として法60条による監督者安全教育の実施に入り現在まで既に副長，班長級百数十名の集合数育を終っている。

(4)　衛生管理体制について

当社の衛生管理体制は創立以来，充実成長期の後半くらいまでは福利厚生的業務の一環としての考え方の域を脱せず，稍もすれば従業員の健康が企業の問題としてでなく個人の問題として施

行されてきていた。

そのため衛生管理の諸活動についても，定期健康診断の実施に対する事後管理について不十分であったことは，いなめなかった。このような状況を打破し，企業に於ける衛生管理の役割を十分に発揮し従業員の健康保持と人的労働災害の防止を期するためには各長と衛生管理者との関係などを明らかにすると共に管理体制の整備が必要であった。

前述の労働安全衛生法が施行されるに及び進んで快適な職場環境の形成を図らなければならないこと，その上従業員の健康に関し自覚を求めると共に各長に対しても責務を持たせる体制作りと企業内に於ける不明確な衛生管理者の職務を明らかにし，円滑な業務遂行を図るため昭和48年1月に衛生管理規程を制定し管理体制の整備を図った。

一方嘱託産業医の委嘱の改善を図ると共に各種化学物質に対する特殊健康診断の実施体制についても整備を進め，職業病の防止は勿論，作業環境改善にも力を尽している現状である。

Ⅳ　現状と今後の対策，方向

当社の安全管理も時代の変遷と共に大きく変貌してきたことは，前述のとおりであるが，その中で創立以来あらゆる面で常に指導を得，今日の体制を築き挙げ得たことは，東北電力(株)の援助の賜であることに深く感謝するところである。今や草創揺籃期より現在に至るまでの景気の変動の波を経て，低成長時代へと移り変り企業経営は益々難しくなってきている。そして災害の撲滅は公害防止と同じく重点が指向される現代社会の流れとなってきている。又社会環境は安全への企業の責任に対する厳しさを増し，ひとたび重大災害を惹起すれば客先の信頼度を喪失し，受注に支障を及ぼしかねない情勢になってきている現在，災害予防が重要であることは言うまでもない。

1．安全衛生推進に関する基本的な考え方

安全衛生は設備や作業についての安全衛生諸施策がラインを通じて実施され，安全衛生スタッフ部門が，これに協力援助する体制のもとにはじめて円滑な推進が期待されるものであり，安全衛生管理規程にも各長の責任として業務組織の系統に従い安全衛生管理を実行し所管の安全確保についての責任を有することとしている。

当社草創揺籃期から昭和43年頃迄のスタッフ管理的要素からライン管理へと歩を踏み出し昭和48年に至り以上の基本的な考え方に立って「安全は仕事と共にある」とのライン管理体制を明確に打ち出し現在にいたっている。

2．ゼロ災運動の導入推進

過去を振り返って災害発生状況をみると，前述の統計に示したとおりであるが，在来型の繰り返し災害が年々発生してきた経過に見られるように，ライン管理の充実による諸施策と理解ある安全への投資にもかかわらず災害発生件数のベースは大幅な減少効果をもたらしていないのが現状である。

真に安全を願うなら従業員自身もその責任の一端を負わなければならないものと思われる。そ

の上に立って上から下への管理活動と下から上への自主活動の調和のもと，人間尊重の基盤に立ち真のゼロ災運動を導入し，これからの安全衛生の在り方を追求しなければと考え昭和51年度にはじめて安全衛生管理計画の中にゼロ災運動を目標とすることを掲げ，昭和52年度に全員参加を基盤とした規律ある明るい職場の形成を図ることを打ち出したのである。

その結果昭和52年3月1日，新仙台及び八戸支社を皮切りにし仙台支社，仙台機械工場さらに酒田，新潟，東新潟，秋田の各支社の順に，それぞれ協力業者を含めて職場にゼロ災運動が発足し，昭和53年度には各水力関係事業所に於ても着々と導入準備中であり，当社の安全管理も経営層の安全に対する理解と厳しい姿勢の上に，これが定着化を図り災害ゼロを究極の目標として企業に課せられている安全衛生責任を全うしてゆかなければならない。

3．安全運転管理のあり方

当社の安全運転管理は昭和46年度より専門職を本社総務部に配置し，交通事故災害の防止と安全運転のための指導を責務としていたが，昭和48年4月安全衛生課の新設と同時に同課に所属させ，全体の安全管理計画の中で安全運転管理が計画され実行に移されるようになった。その中で従来交通安全教育は主として本社指導員による社内教育訓練により資質のレベルの向上を図ってきたが，今や車輌保有台数も年々増加し，もらい事故，通災等も多くなり，防衛運転技法をとり入れると共に各現業の教育体制も整備してゆかなければならない段階にきている。

この対応策として昭和52年10月，はじめて鈴鹿サーキット交通教育センターに全社より5名を選抜し特別教育を受講させ安全運転指導員の養成を図った。

今後も同センターへ適任者を送りこみ将来制度化して全現業機関に指導員を誕生させ，モータリゼーションの社会に対応して交通災害ゼロの実現を目指して努力して行かなければならない。

4．協力業者との協調体制の充実

工事会社としての当社は協力業者に依存することは避け難く，過去20年間の歴史の中でも常に協力を得て仕事の完成を図ってきている。

従って当社の災害統計は草創以来常に協力業者を含めた統計で進めてきている現状であり，安全管理の諸施策も当該業者を含めてその対策を常に考えて推進してきている。特に安全衛生のための教育は労働災害を防止する上で非常に大事な手段であると考えている。

今や安全に対する厳しさが企業に求められているとき「災害によって安全を学んではいけない」の諺の如く，会社体制の許す範囲内に於て協力業者との協調体制を充実し災害防止のための指導援助を進めて行かなければならない。

昭和53年度は当社内の6支社より教育適任者を選抜して，主として業者職長教育のＲＳＴトレーナーの養成を図り，協力業者の職長級に安全衛生の法的教育を充実し，全社台としての信頼度の充実を考え質的向上を図るための施策を進めている。

5．安全管理特別指導要綱の制定指導

当社火力部門を主とするゼロ災運動の導入（水力部門準備中）推進にもかかわらず，昭和53年

上期の災害発生件数は前年同期に比べ漸増の傾向を見せ始め，全国台の傾向と類似してきた。

この段階で前年並以下に災害発生をおさえ，又会社の安全衛生管理計画及び方針が不均衡にならないようにするため特別指導要綱を制定（昭和53年10月11日）し，本社としてキメ細かな施策，指導の見地から第一線職場の実態と問題点を実地に捉え，今後の安全管理，教育等に反映させると共に現業管理監督者に対し大局的立場からの指導を行うこととした。

具体的指導方針としては安全管理業務が関係法規，社内規程及び安全作業心得等に従い的確に運営されているか，それらに関連する内容（チェック，リスト等）の充実実施について，昭和53年11月より本社主管課として一歩突込んだ指導援助を実施し，一部実施個所について，大きな成果を挙げることが出来たものと考えられるが（災害ストップとキメ細かな安全配慮），さらに今後にわたって，これが実施を継続し安全管理の成果をさらに向上させてゆく考えである。

6．創立20周年記念物故者慰霊祭の実施

昭和54年２月１日をもって当社も創立20周年を迎え，その記念行事の一環として当社在籍物故者27名の慰霊祭が，創立記念日に先立ち１月31日，仙台市の名刹輪王寺に，遺族を代表して故古賀社長令室をはじめ在仙の遺族を招き，社長以下全役員参列のもとに厳かに執り行なわれた。

今回慰霊の対象となった物故者は，昭和44年２月１日以降，昭和54年１月31日に至る間の在職中に死去したもの，及びこの期間中の停年退職者で停年後死去した役員及び社員27名である。

うすく雪化粧された境内のたたずまいの中，静かに香のただよう霊前に，祭主後藤社長より『今日の当社発展の礎となられ物故されました方々の霊に対し心から冥福をお祈りし，諸先輩の心を心として社業に励むことをお誓いすることが諸霊に報いる道であります。』と切々とした慰霊の詞を述べた。静かに読経の流れる中，遺族の焼香が続き，生前を思い出されて嗚咽の声さえ聞かれ，厳粛の中に意義深く20年の歴史の足跡がよみがえり，最後に遺族を代表して故古賀社長令室より，思いがけず供養が出来ましたとのお礼と今後の社業の益々の発展を祈念しておりますとの挨拶をいただき滞りなく終了することが出来た。

物故者慰霊祭参列遺族氏名

物故者氏名	遺族代表氏名(続柄)
古賀　孝	（妻）古賀　文
中山広孝	（妻）中山たま
大津　弘	（妻）大津貞子
西山光秀	（父）西山常長
星　節夫	（妻）星　千代
小川　清	（妻）小川マサ
堤　政雄	（妻）堤　智代

Ⅴ　おわりに

以上当社20年間の安全衛生の歩みの中から現状を認識し，纏めとして現時点での安全衛生の

今後の対策の方向性について重点事項を述べたが，やはり過去20年間の貴重な体験と歴史を振り返って，将来の安全衛生活動のあり方を追及してゆくことこそ大切であり，工事会社として，あくまでも「安全なければ企業なし」の思想に徹してゆくことこそ会社発展の命題ではなかろうか。

第６節　経理・資材関係

Ⅰ　経理業務の変遷

現在当社の経理業務は次の通り大別される。

1．決算の業務

2．予算の業務

3．資金の調達運用及び金銭等の取扱業務

4．物品の購入及び管理の業務

5．請負付託の業務

そしてその業務は，本社では経理部（経理課，資材課），本社以外の業務機関では，事務担当部門により運営されている。

このような経理部門の業務が会社創立以来，営業活動の拡充発展等，その時々の環境によりどのように変ってきたかを，経理業務の内容別に，過去20年間に亘り跡づけしてみた。

Ⅱ　決算業務

会計単位の変遷，決算諸表の組立，原価計算の方法を中心に決算業務を振り返ってみることにする。

1．現在の会計単位及び決算組織

当社は主力が建設業であるが，定款にも示されたように非常に多岐に亘る仕事を行っている。したがって決算体系もそれぞれの営業活動を把握出来るように組立てられている。以下は現在の会計単位及び損益計算の単位としての各部門である。

（　）内は会計単位及び損益計算の単位として決算書に表示された時期を表わしている。

現在の会計単位（昭和53年４月１日現在）

本　社	
八戸支社	（第２期　昭和34年度）
仙台支社	（第２期　昭和34年度）
新潟支社	（第５期　昭和37年度）
秋田支社	（第12期　昭和44年度）
新仙台支社	（第19期　昭和51年度）
東新潟支社	（第19期　昭和51年度）

酒田支社　　（第21期　昭和53年度）

計　　8会計単位

損益計算及び原価計算部門（昭和53年４月１日現在）

火力部門　　（第１期　昭和33年度）

水力部門　　（第２期　昭和34年度）

自動車整備部門（第１期　昭和33年度）

フライアッシュ部門（第13期　昭和45年度）

水産部門　　（第14期　昭和46年度）

アスロン　　（第15期　昭和47年度）

排脱部門　　（第16期　昭和48年度）

機械工場　　（第16期　昭和48年度）

プロジェクト　（第16期　昭和48年度）

｛塗装工作部門（第２期～第９期）10期より各部門に分割計上｝

計　　9部門

一般管理費

（第１期は本社で一括決算を行っている。又水力部門の第１期は工事が完了しなかったのではないかと思われる。）

2．決算業務の変遷

会社創立以来の決算書及び経理関係の通達を見ると，昭和44年度，火力部門の件名別原価計算の実施，昭和47年度，勘定科目の改正，昭和50年度，伝票会計制度の実施，昭和51年度，決算様式及び取扱方法の改正等と過去20年間に亘り新たな制度の導入又は業務の改善がいくたびか行なわれてきている。

会社創立初期の損益計算書（第１期は会計期間が昭和34年２月１日から昭和34年３月31日迄の２ヶ月間であるため第２期の損益計算書）の内訳を見ると電気工事ロ，塗装工事ロ，自動車ロ，八戸火力ロ，仙台火力ロに工事高を区分して原価計算を行い損益計算書を作成している。このように会社の事業の種類（部門）及び機構に合せて決算組織を組立て営業活動の成果を的確に表わせるように決算諸表を作成するという考え方は創立当初より会社規模が拡大し機構が複雑になった現在でも変っていない。過去20年間の決算業務改善もこの考え方に基づき行なわれてきた。

以下はその主なものである。

(1)　火力部門の件名別原価計算の実施（第12期昭和44年度）

原価計算の方法は火力部門をのぞき当初より基本的には変っていない。

火力部門の原価計算は第１期から第11期までは月間の原価の発生額を単位として原価計算を行っている。これは工事が同一場所で継続して発生し客先も当時はほとんど東北電力(株)１社であったため一発電所の月間に発生する工事高に対し一括して損益計算を行ったほうが合理的と考え

たからである。

しかし創立より約10年間を経過し昭和42，43年頃になると工事量も創立当初と比較すると大幅に増加し又東北電力(株)以外のメーカーよりの工事も受注されるようになってきた。そのため個々の受注件名別に工事高に対応する原価を把握する必要が生じ昭和44年度に火力部門も水力部門と同じ個別原価計算を，実施することとした。

(2)　勘定科目の改正（第15期昭和47年度下期）

創立より15年を経過した昭和47年頃になると，当社の営業活動も拡大多様化し業務内容も複雑になり第16期昭和48年度迄には全原価計算部門が導入され現在とほぼ同じ業務内容になったのである。このような業務内容の複雑化に対応するため昭和47年度下期に今まで使用されてきた勘定科目の名称及び内容の修正を行う等勘定科目の見直しを行い勘定体系を整えて当時の業務内容に合った勘定科目に改正した。この勘定科目は，その後一部修正されているが現在も使用されている。

又勘定科目の改正と合せて伝票発行方法の制定及び火力部門完成工事高の計上基準が改正されその統一が図られ決算書様式も同時に改められている。

(3)　伝票会計制度の実施（第18期昭和50年度）

経理部門の業務量も年々増加してきたので，昭和50年度には会計伝票を数部複写しその一部を総勘定元帳として使用することにより総勘定元帳への転記を省略する伝票会計制度の実施を行い決算業務の省力化を図った。

(4)　決算様式及び取扱方法の改正（第19期昭和51年度）

昭和51年度に決算の方法及び決算書様式の見直しを行い管理資料としての部門別損益計算書の制定，原価計算方式の改正及び統一を行い決算業務の合理化を図り現在に至っている。

Ⅲ　予　算　業　務

1．現在の予算業務

現在の予算業務は年度の損益予算，設備予算を期首に作成し期中の情勢の変化に伴い予算の見直しを行い，又収入に関しては管理表を作成してその変化を把握し支出に就いては予算配分による統制を行っている。

このように当社の予算業務は会社の一事業年度の経営計画を数的に表わした管理資料を作成する業務として決算とほぼ同じ組織と規模で行わなれている。

2．予算業務の変遷

予算は当初より決算業務と並行して行なわれてきた。したがって原価計算方式及び勘定科目の改正等決算方法の変更に従い様式及び作成方法の修正が行なわれてきている。

そして昭和48年度に予算整理費目が定められ予算整理簿が使用されて予算使用状況の常時把握が行なわれるようになった。その後昭和51年度に本社主管個所で全社分を作成する費目，現業機関で作成する費目及び費目ごとの作成基準の詳細が定められそれに合せて様式も改正されて予算

作成方法の基準化，統一化が図られている。又予算見直しも定期的に行う等期中の変化の把握及び対策も強化されている。以後昭52和年度下期より完工高管理表が作成され毎月，工事高，売上高の変化が把握されるようになり予算業務充実の方向に向い現在に至っている。

Ⅳ　資金関係業務

1．現在の資金関係業務

現在の資金関係業務は年間の資金計画，月間の資金繰り予想の作成，現預金の出納管理，手形の取扱管理，資金の借入，資金の財務運用が主な業務である。

2．資金業務の変遷

(1)　資金計画

月間の資金繰り予想は創立当初より行なわれ年間の資金計画の作成も過去何回となく試みられてきたが工事高の予想が大幅に変動するためあまり利用価値がなく制度化するまでには至らなかった。しかし年々予算制度も浸透し期中の収入支出の変動も予想出来るようになり又大型建設工事も受注され長期資金対策が必要となったため，昭和53年度より年間の資金計画が作成され昭和54年度から制度化する運びとなった。

(2)　現金，預金出納管理の業務

現金，預金の出納管理の業務は創立より昭和49年度上期までは従来の慣例とその時々の本社よりの指導により行なわれてきたが昭和49年度10月１日に出納事務取扱要則が制定され出納事務の取扱方法が統一された。以後同年11月１日収入金管理制度の実施，同12月１日手許資金限度額の制定，昭和51年９月１日社外領収証の取扱の改正等現金預金出納管理業務の整備が行なわれ現在に至っている。

(3)　手形取扱の業務

創立以来の決算書を見ると受取手形は第６期昭和38年度から表われているが額が少なく，かなりの額に昇ったのは昭和43年度からである。以後電力外工事受注の増加に伴い年々増加している。

一方支払手形は第12期昭和44年度からである。そして昭和44年度から昭和50年度までは物品代の支払が主であったが昭和51年度の本社集中支払制度の実施に伴い一定の基準に基づき請負代金を含めて統一した振出が行なわれることとなった。又手形の取扱管理事務は昭和51年９月１日に手形台帳の改正，受取手形受領手続の制定及び手形取扱事務手続が定められる等手形取扱業務が整備され現在に至っている。

(4)　支払の業務

当社の原価の構成は外注費を含めると特殊な工事を除き労務費が大部分を占める。その中でも外注費の支払が大きくその支払方法が当社の資金に重大な影響を及ぼしてきた。その内の外注労務費は当社常駐の協力業者が当社の仕事を請け負いながら成長してきたという特殊性から当初は資金力が十分でなく当月締めの当月末支払を実施しなければならないような実情であった。その

後当月検収し翌月末支払に移行したが，これが制度として定められたのは昭和45年度の資材関係要則の制定によってである。したがって資材関係の要則の制定は支払方法の統一も意味した。

Ⅴ　資材関係業務

1．現在の資材関係業務

現在の資材関係業務は物品購入，物品の管理，工事の請負付託の業務に大別され，物品購入事務要則，工事請負付託事務要則，物品管理事務要則の定めに従い行なわれている。

2．資材業務の変遷

(1)　要則の制定実施（物品購入事務要則第13期昭和45年度，工事請負付託事務要則第15期昭和47年度，物品管理事務要則第15期昭和47年度）

資材関係業務は創立当初より昭和44年度までは各業務機関が独自に定めた方法で行ってきた。これを全社統一の方法に改めることとして昭和45年度に物品購入事務要則が制定実施され引き続き昭和47年度に工事請負付託事務要則及び物品管理事務要則が制定実施されて資材関係の事務処理の統一化が図られた。

(2)　要則の改正（第18期昭和50年度）

この要則は昭和50年度に帳票の改正，整理台帳の制定，工事着工指示制度等の改正を行い現在に至っている。

Ⅵ　経理業務の将来

現在の経理業務諸取扱基準は過去20年間に亘り諸先輩が苦労を重ね改善を加えてきた結晶である。これを補足すると共に集大成し新しい経理規程並びに資材規程の体系を作り昭和54年４月１日より実施すべく作業を進めている。さらに近くコンピューター会計を導入するための諸準備をも並行して進めている。

第2章　営　　業　　部　　門
(水火の力　原子の灯)

第1節　組織体制の変遷

会社の組織は企業の発展経過に応じて逐次改正されてゆくものであるが，当社に於ても業務の成長拡大，社会情勢，経済情勢の変化に応じ幾多の組織機構の変遷を経てきた。

本社営業部門の経過を辿ってみると次の通りである。

昭34．2．1（正式のものではない）　昭36．4．1　　昭38．9．1

事務・電気・塗装・自動車 の4部門で当社営業並びに工事開始 ——→ 電気部 ------→ 電気工事部と改称 / 火力工事部新たに発足

昭40．4．1　　昭43．2．1　　昭50．8．1

——→ 技術部 ——→ コンサルタント部 ——→ 営業部発足　現在に至る

第2節　コンサルタント部設置以前の営業活動と周囲の状況

戦後の日本経済は，昭和25年頃より発展成長を続け，国内資源の有効開発が重点政策とされ，東北に於ては，河川の総合開発による食糧増産と水力電源開発による電力利用産業の発展が提唱されていた。

昭和20年代に，東北の開発は電力からと，只見系大電源地帯を中心に水力(発)が建設された。一方火力については，大規模電源開発の有利性が確立され，水力電源の経済開発地点の減少から，昭和31年の「神武景気」をバックとする電力需要増を契機に，電力各社では大容量の火力開発を経営方針に組入れるにいたった。

東北に於ても，昭和33年前半に八戸火力(発)を皮切りに大ユニット新鋭火力(発)が次々に誕生し，電源構成が水主，火従より火主，水従の時代にいたった。当社は，この東北経済の高度成長が芽生え始めた昭和34年2月1日東北発変電工事(株)の名称で創立された。

当社設立の趣旨について，東北発変電工事(株)設立関係書類によれば「最近の東北電力(株)に於ける新鋭火力発電所の稼動，水力設備の増強並びに車輌の機動化の推進に伴い増加する水火力補修及び自動車整備業務は，会社を新設し，これに経営させることが合理的，能率的であると確信して会社の設立を企画した」と表現されている。

Ⅰ　会社発足当初の受注状況

昭和34年2月会社発足以来約10年間は東北電力(株)よりの受注が大部分であったが，創立当初は，技術の未熟，人員の不足，更に工具類等が不備のため東北電力(株)より工具を借用して工事に着手するという状態で，工事に対する信用を得ることが非常に難かしく，受注工事も少くて常時従業員は自宅に待機しており，工事に従事する場合に召集されるという状態が会社発足後5ヶ年程続いた。

当初の受注工事としては，堤通(変)主変圧器乾燥工事同じく放熱器取替，大川(発)66ＫＶＬ．Ｓ修繕工事及び天井走行クレーンレール調整工事，人来田(発)機器撤去並びに茂庭(発)機器据付工事など軽度のものであったが技術の蓄積と工具類の整備を図りつつ水車発電機の分解点検手入など，逐次高度な工事の受注増加に努め，昭和35年度の完工高は初年度額の1.3倍程度に達し，昭和40年頃まで緩い上昇カーブで増加していった。

電力外よりの受注工事としては，その殆んどが次のように塗装工事であった。

(客先) 鹿島建設(株)	仙台火力(発)本館第1，2期塗装工事
(〃) (株)大林組	電力ビル新築工事に伴なう塗装工事
(〃) 新潟鉄工工事(株)	新潟火力(発)重油タンク塗装工事
(〃) 大成建設(株)	滝川火力(発)2期，3期塗装工事

Ⅱ　初期の電力外よりの受注工事

昭和42年にいたって，東北電力(株)以外の客先よりはじめて纏まった工事の見積引合があり，当時の技術部及び当社の現地事業所に於て客先と折衝受注額を決め工事を施工した。

客先	工事内容	工期	備考
オルガノ(株)	八戸火力(発)給水処理装置据付	42/5～43/3	現地見積
中部火力工事(株)	四日市三菱油化(株)エチレンプラント配管	42/10～43/2	技術部見積
三菱重工業(株) 長崎造船所	大昭和パルプ(株)岩沼工場屋外配管ラック製作取付	43/2～43/3	技術部見積

東京オリンピックを契機とした好景気も，昭和39年10月頃から急速に冷え込み昭和40年不況に見舞われた。政府はこの打開策として，国債を発行して財源を確保し公共事業に投資した。これが呼び水となって民間設備投資を活発化させ，昭和40年末には立ち直りを見せ，これが昭和45年8月まで続いた，所謂「いざなぎ景気」の好況時代である。

このような企業の設備投資は当社の受注にも反映し，工事完工高は順調な伸びを示すと共に，受注工事の増加に対応して，昭和41～46年の間に山形，いわき，岩手の駐在員事務所並びに佐渡工事所(現事業所)及び新仙台火力，新潟共同火力工事所(現新仙台，東新潟支社)が開設され，又社内に於ては増大する受注に対応するため昭和41年代に，経営推進会議要綱の制定(7月)，業務改善提案制度の制度(11月)更に昭和45年3月部長会議，各長会議開催が決定されるにいた

った。

経済好況の昭和42年秋，一般産業界からはじめて次の大口工事受注に成功した。

大昭和パルプ(株)岩沼工場１万2,900kW 発電設備の据付工事

客先　三菱重工業(株)長崎造船所

１万2,900kW.タービン発電機据付

350 T/D回収ボイラの据付

工期　43/7～44/3

工事は昭和42年秋に受注し全社を挙げて工事施工に努め好評裡に竣工した。本工事ははじめての大口受注工事で，現場及び工事関係者の血のにじむ努力にもかかわらず，受注額と同程度の赤字を出す結果となった。しかしながら，この工事の完工は，当社技術関係者に対しては，技術に対する自信を持たせると共に，他方社外的には，当社の工事施行の誠実さと，会社発足後約10年間営々として蓄積した技術が認められる結果を招来し，その後前記岩沼工場より続々工事を受注している。〔日本製紙(株)岩沼工場は昭和43.4.1大昭和パルプ(株)岩沼工場に改称〕

売上高の上昇は，完工高総額で昭和34年度１億7,000万円が10年後の昭和43年度で16億5,000万円と約10倍に伸長し，年平均30％の対前年伸び率を示す発展を遂げ，その間着々と社内諸態勢の充実が図られてきた。会社発足当初の営業収益の主要なものは，水力(発)の受注工事で，当時の発変電工事は原価率が低く利益率がよかった。

しかし，人を雇う，工具を買う，建物を借りるなどで資金繰りに困る状況で，特に苦しかったのは火力工事であった。東北で最初に運転した八戸火力(発)の工事にあたっては，東北は従来農業地帯なので技術者が少く，当社の工事関係者は，火力の機械に手をふれるのははじめてで，東北電力(株)より初歩から習得するという有様で大変苦労したものである。

Ⅲ　会社名の変更

昭和42年５月31日開催された第９回定時株主総会並びに第58回取締役会で，定款の一部変更がなされ，社名の変更と営業目的の一部変更が決められた。

会社創立以来「東北発変電工事株式会社」の名称で８ヶ年を経過し，会社運営の基盤が確立し，幅の広い業務内容を行なってきたが，これまでの社名は営業内容の実態にそぐわないばかりでなく，一般的になじみにくいところがあり，対外的にも大きな発展を企図しているときにあたり，発変電設備の工事のみに限らず，幅広い営業内容を持つ会社であることを表明するために「東北発電工業株式会社」と社名を変更した。又社内組織では，かねて懸案であった営業目的にコンサルタント業務を追加した。これは今後益々東北電力(株)との提携を緊密にして一体化を図り，業務内容を充実せしめると共に，当社のすぐれた技術をもって，地域社会にも奉仕を図るためのものであった。

Ⅳ　公営発電所補修工事の受注

昭和42年９月青森県営岩木川第一(発)の特別点検に引き続いて，岩手，秋田及び新潟県営水力

(発)の補修に従事すると共に，一方昭和43年７月に東北農政局八郎潟干拓排水機場の運転管理業務を受託した。

第３節　コンサルタント部時代の受注活動の推移

Ⅰ　コンサルタント部発足（昭和43年２月１日）

会社業績の発展に伴い，かねてから組織機構について検討を行なっていたが，第９回創立記念日を期してコンサルタント部が発足した。

昭和42年５月当社設立の趣旨に則り，東北電力(株)の水火力発電設備の補修の事業を基盤とし，併せて塗装工事，車輌整備の業務をも行い電気事業の一翼を担うと共に，発変電設備に関するコンサルタント業務をはじめ，東北電力(株)以外の電力設備の建設，補修にも技術を提供して地域社会への貢献に努めることとする会社経営の基本方針が強調された。この基本方針を具現するため昭和42年には社名と定款の営業目的を変更すると共に，これが具体化の一環として機構を改正した。

機構改正の重点は，

1)　技術部を改組強化して，社名と営業目的変更を主目的とする発変電設備に関するコンサルタント業務と，公営，自家用電力設備工事の受注開拓とを担当する部門とする。

2)　本社機構の５部制を４部制に統合整備し，経営の積極的姿勢を表明することであった。

コンサルタント部の分掌業務

∘業　務　課

公営，自家用発電設備及びその他の建設，改良，補修業務等の受注に関する事項。

∘計画設計課

1)　発変電設備及びその他設備のコンサルタント業務

2)　技術の調査研究に関する事項

Ⅱ　コンサルタント部発足当時の問題点

昭和40年末より昭和45年半ばまで続いた所謂「いざなぎ景気」といわれた好況な経済の推移は当社の受注にも反映し，前述の大昭和パルプ(株)岩沼工場の発電設備の据付は好評裡に竣工した。その後同社より，重油タンクと付属配管工事，配管ラック製作据付等を受注し，これを契機として各方面への受注に努め，次々と大口工事の見積引合が増えてきた。しかし電力外工事の問題点としては

1)　所要工数単価の査定が極めて厳しいこと。

2)　支払条件が悪いこと，

等であった。当社が呱々の声を挙げて10年経過したとはいえ，かかる悪条件を伴なう電力外工事を無条件で受注するには，まだまだ技術的にも経済的にも弱体であることが痛感され，現在の

力にふさわしい工事を選択受注しながら一歩一歩足もとを踏み固めつつ，早急に技術と体質の向上を期する事の必要性が事ある毎に強調された。電力外工事の増加に伴い，電力関係者の間から，東発は電力工事で得た利益を電力外工事の赤字を埋めるのに引当てている等と言う批判の声も聴かれた。これに対しては，当社技術の向上と将来発展の見地より長い目で，今後共指導と援助を得たい旨説明してきた。

この当時の営業活動は，業務課が主として行い，受注ＰＲ並びに見積作成，金額折衝，クレーム処理に当ったが，発足当初は副長以下女性を含む３名で業務処理に忙殺され，計画設計課，火力部の応援を得てピークを乗り切るという実情であった。

Ⅲ　充実成長期の受注活動

1. 昭和43年７月国外の工事として，石川島播磨重工業(株)より技術提供の依頼を受け，西アジアペルシャ湾に面するクウェート共和国水利省向け海水蒸溜プラント配管工事施工のため，八戸火力事務所田村班長外２名が昭和43年７月より同年11月迄の114日間同地に派遣された。
2. 昭和48年５月当社中堅社員の技術習得意欲の向上と新らしい市場の開拓を図るため，日本工営(株)のインドネシア（旧セレベス島）のシュガープラント開発計画に参画した。本工事は，日本工営(株)に於て砂糖キビ畑を含む製糖工場設立に関するコンサルタントをインドネシア政府より受注し，その内の製糖工場関係を東洋化工機(株)が日本工営(株)の下請として担当することになっていたが，同工場に使用するボイラ，タービンの部品数量の過不足，使用の適否に関する調査を当社が依頼されたものである。調査対象になったボイラ，タービンは，約３年前（昭和45年）インドネシア政府がチェコより輸入したもので，大部分が解梱され，一部梱包のまま倉庫又は野積みにされていたものであり，この依頼に対し，昭和48年５月３週間の予定で八戸支社より次の２名が派遣された。

次長　　沖　田　利　之

班長　　佐　藤　義太郎

しかし，当初打合せ時の説明と現地の状況は相当異り，図面や仕様書が不揃いで（チェコより一式受領する事になっているとの説明であったが実現しなかった）数量のチェックに苦労した。尚海外調査にあたっては住民との生活様式の相違や宗教の違いが大きく影響することが痛切に感じられた。

昭和49年６月～昭和50年３月の間，前記ボイラ，タービン据付工事に関する指導員の派遣を依頼され，八戸支社より次の４名を派遣したが，現地のリスクを克服して完成し好評を博した。

班長　　中　村　国　夫（ボイラ関係）

班長　　内　沢　義　春（タービン関係）

班長　　石　田　松次郎（熔　接）

業者　　１名（仕　上）

前述の如く，日本工営(株)と東北発電工業(株)との提携による東南ジア等海外に於ける火力発電所の建設工事は次第に盛り上りを見せてきたが，偶々，昭和50年４月前記インドネシアのシュガープラント工場設備工事を日本工営(株)より受注した東洋化工機(株)が工事途中で倒産し，当社技術員派遣費が不渡りとなり，コンサルタント部をはじめ関係部門は，その処理に大変苦労すると共に，盛り上った日本工営(株)との提携ムードも消滅してしまった。

3. 昭和48年７月秋田県八幡平国立公園内に大沼地熱(発)(出力１万kW）のタービン本体，各種機器の据付，同附属配管，蒸気輸送配管据付，塗装工事を三菱重工業(株)長崎造船所より受注した。厳しい受注金額の下で，天候不順の山岳気象と国立公園地帯に位置するため，種々の規制を受けたが，それ等の悪条件を克服して同年11月２日見事に竣工し，三菱重工業(株)並びに三菱金属鉱業(株)より多大の賞詞を受け，その後補修を当社で行っている。
4. 昭和48年の国内経済は波乱そのもので，引き続く物価高騰抑止のため一連の金融引き締め政策が強化されると共に財政支出繰延べなどが行なわれたが，根強い総需要の中で，当社と関係が深い鋼材，塩ビ等の品不足から価格が暴騰した。

同年秋中東戦争に端を発した石油危機は，日本経済を根底からゆるがし低成長に変える要因を作ると共に，省エネルギー経済への転換を迫られ，エネルギー供給の大宗である電気事業につながる当社の事業は，厳しい局面を迎えるに至った。

5. この経済情勢のなかで，昭和48年４月１日かねての計画に基づいて，利府に仙台機械工場が開設されたが，これは機械装置の設計→製作→据付の一貫した工事が実施出来る態勢を整えたもので，今後尚一層の「受注の拡大」と「定着化」を図る目的から誕生したものである。

○工場概要

工場用地	3,400坪
工場建屋	200坪
事務所建屋	80坪（２階建）
倉庫建屋	80坪（平屋）
工場従業員	７名

機械工場設立計画は三期工事に分けられ，計画完了時は相当精度の高い機械加工も可能なものであったが，低成長下に於て第一期工事が実施されたのみで，第２期第３期工事は未実施のままである。

機械工場で扱った製作物の主なるものは，

受注先	工事仕様
光洋機械産業(株)	バッチャープラント製作据付
東日本興業(株)	電力ビル暖房用ボイラスクリューコンベア製作
大昭和パルプ(株)	ダンパー，エキスパンション煙道並びに架台製作

三菱重工業(株)長崎造船所	東京電力(株) 北海道電力(株)　火力発電所関係 NOx 対策架台製作
同　上	大昭和パルプ(株)白老工場煙道架台製作
同　上	大沼地熱(発)向け操作架台製作
三菱重工業(株)横浜造船所	太平洋金属(株)八戸工場　2万9,000 kW（5,800 kW × 5台）デーゼル発電設備用煙風道並びにタンク類製作
古河鉱業(株)	トンネルジャンボ製作
古河さく岩機販売(株)	トンネルジャンボ製作

で逐次主要工事の内容が変ってきた。

6. コンサルタント業務

昭和48年度内に当社としてはじめて次記件名のコンサルタント業務を依頼され，それぞれ報告書を提出した。

1) 仙台市小鶴清掃工場のゴミ焼却発電プラントの経済性について。

依頼者　仙台市清掃局　　昭和48年6月14日 報告書提出

（内容）　ゴミ焼却方式と同時にゴミ焼却時の熱を利用して発電し，所内用電源として利用を図るもので，これらの方式と費用に関するコンサルタントで，製作据付工事の一部を当社でも受注し，現在運転中である。

2) 長者原(発)（最大出力1万2,000 kW）取水量増加に伴なう出力増加に関する検討。

依頼者　日本重化学工業(株)　　昭和48年11月7日報告書提出

（内容）　河川流量に余裕があるので極力既設備を現状のままとして余裕水量を利用して出力増加を図ることとその費用の検討。

又昭和51年には次の依頼を受けた。

3) 須川開拓建設事業送水管基礎設計

依頼者　東北農政局須川開拓事業所　　昭和51年3月9日報告書提出

（内容）　岩手県一ノ関市内で北上川の水量を揚水して，かんがい用貯水槽に通ずる途中の急勾配地点の送水管布設にかかわるコンサルタント業務

7. 昭和49年は，前年の金融引き締めにより景気が沈滞すると共に，産業活動の停滞に伴なう倒産が急増し，卸売物価の急騰による資材類の高騰や，一部資材の不足など所謂「狂乱物価時代」を招き，当社の如き建設業界にとって最悪の状態となった。斯る状況下で当社としてははじめて八戸火力(発)4号機の排脱装置の機器据付を三菱重工業(株)MCECより，新仙台火力(発)2号機の排脱装置の機器据付を川崎重工業(株)からの受注に成功した。しかし工事用資材と労務費の大きな上昇により工事費は著しく高騰し，工事費の増額折衝は極めて苦しいものであった。

かかる不安定な経済情勢下に於て，昭和49年2月東新潟火力(発)1号機が着工され，更に昭和50年1月酒田共同火力(発)1号機も着工される等，当社の受注も，次第に増加していったが不況感の高まる中で工事量の確保と適正工事金額の確保という点で益々困難なものとならざるを得なかった。

8. 公害問題と受注の傾向

昭和43年頃より大企業に対する公害問題が国内の世論として大きく採り上げられ，公害問題は法令による規制をみるに至った。

1) ばい煙排出規制法公布施行　昭37.12

2) 公害対策基本法公布施行　昭42.8

3) 大気汚染防止法，騒音規制法公布施行　昭43.6

これにより公害環境対策関連工事が急増し又電力業界に於ても，昭和45年頃より下記の如き工事の実施を義務付けられた。

- 排水処理設備の設置
- ボイラ燃焼改善（NOx対策）
- 重油灰焼却炉据付
- ラインブレンド配管
- 消音装置設置

Ⅳ　東京営業所の設置と受注範囲の拡大

昭和43年2月組織機構の改正に伴い，コンサルタント部が発足したが，積極的な受注活動により一般電力設備の建設，補修工事受注量は着実に増加し，地域社会にも貢献してきた。一方変動激しい経済情勢下にあって，営業折衝業務の円滑な対応を図るため，昭和46年12月20日に東京営業所が開設された。

東京営業所の設置に伴い情報の収集をはじめ，受注ＰＲ，メーカーとのコミュニケーションは格段と強化され，技術の向上と相俟って当社のネームバリューは高まり，受注の拡大と工事の定着が認められる様になってきた。

東京営業所所在地

東京都港区芝大門2丁目4番6号（豊国ビル内）

所長　初代　永根一郎

二代　高田　修（昭52. 3. 1より）

人員　所長以下　3名

Ⅴ　電力工事，電力外工事，受注額の推移と比較

受注工事完工高の推移は，当社が発足した昭和34年度全社計で1.7億円，これが最近の昭和52年度では126.3億円と増大し，初年度に比し74倍の躍進を遂げた。しかしこれまでの業績を挙げるには茨の道を一歩一歩踏みしめて進んできたものであり，電力，電力外より受注した全社完工

高の比率は，ほゞ次のように推移してきた。

（%）

区分＼年度	昭和33 ～ 昭和44		昭和45	昭和46	昭和47	昭和45～昭和52年度まで 8ヶ年平均
電力分	100		74	74	72	
電力外分			26	26	28	
計			100	100	100	電力分 70%
区分＼年度	昭和48	昭和49	昭和50	昭和51	昭和52	
電力分	68	71	69	62	66	電力外分 30%
電力外分	32	29	31	38	34	
計	100	100	100	100	100	

第4節　営業部設置後の営業活動

Ⅰ　設置理由と当時の経済状況

戦後の混乱期から立ち直り，奇跡的な高度成長を続けてきた我が国の経済も，昭和48年秋中東戦争に端を発した石油ショックにより低成長路線を歩むことになり受注事情は一変するにいたった。このような社会情勢から受注競争の乗り切りが緊急課題となり，顧客の確保と，その増大を図ることが急務とされるにいたった。当時の当社の受注状況は，電力工事がほぼ70%，これに対して電力外工事が30%であり，今後受注量の増大を図るためには必然的に電力外工事の拡大と定着化を図る必要があった。かかる状況下に於て将来の発展を期するため，昭和50年8月1日一部組織機構の改正により，コンサルタント部に代え営業部が設けられ，全社員1人1人が営業マンとしての心構えに徹し，日常業務を通じて顧客の増大に努める事が最も重要である旨が強調された。

営業部の分掌業務

∘営業一課

電力会社よりの発変電その他設備の建設，改良，補修，製作等の受注関係。

∘営業二課

電力会社以外よりの発変電その他設備の建設，改良，補修，製作等の受注関係。

Ⅱ　最近の受注に関する特記事項

昭和46年8月ドル防衛に関する，所謂ニクソンショック，昭和48年秋のオイルショック，昭和49年には物価の安定を重点とする政府の総需要抑制策により，不況状態が続き，これがため長期に亘り民間設備投資の減退，資金繰りの悪化，雇用の停滞を招き，企業倒産の急増という産業活動の低迷が尚続いている。

1．昭和50年度は長びく不況に伴なう工事量の減少，特に造船部門の受注の急激な減少により，大メーカーに於ても工事量の不足を生じ，特命工事が少なくなり競争見積が増加し，更に競争会社のダンピングも激しく，必然的に受注単価の低下と受注金額の減少を招く結果になった。

工事量の減少に伴い受注面の厳しさが増す一方に於て工事実施面では相当質の高い管理能力を伴った請負及び現場体制が要望され，又工事内容については技術力，関連法規，客先の工事規準の習熟が強く求められるにいたった。

一方これに対し公害の法規制に対する環境設備工事が急増し，排脱装置の据付，排水処理設備の設置，ボイラのNOx対策工事，重油灰処理設備の据付等多岐に亘り増大し，営業部契約分の37%程度の受注額を占めるまでにいたり着実に施工実績を高めていった。

2．昭和51年度には，東北電力(株)の電気料金の値上げが実施されたものの，上期前半の渇水に引き続いての冷夏等が影響し，予算削減，特命工事の減少など，厳しい情勢に追いこまれたが活発な営業活動を展開し，定検関連工事，酒田共同火力(発)及び新潟共同火力(発)の排脱設備据付など大型工事の受注を得て年度後半には盛り上りをみた。

電力外工事に関しては，業界の受注競争が激しく金額のダンピング傾向が一層強まり，受注率（決定金額／見積金額）の低下をきたしたが，工事部門の努力で辛じて原価割れをくい止めることが出来た工事が多かった。かかる苦境の中に於て，積極的に受注活動を続け，次の大型工事の受注の他公害対策工事も継続して受注することが出来た。

∘大型受注工事

1）秋田火力(発)3号機排脱装置関連工事

2）酒田共同火力(発)1，2号機排脱装置関連工事

∘公害対策工事

前記大型工事を含め次の様な工事が多かった。

1）排脱装置の据付〔酒田共同火力(発)1，2号機，新潟共同火力(発)1号機〕

2）排水装置の据付（石巻焼竹輪工業組合，七北田川上流汚水処理）

3）ＥＰ製作据付〔酒田共同火力(発)1号機，東新潟火力(発)1号機〕

この内特色ある受注工事として次の2件がみられた。

1）石巻竹輪工業組合向けの排水処理装置製作据付で，土木，建築，機械，電気の各工事部門を一括受注した。

2）宮城県泉市七北田川共同汚水処理施設新設工事で，これまで例をみない工事種別であった。

この結果，昭和51年度の受注額は電力分と電力外分の比率が60：40と，電力外分工事の比率が増大するところとなった。

3．昭和52年度は，引き続く低成長経済の影響を受け，業界動向も依然として低迷状態を続

け，受注金額の査定は一段と厳しさを加え乍ら，反面工事施工の質の向上要求が強まるばかりで受注折衝は益々困難をきたしてきた。

当年度受注工事の主なるものとして，

(1) 危険物の規制に関する規則の一部改正による燃料タンク点検の義務づけ，消防法の一部改正は，昭和51年６月15日自治省令第18号によって公布されたもので，引火性液体の危険物を貯蔵し，又は取扱う屋外タンクの容量が1,000 kl以上１万kl未満では10年に１回，１万kl以上では５年に１回の内部点検が義務づけられたため，新潟火力(発)３号タンク，秋田火力(発)６号タンクの内部点検工事を受注した。今後この種工事の継続実施が見込まれる。

(2) 大型電源秋田火力(発)４号機増設にかかわる諸工事

東北電力(株)秋田火力(発)４号機（60万kW）の増設計画に伴なう受注工事は，昭和52年度のはじめより同発電所建設にかかわる先行工事を皮切りに施工に努めてきたが，本工事は当社発足以来の大型工事であることから社内体制を整備する必要に迫られ，昭和52年11月秋田支社内に建設部を設置し，全社を挙げてボイラ，タービン等の主要機器は勿論，補機並びに附属設備の据付に従事することになった。

本工事の主なるものとしては

- ボイラ鉄骨建方，ボイラの据付
- タービン発電機の据付
- ＥＰ製作据付

その他としては

- 重油タンク廻り配管
- 屋外燃料受入設備配管
- 給排水設備の据付
- 産業廃棄物焼却設備の設置
- タンク廻り消火設備の設置
- これらの電気計装工事など，

東北電力(株)の電源の確保に寄与し，東北に於ける電力の安定供給の一端を担うものであり，運転予定工期に十分対応出来るよう努めるものである。

(3) 産業用機械設備トンネルジャンボの製作増大

戦後の高度成長は，一般設備産業に於ても多種多様の発展経過を辿ったが当社も，地域開発の一翼を担って，この多様化にも対応を図るため，仙台機械工場で充実した技術と豊かな経験を生かし，建設機械としてのトンネルジャンボの製作，組立更に改造，運転技術の指導にも着手した。

新規製作として，昭和49，50年に各１件，51年には５件，52年にいたっては25件，その

他改造など，長足の増加を遂げた。この背景には，公共投資による東北新幹線の新設，高速道路の新設拡張が挙げられ，その販路は北海道，九州方面に亘り，更に国外にまで延びている。

(4) 地熱開発に当社技術の提供

新しいエネルギー政策としての地熱発電が見直され，これが開発促進が叫ばれるところとなり当社もクリーンエネルギーの確保に参画した。当社管内には「八幡平」「鬼首」等我が国に於ける有力な地熱開発地区が存在し，岩手県に松川地熱(発)が昭和41年10月運転に入っているが，当社も地熱開発に積極的に取組むことになり

三菱金属(株)向け　大沼地熱(発)　昭和49．６運転開始　出力　１万kW
電源開発(株)向け　鬼首地熱(発)　昭和50．３運転開始　出力　１万2,500kW
東北電力(株)向け　葛根田地熱(発)　昭和53．５運転開始　出力　５万kW

等の建設工事に協力し，運転開始後引き続いてこれら発電所の定検工事，補修工事等を受注している。

(5) 公害対策関連の工事他

昭和47年以来受注してきた公害対策関連工事は年々増加を示し，それぞれの工事種別に於て前年を上回る成果を挙げるにいたった。

その他としては，

- 酒田共同火力(発)屋外燃料受入設備工事
- 第二沼沢(発)建設工事用変電設備新設工事

等，積極的な営業活動を進め，受注の拡大を図り受注額の増大に努めた。

Ⅲ　今後の受注拡大に対する布石

当社は電力供給事業並びに一般産業界に於ける設備の保全と，その機能発揮の一端を担っているものであり，今後電力設備，一般産業設備の多様化，高度化は益々進展することが予想され，その役割は重大なものがある。しかしながら，総需要抑制策の浸透は業界事情に著しい変化を及ぼし，当社の受注事情にも影響が現われており，当社が発展するためには次の施策が是非共必要と考えられる。

1．会社全従業員の営業意識の高揚

(1) 会社経営の健全な発展を期するためには，受注量の拡大と定着化が必要であり，その目的を達成するためには，情報収集に始まる各所のタイミングのよい連絡と営業活動が必要条件である。

(2) 営業活動は，営業部門のみの業務として受けとられがちであるが「優秀な技術」「原価の低廉」「工期の厳守」の裏付の上にたって，全社員の一致協力による会社のイメージアップが最も大切である。

2．建設工事受注に対する受入態勢の確立

(1) 組織体制の確立と技術の蓄積

a. 建設工事の大型化と厳しい管理体制の要求に対応しつつ，尚且つ工事収支をプラスにするためには，工事中の状況変化を常に正しく把握し，客先とのコミュニケーションを円滑に保持しつつ，常に経済ペースで工事を進める事が必要である。

b. 不況の長期化に伴なう厳しい受注競争に耐える受注量の拡大強化を期するためには，工事実施者の質的向上が絶対条件となるが，そのためには，早急に技術の蓄積が可能な組織体制でなければならない。

(2) 工事用必要機器の整備

建設工事に占める仮設電源，仮設事務所，レッカー車の比重は工事の収支に大きな影響を及ぼすもので，最も効果的な工事用機器の整備を図り工事費の低減に努めるべきである。

3. スペシャリストの育成と体質の強化

(1) 今後は労働提供要素よりも，技術提供要素の多い附加価値の高い工事受注に，計画的に移行する必要がある。

(2) 前記(1)項を達成し尚当社の技術面のイメージアップを図るためには，各技術部門（例ボイラ，タービン，電気計装等）毎のスペシャリストの育成を図り，逐次強化することが最も大切である。

(3) 会社の指向するビジョンに対応し，常に体質（例えば直接工事担当者数と，その他部門担当者数の比率，又は学歴別の構成比率を如何にするか等）を改善して，工事消化に最も効果的な体質を保持することが重要である。

以上今後の受注の布石として述べたが，将来の景気はどう展開されるのか，かつての高度成長期には，たしかに成長率の如何は景気の如何を示しており，当時は成長率が高ければ必らず企業利潤が増加し，両者は並行関係にあった。だが今日はそうではない。

石油ショックを契機に日本経済が突入した不況のトンネルからは未だに脱し切っておらず，好景気は期待薄であり，これに如何に対処するかが緊急課題であろう。

第3章 技　術　部　門
(守りて高き　我が技術)

第1節 火　力　部　門
(拓く力に　誇りあり)

Ⅰ 工 事 関 係

1　草創揺籃期（昭和34年～昭和40年）

昭和34年２月１日，東北発変電工事(株)として発足した時点での火力関係は，八戸火力(発)構内に，八戸(出)が設置され中島英雄所長ほか33名で火力(発)補修及び建設改良工事に従事していた。当時は、発電所建設の据付けを施工した太平電業(株)が残っており，作業の配分としては補修作業について，太平６分，東発４分の割合であった。定検工事については昭和34年６月の１号機第１回目より，汽機，汽缶共に本体は太平，補機関係は東発となっており，計装部門は汽機関係のみ東発という分類であった。

中島所長ほか33名の内訳は，電気工事部門より15名，九州火力建設工事(株)よりの８名〔何れも東日本興業(株)より引継〕及び現地採用の10名〔含四国電力(株)退職者３名〕であった。

東北発変電工事(株)発足以前をみると，東北電力(株)では，只見川水系等を中心とした豊富な水力資源の利用により，永らく水力発電に依存してきたが，昭和30年代前期の日本経済の急激な伸張に対応して，水火併用の時代を迎え，総力を挙げて火力電源開発を開始した時期であった。その具体的な措置の一つとしては火力(発)関係技術者の導入であり，昭和31年から同33年の間，前後６回にわたり九州電力(株)より総勢90名に及ぶ技術者が移籍され，全社を挙げて新鋭火力(発)の建設にとりくんだ。

昭和31年８月に八戸火力(発)建設所が設置されて以来，昭和33年６月に１号機，同年10月には２号機の運転開始を見るに至った。東北電力(株)による新鋭火力(発)の建設の急速化に伴い，この補修工事を担当する専門会社の必要に迫まられ，既に水力(発)の補修工事に経験をもつ東日本興業(株)に白羽の矢がたてられた。そのような東北電力（株）の要請を受けた東日本興業（株）では，昭和32年４月より工事部門（電気部）の中から６名を選出し，常磐共同火力(株)勿来(発)１．２号機建設中の太平電業(株)の実習という形で技術指導を受けさせた。

同年10月には東北電力(株)八戸火力(発)１．２号機建設工事も最盛期となり，同じく太平電業(株)のもとで建設工事に従事，逐次増員を図って行った。

一方東北電力(株)と同様の対処で，東日本興業(株)では九州電力(株)の火力(発)補修工事専門会社である九州火力建設工事(株)に対して技術者の移籍を懇請した。この申し入れが快諾され，第一陣として中島英雄ほか７名の技術者が昭和33年８月，東日本興業(株)に移籍されたのである。

このようにして，火力関係工事も徐々に軌道に乗って行くのであるが，昭和34年10月の八戸火力(発)２号機定検工事も前回同様の分業配分であった。東北電力(株)の火力(発)補修部門を担当すべく設立された当社にとってこの状態は，大きな痛手であった。人員の補充，技術力の向上等に努めると共に，客先である東北電力(株)に対して，技術力の信頼を得ることにより，汽機，汽缶本体工事の早期受注に全力を尽した。

昭和36年に入り，八戸火力(発)２号機の定検に至り汽缶本体工事が当社受注となったが，汽機本体工事は依然として太平電業(株)にて施工された。八戸火力(発)に於ては，汽缶本体及び補機，汽機補機，計装全般，電気一部といった状態が，昭和40年７月まで続き，８月に入ってようやく太平電業(株)の全員引き上げによって，全工事の受注に至った。一方仙台火力(発)１号機は昭和34年10月運転開始を目指して着々と工事が進んでいた。

これに対処するため，当社は昭和34年９月１日仙台火力(作)を設置し中島英雄を所長に委嘱した。〔八戸(出)と兼任〕当初の現業員は八戸(出)より転入した10名，新たに九州火力建設工事(株)より移籍された14名，東北電力(株)出向者２名，嘱託１名及び現地雇傭10名（臨時員）の計37名であった。事務所は２K×２K，倉庫兼宿直室は２K×３Kの仮建物を仙台火力(発)構外に建て，11月になって構内取水口そばに，板張り，トタン屋根の建物が出来上った。

昭和35年の仙台火力(発)１号機定検工事は八戸の例と同様，汽機，汽缶共本体関係は，それぞれ据付業者である太平電業(株)，日立工事(株)，の施工であった。しかし電気，計装関係については第１回目より総て当社にて施工した。

昭和53年に続いて実施された昭和36年の１号機の定検工事まで前回同様に，汽機，汽缶の本体関係は当社に発注されず，補機関係のみ当社施工であったが，同年の２号機の定検工事より全面的に当社にまかされたのである。しかしながら，汽機本体については経験者の人員不足によって，遠く九州の西日本電業(株)より本体経験者（３～４名）の応援を求め工事の完成をみた経緯がある。

昭和37年10月には新潟火力(作)が開設され，中島英雄所長が仙台火力(作)と兼任した。当時新潟火力(発)は１，２号機の建設中で，当社は給水処理装置据付，天然ガス配管等建設附帯工事を行いつつ，昭和38年７月１日１号機，同10月２号機の運転開始を待っていた。このように八戸火力(出)，仙台火力(作)，新潟火力(作)と設置されるにつれ，本社に於ける集中管理の必要性にせまられ，ここに昭和38年９月火力工事部の新設をみるに至った。

昭和38年～40年当時の世相はオリンピック景気に影響され，物価の高騰，技術労務者の不足という悪条件が重なり，技術者の定着に最も苦心した時期であった。一方火力保修面では，新潟火力(発)１，２号機の運転開始により固体燃料（石炭）から液体燃料（ガス，重油）への転換期を迎えつつあった。

昭和39年６月には，新潟地区に於て，大地震が発生し，末常務陣頭指揮による復旧対策が樹てられ，末常務及び中島火力工事部長はその日の夜にはタクシーにて新潟へ出発した。仙台火力

(作)でも翌朝早く応援隊が全員バスで出発し，又八戸(出)では実施中の工事を，早々に復旧し急遽応援にかけつけた。

２　充実成長期（昭和41年～昭和49年）

技術の高度化を図り工事の責任施工を果した上で，電力以外の顧客にも技術役務を提供しようという施策のもとに，昭和41年５月古賀社長の就任により，充実成長期へと移行するのであるが，会社創立当初の変動期にあってその発展と社員の福祉のために全力を投げうってきた末常務取締役の急逝と，会社創立以来基礎固めに家庭の犠牲を顧りみず，尽してきた中島火力工事部長の退任は忘れることの出来ない歴史の一ページである。

昭和42年８月，日立工事(株)の依頼により関西電力(株)市荒川(発)の圧油装置ダンバー改造及びガバナーの取り替えその他附属配管工事のため，新潟火力(出)より12名の人がはじめて他電力への進出を果し，火力部門にとって部外工事の試金石となった。

その後，大昭和パルプ(株)岩沼工場の新設にあたり，１万2,900kW発電設備の据付工事を三菱重工業(株)長崎造船所より受注，又中部火力工事(株)の依頼により三菱油化(株)四日市工場の４MEプラント（エチレン系）配管工事の施工などと外部工事への発展はめざましいものがあった。昭和43年７月，石川島播磨重工業(株)より技術提供の依頼があり，西アジア，ペルシャ湾に面する，クエート共和国水利省向け海水蒸溜水プラント配管工事のため，八戸火力事務所より社員及び協力業者〔(有)東邦工業〕を派遣した。（初の海外進出）

仙台火力(発)３号機，新潟火力(発)３号機，八戸火力(発)３号機等と東北電力(株)に於ける火力(発)のユニット数の増に伴なう工事量の増加と共に，新たに開拓を図った公営及び産業用電力設備関係工事の受注高の伸張に対し，従業員の技術向上，工具，車輌運搬具の整備，協力業者の育成，強化等によって，工事能力の上昇を図り，増大する工事量の消化に努めた。又コンサルタント部の充実に伴い，新潟火力(発)用3,000ｔ濾過水タンク，秋田火力(発)用5,000ｔ濾過水タンク及び燃料受入配管等の設計，製作，据付と一貫した工事の施工をみるに至った。

昭和45年，秋田火力(発)１号機の運転開始を前にして，秋田支社の設置は（昭和44年２月）水力，火力の人員交流の上で画期的な機構改正といえよう。１号機に引き続いて２号機の運転開始，新仙台火力(発)１，２号機，八戸火力(発)４号機等々の建設関連工事，特に煙・風道及び電気集塵装置製作据付，燃料受入配管工事と工事量は増大した。この外産業用発電設備及び機械設備関係では，三菱製紙(株)八戸工場用１万kW発電設備及び蒸解設備，黒液濃縮設備据付等の新分野の工事並びに東北石油(株)仙台製油所56T/Hボイラ据付工事があり，既設々備の修理も次第に定着し，東洋ゴム(株)岩沼工場，三菱製紙(株)八戸工場，大昭和パルプ(株)岩沼工場，松川地熱(発)等の定検改良工事を施工するようになった。

昭和46年には，新潟共同火力発電(株)１号機の建設が始まり，新潟共同火力(発)燃料受入配管工事，三菱重工業(株)神戸造船所から受注した電気集塵装置据付工事，並びに東芝電気工事(株)のタービン補機据付工事の施工に当り，新潟共同火力工事所を設置しこれに対処した。一方東北

電力(株)では女川原子力(発)建設の準備に入り，その関連として8,000ｔ工事用水タンク製作据付工事を施工，又常磐共同火力(株)勿来(発)に於ては燃料の変換による燃料供給設備改造工事の受注によって，勿来工事所が設置され，その後も定検補修改良工事等に活躍している。同年５月には，８月運転開始を直前にひかえて新仙台火力(発)１号機の補修体制の充実を図るべく，工事所を廃し出張所を設置したが，引き続いての２号機，八戸火力(発)４号機，秋田火力(発)２号機，新潟共同火力(発)１号機等の運転開始により一層の内部充実が要望された。

昭和48年，日本工営(株)よりの依頼によってインドネシヤ共和国セレベス島ボネ地区でのシュガープラント開発のため，当社として第２回目の海外派遣を行った。一方国内では三菱重工業(株)長崎造船所の依頼により，三菱金属(株)大沼(発)の地熱発電設備建設に着工した。又八戸火力(発)及び新仙台火力(発)に排煙脱硫装置の据付をみるに至り，新分野への領域も拡大していった。

「時の流れの速いのに反して，事のいかに成り難いかを痛感する」といわれ，「躍進への転機の年」として協力一致社業の発展に邁進しようと叫ばれた古賀前社長には，昭和49年９月６日万感の思いを秘められつつ不帰の客となった。

秋田火力(発)３号機に続き，新潟共同火力(発)２号機の運転開始，酒田共同火力(発)１，２号機の着工，東新潟火力(発)１号機の着工と，火力(発)の新増設は益々増加した。当社としても，酒田共火工事所の新設，プロジェクト室による酒田共同火力(発)建設への参画，又地熱(発)関係でも鬼首地熱(発)ケーブル布設及び計装工事，葛根田地熱(発)汽機据付工事，及び太平洋金属(株)(八戸)ヂーゼル発電設備の据付等，その施工業種は多様化して行った。

3　発展躍進期（昭50年以降）

過去20年間の工事実績と技術的裏付けにより東北電力(株)の強い意向によって当社初の大型建設工事に着手した。即ち秋田火力(発)４号機の建設である。汽機関係は東芝プラント建設(株)より，汽缶関係は三菱重工業(株)長崎造船所より，全面的に受注し現在工事完成に向って着々と進行している。

火力発電設備の定検，補修はもとより，産業用電力，機械設備の増設改良及び今後予定されている東新潟火力(発)２号機，女川原子力(発)の建設への志向を重ね，会社発展のために新技術の吸収開発に最大の努力をしなければならない。

Ⅱ　計画設計関係

技術部（現在の計画設計課）発足当時の当社の主要業務は，労務提供的なものが多く，完成工事高に対しての労務費はかなり大きなウエートを占めていた。従って会社発展のため設計業務を含めた請負工事を増やすために，技術部門の設置が社内的にも社外的にも望まれていた。

この様な状況の中で，昭和40年４月１日機構改正により，水力及び火力発電に関する調査，設計，研究，工事管理並びに電力外工事の受注開拓を目的とする部門として，技術部が発足した。組織は火力発電関係の部門として技術部第一課，水力発電関係の部門として技術部第二課の２課

制をとり，発足時は部長１名，課長１名，課員１名の３名にてスタートを切った。

発足当時，技術部としての目標は昭和40年長期計画によると，

第一段階としては，発電設備の改良に対する調査設計，及び施工面について東北電力(株)に対して技術提供を行う。

また第二段階として，事業用，公営及び自家用発電設備の建設部門に於ても，技術面，労務面での協力体制を整えて行く。

というものであった。

その後，発電，変電設備に関するコンサルタント業務をはじめ東北電力以外の電力設備の建設，補修にも技術を提供して，地域社会への貢献に努めることとする会社経営の基本方針の一翼を担うべく，昭和43年２月１日に機構改正され，技術部はその儘コンサルタント部と名称変更され人員も徐々に充実してきた。

昭和48年２月24日には，当面の目標であったコンサルタント業務として，酒田共同火力(発)（１号機及び２号機）建設に伴なう受託関係業務を開始し，発電プラント建設に対しての協力体制を作った。（尚，詳細は別掲のプロジェクト室の項参照）

次いで，昭和50年８月１日には営業部門の分離（営業部の新設）に伴い，計画設計課は火力部の内部機関に入り現在に至っている。計画設計課に関する特記事項を時代を追いながら次に示す。

1．技術部時代の設計業務（昭和40年～昭和42年）

技術部時代の設計業務は，前にも記述したが，部長以下３名にてスタートを切り，昭和41年３名増，42年１名増となり計７名となった。

この時代の特筆出来る設計業務としては，先ずコンサルタント業務について述べると，

(1)　日本工営(株)より受注したビルマ国チャウ火力(発)60MW発電設備の計画

(2)　東北電力(株)より受注した仙台火力(発)３号機，灰回収装置の計画

等が挙げられ，当時少ない部員の中で部長以下技術部の総力を挙げて計画書を作成した。

また，設計業務としては，

(1)　東北電力(株)八戸火力(発)３号機増設工事に伴なう照明工事，運転指令装置及び小規模なタンク類の設計

(2)　東北電力(株)各水力(発)の自動運転化に伴なう自動化工事，容変工事及照明工事の設計〔岩泉第二，五十沢，八久和各(発)〕

などが挙げられる。

2．コンサルタント部時代（前半）の設計業務（昭和43年～昭和46年）

この頃より当社も建設工事の受注に積極的となり，建設工事に伴った設計業務が多くなった。陣容としては，技術部からコンサルタント部に機構改正された際，営業と設計とを分離し，計画設計課としては，昭和43年４名（機構改正時），44年１名増，46年１名増，計６名となった。

この時代の主なる建設工事は，大昭和パルプ(株)岩沼工場新設，三菱製紙(株)八戸工場増設，東北電力(株)では新潟火力，秋田火力，八戸火力，新仙台火力各(発)の新増設，新潟共同火力(発)の新設等建設工事ラッシュが次から次へと続いた。

この当時は，計画設計課の陣容もこの建設ラッシュに即応出来ず，設計者の不足に悩んだが，各支社からの応援者を要請し，何とか業務を遂行してきた。

又，本社社屋（当時，電力ビル内）も狭まくなり，特に設計応援者が増加するに伴い，電力ビル１階の電力ホール入口切符売場を借用し，外から入り込む隙間風をガムテープで目張りし，また天候不順の日には電気ストーブで暖をとるなど悪戦苦闘の毎日で，この状態は現在の大町電力ビルの社屋へ移転（昭和46年11月５日）するまで続いた。

この時代の主な設計業務としては，

(1) 大昭和パルプ(株)岩沼工場新設に伴なう槽類及び配管ラックの設計

(2) 事業用及自家用火力の新設，増設に伴なう燃料受入払出設備，水タンク類の設計の受注，〔大昭和パルプ(株)岩沼工場及び東北電力(株)秋田，八戸，新仙台各火力(発)，新潟共同火力(発)，常磐共同火力(発)〕。又，煙風道設備についてはボイラメーカである三菱重工業（株）より設計込みの受注，〔三菱製紙(株)八戸工場，東北電力(株)新仙台火力(発)〕

(3) 東北電力(株)女川原子力(発)建設の具体化に伴い8,000ｔ工事用水タンクの設計

等が挙げられる。

3. コンサルタント部時代（後半）の設計業務（昭和47年～昭和49年）

この時代に入ると，当社に於ける設計業務も大きな役割を占める様になり，先ず人員の補充が叫ばれ，昭和47年当初の５名に３名の増員があり，次いで昭和48年３名49年４名の増員があり計15名となり急激な増加を見るに至った。

この時代の主なる建設工事は，東北電力(株)に於ては，新仙台火力，秋田火力各(発)の増設新潟共同火力(発)の増設などが挙げられるが，不況のあおりを受けて建設工事に伴なう設計業務も前時代に比べて受注量の増大を図ることは出来なかった。しかしこの頃から公害関係法の施行に伴って，環境対策関係機器の設計業務や，既設発電設備の改良工事に対する設計業務の受注拡大を図ることが出来た。

主なる設計業務としては，

(1) 東北電力(株)各増設火力(発)の水タンク類，煙風道，燃料受入払出設備の設計
〔東北電力(株)新仙台火力(発)，秋田各火力(発)，新潟共同火力(発)，常磐共同火力(発)〕

(2) 東北電力(株)新仙台火力(発)，排煙脱硫装置新設に伴なう連絡ダクト及び塔槽類の設計〔川崎重工業(株)より受注〕

(3) 東北電力(株)仙台火力(発)及び常磐共同火力(株)勿来(発)に於けるボイラ安全弁消音器の設計

(4) 東北電力(株)新潟火力(発)，排煙脱硫装置新設に伴なう連絡ダクト及架台の設計〔三菱化工機(株)より受注〕

(5) 新潟共同火力(発)増設に伴なう煙風道の設計〔バブコック日立(株)より受注〕，（広島県呉市の同社工場へ設計員の派遣をした。）

等が挙げられ，徐々にではあるが当社の技術も認められてきた。

又コンサルタント業務として，下記の件名を受注しそれぞれ計画書を提出した。

(1) 仙台市営ゴミ焼却工場（小鶴工場）の『ゴミ焼却発電プラントの経済性について』を仙台市役所より受注し，昭和48年６月14日提出。

(2) 長者原(発)の『取水量増加による出力増加に関する検討』を日本重化学工業(株)より受注し，昭和48年11月７日提出。

4. 火力部計画設計課時代の設計業務（昭和50年～現在）

この時期も依然景気低迷が続き建設工事に伴なう設計込み工事の受注は頭打ちとなったが，幸いにも東北新幹線工事や高速道路建設の活発化による、トンネル掘削用トンネルジャンボ関係を，古河鉱業(株)，古河さく岩機販売(株)より受注出来たことや，また消防関係法の改正による既設設備の増強等があり設計込み工事の受注を図ることが出来た。

この時代の主なる建設工事は，東北電力(株)に於ては，東新潟火力，秋田火力，葛根田地熱各(発)の新増設や酒田共同火力(発)の新設などが挙げられる。

計画設計課としての陣容の動きについても，この時代は殆んど動きがなく，当初の15名が秋田火力(発)４号機の据付工事強化のため逆に１名減となっている。

又，設計業務の主なものは，

(1) 酒田共同火力(発)屋外燃料受入設備の設計

(2) 東新潟火力(発)天然ガス受入検収設備の設計〔日本鋼管工事(株)より受注〕

(3) 東新潟火力(発)燃料受入設備のうち槽類の設計〔日揮(株)より受注〕

(4) 酒田共同火力(発)屋外照明及び各装置類の電気計装設計（客先及び装置メーカーより受注）

(5) 各火力(発)の防音工事の設計〔東北電力(株)仙台火力(発)，常磐共同火力(発)〕

(6) 新仙台火力(発)屋外燃料貯蔵所のうち配管設備設計〔東北電力(株)より受注〕

(7) 新仙台火力(発)屋外燃料貯蔵所のうち電路及び電気計装設計〔三菱重工業(株)より受注〕

等が挙げられる。

又，この時期で注目されるものとしては，将来運転開始が予定されている女川原子力(発)の放射性固体廃棄物遠隔自動運搬装置の設計であり，これは東北電力と当社にて共同研究をし現在実用新案登録申請中（昭和53年９月受理）である。今後，原子力(発)運転開始時には実機運転が期待される。

以上の様に，計画設計課としては火力部門が主であるが，自家用，公営，事業用を問わず火力(発)の新増設に伴なう設計業務，既設発電設備の改良に伴なう設計業務又各産業用設備の設計などに積極的に受注拡大を図り，広く地域社会に貢献するべく努力を続けるべきものと考えられる。又最終的には何と云っても，客先に対して当社の技術を信頼してもらえる様になることと，当社の持っている技術を充分発揮出来る『コンサルタント技術提供』を目指し邁進し続けてゆかなければならないものと考える。

Ⅲ　塗装土木関係

1．塗装工事

(1)　設立前夜（東日本興業株式会社時代）

ａ．塗装業務の発足

昭和31年６月１日井上集一郎〔東北電力(株)営繕課長を昭和31年５月停年退職〕が東日本興業(株)に入社，東北出張所長代理として塗装部門を担当することとなり，この時より塗装業務が開始されることとなった。

塗装物件は主として東北電力(株)の設備で，発足当初は水力発電設備の建物，ゲート，水圧鉄管などで，発注者は東北電力(株)であったが，遂次塗装物件が火力発電設備，送電設備，変電設備，業務設備と拡大してきた。

ｂ．協力業者の選定

東日本興業(株)は主として電力設備の塗装を担当したのであるが，このなかで特に水力，火力発電所の定期点検時に作業が集中して実施されるため，多数の塗装技能者が動員出来，且つ作業の性質上高所作業で危険が伴なうため，安全条件を具備し，信用と実力のある下請業者を選定することとした。

上記の理由により従来より東北電力(株)の登録業者である東方工業(株)及び建装工業(株)を協力業者として東日本興業(株)の傘下に迎え，東北電力(株)の指名権を放棄させ，東日本興業(株)が受注した塗装工事は上記の業者に発注することとした。

ｃ．非常勤嘱託の任命

塗装業務発足当時の担当者は２名で東北電力(株)管内の塗装を管理監督するには手不足でこれを補完するため，非常勤嘱託員を任命，これに安全と施工管理の教育指導を行い，塗装工事の安全と施工管理の万全を期した。

嘱託の発令状況は下記の通りであった。

昭和32年９月１日	東方工業(株)	高　村　一　男
〃	建装工業(株)	和　田　英　雄

ｄ．協力業者の施工分担区分

東日本興業(株)傘下の塗装関係協力業者は２業者であるが，工事の責任の所在を明確にするためと施工管理の万全を期するため，東北電力(株)の管内を水力，火力の部門別に区分し次のよう

に分担区分を定めた。

(a)　水力部門

分担ケ所	担当協力業者	分担ケ所	担当協力業者
青森支店管内	建装工業(株)	岩手支店管内	東方工業(株)
福島支店〃		秋田支店〃	
新潟支店〃		宮城支店〃	
会津電力事務所管内		山形支店〃	

(b)　火力部門

当初は火力発電所の新設に伴なう塗装であるので分担区分はその都度定めるものとし，下記のような区分で塗装工事を行った。

分担ケ所		担当協力業者
八戸火力(発)	１号機関係	東方工業(株)
〃	２号機〃	建装工業(株)
仙台火力(発)	１号機〃	建装工業(株)
〃	２号機〃	東方工業(株)

(2)　草創揺籃期　昭和34年度～昭和40年度

ａ．塗装部発足と工作部改称

昭和34年２月１日東日本興業(株)より発変電部門が分割され，東北発変電工事(株)が創立され，これに伴い塗装部門も新会社に引き継がれ，一部門として塗装工事を実施した。その後昭和36年４月１日の機構改正で塗装部が新設され，塗装工事の営業活動，施工，管理一切を行うこととなった。

会社発足当時は担当社員は２名であったが逐次増員され，昭和37年度末には社員は４名となった。

その後昭和37年下期より土木建築工事を実施し，又昭和40年頃仙台火力(発)灰運搬も実施する気運となったので昭和40年４月工作部と改称，工務課と塗装課の２課制で，土木建築工事と塗装工事を行うこととなった。この間社員も２名から４名に増強されている。

会社発足時昭和34年仙台火力(発)の着工に伴い発電所本館及び付属建物（１～３号）の塗装が鹿島建設(株)より機械関係の塗装も部分的ではあるが日立工事(株)，などより受注した。

昭和37年には新潟火力(発)が着工され１号から３号まで発電所本館及び付属建物の塗装を鹿島建設(株)，(株)福田組より，水管橋の塗装を第一建設工業(株)などより受注し，機械関係の塗装は日立工事(株)，新潟鉄工工事(株)，太平電業(株)などより受注した。

昭和34年頃より，八戸，仙台，新潟の各火力(発)の定期点検に伴なう機器，スクリーン等の塗装や，建物，機器の補修塗装が遂次東北電力(株)より発注された。

以上の物件は殆んどが東北電力(株)に関連する施設であるが，昭和34年に北海道電力(株)滝川

火力(発)，新江別火力(発)の本館その他付属建物の塗装を大成建設(株)より受注したことは特記しておきたい。

(b) 水力部門

水力発電，変電，送電各設備の新増設，保修に伴なう塗装を東北電力(株)より受注した他，関連して，揚川，岩船〔荒川水力(株)〕等の発電所及び本名，仙台，秋田，新新潟等の変電所の建物の塗装を建築業者より受注した。又当時より始まった東北電力(株)建物改築に関しては東北電力ビルをはじめとして山形，岩手の支店社屋，築館，石巻，米沢，燕等の営業所建物の塗装を連続して実施した。

更に青森県スポーツセンター，東北電気会館等の建物塗装も受注した。これらの客先はいわゆる中央大手から地方中堅の殆んどに及んでいる。

(3) 充実成長期（昭和41年度～昭和49年度）

a．組織の変更

昭和40年４月以降東北発変電工事(株)工作部として塗装工事を実施してきたが，昭和42年５月会社商号が変更になり東北発電工業(株)工作部として塗装工事の営業，受注，工事の施工，管理等一切の業務を処理してきた。

昭和43年２月１日機構改正により，工作部は廃止，火力部塗装課として塗装及び土木建築工事を担当することとなったが，工事施工の権限を各火力事務所及び各支所に委譲し，塗装課としては，各現業機関の指導管理，情報の収集及びこれらの営業活動及び各現業機関の応援等を行うこと，及び新規に着工する施設の塗装についての情報収集と営業活動を行うこととなった。

b．協力業者の拡大と安全管理の充実

(a) 協力業者の拡大と分担区分の変更

塗装工事量が年々増大されつつある現状に鑑み，昭和43年２月新たに新栄電装(株)を当社の協力業者に指定することとし，これに伴い各協力業者の分担区分を次の如く変更した。

分担ケ所		担当協力業者
火力	水力	
八戸火力(発) 仙台火力〃 新仙台火力〃	青森支店管内 福島〃	建装工業(株)
秋田火力(発) 酒田共同火力〃	岩手〃 秋田〃 宮城〃 山形〃	東方工業(株)
新潟火力(発) 東新潟火力〃 新潟共同火力〃	新潟〃	新栄電装(株)

(b) 安全管理の充実

工事量の増大に伴い労働災害が多発する傾向にあり，安全管理体制を強化する必要があるため作業責任者クラスを当社の非常勤嘱託とし，随時安全管理連絡協議会などを開催し安全管理の充実を図った。

尚，非常勤嘱託については昭和41年７月増員を図ると共に，このうちより昭和44年９月有給嘱託員９名を任用し現在に至っている。

非常勤嘱託の委嘱，解嘱の状況は別冊資料の通りである。

c．工事の概況

この期間は毎年のように新設火力発電所が着工され，火力部門の売上げは急増した反面水力部門の売上げは殆んど横ばいの状況であった。尚売上げ高は昭和43年度の１億1,000万円に対し，遂次増加し昭和49年度には３億7,000万円に達した。

(a) 火力部門

八戸火力(発)１，２，３，４号機，仙台火力(発)１，２，３号機，新潟火力(発)１，２，３，４号機，秋田火力(発)１，２号機の定期点検に伴なう機器の塗装やその他補修塗装を行った外，新増設火力発電所の建設に伴なう塗装の営業活動を行い，次のような塗装工事を受注した。

先づ，増設関連として，昭和42年度に八戸火力(発)３号機，本館ボイラを(株)大林組，石川島播磨重工業(株)より，昭和43年度には新潟火力(発)４号機，本館，冷却水管橋，ボイラを鹿島建設(株)石川島播磨重工業(株)よりそれぞれ受注した。引き続き，待望久しかった，秋田，新仙台，新潟共同の各地点の火力発電所新設に関連し，昭和44年度，秋田火力(発)１号機・本館，発電設備，煙突を前田建設(株)，日立プラント建設(株)，三進工業(株)より，昭和45年度には，新仙台火力(発)１号機・本館，発電設備，煙突を(株)大林組，日本保温塗装(株)，(株)桜井工務店より，同年度，新潟共同火力(発)１号機・本館，ボイラ，煙突，重油タンクを鹿島建設(株)，石川島播磨重工業(株)，日立造船エンジニアリング(株)，(株)新潟鉄工所より受注したが，この時期に開拓した煙突，タンクの塗装は爾後定着の感がある。更に旺盛に続く増設工事に於て，同年度秋田火力(発)２号機・本館，ボイラ，煙突，燃料タンクを前田建設(株)，石川島播磨重工業(株)より，昭和46年度八戸火力(発)４号機・本館，ボイラ，燃料タンクを(株)大林組，石川島播磨重工業(株)より，同年度に新仙台火力(発)２号機・本館，ボイラ，煙突を(株)大林組，日本保温塗装(株)より受注した。

ここで一年をおいた昭和48年度に秋田火力(発)３号機・本館，発電設備，煙突，燃料タンクを前田建設(株)，日立プラント建設(株)，日立造船エンジニアリング(株)，千代田化工建設(株)より，同年度，新潟共同火力(発)２号機・本館，煙突，重油タンクを１号機同様受注した。

以上の外，昭和46年度には東北石油西地区の塗装工事を千代田化工建設(株)より，昭和48年度には新仙台火力(発)排脱装置の塗装を川崎重工業(株)より，八戸火力(発)排脱装置の塗装を三菱重工業(株)より夫々受注の上実施した。

(b) 水力部門

東北電力(株)の水力発電設備，変電設備，送電設備，配電設備，業務設備などの塗装を東北電力(株)より受注した外東日本興業(株)より東北電力ビルの補修塗装を，東星興業(株)より鮎川(発)水圧鉄管の塗装を，荒川水力電気(株)より岩船(発)ダム取水ロゲート架台の塗装を，新潟県より胎内川第一(発)水圧鉄管の塗装を，日本重化学工業(株)より長者原(発)水圧鉄管等の塗装を夫々受注し，実施した。

この他，設備の新設に伴なう塗装工事を実施したが，主なものは次の通りである。

塗装物件	発注者
塩釜営業所建物	西松建設(株)
福島支店社屋	鹿島建設(株)
八戸営業所建物	清水建設(株)
青森支店社屋	大成建設(株)
水沢営業所建物	高弥建設(株)
いわき営業所建物	戸田建設(株)
大町電力ビル社屋	清水建設(株)
電力体育館建物	(株)橋本店
青森営業所建物	清水建設(株)
蔵王保養所建物	木田建業(株)
新潟支店社屋	清水建設(株)
第二鹿瀬(発)水車	富士電機製造(株)
〃 発電機	(株)明電舎
秋田支店社屋	西松建設(株)
電力単身寮建物	(株)橋本店
栃木県板室(発)水車発電機	富士電機製造(株)
宮城県農業総合開発センター	(株)橋本店
第二豊実(発)水車，発電機	富士電機製造(株)

(4) 発展躍進期（昭和50年度以降）

a．課名変更

昭和43年２月１日の機構改正以降の塗装工事は塗装課で実施してきたが近年火力発電所に於ける土木建築工事が増加の傾向にあり，営業面で何かと支障があるため，昭和52年８月塗装土木課と改称し，塗装及び土木建築工事の受注，並びに施工管理の万全を期することになった。

b．高度な施工技術の要求

最近，塗装も重防食塗装が行なわれるようになり，下地調整はサンドブラスト，ウオーターブラストが用いられ，塗装もジンクリッチペイント，タールエポキシ，エポキシ，塩化ゴムなどが使用され，防食効果は一段と挙ったが，施工管理が悪いと層間剝離などの欠陥が発生しやすく，

高度な施工技術が必要となってきた。

c 工事の概況

発展躍進期に入ると，東北電力(株)よりの発注量が急激に増加し，塗装の売り上げ高は昭和52年度には約10億円に達し，昭和53年度も現在迄の発注高よりみると相当量の売り上げが期待される。

(a) 火力部門

東北電力(株)の各火力(発)，新潟共同火力(発)，酒田共同火力(発)の定期点検に伴なう機器の塗装や，その他補修塗装を行ったが，昭和52年度以降，煙突・燃料タンク・ボイラ・鉄骨などの補修塗装が大巾に発注された。

尚，この期間酒田共同火力(発)，東新潟火力(発)の新設に伴なう塗装を実施したが，特に秋田火力(発)４号機の新設に伴なう塗装工事の受注に重点を置き営業活動を行った結果，大部分の塗装工事を受注した。

受注した新設火力(発)の建設に伴なう塗装工事の主なものは次の通りであった。

年度	塗装物件	発注者
昭和50年度	酒田共同火力(発)関係	
	タービン棟	(株)間組
	１号ボイラ	日本保温塗装(株)
	２号発電設備	日立プラント建設(株)
	煙突	宇徳運輸(株)
	重油タンク類	中村塗装(株)
	東新潟火力(発)１号機関係	
	タービン棟	(株)鹿島建設
	煙突	日立造船エンジニアリング(株)
	燃料タンク	(株)新潟鉄工所
	燃料受入設備	日本揮発油(株)
〃 52年度	秋田火力(発)４号機関係	
	タービン棟	前田建設工業(株)
	煙突	日立造船エンジニアリング(株)
	屋外燃料払出設備	甲陽建設工業(株)
	〃	石川島タンク建設(株)
	屋外燃料受入設備	甲陽建設工業(株)
	〃	(株)新潟鉄工所

ドルフィン鋼管杭　　西　松　建　設(株)

4号ボイラ　　三 菱 重 工 業(株)

以上の外，新潟火力(発)排脱装置，酒田共同火力(発)排脱装置，秋田火力(発)排脱装置の塗装を夫々三菱化工機(株)，日本保温塗装(株)，川崎重工業(株)より受注した外，葛根田地熱(発)本館の塗装を清水建設(株)などより受注した。

(b)　水 力 部 門

東北電力(株)の水力発電設備，変電設備，送電設備，業務設備などの塗装を東北電力(株)より受注したが，特記事項は次に述べる通りである。

i　矢別(発)水圧鉄管塗装

昭和50年東北電力(株)より受注したものであるが，鉄管内面をウォーターブラストで錆落しを行い，タールエポキシで塗装した。

ii　東北放送テレビ鉄塔塗装

昭和51年東北放送(株)より受注したもので，市街地内の高層鉄塔での塗装作業であるので錆，塗料の飛散による第三者への被害防止のため被塗物にメッシュシートを張るなどの処置をして作業をした。

iii　大町電力ビル外壁塗装

昭和53年東日本興業(株)より受注したもので外壁の亀裂にエポキシ樹脂を注入の上耐候性のあるウレタン系エナメルの塗装を行った。

尚，建物の周囲は人家及道路であり塗料の飛散により人家，通行人，自動車への汚損防止に注意しながら作業を行った。

iv　弾性塗装の使用

建築物の防水と耐寒耐熱耐久性の必要から弾性塗料の塗装が要求されるようになり，昭和53年後半より東北電力(株)の建物塗装に用いられるようになった。

2．土木建築工事

(1)　草創揺籃期（昭和37年度～昭和40年度）

昭和37年に入り東北電力(株)の要請並びに指導により，各火力(発)土木工作物の点検補修を行うようになったので，同年9月仙台火力(作)に又40年8月に八戸火力(出)に土木要員を配置し，本格的に土木建築工事に対処することにした。

a・工事の概要

発足当時は仙台火力(発)職員住宅，下水排水工事以外見るべき工事もなかったものの次第に仙台火力(発)の定期点検に伴なう取水口取水路などの点検清掃，日常補修などの土木工事，倉庫守衛所新設工事，共同社宅防露工事など建物の新設，営繕工事などと受注は拡大した。昭和40年度より八戸火力(発)の定期点検に伴なう土木工事，建物営繕工事を，又同年より新潟火力(発)1号機除塵装置及び冷却水路点検工事などの土木工事及び建物営繕工事を実施した。

水力発電所関係では昭和40年度に八久和(発)屋外変電所基礎工事，などを実施した。

b 灰運搬作業状況

仙台火力(発)の灰を第一灰捨地より第二灰捨地迄の間3.6㎞を運搬するもので昭和40年度上期東北電力(株)と細部について打合せの上，同年下期より灰運搬を専門とする電灰工事(株)を下請とし，7.5ｔ灰運搬専用ダンプトラック6台及び湿地ブルドーザー，トラクターショベルを常備し，作業を開始した。

運搬道路は3.6㎞で県道・町道及び専用道路となっており，微細粒灰の飛散防止のため細心の注意をもって運搬した。

昭和40年度下期の運搬量は6万0,007ｔであった。

c　調 査 設 計

各火力(発)の土木工事に付帯する測量及び設計を実施すると共に昭和41年度より只見川筋本名(発)外の調整池深浅測量を実施した。

(2)　充実成長期（昭和41年度～昭和49年度）

仙台火力(発)の工事量は年々増加したため昭和42年仙台火力(出)の土木要員を更に2名増員し，昭和44年8月新潟火力(発)4号機の運転開始により昭和45年新潟火力事務所に，昭和45年2月秋田火力(発)1号機運転開始に伴い同年秋田支社に，又昭和46年8月新仙台火力(発)1号機運転開始に伴い同年新仙台火力(出)に土木要員をそれぞれ配置した。此の間昭和47年2月，昭和49年11月に秋田火力(発)2号機，3号機，昭和43年8月八戸火力(発)3号機，昭和47年12月には新潟共同火力(発)1号機，昭和48年6月には新仙台火力(発)2号機がそれぞれ運転開始し，土木建築工事の受注量はこれに伴い遂次増加するようになった。

昭和47年東北電力(株)と火力(発)煙突の点検補修について打合せの結果，専用ゴンドラ2台を購入，昭和48年度以降各火力(発)煙突の点検補修を行ってきた。

又，土木建築工事の調査設計にも本格的に取り組み，昭和47年8月より自社設備である仙台機械工場の敷地造成，工場建物の建築に従事，昭和48年4月完成することとなった。

a．工事の概要

各火力(発)の定期点検に伴なう冷却水路の点検清掃，補修工事を実施すると共に昭和48年度より煙突の点検補修も行うこととなった。

このうち仙台火力(発)の工事量が最も多く，昭和46年度には低硫黄重油タンク基礎工事，灰捨護岸テトラポット補充工事，シュミレーター室設置工事，昭和47年度には本館冷房工事，昭和49年度には第一灰捨地整備工事などを実施した。

b．灰運搬作業状況

(a)　仙台火力(発)灰運搬

45年度より実施してきた灰運搬は41年度を頂点として減少し45年度には5万6,000ｔと激減したため，業者である電灰工事(株)より経営悪化の理由により昭和47年3月下請辞退の申し入れが

あり，同年４月より当社の協力業者である(有)山源工務店に灰運搬専用ダンプトラックを継承させ同社に作業を実施させることとした。ちなみにこの間の運搬量は次の通りであった。

昭和41年度	15万2,588 t
〃 42 〃	14万2,648 t
〃 43 〃	13万3,636 t
〃 44 〃	12万0,978 t
〃 45 〃	5万6,106 t
〃 46 〃	4万3,588 t
〃 47 〃	2万4,321 t
〃 48 〃	2万6,244 t
〃 49 〃	1万5,531 t

(b) 八戸火力(発)灰運搬作業

貯灰地に貯溜した灰をその都度東北電力(株)の指定する灰捨場迄運搬するものであるが，石炭消費量の減少によりその運搬量は先細りの傾向で次の如く実施した。

昭和42年度	4 万m^3
〃 43 〃	4 万m^3
〃 44 〃	4 万m^3
〃 44 〃	4 万m^3
〃 49 〃	2 万m^3

c．調査，設計

各火力(発)の工事に付帯する調査のための測量及び設計を行うと共に次の如く調査，設計などを行った。

(a) 只見川筋本名(発)外調整池深浅測量

昭和41年度より毎年上記の深浅測量を実施してきたが，昭和47年度以降中止することとなった。

(b) 長者原(発)水圧鉄管路補修工事

昭和47年度に日本重化学工業(株)より同社長者原(発)水圧鉄管アンカーブロック凍害防護の調査，設計，施工の依頼を受け，同年８月工事に着手，停電作業で労務者払底と悪天候により悪戦苦闘したが辛うじて同年11月竣工する運びとなった。

(c) 長者原(発)出力増強調査

昭和48年11月日本重化学工業(株)より上記発電所の現在設備で出力増加の調査依頼があり土木設備，電気機械設備について調査した。

(d) そ の 他

昭和48年度に仙台機械工場屋外門型クレーン基礎の設計，昭和49年度には長者原(発)水路亀裂発生に伴なう調査などを実施した。

(3) 発展躍進期（昭和50年度以降）

昭和52年４月に東新潟火力(発)１号機，昭和52年９月及び昭和53年９月に酒田共同火力(発)１号機２号機がそれぞれ運転開始すると共に，東北電力(株)の補修による工事量は飛躍的に増加，昭和51年度，昭和52年度の完成工事高は著しく増大し，又昭和53年度も宮城県沖地震による災害復旧工事などもあり完成工事高は更に増大する傾向にあるものと推定される。

a．工事の概要

各火力(発)の定期点検に伴なう冷却水路の点検清掃，煙突の点検清掃，各所補修工事などを実施した外，大型工事としては仙台火力(発)排水処理設備取合工事，第一灰捨地整備工事，岸壁防舷材改良工事，新仙台火力(発)排水処理№３貯槽設置工事，秋田火力(発)屋外防災工事などを実施した外，昭和50年，51年度には石川島播磨重工業(株)より秋田火力(発)２号煙突ライニング工事を，昭和52年度には日立造船エンジニアリング(株)より新潟共同火力(発)１号煙突ライニング工事をそれぞれ受注し，又，昭和53年６月12日の宮城県沖地震により発生した災害復旧工事に従事した。

b．灰運搬作業状況

仙台火力(発)の石炭消費量は昭和45年以降急激に減少し，灰運搬量も昭和49年度に１万6,000 t と落ちこんだが，石油ショック以来燃料多様化により，石炭消費量は増減を繰り返えしながら徐々に増えつつあり，従って灰運搬量も下記の如くなっている。

又昭和51年度より汚泥運搬も行うこととなった。その運搬量は年約360 t である。

昭和50年度	2万2,207 t	昭和52年度	2万8,562 t
〃 51 〃	4万2,977 t	〃 53 〃	1万0,269 t （推定）

c．調査，設計

各火力(発)の工事に付帯する測量及び設計を行うと共に，次の如く調査，設計を行った。

(a) 昭和51年１月～３月 東北農政局須川開拓建設事業送水管基礎工事設計

(b) 昭和52年７月 東星興業(株)平良(発)水路調査

Ⅳ プロジェクト関係

1．プロジェクト室の設置

当社創立当初は，発電所の定期点検及び保修工事等を主要事業としていたが，社内体制の整備充実と共に，計画設計部門も強化してきた。この結果，東北電力(株)やその他顧客より設計，製作部門についても注文を受けるようになり，受注範囲及び受注量も遂年増加の一途を辿り，当社の技術向上も目覚しく，顧客より高い評価を得るに至った。

この貴重な技術を活用し，更に社業を躍進させるべく，故古賀社長は，大型火力(発)建設の計画，設計，据付及び試運転まで一貫して施工するいわゆるコンサルタント業務への進出を計画した。このような気運の中で，酒田北港に住軽アルミニウム工業(株)が進出し，同社に隣接して東北電力(株)と住軽アルミニウム工業(株)の共同出資による酒田共同火力発電(株)が設立されるこ

とになり，当社は，350MW２ユニット，合計出力700MWの火力プラント建設工事の電気・機械部門の全般に亘る計画，設計及び据付管理業務を受注することが出来た。しかし，この受注業務は当社としてははじめての大型コンサルタント業務であったため，東北電力(株)より経験者の出向応援を得て，プロジェクトチームを編成し，この工事に対処することが決定され，昭和48年４月プロジェクト室が新設された。

２．プロジェクト室の歩み

プロジェクト室設置当初は，酒田共同火力(発)の基本計画設計及び仕様書並びに官庁関係書類の作成が主な仕事で，これらの業務経験及び必要な資料が皆無に近かったが，酒田共同火力発電(株)及び東北電力(株)側の強力な援助並びに指導の下に，室員全員が連日研修会を行い，資料の収集に走り回り更にその間に受注業務をも処理するという，非常なハードスケジュールを完遂することが出来た。その後，工事の進捗と共に人員も逐次増加され，詳細設計，技術審査，官庁申請書類作成及び説明，承認図及び要目検討，工場試験立会等業務に対する熱意と旺盛な研究心により，円滑に受注業務を処理してきた。

昭和50年６月には現地に第一陣が乗り込み，機器据付試運転の進捗に従い次々と現地陣営を強化し，昭和51年９月には全員現地酒田で業務を行うに至った。

現地工事は，当初計画どおり２号機を１号機の４ケ月遅れで着工したため，昭和51年秋には１，２号機の工事の最盛期が重なり，大きな山場を迎えたが，この試練を一件の災害も無く乗り切り，東北電力(株)管内ではじめて全国でも第２位の規模の全量排脱装置を設備した１号機を昭和52年10月，２号機を昭和53年10月に運転開始することが出来た。

６年間に亘る酒田共同火力(発)の建設工事を無事完遂出来たことは，前に述べたように客先である酒田共同火力発電(株)及び東北電力(株)側の陰陽に亘る指導並びに援助による所はすこぶる多い。しかしながら，この間に得た新しい技術知識，旺盛な研究心，絶ゆまぬ努力は，今後の社業発展の原動力として，又プロジェクト室の記録は当社歴史の中に輝かしい一ページとして異彩を放つことであろう。

プロジェクト室の主要業務実績は次のとおりである。

(1)	購入仕様書作成	35種類
(2)	官庁申請書類作成	81種類
(3)	技術検討書作成	340種類
(4)	承認図，エンジニリングシート審査	
	１号機関係	３万5,210部
	２号機関係	２万1,760部
(5)	技術打合せ	820回
(6)	工場試験立会	121回

第２節　水　力　部　門

(緑なす山　清き水)

Ⅰ　水力部業務機関並びに運営の変遷

１．創立当初の状況

東北電力(株)の経営方針の中で，既開発もしくは，開発進行中の水力電源並びに変電設備の維持を使命として，当社前身の東日本興業(株)の工事部門が昭和29年１月発足し，最初盛岡(変)150ＫＶＥＣＢ据付工事，宮城県の鹿島台(変)建設の機器据付工事，只見川水系の片門，柳津各(発)の保修工事に従事，その後昭和30年～33年と青森県の大池第一，大池第二，松神各(発)，宮城県の鳴子(発)，山形県の新落合(発)建設の機器据付工事，並びに福島県の山郷(発)３号機増設の機器据付工事を受注施工してきたが，補修工事専問会社の必要性から昭和34年２月１日工事担当部門のみ分離し，当社東北発変電工事(株)が創立されたのであり，又水力部の前身の電気部は，同日東日本興業(株)より引き継がれ開設されたのである。（内一部は，施工中の工事の都合で同年５月１日引継）昭和29年１月頃の東日本興業(株)工事部発足当時は，人手も工具類もなく，現地で人夫を集め，工具は全面的に東北電力(株)より借用と言う，陣容的にも物質的にも，早急に整備を要する状態であった。

当社創立当時の電気部作業員（社員）は，常時東北７県のそれぞれの自宅に待機しており，工事受注の時には電話も余り普及していなかったため，電報で呼び集め，夜具持参での出動と言う勤務態様であった。

電気部の出先機関として，電気部同様同年２月１日に会津出張所が東北電力(株)会津電力事務所構内の借用建物で，東日本興業(株)よりの引き継ぎで開設され，責任者鍛治嘉逸外，長谷部高子の一名で，業務処置に当り，専ら只見川水系の東北電力(株)発変電所設備の保修工事の受注施工に努めてきており，当時は客先への労務費単価の値上げの具申に対し，客先では東発の工事の施工方法の改善の必要性を力説し，かつ又東発作業員の作業には眼を離せないなどと技術教育の必要性を強調された。この出張所はその後電力側の都合で，昭和44年３月31日西若松町の旧修理所鍛治場建物に移転，続いて翌昭和45年１月22日再び電力事務所構内旧組合建物（プレハブ）に移転したが，人員増に伴い再度旧修理所建物に昭和48年１月16日移転し，今日に至っている。

２．非常勤嘱託制度の設定

各工事ヶ所ごとに，それぞれ当社社員の作業責任者を配置する事が，管理技術両面からして困難な状態であったため，協力業者の主なる技術員を非常勤嘱託員（無給）として発令（昭和39年７月１日付）し，当社の作業責任者として，工事に従事することとなり，現在に至っている。だが，この制度も最近では一部客先を除き，認められない状態となってきた。

当初の非常勤嘱託員は，(株)東工営の社長外１名であったが，昭和42年度には(有)吉田工作所，秋南電気土木(株)，桑原電気工業，オリエンタル電気工業(株)，板橋電気(株)，(株)尾形運

輪と７社13名に増加され，現在では前記の契約社中，秋南電気土木(株)，板橋電気(株)の２社を解約し，新契約社は山武北山建設(株)，(株)村上工業所，(有)高本鉄工所，(有)旭南電気工事，羽後電設工業(株)，芦野工業(株)，(合)山形電機新庄工業所，(株)水力機工，旭電気工事(株)浪江営業所，(有)麟麒電設，常磐興産電機工事(株)の11社で合計16社36名となっている。

3．　自宅待機制度の解消

昭和38年，39年頃より電気工事部作業員（社員）が少数づつ増員され，会津・新潟・秋田３支所近在の作業員の一部は，工事が無くとも支所に出勤することになり，自宅待機制度の一部解消となった。

昭和42年11月14日に仙台市苦竹地区に当社苦竹寮が開設され，翌３月にその食堂の一部を改造して電気部作業員の詰所が設置され，これより宮城県内作業員はこの詰所に出勤することになり，又昭和42年３月より翌年２月までの間に新設された各駐在員事務所が支所，或は出張所に昇格時，その近在の作業員は，それぞれの機関に出勤することになり，この頃より会津支所地区を除き，各所全員常勤することになった。

昭和44年４月１日西会津(出)が会津支所の下部機関として，西会津町の東北電力(株)野沢(変)の空社宅１棟を借用し開設され，このときより会津地区の作業員の全員が常勤となり，自宅待機制度は全部解消となった。

4．　電力社員現役出向者の受入

当時はまだ技術的にも陣容的にも充実推進を必要とする状態であったので，東北電力(株)より，新潟・会津両支所へ技術指導員として，４名の現役出向がなされた。新潟支所には昭和42年３月より昭和48年２月まで，北村武（現高田保修所長），豊田初蔵（現妙高制御所長），山森勉（現新潟保修所電気保修課長）の３名が各々２ヶ年づつと，会津支所には昭和42年３月より昭和44年２月まで，重野博（現高田事業所長代理）が出向し，当社嘱託員として工事監督と技術指導に従事したのであった。しかしそれ以降，水力部関係の現役出向制度は中止となった。

5．　事務担当者，各所に配置

昭和46年頃までは，水力部出先機関での事務職員が配置された個所は，会津・青森両事業所と新潟・秋田両工事三課のみで，事業所に於ける経理事務は一切本社で処理されていたが各所とも年々受注工事量も多くなり，購買労務関係の事務量も次第に増加してきたので，遂次事務職員の配置がなされ，昭和49年頃より各所に於て決算を除く経理事務も処理されるようになってきた。

6．　ニクソンショック・オイルショック

昭和45年下期以降ニクソンショックで国内の景気が停滞し，東北電力(株)の経理事情が悪化するにつれて修繕費の抑制，特別点検工事の週期の延長などで年々受注工事量の伸びが減少し，特に昭和48年のオイルショック以降は受注条件も一層厳しくなり，水力部は昭和49年度より赤字決算に転落し，それ以降も益々悪化の傾向となった。そのため昭和50年頃より水力部の在り方について種々論議され，機構改正についても討議されてきた。

7．　む す び

水力部業務機関並びに，運営の変遷は，以上の通りであるが，創立以来20年間の歩みを顧みると，やはり当初客先要請に応えるのに，陣容面，技術面，工具類の面等不十分で，これが対策に追われる等の苦難の時代が第一に思い出され，又これが昭和40年代半ばまで続き，当時の各支所長は相当な苦労の連続であり，数名の社員と共に現在の機関を築き上げた功績は大なるものがあり，今昔には，相当の差があると思われる。だが，今後の水力部の業務運営には幾多の問題があり，前途は必ずしも楽観は出来ないものと考えられる。

Ⅱ　水力部の営業活動並びに受注工事の経過

1．　発足当初の受注工事の経過

当社発足当時は水力部出先機関も少なく，東北地区で東北電力(株)関係の水力発電所・変電所の新増設工事，或は特別点検工事等を受注し，東北７県内に分散し，自宅待機している社員を呼び集め，工事施工と云う状況であったが，その後東北電力(株)各支店修理所よりの発注量も次第に多くなり，昭和40年頃より昭和43年頃までに夫々の電力機関の所在地に近接して，当社出先機関が開設されたが，主なる受注工事を挙げれば昭和34年４月に上田(発)３号機増設，機器据付工事を受注し，高畠源吾が総括責任者となり，遠藤耕二，見物正一，兎原健夫，荒井次男，山田繁志，佐原利雄，宇田川健治，石倉堅四郎，谷田内利秋，佐藤健三等が主力作業員となり工事に従事，火花の落下する下でケーシングのタンバックル取付け並びに配管，或はケーブル布設に夜遅くまで作業を続け，時には早仕舞いで東北電力(株)現地員と対抗野球するなど，能率良く無事故無災害で昭和35年３月の工期内に完了し，電力より表彰状を授与された経緯がある。又変電所関係工事では，昭和34年２月より昭和35年５月までに，本名，秋田，仙台(変)新設の機器据付工事を受注施工してきた。このような状態で営業活動は専ら本社の主体で行なわれてきたのである。昭和35年４月より蔦(発)建設の機器据付工事を受注着工し同年11月完了した。ここでは総括責任者高畠源吾，主力作業員は見物正一，山田繁志，我妻二郎，佐原利雄，石倉堅四郎，狩野万蔵，小庄司忠吉，金田正晴，猪俣俊男等で空民家一軒借用し，交替での食糧買出しの自炊で，古ジープでの往復であったが，道路には放牧の牛が時々飛び出し危険この上もなく，又或時はジープのヘッドライト断線のため，１名ボンネットの上に乗り，懐中電灯で道路を照らしながら平常の３倍の時間（１時間余）を要して宿舎に帰ったことがあった。昭和36年４月より東芝電設(株)より受注した，東北電力(株)大所川第一(発)建設に伴なう機器据付工事には総括責任者も主力作業員も上田(発)３号機増設工事時とほぼ同様の陣容で従事した。工事現場は新潟，長野，富山３県の県境附近で，山奥の僻地で道路も悪く，危険ケ所も多く，又降雪期間は工事中断という悪条件の難工事で，当社作業員は相当苦労を重ねたのであった。工事中断の冬期間の食糧は，建設中の発電所地下室の集油槽２基内に保存し，又作業員宿舎（移動式プレハブ建物30坪）は解体して下山したものであった。翌昭和37年３月，見物正一，濁沼繁正両名は国鉄大糸線の平岩駅かり15㎞の雪上を徒歩で山越えし現地に到り，夜は大所川第二(発)の取水口見張所に泊り，２週間がかりで前年

暮に解体した作業員宿舎を組立したのである。当時本社所属の新車（ワゴン）１台が現場へ配置されたが，昭和37年８月10日午後５時頃，現地への機材運搬の帰途，80m下の谷底へ転落，運転手は全治２ヶ年の大怪我，幸いに死亡はまぬがれたが，車は大破と云う大事故が発生した。これの代りが間も無く配車されたが，ホロ付きの雨もりするオンボロジープで，作業員はこの車に鈴生りになって町へ出たもので，２ヶ月に１回位の下山なので風体は熊の様で，これが理髪屋にかかり猫の子も振り返る程の美男子になって現場へもどったとのことである。受注工事はこの外に，水力発電所・変電所の特別点検工事を毎年10数件受注施工してきた。当時の東北電力(株)では発変電所新設工事は，メーカーへは据付までの発注でなく，機器据付けは別途発注と云う方式が多く採用されていたので据付工事は当社での受注が多く，これまでの受注工事の主体は建設工事といっても良い状態であった。

2．　電力工事の発注区分の指示

昭和39年３月１日付で東北電力(株)より，関係会社に対して請負工事の発注施工区分についてと云う指示書が通達され，電力工事について当社と東北電気工事(株)，東日本興業(株)との受注区分がはっきり分けられ，当社では受注工事の主要部門の東北電力(株)変電所関係工事は，余程の理由が無い限り，直接電力より受注することが出来なくなった。その後，昭和43年７月２日に上記指示書を見直し一部改定され，現在に至っているが電力プラント発注時のメーカー等経由の電力工事について，この指示書がどの程度まで適用されるべきかどうかの問題が，現在尚残されている。

3．　地元業者の協力

各出先機関夫々の地区で，東北電力(株)関係工事の受注に努めた結果，受注量も年々上昇してきており，作業員の相互応援の広域的運営がなされ，昭和41年４月に羽越幹線関連八久和(発)引出口工事を，受注し（受注金額1,600万円），これも各所社員，協力業者の応援による本社工事で施工されたのであるが，水力部での1,000万円以上の工事はこれが最初であった。又昭和42年頃より地元協力業者の活用度も次第に高まってきており，主なる協力業者は，機械関係では(株)水力機工，(有)麒麟電設，(有)吉田工作所，芦野工業(株)，電気関係では(株)東工営，板橋電気(株)，(有)柳沼電気工業所，秋南電気土木(株)，(有)北信電気工業，オリエンタル電気工業(株)，山形電機工業(株)，(合)山形電機新庄工業所，塗装関係では東方工業(株)、建装工業(株)等であった。オイルショックの影響の大きい期間は，当社水力部も同様であったが，当社の専属的協力業者は経営的に非常なる困難を経たもので，現在は多忙でこのような専属的業者の増加を必要とする状態であるが，今迄の経過を考えると検討を要する問題である。

4．　委託運転受注

昭和38年６月20日より佐渡ヶ島内東北電力(株)新保川，北狄川両水力(発)の委託運転（監視断続勤務契約）を受注し，常用員により運転を始めたが，水力(発)の委託運転はこれが最初であった。昭和43年７月１日より上記両(発)の外に更に，白瀬，梅津，水沢の３ヶ所の委託運転を受注

し運転に入った。これ等の発電所の取水口は夫々いくつかの渓流よりの取水で，取水設備も簡易なもので，降雨期落葉期には芥揚げ作業に相当な人手を要することと，又この頃から佐渡，両津両火力(発)設備の保修工事も増加し，朝分解に着手し点灯時までに組立試運転と云う，あわただしい作業の繰返しであった。

尚この白瀬，梅津，水沢の３ヶ所はその後遠方制御無人化され，昭和48年10月１日よりこれのパトロール業務の委託受注に切換えられ，今日に至っている。昭和43年６月より秋田火力(発)建設の工事用(変)の受託運転を受注し，昭和45年８月まで東北電力(株)停退者に依頼して運転してきた。又昭和43年７月20日より八郎潟干拓北部排水機場，昭和44年２月１日より同南部排水機場の委託運転を東北農政局より受注（監視断続勤務契約）したほか，同機場の機器分解点検工事も受注施工してきた。この委託運転の当初は，稲作面積も広くなく，かんがいの最盛期（４～７月）でも深夜は全停の状態であったが，昭和48年頃には耕作面積も当初の12倍以上と広くなり，４～７月間は昼夜連続運転となり，客先（東北農政局八郎潟干拓事務所）より１台でも運転中は深夜も配電盤にて監視せよとの強い要請があり，この監視断続勤務制度の了解を得るのに，相当苦労をさせられた経緯があった（受注以前は農政局直営での常時監視勤務であった)。尚昭和49年３月１日より女川原子力(発)建設の工事用(変)の委託運転を受注し運転に入ったが，現場は交通不便な人里離れた僻地で，勤務員（常傭）の採用には相当な日数と手数を要した次第である。

5．　受注工事のピーク対策

水力関係工事は殆んど９月より12月に集中し，その他の期間は閑散と云う状態で，年間の稼働率上昇を如何にすべきかを，相当部内討議をして昭和44年下期頃より発注の均平化と云うことを，本社は勿論各出先機関に於ても東北電力(株)側に折衝を重ねた。昭和45年４月16日工務懇談会が東北電力(株)工務部会議室にて開催され，電力側は朝日工務部長，三上・手島両次長，金沢水力，斉藤変電，原田工務各課長，大沼中央通信所長，藤田副長，北浦係員，当社側は小森常務，石橋電気，武沢コンサルタント両部長，大坂・平井両課長の出席で，電力側より人的要因を主体とした事故の防止対策について，強い要請がなされ，当社からはこの時も発注工事量の均平化と工事の実情について種々説明，改善方を強く具申したのである。

しかし東北電力(株)側の諸事情は下記の通りで

(1)　春季の出水期は火力発電所定修で水力発電所は出来るだけ停止をさける。

(2)　夏季は，夏ピークで少しでもアワーを出したい。

(3)　期はじめの発注機材が９月以降の入荷が多い。

(4)　土木工事関連で停止が工務部のみで決定出来ない。

(5)　水力発電所工事は降雪期前に終了したい。

等々の理由からして，一時は多少改善されたが，その後変化なく現在に至っている。尚昭和45年下期頃よりニクソンショックの影響が出始め，景気の停滞，東北電力(株)の事情悪化に伴い受注

工事量の減少傾向が見受けられるようになり，又水力(発)の電源開発工事は殆んどない状況となった。このような工事量減少の状態であっても，やはり９～12月の間に工事が集中し，作業員の調整に相当苦労をせざるを得なかったのである。昭和47年頃より上期の火力関係工事の繁忙と水力関係工事の閑散，下期は大体これの逆と云う状況から，火・水力相互応援を推進し，共々稼働率上昇を図ることにした。最初は応援受け入れ側より，応援者の作業の不慣れからしての不満があり，効果的でなかったが，最近では相当の実績を挙げてきている。

6．設計，資材持ち受注

昭和45年12月の東北電力(株)水力課との打合せ時，東北電力(株)より東発の現状では陣容的にも技術的にも成長が見られない，請負工事の労務提供から完全責任施工への移行が出来るように，具体的には設計と或程度の資材持ちで，立合人なしの施工可能の体勢に持って行くようにしてもらいたい。又東発の受注工事の主体は東北電力(株)(発)の特別点検工事となっているが，これからは益々停止作業が困難になり，特別点検工事量も減少する見込みである。これの対策を樹てる必要があるとの，要請と注意を受けた。これに対して要請に応える意慾は十分あるし又努力もしているので、しばらくの時間と出来るだけの協力を御願いすると答え，設計業務，パトロール業務，資材持受注の３項目を昭和47年より一部支所にて実施，昭和53年４月より各所にて全面的に実施の目標での計画書を，又建物車輛等増加による設備予算と社員出向者の増加による人件費の予算を添付して提出した経緯があった。それで昭和46年上期頃より受注拡大について，東北電力(株)関係は勿論電力外，即ち公営(発)，自家(発)，メーカー関係の訪問を重ね，農村地帯のかんがい揚排水設備方面の受注にも努めたのである。だがこれらの改良保修工事の大部分は電力工事のピークと重なり，又既に出入している同種業者との競合があるので，新規開拓は非常に困難なものであった。然し昭和47年には日本重化学(株)長者原(発)水圧鉄管土木工事を受注し，以後同社(発)の水車発電機特別点検工事も受注するようになった。昭和47年４月頃先に東北電力(株)側より要請のあった設計資材持ち工事の受注拡大の推進と云うことで，(株)福島製作所，日本工営(株)と協議の上，電力購買規定に抵触しない範囲での設計資材込みの発注方を，東北電力(株)発変電課に申入れをした。だがオイルショックのため，見るべき成果を挙げ得なかったのである。しかし東北電力(株)側の協力的な種々のアドバイスと(株)福島製作所・日本工営(株)両社の好意的な協力に対して深く謝意を表したい。昭和47年頃より設計を含まぬ自動化工事を受注施工していたが，昭和49年度よりは相当の設計を含む自動化工事を会津(事)にてはじめて受注施工し，現在では各所にて設計を含む自動化工事を受注し消化している状態である。

7．粟島・飛島両火力発電設備の保修工事受注

以前より自家発電で供給されていた新潟港沖の粟島と，酒田港沖の飛島の内燃力火力発電設備が東北電力(株)に引取られ，昭和46年より粟島火力(発)を，又昭和48年よりは飛島火力(発)とそれぞれの発電設備の保修工事を電力より受注するようになった。両島は本土より遠く離れた孤島であり，荒天の場合帰船出航ぜず，幾日も魚ばかり食べさせられたとのことである。

8．電力外工事の受注活動

先に電力外関係の工事受注も除々に拡大してきたことを述べたが，昭和49年上期に岩手県営御所(発)，荒川水力(株)大石川(発)建設の機器据付工事を受注すべく相当努力したのであるが，いづれもオイルショックのため，発電所関係は工事延期となり受注に至らなかった。だがこれらの受注の場合，電力工事のピークと重復する期間の作業責任者の配置について，その対応につき相当苦慮したものである。同年度には栃木県営川治第一(発)の水車発電機特別点検工事を同企業局より受注したが，水力部として関東地区への進出はこれが最初であった。工事は能率良く完全な施工で，客先より好評を博し，以後毎年同局のいずれかの発電所１ヶ所の特別点検工事を受注し，今日に至っている。

9．昭和50年度以降の状況

昭和50年度もオイルショックの影響が続き，必死の受注活動にもかかわらず受注量は少なく（業者を含む年間稼働工数，昭和50年度４万1,141，昭和51年度４万4,836）協力業者は極度の窮地に陥り，水力部決算は昭和50年51年度共大巾な赤字となった。昭和52年度は政府の景気浮揚政策による電力関係設備並びに修繕工事の増大により，８月より多忙となり，９月には月間8,660工数のピークに達し，年間で５万5,653工数に達した程で，協力業者はようやく息を吹きかえした状態であった。だが水力部決算では赤字を脱することが出来なかった。昭和52年10月10日よりの東北電力(株)法量(発)水車発電機特別点検工事について，受注か辞退かを検討後着工したのであるが，工事重復のため社員並びに地元協力業者の活用不可のため，はじめての関東地区の業者に施工を依頼した。だが作業員の陣容技術面で，会社案内並びに口答説明より相当差があり，事故・工期上の問題等よりして直営に切替えたのであるが，火力部に於て相当無理して派遣してくれた代行の火力関係協力業者も，水力工事の不慣れのため作業責任者の苦労は，並々ならぬものであった。その上業者の既施工分工事費の話し合いには，相当の日時を要した次第である。

昭和52年12月，石川島播磨重工(株)より受注した両津火力(発)７号機ディーゼル機関（7,500kW）据付工事，並びに昭和53年１月東芝電気工事(株)より受注した同火力発電機（9,000kVA）及び電気設備の据付工事を昭和53年２月10日より着工，６月１日に完工した。昭和50年度に於て同火力(発)増設の６号機発電機及び電気設備の据付実績はあるが，ディゼル機関本体に補機，配管，保温を含めた一括施工は，水力部門として今回が最初であった。

昭和53年度は自動化工事24ヶ所，機器特別点検工事39ヶ所の予定で，社員，協力業者共フル稼働で鋭意工事の消化に努めてきたが，工事時期と作業員の都合上，日本重化学(株)仙人(発)並びに荒川水力(株)岩船(発)の水車発電機特別点検工事は，辞退せざるを得なかった次第である。又11月には各所で疲労による病人続出と云う最悪の事態に陥いったが，相互応援と地元業者の協力で，12月下旬ようやく峠を越した状態であり，尚11月中旬より着工の久しぶりの建設工事２件〔山形県営白川(発)建設，東北電力(株)寒水沢(発)移設〕の受注で，昭和53年度稼働工数は昭和52年度を大巾に上廻るものと予想される。

10．む す び

この20年間を顧みて第一に思い出されるのは，受注ピーク対策の苦労であり，電力工事発注の均平化が最大の問題と思われる。これが是正不可となれば，火・水力両部関係の専属的協力業者の相互融通活用により一層強力なる推進が是非必要と考えられ，又電力外の受注拡大は，電力工事ピークをさけた期間をねらうと云う一方的な考えの方式になるであろう。昭和54年度は昭和53年度と同等の工事量の見込みであり，今より最善の準備が必要である。

Ⅲ　技術教育の経過

1．創立当初の教育

技術教育について当初は，従業員の業務遂行上必要な技能を習得させるのに実作業を通じての指導教育が主体であり，それを継続してきたが，目ざましい進歩は見られず客先より屢々技術のレベルアップの要請があった。経過は創立前の昭和29年頃よりカプラン水車，昭和31年頃より高落差フランシス水車，昭和34年頃より立軸ペルトン水車・チュブラタービン，昭和36年頃より斜流水車等を手掛け，機械構造，分解組立調整など，現地で実作業を通じての教育を推進してきた。

2．本社集合教育

昭和36年より新規学卒の定期採用を機会に，社員教育が計画的に実施されるようになり，技術関係では中堅社員適任者に対して特殊技能を，一般社員には技術一般基礎知識を習得させるよう計画し，本社集合教育を実施してきた。昭和40年代に入ってからは，客先より機械関係は相当の技能ありと認められたが，電気関係，特に盤関係は一層の努力を要するとの批評を受ける状態であった。それ以降，新入社員の自己研修意欲と責任感などの向上のための教育と共に，機械関係は勿論電気関係，特に配電盤結線，シーケンステスト，各保護継電器の理論とテスト，電気関係諸試験等の教育に力を入れてきた。

3．現役出向者による指導教育

昭和42年３月より昭和48年２月まで技術指導員として東北電力(株)より，現役出向者の派遣を受けて技能のレベルアップを図ってきた。だが現役出向者の業務を通じての教育指導については，出向者は工事消化が主体となりいきおい教育指導に時間をさけ得ない状態であった。これに対して対策を樹てるよう電力より要請された経緯があった。この出向者の尽力で作業能率は勿論，社員の技能のレベルは相当上昇したのである。

4．特殊技能者養成計画

昭和46年には当社の今後の発展に備えるため，従来の労務提供的作業から技術提供的作業に移行するための計画を樹てた。即ち設計，コンサルタント，高度の測定試験及び解析など附加価値の高い業務を含む工事を消化する技能と，又格調高い報告書作成能力を備えるための教育計画を樹てた。これには比較的小人数で密度の高い者を対象とし，尚関係個所にＰＲし習得した技術を具体的に活用出来る工事の受注に努め，このようにして特殊技能を持つ社員の育成を図ることとし，尚これらの社員を全社プールに活用し，その者を中心として遂次，他の者のレベルアップを

図ることとして，準備を始めた。

5．メーカー派遣に依る実習教育

昭和47年度よりメーカーでの実習教育として，配電盤関係で東北電機製造(株)へ３名３ヶ月派遣，昭和52年度まで継続，又，トランジェスターリレー関係で東芝(株)府中工場へ２名６ヶ月派遣，昭和47，48，53年度と実施した。尚電気ガバナーの組立，調整諸試験等の実習教育に日本工営(株)横浜工場へ２名３ヶ月派遣，昭和47．48年度と実施した。このメーカー派遣について，以前このケースで引抜きされたこともあり，可否，論議されたが可として実施に移したのである。東芝(株)府中工場での実習教育は日当受領のため，工場側都合（客先への納期の関係）で，同一製品の同一テストの繰返しの場合もあり，第一回目の受講者の不評をかった経緯もあったし，又，日本工営(株)横浜工場での電気ガバナーについては，受講後関連工事の受注なく，教育の効果を挙げることが出来なかった次第である。

6．社内教育の推進

先の特殊技能者養成計画に則り昭和47年度よりガバナー試験の電磁オシロの理論と操作を現地にて社外講師により教育，これを昭和50年度まで毎年継続実施した。又保護継電器の教育３日間，昭和48年度より昭和51年度まで，トランジエスターリレーの教育３日間，昭和50年度より昭和52年度まで，屋外鉄構強度計算についての教育３日間，昭和47・48年度といづれも本社集合にて実施した。尚昭和51年８月より10月まで東北電力(株)の協力で，新柳淵(発)建設工事の機器の諸試験並びに据付記録作成の実習教育を受けさせるなど，技術のレベルアップに相当力を入れてきた。この外に各出先機関に於て，昭和50年度にかけ各協会主催による電気ガス熔接・酸欠・グレーン・玉掛・足場組立・研削といし取替並びに電力の協力による超音波効率測定，活線作業等々，免許或は認定を取得させるべく教育を推進してきており，又配電盤関係工事についても客先より好評を得ており，各所にて相当の設計を含む盤関係工事も受注施行しておる現状である。

7．最近の教育状況

昭和52・53年度は現場教育の充実を期すため，機器チェェクポイント表，機器特別点検記録作成様式，作業手順確認表等の教育資料の整備を図り，実情にマッチした教育計画を樹て，技術のレベルアップに努めてきており，昭和53年12月末には，山形県営白川(発)建設所の水車ケーシング据付工事について，現地にての施工方法等の技術教育を実施した。

8．む す び

技術教育の経過の概略は以上の通りであり，ここ１～２年は多忙のため集合教育の時期が問題となっておるが，その対策と，大部分の社員が業者の監督の立場に立つ状況からして，技術は勿論，労務面を含めた管理能力の養成の推進と技術教育を強力に推進するための社内の講師的技術者の確保，養成が必要と考えられる。

Ⅵ　車輌工具類の整備の推移

1．車 輌 関 係

電気部発足当時の車輛としては，本社に新車（ワゴン型ジープ）１台，会津出張所に中古車（ホロ付ジープ）１台と計２台のみであった。その後少数づつ増車され昭和40年には計７台，昭和44年には新設出先機関も含め各所に増，配車され27台となった。当時は配車要請ヶ所が多く，経理面からして承認には時間を要する状態であり，社長の現地巡視の際，直訴する個所もあった程で，又これらの車輛は総て東北電力(株)よりの払下げ車で，耐用年数も短く，修理代も多くなっていた。

昭和47年頃より遂次新車に入替え，現在では殆んど新車に更新しつつあり，計37台となり，工事に対する機動力も大巾に改善されたのである（現在の保有車種別，Wキャブ25台，バン９台，軽２台，ジープ１台)。然し現在尚，受注工事ピーク期間は作業個所が多いため車輛不足となり，社員或は業者よりのリース車を相当利用している状態である。

2．工具類関係

当初は電気関係測定器具類は勿論，機器分解組立工具類についても殆んど東北電力(株)よりの借用と云う状態であり，主なる工具類の借用は昭和43年頃まで続いていた。昭和38～39年頃であるが，工具を含む工事用材料の消耗が多く，これに対してこれの２割方節減の常務通達がなされた経緯があった。（昭和39年６月10日付）又この頃の話であるが，秋田支所にて工事が終了すれば作業員は一人で帰ってくるが，工具類はそうはいかないので，工事中は工具を大切に扱い，工事終了と同時に先づ第一に工具類を整理し，発送準備せよとの指示がなされ，「人よりも工具の方を大事がり」などと川柳まがいの言葉が出たとのことである。電気関係測定器具類では昭和44年頃メガー２台と，工具類では手動油圧式圧縮機外７点あったのみであったが，現在では別表の通りで，相当整備されてきたのである。又安全関係整備について，区画ロープは壁と思い，決して跨いだり潜ったりしてはならぬと指導してきたが，やはり物理的の対策が効果が多いので，全面的に安全区画ネットに切替え，活線作業用防護具類，安全工具類，試験器，漏電しゃ断器，電撃防止装置安全関係器具も大巾に整備され，今日に至っている。今後は車輛，電磁オシロの追加とパワーレンチ，鉄製ブロック，土木測量器等の購入整備が必要と考えられる。

Ⅴ　水力部今後の問題点

1．社員教育の推進について

従来の労務提供から技術提供に切り替えるべく現在，現地教育，本社集合教育並びにメーカー派遣の実習教育に務めているが，尚一層の推進が必要でありこれからの現場作業の大半は，外注での施工が必然的と考えられる点からして，一般社員も必要であるが，特に作業責任者級の管理能力の向上が緊要であり，これらの教育を推進すると共に，当社に対する協力度の高い業者の安全面を含めた技術教育の推進が必要である。

2．受注ピーク対策について

(1)　火・水力両部門作業員の相互協力の推進について

先に述べた通り，火・水力両部門の協力業者を含めた作業員の相互融通は最近相当の実績を挙

げてきているが，未だ双方の受入側にての不満なしとしない状態であり，お互いの作業になれることが緊要で，この点について火・水力両部門での，尚一層の連絡を強化し，緊密化を図る必要がある。

(2)　協力業者の選定と事前協議について

電力水力関係工事の発注の均平化が，現状より改善が非常に困難であるとのことにより，一定ベース量は社員並びに当社専属的協力業者にて消化し，一定ベース量以上の分は当社専属的でない協力業者に依頼することで，この様な業者を選定し，事前協議の推進が必要である。

3．　水力部社員の高令化抑制について

水力部関係現業機関の社員148名（昭和53年９月末現在）の平均年令は40.3才であり（全社平均32才）管理職を除く現業員120名では37.3才となっている。これは比較的高い年令構成であり，高令化によって高血圧他成人病の要管理者が増え，戦力低下の傾向にある。今後は定期的に新卒者を採用することにより，平均年令の高令化を抑制する配慮が必要と考えられる。

4．　水力部門の機構改正について

水力部門は，東北電力(株)水力関係設備の補修保守面を一手に受け持つと共に更に新需要の開拓，特に建設関係への進出等についても，積極的に推進する必要がある。これらを勘案し今後業務の効率的推進を図るためにも，現在の水力部門の三支社（工事三課），１類５事業所，２類３事業所，１出張所の機構は大きな方向として出来る限り集中化（火力との連繋強化を考えれば，最寄り火力支社との統合）の方向に進むべく，検討も必要と考えられる。但しこのことは，東北電力(株)水力(発)の保守という，本来の使命を傷付けない範囲で，電力設備の自動化，無人化計画等を十分考慮の上，計画し，且つ東北電力(株)の諒解のもとに進める必要があるので，現時点では当社の業務機関整備の必要の都度，個々に前述の大きな方向にそうよう検討してゆくことになるであろう。

第３節　開　　発　　部　　門

（自然の恵み育てつつ）

Ⅰ　フライアッシュ関係

1．　東北フライアッシュ株式会社の合併

「いざなぎ景気」といわれた好況に支えられ，電力需要も堅調な伸びを示し昭和40年代に入ってからは約10％の伸びを示すに至り，需給の逼迫が年を追って厳しくなってきたので，これに対処するため電源の拡充が東北電力(株)の緊急課題となった。電源開発に当り東北電力(株)は有効な水力地点の確保の困難と建設工事期間を勘案し，火力(発)の建設に重点を置くこととし，当時の最新技術を駆使した新鋭大容量火力(発)の建設を急ぐことになり，しかも運転開始の大幅な繰上げなどで新潟火力(発)３号機，秋田火力(発)１号機が運転に入ったが，逼迫した需要に対応す

るために更に需要の調整も必要とする状況にあった。その間火力(発)の燃料も逐次石炭から原重油に移行していたので，東北フライアッシュ(株)のフライアッシュ需要の好調とは裏腹に生産は昭和43年度から減少の傾向が見え始め，最早フライアッシュに期待をかけることは難しくなり，一方原重油燃料の増加に伴いこれから発生する重油灰(煤)の処理処分業務が増加するに至った。このような情勢を背景に，従来東北電力(株)の関連会社としての当社と東北フライアッシュ(株)が火力(発)構内で相互に連けいしながら業務を遂行することの管理上の不合理が表面化するに至り，両者の業務の効率化を図るため検討が行なわれることになった。その結果両社の業務を総合的に且つ効率的に処理するには，両社を合併して一元的に運営することが経営の安定と発展に最も望しいものであるとして，昭和45年10月１日を期して合併することになった。

合併は両社同額資本で，業務の性格上当社の名称を存続することにして東北フライアッシュ(株)は解散する形で，東北フライアッシュ(株)の資産，従業員一切が当社に引き継がれることになった。合併に伴い定款も「発電設備からの廃棄物の処理並びに加工販売」の項目を加え，この業務を遂行するために本社にフライアッシュ部，フライアッシュ課を設けると共に，八戸工場及び仙台工場にはフライアッシュ製造課を設けて業務を継続することになった。

2．　フライアッシュ課業務の変遷

合併により業務は従来通り継続することになったものの，新鋭大型火力(発)の運転が軌道にのるや，石炭を主燃料とする八戸火力(発)の１号・２号機及び仙台火力(発)の１号・２号・３号機は石炭事情もあり，石油の混焼率が大幅に向上し，又小容量のため給電面からも稼動率が低下し，フライアッシュの生産は昭和43年度をピークに減少し始めるに至った。

一方需要は好景気に支えられ昭和44年度には４万9,600ｔ/年を記録したが，その後景気が後退するに及び，昭和47年度に一時的な景気の回復を見たものの，昭和48年度のオイルショック，狂乱物価の影響，昭和49年度以降の総需要抑制策による長期不況，昭和50年７月に発生した欠陥生コン問題などの悪条件が重なり，遂に１万ｔ／年台に落ちこむに至った。しかし昭和50年代に入り景気刺激策，公共投資の拡大等により幾分需要は持直してきたが，生産は依然として低迷しているので今後は他社からの融通に依存せざるを得ない傾向になってきている。その生産・販売・他社融通の実績は別冊資料の通りで，このことは東北電力(株)の石炭火力(発)の運営方針の変化，景気の好不況等の動向を明瞭に表現している。一方新鋭大型火力(発)の運転に伴って発生する原重油灰が増加し始め，その袋詰運搬等の業務が急増するに至り，これを担当するフライアッシュ課の売上げ収入は増加し，昭和49年度にはフライアッシュの販売収入を上廻り，遂にフライアッシュと原重油灰処理処分の売上げ収入は逆転するに至った。このように業務内容の重点が変る傾向が見え始め，更に昭和46年10月には「あわびの種苗生産の大型実験」の業務を受託することになり，業務範囲が拡大するに及び本社のフライアッシュ部の名称は実体に合わなくなってきたのでこれを機に，昭和46年12月１日フライアッシュ部を開発部に改称することになった。この間，原重油灰処理の現場業務の管理は，フライアッシュ製造課を持つ仙台支社，八戸支社を

除く他支社は工事二課に委ねられたが，昭和48年10月新仙台支社に脱硫課が設置され，その業務は脱硫課に移管されることになり，その後支社或は事業所に脱硫課が設置される都度移管され，昭和52年３月１日酒田(事)の脱硫課設置を最後に重油灰業務の移管は全面的に完了した。

一方昭和40年代に入り産業界が高度成長の波にのり，活発化するに及びその結果として産業廃棄物による公害問題が話題に上るようになり，昭和43年９月には水俣病，阿賀野川水銀中毒が裁判で公害と認定され，更に昭和45年７月には田子ノ浦のヘドロが告発されるなど，漸く公害問題が国民の一大関心事に発展するに至った。このような世論を背景に，より計画的・総合的な公害行政を推進することが強く要望されるようになり，これを実現するための基本原則を明らかにすることを目的に，昭和42年８月３日に公害対策基本法が制定され，その後昭和43年には大気汚染防止法，水質汚濁防止法，騒音規制法，昭和45年12月25日には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が相次いで制定されるに至った。

更に昭和46年７月１日には環境庁が発足し，昭和47年５月に「環境白書」が発表されるや，産業活動即公害発生の認識が高まり，大半の産業活動に対する住民の反対運動が激しくなってきたが電気事業も例外ではなく，特に火力(発)の建設に対する反対が大きくなると共に，既設火力(発)の運転に伴って発生する産業廃棄物についても厳しい条件が要求されるようになった。即ち煙の中に含まれる亜硫酸ガス，排水の中に含まれる重金属及び温水又場所によっては騒音なども問題にされるようになり，これに対し大気汚染対策としては排煙脱硫設備の設置，排水中の重金属対策としては排水処理装置等の設置が急がれるようになった。又燃焼によって生ずる原重油灰も多量になり，その処分が法規制と共に大きな問題に発展するに至った。

このような情勢を予想して昭和30年代からその対策について検討してきた東北電力(株)は，その検討結果に基づき何を措いても設備の整備を図らなければならないとして，排煙脱硫設備及び排水処理装置の設置を急ぐことになった。しかし固体廃棄物である原重油灰及び排水処理装置から発生する汚泥ケーキの処分は，当初各社夫々独自の処分をしてきたが，法規制の強化と共に従来のように安易な処分は難しくなってきた。

このようにこれ等廃棄物の無公害処理が全電力会社の課題となるに及び，この対策について同種の業務を各地の電力会社から受託している同業者によって構成され，当社も加盟している日本オイルアッシュ協会並びに特殊金属化合物のメーカーである新興化学工業(株)が中心となって，既にバナジウム含有率の高いボイラスラグからバナジウムを採取するために利用されている「アルカリ溶融法」で，含有率の低い原重油灰から果してバナジウムを効果的に採取出来るかどうかについて，研究することになった。研究の結果，原重油灰を焼却し，バナジウム含有率を高めることによって採取出来ることが明らかになり，企業化の可能性についても見通しが確実になったので，各社の原重油灰及び焼却残渣灰を纏めて処分することになった。

昭和46年に入り，この構想で企業化することになったが，従来の経緯から新興化学工業(株)が最適であるとして，この業務を全面的に同社に委託することになった。この方法でバナジウムを

採取する場合はその含有率が高い程効果があることから，原重油灰を焼却して原料とする方法が望ましいことは明らかなので，そこで各社で焼却して含有率を高めるか，新興化学工業(株)で焼却するかの選択を迫られるに至った。即ち原重油灰は焼却することにより量が約１／10に減量しバナジウムの含有率が高くなるので，運搬費の比重の高い会社は焼却した方が効果があり，運搬費の比重の低い処は原重油灰で運び焼却費を払っても新興化学工業(株)で焼却した方が効率的である等，各社の事情も異なることからその決定は各社の判断に委ねられた。東北電力(株)はこの内容を検討し，各所に焼却炉を置く方が効果があるとして，昭和49年４月の新仙台火力(発)を皮切りに，昭和52年10月に酒田共同火力(発)に設置されるまで逐次各所に焼却炉を設置した。しかし，焼却炉が運転に入る前は原重油灰で送らざるを得ず，当社は東北電力(株)と昭和46年７月５日「重油灰処理に関する協定書」を締結すると共に，新興化学工業(株)とも昭和46年12月１日「重油灰処理業務委託契約書」を締結して，この業務を引受けることになった。その後焼却炉の竣工と共に焼却灰に切替ったが，定検・故障等で処理出来ないものは灰のまま袋詰して送ることになり，現在に至っている。

この間，新興化学工業(株)は各社から送られる重油灰を焼却してバナジウムの原料に利用してきたが，その量が増加し焼却炉の容量を越え焼却出来ないものは止むを得ず埋立処分にせざるを得ず，昭和47年４月から大阪府の許可を得て大阪府豊能郡豊能町寺田に階段状によう壁を設けて，埋立することになった。しかしこの埋立も種々の理由で継続することが出来なくなり，昭和52年10月に中止することになり，二次災害防止のための整備工事を各社持込量に按分負担して，施行することが環境技術協会の理事会で決定し，昭和53年５月15日着工し53年12月25日に竣工したが，その後も原重油灰が発生するので昭和52年10月から海洋投棄に切替え現在に至っている。

又汚泥ケーキを適地に埋立処分することについては，各火力(発)によって適地の有無，地方自治体の行政指導に差があるので，東北電力(株)は統一的に処分することは困難であるとして，産業廃棄物処理業者所有地の利用，石炭灰灰捨地の利用等，各火力(発)に最も適した処分方法をとることになり，当社はその指示に従って作業を進めることになった。このように産業廃棄物に対する規制は年を追って厳しくなり，清掃法の改訂に伴なう一連の法規制が一段と強化されるに及び自治体の指導も強化され，その一環として産業廃棄物処理処分運搬を業とするものは，清掃法第14条により許可が必要になってきたので，当社は火力発電所を管轄する自治体に許可を申請し，別冊資料の通り許可を得るに至った。このようにフライアッシュ課の業務の重点は本来のフライアッシュの生産販売から産業廃棄物の処理処分業務に移ってきたが，この傾向は新たに大型石炭火力(発)の建設などの事態が変化しない限り，今後とも続くものと思われる。

3．今後の課題

フライアッシュ課の業務の重点がフライアッシュの生産販売から産業廃棄物の処理処分業務に移行してきたのは時代の流れとは言うものの，止む得ないものであるが，その産業廃棄物関係の業務さえ最近の公害規制の厳しさから，低硫黄油，ＬＮＧに切替って行く傾向の中では，将来に

明かるい期待を持つことは困難のように考えられる。従ってフライアッシュ課としては，今後の業績向上に如何に対応して行くかが大きな課題となろう。

その具体的対策については今後検討を加えねばならないが，現時点で考えられることは将来運転開始が予想される大型石炭火力(発)から生産される大量のフライアッシュの販売ルートの確保のためこれが，販売促進と新規業務の開発である。即ちフライアッシュの販売はここ２～３年来，１万3,000ｔ／年台に低迷しているが，これは生産量を勘案しながら販売しているためで，フライアッシュに対する需要は景気刺激策，公共投資の拡大などで必ずしも低いものではない。従ってこの需要に応えることによって販売量も増加することは出来るが，現在の当社の生産量でこれに対応することが難しいことは言うまでもなく，生産に余裕のある他社からの融通に頼らざるを得ない。ただし，融通を受けるにしてもその輸送費が陸上の場合は，フライアッシュそのものの融通価格を上廻る現状では採算上難しく，又海上輸送の場合は陸上のそれに比し半分以下であるが，受入設備の整備に相当の資金が必要であることが問題である。一方需要は東北全般にあるとは言うものの，過去の実績から仙台火力(発)を中心とする販売範囲の需要が大きな比重を占めているので，仙台火力(発)のフライアッシュ生産の盛衰とは無関係に，将来の大型石炭火力(発)運転開始の場合のフライアッシュ受入設備の整備の先取りと言う形で投資することも必要ではなかろうか。このような一連の問題を十分検討して採算性の高いフライアッシュの販売対策を樹て，生産と販売を切りはなして販売ルートを確保して置くことが，第一の課題である。

第二の課題としての新規業務開発についてのフライアッシュ課当面の対象業務としては，原子力関係の廃棄物の処理処分業務が予想されるものの，実務開始までには相当の日時を要することから，これだけに期待を持つことは出来ない。このような状況から現在有償で処理処分している原重油灰，焼却残渣灰並に汚泥ケーキ等の産業廃棄物の資源化についても既に検討中ではあるが，見通しは明かるいとは言えない現状である。産業廃棄物の資源化は，資源の乏しい我が国にとって誠に重要な課題ではあるが，フライアッシュ課にとっても同様に重大な問題であるので，失敗にめげず全員の創意によって積極的に取組まなければならない課題の一つであろう。

Ⅱ　脱　硫　関　係

1．公害防止設備の運転業務及び付帯業務の受託

(1)　公害防止設備設置の背景

敗戦から立直った日本は，昭和30年代に入り，内需と貿易の拡大に対応しながら，新型設備の導入と勤勉な国民性を基盤にして，産業界の発展を促し，多少の景気の消長に依る変動はあったものの，概ね順調に毎年，国民総生産の大巾な更新を示すような，飛躍的な経済発展を遂げた。

この経済発展を支える産業界の旺盛な活動に伴い，硫黄酸化物・窒素酸化物，その他の産業廃棄物とも言うべき有害物質が，海に陸に空に大量に放出され，一部に水俣病等の公害病の発生を見るなど，経済発展の犠牲が表面化するに及び，国民生活に重大な影響が出るに至った。

しかし，局部的な，このような問題とは裏腹に，国民生活の水準は向上し，公害防止か，経済成長かが論議を呼び，改めて，経済発展のあり方が問われ，産業界の動向を左右する社会問題となった。

このような情勢に対応して，法律の早期的整備が強く要望されるに及び，昭和42年にはじめて公害対策基本法が制定され，引き続き昭和43年には，大気汚染防止法，水質汚濁防止法が制定される等，公害防止に関する行政体系が確立されるに至った。

これらの法律によって，新たに定められた環境基準及び排出基準を維持するため，産業界は，挙げて，公害防止設備の整備に取組まざるを得なくなり，昭和40年代中頃から，急激な設備投資が行なわれるようになった。

一方，産業界の発展に伴い，そのエネルギー源である電力の需要も急激に増加し，従来の設備では対処することが難しくなり，特に発電力の増強は，電力業界の緊急課題となった。従って発電所の建設が活発になったが，急激な需要増加には追いつかず，発電所の建設の主力も長期間の工期と膨大な設備投資を要する水力(発)から，工期，資金面で勝る火力(発)に移行する趨勢が高まり，火主水従の時代を迎えるに至った。又，火力(発)の燃料も当初の石炭から，技術の進歩に依る大型化と設備費，並びに燃料費の点で勝る石油に移行するに及び，他の産業と同様，煤じん，硫黄酸化物等の排出物が問題になってきた。しかし，電力業界は，従来から公害問題に関心を持ち，公益事業者としての自覚のもとに公害対策を進めてきたので，昭和40年には公害対策会議を設け，これを軸として対策の積極的推進を図ることになり，大気汚染防止法に対応して，集じん装置の設置，高集合煙突の採用，低硫黄油の確保，排煙脱硫装置の実用化の検討など，積極的に進めることになった。特に，排煙脱硫装置については，活性酸化マンガン法，及び活性炭法が国の大型プロジェクトのテーマとして，昭和41年に取り上げられるに及び，電力業界は勿論，関連業界も協力して研究に当ることになり，排煙脱硫装置に対する気運は急速に高まり，昭和47年8月電気事業連合会は公害防除刷新方策を策定し，生活環境の保全を図るための基本理念と，その具体的方策を決定し発表した。

このように公害問題は，昭和40年代に入り，法律の制定，改訂と共に急激に厳しさを加え，公害防止設備の設置が電力業界の緊急課題となり，これが原価高騰の要因の一つにも数えられるに至ったが，世論も既に，公害防止対策の整備は当然のこととして受け取り，火力(発)の建設運営に大きな影響を及ぼす結果となり，これを避けて通ることは許されない状況にまで発展するに至った。

世はまさに「公害防止なくしては，企業の発展はあり得ない」とまで表現される時代に突入したのである。

(2) 火力(発)の公害防止設備

かねてから地域繁栄に奉仕することを使命として，公害防止にも積極的に取組んできた東北電力(株)は，従来の研究成果の上に立って，昭和47年8月排煙脱硫装置の早期実用化を図ることとし，昭和49年度運転開始を目途に，新仙台火力(発)の2号機に亜硫曹・石こう法，八戸火力(発)4号機に石灰・石こう法の排煙脱硫装置を設置することを決めた。

これらの設備は，実用機としてははじめてのものであったので，東北電力(株)，メーカー及び当社が緊密な協力のもとに工事を推進したものの，設計変更・追加工事が多く，一時は工期延長の声も聞かれたが，最後は関係者全員の努力が実り，予定通り新仙台火力(発)2号機の排煙脱硫装置は昭和49年3月，八戸火力(発)4号機の排煙脱硫装置は昭和49年4月にそれぞれ運転を開始することが出来た。

この尊い経験が，次に計画された新潟共同火力(発)2号機，新潟火力(発)4号機，東新潟火力(発)1号機等の排煙脱硫装置建設工事に大きい戦力となったことは特筆さるべきで，多少の変更はあったものの，概ね予定通り運転開始に漕ぎつけることが出来た。

又，火力(発)から排出される排水についても法規制の強化と共に，その処理装置が整備されることになり，新潟共同火力(発)が昭和48年2月に運転開始したのを皮切りに，新仙台火力(発)，新潟火力(発)と逐次設置され，昭和50年には殆んど全火力(発)に整備されるに至った。

更に，既に設備されていたボイラの集じん装置から採取された重油灰が，その処分について法的に制約されるに及び，昭和46年6月から大阪市の新興化学工業(株)にその中に含まれる有効成分の再利用も兼ねた処理処分を委託することになったが，輸送費の低減と有効成分抽出率の向上のため，未燃焼分等を減らし少量化する目的で，重油灰焼却炉が昭和49年4月に新仙台火力(発)に設置されたのをはじめとして，逐次各火力(発)に設置され，昭和52年度には全火力(発)への設置が完了した。

(3) 運転業務並びに付帯業務の受託

環境汚染問題に対応して，法律が制定されるに伴い，電力業界のこの問題に対する基本構想が明確になり，昭和47年8月東北電力(株)から排煙脱硫装置の設置が公表されるに及び，当社は直ちに，従来からの調査検討事項に基づき，これら環境保全に関する設備の運転業務を受託することを決め，昭和47年11月15日東北電力(株)に対しその旨を請願した。

これに対し昭和47年11月29日東北電力(株)から，この業務委託に関して諸準備を実施するよう依頼する旨の回答が出され，勇躍，その準備に入ることになった。

しかし業務内容は，化学プラントの運転が主で，従来当社が実施してきた発電所の建設，補修業務とは異なり，その技術・管理体制で対処することは難かしく，新たな観点から体制を整備することが必要となった。

まず，要員の確保に始まり，既設設備の見学・関連業務講習の受講・メーカー指導員による教育等を通して，運転開始までに必要な最少限の知識・技術を習得することに重点を置く方法で準備に着手した。

工事の進捗と共に，運転業務を実施する体制も逐次整備され，昭和49年2月18日には「火力発電所諸設備の業務委託に関する基本協定書」が東北電力(株)と当社の間に締結されるに至り，排

煙脱硫装置のみならず，排水処理装置及び焼却炉の運転まで含めて受託することになった。

この基本協定書に基づき，新仙台火力(発)・八戸火力(発)との運転委託契約がそれぞれ昭和49年３月７日及び昭和49年４月22日に締結され，翌日から営業運転に入ったのをはじめとして，以後建設された共同火力(発)を含む各火力(発)の公害防止設備の運転業務委託契約も同様に締結された。

一方，排煙脱硫装置の運転に必要な石灰石・生石灰等の受入れ，並びに副生品として生成する石こうの払い出し業務も当社が受託することになり，新仙台火力(発)，八戸火力(発)については昭和49年１月31日に請負契約が締結された。更にこれ以後建設された各火力(発)の脱硫装置に関する同業務についても逐次契約が締結された。

(4) 脱硫課の設置

火力(発)の公害防止対策が具体化するにつれて，その運転業務を受託することになった当社は，その管理指導体制の整備が先決であるとして，新仙台火力(発)・八戸火力(発)の排脱工事着工を機に昭和48年４月１日本社開発部に脱硫課を発足させ，逐次建設される公害防止設備の運転に備え，各種排煙脱硫装置の調査・教育資料の作成，要員計画の作成等の準備を進めることになった。

その後，工事が進捗し要員も充足されるに及び試運転教育を前に，昭和48年10月１日新仙台支社並びに八戸支社に脱硫課を設置することになった。更に公害防止設備の整備状況に応じ，昭和50年３月１日には，秋田，新潟・東新潟の各支社に，昭和52年３月１日には酒田支社にそれぞれ脱硫課が設置され，組織の整備は完了した。

この間，関連業務に携わる社員は約140名に増加したが，４年間という短期間で殆んど零の状態からこれだけの増員をしなければならなかったので，社内の融通のみに期待をかけることは出来ず，僅か数名の異動に止まり，大半は電力からの出向者，中途採用者，定期採用者によらざるを得ず，特に定期採用者は70％を超え，平均年令の若さが目立った。

しかし，この平均年令の若さが，経験不足の不安を招くこともあったが，反面，体力・知識の吸収力が勝り，技術向上が著しく客先の信頼を得ることにも役立った。

(5) 運転業務の実施経過

人員は逐次整備されたものの，当社として，排煙脱硫装置のような化学プラントの運転は，はじめての経験であったので，初期の新仙台・八戸両支社の運転員は，メーカー指導員の懸命の教育・指導を受けながら，真剣に努力したにもかかわらず，その成果は期待したほどには挙らなかったが，それでも「運転開始からは自分たちの手で運転するんだ」と言う決意のもとに，団結して頑張り通し，遂に営業運転開始時には，当社で責任をもって運転を引き受けるまでになった。

しかし，設備ははじめての大型実用機と言うこともあり，また運転員の不慣れもあり，運転開始後も大小の故障が絶えず，運転員はその復旧修繕に追われ，管理者が疲労のために倒れるに及び，その応援に本社社員を派遣する等の緊急事態が発生するなど，全員が疲労困憊の状態のこと

もあったが，その間設備の改善が逐次行なわれると共に，メーカーの応援もあり，この急場を凌ぐことが出来た。

このように，営業運転開始前後の運転員の苦労は大変なもので，その努力は賞讃に値するものがあった。

排煙脱硫装置とほぼ並行して，逐次各所に設置された排水処理装置及び焼却炉の運転業務についても，基本協定に含まれる業務として当社が受託することになり，脱硫課の業務に組込まれることになった。

しかし技術的な面から，排煙脱硫装置の運転より比較的操作が容易であることを考慮し，当初から協力業者の手を借りることを基本方針として運営することにした。

排煙脱硫装置，排水処理装置，焼却炉のいずれの設備も，昭和49年業務を受託した当初は運転技術的にもまだ十分な実力が備わっておらず，種々の失敗苦労が現業及び管理部門でもあったが，幸に優秀な人材にも恵まれ，その後の各人の努力と相俟って，昭和51年頃から設備の試運転業務をメーカーから請負うまでに成長し，三菱重工業(株)・川崎重工業(株)から，東新潟火力・酒田共同火力・秋田火力各(発)の排煙脱硫装置の試運転業務を請負い，完遂するまでになった。

特に，酒田共同火力(発)２号排煙脱硫装置の試運転については，ほぼ全面的に試運転をまかされるまでに客先の信頼を得ることが出来た。

このことは，発電所及び各メーカーからの強力な指導と，第一線で働く人達の努力の成果の一つと言えよう。

(6) 協力業者への業務委託

排煙脱硫装置をはじめとして，排水処理装置・焼却炉の運転業務並びにこれに伴なう原材料，副生品の受払業務を受託するに当り，当社は業務の難易度に応じて，技術的に比較的容易なもの，簡易定型的なものは，協力業者に外注することを方針としてきたが，この外注の対象にしている業務としては，排水処理装置及び焼却炉の運転操作業務，原材料，副生品の受払い出し時の検量検収業務の助勢が主なものである。又，秋田火力(発)・八戸火力(発)の業務の場合は，副生品の払い出し業務も含めて当社が受注しているが，当社が直営で実施する体制にないこと，及び専門の業者に委託した方が効率的であることから運送業者に委託している。

運転業務については，協力業者に於てもはじめての経験のため，当初は勝手がわからず，人員配置・技術的能力等が適切でなかったことから，業務に支障をきたしたこともあったが種々の経験を経るにつれて，体制も整い，所によっては非常に優秀な業績を収める協力業者も出てきている。

(7) 危険物・特定化学物質等に対する管理

脱硫課の業務は，排煙脱硫装置・排水処理装置，焼却炉の運転，並びにこれらに必要な原材料，副生品を取扱う関係上，種々の化学物質と接する機会が多く，これらの中には，硫酸・五酸化バナジウムのように，消防法や労働安全衛生法でその取扱いに厳しい規制が課せられているものも

ある。

従って，業務を円滑，且つ安全に遂行するためにはこれらの法令に基づく有資格者の養成はもとより，これに携わる社員・協力業者の従業員もある程度の化学的知識が必要であることから，昭和49年以来この種の教育には特に重点を置いている。

その結果，当初殆んどいなかった「危険物取扱者」，「特定化学物質等作業主任者」等の有資格者が漸増し，昭和53年現在では，全脱硫課人員の約３割を数えるに至った。

又，特定化学物質を取扱う関係から，業務受託開始と共に，関係業務に従事している社員協力業者従業員に対し，防具・保護具の着用励行を強力に推進すとる共に，法律に基づいた特殊健康診断を年２回実施しているが，その結果，現在までのところ異常者は認められない。

2．今後の課題

当社が運転業務を受託する予定の公害防止設備の設置計画も，昭和53年10月６日に営業運転を開始した酒田共同火力(発)２号機の排煙脱硫装置を最後に，現段階に於ける運転業務受託計画も一段落することになり，各所の運転員の技術向上と相俟って，大きな障害もなく，安定した運転を続行中で，人員も社員136名，協力業者従業員72名を数え，売上高も全社の７～８％を計上するまでになり，その成長ぶりは，当初の新仙台火力(発)・八戸火力(発)の設備運転を受注した頃と比べ隔世の感がある。特にこの成長が，僅か４年半の短期間で達成されただけに，要員の確保，技術教育の徹底，有資格者の充足，事故防止対策の整備改善，交替要員の調整など，関係者の労苦は筆舌に尽し難いものがあった。

このように現在の安定した状況を見る限り，一応基盤は固まったように見えるが，公害関係に対する法規制の強化，並びに住民の権利意識の向上など，情勢の変化は激しく，これに対応する東北電力(株)，新潟共同火力発電(株)，酒田共同火力発電(株)も現状以上に設備運転の効率化，無事故を強く要請してくることが予想され，新技術の開発，燃料の低硫黄化，経済的運転の追求などと共に，運転業務委託に対する動向は，流動的で将来を予想することは極めて難しい。

しかし，予想困難とは言うものの少くとも法規制が益々強化され，これに伴い現設備の運転にさらに厳しさが要求されるであろうことは予想出来る。従って，当社としても更に技術の向上に努力しなければならないが，経済性の上からその限界を超えるとき，当社としてそれに如何に対処するかが一つの課題となろう。

第二の課題は，公害防止関係設備の整備が一段落したことにより，今後大巾な業務拡大が期待出来ない以上，如何にして業務の拡大・転換を図るかと言うことで，既に産業廃棄物の固型化・新製品の開発などの調査研究を進める一方，新しく開始される原子力(発)の廃棄物処理についても調査を進めているが問題が大きく，現在のところ結論を出すに至っていない。

以上，現在を見ながら当面考えられる今後の課題を掲げたが，これが総てではなく，激動する政治・経済・社会を背景に，将来どんな問題が起るか予測することは難かしいが，広い視野と長期的展望に立って柔軟に対処しながら，労働集約型の現在の体質から技術販売を中心にした体質

に転換し，脱皮して行くことが必要であろう。

Ⅲ 養 殖 関 係

1．アワビ種苗生産の大型実験の受託

(1) 実験受託の背景

大型火力(発)の運転に伴い発生する冷却排水の廃熱エネルギーの有効利用を目的に電力業界は競って，これらの利用についての研究を推進しつつあったが，東北電力(株)でも昭和38年４月から仙台火力(発)構内に試験設備を設け，財団法人かき研究所の指導のもとに温排水を利用した魚貝類の飼育実験を開始した。当初は温排水の水温に適応する魚貝類を模索する状況で，アワビをはじめ14種類に及ぶ魚貝類の飼育について試験飼育を実施したが，３ケ年を超える実験の結果から昭和41年８月仙台火力(発)ではアワビの飼育が一番適しているとの結論に達した。すなわちアワビは生態上，水温が０℃以下になると摂餌活動が鈍くなり成長がとまると言われているが，温排水を利用した場合は冬季の成長も比較的順調で，天然産アワビに比し，成長度の高いことが明らかになったので，昭和41年10月から本格的にアワビ飼育の基礎実験に取組むことになり，昭和42年12月かき研究所から殻長約2.3㎜の初期稚貝を1,500個移入し飼育することになった。その結果，餌料珪藻の繁殖が良好であることが幸いして，アワビの成長は順調で殻長の伸びも月平均３㎜を示すに至り，この好結果に刺激されて，毎年飼育個数を増加し，昭和46年度には年間36万個を飼育するまでになり，大量生産の可能性が確認された。

このような状況から東北電力(株)は従来の実験研究は終了したとして昭和46年８月に新たに企業化を目的とした研究段階に移行する方針を決定し，火力(発)の温排水を有効に利用してアワビ種苗を生産して，地域沿岸漁業の振興に寄与することが正式に打出された。

これを推進するための具体的項目として

ａ．種苗の大量生産技術

ｂ．種苗の大量生産の省力化の技術

ｃ．採卵孵化の技術

ｄ．種苗の市場調査開拓

に重点を置き研究を進めることになり，昭和46年10月，研究担当個所も東北電力(株)火力部から総合研究所に移管されると共に実験業務の実務を当社が受託することになった。

(2) 実 験 経 過

本実験は仙台火力(発)構内（実験場は宮城県宮城郡七ケ浜町代ケ崎浜に所在するので以下代ケ崎という）で当社がかき研究所の全面的な技術指導をうけ，当初昭和46年10月１日から昭和49年３月末日までの期間を目途に３ケ年計画の第一期の実験が開始された。

３ケ年計画に於ける初年度の種苗の生産方式は，かき研究所（実験室は宮城県本吉郡唐桑町字東舞根に所在するので以下舞根という）から初期稚貝（３～５㎜程度）を購入し，冬期に温排水を利用して10～13㎜程度に成長を促進したのち，更に舞根に送り委託飼育を行ない20㎜迄育成の

上，種苗として供給する計画であった。又次年度以降は初期稚貝の一部を舞根から購入し，残りは代ヶ崎で生産（採卵採苗）する併用方式の計画であった。

初年度は10月１日から設備，アワビ並びにかき研究所から３名の従業員を引き継ぎ実験業務を受託したので，本格的な準備をする間もなく，従来通り既設設備〔従来東北電力(株)が研究してきた屋外鉄構の東側〕の一部を利用し，10月18日から逐次稚貝を購入して飼育を開始した。

この間，昭和46年12月には本社の組織改正があり，従来のフライアッシュ部が開発部に名称変更されると共に，開発部に内部組織として養殖課を置くことになり，本実験に取組む姿勢を明らかにして実験体制の強化を図った。又本実験を遂行する上に於て，従来の場所は敷地が狭隘であるため，昭和47年度からの実験はかねて造成整備中の発電所放水河口の灰捨地付近で実施することになり昭和47年８月に旧設備の移設工事や本工事が完成した。

移設後に於ける飼育環境条件は良好で，稚貝の飼育も順調で，昭和47年11月には本実験開始以来はじめて種苗(１円／㎜の単価）として33万4,000個を出荷した。この間，稚貝を飼育板(波板)より剝離する手法を導入した。

母貝の成熟促進による産卵誘発実験は昭和47年１月から再三にわたる試験を繰返した結果，昭和48年４月に至り代ヶ崎に於てはじめて温排水を紫外線照射で殺菌して採卵採苗することに成功した。しかし採苗した稚貝は夏季の高水温期を迎え，一部は舞根に避暑委託し，大半は代ヶ崎で越夏飼育を試みたが，例年にない高温のため期待した成果は得られなかった。従って昭和48年秋に急拠舞根から大量の初期稚貝を購入し，温排水による飼育を開始したが，例年にみられない異常低温のため，加温対策を講じたものの飼育水温が大幅に下まわり，稚貝の成長速度が非常に低下したので，種苗の出荷時期が若干遅れるに至った。然し設備の改善整備も積極的に行なわれ，稚貝飼育数に応じて水槽も15基に増設されるほか，試験的に採用されたヒートポンプも母貝飼育に良好な結果をもたらすなど，種苗の大量生産の基盤が次第に整備されてきた。

又，本実験のほかに東北電力(株)は秋田火力(発)から排出される温排水を活用して，沿岸漁業の振興と熱エネルギーの有効利用を図るため，水産利用に関する基礎研究を秋田県と共同研究することになり，これに伴なう作業を当社が受託することになった。実験は昭和48年12月から開始され，主としてアワビ，タイなど魚貝類の養殖作業，珪藻類付着状況調査作業，魚貝類監視作業が中心で，この間養殖に必要な専門的な調査試験が行なわれたが，昭和52年３月末に発展的に解消した。

（注）「昭和52年度以降は秋田県が火力(発)構内に大規模な養殖施設（温水養魚研究センター）を建設し，魚貝類の養殖試験を行うことになった。」

昭和49年度は過去３ヶ年に於ける実験経緯に検討を加えた結果，特に生産の安定・生産コストの低減などを図る必要があったので，引き続き企業化を目指して第２期の実験に入った。飼育稚貝のうち，春採苗分は小殻長のため代ヶ崎で越夏することは難かしいので，舞根で避暑飼育することにしたが，結果は必ずしも成功とは言えなかった。昭和49年度秋の採卵採苗は順調に行なわれ，引き続いて昭和50年２～３月にかけての採苗にも成功して本実験開始以来はじめて大量採苗

の成果を挙げた年で周年採卵採苗の可能性が実証され，この技術が確立された年でもある。

又，設備関係では水槽増設に伴なう水量確保のための冷水取水管の増設をはじめ，冬季間の飼育水温を上昇させるためのボイラ・連続ブロー水の廃熱利用方法の改善を図ると共に各種測定器具などを整備し，飼育管理体制が次第に強化された。

昭和50年度ははじめて採卵採苗から種苗の販売に至るまでの温排水利用による一貫生産方式の実験を行った年である。春の採苗は計画に対しては未達であったものの飼育技術の向上により稚貝の生残率は向上し，引き続き夏季には新たに氷熱交換器を採用するなどの対策を講じ，稚貝の越夏実験にも成功し，予想以上の成果を挙げることが出来た。秋の採苗実験では母貝管理方法の改善や餌料培養に新技術を試験的に導入した実験を行った結果，生産技術が次第に向上し，一貫生産体制が整備された。尚，この年は松島湾の栄養豊富な海水に太陽エネルギーを利用して植物性の珪藻を飼育水槽の中で増殖させながら自給自足する方法が安定した傾向を示した。

昭和51年度は過去５ヶ年にわたる技術的成果を基盤として更に大量生産技術の安定化並びに収支の改善を図るために第３期の実験を継続することになった。春の採苗実験は前年秋の繰越稚貝が十分にあったので小規模に止め，秋の大量採苗に主力を置くことにした。上期は前年度から飼育中の稚貝が過密になり，餌不足のおそれがでてきたので，越夏前に大量の種苗を出荷（91万3,000個）し，一貫生産方式としては過去に例をみない成果を挙げることが出来た。また夏期は低温と日照不足による冷夏現象のため，飼育水温も適正に推移し稚貝は順調に成長した。下期は200海里時代という海洋新秩序が形成されつつあるなかで，養殖漁業に対する関心が高まり，アワビ種苗についても需要増加の傾向があらわれ始めたので秋の採苗実験を精力的に実施することにした。又採苗の計画的かつ効果的な生産が必要になったので，採苗設備の増強を図ると共に，採苗用餌料や採苗方法に新技術を本格的に採用することになり更に初期稚貝のサイズ別分類分散に新技術を採用すると共に，飼育密度の調整などを図った結果，生残率が著じるしく向上し，年度末には予想以上の生残数となり，大量生産に明るい見通しを得ることが出来た。

一方収支改善の一つである収入面では，需要は非常に旺盛であったが種苗の販売単価は長期間据置の状態であったので，諸物価の高騰及び設備投資の増加に伴なう資本費の増嵩などに鑑み，単価の値上げが必要となり，かねてから関係方面に対し適正な単価を要請中のところ，この年から種苗の販売単価は宮城県内は１円25銭／㎜，他県は１円50銭／㎜となり，販売価格の市場形成と収支改善に曙光をもたらすことになった。

又宮城県栽培漁業センター（宮城県谷川）が昭和51年11月に発足し，アワビの種苗生産に取組むなど，国及び各県栽培漁業センターの建設も次第に活発となってきており，今後に於けるこれらの生産技術の進展動向にも注視しなければならない状態となってきた。

昭和52年度は前年度から繰越の稚貝を大量に飼育していたので，春の採苗の必要性は全くなかった。従って温排水利用による一貫生産方式で，既存の技術や新技術・新手法で飼育に専念し，夏期には従前の対策のほか水量増加対策を施したので，長雨低温の天候も幸いし，稚貝の越夏飼

育も支障なく進めることが出来，稚貝の成長も順調に経過した。販売面では通常の種苗のほか，大量の初期稚貝を中間育成施設を有する機関に販売するなど，新たな分野に対しての需要開拓も始めた。又販売ルートの安定確保のため，種苗の需給動向や潜在需要の発掘などの市場調査活動を展開したが，200浬時代の影響を受けたものか，当面の需要は旺盛で全国的に種苗不足の傾向を示していることが判明した。秋の採苗実験は計画通りに遂行したが，冬期は自然界の水温が4ケ月間にわたり，連続10℃以下という悪条件下で稚貝の成長停滞の不安があったので，極力温排水の廃熱を有効に利用し，きめ細かな飼育を行った結果，年度末では本実験開始以来最大の生残数となった。このように生残率が向上し，稚貝の大量飼育管理を円滑に推進出来たことは，大量一貫生産技術や採卵孵化の技術が定着したことを示すもので電気機械の専門分野では東北電力(株)に，又養殖技術の分野では，かき研究所の高度かつ専門的な指導に負うところが大で，当社の日常飼育管理技術の習熟と相俟って今日の確固たる基礎を築くに至ったものと言えよう。当年度の種苗の販売量は171万7,000個で，本実験開始以来最大の実績となったが，昭和52年度末までの総販売量も515万9,000個を数え，このうち東北7県に占める販売の割合は63％（325万4,000個），その他の地方の割合は37％（190万5,000個）で，これは200浬時代を迎え，種苗の安定的供給を通じ，養殖産業界に対し重要な役割を果たしていることを示すもので，その意義は極めて大きいものといえよう。

昭和53年度はこれまで地域沿岸漁業の振興のために大量の種苗供給を果たし，幾多の水産技術的成果を挙げ，又年間1万名前後に及ぶ見学者を数え，国内外知名人及び専門家，漁業関係者による視察など，東北電力(株)が果たしてきた役割・経緯を踏まえ，大量生産のより一層の安定，省力化並びに流通の円滑化を含む収支の改善など企業化に関する基盤の整備を図るために第4期の実験を進めることになった。当年度は大量の稚貝飼育が予測されたので，飼育密度が過剰傾向を示したときは舞根に分散するという計画とし，これを推進するために，水槽をはじめとして関連設備を増強整備すると共に年度当初から需要調査活動を展開し，より一層の需要開拓を推進した。その結果，夏期前に相当の種苗を出荷し，飼育密度の緩和を図ると共に，生残稚貝の約半数を舞根で委託飼育を行い，海藻飼育により中間育成後，種苗として出荷した。一方代ヶ崎で飼育中の稚貝は，大正13年以来の猛暑で水温が上昇し飼育上不安を持たれたが，越夏対策を講じたことにより，非常に高い生残率を示し，秋を迎えて稚貝も順調に成長したので逐次種苗として出荷を開始した。収支改善については支出面では従来に増して諸経費の徹底的節減を行う一方，収入面では合理的な価格を成形すべく販売単価の引き上げを推進し，その結果当年度から宮城県内は1円50銭／㎜，他県は殻長に応じ4円／㎜から2円／㎜の間となり，やや改善のきざしがみられた。秋の採苗実験は，昭和51年以来稚貝の大量生産による飼育や販売に多くの成果を得た実績と，生残率向上に関する高度かつ専門的な技術が定着化したことから，採苗数を縮少して所期の生残数を達成すべく実験を推進した。

2．　今後の課題

アワビ種苗生産の大型実験は開始以来8年を経過し，幾多の画期的な水産技術面の成果を挙げているが，企業化を目指す上に於て，尚技術的・経済的に未解決の分野があり，今後の課題としては従来以上に安定生産，自主流通・収支改善など解明すべきものが残されている。

本実験の将来展望については，現在すすめている実験が抱えている諸問題を解決し，企業化に関する基盤，条件を整備して実験の成果をいかに挙げるかにかかっていると言えよう。200浬時代の到来により，水産業界をめぐる国内外の経済環境の変化は厳しく，国が沿岸漁業整備開発計画に基づき，増養殖に関する技術等の開発と事業の推進を一段と強化しつつあるなかで，本実験の果たす役割が，将来地域沿岸漁業の振興にどのように結びつき，どのように位置づけされるか期待と関心を呼ぶところであろう。

第4節　車　輌　部　門
(郷土に捧ぐ　我が技術)

仙台車輌工場の変遷

昭和32年2月，東北電力(株)は工事作業の充実促進のため，機動力の導入を計画し本店電気部工務課に機動係を置き車輌についての調査研究に着手した。

当時車輌の安全維持を図るため，定期整備計画書を作成した。

昭和32年4月，東日本興業(株)は東北電力(株)の車輌計画整備を受注するため，自動車部として奥山斎他1名で発足事務所を仙台市一番丁内外電気工事(株)内に開設し，要員として日本自動車学校整備教育科出身の優秀な整備士を確保受注態勢を確立した。

東北電力(株)は計画整備に当り，車輌の実態を調査することとなったので，全管内の車輌の出張整備を請け負い，宮城支店を最初に実施した。自動車部としても発足間もなく工場も未完成のため，小整備及び点検の工具と車輌3台で出張整備を行った。

昭和32年8月，自動車部として工場を建設し運輸省認証工場にすべく，市内宮町東照宮下の電力(変)跡地に一部建築物を独身寮に改築，プレハブ式工場(15)坪を新築して仙台陸運局長に認証工場を申請した。

昭和32年10月，各所出張整備に約6ヶ月間出張整備を続けていたが，新潟支店を最後に終了し，宮町東照宮下に事務所を移転し，宮城支店・福島・山形各支店（一部）の整備を請け負い車検のみは外部に発注し一般整備について本格的な営業に入った。

昭和33年3月，さきに運輸省認証工場を申請していたが，道路運送車輌法第80条の規定により自動車分解整備事業者に認証された。

認証番号　　仙3—5012号

昭和34年2月1日東北発変電工事(株)が創立されるに及び，東日本興業(株)の自動車部門は電気工事並びに塗装部門と共に新会社に移管されることとなった。このため東日本興業(株)では同年2月自動車部門の工場敷地として仙台市原町苦竹字金屋敷79番地に土地834坪を求め事務所並

びに工場の建設に着手し，同年3月これが竣工を俟って宮町東照宮下の旧工場より移転し，3月1日付をもって従業員17名と共に東北発変電工事(株)への引き継ぎを了し，東北発変電工事(株)仙台車輛整備工場に改組された。尚工場敷地並びに事務所，工場自動車修理設備等一式の譲渡代金の決済は同年8月に完了した。

昭和35年9月，車輛整備部門の拡充，強化方針により東照宮下の工場並びに八戸出張所の仮事務所（各プレハブハウス）を夫々移築，板金，塗装工場にし工具，機器も充実したので，特殊車整備に進出する計画で仙台・八戸火力両(発)，一般を対象に操業拡大を図った。

昭和35年8月，東北電力(株)八戸火力(発)周辺の各営業所の車輛整備の受注に備え八戸出張所内に分工場を開設し整備士2名を派遣して，工場・工具・車輛を設備し受注態勢を確立した。

昭和35年10月，仙台火力(発)，一般の特殊車の整備受注に際しては当初工場がないため，出張整備，外注により乗り切っていたが，整備士の技術修得並びに技能向上等難問があったので，整備士3名を多賀城町山口重車輛工場に約3ヶ年間派遣して技術向上に務め，整備の充実を図った。

昭和36年5月，八戸分工場の認証

第1―5061号

昭和36年11月八戸分工場の工場が軽量鉄骨プレハブ式で新築された。

昭和37年2月，工場長，瀬戸長松　発令

昭和37年6月，自動車産業の発達はめざましく，自動車整備業界もこれに対応し各地区整備振興会は拡大充実して業者も自立出来る態勢になったので，当初山形，福島支店の一部の整備は地元業者に委託となり当工場は本店，宮城支，仙台火力(発)に受注を整理，この補足として関連会社，一般車の受注拡大に努力した。

昭和40年12月自動車の増加に伴い車検を民間に委託する制度が出来たので，車検場及び機器等の設備を充実させ車検精度の向上を図り指定の条件である認定の申請を運輸大臣に申請した。

昭和41年6月　優良自動車整備事業者認定規則により2級重整備工場に認定された。

運輸省認定番号第1,137号　　(運輸省告示第190号)

昭和41年7月　車検精度成績により陸運事務所長よりの表彰条件を満したので指定工場として仙台陸運局長に申請した。

昭和41年9月　上記申請の結果として指定工場として次のとおり指定された。

道路運送車輛法第94号の2の規定により自動車整備事業者に指定

(指定番号　　仙指3～23号)

指定自動車整備事業対象車

大型特殊自動車・普通自動車・小型四輪自動車・小型三輪自動車・小型二輪自動車

昭和42年6月工場長として安田新六が発令された。同年7月東北電力(株)宮城支店管内災害救助訓練の応急車輛整備に当工場より整備士2名，車輛1台が参加した。

昭和43年5月　工場が東北発電工業(株)仙台車輛工場と改称された。

昭和44年4月　業務拡張計画により東北電力(株)山形，岩手両支店の一部整備を受注するため種々調査検討したが，諸般の事情により実現にいたらなかった。

昭和44年7月　関連会社の整備について東北電気工事(株)宮城支社と整備契約を行い，又，一般車輛の整備拡大を図るべく努力した。

昭和45年11月　交通事故防止の一端として速度警報器を開発し，東北電力(株)保有全車に取付け好評を得た。

昭和46年3月　工場長に早川鉀二郎が発令された。

昭和47年4月　車輛需要増加普及により整備業界も過当競争となり，業界も積極的に設備拡充，技術研鑽に努め，日増しに交通事情が悪化する状況の中で，東北電力(株)の計画整備実施要領が変更になり，6ヶ月整備については，在仙事業所並びに岩沼，塩釜営業所等20㎞以内に縮少され，他事業所は地元業者に委託，1年毎の整備はサービスの一端として工場より引取納車整備として各事業所の整備計画に基き整備を実施した。

昭和48年11月　道路運送車輛法の一部改正で軽自動車々検制度の発足により指定対象車と軽自動車の追加指定を申請し指定を受けた。

昭和49年工場長早川鉀二郎は停年となり嘱託として発令された。

昭和49年7月　東北電力(株)青森，新庄(送)の雪上車2台の整備を受注し，整備完了後，東北電力(株)管財課員立合いのもとに走行試験を蒲生砂地で実施のうえ1台を新庄(送)へ，1台を大所川第三(発)に陸送し積雪を待ち，翌年1月現地に於て雪上走行試験を行い好成績を得て納車した。

昭和50年7月　車輛工場事務所の老朽化により小松ハウス(株)の施工により一部2階建事務所（延51坪）の新築工事に着手し，同年10月竣工した。

昭和51年3月　工場の車輛水洗後の水処理について水質汚濁防止法並びに同施行令の特定施設設置事業所に該当，仙台市下水道部の指導により油分離槽を設置した。

昭和52年3月　工場長に栗本吉郎が発令された。

昭和52年10月　整備業界の過当競争に対応するため，顧客サービスの一環として車検ローンを計画，種々調査の上，株式会社セントラルファイナンスと契約を締結し，一般顧客の拡大に努め現在に至っている。

昭和53年7月　工場長代理に伊藤太郎が発令された。

第5節　機　械　部　門

(伸びる力に　誇りあり)

Ⅰ　仙台機械工場開所さる

昭和48年4月仙台機械工場の開所に当り，社長は挨拶の中で開所の趣旨を次の如く述べた。

「当社は東北電力(株)の出資による関連会社として発足以来早や15年を経ましたが，この間同社の水・火力発電設備の維持補修を主たる業務とし，併せて東北地域の開発への一翼を担って聊さか東北地域の発展のため力を注いで参ったのであります。

この数年来，漸く経営も安定し業績も年毎に上昇して参り，客先の当社工事に対する信用も一段と加わってきましたことは，私共従業員一同のよろこびで衷心より感謝申し上げる次第であります。

さて産業界は設備投資の好調を反映しまして近年産業用機械装置の受注がきわめて活況を呈して参りました。この趨勢はわが東北地方に於きましては，一段と強まるものとみられております。当社に於きましても，機械装置の設計製作の受注業務の増加は著しく，従来の現場事業所の能力を以てしては到底消化しきれない状況に立ち至りましたので，茲に機械工場の新設に踏み切り，客先のご要望にお応え申し上げるため当面機械製作目標として，初年度600t，第2年度1,200t，第3年度は1,500tを見込んで，必要な機械類や車輌を整備し地場産業の発展に多少なりとも貢献いたしたいと決意した次第でございます。」

機械工場概要　(昭和48年4月末現在)

1. 工場敷地	11,240m²	(3,400坪)
2. 工場建屋	661m²	(200坪)
3. 倉庫	264m²	(80坪)
4. 事務所	264m²	(80坪)
5. 従業員控所	198m²	(60坪)

従業員　社員9名，常用員0名，協力業者15名

Ⅱ　試　練　期(48年)

昭和48年度の我が国の経済は公共投資，民間設備投資，住宅建設等の本格的増大に加え堅実な個人消費に支えられて，未だ曾ってない景気の拡大と物価の高騰を続けた。部門別にみると，公共土木建築（東北新幹線，東北縦貫道路）並びに造船，自動車をはじめ産業機械などの機械工業を中心とした発展には目ざましいものがあった。このような好況時に開所した当工場に於いても受注工事にこと欠くことはなく，唯一抹の不安要因は実績の伴なわない製作工事に対する技術的な不安であった。採算を度外視しての工事であれば別であるが市価に見合った単価での受注であれば，それなりの考え方と方法を考慮してかからなければならない。同時に技術も身につけてゆかなければならず，電力関連工事のみでは工事量のみならず技術上・設備上に限界があるため，外部工事進出が必要である。

このような観点からすれば第一に営業活動を活発にしなければならない。ところが当社の体質が電力という枠の中で育ち，成長してきた会社だけに一旦枠外に出ると非力に近い。先ず電力外では「東発」の知名度がない。従って受注以前に会社のＰＲが先決であり，工場長以下会社営業案内を携えて建機メーカーの営業所訪問から営業活動が開始された。訪問即受注につながるとは限らないが市中の同業者間の動静のキャッチや運営の改善にはこの訪問は極めて良い体験，勉強であった。前述の如き経済の好況と営業活動の甲斐あって完工売上げは当初予想を大幅に上廻ることは出来たが，収益についてはこれにそぐわなかった。

昭和48年度東北電力(株)外客先

客先	工事名
大昭和パルプ(株)	岩沼工場向け電気集塵装置に伴なう煙道改造工事他
オルガノ(株)	大昭和パルプ向けポリシャータンク他製作据付工事
光洋機械産業(株)	金子工業向け生コンプラント製作据付工事
〃	笠原建設向け生コンプラント製作据付工事
古河鉱業(株)	7ブームトンネルジャンボ製作工事
古河さく岩機販売(株)	前田建設(株)白坂向けエレクター付プラットホーム製作工事
〃	〃　一関向け　〃
〃	西松建設(株)向けトンネルジャンボ製作工事
三菱商事(株)	東京電力(株)横須賀火力(発)3号機，南横浜火力(発)1号機，新東京火力(発)6号機，五井火力(発)1号機各発電所のNox対策工事

Ⅲ　修　練　期(昭和49年～50年)

昭和49年に於ける我が国の経済は前年秋に突如として起きた石油問題によって，経済の構造的変化や物価の上昇，国際収支の悪化など種々の問題を抱えてスタートしたのであるが，卸売物価，小売物価とも近来にない未曾有の高騰を示した。又石油不足対策として石油，電力の消費規制をはじめとして，物価抑制のための公定歩合の大幅引き上げによる金融引き締めの強化や，公共事業の繰り延べ，設備投資の規制等の強力な総需要抑制策が講ぜられ，企業をめぐる環境は愈々厳しさを増した。このような状況下に置かれた工場も幸いにして前年に引き続く東京電力(株)火力(発)のNox対策工事並びに東北新幹線，東北縦貫道路関連のトンネルジャンボ等の工事で何かと渇は凌いだものの，完工売上げは年度予算を達成することは出来ず前年度完工高をやや下廻った。

1. 反省対策

東京電力(株)横須賀火力(発)納入のNox対策工事（煙道架台）について現地での組立時点に於て，不備な点があって組付不可能との知らせがあり，急拠現地調査した結果，

(1)　ブレース関係取合穴のズレ（2m/m～6m/m）

(2) 取合ヶ所の左右勝手違いの取り付け不良

(3) 組立時の製品検収の不備

(4) 製品発送，荷造りの不備

の４件の不備を確認したので，早速現在迄納入している横須賀火力(発)をはじめとして，五井火力，南横浜火力，新東京火力各(発)の客先を訪ね，製品の出来ばえ組立時の不良ヶ所の有無について客先の意向を伺い，今後の製品管理について再検討した。

2. 製品管理対策

(1) 製品検査チェックシートによる，自主検査の励行

(2) 製品仮組みの実行

(3) ブレース関係は必ず片側のみ取合部に締め付けて発送すること。

（片側取合せ不可能な場合は，番線にて母体に捕縛して発送）

上記事項を作業者全員に周知徹底を図った。当時は経験不足からくるトラブルも色々出たけれども，一歩一歩前むきに克服し“同一トラブルは再度起さない，起させない”を合言葉とし，立派な製品をしかも安価に納期内納入することを目標とした。これが客先への最大のサービスであり現場での営業活動の真髄であると考えるからである。

昭和50年度には，不況色は強まり２～３の業種を除く構造不況業種間の企業格差が顕著に現われ始め，企業の倒産は相次ぎ多数の失業者が続出，低成長時代の突入とマスコミにさわがれ，ここに至って構造的な不況業種の設備過剰が目につき，企業はこぞって減量経営の余儀なきに至った。このような状況下に於ては，機械装置を主力とする工場にも影響し市況はそのまま東北電力(株)の Nox 対策工事，東新潟火力(発)建設関連，東北新幹線関連，東北縦貫道路関連並びに三陸鉄道建設関連といった一連の工事は受注出来はしたものの，年度予算達成には遠く及ばなかった。

3. トンネルジャンボ製作

現在はトンネルジャンボ即東発機械工場という程の知名度を得たものと自負している。しかしそれ迄の道程は平坦ではなかった。これは客先の暖い指導・援助と工場の決断と努力で得たものといえよう。当初昭和40年，古河さく岩機販売(株)仙台営業所よりトンネルジャンボフレーム製作の引き合いがあった。図面，写真では非常に復雑であり，工場技術では無理な感じであった。しかし貴重な引き合いであるから現物調査の上受注の可否を決定することとし，客先紹介により東北新幹線白石の現地調査を実施した。

現場トンネルは坑口より 200m 位の所迄掘削が進んでおり，ジャンボはその地点で活躍していた。坑内で１時間位調査し，工場でも設計，製作可能と結論づけたものが，今日のジャンボイメージの工場が出来上った由来である。

昭和48年６月初受注以後，49年，50年と東北新幹線，東北縦貫道路，三陸鉄道建設等の工事で次々とトンネルジャンボの製作を受注，技術的に自信を持ち得る迄に成長してきたのである。昭

和51年４月中頃，青函トンネル北海道吉岡側より本坑掘削用の，総装備重量 160ｔという大原爆型型ジャンボの引き合いがきた。これと時を同じうして青函トンネル用清水建設向けトンネルジャンボの引き合いがあり総装備重量60ｔといういずれも超大型であった。工場独自では設計は困難であるが，本社の全面的応援を得て受注を決定し，直ちに態勢を整え設計は５月より開始して７月半ばに完了した。製作については清水建設(株)原爆型７Ｂジャンボは全面的に機械工場で製作組付（工場内）を実施した。(株)奥村組向け４Ｂジャンボ（160ｔ）については一部機械品の製作を(株)常磐製作所に，フレームは常磐開発(株)に製作を外注し，組付は工場屋外型クレーン下に於て実施した。これは硬岩用の削岩機のみ搭載のこれまでのジャンボと異り，軟岩掘進用のロードヘッダーを搭載しており硬軟岩盤両用の１日当り堀進能力15mという，日本でははじめての機構で，(株)奥村組と古河さく岩販売(株)が共同で特許申請をしたものである。フレームの組付迄はスムーズに運んだが機械品の組付装備配管段階では設計的なトラブルにより，現場合せ的作業が増加したことと，屋外工事で雨の日が多かったため，おくれがちになったが雨の日はシートを張って作業を続行すると共に，残業によって工程のおくれをカバーした。今一つ苦労した点は，構内土壌軟弱なため雨が降ると地盤沈下でジャンボフレームに歪が生ずることであった。一様な沈下であれば問題はないが，不同沈下で０～40m/m の差異を生じ，度々ジャッキアップによるレベル修正という予想外の作業迄で実施するという随分と苦労した工事であった。しかしながら，この苦労は今も尚工場全体に大きな誇りと喜び，又自信となって生きている。

種々の悪条件を克服し，職場の総力を挙げて取り組んだ甲斐があって９月半ば工程通り遂に完成，客先立ち合い試運転のもとにこの大型ジャンボは遂に動いたのである。ロードヘッターの重量感あふれる快音をきく時，やがて国際的な技術の粋をあつめて掘進中の青函大トンネルの檜舞台で活躍するさまが目に見えるようである。かくして10月初旬現地に搬送10月中旬組付を完了したのである。

Ⅳ 目 標 達 成

昭和51年に至っても経済的な好転は見られず大型企業の倒産，電気料金等公共料金の一斉値上げ，総評を中心とした熾烈な労働攻勢等々混沌とした世情であった。しかし引き続く不況と値上げ攻勢の渦中で，酒田共同火力(発)建設に伴なう関連工事，並びに青函トンネル向け大型ジャンボなどを受注し，工場は近年まれな繁忙をきわめ開所以来最高の完工売上げを達成することが出来た。

昭和52年に至って景気浮揚対策として公定歩合の引き下げ，大型予算の組み入れ等一連の公共設備投資により市況も漸く小康を得た感じであったが，期半ばにして米国の国際収支赤字幅の拡大，わが国の国際収支の大幅黒字を反映した，ドル安円高現象が起こりはじめ年度後半から年末にかけてこの現象はピークに達した。

このような国際通貨の不安から国内経済も安定を欠き，混沌たる様相を呈していたのであるが，工場としては政府の景気浮揚策による公共設備投資の間接的な恩恵を被り，トンネルジャン

ボ関係の大幅な受注により予期以上の成果を挙げ得たのである。

V　発展への課題

この５年間の工場運営の経過をみると，当初電力関係工事を主体として発足したが，電力工事には限界があるため部外工事受注が工場運営を左右することは明白である。

しかし部外工事は市況の好・不況が大きく作用し不確定要素が多く，目標の把握が非常に難かしいため毎年工事予算の作成が難かしい。受注拡大と能率向上のためには工場の拡張と設備の整備が必要であることは論を俟たないが，それに見合う工事量の確保が問題である。安定した計画生産の可能な製品を追求しながら，状況に応じた工場整備を図って行くことが残された課題である。

年輪を刻む

——第3編——
年表編
昭和26年～昭和54年

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
S 26			5／1 電力再編成令により旧日発，旧東北配電の合併で東北電力㈱設立“日本の再建は東北から”“東北の開発は電力から”をモットーに只見川大電源地帯の開発 S26～32 大規模水力電源開発時代 5／1 東北電力㈱発足　資本金9億円　会長に白州次郎，社長に内ヶ崎貿五郎就任，日発及び9配電会社を解散して9電力会社設立 7／13 経済安定本部経済白書（経済自立達成の諸問題）を発表 8／2 電気料金改訂認可（8/13実施） 9／6 電力の法的使用制限を実施（30年来の異常渇水）	1／24 八海事件起る 2／23 共産党武力闘争方針決定 3／21 日本初の総天然色「カルメン故郷に帰る」 4／1 米屋の民営復活 4／19 ボストンマラソン初参加田中茂樹 4／24 桜木町駅で国電出火，死者160人 4／　日本初のＬＰレコード発売 5／8 チヤタレイ裁判公判開始 7／2 朝鮮動乱休戦で繊維相場暴落 7／6 アナタハン島の日本兵16人女王比嘉和子と帰国 9／1 民間放送始まる 9／8 対日平和条約安保条約調印 9／10 「羅生門」ベニス映画祭でグランプリ 10／14 ルース台風死者不明1200人 10／24 社会党左右に分裂 12／20 大山郁夫スターリン平和賞受賞 1／31 輸入ビルマ米から黄変米発見 1／18 韓国「李承晩ライン」設定 1／21 札幌市で白鳥警部射殺事件 1／23 ＮＨＫ国会議事堂中継を放送 2／1 改進党結成 3／6 吉田首相「自衛のための戦力違憲にあらず」と答弁 3／16 日劇ミュージックホール開場
S 27			4／30 電気料金改訂認可（5/11実施） 7／1 経済安定本部経済白書（独立日本の経済力）を発表 7／31 電力会津碍子㈱に出資 8／16 電源開発㈱設立 11／14 東洋一の揚水式沼沢沼（発）（4万3,600kW）運開 12／25 増資18億円　新資本金27億円	朝鮮動乱休戦不況 4／1 琉球政府発足，13年ぶり砂糖の統制撤廃 4／9 日航“もくせい号”三原山に墜落，37人全員死亡 4／10 「君の名は」ＮＨＫ放送 5／1 “血のメーデー”事件，共産党機関紙“アカハタ”復刊 7／8 東京空港に初のジェット機飛来

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S 27			1/29 夏瀬(発)（2万kW)運開 1/31 増資9億円　新資本金36億円 2/1 ＮＨＫテレビ放送開始（東京地区）	7/19 ヘルシンキオリンピック（戦後初参加） 7/21 破壊活動防止法公布 9/24 電産スト始まる（～12/18） 10/1 第25回総選挙 自由党240議席 10/30 第4次吉田内閣成立 11/10 皇太子立太子礼 11/27 池田通産相衆院で「倒産自殺もやむなし」と発言（29日辞任） 12/20 東京青山に初のボーリング場 2/28 吉田首相衆院で「バカヤロー」暴言 3/5 スターリンの死で株式暴落 3/23 中国からの引揚第1船舞鶴入港
S 28	下期	中部関西九州の各電力会社は外資導入による新鋭火力の導入水火力併用，電力需要増を契機に大容量高能率火力発電設備のスケールメリットと熟効率向上により原価低減傾向にあった。	4/20 東北電力労働組合の結成 7/14 経済審議庁経済白書（自立経済達成の諸条件）を発表 7/27 朝鮮動乱休戦協定成立 8/7 柳津(5万kW)，片門(3万8,000kW) 両発電所運開　供給力100万kW 突破 8/28 民間テレビ放送開始 11/2 東日本興業㈱設立	4/19 第26回総選挙 4/20 山田啓蔵ボストンマラソン優勝 4/24 第3回参議院選挙 5/21 第5次吉田内閣成立 7/16 伊東絹子ミスユニバース第3位 8/1 軍人恩給復活，金15年ぶりに自由販売 8/17 電気，石炭等の争議を制限するスト規制法公布 8/21 東京で中央気象台開所以来の38.4℃を記録 9/1 独禁法改正公布 9/29 日米行政協定改正（裁判権） 12/　東京にスーパーマーケット登場 1/1 50銭以下の小銭廃止 2/1 皇居参賀群衆混乱16人死亡 2/11 ヤリ投げの堤妙子性転換手術により男性となる 3/1 ビキニ水爆実験第五福竜丸被災
	11/2	東日本興業㈱設立，代表取締役林恭平，電力の増資・発行社債の消化対策の応援を主業務として東京に本社を置き，営業種目は電気設備の建設改良補修工事・自動車の修理加工・保険代理業・土地建物の売買管理・その他東北開発に寄与する事業・当初は保険代理業が主流であり電気工事部門は29年頃より始められた。	1/12 電発胆沢第一(発)（1万4,000kW) 運開 3/1 増資18億円　新資本金54億円 3/15 上田(発)（4万2,600kW) 運開	
S 29	1/ 3/	工事責任者　矢野　信，河野仁平出孝徳（機械）高野源吾の4名で発足	3/30 葛根田第一(発)（1万500kW) 運開	
S 29			4/1 増資6億円　新資本金60億円 6/5 東北機械計算㈱設立	—高度成長，設備投資— —テレビ—戦後は終った— —新しい時代への脱皮—

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S 29	4/	最初の工事は，盛岡変電所15万Ｖ，ＥＣＢ据付工事，法量（発）の建設工事	7/13 経済審議庁経済白書（拡大発展への地固めの時）を発表 8/12 本名(発)（5万2,000kW) 運開 9/13 電気料金改訂認可（10/1実施） 12/22 増資20億円新資本金80億円 3/30 電力東北ボール㈱に出資	—神武景気— 4/12 造船疑獄で佐藤自由党幹事長逮捕，犬養法相指揮権発動 5/16 全国に放射能雨が降り始める 6/4 近江絹糸“人権争議”始まる 7/1 新警察法施行，自治体警察廃止 7/8 日鋼室蘭争議始まる 8/10 参議院で黄変米の配給中止決議 9/14 映画「24の瞳」封切 9/26 洞爺丸転覆死亡1,011人 11/24 日本民主党結成，総裁鳩山一郎 12/10 第1次鳩山内閣成立 12/27 主婦連の「10円牛乳」販売 1/5 シネラマ帝劇で初公開 2/14 日本生産性本部設立 2/27 第27回総選挙 3/18 ニューギニアの元日本兵4人帰国
	8/	メンバー 林恭平，瀬戸千秋，矢野信，河野仁，平出孝徳，高畠源吾，矢沢藤一，小庄司忠吉，谷田内利秋，我妻二郎，佐原利雄，遠藤耕二，荒井次男，兎原健夫外総員約20名位		
S 30 | 31		只見川系片門(発)，柳津(発)，本名(変)，仙台(変)，新潟(変)，牡丹山(変)，上越(変)の補修人員，電気，機械，鳶7～8人 小庄司忠吉，谷田内利秋，我妻二郎，佐原利雄，遠藤耕二，荒井次男，兎原健夫　外総員約20名位	4/1 ＰＣＳによる料金調定事務機械化の移行開始 7/15 経済審議庁経済白書（前進への道）を発表 7/20 経済企画庁設置 11/30（財）原子力研究所設立 12/19 原子力基本法公布 12/23 常磐共同火力㈱設立 1/1 総理府に原子力委員会設置 1/9 八久和（発)（6万kW) 運開 3/1 (社)原子力産業会議発足 3/22 ＮＨＫ仙台テレビ局開設 3/26 電力　東星興業㈱に出資 3/28 内ケ崎社長八戸火力(発)建設正式発表 3/31 大池第二(発)（1万kW) 運開	4/23 統一地方選挙，創価学会51人当選 5/11 宇高連絡船紫雲丸衝突沈没168人死亡 6/1 1円アルミ貨発行，日ソ交渉ロンドンで開始 7/26 総評太田・岩井執行部スタート 7/29 自動車の強制保険制始まる 8/6 初の原水爆禁止世界大会開催 8/7 トランジスターラジオ登場 8/24 森永ヒ素ミルク事件 10/1 国勢調査8,927万5,529人 10/13 社会党統一大会 11/15 自由民主党結成保守合同なる —この年神武景気始まる— 1/23 芥川賞に石原慎太郎「太陽の季節」 1/26 スキーの猪谷冬季五輪回転2位

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
				2/19 週間誌「週間新潮」発売 週間誌ブーム，住宅公団初の入居者募集
S 31	5/	最初の塗装工事	5/4 原子力3法施行	―もはや戦後ではない―
	9/	八戸火力（発）本館鉄骨塗装	7/17 経済企画庁経済白書（日本経済の成長と近代化）を発表	5/9 マナスルに日本隊初登頂
		八戸新鋭火力（発）着工	7/ 九州電力㈱より6回にわたり古賀孝以下総勢90名派遣移籍	5/15 日ソ漁業条約調印
			7/ 古賀孝外2名 東北電力㈱へ	5/24 売春防止法公布
			8/ 1名九州電力㈱より 〃	6/ ペニシリンショック死続発
			8/13 八戸火力（発）建設所設置	7/17 “もはや戦後ではない” 経済白書
			8/27 電力通研電気工事㈱に出資	10/15 佐久間ダム完成
			9/ 新鋭火力八戸火力（発）着工	11/22 メルボルン五輪体操で優勝
			10/ 1名九州電力㈱より東北電力㈱へ	12/23 石橋内閣成立
			10/15 東北電労と労働協約締結	12/26 ソ連からの最後の引揚船舞鶴に
			11/ 68名九州電力㈱より東北電力㈱へ	―この年「水俣病」多発―
			12/15 増資20億円，新資本金100億円	1/29 南極オングル島に昭和基地誕生
				2/25 石橋首相病気辞任，岸信介首相就任
				3/7 世界卓球選手権5種目優勝
				3/22 ダークダックス初リサイタル
S 32	4/1	東日本興業㈱自動車部設置	5/18 新鳴子（発）（1万8,000kW）運開	4/12 瀬戸内海で北川丸定員3倍をのせ沈没，死者不明113人
	10/	初代工場長・奥山斎，整備士8名，2級整備工場として宮町東照宮下にて電力ランドローバ修理(34/3苦竹にて移転操業，工場長瀬戸長松)	7/3 電気料金改訂認可（7/14実施）	5/4 相撲協会出羽海理事長自殺未遂
			7/19 経済企画庁経済白書（早すぎた拡大とその反省）を発表	5/22 煙草自動販売機大阪に登場
	12/	塗装部門追加営業	8/27 日本原子力研究所東海村の第1号原子炉点火	7/1 国際地球観測年始まる
			9/1 機構並びに事務分掌の一部変更，原子力調査部新設	7/6 谷中の五重塔放火心中で焼失
			10/5 仙台火力（発）1号機着工（17万5,000kW）	7/10 岸内閣改造
			10/31 常磐共同火力㈱，勿来(発)第1号機（3万5,000kW）運開	7/25 九州西部の豪雨で死者475人
			11/29 〃 2号機（3万5,000kW）運開	7/30 道徳教育を独立教科と文相発表
			1/14 新落合(発)（2万kW）運開	8/1 米駐留地上軍の撤退発表
				8/27 原子力研究所で“原子の灯”ともる
				9/20 初の国産ロケット打上げ成功

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
			2/15 増資25億円，新資本金125億円	9/13 文部省勤評の実施通達
			2/17 電発黒又川第一（発）（5万kW）運開	10/1 5,000円札発行
				10/8 鉄鋼労連スト（11波に及ぶ）
				11/3 東京六大学野球長島（立教）リーグ通算8ホーマーの記録
				12/10 天城山で愛親覚羅慧生が心中
				12/11 100円硬貨発行
				―この年“なべ底不況”―
				1/20 インドネシヤと平和条約賠償協定調印
				1/26 紀州沖で南海丸 沈没 167人死亡
				1/31 米国第1号人工衛星エクスプロラー打上げに成功
				2/8 日劇で「ウエスタンカーニバル」
				3/9 関門国道トンネル開通
				3/21 炭労無期限スト（単産最長90日）
S 33		急テンポの経済成長，家庭用電気機器の電化ブーム，大口電力の需要急増により水火力併用時代を迎えた。	4/16 東北電機製造㈱設立	―なべ底景気―
			5/ 16名九州電力㈱より東北電力㈱へ派遣移籍	4/1 売春防止実施“赤線の灯消える”
			6/ 2名 〃	5/22 第28回総選挙 自民287議席
	6/11	東北フライアッシュ㈱設立	6/1 仙台火力（発）2号機着工（17万5,000kW）	6/12 岸内閣成立 社会党166議席
	8/	九州火力建設工事㈱より東日本興業㈱へ中島英雄外7名移籍	6/24 八戸火力（発）1号機（7万5,000kW）運開	7/6 大相撲6場所制，初の名古屋場所
	8/	八戸出張所開設（所長 中島英雄以下15名）	7/25 経済企画庁経済白書（景気循環の復活）を発表	7/18 王子製紙無期限スト
	12/	電力ビル着工	8/16 上野尻（発）1号機（5万2,000kW）運開	8/12 全日空機下田沖墜落33人全員死亡
S 34	1/30	東北発変電工事㈱創立総会開催	10/4 八戸火力（発）2号機（7万5,000kW）運開	10/18 フラフープ日本上陸
	2/1	事務・電気・塗装・自動車部門で営業を開始した。当初の工事は，東北電力㈱発変電所の機器の撤去・据付・取替から水車発電機の分解・点検・手入などの工事受注であった。	11/5 わが国初の太陽電池採用ＶＨＦ無線中継局設置（信夫山頂）	11/27 皇太子妃に正田美智子決定
			12/1 ＮＨＫ新潟テレビ局開設	12/1 一万円札発行
			12/28 ＮＨＫ盛岡テレビ局開設	12/23 東京タワー完成
		副支配人 遠藤梅男	2/2 東北発変電工事㈱設立	1/1 新国民健保法，メートル法施行
		嘱託 〃 関村愛次郎	2/14 増資25億円，新資本金150億円	1/14 南極基地の犬越冬生存を発見
		〃 高畠源吾	3/1 ＮＨＫ福島テレビ局開設	3/9 清宮貴子，島津久永と婚約発表
		〃 河野 仁	3/22 ＮＨＫ青森テレビ局開設	3/30 米軍駐留は違憲と砂川，伊達判決
	2/1	東北発変電工事㈱創立（資本金3,000万円），取締役社長 瀬戸千秋	S33～37 電化ブーム到来と火力電源開発	
		第1回予算作成，件名別工事原価計算の実施（水力・塗装）		

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
S34	2/ 1	会津出張所開設（所長　鍛治嘉逸）（会津電力事務所構内）	時代 ・新鋭火力電源開発	
	2/ 1	社員38名，常勤嘱託１名，計39名，遠藤梅男外採用発令		
	2/ 2	社員就業規則等官庁届出 安全衛生規程制定〔東日本興業㈱準用〕		
	2/ 6	建設業者登録申請（宮城県知事） ２/17ほ第340号登録済		
	3/ 1	東北電業会館（仙台市東二番丁103番地）内に本社を置く。 車輛苦竹工場に移転		
	3/ 1	社員28名採用発令（新田弥一外）		
	3/31	第１期会計年度終了（自34.２.１～３.31）		
	3/31	在籍従業員数　社員65，嘱託２計67名 売上完工高600万2,827円		
	3/31	当期利益　△79万2,906円 平均基本給　１万1,589円		
S34	4/ 1	在籍従業員　社員74名，嘱託３名，計77名	5/30 電発田子倉（発）（15万kW一部運開）	—岩戸景気（S34～36)—
		新規採用者数　荘司正外９名採用発令	7/21 経済企画庁経済白書（速やかな景気回復と今後の課題）を発表	4/10 皇太子成婚式
		定期昇給　4.69％　405円	9/1 ラジオ岩手・テレビ局開設	4/16 テレビ契約台数200万を突破
		初任給　　不明	10/1 ラジオ青森・テレビ局開設	4/20 東海道新幹線起工式
	5/19	社章図案決定	10/28 白州会長退任	5/1 防衛２法暁の国会で強行可決
	5/26	第１回株主総会	10/31 仙台火力（発）１号機（17万5,000kW）運開	5/26 オリンピックの東京開催を決定
	6/18	社員章制度発足	12/15 わが国初のチューブラタービン採用の発電所（人来田　1,220kW）運開	6/2 第５回参議院選挙
	8/	九州火力建設工事㈱より電気６名，機械８名，計14名移籍，金子定市，小副川次郎外	12/19 ＮＨＫ山形テレビ開設 ラジオ山形・テレビ局開設	6/15 小児マヒ法定伝染病に指定
	9/ 1	仙台火力作業所開設〔仙台火力（発）構外七ケ兵町〕	12/25 ＮＨＫ秋田テレビ局開設	7/12 田中聡子200ｍ背泳に世界新
	10/19	塗装部門責任者　目黒哲夫	2/15 増資50億円，新資本金200億円	7/24 児島明子ミスユニバースに
S35	1/23	最初に建設業法上の登録をうけた日（大臣登録(ト)第3,441号）	3/5 ＮＨＫ鶴岡テレビ局開設	7/26 山中毅400ｍ自由型に世界新
	3/31	在籍従業員数　社員112名，嘱託５名，計117名		8/10 最高裁判松川事件差し戻し判決
	3/31	売上完工高　１億7,061万240円		9/12 ソ連ルナ２号宇宙ロケット打上げ（初の月面到着）
	3/31	当期利益　368万8,635円		9/23 八海事件差し戻し審で無罪判決
	3/31	平均基本給　１万2,162円		9/26 伊勢湾台風　死者，不明5,098人
				10/25 西尾末広ら社会党を離党

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
S34				12/3 個人タクシーに初免許 12/11 三井三池争議始まる 12/　ヤミ米平均価格，配給米下回る —この年“岩戸景気”となる— 1/12 政府貿易為替自由化の方針決定 1/24 民主社会党結成 委員長に西尾末広 1/25 三井三池鉱山にロックアウト 2/1 夕張炭鉱ガス爆発40人死亡 東京丸の内に初の有料駐車場 2/20 東証ダウ平均1,000円の大台にのる 2/23 皇太子妃 男子（浩宮）出産 3/24 社会党臨時大会　委員長に浅沼稲次郎 3/28 韓国人送還第一船大村を出航
S35	4/ 1	在籍従業員数　社員113名 嘱託５名，計118名	4/22 荒川水力電気㈱設立	安保反対，日米新安保条約，所得倍増計画，積極経済政策，テレビ500万台，三種の神器（テレビ，洗濯機，冷蔵庫）
		新規採用者数　１名	4/30 青森県営・岩木川第一（発）（１万1,000kW）運開	4/29 巨人軍別所302勝の新記録
		定期昇給　昇給率 6.61％　602円	5/1 東北地方電気事業史発刊	4/30 ソニー世界初のトランジスターテレビ
		初任給　不明	5/4 チリ地震津波襲来	5/7 横須賀で火薬庫爆発1,000戸被害
	5/ 9	本社を電力ビル（仙台市一番町７番１号）に移転決定	5/30 内ケ崎社長退任，新社長堀豁就任	5/16 雅樹ちゃん誘拐事件
	5/28	第２回株主総会	5/31 電発・田子倉（発）（28万5,000kW）第１期工事竣工	5/24 太平洋沿岸にチリ地震津波139人死亡
	8/26	八戸出張所に車輛整備工場設置決定	7/18 経済企画庁経済白書（日本経済の成長力と競争力）を発表	5/28 グアム島から元日本兵２人帰国
	11/14	東北発変電工事労働組合（仙台火力作業所内）結成，委員長古川凡人	8/1 電気工事士法公布（10/1実施）	7/1 国鉄３等廃止，運賃値上げ
	12/1	新潟連絡所開設〔新潟計器工業㈱内〕	8/4 電力ビル完成（披露式）	7/15 岸内閣総辞職
S36	2/17	火力発電所の定期修理の請負決まる	9/22 常盤共同火力㈱勿来（発）３号機（７万5,000kW）運開	7/19 池田内閣成立
	3/31	在籍従業員数　社員 131名 嘱託８名，計 139名	10/25 政府，国民所得倍増計画発表	8/1 山谷ドヤ街で3,000人暴動
	3/31	売上完工高２億3,007万7,694円	11/13 仙台火力（発）２号機（17万5,000kW）運開	8/11 テレビ500万台突破
	3/31	当期利益　845万3,615円	12/1 ＮＨＫ教育テレビ仙台放送局開設	8/25 ローマオリンピック 体操，団体，小野・相原個人優勝
	3/31	平均基本給　１万1,663円	12/2 電発奥只見（発）（24万kW一部運開）	

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
			12/14 発受電端最大電力201万4,000kWを記録	9/10 カラーテレビ本放送始まる
			12/15 岩手県営岩洞第一（発）（4万kW）運開	9/20 将棋大山康晴名人四冠独占
			12/20 日量最大4,077万kWを記録	10/1 国勢調査 総人口9,341万8,501人
			2/10 増資50億円，新資本金250億円	10/7 日本女子登山隊ヒマラヤ初登頂
			3/11 山形支店新社屋竣工	10/10 南極越冬隊員福島紳行方不明
				10/12 浅沼社会党委員長刺殺さる
				11/12 早慶戦，初の6連戦で早大勝つ
				12/27 国民所得倍増計画閣議決定
				1/1 裏日本豪雪で鉄道止る
				2/1 中央公論嶋中社長家人右翼少年に刺殺さる
				2/15 医師会医療費値上げ要求スト
				3/8 社会党新委員長河上丈太郎
				3/15 日光薬師堂焼失 有田八郎，三島由紀夫の“宴のあと”をプライバシー侵害で告訴
S36	4/1	在籍従業員数　社員 138名 嘱託9名，計 147名	7/14 経済企画庁・経済白書（成長経済の課題）を発表	4/12 ソ連宇宙船ヴオストーク1号（ガガーリン搭乗）地球1周飛行に成功
		新規採用者数 定期5名，一般2名，計7名	7/21 常磐共同火力㈱勿来(発)4号機（7万5,000kW）運開	4/19 炭労大手73山無期限スト
		定期昇給　13.623％ 1,537円	7/28 電発奥只見（発）全工事竣工（36万kW）	5/　うたごえ喫茶が流行
		初任給　高卒 8,000円	10/10 常盤共同火力㈱勿来(発)5号機（7万5,000kW）運開	6/3 自由・民社で破防法強行可決
		処務規程の制定実施	10/12 天皇・皇后両陛下，十和田（発）へ行幸啓	6/21 小児マヒ患者1月以来1,000人，生ワクチン輸入
		塗装部設置（責任者 目黒哲夫）	11/14 電発，田子倉（発）全工事竣工（38万kW）	6/24 本州各地集中豪雨357人死亡
		専決事項規則，稟議規程制定実施	12/5 電発,滝(発)（9万2,000kW）運開	7/18 内閣改造， 東証ダウ1,829円 史上最高
	4/1	機構改正事務，電気，塗装の三部正式発足 事務部長　藤原幸次郎 電気部長　遠藤梅男 塗装部長　目黒哲夫	2/10 増資50億円，新資本金300億円	8/1 大阪釜ヶ崎で2,000人暴動
		会津・新潟支所開設 （位置当初の通り）	2/18 荒川水力㈱岩船(発)（1万1,500kW）運開	8/8 仙台高裁松川差戻し審で全員無罪判決
	5/25	東北発変電工事㈱八戸出張所労働組合結成(委員長樺沢幸二郎)		8/19 山中毅200 m自由型に世界新
	5/31	第3回株主総会		9/16 第2室戸台風，死者 202人

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
S36	6/24	東北発変電工事㈱労働組合結成 労働組合の一本化成る （執行委員長　佐藤一郎）	2/23 上野尻（発）（1万5,400kW）運開	9/27 大鵬・柏戸が横綱となる
				10/15 “東洋の魔女”日紡貝塚欧州より帰国
	11/2	賃金是正団交妥結一時金支給 （地労委あっせん1人平均5,000円）		11/　アンネナプキン発売
				12/23 映画「ウエストサイド物語」封切
	12/4	賞与支給　1人平均22,776円 （2.0212ヶ月）		1/15 「歌会始」の入選歌，盗作で取消し
S37	2/8	新潟火力作業所寮用地買収 （約150坪）		1/24　中性洗剤は有害と発表
	2/22	常傭員労働組合解散		2/1 東京都世界初の1千万都市に
	3/31	在籍従業員数　社員 165名 嘱託11名，計 176名		2/6 ケネディー米司法長官早大で講演混乱
	3/31	売上完工高　2億5,326万2.072円		2/8 南極の昭和基地閉鎖
	3/31	当期利益　616万6,271円		2/24 憲法調査会改憲是非公聴会
	3/31	平均基本給　1万1,999円		3/31 前年度比24.3％増の大型予算成立
S37	4/1	在籍従業員数　社員 175名 嘱託13名，計 188名	6/16 仙台火力（発）3号機（17万5,000kW）運開	—高成長下の不況—
		新規採用者数 定期9名，一般1名，計10名	6/2 ばい煙排出規制法公布（12/1施行）	4/18 日経連求人難から採用期日申合せ中止
		定期昇給　18.6％ 1,939円	7/10 米国初の通信衛星テルスターを打上げ，大西洋越しのTV中継に成功	4/23 海員スト延べ633隻参加史上最大
		初任給　高卒　男 8,500円 女 8,000円	7/17 経済企画庁・経済白書（景気循環の変貌）を発表	5/3 常磐線三河島駅二重衝突，死者160人，重軽傷325人
	5/25	第4回株主総会	8/28 大所川第一（発）（1万3,500kW）運開	6/10 日本最長の北陸トンネル開通
	5/25	瀬戸社長辞任 末正直取締役選任，同日常務取締役に互選	10/5 「全国総合開発計画」閣議決定	6/　流感「A2型」患者48万人　死亡5,868人
	8/9	安全委員会協定締結	10/27 電気料金改訂認可（12/1実施）	7/1 第6回参議院選挙
	10/1	新潟火力作業所開設(越路寮内)	12/1 堀社長辞任，新社長　平井寛一郎就任	7/6 池田経済政策批判，藤山経企庁長官辞任
	10/1	応援出張滞在手当新設1日200円	12/12 岩手支店新社屋竣工	7/18 池田内閣改造
	11/7	組合との間に生産協議会細目協定締結	12/13 加治川（発）（1万7,000kW）運開	8/2 門司に真性コレラ17人
	12/26	組合との間に労働協約締結	1/4 「新しい経営理念」を表明（2大柱：電気料金の長期安定と会社経理内容の充実）	8/12 堀江謙一ヨットで太平洋横断
S38	1/1	末常務年頭の挨拶		8/24 三宅島22年ぶり大噴火
	2/1	創立4周年挨拶		9/13 奇型児問題でサリドマイド系睡眠薬販売停止
	3/30	新潟火力作業所の機構及び分掌の変更実施		11/16 第2国際空港建設閣議決定
	3/31	在籍従業員数　社員 195名 嘱託14名，計 209名		12/5 「人づくり」懇談会発足
	3/31	売上完工高 3億1,951万6,489円		1/23 北陸に豪雪死者不明84人
	3/31	当期利益　736万5,193円		2/10 人口105万の北九州市誕生
	3/31	平均基本給　1万4,106円		2/28 “昭和の巌窟王”吉田石松が無罪に
				3/31 東京で村越吉展ちゃん誘拐事件

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S38	4/ 1	在籍従業員数　社員 248名 嘱託14名，計 262名	4／1 新組織規程，新職務権限規程公布	—オリンピック景気 （S38～S39）—
	4/ 1	新規採用者数 定期44名，一般９名，計53名	5／1 社員養成所設置	4／17 第５回統一地方選挙
	4/ 1	定期昇給　28.72％　3,333円	5／17 揚川（発）１号機（５万3,600kW）運開	4／25 大阪駅前に初の横断歩道橋完成
	4/ 1	初任給　高卒　男　11,000円	5／22 天皇・皇后両陛下，八戸火力（発）に行幸啓	5／26 大鵬初の６場所連続優勝
		〃　女　10,500円	6／2 関西電力㈱，黒部川第四（発）（23万4,000kW）完成	6／5 高さ 186 mの黒部第４ダム完成
	4/ 1	勤務手当廃止，基本給繰入れ	7／12 新産業都市建設促進法に基づき八戸・仙台湾・常磐郡山・新潟の４地区が指定	7／8 新島で国産ミサイル試射成功
	4/15	昇給配分基準設定	7／16 経済企画庁・経済白書（先進国への道）を発表	7／12 生存者叙勲復活決定
	5/25	第５回株主総会	7／24 新潟火力（発）１号機（12万5,000kW）運開	7／19 ケネディ教書で株価暴落
	6/ 3	夏季休暇新設　７～８月・１日	8／6 大規模な機構改正	8／7 藤田航空ＤＨ機八丈島富士に激突19人全員死亡
	6/20	東北電力㈱新保川・北狄川(発)の委託運転契約締結	8／6 「散宿所」を「出張所」に名称変更	8／22 西武百貨店火災７人死亡
	7/ 1	東北発変電工事㈱互助会発足（一口100円）	10/12 新潟火力（発）２号機（12万5,000kW）運開	9／5 草加次郎地下鉄に時限爆弾10人負傷
	7/ 1	社内預金制度発足(年利8.03％)	10/26 原子力による初の電気発生に成功（日本原子力研究所）	9／12 松川事件被告全員無罪確定
	7/ 1	労務係新設（主任廃止，係長新設）	12/ 4 日向川（発）（１万4,300kW）運開	10/10 「アイ・バンク」慶応順天堂で開業
	7/ 1	安全管理取扱要領施行	S38～45 経理内容充実への挑戦時代 1. 日本経済の拡大と近代化 2. 経営方針の新展開 3. 組織の近代化 4. 業務の近代化 5. 人間尊重の労務管理 6. 経理内容の充実と会社の成長 7. 今後の課題	11／1 新１,000円札発行
	8/ 1	新潟火力作業所社屋完成移転〔新潟火力(発)構内〕		11／9 横浜鶴見区列車事故 161人死亡
	8/17	仙台火力作業所社屋完成　移転〔仙台火力(発)構内〕		11／9 三池三川鉱でガス爆発 死者458人
	8/30	ＰＲニュース映画撮影実施		11/21 第30回総選挙
	9/ 1	電気部を電気工事部に改称，火力工事部新設 電気工事部長　遠藤梅男 火力工事部長　中島英雄		11/23 初の日米テレビ宇宙中継実験，ケネディ米大統領暗殺ニュース受信
	9/ 1	処務規程改正（38，８，26）に伴い機構改正実施		12／9 第３次池田内閣成立
	9/17	新潟支所移転〔新潟計工㈱より古湊（変）構内〕		12/15 力道山やくざに刺され死亡
	10/16	秋田駐在員事務所開設		1／3 連続殺人犯，西口彰熊本で逮捕
S39	11/1	秋田支所開設（秋田支店構内）		1／27 紙巻タバコの害が肺癌と関連
	1／1	常用員就業規則制定実施		2／26 白系露人３人産業スパイとして逮捕
	1／1	社宅取扱内規施行，社宅補助料新設（半年2,000円）		2／27 富士航空コンベア機大分空港で墜落事故，死者20人
	1／1	嘱託の取扱内規制定実施		3／24 ライシャワー米大使刺さる
	1／4	末常務年頭の挨拶		3／25 初の対米テレビ宇宙中継成功
	2／1	創立５周年挨拶		
	3/31	在籍従業員数　社員 279名 嘱託員14名,常用員30名,計323名		
	3/31	売上完工高３億9,418万6,455円		
	3/31	当期利益　505万4,624円		
	3/31	平均基本給　１万7,017円		

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S39	4/ 1	在籍従業員数　社員 329名 嘱託14名,常用員31名，計374名	4／1 長期経営基本構想を示達（38年度から47年度までの10年間に於ける具体的施策の展開と設備・販売から社外投資にいたる各分野の長期指針を示した）	4／16 小児マヒ予防に生ワクチン採用
	4/ 1	新規採用者数　定期42名， 一般８名，計50名	4／1 岩手県営仙人（発）（３万7,600kW）運開	5／17 慶大の渡辺泰輔投手６大学初の完全試合
	4/ 1	定期昇給　17.59％　2,529円	6／16 新潟地震（マグニチュード7.5）	6／1 酒類25年ぶりに全面自由価格
	4/ 1	初任給　大卒　19,000円 高卒　12,500円	7／9 経済企画庁・経済白書（開放体制下の日本経済）を発表	6／11 農地報償に1,456億円支給決定
	4/ 1	教育全社計画策定実施（ＴＷＩ．ＭＴＰ．新入社員）	7／11 電気事業法公布（40,7,1 施行）	6／11 昭和電工川崎工場爆発 死亡18人
	4/ 1	完全月給制発足	9／15 ４委員会（経営計画，総合技術，能力開発，経営管理）規程制定公布	6／16 新潟大地震（マグニチュード7.5） 死者26人
	4/ 1	欠勤の取扱内規施行	12/14 わが国初の新再閉路装置実用化試験に成功（東北幹線）	7／1 熊本“蜂ノ巣城”８年目の強制撤去
	4/ 1	夜食補助新設	12/22 初の無人変電所（東山形１万kＶＡ）運開	7／18 山陰北陸に豪雨，死者不明128人
	5/26	第６回定時株主総会に於て定款一部変更，（事業目的の追加）承認	1／29 アルミ配電線の試験実験	8／6 東京の水不足深刻化
	5/26	秋田支所社屋竣工移転（秋田修理所構内）	2／17 中央電力協議会「公害対策会議」設置	9／23 王貞治ホームラン55本，日本記録
	6/16	新潟地震の応急復旧班編成（35名），17日現地に急行，末常務の指揮下復旧作業に活躍	3／6 幹線系統のスーパービジョン完成	10／1 東海道新幹線営業開始
	7/11	水力関係非常勤嘱託員発令	3／25 ＥＬＤ（経済負荷配分計算装置）設置	10/10 東京オリンピック開催
	7/31	新潟火力出張所新潟地震災害復旧活躍により常務表彰実施		10/25 池田首相病気のため辞意表明
	9/ 1	第１回全社野球大会開催（仙台川内Ｇ）		11／9 佐藤内閣成立
	9/ 1	苦情処理委員会制度発足		1／10 中教審「期待される人間像」中間発表
	9/ 1	非組合員の範囲決定		2／20 アンプル入りかぜ薬による死者続出
	9/ 1	徹夜代休制度発足		2／22 北炭夕張鉱ガス爆発 死者61人
	9/11	新潟地震による電力設備復旧に活躍の当社に対し東北電力㈱社長感謝状		3／6 山陽特殊鋼戦後最大の倒産
S40	1/ 4	末常務年頭の挨拶		3／18 愛知県に「明治村」が開村
	2/ 1	創立６周年挨拶		
	3/ 6	勤続年数起算日審査委員会設置		
	3/31	在籍従業員数　社員 334名 嘱託９名，常用員41名 出向１名，計 385名		
	3/31	売上完工高４億8,549万9,923円		
	3/31	当期利益　266万8,235円		
	3/31	平均基本給　１万8,779円		
S40	4/ 1	在籍従業員数　社員 364名 嘱託９名，出向１名 常用員41名，計 415名	4／1 職務権限規程取扱基準全面改正	—不況—
	4/ 1	新規採用者数　定期23名（大卒６，高卒12，他５），一般７名 計30名	6／14 第１回全社サービス高揚旬間実施	4／14 東京の公衆浴場値上げ要求スト
	4/ 1	定期昇給　19.91％　3,300円	6／24 日量最大　5,079万8,000kWhを記録	5／12 家永三郎教科書検定訴訟起す
				6／22 日韓基本条約調印

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
S40	4/ 1	初任給　大卒　20,500円 高卒　14,500円	8/10 経済企画庁・経済白書（安定成長の課題）を発表	6/28 川崎市新興住宅地で24人生埋め
	4/ 1	処務規程改正に伴い機構一部改正　技術部，(一課二課)新設，塗装部を工作部に改称し，(工務課塗装課)，経理課を新設	8/13 増資75億円，新資本金375億円	6/　東京夢の島にハエが大量発生
	4/ 1	予算制度の改正（全社積上げ方式）	10/11 電発佐久間周波数変換所（容量30万kW）運開	7/ 4 衆議院選挙，東京で自民党全滅
	4/ 1	福島〔信夫(発)構内〕，高田駐在員事務所(高田修理所内)開設	10/20 新産業都市に秋田地区を指定	8/ 3 長野県松代に地震多発
	4/ 1	本社分室設置（仙台市東二番丁68　仙台富士ビル内）	11/ 9 ニューヨーク大停電	8/ 6 マッターホルン北壁日本人初登頂
	4/ 1	佐渡工事所設置〔佐渡火力(発)構内〕	11/10 原発東海（発）初の営業用発電に成功	8/15 アイガー北壁日本人初登頂
	4/ 1	被服規程全面改正施行	12/ 9 八戸火力（発）40年度熱管理優良工場として通産大臣賞を受く	8/19 佐藤栄作沖縄初訪問
	4/ 1	賞罰委員会要綱制定実施	1/26 新潟火力（発）3号機（25万kW）運開	9/24 国鉄に「みどりの窓口」開設
	4/ 1	勤務成績調査内規制定実施	2/ 2 職務給導入	10/ 1 国勢調査総人口 9,827万4,961人
	4/22	停年についての覚書締結（実質60才）	2/ 5 東京電力㈱房総線で初の50万Vの送電開始	11/19 戦後初の赤字国債発行決定
	5/31	第7回定時株主総会に於て定款の一部変更を承認（目的）	2/15 東北地区に電気保安協会設立	12/11 日韓条約国会で批准
	6/30	青森駐在員事務所開設（青森支店構内）		12/20 東大，名大，群大病院無給医局員が初の診療拒否
	7/17	東北電力㈱，東北電気工事㈱，当社の3社間に非常災害復旧に関する協定成立		2/ 4 全日空機羽田墜落　死亡133人
	10/1	長期工事出張帰郷内規施行（45日以上1回）		3/ 4 カナダ航空機羽田沖で炎上　死亡64人
S41	1/ 4	末常務年頭の挨拶		3/ 5 ＢＯＡＣ機富士山上空で乱気流のため空中分解墜落死亡124人
	2/ 1	創立7周年挨拶		3/31 住民登録による人口1億突破
	3/31	在籍従業員数 社員 375名，嘱託6名 常用員45名，計 416名		
	3/31	売上完工高6億4,731万899円		
	3/31	当期利益　360万2,852円		
	3/31	平均基本給　2万1,913円		
S41		—41年度重点目標— 1．技術の高度化 2．工事の責任施工 3．規律ある明るい職場（推進の年）	6/30 平井社長東北開発審議会会長に就任	—いざなぎ景気（S41～45）— S41～45　長期好況期
			7/22 経済企画庁・経済白書（持続的成長への道）を発表	平均経済成長率11.8%，国民総生産2位，S35～S45　ＧＮＰ4.5倍，建設費5.9倍，ＧＮＰに占める建設投資15,5～20.5%過当競争利益低下
	4/ 1	在籍従業員数　社員 412名 嘱託6名，常用員47名，計465名	10/ 8 わが国初の本格的地熱発電所〔東化工㈱・松川(発)9,500kW〕運開	
	4/ 1	新規採用者数　定期30名（大卒5，高卒23，中卒2） 一般7名　計37名	10/14 新潟市一部ばい煙排出規制指定地域に指定	4/ 7 チフス菌事件で鉛木充逮捕
	4/ 1	定期昇給　18.18%　3,590円	11/22 発変電端最大電力302万9,000kWを記録	4/20 日産，プリンス自動車合併
	4/ 1	初任給　大卒　21,000円 高卒　15,000円	11/26 関西電力㈱，電気自動車の試作成功	5/30 米原子力潜水艦横須賀へ初入港

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
S41	4/ 1	土曜日半休制度発足 平日（8：30～12：00,13：00～17：10） 土曜日（8：30～12：10）	11/30 常磐共同火力㈱勿来(発)6号機（17万5,000kW）運開	6/25 国民祝日法改正公布
	4/ 1	特別是正（勤務時間変更補正）	12/ 6 秋田県営杉沢（発）（1万5,500kW）運開	6/30 国民年金法改正，夫婦1万円年金
	4/15	電力受注工事の支所長委任代行処理を決定（会津・新潟・秋田各支所）	12/ 8 東北経済連合会発足，初代会長に平井社長就任	7/ 4 第2空港建設地を三里塚と閣議決定
	5/31	第8回定時株主総会に於て定款の一部変更，(取締役増員)を承認（取締役社長古賀孝就任）	2/20 総合エネルギー調査会「わが国のエネルギー政策について」通産大臣に答申	8/ 5 田中彰治代議士恐喝容疑で逮捕“政界の黒い霧”事件続出
	6/ 2	経営方針について告示第1号示達（1.技術の高度化　2.工事の責任施工　3．規律ある明るい職場）	3/13 「経済社会発展計画」閣議決定	8/ 6 ニチボー貝塚ヤシカに敗れる
	6/ 6	部長会議の週1回定例日開催決定		9/25 台風26号関西中部に大被害
	7/ 5	経営推進会議要綱制定（4委員会の設置決定）		9/27 共和製糖問題国会で追及
	8/ 1	第1回労使懇談会開催		10/29 戦争中の接収ダイヤ売出し
	11/1	山形駐在員事務所開設（山形修理所構内）		11/ 1 国立劇場開場
	11/8	年功慰労に関する暫定取扱制定		11/13 全日空ＹＳ11機松山沖墜落　死亡50人
S42	1/ 1	業務改善提案制度制定		12/16 交通事故死亡年間13,319人　史上最悪
	1/ 3	末正直常務取締役死亡退任		12/27 衆議院“黒い霧”解散
	1/ 4	古賀社長年頭の挨拶		1/29 第31回総選挙，自民党議席50%割る
	1/ 6	故末正直常務取締役の社葬執行		2/ 7 佐藤内閣成立
	2/ 1	創立8周年挨拶		2/11 初の建国記念日
	2/ 1	処務規程の公布		2/15 羽田空港ビル時限爆弾爆発
	2/20	社長古賀孝技術士登録		3/12 青年医師会インターン制に反対，国家試験ボイコット
	3/18	新本社事務所賃貸及び電力ビル増築資金貸付契約を東日本興業㈱と締結		
	3/20	福島支所開設〔信夫(発)構内〕		
	3/31	在籍従業員数 社員 400名，嘱託6名 出向7名，常用員53名 計 466名		
	3/31	売上完工高8億8,526万7,338円		
	3/31	当期利益　3,762万9,024円		
	3/31	平均基本給　2万5,510円		
S42		—42年度重点目標— 1．技術の高度化 2．工事の責任施工 3．規律ある明るい職場（推進の年）	4/14 東北博覧会開催(仙台市)	4/ 5 イタイイタイ病の原因は三井金属の廃水と発表
			7/21 経済企画庁・経済白書（能率と福祉の向上）を発表	4/15 美濃部亮吉の革新都政が誕生
			8/ 1 ＯＣＲによる料金調定業務の機械化開始	6/ 6 資本自由化の方針閣議決定
			8/ 3 公害対策基本法公布施行	

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
S42	4/ 1	在籍従業員数　社員 415名 嘱託６名，出向７名 常用員54名，計 482名	8/12 増資75億円，新資本金450億円	6/15 自動車損害保険倍引上げ決定
	4/ 1	新規採用者数　定期13名，（大卒２，高卒９，中卒２） 一般２名，計15名	8/28 羽越水害発生（新潟県，山形県）	6/19 民社党大会委員長に西村栄一
	4/ 1	定期昇給　15.7%　3,650円	11/20 五十沢第一(発)（１万1,000kW）運開	7/19 マッターホルン北壁に日本女性初登頂
	4/ 1	初任給　大卒　22,000円 高卒　16,000円	12/19 温排水利用のアワビ養殖試験に着手〔仙台火力(発)〕	8/ 3 公害対策基本法公布
	4/ 1	妻帯手当新設（月額1,000円）	1/ 5 原子力（発）建設予定地として宮城県女川町，福島県浪江町を内定	8/20 社会党大会委員長に勝間田清一
	4/ 1	調整手当新設	1/17 ルーフヒーテングの実用試験開始（新庄，青森）	8/28 羽越地方豪雨　死者不明138人
	4/25	電力ビル別館４階に移転，本社分室（富士ビル）閉鎖廃止，本社各部集合成る	2/29 原子力開発推進本部発足	9/ 1 四日市で初の大気汚染公害訴訟
	5/10	いわき駐在員事務所開設（平修理所構内）		10/ 8 佐藤首相海外訪問第１次羽田事件
	5/31	第９回定時株主総会に於て定款の一部変更(商号及び目的)取締役増員承認		11/ 9 原爆記録映画米から返還
	5/31	新社名・東北発電工業㈱		11/12 佐藤首相訪米第２次羽田事件
	7/31	山形支所（山形修理所構内），青森支所（青森支店内），岩手駐在員事務所（岩手支店内），鶴岡駐在員事務所（鶴岡修理所構内）開設		11/　ボーリング普及9,200レーン
	8/21	取締役会で古賀社長，電源開発ゼミナール団員としてソ連中心に欧米各国へ出張を了承（50余日）		12/ 9 都電銀座線廃止
	8/28	会津，新潟地方集中豪雨発電所浸水の災害復旧工事に全社活動開始		2/20 金嬉老事件起る
	9/30	青森県営岩木川第一（発）水車発電機分解点検工事受託，その後県営，自家用，東星興業㈱の水力発電所の補修工事受託		2/ 1 九州に“えびの地震”
	10/1	課制発足，係長廃止副長新設		3/ 5 42年度中の密輸の80%は金
	10/1	車輛運転者旅費新設（１ヶ月2,000円）		3/19 日中友交貿易協定調印
	10/1	作業手当新設（煙突１回 2,000円，汚物１日 500円）		
	11/10	工事滞在旅費新設（１日200円）		
	11/14	仙台地区の単身者宿泊施設として苦竹寮設置（収容人員17名）		
	12/1	借上げ車輛制度発足		
S43	1/ 4	古賀社長年頭の挨拶		
	1/26	安全管理規程制定実施		
	2/ 1	創立９周年挨拶		

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
S43	2/ 1	処務規程改正による組織機構改正告示３号示達，コンサルタント部（業務課，計画設計課）の新設，火力部(火力課，塗装課)の新設，工作部の廃止		
	2/ 1	岩手支所開設〔米内(発)構内〕		
	2/ 1	佐渡出張所開設〔佐渡火力(発)構内〕		
	2/13	目標による業務の管理（目標管理）の調査検討開始		
	3/31	在籍従業員数　社員 402名 嘱託３名，出向13名 常用員38名，計 456名		
	3/31	売上完工高11億1,196万9,430円		
	3/31	当期利益　2,690万1,802円		
	3/31	平均基本給　２万8,628円 （調整手当を含む）		
S43		—43年度重点目標— １．工事量の増大 ２．生産性向上 ３．工事原価の低減 （業績躍進の年）	4/1 周波数単位の名称変更「サイクル」を「ヘルツ」に	4/ 5 小笠原諸島返還協定調印
			4/16 電力初のＯＦケーブル導入（154kV八戸火力Ｂ線送電開始）	4/ 8 日通前社長ら逮捕
			5/ 1 総合研究所開所	4/30 八幡，富士製鉄の合併発表
	4/ 1	在籍従業員数　社員 410名 嘱託３名，出向13名 常用員38名，計 464名	5/16 十勝沖地震発生（マグニチュード7.9）	6/15 文化庁発足
	4/ 1	新規採用者数 定期５名，一般３名，計８名	5/18 ９電力初の8,294時間連続運転記録樹立〔仙台火力(発)３号機〕	7/ 1 郵便番号制度スタート
	4/ 1	定期昇給　18.1%　4,780円	6/10 大気汚染防止法，騒音規制法公布（12/１施行）	7/ 7 参議院選挙タレント進出
	4/ 1	初任給　大卒　24,000円 高卒　17,500円	7/ 8 東北石油㈱設立	7/30 北炭夕張鉱火災死亡31人
	4/ 1	給与体系研究委員会設置	7/23 経済企画庁・経済白書（国際化のなかの日本経済）を発表	8/ 7 日本初の心臓移植手術成功
	4/ 1	両津出張所設置〔両津火力(発)構内〕	7/31 「経営発展基本方策」を示達（地域繁栄への奉仕と効率経営の推進を経営理念とし，その展開にあたり，１.需要の積極的創造　２.新しい供給体制の確立　３.経営管理体制の刷新の三大力点を示す）	8/18 飛騨川でバス転落　死亡104人
	5/ 7	交替勤務者規程新設		9/26 水俣病と阿賀川水銀中毒を「公害病」と認定
	5/16	十勝沖地震による八戸火力(発)タービン封水管故障他青森県下を主とする各地電力設備の災害復旧に活躍		10/13 メキシコオリンピック開催
	5/31	第10回株主総会に於て取締役１名増員を承認		10/17 米ぬか油中毒で販売停止
	6/18	職務権限規程制定		10/17 川端康成にノーベル文学賞
	7/ 1	白瀬，梅津，水沢（発）委託運転契約を締結，業務開始	8/20 八戸火力(発)３号機（25万kW）運開	10/23 明治百年記念式挙行
	7/ 8	42年度策定長期経営計画示達	10/ 1 東北本線の複線電化完成	10/25 八海事件に無罪の最高裁判決
	7/11	海外派遣者取扱内規施行	10/ 8 東北計器工業㈱設立	11/ 2 有馬温泉で旅館火災死亡30人
	7/11	クエイト共和国の海水蒸留設備プラント据付工事のため社員３名派遣決定	11/21 新潟県営高田(発)（１万1,500kW）運開	11/27 佐藤栄作自民党総裁３選
				12/10 ３億円事件発生 この年大学紛争，ベトナム反戦デモ激化
				1/19 東大・安田講堂封鎖解除
				1/24 美濃部都知事公営ギャンブル廃止表明

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S43	7/20	東北農政局八郎潟干拓北部排水機場の運転管理受託，クエート共和国の海水蒸留プラント配管工事施行のため八戸火力事務所及び協力業者より3名派遣〔客先石川島播磨重工業㈱43/7～	12/23 電発大津岐(発)（3万8,000kW）運開 3/10 東北経済連合会「東北開発の基本構想」を策定	2/5 郡山市でホテル火事30人焼死 2/10 サラリーマン同盟発足 2/12 東京60年ぶりの積雪記録30*cm*
	7/	11電力外工事としてはじめて大口工事の受注に成功〔客先三菱重工業㈱〕大昭和パルプ㈱岩沼工場　43/7～44/3		
	8/6	身分証明書の発行組合と合意		
	8/26	「目標管理」制度の導入決定（44年4月実施）		
	9/6	成人病じん肺検診組合と合意		
	9/24	目標管理推進委員会設置		
	10/1	社員証発行		
	10/12	各種資格取得時に祝金支給を決定		
	10/16	第一回いざよい会〔中部火力工事㈱・名古屋〕		
	11/25	社員就業規則及び賃金規程の「解明」通達		
	12/1	本社各部・仙台火力事務所で目標管理の試行段階に入る		
S44	1/1	44年度「全社目標」示達		
	1/4	古賀社長年頭挨拶		
	1/9	創立10周年記念行事計画決定		
	1/31	物故役員・社員の慰霊祭執行（仙台桜ケ岡神社）		
		―10年史終り・20年史はじめ―		
	2/1	創立10周年記念式典挙行，社長挨拶		
	2/1	八郎潟南部機場の運転管理契約を農政局八郎潟干拓事務所と締定，業務開始		
	2/16	第1回全社バレーボール大会（七ケ浜）		
	3/31	給与体系研究委員会廃止		
	3/31	新年度より（44年4月）実施の目標管理につき社長訓示		
	3/31	在籍従業員数　社員 390名 嘱託7名，出向13名 常用員48名，計 458名		
	3/31	売上完工高16億5,474万1,919円		
	3/31	当期利益　4,104万7,061円		
	3/31	平均基本給　3万円5,653円		

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S44		―44年度重点目標― 1．工事量の増大 2．原価の低減 3．能力の開発 （体質充実の年）	4/1 東北ボール㈱北日本防腐木材工業㈱を合併 5/30 「新全国総合開発計画」閣議決定（目標年次は昭和60年）	4/5 29年以来禁止の連発パチンコ復活 4/24 私鉄大手24時間スト 5/9 国鉄値上，グリーン車誕生
	4/1	在籍従業員数　社員 413名 嘱託7名，出向13名 常用員48名，計 481名	6/21 初の公害防止協定調印（秋田県・市） 6/30 世界の原子力発電設備1,000万kWを突破	5/26 東名高速道路全線開通 6/10 経企庁43年度ＧＮＰ世界第2位
	4/1	新規採用者数 定期16名，一般7名　計23名	7/15 営業機関の組織，整備の実施	6/12 我が国初の原子力船“むつ”進水
	4/1	定期昇給　19.38%　6,100円	7/15 経済企画庁・経済白書（豊かさへの挑戦）を発表	6/13 筑波学園都市移転計画閣議了承
	4/1	初任給　大卒　37,500円 高卒　20,500円	7/25 新仙台火力(発)1号機（35万kW)着工	7/1 東京地裁，女子若年停年制は民法違反と判決
	4/1	組織機構の一部改正（秋田支社の新設）	8/12 増資150億円，新資本金600億円	7/20 米国アポロ11号月面「静かな海」に着陸，人類の第1歩を印す
	4/1	件名別工事原価計算の改正（火・水力他全工事に実施）	8/20 新潟火力(発)4号機（25万kW）運開，水・火比率48.6%；51.4%逆転	8/3 「大学運営臨時措置法」成立
	4/1	通勤費，工事滞在旅費全社統一適用	10/1 東北計器工業㈱，奥羽計器工業㈱合併	9/20 徳島知事選で初のＴＶ政見放送
	4/1	西会津出張所開設〔野沢(変)構内〕	10/3 社員研修所開所	10/29 厚生省チクロ使用禁止
	4/1	綜合安全委員会設置	10/19 ＩＢＭ360 モデル65電子計算機導入	11/21 佐藤，ニクソン沖縄返還共同声明
	4/14	出動手当新設	10/22 青森支店新社屋竣工	12/2 衆議院解散 この年学園紛争，反安保反戦，沖縄返還デモ荒れる
	4/18	職務権限規程改正	10/31 新潟共同火力発電㈱設立	1/1 医療費値上げで医師会スト
	4/18	10周年記念座談会開催	11/28 会長に平井社長，社長に若林副社長就任	1/14 佐藤内閣成立
	5/1	休日時間外協定締結1ヶ月休日2日，時間外100時間	11/29 「長期ビジョンの策定」（60年度の姿を意欲的に展望したもの）	1/28 27年の“血のメーデー”事件で93被告有罪，110被告の無罪判決
	5/31	第11回定時株主総会に於て営業目的の一部追加を承認	12/2 東北計器工業㈱，福島計器工業㈱及び新潟計器工業㈱を合併	2/11 東大宇宙航空研初の人工衛星「おおすみ」打上げ成功
	6/20	青森支所新築移転〔浦町(変)構内〕	12/10 新仙台火力(発)2号機（60万kW）の広域開発について東京電力㈱と調印	3/14 日本万国博覧会開会式（大阪）
	9/1	安全管理強化のため「非常勤有給嘱託」発令	12/28 生産現業機関の組織整備実施	3/31 新日鉄スタート
	10/28	44年度策定長期経営計画示達	13/14 わが国初の軽水型原子力(発)（原発敦賀33万1,000kW）運開	3/31 日航機「よど号」ハイジャック 3月卸売物価，3月で14ヶ月連騰
	11/12	第2回いざよい会〔西日本プラント工業㈱福岡〕		
	12/1	社員証を廃止し身分証明証に変更		
	12/12	福島支所新築移転〔腰浜(変)構内〕		
	12/16	経営推進会議委員の改任		
	12/26	年功慰労金制度発足		
	12/26	退職金規程全面改正施行（勤続30年で58ヶ月）		
	1/5	古賀社長年頭の挨拶		
	2/1	創立11周年挨拶 諸会議の定期開催の実施（部長会議，本社課長会議，各長会議各所課長会議）		

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S45	3/31	在籍従業員数　社員 425名 嘱託９名，出向10名 常用員50名，計 194名		
	3/81	売上完工高　19億822万8,737円		
	3/31	当期利益　　5,811万962円		
	3/31	平均基本給　３万9,484円		
S45		―45年度経営方針―	4/20 44年下期従量電灯月原単位100kWhを突破	4/8 大阪北区天六でガス爆発死亡79人
		１．技術面の充実向上	4/24 わが国初のＬＮＧ火力(発)東京電力㈱南横浜火力２号（35万kW）運開	4/13 蟾川京都府知事初の６選
		２．誠実なる責任遂行	5/1 「新経済社会発展計画」閣議決定	5/6 スキーの三浦雄一郎エベレスト滑降
		３．各階各層に於ける意志の疎通	6/25 下北原子力(発)用地東京電力㈱と共同で青森県と委託契約締結	5/12 瀬戸内海で「シージャック」
		（安定成長の年）	7/17 経済企画庁・経済白書（日本経済の新しい次元）を発表	5/21 牛込柳町で「鉛公害」が問題化
	4/1	在籍従業員数 社員 463名，嘱託10名 常用員50名，出向10名 計 533名	8/19 秋田北港開港	6/23 安保反対デモ 778 人参加 679人逮捕
	4/1	新規採用者数　定期34名（大卒３，高卒他31），一般４名 計38名	8/19 秋田火力(発)１号機（35万kW）運開	6/　種痘ワクチンで乳幼児死亡続出
	4/1	定期昇給　21.75％　7,900円	8/21 新仙台火力(発)公害防止について宮城県，仙塩６市町と協定	7/14 日本の呼称を「ニッポン」と統一
	4/1	初任給　大卒　32,000円 高卒　25,000円	10/1 東北発電工業㈱東北フライアッシュ㈱を合併	7/18 杉並立正高校で40人光化学スモッグで倒れる
	4/1	45年度「全社目標」設定示達（社達第５号）	10/26 常磐共同火力(発)勿来(発)７号機(25万kW)運開	7/22 田子の浦のヘドロで18団体告発
	4/1	物品購入事務要則制定実施	11/24 公害14法成立	8/2 東京銀座などで日曜日の「歩行者天国」実施
	4/28	45年度安全管理計画策定実施	11/28 わが国初の加圧水型原子力(発)〔関西電力㈱,美浜原子力１号機(34万kW)〕運開	8/19 富士銀行19億円不正融資
	5/27	第12回株主総会に於て役員の一部就退任，相談役（若林東北電力㈱社長）の委嘱	12/5 わが国初のリップルコントロール方式の実用化実施（巻営業所）	9/5 スモン病の原因はキノホルムと発表
	6/1	東北電力㈱のあわび種苗の企業化に関する研究で労務提供開始（３名）	12/9 第21回ＯＰＥＣ総会開催（カラカス）石油価格値上げ決議	11/15 沖縄国政参加選挙
	7/1	新仙台火力(発)工事所開設〔東北石油㈱構内〕	3/4 本店組織改正実施	11/25 三島由起夫市ヶ谷自衛隊で自決
	8/25	45年度策定長期経営計画示達	3/11 日本原子力産業会議「2,000年にいたる原子力構想」を発表	12/2 社会党大会，成田・石橋執行部へ
	9/28	臨時株主総会に於て定款の一部変更（営業目的の追加資本の増加）取締役の増員(10名以内)を承認	3/26 東京電力㈱福島原子力(発)１号機（46万kW）運開	1/21 自民党総裁の任期２年から３年に
	9/29	処務規程の一部変更（内部組織の名称分掌業務の改正）専務取締役に関する事項	3/31 釜房(発)(1,200kW)運開	2/18 サリドマイド裁判５年３ケ月ぶりに口頭弁論
	10/1	東北フライアッシュ㈱を吸収合併（告示４号）発行済株式総数6,000株を12,000株に，資本金3,000万円を6,000万円に		2/22 成田空港強制代執行開始
				3/11 第１銀行と勧業銀行合併

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S45		経営方針 １．受注活動の積極化 ２．原価管理の徹底 ３．意識の高揚 ４．安全管理の充実		
	10/1	３交替勤務者賃率新設		
	10/1	社員の原子力研修始まる（社員３名）日本原子力発電㈱敦賀(発)へ派遣		
	10/6	第３回いざよい会(東発・浅虫)		
	11/1	八戸手当廃止，冬営手当新設（年3,000円）		
	12/26	交通事故審査会要綱施行		
S46	1/1	常用員取扱内規施行		
	1/1	貸付金制度発足		
	1/4	古賀社長年頭の挨拶		
	2/2	創立12周年挨拶		
	3/22	安全管理規程改正		
	3/31	在籍従業員数　社員 489名 嘱託17名，出向14名 常用員48名，計 568名		
	3/31	売上完工高23億6,771万9,735円		
	3/31	当期利益　　5,570万2,368円		
	3/31	平均基本給　４万5,766円		
S46		―46年度重点目標―	4/1 職場対話運動開始	4/12 統一地方選挙，東京大阪で革新が勝利，共産党は３倍増
		１．省力化による原価の低減	4/8 新仙台火力(発)１号機（35万kW）火入れ	5/16 連続女性殺人の大久保清逮捕
		２．労働環境の整備	5/1 会社創立20周年記念式典	6/17 沖縄返還協定調印
		３．協同精神の高揚	5/1 創立20周年記念諸先輩を囲む祝賀懇談会開催（総轄営業所ごと）	6/27 参議院選挙タレント議員続出
		（総合力発揮の年）	5/17 角海浜を原子力(発)建設候補地として公表	6/30 イタイイタイ病裁判原告勝訴
	4/1	在籍従業員数 社員 529名，嘱託17名 常用員48名，出向14名 計 608名	5/31 新仙台火力(発)の公害対策の一部改訂，同細目調印	7/1 環境庁発足
	4/1	新規採用者数　定期41名（大卒２，高卒他39）	6/2 第二鹿瀬(発)新設工事起工式（５万5,000kW）	7/8 東亜国内航空「ばんだい号」函館で遭難死亡68人
	4/1	定期昇給　21.50％　9,100円	6/22 新仙台火力(発)漁業問題につき七ヶ浜漁連と共同調査委員会設置	7/30 全日空機と自衛隊機と雫石上空で衝突死亡162人
	4/1	初任給　大卒　38,000円 高卒　30,000円	6/30 秋田火力(発)全国安全週間に労働大臣（進歩賞）受賞	8/16 ニクソンショックでダウ平均史上最高の下げ幅
	4/1	安全管理強化のため安全専門職発令	7/11 創立20周年記念文化祭	8/28 ドルレート変動為替相場制採用
	5/1	新仙台火力工事所を出張所に昇格	7/17 仙台港開港式	9/21 竹入公明党委員長暴漢により刺傷
	5/15	新潟共同火力工事所設置〔新潟共同火力(発)構内〕	7/27 青森地区電力総合自動化完成運開式	9/29 阿賀野川水銀中毒裁判原告勝訴
	5/31	第13回定時株主総会		
	5/31	処務規程の一部改正，相談役参与に関する事項		

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S46	8/ 1	常磐共同火力(発)勿来(発)工事所開設〔勿来(発)構内〕	7/30 経済企画庁・経済白書(内外均衡達成への道)を発表	11/19 沖縄デモで過激派松本楼に放火
	8/31	関係会社「八戸港送油㈱」設立資本金3,000万円，当社出資額2,000万円，取締役社長 山下実	7/31 支店等の組織整備	12/18 警視庁警務部長夫人小包爆弾で即死
			8/6 浪江小高海象調査工事開始	この年都内で交番爆破事件相次ぐ
	10/1	東北電力委託による「あわび養殖」の実験開始〔仙台火力(発)構内〕	8/10 200億円増資，新資本金800億円	1/24 グアム島で元日本兵横井庄一発見
	10/	電話交換機設置（ＡＣ―120分散式）	8/16 「温排水利用法の研究」についてカキ研究所と委託契約締結	2/1 東名高速道路で31台玉突き事故
	10/5	第4回いざよい会〔中部火力工事㈱二見〕	8/20 新仙台火力(発)1号機運開（35万kW）	2/3 札幌オリンピック開催
	11/5	本社の位置変更，新築の大町電力ビルに移転（使用階数3. 4. 5階，約1,183㎡）	8/29 女川地点3町反対期成同盟会デモ	2/19 連合赤軍5人浅間山荘に立籠る
	12/1	組織機構の改正(開発部の新設，養殖課の設置，フライアッシュ部の廃止，電気部を水力部に改称，総務部に労務課新設，新潟支社・仙台事業所・東京営業所の設置，車輌整備工場を仙台車輌工場に名称変更)	9/1 秋田火力(発)公害防止協定調印	3/7 連合赤軍のリンチ殺人事件発覚
			9/17 両津火力(発)4号機工事認可（3,000kW）	3/20 富士山で戦後最大の遭難死者不明24人
			10/4 創立20周年記念体育館の開館式	3/25 高松古墳から彩色壁画発見
			10/4 火力運転訓練用シュミレーター運開式	3/28 船橋駅で電車追突　負傷632人
	12/1	職務権限規程（暫定）の一部改正	10/6 秋田火力(発)公害防止協定調印	
	12/1	東京勤務手当新設（月5,000円）	10/7 創立20周年記念全社体育祭	
	12/20	東京営業所開設（港区芝大門豊国ビル内）	11/1 あわびの種苗生産の本格実験開始	
	12/23	組織機構改正	11/5 新仙台火力(発)1号機竣工式（35万kW）	
	12/28	鶴岡(出)を酒田(出)に名称変更		
S47	1/ 4	古賀社長年頭の挨拶		
	1/24	国鉄・東北新幹線蔵王トンネル安達トンネル用として建設業者とＦＡ取引開始	11/15 青函トンネル本工事起工式（完成目標54/3）	
	1/25	業務改善提案制の推進要請	11/11 新潟火力(発)4号機事故停止	
	1/31	東京営業所開設披露（東京第一ホテル）	11/12 新仙台火力(発)1号機事故停止	
	2/ 1	創立13周年挨拶	11/17 創立20周年記念全社美術展，囲碁将棋大会	
	2/22	47年度会社目標示達	11/25 ＰＲセンター「グリーンプラザー」開館式	
	3/28	関連会社「東北緑化環境保全㈱」設立（資本金1,000万円，当社出資額700万円，取締役社長 古賀孝）	11/28 東北新幹線起工式	
	3/31	在籍従業員数 社員 529名，嘱託17名 常用員49名，出向14名 計 628名	12/27 酒田共火(発)建設山形県と協定成立（35万kW×2）	
			12/27 女川地点牡鹿町漁協条件付き賛成協定	
	3/31	売上完工高　30億7,521万602円	12/31 各火力(発) SO_2 連続測定装置取付完了	
	3/31	当期利益　9,255万252円		

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S47	3/31	平均基本給　5万3,484円	1/15 「47.1雪害」発生	
			1/18 仙台空港2,000㍍滑走路全日空ジェット機初乗り入れ	
			1/22 職能資格制度の設置決定（1.1実施）	
			1/25 創立20周年記念全社研究発表会	
			2/15 秋田火力(発)2号機運開（35万kW）	
			3/22 八戸火力(発)4号機火入れ	
			3/30 新潟火力(発)4号機事故停止	
S47		―47年度重点目標― 1．営業活動の強化推進 2．工事原価の切り下げ 3．安全作業の徹底 (飛躍的発展への基盤作りの年)	5/16 仙台火力(発)1号機事故停止（12；04汽機，発電機損壊）	4/4 “外務省機密漏えい事件”起る
			5/27 日本重化学工業㈱と共同の地熱発電所建設環境庁認可（5万kW 日本最大）	4/16 川端康成ガス自殺
				4/20 紙巻タバコに注意表示印刷決定
	4/1	在籍従業員数　社員 598名 嘱託16名，出向12名 常用員50名，計 676名	5/31 両津火力(発)4号機運開（5,000kW）	5/12 練馬区で光化学スモッグ被害
	4/1	新規採用者数　定期44名（大卒6，高卒他38），一般3名 計47名	6/16 自然環境保全法成立	5/13 大阪千日デパート火災死亡 118人
			7/5 新潟共火(発)1号機火入れ	5/26 初の「環境白書」発表
	4/1	定期昇給　18.946％ 9,300円	7/25 電力債10年もの発行	5/30 イスラエルテルアビブ空港を日本人ゲリラ襲撃死者26人
	4/1	初任給　大卒　43,500円 高卒　34,500円	8/1 経済企画庁・経済白書（新しい福祉社会の建設）を発表	6/12 超音速機コンコルド飛来
	4/1	工事請負付託事務要則制定実施 物品管理事務要則制定実施	8/3 電力業界排煙脱硫本格化（公害防止刷新方策の決定）	6/14 ニューデリーで日航機墜落86人死亡
	4/11	東北発電工業協力業者互助会発足（会長 常務取締役小森和三）	8/4 新潟火力(発)3号機事故停止（一次水壁管漏洩）	6/15 キヤセイ航空機南ベトナムで墜落死亡18人
	5/31	第14回定時株主総会	8/10 需要，日量（8,726万8,000kWh），最大電力(438万1,000kW）記録	7/6 佐藤内閣総辞職
	6/1	常盤共同火力工事所を勿来出張所に昇格	8/17 八戸火力(発)4号機運開（25万kW）	7/7 田中内閣成立
	7/1	東北緑化環境保全㈱より業務委託（青森，盛岡，山形，福島，仙台，会津）	10/5 ＩＢＭ370―155使用開始	8/9 イタイイタイ病裁判患者側全面勝訴
	7/27	47年度策定長期経営計画示達	11/14 新仙台火力(発)1号機事故停止（ＡＰＲ不調）	8/31 ハワイで日米首脳会議
	9/13	佐渡両津火力(発)高温・騒音作業調査	11/28 女川原子力(発)工事計画認可	9/25 田中首相中国訪問
	9/	あわび実験場建物飼育設備移転	11/30 新潟共火(発)1号機運開（35万kW）	10/19 ルバング島の元日本兵2名発見
	10/1	「私と家族の状況」採用	12/5 秋田火力(発)1号機事故停止（ＡＰＲ不調）	11/14 20年の歴史をもつ足尾銅山閉山
	10/1	勘定科目の改正（現行と略同じ体系）	12/22 山形県公害防止基本協定締結	11/5 中国からのパンダ初公開
	10/7	第5回いざよい会〔西日本プラント工業㈱・福岡〕		11/6 北陸トンネル内で“きたぐに”火災733人死傷
	11/13	あわび実験開始以来初出荷9万7,000個新潟県		11/13 岡田嘉子34年ぶりソ連から帰国
				11/29 日航機モスクワ空港で墜落死亡63人

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S47	12/1	職務権限規程全面改正（規程第10号）	1/11 電調審新潟共火(発)2号機（35万kW），鬼首地熱(発)（2万5,000kW50年4月運開予定）認可	12/10 衆議院選挙共産党驚異的伸び
	12/8	社歌（歌詞）決定入選者 平井俊信	2/5 酒田共火(発)公害防止協定調印	12/22 第2次田中内閣成立
	12/15	本社統一忘年会（各課演芸会）	2/13 米国ドル10%引き下げ日本円の変動相場制へ移行	1/11 北京に日本大使館開設35年ぶり
S48	1/1	車輌運転者旅費廃止	2/24 浪江小高に原子力(発)準備事務所設置	2/1 駐日中国大使館開設
	1/4	古賀社長年頭の挨拶	2/11 青森県・八戸市と公害防止協定締結	2/3 タイ人身売買事件の玉本敏雄逮捕
	1/25	安全管理規程同取扱要領を改正（規程13号）	3/1 酒田共火(発)設立準備事務所設置	3/3 北九州市で病院火災死亡14人
	1/26	衛生管理規程制定	3/29 女川原子力(発)運開予定50年12月を53年3月に変更	3/13 動労順法闘争により乗客1万人暴動
	2/1	創立14周年挨拶		3/20 熊本地裁水俣判決患者側勝訴
	2/1	文書等管理規程制定(規程11号)		
	2/1	社史「10年のあゆみ」発刊		
	2/5	社歌作曲完成，作曲古関裕而先生		
	2/6	「安全作業心得」制定配布		
	3/5	国鉄東北新幹線志賀，福島，石倉山第二大又，第三利府愛宕山トンネル用として建設業者とFA取引開始		
	3/28	文書記号番号制定		
	3/31	在籍従業員数　社員 609名 嘱託11名，出向22名 常用員55名，計 697名		
	3/31	売上完工高　37億5,719万398円		
	3/31	当期利益　1億4,895万2,237円		
	3/31	平均基本給　6万552円		
S48		—48年度重点目標— 1．工事力の拡大強化 2．新技術の吸収開発 3．ZD運動の推進 （高い技術で躍進の年）	4/2 酒田共同火力発電㈱設立（資本金2億5,000万円）	—第4次中東戦争— —石油ショック，狂乱物価— —投資抑制—
	4/1	在籍従業員数 社員 642名，嘱託11名 常用員55名，出向22名 計 730名	5/10 第二鹿瀬(発)運開（5万5,000kW）	4/6 日曜と祭日の重なったときの振替休日法成立
	4/1	新規採用者数　定期33名 （大卒4，高卒他29）	5/23 八戸火力(発)4号機，新仙台火力(発)2号機排脱設備工事着工	4/20 菊田医師の新生児譲渡が問題に
	4/1	定期昇給　22.0%　12,700円	6/30 新仙台火力(発)2号機運開（60万kW）	4/27 春闘史上初のゼネスト決行
	4/1	初任給　大卒　53,000円 高卒　42,000円	7/9 東新潟(発)1号機（60万kW），両津火力(発)5号機(7,500kW)，飛島火力(発)5号機（150kW），粟島火力(発)3号機（150kW）電調審認可	5/16 東独と国交樹立
	4/1	組織機構の一部改正，業務機関の名称変更，支社昇格（八戸，代ヶ崎），事業所昇格，〔新仙台火力(出)〕，勿来(出)，新潟共同火力(出)〕，仙台車輌工場八戸分工場廃止，仙台機械工場設置，開発部脱硫課，プロジェクト室，企画課，安全衛生課夫々発足，安全指導員制設置（専門職廃止）	7/25 資源エネルギー庁発足	5/30 西之島海底火山爆発
			3/10 経済企画庁・経済白書（インフレなき福祉を求めて）を発表	7/20 アラブゲリラオランダで日航機乗っ取り
			9/1 飛島火力(発)5号機（150kW），粟島火力(発)3号機(150kW) 着工	8/8 金大中事件発生
				8/21 北ベトナムと国交樹立
				10/21 滋賀銀行9億円詐取の奥村彰子逮捕
				10/28 江崎玲於奈にノーベル賞決定
				11/29 熊本大洋デパート火災死亡103人

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S48	4/1	職務権限規程の一部改正（規程第15号）	9/25 両津火力(発)5号機（7,500kW）着工	12/10 三木特使石油問題で中東へ
	4/1	文書等管理規程の一部改正（規程第16号）	9/25 通産省「エネルギー白書」発表	12/22 政府石油緊急事態を宣言
	4/1	作業用具（保安帽，作業車用工具等）の色彩統一と取扱要領決定	10/16 200億円増資，新資本金1,000億円	1/16 第2次石油電力消費規制
	4/1	従業員福祉保険制度発足（交通グループ保険）	10/19 仙台火力(発)1号～3号機煙突高層化工事着工	2/25 衆院予算委商社銀行の企業姿勢追及
	4/	あわびの採卵採苗に成功	11/16 石油に対する緊急対策会議決定（10%削減）	3/12 ルバング島の小野田少尉30年ぶり帰国
	5/	新しい市場開拓と当社技術提供を行なうためインドネシヤセレベス島のシューガープラント建設計画に参画（S48/5に3週間及びS49/6～S50/3）	12/1 石油電力緊急対策会議設置	
			12/20 酒田共火(発)1号機（35万kW）電調審認可	
	5/10	仙台機械工場竣工	1/8 酒田共火(発)公害防止協定締結(硫黄含有率0.79%)	
	5/23	第1回協力業者互助会総会	1/12 電気使用制限令告示（500kW以上最高15%削減 1/16～2/20）	
	5/31	第15回定時株主総会開催		
	6/11	社歌発表会		
	7/10	「重大災害発生にあたって」社長告示第7号	2/20 東新潟火力(発)1号機（60万kW）着工	
	7/21	「作業時指差呼称要領」制定施行	2/22 3月より電力規制10%に緩和	
	8/24	備品業務要則制定	2/25 阿賀野川水系開発準備事務所新設	
	10/1	48年度長期経営計画通達	2/27 新大川(発)（2万1,000kW）電調審認可	
	10/1	八戸支社，新仙台(事)脱硫課発足	3/8 新仙台火力(発)2号機排脱装置運開	
	10/8	第6回いざよい会(東発・飯坂)	3/19 商法改正三法成立（4/2公布，10/1施行）	
	10/19	家族慰安会補助制度発足（バス代一部補助）		
	10/30	社員実用新案登録川口重幸「タービン発電機のオイルブラッシング治具について」		
	11/7	「東発 あけぼの会」(定年退職者親睦会）発足，会長武沢譲三		
	11/24	安全教育訓練実施要領制定		
	12/1	秋田火力(発)構内で東北電力㈱と秋田県共同の魚介稚魚あわび稚貝の実験作業開始に当り飼育業務を受託		
S49	1/4	古賀社長年頭の挨拶		
	2/1	創立15周年挨拶		
	2/18	東北電力㈱と火力発電諸設備の運転委託の基本協定締結		
	2/19	脱硫課委託運転開始		

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S49	2/29	特定建設業の許可通知，建設大臣許可番号（特―48）第3,144号許可年月日，昭和49年２月14日建設業の種類，土木工事業，とび，土工工事業，電気工事業，機械器具設置工事業		
	3/ 1	秋田県早口ダム用として東北開発(株)とＦＡ取引開始		
	3/ 1	女川原子力(発)塚浜(変)委託運転受託		
	3/ 6	東北発電工業献血会発足		
	3/15	新仙台事業所竣工〔新仙台火力(発)構内〕		
	3/19	第１回労務連絡会開催〔中部火力工事㈱〕		
	3/29	川口重幸実用新案登録に対し社長表彰		
	3/31	在籍従業員数　社員 683名 嘱託９名，出向25名 常用員50名，計 767名		
	3/31	売上完工高49億4,075万2,156円		
	3/31	当期利益　１億4,302万8,185円		
	3/31	平均基本給　７万1,179円		
S49		―49年度重点目標― １．企業効率の徹底 ２．技術力の向上 ３．労働災害の絶滅 （躍進への転機の年）	4／4　49～51年度施設計画発表（原子力３基を含む15発電所新増設）	4／8　蟷川京都府知事全国初の７選
	4/ 1	在籍従業数 社員 741名，嘱託９名 常用員50名，出向25名 計 825名	4／8　電気料金改訂申請（58.52％）	4／11　春闘史上最大の大ゼネスト決行
	4/ 1	新規採用者数　定期56名（大卒９，高卒他47），一般２名 計58名	4／30　東京電力㈱福島第２原発１号炉設置認可	5／9　南伊豆に地震死者不明29人
	4/ 1	定期昇給　35.31％ 23,500円	5／21　９電力料金値上げ認可（総平均56.82％　６／１実施）	5／20　日本熱学工業㈱622億の負債で倒産
	4/ 1	初任給　大卒　70,600円 高卒　57,600円	6／1　電気料金 51.87％値上実施	7／7　参院選挙，自民党議席大幅に減る
	4/ 1	事務機械化実施(人事労務系列)	6／20　新潟火力(発)公害防止協定改訂調印	7／7　台風８号集中豪雨死者不明104人
	4/ 1	交替勤務者の指定休日，特定勤務手当賃率新設	6／29　「電源開発推進本部」発足	7／12　三木副総理田中政権批判で辞職
	4/ 1	献血会発足	7／4　長期（49～56年度）電源開発目標決定（電調審）	7／21　北の湖史上最年少の横綱に
	4/ 1	脱硫装置委託運転者に関する協定締結	7／4　宮下(発)（３万5,800kW） 両津火力(発)６号機(7,500kW）電調審認可	8／12　経団連，政治献金返上を決める
	4/11	車輛安全管理運転心得制定	8／9　経済企画庁・経済白書「成長経済を超えて」を発表	8／15　在日韓国人朴大統領狙撃
	5/21	第２回協力業者互助会総会		8／25　原子力船「むつ」に海上ピケ
	5/31	第16回定時株主総会開催		8／30　三菱重工㈱本社爆破事件
				9／1　台風16号で多摩川64年ぶりに決壊

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S49	6/13	交通事故防止に対する県警本部長表彰受賞	8／16　政治献金の取り止めを決定	10／8　佐藤前首相にノーベル平和賞決定
	7/ 1	海の家開設（象潟，菖蒲田海岸２ヶ月）	8／30　「資源とエネルギーを大切にする運動本部の設置」閣議決定	10/13　サリドマイド事件13年ぶり和解
	7/19	一般建設業許可，建設大臣許可番号（般―49）第3,144号，許可年月日，昭和49年７月19日建設業の種類，塗装工事業	10／1　改正商法公布，電源三法施行	10/　「文芸春秋」11月号「田中角栄―その金脈と人脈」の波紋広がる
	8/13	臨時株主総会開催（定款の一部改正，副社長制定追加）	10／1　10億円増資，新資本金1,010億円	11/18　フォード大統領来日
	9/ 6	古賀孝社長死亡退任〔９/11東北電力㈱と合同葬執行〕	10／1　国民生活白書「不安時代の克服のために」を閣議提出	11/26　田中首相辞任表明
	10/1	放射線業務作業心得制定	10／1　従業員持株会スタート	12／9　三木武夫内閣成立
	10/1	出納事務取扱要則制定	10/13　東新潟火力(発)１号機（60万kW）起工	3／6　石原慎太郎都知事選出馬表明
	11/1	収入金管理制度の実施	10/14　酒田共火(発)１号機（35万kW）着工	3/10　新幹線岡山博多間開業
	11/9	50年度全社目標設定	11／5　新潟ＬＮＧ導入供給準備委員会発足	
	11/12	期末決算役員会開催	11/29　秋田火力(発)３号機運開（35万kW）	
	12/1	業務改善提案規程一部改正（特殊実用新案の権利の会社帰属，表彰）	2／14　電労連「原子力開発第５次提言」を行う	
	12/6	仙台事業所新社屋へ移転〔長町(変)構内〕	2／24　企画室に広報室設置	
S50	1/ 4	山田副社長年頭の挨拶	3／6　「日本カリンガス㈱」設立発起人会開催	
	2/ 1	創立16周年挨拶	3／19　電発鬼首地熱(発)一部運開	
	2/19	第102回取締役会開催（組織規程の一部改正，八戸車輛工場の廃止）	3／24　経済閣僚会議第２次不況対策決定	
	3/ 1	秋田，新潟，東新潟各支社脱硫課発足		
	3/31	在籍従業員数　社員 746名 嘱託14名，出向14名 常用員51名，計 833名		
	3/31	売上完工高67億6,772万7,499円		
	3/31	当期利益　１億3,513万308円		
	3/31	平均基本給　９万2,743円		
S50		―50年度重点目標― １．効率経営の推進 ２．技術施工の高度化 ３．安全職場の確立 （総力を生かした企業発展の年）	4／2　50年度予算で一般会計21兆2,888億円決定	4／14　美濃部都知事３選
	4/ 1	在籍従業員数 社員 809名，嘱託14名 常用員52名，出向22名 計 897名	4／3　「日本カリンガス㈱」設立総会（資本金３億7,750万円，当初）	5／7　エリザベス英女王夫妻来日
	4/ 1	新規採用者数　定期62名（大卒９，高卒他53），一般１名 計63名	4／15　日銀第１次公定歩合引き下げ（0.5％下げ，年利8.5％）	5／19　“東アジア反日武装戦線”８人逮捕
	4/ 1	定期昇給　16.5％　14,500円	6／6　日銀第２次公定歩合引下げ（0.5％下げ，年利8.0％）	6／16　武道館で佐藤栄作元首相の国民葬
			6／15　10億1,000万円増資，新資本金1,020億1,000万円）	7／17　皇太子夫妻に沖縄「ひめゆりの塔」前で火炎びん
				7／20　足利銀行２億円詐欺の大竹章子逮捕
				8／4　クアラルンプール米大使館日本赤軍占拠

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S50	4/ 1	初任給　大卒　79,300円 高卒　65,300円	6/16 経済閣僚会議第3次不況対策決定	8/ 7 日本化学工業㈱の六価クロム公害問題となる
	4/ 1	身分証明証様式変更	6/26 両津火力(発)6号機運開（7,500kW）	8/10 日台空路第1便羽田着
	4/ 1	伝票会計制度の実施	7/28 企画室より広報室独立	9/26 ミンダナオ島で「末広丸」ゲリラに乗っとられる
	4/ 1	物品購入事務要則，工事請負付託事務要則の改正	8/ 8 経済企画庁・経済白書「新しい安定軌道をめざして」を発表	9/30 天皇皇后両陛下米国訪問
	5/ 9	49年度決算役員会開催		10/ 1 国勢調査　総人口1億1,193万3,818人
	5/19	定昇要求，本社出張拒否スト突入13：00	8/12 日銀第3次公定歩合引き下げ（0.5%下げ，年利7.5%）	11/26 動労国労8日間のスト権ストへ
	5/21	0：40スト解除		12/10 三億円事件時効となる
	5/23	第3回協力業者互助会総会	8/22 第二豊実(発)運開（5万7,100kW）	1/ 6 平安神宮炎上
	5/31	第17回定時株主総会開催 取締役社長　後藤壮介就任		1/10 第6回日ソ平和条約交渉開始
	6/ 6	仙台市産業廃棄物処理業許可，許可番号第70号，以下青森県，秋田県，新潟県，新潟市，山形県順次許可	8/22 最大電力555万6,000kWを記録	1/　沖縄開発庁政務次官の立川談志放言で辞任
	8/ 7	第7回いざよい会〔中部火力工事㈱名古屋〕	9/ 8 出水率55.6%(午前6時)（昭17年以来最低記録）	1/27 宮本共産党委員長“スパイリンチ事件”国会で論争
	7/10	酒田共同火力工事所設置〔酒田共同火力(発)構内〕	9/17 経済企画庁経済見通し発表実質成長率2.2%	1/31 鹿児島で五つ子が誕生
	7/21	取締役会開催（機構の一部改正 8／1実施），営業部1課2課新設，コンサルタント部の廃止，計画設計課は火力部に，〔新仙台(事)・東新潟(事)〕の支社昇格	9/17 経済閣僚会議第4次不況対策決定	2/ 5 ロッキード疑獄発覚（米上院外交委員会）
			9/26 ＯＰＥＣ原油価格11ドル51セント（1バーレル）10月1日以降引き上げ決定	2/16 国会ロッキード問題で証人喚問(記憶にないを連発)
			10/ 1 306億300万円増資，新資本金1,326億1,300万円	3/ 1 初の実用衛星ＩＳＳ打上げ成功
	8/ 1	従業員拠出制災害保険制度発足	10/23 日銀第4次公定歩合引き下げ（1.0%下げ，年利6.5%）	3/ 2 北海道庁ロビーで爆破事件死亡2，重軽傷75人
	10/21	後藤社長藍綬褒章受章（9／27付）	10/28 国民生活白書（変わる生活，変わる世代」を発表	3/　主任制反対で日教組統一スト
	10/31	仙台車輛工場事務所新築落成	11/22 新潟共火(発)2号機運開（35万kW）	3/23 児玉誉士夫宅に小型飛行機突入
S51	1/ 4	後藤社長年頭の挨拶	12/ 3 青森県「むつ小川原第2次計画」を決定	3/24「新しい日本を考える会」スタート
	2/14	備品業務要則一部改正		3/25 貝島炭鉱倒産筑豊の火消える
	2/ 1	創立17周年挨拶	12/24 51年度経済見通し実質成長率5.6％のしり上りの景気上昇を予測	3/26 通産省“不況脱出”宣言物価上昇9％前後の1ケタ台かろうじて達成
	2/25	事務引継要則の制定		3/28 毛沢東が鄧副首相の昭和42年の発言“白ネコ黒ネコでもネズミをとるのはよいネコ”を批判
	3/31	在籍従業員数　社員 810名 嘱託19名，出向25名 常用員69名，計 923名	1/11 13億2,613万円増資，新資本金1,339億3,913万円	3/31 カレン裁判で「尊厳死」を認める判決
	3/31	売上完工高73億9,082万8,059円	1/17 「石油備蓄法」成立54年度末までに90日分	
	3/31	当期利益　1億2,810万5,683円	2/12 発受電日量最高記録1億1,071万9,000kWh）	
	3/31	平均基本給　10万5,745円	3/12 浅瀬石川(発)（1万7,000kW）電調審認可	

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一　般　社　会　事　項
S51		—51年度重点目標— 1．受注活動の推進 2．労働効率の向上 3．職場規律の確立 （一丸となって企業安定のために）	4/ 5 料金改訂申請	—1975年のＧＮＰは実質3.1％増—
			4/13 米大統領200浬専管水域法に署名	4/ 4 東京日中で6.1度Ｃと27年ぶり冷えこみ
			4/13 角海浜原発建設計画構想発表	4/ 7 中国華国鋒首相就任　鄧副首相走資派としての自己批判を拒んで再び失脚
			6/15 電気料金値上げ認可（北海道，東北，北陸，九州）	4/10 ロッキード事件米国資料日本に到着
	4/ 1	在籍従業員数　社員 857名 嘱託19名，出向25名 常用員70名，計 971名	6/21 社債発行限度「資本準備金」の4倍に	4/16 1975年度国際収支（経常）が3年ぶり黒字1億200万ドル
	4/ 1	新規採用者数　定期47名	7/15 無償増資13億3,939万1,000円，新資本金1,352億7,852万1,000円	4/27 “四畳半裁判”で野坂昭如有罪
	4/ 1	定期昇給　9.8745％ 9,800円		5/ 3 24年ぶり政府主催の憲法記念式典
	4/ 1	初任給　大卒　86,900円 高卒　71,200円	7/16 秋田火力(発)4号機（60万kW），両津火力(発)7号機（7,500kW），粟島火力(発)4号機（150kW），電調審決定	5/ 8 1976年度予算成立24兆2,960億円
	4/ 1	就業規則内規集作成		5/ 8 北極圏1人旅の植村直己犬橇で1万2,000㎞を走破してゴールイン，歌手の克美茂愛人を殺害
	4/ 1	世帯手当新設		
	4/ 1	決算予算様式及び取扱の改正		
	4/ 1	本社集中支払制度の実施		
	5/26	第4回協力業者互助会総会開催	7/28 最大電力568万2,000kW日量1億1,182万kWhを記録	5/12 足利銀行2億1,230万円事件実刑判決
	6/30	第18回定時株主総会開催		5/16 神戸で暴走族が暴動，死亡1人
	7/13	火傷事故見舞金交渉妥結		5/23 離婚女性の「姓」が選択自由に
	7/14	八戸支社社屋竣工式〔八戸火力(発)構内〕	8/10 経済企画庁・経済白書「新たな発展への基礎固め」を発表	5/24 ロッキード事件偽証で全日空若狭社長告発
	8/ 2	酒田共同火力工事所酒田事業所に昇格，勿来事業所に事務課，工事課設置	9/27 阿賀沖ガス油田本格操業開始	5/31 戦後外交機密文書を初公開
	8/ 9	組織規程の一部改正，業務分掌に注書挿入	9/28 NOx新排出基準告示（環境基準0.04ppm）	6/14 河野洋平ら6人自民党離党表明
	11/9	第8回いざよい会〔西日本プラント工業㈱福岡〕	10/ 2 新柳淵(発)起工式（1万2,600kW）	6/20 退職金調査 大卒　高卒 大企業 1,303万円 1,223万円 中小企業 740万円　703万円
S52	1/ 4	後藤社長年頭の挨拶	10/ 7 新潟火力(発)4号機排脱装置運開	6/22 ロッキード事件初の逮捕者（大久保丸紅前専務，沢全日空専務ら5人）
	2/ 1	創立18周年挨拶	10/ 9 葛根田地熱(発)起工式	7/ 2 ロッキード事件丸紅伊藤前専務及び太刀川逮捕
	3/ 1	常用員月給制に移行	10/15 財政特例法成立（赤字国債3兆7,500億円）	7/ 8 若狭全日空社長逮捕
	3/ 1	酒田事業所に脱硫課設置	10/23 秋田火力(発)4号機（60万kW）着工	7/13 檜山丸紅前会長逮捕
	3/ 1	新仙台支社．八戸支社ゼロ災運動発足大会	11/17 宮下(発)5号機運開（3万5,800kW）	7/17 モントリオール五輪開幕
	3/20	青森国体に協賛	12/ 9 日量最大 1億1,378万4,000kWh	7/27 ロッキード事件田中前首相逮捕
	3/31	在籍従業員数　社員 862名 嘱託26名，出向23名 常用員80名，計 986名	12/10 最大電力 578万3,000kW記録	
	3/31	売上完工高86億6,153万7,404円	12/22 東北北部塩害による停電（60万戸）	
	3/31	当期利益　1億1,071万3,462円	12/27 第二沼沢(発)（揚水式23万kW×2）電調審決定	
	3/31	平均基本給　11万6,815円	1/11 女川漁協臨時総会（交渉体制整う）	

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
			1/11 原町市議会火力(発)誘致を決議 1/12 無償増資　13億5,278万5,000円　新資本金1,366億3,130万6,000円 2/2 日量最大1億1,765万7,000kWh 2/23 東北経済連合会創立10周年 3/11 日銀第5次公定歩合引き下げ(0.5%下げ,年利6%) 3/25 女川漁協に漁業補償額提示	8/6 福島県汚職で木村知事逮捕 8/17 フィリッピンミンダナオ島大地震マグニチュード8 死者3,130人，不明2,280人 8/23 エジプトでハイジャック101人救出 9/3 ヴァイキング2号火星に軟着陸 9/6 ミグ25亡命事件 9/9 毛沢東中国共産党主席死去 9/14 老令化社会へ65才以上は総人口の8.1% 9/15 三木内閣成立 10/3 成田空港反対集会で大量逮捕 10/22 華国鋒中国共産党主席に就任，江青ら反党グループの陰謀摘発 10/22 鬼頭判事補ニセ電話，共産党スパイ査問事件 10/29 酒田大火（959世帯，被災者3,314人，1,159棟焼失400億円） 10/10 巨人軍王選手がベーブルースと並ぶ本塁打714本 11/2 米国大統領候補カーター勝利 11/6 国鉄運賃大巾値上げ55% 11/10 天皇在位50年式典 11/19 上野駅コインロッカーに新生児遺棄9件 12/5 衆議院総選挙自民大敗 12/8 列島汚職（1月～10月）126件3億円 12/9 東北縦貫道泉—古川間開通 12/9 自衛隊戦後初の大演習 12/13 大気汚染の主役は窒素酸化物に転ずる。東京都杉並区のゴミ問題10年ぶりに解決 12/17 日本は米国の200浬宣言を受け入れ 12/22 75/2～77/1企業交際費2兆円突破 12/24 福田内閣成立過半数＋1票

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
				12/28 交通事故18年ぶりに死者1万人を割る 1/4 青酸入りコーラ事件 1/17 米国で10年ぶり死刑執行ゲーリーギルモア銃殺刑志願 1/20 米国39代大統領にカーター就任 1/24 国際収支4年ぶり黒字99億ドル 1/27 ロッキード初公判，丸紅ルート，全日空ルート 2/3 倒産相次ぐ，大同繊物，大栄海運，サンパルコ 2/5 弘前殺人事件那須隆再審で28年目の無罪 3/2 いぜん倒産続く，三重造船，たきよし他
S52		—52年度重点目標— 1．営業活動の推進と収益の増大 2．工事施工の効率化 3．明るく規律ある職場づくり （一体化による業績拡大の年）	4/8 東新潟火力(発)1号機（60万kW）運開 4/18 日銀第6次公定歩合引き下げ（1.0%下げ，年利5%） 4/20 米カーター大統領新エネルギー政策発表 4/23 青森県，八戸市，八戸火力(発)公害防止協定締結 5/14 「原町火力調査所」新設 5/27 独禁法改正案成立 6/3 東北経済連合会「東北開発の基本的課題に関する要望」を纏める 6/13 若林社長，東北経営者協会会長に就任 6/23 若林社長平井会長の後任として東北経済連合会会長に就任 6/28 72回電調審52年度開発基本計画と新規着工19地点751万kWを決定 6/29 第52回定時株主総会，新役員選任 6/29 「新経営発展方策会議」を設置 8/3 政府6項目の景気対策を決定 8/4 最大電力 601万3,000kW	4/1 倒産，酒悦，安楽酒造，中村合板，新光砂糖 4/5 日本男子卓球シングルス8年ぶり世界の王座 4/8 公取委が紡績の不況カルテル認可 4/8 日ソ漁業交渉中断 4/15 対ビルマ準賠償が終了1億4,000万ドル 4/16 77年度予算成立 一般会計　28兆5,143億円 財　投　12兆5,382億円 4/17 成田空港反対集会に2万3,500人 4/20 役人の年金は民間人の倍 4/24 日本初の高速増殖実験炉（常陽）が臨界 4/25 東亜国内航空，仙台—名古屋間空路開設 5/2 海洋2法成立，領海12浬専管漁業水域200浬 5/2 倒産やまず，日勢海業，ニッシンハウス工業，寺岡商事，日本ゴルフ，三栄商事 5/4 公共企体争議に刑事罪，全逓名古屋中郵事件 5/8 成田空港流血の衝突，死，重軽傷者400人
	4/1	在籍従業員数　社員 889名 嘱託21名，出向23名 常用員83名，計1,016名		
	4/1	新規採用者数　定期27名		
	4/1	定期昇給　9.4%　10,760円		
	4/1	初任給　大卒　93,100円 高卒　77,200円		
	4/1	特管職資格手当新設		
	4/1	安全管理規程及同取扱要領改正		
	4/1	休日時間外協定に協議制導入		
	4/1	就業規則，賃金，旅費等解明集作成		
	4/1	別居手当新設		
	4/1	保養所利用補助制度発足，1人年2,000円，海ノ家廃止		
	5/25	第5回協力業者互助会総会開催		
	6/1	文書等管理規程一部改正（各部に部長印の備付）		
	6/30	第19回定時株主総会開催		
	6/30	組織規程の一部改正		
	7/1	仙台支社ゼロ災運動発足大会		
	7/14	機械工場　〃		

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
S52	8/ 1	経理部（経理課，資材課）の新設，塗装課を塗装土木課に名称変更	8/4 日量最大1億1,879万kWhと記録更新	5/18 魚かくしを追及，日ソ漁業交渉妥結
	8/ 1	組合専従制発足	8/9 経済企画庁・経済白書「安定成長への適応を進める日本経済対応のため」を発表	5/20 アメリカ向けテレビ輸出規制175万台
	9/30	第1回全社囲碁将棋大会開催（仙台）	8/11 消波発電「海明」山形で調査	5/27 日ソ漁業暫定協定調印 1,000隻出漁
	10/4	第9回いざよい会（東発・新潟）	8/30 「むつ小川原開発2次計画」閣議了解	6/10 「君が代」を国歌扱いに決定
	11/1	秋田支社内部組織変更，秋田火力(発)4号機建設部（ボイラ課，タービン課）新設	9/3 日銀第7次公定歩合引き下げ（0.75%下げ，年利4.25%）	6/18 老人世帯5%越える，男65才・女60才，189万4,000世帯
S53	1/ 1	財形制度発足（住宅積立金，貸付金制度廃止，互助会出資及び貸付業務停止）	9/8 むつ小川原港重要港に昇格	6/3 2万3,000人のビールパーティー（サントリー）10万本
	1/ 4	後藤社長年頭の挨拶	10/1 酒田共火(発)1号機（35万kW）運開	6/30 77年ボーナス平均36万円 10.5%増
	1/20	新潟支社社屋竣工式	11/1 新料金業務体制移行	7/4 倒産やまず，五頭カントリー，三栄商事，連続倒産46件
	2/ 1	創立19周年挨拶	11/4 通産省円高緊急対策10項目決定	7/7 加藤老62年ぶり再審判決で無罪
	2/ 3	酒田事業所ゼロ災運動発足大会	11/9 東新潟火力(発)2号機建設に同意，聖籠町調印	7/13 ニューヨーク大停電25時間
	3/ 1	作業服材質変更，安全靴支給実施	11/18 新柳淵(発)（1万2,000kW）運開	7/16～7/21日の10期第3回中国共産党中央委総会で鄧小平再びカムバック
	3/10	新潟支社ゼロ災運動発足大会	11/25 女川町漁協原発建設同意 漁業権 消滅は2/3の同意得られず	8/1 倒産，流通海運，大阪窯業，メーシスウエア，岩手合板
	3/31	在籍従業員数　社員 916名 嘱託20名，出向30名 常用員88名，計1,054名	11/28 原町火力(発)の建設計画を発表	8/3 三菱商事の脱税60億円
	3/31	売上完工高 126億3,530万1,858円	12/19 巻原子力(発)誘致巻町議会可決	8/7 有珠山大爆発
	3/31	当期利益　2億64万5,762円	12/21 73回電調審，漆沢水力(発)，鳥海川第三水力(発)追加	8/30 むつ小川原開発スタート
	3/31	平均基本給　12万7,715円	12/23 第53回定時株主総会（1年決算へ移行．中間配当制度の導入，定款一部変更）	9/1 倒産，新浜造船，山西造船，今井造船他
			12/26 「能代火力(発)建設所」設置	9/3 王選手756号ホームラン
			12/27 「女川原子力(発)建設準備本部」設置	9/13 愛知医大で3億円奪われる
			1/9 葛根田地熱(発)試運転開始	9/20 曲尺，鯨尺の復活が決まる
			1/23 平井前会長逝去（2/7社葬）	9/27 日航機クアラルンプール空港で墜落死亡34人
			2/22 東北電力㈱，東京電力㈱，常磐共同火力㈱勿来(発)の増設計画発表	10/1 伊藤忠商事が安宅産業を吸収合併
				10/3 倒産，ペトリカメラ，日鉄工業他
				10/4 ハイジャック事件で福田法相辞任

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
			3/15 日銀第8次公定歩合引き下げ（0.75%下げ，年利3.5%）	10/13 ルフトハンザ機ハイジャック
			3/20 動燃事業団新型転換炉原型炉「ふげん」臨界に達す 初の国産原子炉電気出力16万5,000kW	11/15 女子バレーが3冠達成
			3/20 荒川水力㈱大石(発)（1万900kW）運開	11/28 福田改造内閣発足
			3/25 秋田県「秋田港開発基本計画」策定	11/30 立川基地32年ぶりに全面返還
			3/25 電気記念日，（電気100年展実施24—28日）	12/7 政府黒字減らし対策を決定
			3/27 74回電調審，東新潟火力(発)2号機追加	12/11 国鉄気仙沼線全線開通
				12/12 波止浜造船倒産
				12/13 社会党飛鳥田体制スタート
				12/15 新仙台駅開業
				12/26 成田空港反対派拠点を強制執行
				12/28 国立大学の授業料5割アップ，月額12,000円
				2/16 日中長期貿易正式調印
				2/21 政府構造不況法案閣議決定
				3/1 東亜国内航空仙台～福岡間新空路開設
				3/25 経済対策閣僚会議内需拡大黒字減らし7項目対策決定
S53		—53年度重点目標— 1．受注の拡大と収益の増大 2．工事力の充実強化 3．安全作業の徹底と活力ある職場づくり （新分野開拓の年）	4/3 能代火力(発)計画促進3者了解	4/28 52年度消費者物価年平均6.7%上昇
	4/ 1	在籍従業員数　社員 962名 嘱託20名，出向30名 常用員91名，計 1,103名	4/13 53年度 施設計画（2,498億円）	5/1 植村直己北極点到達
	4/ 1	新規採用者数　定期46名	5/1 創立27周年記念式典	5/3 日米首脳会談ワシントンで開催，カーター・福田
	4/ 1	定期昇給　7.4%　9,300円	5/13 豪州へ石炭調査団派遣	5/20 成田空港12年ぶり開港
	4/ 1	初任給　大卒　98,000円 高卒　82,000円	5/26 葛根田地熱(発)，（5万kW）運開日本最大	6/2 52年度実質成長率5.4%と発表
	4/ 1	東新潟支社ゼロ災運動発足大会	6/1 両津火力(発)7号機運開（7,500kW）	7/12 筑摩書房倒産，負債額60億円
	4/ 1	特別管理職賃金規程一部改正	6/1 柳淵(発)竣工式（1万2,000kW）	7/24 円急騰東京外為市場終値199円10銭
	4/ 1	全社業務機関の一部統廃合実施	6/6 第二沼沢(発)起工式（23万万kW×2）	7/25 初の試験管ベビー誕生
	4/ 1	葛根田出張所設置	6/8 総合研究所創立10周年	8/12 日中平和友好条約北京で調印
	4/ 1	冬営手当全面改正実施	6/20 カリンガスと売買契約締結（LNG導入のため）	9/2 経済対策閣僚会議内需拡大6項目の対策を決定
	4/ 1	障害見舞金制度新設	7/18 女川町出島漁協原発建設賛成決議	9/12 日銀卸売物価20年ぶり下落前年同月比△3.6%
	4/ 1	53年度業務計画策定，安全衛生計画，社員教育計画，安全教育訓練計画作成	7/22 鳥海川第三(発)着工（2万300kW）	9/16 イラン大地震マグニチュード7.7，死者2万5,000人
	4/ 7	20年史編さん委員会発足	7/28 東北経済連東北開発に関する基本的見解を提言	10/18 円高騰181円85銭

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
S53	4/ 4	秋田支社ゼロ災運動発足大会	8/11 経済企画庁・経済白書（構造転換を進めつつある日本）を発表	10/22 プロ野球日本シリーズヤクルト初優勝
	5/27	第6回協力業者互助会総会，（新会長常務取締役　吉沢淳）	8/26 日本海ＬＮＧ㈱設立（資本金12億円当初）	10/24 カーター米大統領インフレ対策発表
	5/30	宿舎，慶弔贈与，特管職賃金，旅費，年功慰労，就業規則一部改正	8/26 女川漁協臨時総会漁業権喪失可決	10/26 新日鉄設備休止の合理化発表，釜石・八幡
	6/ 6	勿来事業所社屋竣工式	9/5 円高為替差益還元措置認可	10/31 9月の失業率2.42％，125万人連続1年9ケ月
	6/12	宮城県沖地震　17時15分　マグニチュード7.4　震度5～6	10/6 酒田共火(発)2号機運開（35万kW）	10/31 円高騰戦後最高　1ドル175円50銭
	6/30	第20回定時株主総会開催	9/11 若林東北経営者協会会長自主発展を提唱	11/1 米ドル防衛政策発表公定歩合1％引き上げ（9.5％）円急落
	8/ 1	慶弔贈与規程一部改正	10/2 418億6,869万4,000円増資決定，新資本金1,785億円	11/20 米の新興宗教南米ダイアナで集団自殺900余人
	8/25	非常災害対策規程制定	10/12 東京電力㈱福島第一原発4号機運開(78万4,000kW)により世界第二位（956万kW）	11/27 自民党総裁予備選挙で大平幹事長圧勝，福田首相本選挙辞退
	9/12	酒田支社社屋移転新装竣工式〔酒田共同火力(発)構内〕	10/19 漆沢(発)着工(3,000kW)　ＮＯ213の水力(発)	11/29 メキシコでマグニチュード7.9大地震
	9/27	山形県営白川(発)建設工事受注（8,900kW）	11/2 東新潟火力(発)2号機着工（60万kW）	12/1 11月末外貨準備高382億ドル史上最高
	10/11	宮城県沖地震の際の復旧協力に対し東北電力㈱社長より感謝状	11/26 中間決算・中間配当の実施決議	12/1 経済企画庁成長率を6％に下方修正
	10/11	安全管理特別指導実施要綱制定	11/29 中部電力㈱浜岡原発2号機運開（84万kW），総出力1,150万2,000kW，全発電設備の（10.5％）	12/7 大平内閣成立
	10/30	協力業者互助会第8回理事会	12/17 浪江町諸戸漁協浪江小高地点の海域調査可決	12/16 米中国交正常化を発表
	11/3	秋田支社飯島寮開設	1/4 若林社長年頭の挨拶（未来への創造）	12/17 ＯＰＥＣ総会原油価格14.5％値上げ発表
	11/8	第10回いざよい会〔中部火力工事㈱・名古屋〕	1/12 女川町前網漁協補償額可決	1/4 立川女子高生ヒマラヤに初登頂（女子高生として）
	12/11	中期教育訓練計画（S53～S55）策定	1/16 むつ小川原漁業補償（海水漁協）118億円で妥結	1/4 郵政労使紛争により年賀状のおくれ
S54	1/ 4	後藤社長年頭の挨拶 ―54年度経営方針― 1．営業活動の活発化と収益の増大 2．技術力の向上と工事体制の整備 3．安全作業の励行と明るい職場づくり	1/17 資源エネルギー庁石油節約を推進	1/7 具志堅用高7度目の防衛記録
	1/19	佐渡事業所両津分室社屋竣工式	1/20 女川町前網漁協漁業権譲渡決定	1/11 54年度予算案決定　28兆6,000億円
	1/31	20周年行事，物故者慰霊法要（於輪王寺）	1/24 経済審議会新経済7ケ年計画答申	1/12 卸売物価20年ぶり下落マイナス2.5％
	2/ 1	創立20周年記念式典（於歯科医師会館），社長挨拶，永年勤続者表彰	1/25 電事連社長会議で炭価アップ承認	1/13 国公立大の共通一次試験実施
	1/31	在籍従業員数　社員 965名 嘱託25名，出向16名 常用員88名，計 1,094名	1/26 牡鹿町鮫浦漁協補償受け入れ	1/24 53年度貿易黒字3兆8,442億円 1/26 53年全国消費者物価は35年以来3.8％の低い上昇率 1/26 三菱銀行猟銃強盗人質25人 1/28 中国鄧副首相カーター大統領と会談

年	月／日	社　内　事　項	東北電力関係事項	一般社会事項
			1/26 国土庁東北開発促進計画提示 1/30 自治省新広域圏計画策定要綱を発表	1/30 53年失業率2.2％，戦後3位，完全失業者は124万人で21年以来最高 2/1 ダグラス・グラマン事件で日商岩井常務飛び降り自殺 2/1 中国鄧小平副首相米国訪問「共同・新聞コミュニケ」を発表

資料年表

成長のあしどり

賃金指標

年月	人員 人	前年比	平均年令 才	平均勤続年数 年	平均基本給(含調整手当) 円	前年比	月平均時間外 H	前年比	年月	定期昇給額 円	昇給率 %	初任給(大学)含調手 円
S34.3	67		34.0	不明	11.589		不明	—	S34.4	405	4.69	なし
35.3	117	1.75	34.1	〃	12.162	1.05	〃	—	35.4	602	6.61	〃
36.3	139	1.19	33.1	〃	11,663	0.96	〃	—	36.4	1,537	13.62	〃
37.3	176	1.27	32.8	2.2	11,999	1.03	〃	—	37.4	1,939	18.60	〃
38.3	209	1.19	32.1	2.8	14,106	1.18	70.3	—	38.4	3,333	28.72	不明
39.3	293	1.40	31.4	2.7	17,017	1.21	59.7	0.85	39.4	2,529	17.59	19,000
40.3	344	1.17	30.1	3.0	18,779	1.10	58.9	0.99	40.4	3,300	19.91	20,500
41.3	381	1.11	31.1	3.9	21,913	1.17	60.5	1.03	41.4	3,590	18.18	21,000
42.3	413	1.08	32.1	4.3	25,510	1.16	55.0	0.91	42.4	3,650	15.70	22,000
43.3	418	1.01	32.8	5.1	28,628	1.12	57.4	1.04	43.4	4,780	18.10	24,000
44.3	410	0.98	33.3	5.6	35,653	1.25	55.8	0.97	44.4	6,100	19.38	27,500
45.3	444	1.08	32.9	5.7	39,484	1.11	53.5	0.96	45.4	7,900	21.75	32,000
46.3	520	1.17	33.4	6.0	45,766	1.16	49.2	0.92	46.4	9,100	21.50	38,000
47.3	579	1.11	33.9	6.3	53.484	1.17	41.9	0.85	47.4	9,300	18.85	43.500
48.3	642	1.11	32.7	6.2	60,552	1.13	40.8	0.97	48.4	12,700	22.00	53,000
49.3	717	1.16	33.0	6.1	71,179	1.18	34.5	0.85	49.4	23,500	35.31	70,600
50.3	782	1.09	33.7	6.0	92,743	1.30	26.0	0.75	50.4	14,500	16.50	79,300
51.3	854	1.09	33.6	6.2	105,745	1.14	23.0	0.88	51.4	9,800	9.87	86,900
52.3	906	1.06	34.0	6.6	116,815	1.10	24.0	1.04	52.4	10,760	9.40	93,100
53.3	966	1.07	34.7	7.0	127,715	1.09	23.0	0.88	53.4	9,300	7.40	98,000

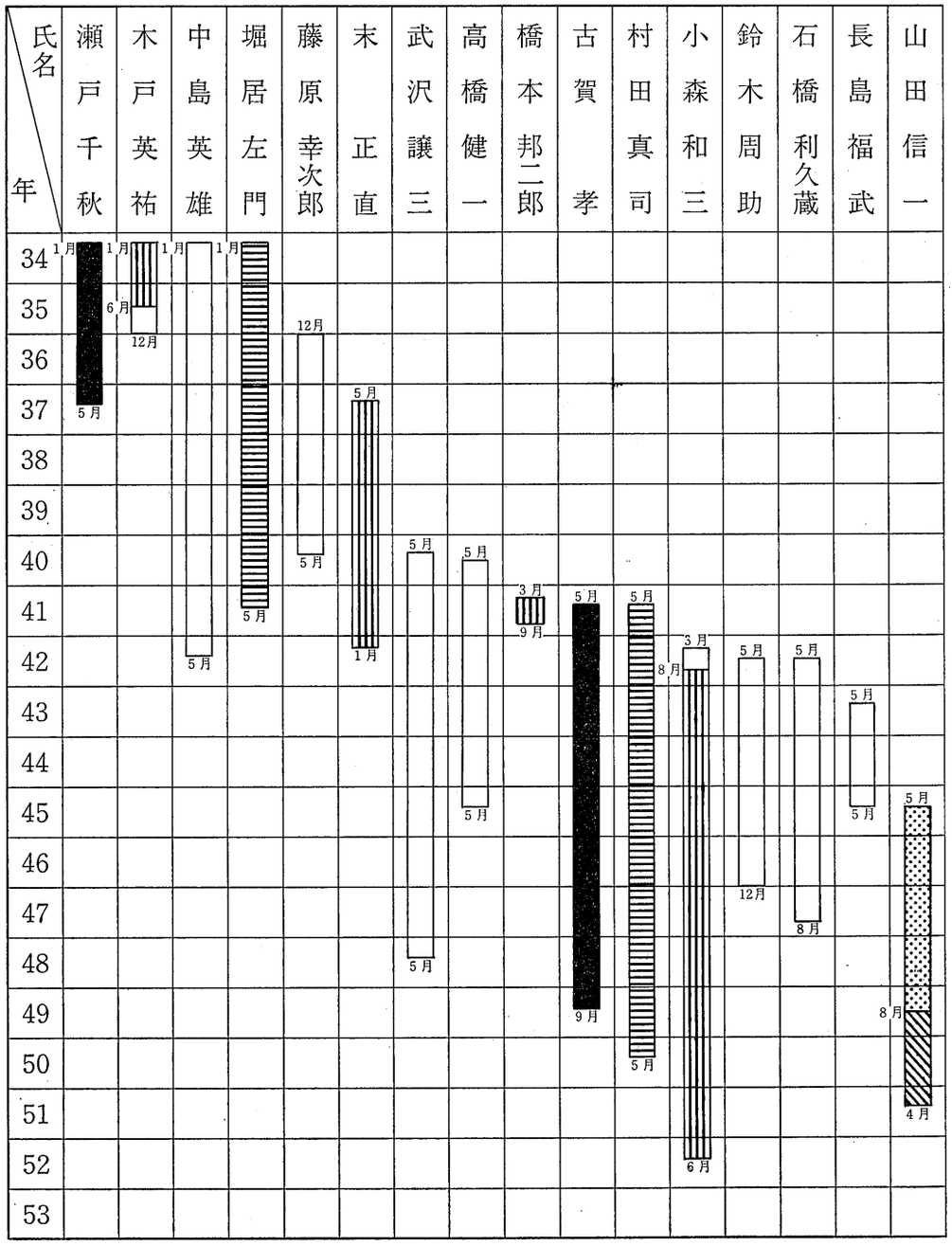
(註) 1. 人員は社員及び出向，常勤嘱託とする（常用員，特別臨時員は含まない）
2. 時間外は特別管理職を除いた人員で除した。
3. 集計時期は項目により各年度期首（4月）期末（3月）とした。
4. 当期利益は税引後の利益とした。
5. 労働災害には通勤災害は含まない。
6. 平均基本給及び定期昇給，初任給には調整手当を含む。
7. 平均基本給は社員，定期昇給額は組合員とした。

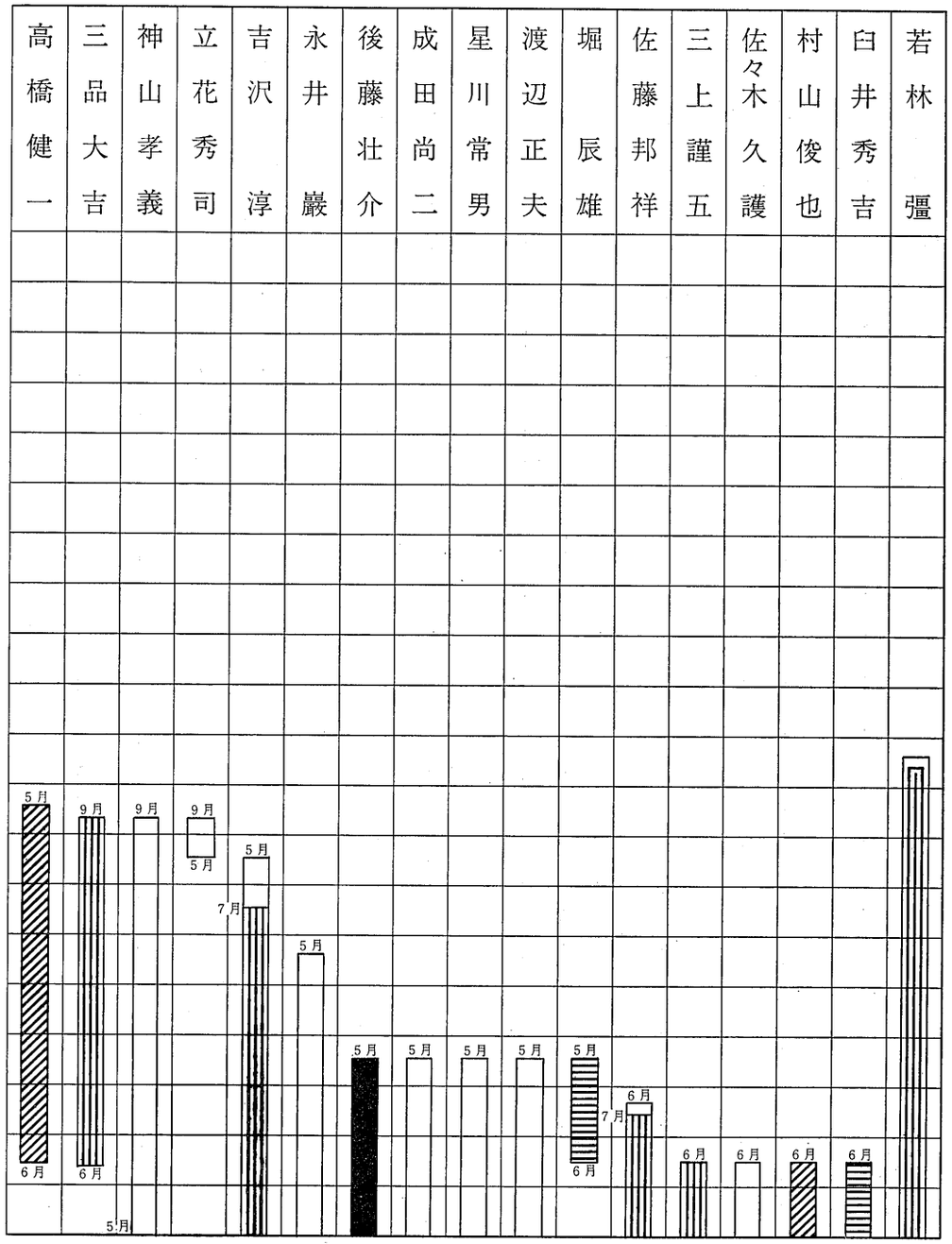
あしどり

（S34.3～S53.4）

	生産性									労働災害（除通災）			
初任給(高校)含調手 円	年月	完工売上高 百万円	前年比	1人当り完工売上高 万円	前年比	税引後当期利益 百万円	前年比	1人当り利益 万円	前年比	年月	件数	度数率	強度率
不明	S34.3	6	—	—	—	△0.8	—	△ 12	—	S34.3	不明	不明	不明
〃	35.3	171	19.50	146	—	4	4.80	34	4.6	35.3	〃	〃	〃
8,000	36.3	230	1.35	165	1.13	8	2.00	58	1.71	36.3	〃	〃	〃
男 8,500 女 8,000	37.3	253	1.10	144	0.87	6	0.75	34	0.59	37.3	〃	〃	〃
男11,000 女10,500	38.3	320	1.26	153	1.06	7	1.17	36	1.06	38.3	17	20.50	36.82
12,500	39.3	394	1.23	135	0.88	5	0.71	17	0.47	39.3	23	24.21	0.48
14,500	40.3	486	1.23	141	1.04	3	0.60	9	0.53	40.3	26	17.51	0.40
15,000	41.3	647	1.33	170	1.21	4	1.33	1	0.11	41.3	34	21.04	0.47
16,000	42.3	885	1.37	214	1.26	38	9.50	9	9.00	42.3	35	18.58	0.69
17,500	43.3	1,112	1.26	266	1.24	27	0.71	6	0.67	43.3	28	21.69	0.09
20,500	44.3	1,655	1.49	404	1.52	41	1.52	10	1.67	44.3	37	20.55	8.57
25,000	45.3	1,908	1.15	430	1.06	58	1.41	13	1.30	45.3	32	12.99	0.28
30,000	46.3	2,368	1.24	455	1.06	56	0.97	11	0.85	46.3	33	11.84	0.29
34.500	47.3	3,075	1.30	531	1.17	93	1.66	16	1.45	47.3	57	17.22	2.93
42,000	48.3	3,757	1.22	585	1.10	149	1.60	23	1.44	48.3	24	5.94	0.26
57,600	49.3	4.941	1.32	689	1.18	143	0.96	20	0.87	49.3	35	10.39	4.70
65,300	50.3	6,768	1.37	865	1.26	135	0.91	17	0.85	50.3	30	7.55	0.13
71,200	51.3	7,391	1.09	865	1.00	128	0.95	15	0.88	51.3	28	6.08	0.14
77,200	52.3	8,662	1.17	956	1.11	110	0.86	12	0.80	52.3	29	5.99	0.06
82,000	53.3	12,635	1.46	1,308	1.37	201	1.83	21	1.75	53.3	23	3.90	0.15

歴代役員（取締役および監査役相談役任期一覧表 昭和34年1月より昭和53年6月まで）





部門別従業員推移表

（S34.3～S54.1）

年度末 現在	総務部門	経理部門	営業(技術コンサル)部門	火力部門	塗装部門	水力(電気)部門	開発(フライアッシュ)部門	車輌部門	計	電力出向者(上段)	常用員(下段)	合計
S34.3	3			32	1	14		17	67			
35.3	6			54	2	36		19	117			
36.3	7			70	3	38		21	139			
37.3	7			103	4	45		17	176			
38.3	10			130	5	47		17	209			
39.3	11			(25) 186	5	(4) 70		(1) 21	293		30	323
40.3	12			(26) 218	5	(1) (11) 83		(4) 25	343	1	41	385
41.3	13		1	(29) 235	6	(13) 98		(3) 28	381		45	426
42.3	15		3	(5) (32) 248	6	(2) (18) 108		(3) 26	406	7	53	466
43.3	(1) 15		(1) 5	(4) (29) 237		(8) (6) 120		(2) 28	405	13	38	456
44.3	(1) 16		(2) 4	(2) (28) 227		(9) (17) 122		(2) 28	397	13	48	458
45.3	(1) 15		(1) 5	(6) (29) 256		(3) (19) 130		(1) 28	434	10	50	494
46.3	(1) 16		(1) 7	(4) (29) 299		(9) (17) 139	18	(1) 27	506	14	48	568
47.3	(4) (1) 22		8	(2) (28) 356		(5) (16) 141	(1) (3) 14	(1) 26	567	12	49	628
48.3	(6) (2) 30		(3) 17	(5) (32) 385		(8) (16) 141	(3) 21	(2) 26	620	22	55	697
49.3	(2) (2) 33		(6) 23	(4) (31) 428		(11) (13) 143	(2) (3) 40	(1) 25	692	25	50	767
50.3	(4) (2) 37		(9) 33	(2) (30) 455		(5) (14) 149	(2) (4) 61	(1) 25	760	22	51	833
51.3	(3) (2) 37		(1) 9	(12) (42) 526		(5) (17) 154	(3) (7) 84	(1) (1) 19	829	25	69	923
52.3	(2) (2) 38		12	(13) (55) 538		(4) (17) 152	(3) (5) 124	(1) (1) 19	883	23	80	986
53.3	(5) (2) 28	(2) 10	(1) 13	(13) (60) 566		(3) (20) 145	(6) (6) 155	19	936	30	88	1,054
54.1末	(1) (2) 33	(2) 10	14	(7) (60) 613		(3) (20) 150	(2) (6) 151	(1) 19	990	16	88	1,094

（註）（ ）上段は電力出向者
（ ）下段は常用員
} 何れも外数を示す

年度別期首期末従業員状況

（S34.2.1～S54.1.31）

社員等区分 ＼ 年度別 採解	S33 34・2・1	S33 34・3・31	S33 計	S34 34・4・1	S34 35・3・31	S34 計	S35 35・4・1	S35 36・3・31	S35 計	S36 36・4・1	S36 37・3・31	S36 計	S37 37・4・1	S37 38・3・31	S37 計	S38 38・4・1	S38 39・3・31	S38 計	S39 39・4・1	S39 40・3・31	S39 計
社員 採	38	29	67	10	46	56	1	33	34	7	60	67	10	38	48	53	52	105	50	29	79
社員 解		2	2	1	8	9		15	15		33	33		18	18		21	21		24	24
社員 計	38	27	65	9	38	47	1	18	19	7	27	34	10	20	30	53	31	84	50	5	55
嘱託 採	1	1	2	1	2	3		3	3	1	4	5	2	2	4		5	5		1	1
嘱託 解											2	2		1	1		5	5		6	6
嘱託 計	1	1	2	1	2	3		3	3	1	2	3	2	1	3		0	0		△ 5	△ 5
出向 採																				2	2
出向 解																				1	1
出向 計																				1	1
社嘱出採退(合計) 採	39	30	69	11	48	59	1	36	37	8	64	72	12	40	52	53	57	110	50	32	82
社嘱出採退(合計) 解		2	2	1	8	9		15	15		35	35		19	19		26	26		31	31
社嘱出採退(合計) 計	39	28	67	10	40	50	1	21	22	8	29	37	12	21	33	53	31	84	50	1	51
常用員 採																	33	33	1	16	17
常用員 解																	3	3		6	6
常用員 計																	30	30	1	10	11
期首、末、人員計 社員	38	65		74	112		113	131		138	165		175	195		248	279		329	334	
期首、末、人員計 嘱託	1	2		3	5		5	8		9	11		13	14		14	14		14	9	
期首、末、人員計 出向																				1	
期首、末、人員計 計	39	67		77	117		118	139		147	176		188	209		262	293		343	344	
期首、末、人員計 常用員																	30		31	41	
合計	39	67		77	117		118	139		147	176		188	209		262	323		374	385	
備考										4/1 定採（5） 中採（2）			4/1 定採（1、準8） 中採（1）			4/1 定採（44） 中採（9）			4/1 定採（42） 中採（8）		

社員等区分	年度別 採解	S40 40・4・1	S40 41・3・31	S40 計	S41 41・4・1	S41 42・3・31	S41 計	S42 42・4・1	S42 43・3・31	S42 計	S43 43・4・1	S43 44・3・31	S43 計	S44 44・4・1	S44 45・3・31	S44 計	S45 45・4・1	S45 46・3・31	S45 計	S46 46・4・1	S46 47・3・31	S46 計
社員	採	30	29	59	37	12	49	15	14	29	8	12	20	23	43	66	38	55	93	41	42	83
	解		18	18		24	24		27	27		32	32		31	31		29	29	1	20	21
	計	30	11	41	37	△12	25	15	△13	2	8	△20	△12	23	12	35	38	26	64	40	22	62
嘱託	採		1	1		2	2		1	1		5	5		6	6	1	7	8		4	4
	解		4	4		2	2		4	4		1	1		4	4					5	5
	計		△ 3	△ 3		0	0		△ 3	△ 3		4	4		2	2	1	7	8		△ 1	△ 1
出向	採		1	1		10	10		10	10		8	8		9	9		10	10		10	10
	解		2	2		3	3		4	4		8	8		12	12		6	6		12	12
	計		△ 1	△ 1		7	7		6	6		0	0		△ 3	△ 3		4	4		△ 2	△ 2
社嘱出退（合計）	採	30	31	61	37	24	61	15	25	40	8	25	33	23	58	81	39	72	111	41	56	97
	解		24	24		29	29		35	35		41	41		47	47		35	35	1	37	38
	計	30	7	37	37	△ 5	32	15	△10	5	8	△16	△ 8	23	11	34	39	37	76	40	19	59
常用員	採		7	7	2	8	10	1	4	5		13	13		6	6		4	4		10	10
	解		3	3		2	2		20	20		3	3		4	4		6	6		9	9
	計		4	4	2	6	8	1	△16	△15		10	10		2	2		△ 2	△ 2		1	1
期首、末、人員計	社員	364	375		412	400		415	402		410	390		413	425		463	489		529	551	
	嘱託	9	6		6	6		6	3		3	7		7	9		10	17		17	16	
	出向	1	0			7		7	13		13	13		13	10		10	14		14	12	
	計	374	381		418	413		428	418		426	410		433	444		483	520		560	579	
	常用員	41	45		47	53		54	38		38	48		48	50		50	48		48	49	
合計		415	426		465	466		482	456		464	458		481	494		533	568		608	628	
備考		4/1 定採（23） 中採（7）			4/1 定採（30） 中採（7）			4/1 定採（13） 中採（2）			4/1 定採（5） 中採（3）			4/1 定採（16） 中採（7）			4/1 定採（34） 中採（4）			定採（41）		

社員等区分	年度別 採解	S47 47・4・1	S47 48・3・31	S47 計	S48 48・4・1	S48 49・3・31	S48 計	S49 49・4・1	S49 50・3・31	S49 計	S50 50・4・1	S50 51・3・31	S50 計	S51 51・4・1	S51 52・3・31	S51 計	S52 52・4・1	S52 53・3・31	S52 計	S53 53・4・1	S53 54・1・31	S53 計
社員	採	47	35	82	33	81	114	58	40	98	63	32	95	47	35	82	27	49	76	46	30	76
	解		24	24		40	40		35	35		31	31		30	30		22	22		27	27
	計	47	11	58	33	41	74	58	5	63	63	1	64	47	5	52	27	27	54	46	3	49
嘱託	採		3	3		5	5		7	7		7	7		9	9		6	6		7	7
	解		8	8		7	7		2	2		2	2		7	7		7	7		2	2
	計		△ 5	△ 5		△ 2	△ 2		5	5		5	5		2	2		△ 1	△ 1		5	5
出向	採		22	22		12	12		21	21		14	14		18	18		28	28		8	8
	解		12	12		9	9		24	24		11	11		20	20		21	21		22	22
	計		10	10		3	3		△ 3	△ 3		3	3		△ 2	△ 2		7	7		△14	△14
社嘱出退（合計）	採	47	60	107	33	98	131	58	68	126	63	53	116	47	62	109	27	83	110	46	45	91
	解		44	44		56	56		61	61		44	44		57	57		50	50		51	51
	計	47	16	63	33	42	75	58	7	65	63	9	72	47	5	52	27	33	60	46	△ 6	40
常用員	採	1	9	10		12	12		11	11	1	26	27	1	19	20	3	10	13	3	5	8
	解		4	4		17	17		10	10		9	9		9	9		5	5		8	8
	計	1	5	6		△ 5	△ 5		1	1	1	17	18	1	10	11	3	5	8	3	△ 3	0
期首、末、人員計	社員	598	609		642	683		741	746		809	810		857	862		889	916		962	965	
	嘱託	16	11		11	9		9	14		14	19		19	21		21	20		20	25	
	出向	12	22		22	25		25	22		22	25		25	23		23	30		30	16	
	計	626	642		675	717		775	782		845	854		901	906		933	966		1,012	1,006	
	常用員	50	55		55	50		50	51		52	69		70	80		83	88		91	88	
合計		676	697		730	767		825	833		897	923		971	986		1,016	1,054		1,103	1,094	
備考		4/1 定採（44） 中採（3）			定採（33）			4/1 定採（56） 中採（2）			4/1 定採（62） 中採（1）			定採（47）			定採（27）			定採（46）		

部門別人員の推移

（S34.2～S54.1）

年度末	部門別 社員等区分	総務部門	経理部門	営業部門（サルタント技術コン）	火力部門 火力部	塗装部	八戸(支)	秋田(支)	酒田(支)	仙台(支)	新仙台(支)	東新潟(支)	新潟(支)	勿来(事)	機械(工)	計	水力部門 水力部(電気部)	秋田(支)	酒田(支)	新潟(支)	青森(事)	盛岡(事)	葛根田(出)	仙台(事)	山形(事)
S(33) S34/3	社員	3				1	32									33	11								
	嘱託																2								
	出向																								
	常用																								
	計	3				1	32									33	13								
S(34) S35/3	社員	6				2	26			26						54	30								
	嘱託						1			1						2	3								
	出向									1															
	常用																								
	計	6				2	27			27						56	33								
S(35) S36/3	社員	6				3	34			34						71	29			2					
	嘱託	1					1			1						2	4			1					
	出向																								
	常用																								
	計	7				3	35			35						73	33			3					
S(36) S37/3	社員	6				4	44			57						105	35			2					
	嘱託	1					1			1						2	6			1					
	出向																								
	常用																								
	計	7				4	45			58						107	41			3					
S(37) S38/3	社員	8				5	46			67			15			133	35			2					
	嘱託	2					1			1						2	7			1					
	出向																								
	常用																								
	計	10				5	47			68			15			135	42			3					
S(38) S39/3	社員	10			2	5	51			80			49			187	13	7		22					
	嘱託	1					1			2			1			4	4			2					
	出向																								
	常用						5			13			7			25									
	計	11			2	5	57			95			57			216	17	7		1					
S(39) S40/3	社員	12			3	4	62			97			53			219	17	11		28					
	嘱託					1	1			1			1			4	1			2					
	出向																								
	常用						4			13			9			26	6			3					
	計	12			3	5	67			111			63			249	24	11		33					

部門										開発部門									車輌		東京	合	備考
酒田(出)	福島(事)	いわき(事)	会津(事)	西会津(出)	高田(事)	佐渡(事)	両津(出)	計	開発部(アッシュフライ)	八戸(支)	秋田(支)	酒田(支)	仙台(支)	新仙台(支)	東新潟(支)	新潟(支)	計	仙台(工)	八戸(分)	(営)	計	
	1							12										17			65	
								2													2	
	1							14										17			67	
	1		2					33										19			112	
								3													5	
	1		2					36										19			117	
			2					33										18	3		131	
								5													8	
			2					38										18	3		139	
			1					38										13	3		165	
								7										1			11	
			1					45										14	3		176	
			1					38										13	3		195	
			1					9										1			14	
			2					47										14	3		209	
			20					62										15	5		279	
			2					8										1			14	
			3					4										1			30	
			25					74										17	5		323	
	1		21		1			79										18	6		334	
			1					4										1			9	
			1					1													1	
			2					11										1	3		41	
	1		25		1			95										20	9		385	

年度末	部門別 / 社員等区分	総務部門	経理部門	営業部門（サルタント技術コン）	火力部門												水力部門								
					火力部	塗装部	八戸(支)	秋田(支)	酒田(支)	仙台(支)	新仙台(支)	東新潟(支)	新潟(支)	勿来(事)	機械(工)	計	水力部(電気部)	秋田(支)	酒田(支)	新潟(支)	青森(事)	盛岡(事)	葛根田(出)	仙台(事)	山形(事)
S(40)	社員	13		1	2	5	69			105			59			240	19	12		21	3				
	嘱託					1										1	1			1					
	出向																								
S41/3	常用						3			16			10			29	6			3	1				
	計	13		1	2	6	72			121			69			270	26	12		25	4				
S(41)	社員	15		3	3	4	71			103			70			251	18	12		21	3				3
	嘱託					2				1						3	1			1					
	出向				2		1			1			1			5				2					
S42/3	常用						5			16			11			32	9	1		3	1				
	計	15		3	5	6	77			121			82			291	28	13		27	4				3
S(42)	社員	15		5	7		67			96			64			234	17	12		25	5	2			4
	嘱託				1		1			1						3									
	出向			1	1		1			1			1			4				3		2			1
S43/3	常用	1					5			12			12			29		1		2	1				
	計	16		6	9		74			110			77			270	17	13		30	6	4			5
S(43)	社員	16		3	4		66			94			61			225	15	12		16	5	3			5
	嘱託			1	1		1									2	2	1			1				
	出向			2	1								1			2		1		2	1	1			3
S44/3	常用	1					4			12			12			28		6		1	1				
	計	17		6	6		71			106			74			257	17	20		19	7	5			8
S(44)	社員	14		5	4		69	33		86			63			255	15	7		18	9	5			7
	嘱託	1					1									1	2	2			1				
	出向			1	2			2		1			1			6				1					1
S45/3	常用	1					4	1		13			11			29		6		1	1				
	計	16		6	6		74	36		100			75			291	17	15		20	10	6			8
S(45)	社員	14		7	3		68	49		111			65			296	15	7		18	9	7			8
	嘱託	2			1		1	1								3	2	2			1	1			1
	出向			1	2			1					1			4	3	1		1		2			
S46/3	常用	1					4	2		13			10			29		6		1					
	計	17		8	6		73	53		124			76			332	20	16		20	10	10			9
S(46)	社員	20		8	6		73	52		90	29		103			353	5	8		15	7	10		13	7
	嘱託	1			1		1	1								3	1	1			1				2
	出向	3			1			1								2	1	1		1	1				
S47/3	常用	1					3	2		10	1		12			28		5							1
	計	25		8	8		77	56		100	30		115			386	7	15		16	9	10		13	10

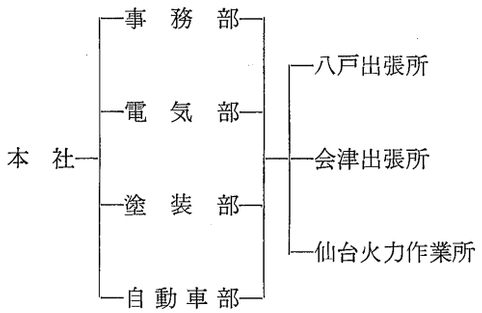
年度末	部門別 / 社員等区分	水力部門								開発部門								車輌		東京(営)	合計	備考
		酒田(出)	福島(事)	いわき(事)	会津(事)	西会津(出)	高田(事)	佐渡(事)	両津(出)	計	開発部(アッシュフライ)	八戸(支)	秋田(支)	酒田(支)	仙台(支)	新仙台(支)	東新潟(支)	新潟(支)	計	仙台(工)	八戸(分)			
S(40)	社員		5		23		1	10		94										20	7		375	
	嘱託				2					4										1			6	
	出向																							
S41/3	常用				3					13										1	2		45	
	計		5		28		1	10		111										22	9		426	
S(41)	社員		6	1	27		2	12		105										19	7		400	
	嘱託				1					3													6	
	出向									2													7	
S42/3	常用				4					18										2	1		53	
	計		6	1	32		2	12		128										21	8		466	
S(42)	社員	1	6	2	32		1	13		120										22	6		402	
	嘱託																						3	
	出向		1		1					8													13	
S43/3	常用		1		1					6										1	1		38	
	計	1	8	2	34		1	13		134										23	7		456	
S(43)	社員	1	5	3	32		9	11	1	118										22	6		390	
	嘱託									4													7	
	出向				1					9													13	
S44/3	常用		1		1			3	4	17										1	1		48	
	計	1	6	3	34		9	14	5	148										23	7		458	
S(44)	社員	3	4	4	31		8	11	1	123										21	7		425	
	嘱託		1				1			7													9	
	出向				1					3													10	
S45/3	常用		1		2		1	3	4	19										1			50	
	計	3	6	4	34		10	14	5	152										22	7		494	
S(45)	社員	3	6	5	15	14	8	5	7	127	4	4			10			18		20	7		489	
	嘱託		1		2		1	1		12													17	
	出向				1		1			9													14	
S46/3	常用		1		1		1	3	4	17										1			48	
	計	3	8	5	19	14	11	9	11	165	4	4			10			18		21	7		568	
S(46)	社員	4	5	4	16	14	10	5	7	130	6	3			5			14		19	7		551	
	嘱託		1		3		1	1		11												1	16	
	出向		1							5	1							1				1	12	
S47/3	常用		1		1		1	3	4	16					3			3		1			49	
	計	4	8	4	20	14	12	9	11	162	7	3			8			18		20	7	2	628	

年度末	部門別 / 社員等区分	総務部門	経理部門	営業部門（サルタント技術コン）	火力部門														水力								
					火力部	塗装部	八戸(支)	秋田(支)	酒田(支)	仙台(支)	新仙台(支)	東新潟(支)	新潟(支)	勿来(事)	機械(工)	計	水力部(電気部)	秋田(支)	酒田(支)	新潟(支)	青森(事)	盛岡(事)	葛根田(出)	仙台(事)	山形(事)
S(47) S48/3	社員	27		17	15		75	58		80	39	28	84	5		384	5	11		15	8	10		12	7
	嘱託				1											1	1				1			1
	出向	6		3	1			1					3			5	1			1	2			
	常用	2					3	2		11	4	5	7			32		5						1
	計	35		20	17		78	61		91	43	33	94	5		422	7	16		16	11	10		12	9
S(48) S49/3	社員	29		23	8		85	68		78	50	37	86	7	9	428	4	10		15	9	9		10	5
	嘱託	1																			1		2	1
	出向	2		6				1			1		2			4	2	1		1	2	1			1
	常用	2					2	2		11	6	5	5			31		5							1
	計	34		29	8		87	71		89	57	42	93	7	9	463	6	16		16	11	11		12	8
S(49) S50/3	社員	33		33	10		87	75		76	56	48	83	8	9	452	5	10		15	8	8		10	6
	嘱託	1					1	1			1					3					2			2
	出向	4		9				1					1			2	2				2	1	1	
	常用	2					2	2		10	6	7	2		1	30		6						1	1
	計	40		42	10		90	79		86	63	55	86	8	10	487	7	16		15	10	11		12	9
S(50) S51/3	社員	31		9	38		86	78	17	74	58	66	86	9	10	522	5	9		17	8	10		10	5
	嘱託	3					1	1			1		1			4					2		1	3
	出向	3		1	8				1		2	1				12	1	1		1	2		1	
	常用	2					7	4	1	12	5	6	5	2		42		8							1
	計	39		10	46		94	83	19	86	66	73	92	11	10	580	6	18		18	10	12		12	9
S(51) S52/3	社員	32		12	40		81	76	23	69	61	76	82	10	13	531	4	10		17	9	9		9	6
	嘱託	4			1		1	2			2		1			7	2					2			2
	出向	1			8		1	1	1	1				1		13				1		1	1		
	常用	2					7	5	4	17	5	5	8	3	1	55		8						2	1
	計	39		12	49		90	84	28	87	68	81	91	14	14	606	6	18		18	9	12		12	9
S(52) S53/3	社員	22	10	12	32		70	108	42	69	59	74	80	12	11	557	3	8		15	9	11		9	6
	嘱託	3		1	2			2		1	2		2			9	2					1			1
	出向	5	2	1	4			4	1	1	1	1			1	13		1			1		1		
	常用	2					7	5	5	16	7	6	11	3		60		10						2	1
	計	32	12	14	38		77	119	48	87	69	81	93	15	12	639	5	19		15	10	12		12	8
S(53) S54/1	社員	26	9	13	33		75	119	50	73	64	80	84	13	11	602	6	10	5	16	8	9	2	10	6
	嘱託	4	1	1	2		1	2		1	3		1		1	11	2					1			
	出向	1	2		3			2	1				1			7					1	1			
	常用	2					7	5	6	15	7	5	12	3		60		9						2	1
	計	33	12	14	38		83	128	57	89	74	85	98	16	12	680	8	19	5	16	9	11	2	12	7

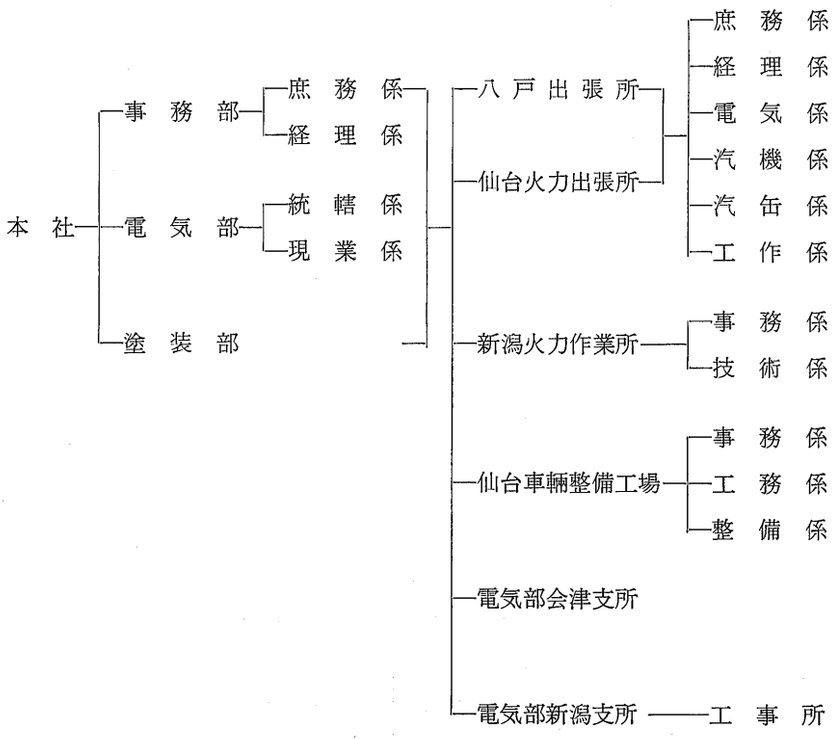
年度末	部門別 / 社員等区分	水力								開発部門								車輌		東京	合計	備考
		酒田(出)	福島(事)	いわき(事)	会津(事)	西会津(出)	高田(事)	佐渡(事)	両津(出)	計	開発部（アッシュフライ）	八戸(支)	秋田(支)	酒田(支)	仙台(支)	新仙台(支)	東新潟(支)	新潟(支)	計	仙台(工)	八戸(分)	(営)		
S(47) S48/3	社員	4	6	5	16	14	9	4	7	133	6	5			9				20	19	7	2	609	
	嘱託	1			3			1		8	1								1			1	11	
	出向	1	1		1			1		8													22	
	常用		1		1		1	3	4	16					3				3	2			55	
	計	6	8	5	21	14	10	9	11	165	7	5			12				24	21	7	3	697	
S(48) S49/3	社員	4	8	4	20	14	10	5	10	137	7	14			6	12			39	18	7	2	683	
	嘱託		1		1					6	1								1			1	9	
	出向	1					1	1		11	1				1				2				25	
	常用	2	1				1	3		13					3				3	1			50	
	計	7	10	4	21	14	12	9	10	167	9	14			10	12			45	19	7	3	767	
S(49) S50/3	社員	5	8	5	20	15	10	6	11	142	8	13	3		7	15	9	5	60	19	5	2	746	
	嘱託		1		1					7	1								1	1		1	14	
	出向									5		1	1						2				22	
	常用	2	1					3		14			1		3				4	1			51	
	計	7	10	5	21	15	10	9	11	168	9	14	5		10	15	9	5	67	21	5	3	833	
S(50) S51/3	社員	5	8	5	20	14	12	6	12	146	8	15	6		8	21	13	11	82	18		2	810	
	嘱託		1		1					8						2			2	1			19	
	出向									5	1						2		3	1		1	25	
	常用	1	1					3	2	17			2		4		1		7	1			69	
	計	6	10	5	21	14	12	9	14	176	9	15	8		12	23	16	11	94	21		3	923	
S(51) S52/3	社員	5	9	5	19	14	10	6	12	144	9	14	9	7	9	24	35	16	123	18		2	862	
	嘱託				1	1				8						1			1	1		1	21	
	出向				1					4				2			1		3	1			23	
	常用	1					3	2		17					4		1		5	1			80	
	計	6	9	5	21	14	11	9	14	173	9	14	9	9	13	25	37	16	132	21		3	986	
S(52) S53/3	社員	5	7	5	19	13	10	6	13	139	9	17	20	29	10	20	33	16	154	19		3	916	
	嘱託				1		1			6						1			1				20	
	出向									3		1	2	1	1		1		6				30	
	常用							3	4	20					5		1		6				88	
	計	5	7	5	20	13	11	9	17	168	9	18	22	30	16	21	35	16	167	19		3	1,054	
S(53) S54/1	社員		6	5	31		10	19		143	9	16	21	29	9	19	32	16	151	18		3	965	
	嘱託		1		2		1			7										1			25	
	出向		1							3				1			1		2	1			16	
	常用							8		20					5		1		6				88	
	計		8	5	33		11	27		173	9	16	21	30	14	19	34	16	159	20		3	1,094	

組織系統・内部組織の変遷

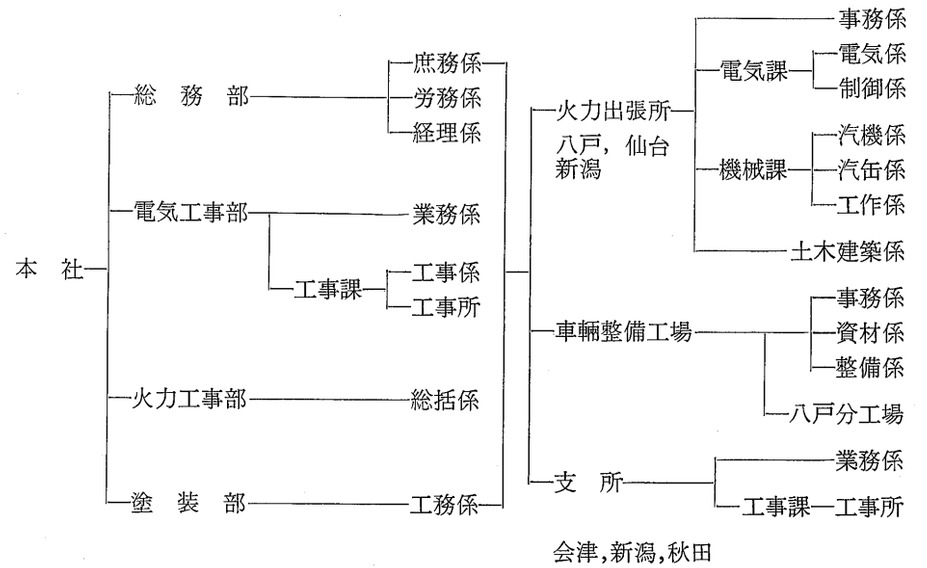
組 織 系 統 （S 34.2.1）



組織系統及び内部組織 （S 36.4.1 S 37.10.1改正）

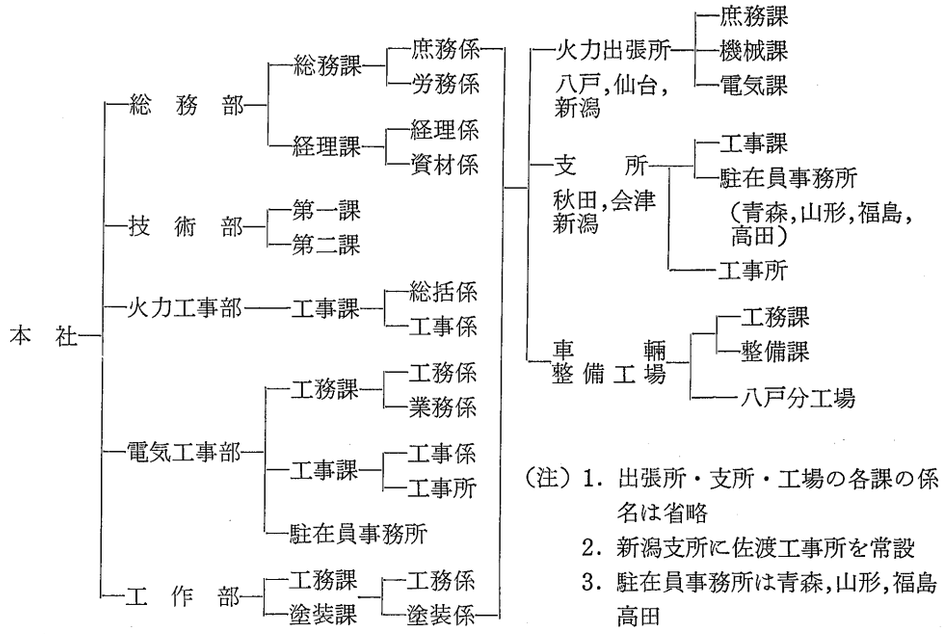


組織系統及び内部組織 （S 38.9.1 S 38.11.1改正）



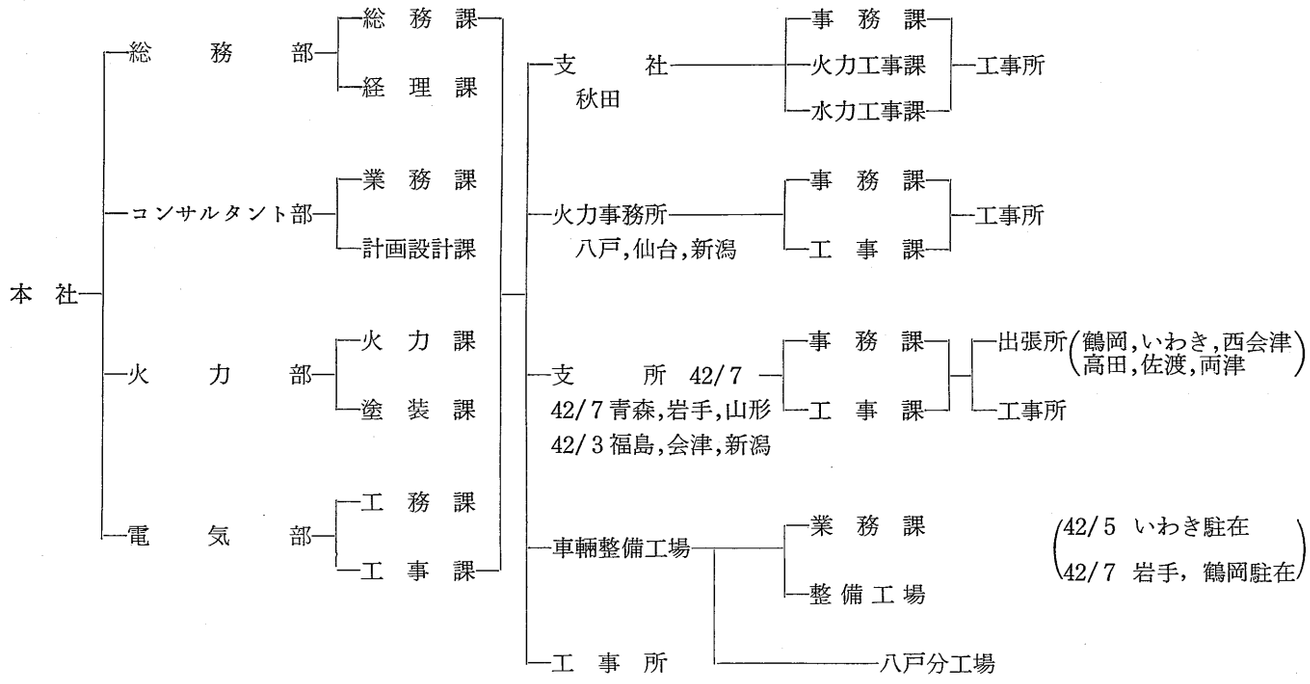
（注） 当分の間，仙台火力出張所に土木建築係を置く。

組織系統及び内部組織 （S 40.4.1 S 41.11.1改正）



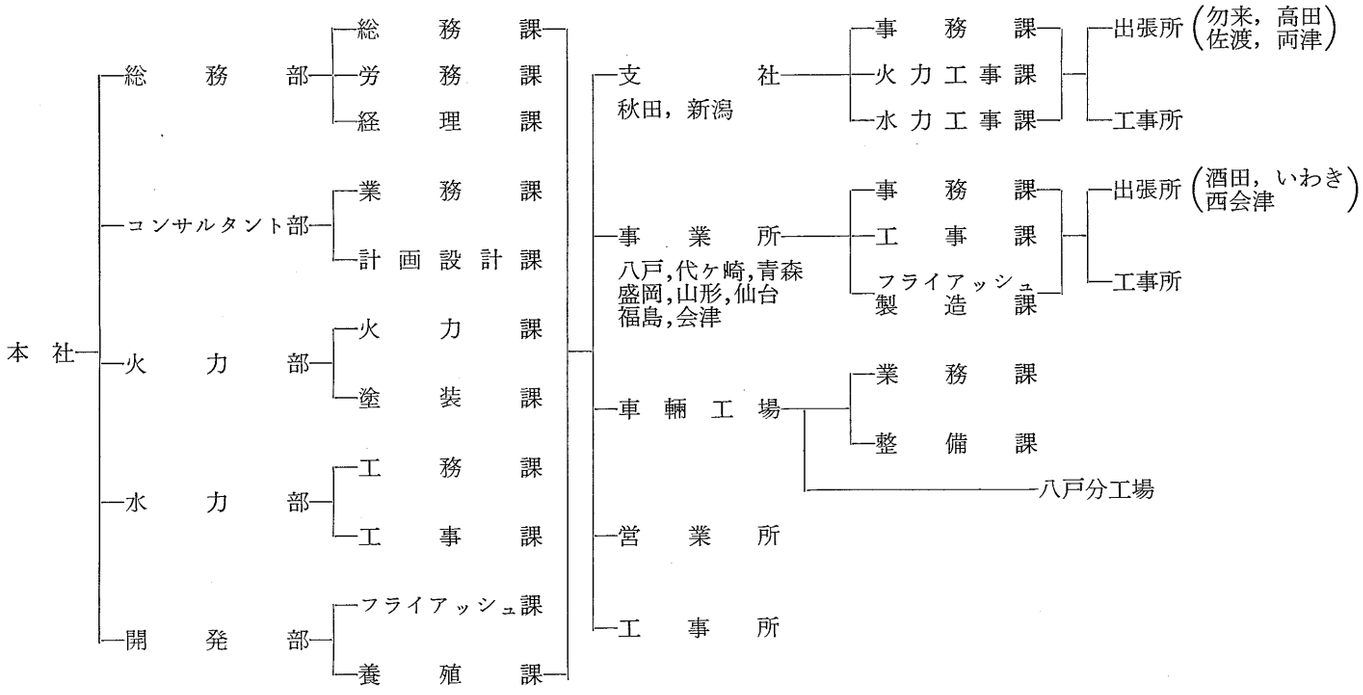
（注）1. 出張所・支所・工場の各課の係名は省略
2. 新潟支所に佐渡工事所を常設
3. 駐在員事務所は青森，山形，福島高田

組織系統及び内部組織 （S42.3.20，S42.5.10，S42.7.31，S43.2.1，S43.4.1，S44.4.1改正）



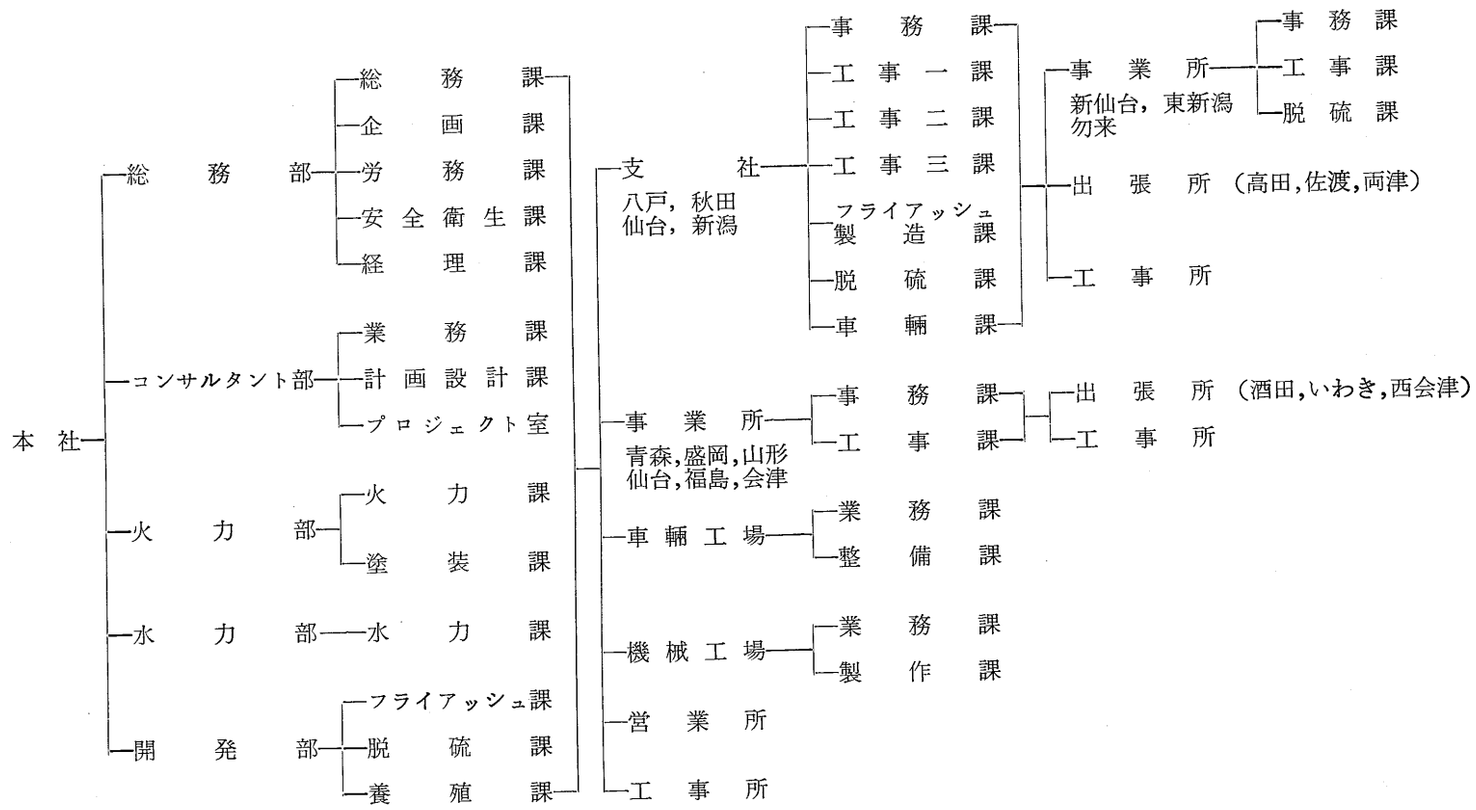
（注） 工事所は臨時機関であり，本社の工事所は部の下部機関とすることがある。

組織系統及び内部組織 （S45.7.1，S45.10.1，S46.5.1，S46.6.15，S46.11.16，S46.12.1，S46.12.20，S47.4.1 S47.6.1改正）



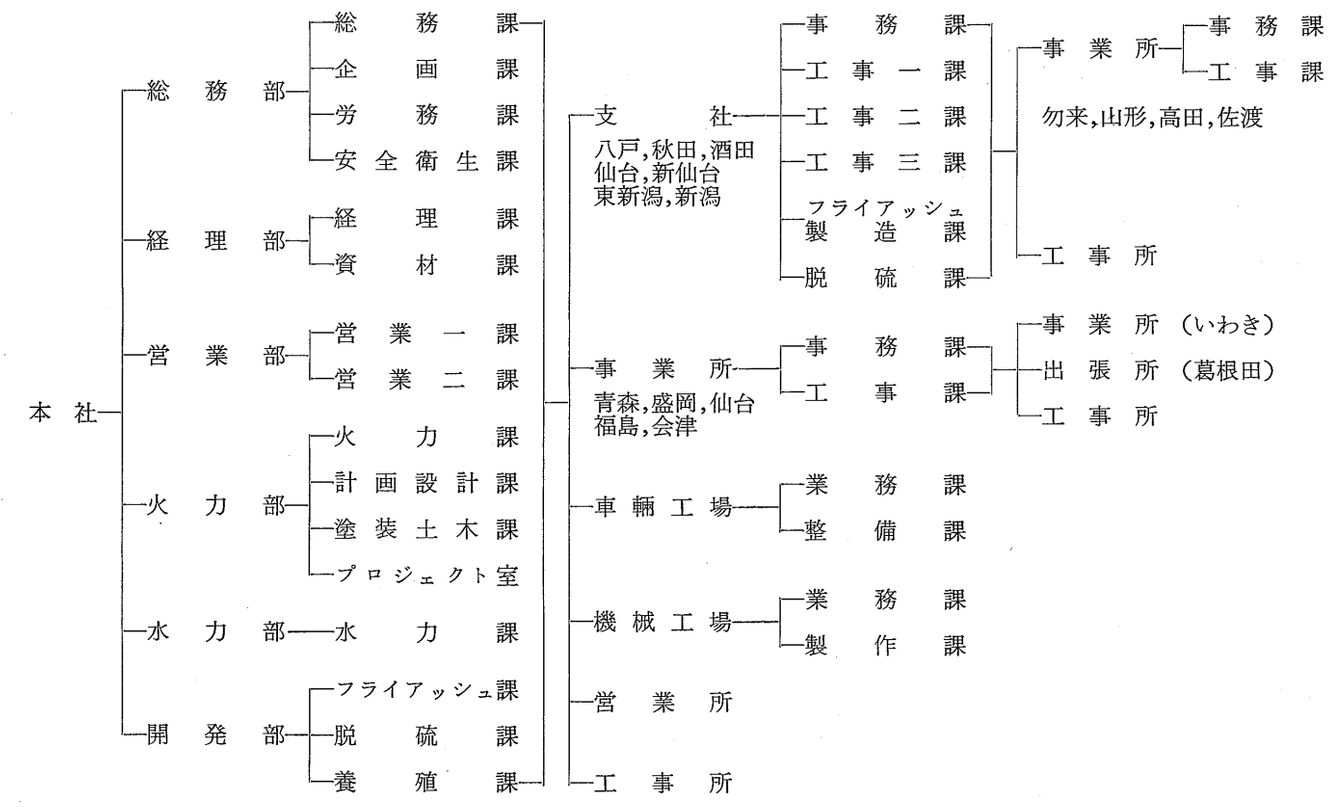
（注） 1．工事所は臨時機関であり，本社の工事所は部の下部機関とすることがある。
2．フライアッシュ製造課は八戸，代ヶ崎事業所に置く。

組織系統及び内部組織 （S48.4.1，S48.10.1，S50.3.1改正）



（注） 1．工事三課は秋田，新潟支社，フライアッシュ製造課は八戸，仙台支社，脱硫課は八戸，秋田，新潟支社，新仙台，東新潟事業所，車輌課は八戸支社に置く。 2．勿来事業所は当分の間課を置かない。 3．工事所は臨時機関で本社の工事所は部の下部機関とすることがある。

組織系統及び内部組織 （S50.4.1，S50.7.10，S50.8.1，S51.8.2，S52.3.31，S52.8.1，S52.11.1，S53.4.1改正）



（注） 1．工事三課は秋田，酒田，新潟支社，フライアッシュ製造課は八戸，仙台支社に置き，仙台支社には脱硫課を置かない。
2．山形，高田，佐渡の事業所には内部組織を置かない。
3．工事所は臨時機関で本社の工事所は部の下部機関とすることがある。

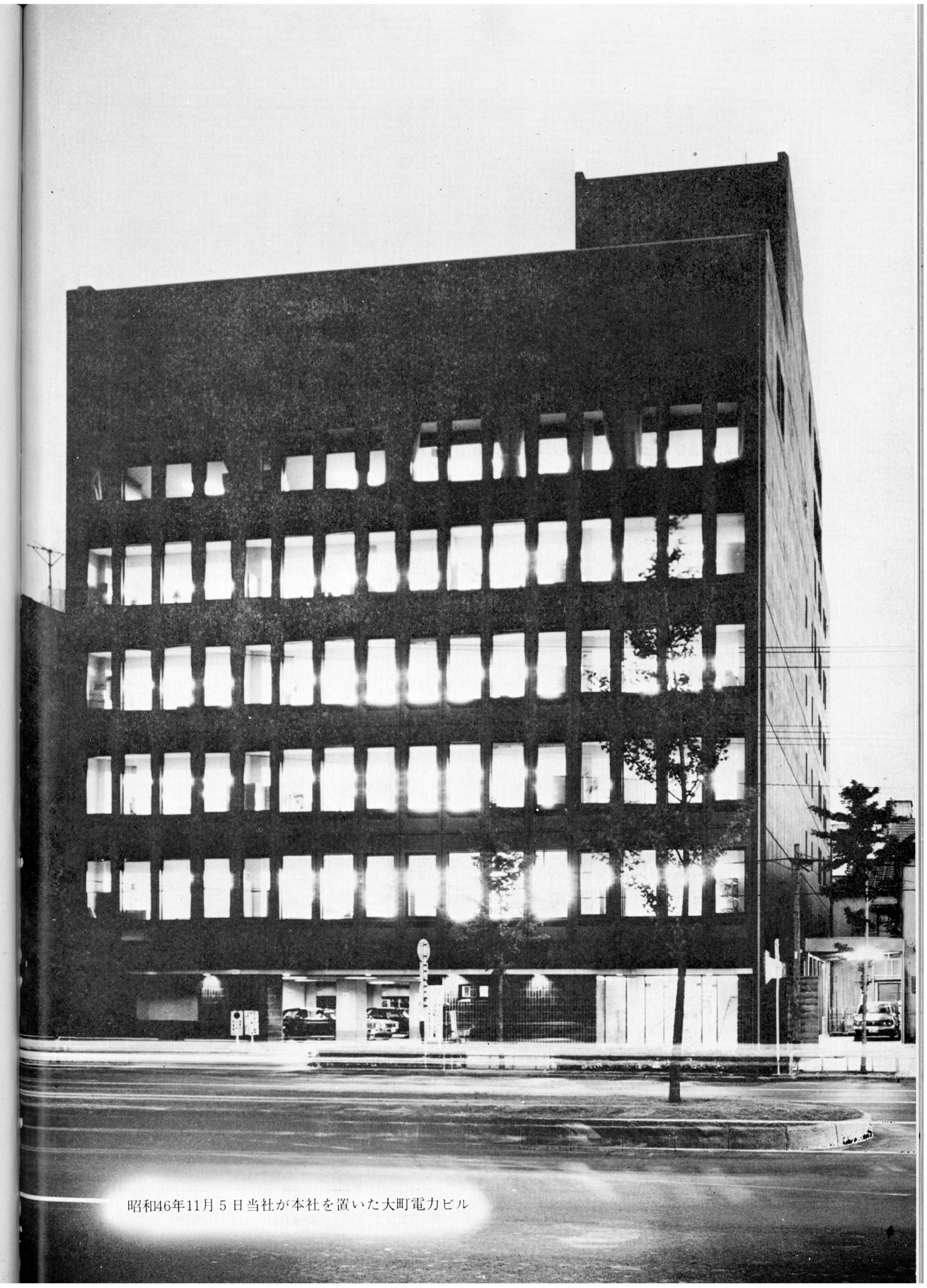
現存の描写

——第4編——

写真編

昭和30年～昭和54年

業務機関・厚生施設



昭和46年11月５日当社が本社を置いた大町電力ビル



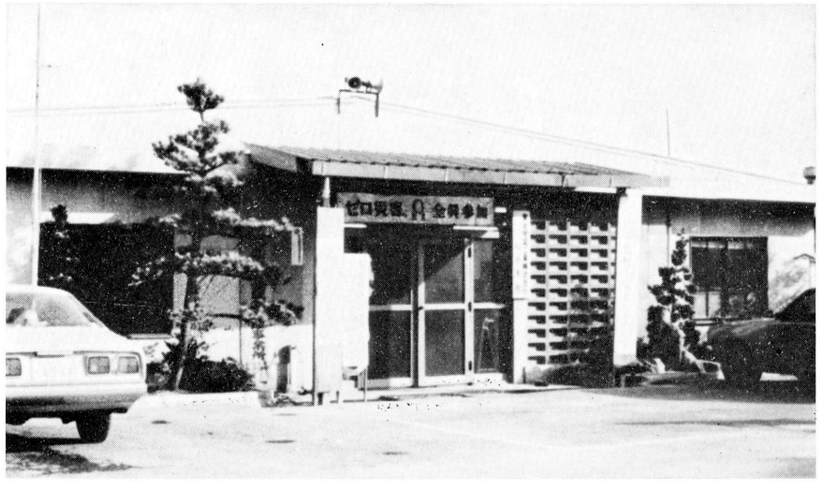
八戸支社事務所および控室(昭和51年６月16日竣工)



秋田支社事務所および控室(昭和52年12月20日第２次増築工事竣工)



酒田支社事務室および控室(昭和53年８月21日竣工)



仙台支社事務所正面(昭和38年８月17日竣工 火力作業所時代)



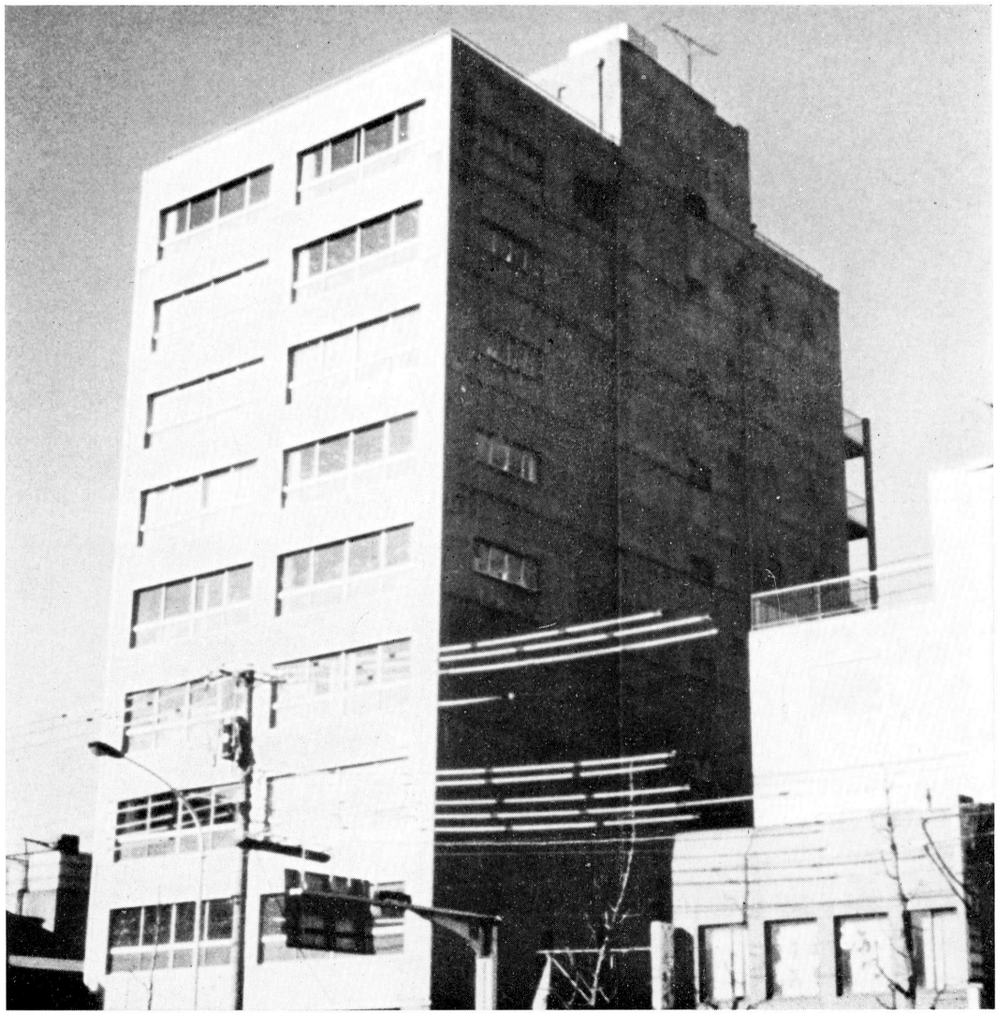
新仙台支社事務室および控室(昭和48年12月20日竣工)



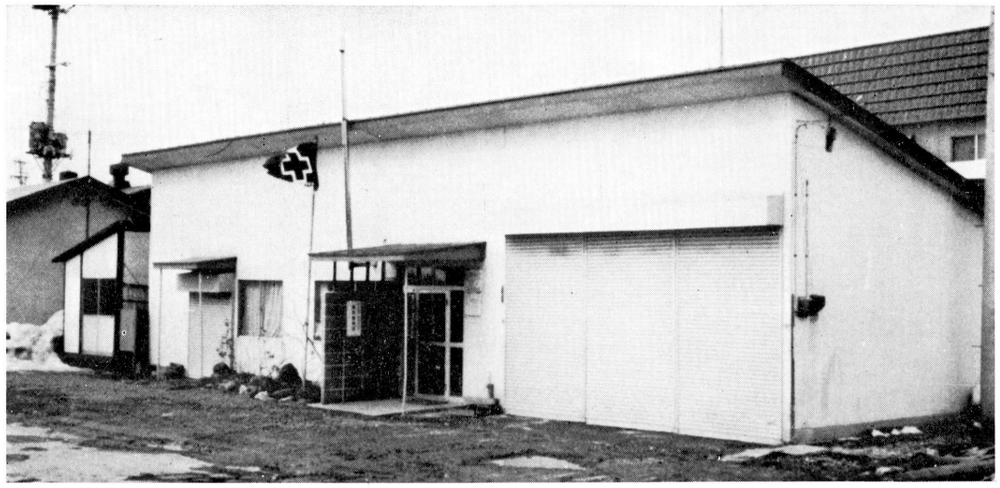
新潟支社事務室および控室(昭和52年12月20日竣工)



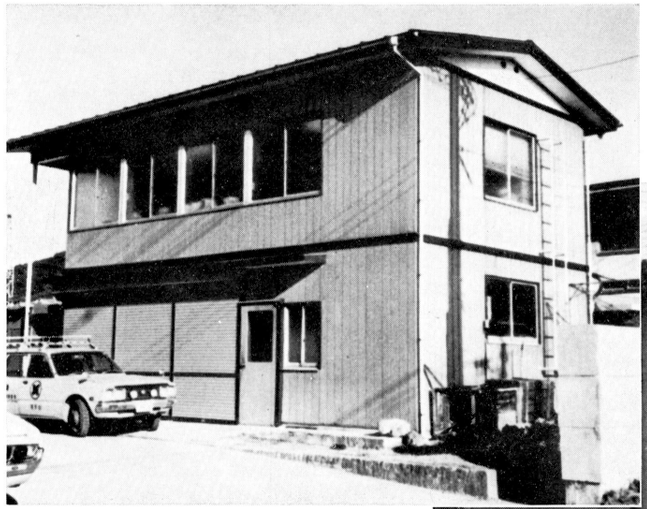
東新潟支社事務室および控室(昭和51年10月15日竣工)



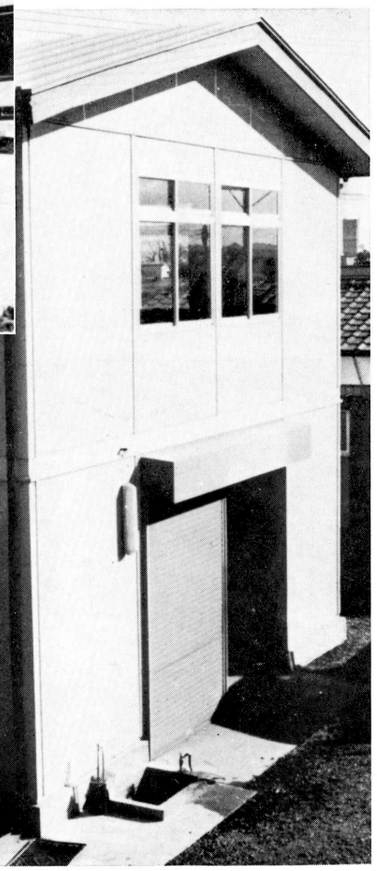
東京営業所がある豊国ビル(全ビル８階後方)昭和46年12月20日開設



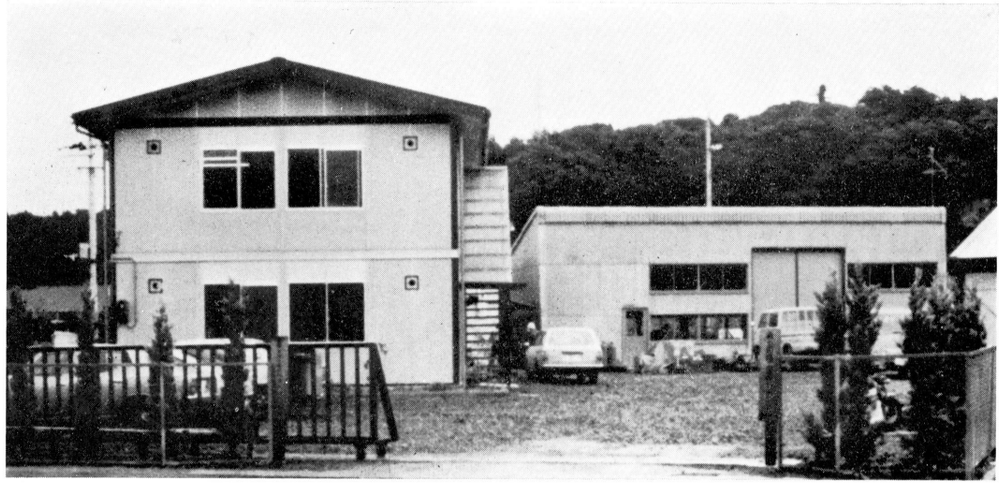
青森事業所支所として新築移転(昭和44年６月20日)



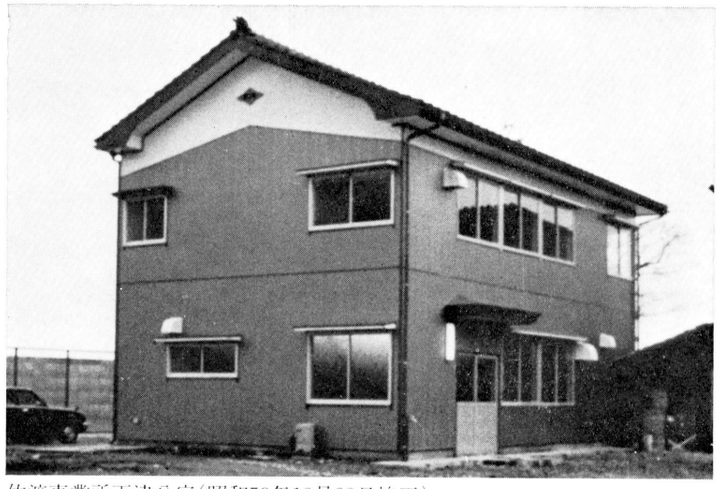
福島事業所事務所および倉庫
(昭和44年12月12日新築移転)



仙台事業所事務室および倉庫
(昭和49年12月６日新築移転)



勿来事業所事務室および工作室(昭和53年６月２日竣工)



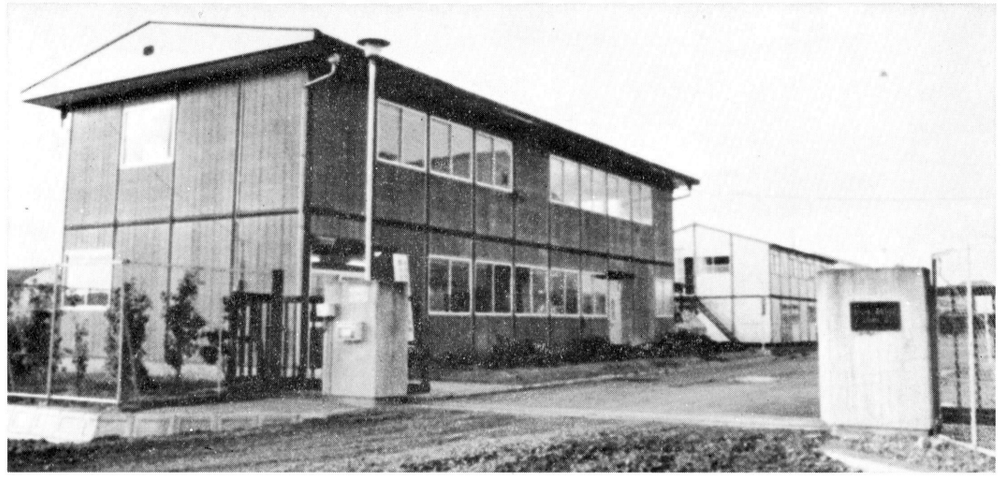
佐渡事業所両津分室(昭和53年12月22日竣工)



葛根田出張所(昭和53年４月１日開設)



仙台車輌工場事務室(昭和50年９月30日竣工)



仙台機械工場事務室および倉庫(昭和48年４月１日竣工)



秋田支社飯島寮(社有)昭和53年11月15日開設



新潟支社秋葉寮(社有)昭和37年３月30日開設



東新潟支社みのり寮(社有)昭和47年５月10日開設



仙台支社代ケ崎寮(社有)昭和35年９月開設

一元化への決意

——第5編——

東北フライアッシュ株式会社小史

昭和33年～昭和45年

東北フライアッシュ株式会社小史

(一元化への決意)

昭和33年～昭和45年

Ⅰ　会社の創立

1.　創立時の業界

戦後，疲弊のどん底から立上った日本は，激しいインフレの中で，鉄と石炭を軸に経済の再建プランを推進しながら，逐次生産を回復し，基幹産業も軌道にのり朝鮮動乱を境に鉄工業生産は戦前の水準を突破する程に復旧した。

一方，電気事業は戦争による被害も少なく，特に水力発電所の被害は微々たるもので，一時電力過剰の様相を呈したが，熱源として急激に電熱器が普及するに及び発電々力量が戦前水準を突破しているにかかわらず，昭和21年冬季渇水期には電力使用制限を実施する程の電力不足を生ずるに至った。

このような状況に対処して，昭和24年には電力５ヶ年計画が樹立され，電源開発は進み荒廃した送変・配電設備も復旧するに至ったが，旺盛な電力需要には追いつけず，尚電力不足の状況が続いた。

昭和26年５月１日，東北電力(株)が設立され，電力不足解消のために，只見川系を中心とした大規模水力電源開発時代を迎えることになったが当時の日本経済は外国技術の導入と巨額の設備投資により生産設備を更新，増強しながら，経済成長と近代化路線の第一歩を踏み出したので，景気の好不況による電力需要の変化はあったものの電力不足は慢性化の傾向を辿り始めていた。

昭和30年代に入り，大企業を中心とした復興も終り近代化が軌道にのり始めるに及び戦後のみじめな様相は影をひそめ人心も定安すると共に，産業界の前途は明るくなってきたが，尚設備面では，鉄鋼・電力・輸送部門の不足が目立っていた。

しかし，東北電力(株)では只見川系水力電源の開発を積極的に推進していたので，電力事情も他社よりは好転していたが，電力多消費産業の新増設と好景気により電力の需給は逼迫しつつあった。

この電力不足は全国的なもので，やがてこれが新鋭火力(発)建設を招来するきっかけとなったが，東北電力(株)でも急増する常時性電力の増加，渇水期の供給不安，石炭確保の地域的有利性などを理由に昭和31年９月には八戸，昭和32年６月には仙台に，それぞれ火力発電所が着工されるに至った。

当時の火力(発)の燃料は，何れも石炭を主としたもので，その確保については石炭産業の強化

政策，石油依存への不信，エネルギー需要の増大などがからみあって石炭の需給に問題が出始めていたが，当面石炭に頼らざるを得ない状況にあったので，次の課題として運開後の燃焼灰の処理処分の問題が大きく取り上げられるに至った。

この対策については電力業界も種々検討したものの，適当な対策もないまま，埋立可能な土地に埋立処分することで対処してきたが，火力(発)の大型化に伴い石炭灰の量も大量となり，埋立処分地の確保が難しくなる傾向が出始めた。

一方，石炭灰の有効利用については，終戦前後に既に米国で石炭灰から採取されるフライアッシュの利用方法が開発され，ダム建設のコンクリートの硬化熱低減剤として利用されていることが米国電気事業視察団によって明らかになった。その一例としてハングリーホースダムの建設に利用されていることが挙げられた。その後日本国内でも研究が進められ，昭和25年，宇部興産が宇部ポゾランの商品名で製品化，続いて26年には関西電力・中国電力が研究調査を開始して，昭和28年には関西電力と大阪セメントが協力して，ＫＤセメントを製品化する等，実用化への段階に入り，昭和29年には関西電力(株)の自社各種工事に利用されるに至った。

しかしフライアッシュの有効性は証明されたものの実施段階では，未経験のものに対する不安もあり，一般の需要をかち得るには，更にその実績の積上げが必要なことから，昭和30年代に入り，ダムの建設には各電力会社で積極的に採用するようになった。この実績がフライアッシュ販売需要開拓の足がかりとなり，ダム工事のみならず建築工事にも利用される程に販売量が増加し，昭和30年度には全国で５万ｔを出荷するまでになった。

生産技術が確立され，販売の見通しが立つにつれ，石炭火力(発)を持つ電力各社は競って，採取設備の整備にかかると共に，フライアッシュ採取販売のための関連会社の設立や或は既設の関連会社に新たにその担当部門を設けるなど，逐次，次表のように数年のうちに整備されるに至った。

項目 / 電力会社	関連会社	設立年月日	資本金	摘要
東京	東電フライアッシュ工業(株)	30.11.5	千円 20,000	
関西	関電フライアッシュ(株)	31.4.	10,000	
北海道	北電興業（株）	31.4.2	20,000	
九州	九電フライアッシュ(株)	31.8.15	15,000	
中部	中電興業（株）	32.6.13	25,000	中電興業の一部門
常磐共同火力		33.2.10	6,000,000	常磐共火の一部門
東北	東北フライアッシュ(株)	33.6.11	80,000	
四国	四国企業（株）	36.12.1	120,000	四国企業の一部門
電発	電発フライアッシュ(株)	38.12.16	5,000	
中国	中電フライアッシュ(株)	39.5.	10,000	中電産業(株)から分離

2. 東北フライアッシュ株式会社の創立

電力各社で，フライアッシュ採取販売のための関連会社が設立されてゆく過程で，東北電力(株)ははじめて大容量火力(発)の建設に着手することを決め，昭和32年６月に八戸火力(発)のフライアッシュ採取販売についての検討を開始し，32年８月には早くも関連会社として，東北フライアッシュ(株)（仮称）を設立することを前提に，装置の規模を決定して，機械装置関係は(株)新技術社，並びに古川工業(株)に，建物関係は(株)大林組に発註された。引き続き東北フライアッシュ(株)の設立の準備が進められることになり，（役職名は当時のものである）

内ヶ崎　饗五郎	東北電力(株)	取締役社長
堀　　豁	〃	取締役副社長
平井　弥之助	〃	常務取締役
荘司　策郎	〃	〃
藤尾　勘之助	〃	常任監査役
古賀　　孝	〃	取締役火力部長

が発起人となり，昭和33年５月24日の発起人会で，会社業務の目的を

1. フライアッシュ採取及び販売
2. フライアッシュ製品の製造及び販売
3. 前各号に付帯関連する事業

として定款を定め，６月10日の創立総会の議を経て６月11日に設立登記を了し，次の内容で設立の運びとなった。

将に東北フライアッシュ(株)の誕生である。

a．資本金　5,000万円　〔東北電力(株)全額出資〕

b．役　員　取締役社長　藤尾勘之助
　　取締役　古賀　孝
　　〃　杉田　左一
　　常任監査役　尾形宗治郎

c．従業員　社員　10名

d．設備概要

(a) 土地及び建物

名称	構造	面積
工場敷地	八戸火力(発)構内（借地）	2,000m²
袋詰工場	鉄骨造り石綿スレート葺平家建	77m²
電気操作室	〃	68m²
倉庫	〃	595m²
事務所	コンクリートブロック造り，陸屋根平家建	100m²

(b) 機械装置

名称及び仕様	数量	能力
電気集塵装置灰ホッパー取出装置	24組	10 t/H
サイロ灰導入装置	2組	10 t/H
サイロ　鉄板製　11.6$^{m\phi}$×13.1m	1基	1,000m^3
袋詰装置	2台	各 15 t/H
受電設備	1式	225KVA
電気操作設備	1式	
ベルトコンベア	2条	30 t/H
バラ積装置	1台	30 t(H)

(c) 業務機関

本社　　仙台市大町5丁目197番地〔東北電力(株)本店〕

工場　　青森県八戸市大字河原木字浜名谷地

〔東北電力(株)，八戸火力(発)構内〕

Ⅱ 創業時代（昭和33年度～昭和35年度）

新会社誕生と共に，従業員一同は希望と不安を抱きながら業務を開始したが，当時八戸工場は工事中で，設備の構造性能や組織の整備，販売方針の決定，需要先（客先）に対する宣伝，商標登録の申請等から始めねばならず，小人数であるだけに，その苦労は大きかった。

そのうち，工事も進捗し設備の完成が近づくにつれ，設備の部分的な調整運転も進み，昭和33年8月30日，製品を10ｔトラックに積みこみ発送した。これが会社創立以来，はじめて販売された製品で，従業員の喜びは言語に絶するものがあった。このように試運転を続けながら設備を調整し，その間に採取したフライアッシュは販売して，出来るだけの収入増を図りながら‘昭和33年12月3日に本格的な営業運転に入った。以来全従業員の献身的な努力により，販売ルートも逐次拡張され，販売量も増加したが，このような涙ぐましい活動にもかかわらず，この年度の売上げは534万519円にとどまり，179万6,507円の欠損を計上せざるを得なかったことは，稼動期間が短かかったとはいえ，現状から見て隔世の感がある。

昭和34年度に入り所謂，岩戸景気を迎え，フライアッシュの需要は活発になったが，異常豊水が続いたため火力発電所の稼働率は低下し，フライアッシュの上期生産は予定値の46.7%にとどまり，前年度の繰越欠損の外に3,400万円の借入金を抱え，更に仙台工場の建設を控え，将来の見通しも立たなくなり，その資金確保について，経営上誠に苦しい立場に追いこまれるに至った。しかし下期に入り，景気上昇に刺激され電力需要の伸びも堅調になるに及び火力の稼働率が向上し，フライアッシュの生産量も増加し，ほぼ目標値を達成する見通しが立つようになった。

一方フライアッシュの需要も逐次増加して販売面も明るくなってきたが，それは東北南部に多く，八戸工場からの出荷では輸送費が嵩むことから，仙台工場の必要性が高まり，又電力需要も

景気上昇を反映して火力の稼働率も向上することが予想されるに及び，借入金によってでも仙台工場を早急に建設することが必要であるとして昭和34年8月27日，仙台工場の主要機器の購入並びに建物の設計施工監督等の業務を東北電力(株)に依頼するに至った。これに対し東北電力(株)は積極的に検討を進められ，短期間で設備規模が決定したので，これに基づき直ちに主要機器を(株)日立製作所に発注することになった。

しかし，これに要する8,000万円の資金調達が問題になったが，借入金のみに依存することは，今後の経営に影響することが大きいとして5,000万円は銀行融資を受け，3,000万円は増資で賄うことにして，昭和35年3月19日に増資手続を終り，資本金は8,000万円に増額されることになった。

昭和34年度の収支決算は，上期の生産減があったものの，下期の挽回が効を奏し，売上げが3,181万5,404円となり149万2,853円の利益を計上することが出来たが，前年度の欠損金を差引いて，尚30万3,654円の欠損を翌年度以降に繰越すことになった。

全従業員の必死の努力で，未だ本格化していないとは言いながらほぼ目標値を達成したにもかかわらず，尚このような決算に終ったことについては問題があるとし，分析して同業他社と比較した結果，原価面に差があり，しかも当社が最も厳しいものであることが判明した。即ち同業他社の経営形態に共通していることは全設備を親会社が建設し，半独立採算式のところは譲り受け，受託経営方式のところは借り受けの形態をとっており，譲り受けのところは年間定率による減価償却費のみを支払うことにしており，借り受けのところは全設備を親会社から借り受け，減価償却費，電力料，修繕費等一切親会社が負担し，その代りに540円/ｔの灰代を支払う等の親会社の援助が大きいが，当社の場合は，借り入れにより建設資金を賄い多額の償還金は勿論，規定の電力料金を支払い更に他社並の灰代まで支払っている現状では，同一地域内にある常磐共同火力(発)と価格の面で競争することは難しく，又価格を下げれば欠損が出るのは当然で，昭和35年9月28日この実情を東北電力(株)に訴え灰代の無償について懇請した。

東北電力(株)でも各社の現状を勘案し，灰代を無償にすることで昭和35年10月1日に契約が成立した。これで従来，灰代として原価に計上された500円/ｔが無償になり，収支に大きく貢献することになり借入金の返済の目途も立ち，愁眉を開くこととなった。

これにより収支が改善されることになったが，一方セメント業界の協定が破れ大乱売戦となったため，フライアッシュの単価も下げざるを得なくなり，仙台工場の稼働で生産量は増加したものの，国鉄運賃の値上げの影響もあって，昭和35年度の収支結果は予想に反し158万3,473円の欠損を生ずるに至った。昭和35年10月に竣工した仙台工場は，昭和35年11月1日から営業運転に入ったが，その概要は次の通りである。

(1) 土地及び建物

名　　称	構　　造	面　　積
工場敷地	仙台火力(発)構内（借地）	1,500 m²
袋詰工場	鉄骨造りスレート葺平家建	112 m²
電気操作室	〃　ブロック壁	48 m²
倉　　庫	〃	532 m²
事務所	〃　ブロック壁	100 m²

(2) 機械装置

名称及び仕様	数　　量	能　　力
ホッパー灰取出装置	24基	16 t/H
吸引用ガスパイプ装置	2本	16 t/H
サイロ灰導入装置	2組	16 t/H
サイロ　鉄板製　8mϕ×18m	1基	600 m³
サイロ灰取出装置	1式	40 t/H
袋詰装置	2台	各15 t/H
電気操作設備	1式	15 t/H
ベルトコンベア	1式	15 t/H
バラ積装置	1式	30 t/H

当社にとって昭和35年度は，灰代の無償化，仙台工場の運転開始，セメント業界の乱売による販売価格の値下げ等話題の多い年であったが，更に36年度早々長い間，卓越した識見と献身的な努力で創業の苦しみに耐え，当社の基盤づくりに尽力された藤尾勘之助社長が一身上の都合で昭和36年5月10日引退されることになった。同日杉田取締役が代表取締役に就任し，その後を継ぐことになったが，苦難の藤尾社長時代とは異なり，仙台工場の完成，灰代の無償化など見通しは明るく経営も軌道にのり，当社の安定期に入ったと云えよう。尚，当時の本社は東北電力(株)本館にあったが，東北電力ビルが完成したのを機会に東北電力ビルの一室に移転することになり，昭和35年4月10日移転を完了した。

Ⅲ　安定時代（昭和36年度～昭和40年度）

昭和36年度に入り会社も安定期を迎え，所得倍増の世論を背景に待遇改善の気運が高まり，昭和36年7月9日に13名の社員で労働組合が結成された。一方東北電力(株)では火力発電所の燃料政策から重油混焼を始めたので，フライアッシュの生産が大きく落ちこみ，又貨車不足も影響し販売に支障をきたすこともあったが，下期に至り石炭消費量もふえフライアッシュの増産と好景気に支えられて，はじめて従来の2倍に相当する2万t台の生産，販売を達成することが出来た。その結果相当の利益も見込めるようになったので，設備の減価償却も定額法から定率法に変更し

不足額を計上すると共に，従来の累積欠損を解消することが出来た。

しかし昭和37年度に入り景気下降と共に需要が激減し先行きが心配されたが，東北電力(株)の揚川，加治川(発)の建設工事に支えられ，フライアッシュの販売は前年度の実績を上廻る2万3,334tとなり，利益も計上出来る見通しとなったので，はじめて退職給与引当金として37万円を計上すると共に，利益準備金として5万円を積立て更に40万7,475円の利益を次期に繰越すことになった。

昭和38年度に入り国際収支の改善と共に景気は上昇に向ったが，東北地区の回復は予想外に遅れ，特にセメント業界の需要が伸びなやみ，又生産も春の豊水，秋の高率混焼に災いされて低下するなど業績に不安を感ずる状況になったので，一般需要の開拓に重点を置くことになり，努力した結果前年度より多少の落ちこみはあったものの1万7,666tを販売することが出来た。期待された昭和38年度の景気上昇も国際収支改善のため金融引締め等が取られることになり，39年度には早くも景気の下降が見え始め，フライアッシュ需要についても明るい見通しは難しくなってきた。

このような状況下で更に販売収入を高めるために，昭和36年以来延期されていたグリーンアッシュの生産販売を取り上げることになった。即ち石炭灰の中に含まれる粗粒がその成分上から肥料に適していることが認められ，既に中電興業(株)，東電フライアッシュ(株)，常磐共同火力(株)，中電フライアッシュ(株)，四国企業(株)，九電フライアッシュ(株)の各社は日東肥料化学工業(株)（本社名古屋市）の販売網にのせて販売していたが，東北地区は常磐共同火力(株)が販売することになっており，又当社も設備資金調達の面から時期尚早として見送られていたものである。しかしその後，鉄道運賃が値上げされるに及び遠距離の需要は運賃に食われ，採算割れになることから出荷が難しくなってきたので，常磐共同火力(株)の販路をおかさない範囲で試験的に八戸地区を中心に1,000t乃至1,500tを販売することにした。一方日東肥料化学工業(株)では，販売の条件として他社並の品質を希望してきたが，グリーンアッシュ採取設備がないので，取り敢えず八戸工場で，フライアッシュの粗いものを採取してグリーンアッシュとして出荷することで契約することになった。

このような努力の結果，ＰＲの成果が実を結び，グリーンアッシュの販売を含め予定量を突破して売上げも2万7,000tとなり，販売は順調になってきたが生産は相変らず石炭事情に左右され供給の不安定は解消せず，又産業界の不況感が深まるに及び，従来現金販売を原則としてきた取引も東北開発(株)をはじめとして一般特約店も一部手形で債務を確保せざるを得なくなり，資金繰の苦しさが表面化するに至った。

不況の中で好収益をあげた当社とは裏腹に産業界の不況感は強く，企業倒産が急増するに及び政府は前年度後半から実施した金融引き締め解除に加えて，昭和40年半ばから財政金融両面で景気刺激策をとって景気の回復を図ることになった。このような状況を反映し四十四田ダム，天間林ダム，萩形ダムの工事が活発になり，フライアッシュの需要も急増し40年度上期には生産が追

いつかず，東電フライアッシュ(株)並に常磐共同火力(株)の応援を受けるに至った。

産業界の景気回復に支えられ，当社の業績は向上し当初昭和35年の仙台工場竣工を機会に樹立された昭和36年度を初年度とする５ヶ年計画の最終年度である昭和40年度には最終目標である３万ｔの悲願を大幅に上廻る３万7,179ｔを生産すると共に他社の融通を含め４万1,154ｔを販売し，大きな利益を上げ，初めて６分配当と役員賞与を計上するに至った。

Ⅳ　業務拡張時代（昭和41年～昭和45年９月）

昭和37年度から景気が上向きになるに及び需要も高まり，生産も比較的順調になり，収支面の不安は解消したので，農林省告示でグリーンアッシュが正式に特殊肥料としての指定を受けたのを機会に，自己資金で八戸工場並に仙台工場にグリーンアッシュ採取装置を設置して，本格的にグリーンアッシュを採取することになった。この年は生産量もフライアッシュが４万237ｔ，グリーンアッシュが2,084ｔと向上し，販売量も合せて４万1,463ｔと当社創立以来最高の業績をあげることが出来た。

昭和42年５月29日の総会で役員任期満了に伴なう役員の改選が行なわれ，当社の成長発展に努力された杉田代表取締役，及び古賀取締役が退任し，新に三品専務取締役が代表取締役として神山取締役と共に選任された。創立以来苦しいながらも銀行融資による長期借入金の返済に努力した結果，借入金残高も減少してきたが２～３年来の好業績が幸いし，全額返済の見通しがついたので，昭和42年８月20日に一括繰上げ，完済した。又仙台工場の３号機のフライアッシュ採取装置は東北電力(株)が設備して，当社は賃貸契約で借用することになり運転を開始した。

当初石炭専焼火力(発)として発足した八戸火力(発)，仙台火力(発)は石炭事情の悪化と共に先行き燃料確保の困難が予想されるに及び，その後に建設された火力(発)は殆んど原重油，ガスを主原料とする方向に転換し始めたので，フライアッシュ採取装置の規模の拡大の希望はなくなり，フライアッシュ，グリーンアッシュの採取量は現在以上に生産することは期待出来なくなった。それでもこの年は４万5,829ｔを生産し，４万5,043ｔを販売することが出来た。

一方新潟火力(発)，八戸火力(発)の３号機が建設され，原重油を燃料に運転されるに及び，ここから発生するオイルスートの処理が法的にも規制を受けるため新たな観点からこれに対処することになり，当社は東北電力(株)からオイルスートの払下げを受けることについて，昭和42年11月21日契約を締結し，これを新興化学工業(株)に輸送して処理することになった。

昭和43年度も前年同様景気は好調で，所謂「いざなき景気」を持続し需要の拡大は活発であったが，石炭産業だけは政策需要を基盤とする石炭政策による経営についての手厚い助勢にもかかわらず，その後の相次ぐ閉山，事故，労務者不足及び自然条件の悪化などにより，電力用炭の配分は逐次減少し，昭和43年度はほぼ前年度に近い配分を受けたものの当年度以降，石炭の入荷は減少するばかりで，これに対応して石炭火力の混焼率も高まり，フライアッシュの生産も低下し，石炭と運命を共にしながら減産の一途を辿らざるを得ない見通しになった。しかし，当年度は石炭配分減少の影響は未だ現われず，この年度も4万7,555ｔを生産し，4万6,368ｔを販売すること

が出来た。

このように石炭産業の斜陽化に伴い，石炭の確保が難しくなるにつれ，今後フライアッシュ生産も低下することが予想されるに至り，親会社の負担軽減と協同企業体としての共通の利益を追求することを目的に8,000万円の資本金を6,000万円に縮少することになり，任意有償償却で昭和44月３月31日に買入れ減資を実施した。

昭和44年は八戸・仙台両火力(発)とも重油混焼率が向上し，石炭消費量が減少し，需要最盛期の８月から11月までは品不足のため同業他社から融通応援を受けて，供給上の困難をのり切る等先行きが心配されたが，その後石炭消費量が増加し，前年並の生産販売実績をあげることが出来た。

Ⅴ　会社の解散合併

東北電力(株)が八戸火力(発)１号機建設以来，仙台火力(発)をはじめとして新潟にも火力(発)が建設され，その間八戸・仙台・新潟各火力(発)の増設が行なわれ，昭和45年には秋田火力(発)の新設も竣工するに至ったが，その間燃料は石炭から原重油に変り，又単機容量も大型化するなど，従来東北発電工業(株)で担当してきた火力の維持，保修，定期点検等業務内容は質的に大きく変化すると共に量的にも拡大するに至った。

一方当社は八戸，仙台両火力(発)に工場は持っているものの燃料事情からフライアッシュの生産は先細りの様相を呈し，又燃料の液体化に伴ない新たな業務として重油灰(煤)の処理が加わり，これが今後拡大傾向にあることから，会社業務の大きな転換が必要になり特に両社の接点業務の明確化と効率化が表面化するに至った。

こうした中で，共に東北電力(株)の関連会社として火力(発)の構内業務を分担してきた両社は，業務の効率化を図るために，現状を分析し将来の情勢変化に対応するための検討が行なわれ，その結果両社の業務を総合的に且つ効率的に処理するには両社を合併し一元的に運営することが，経営の安定と発展に最も緊要であることが確認されるに至った。

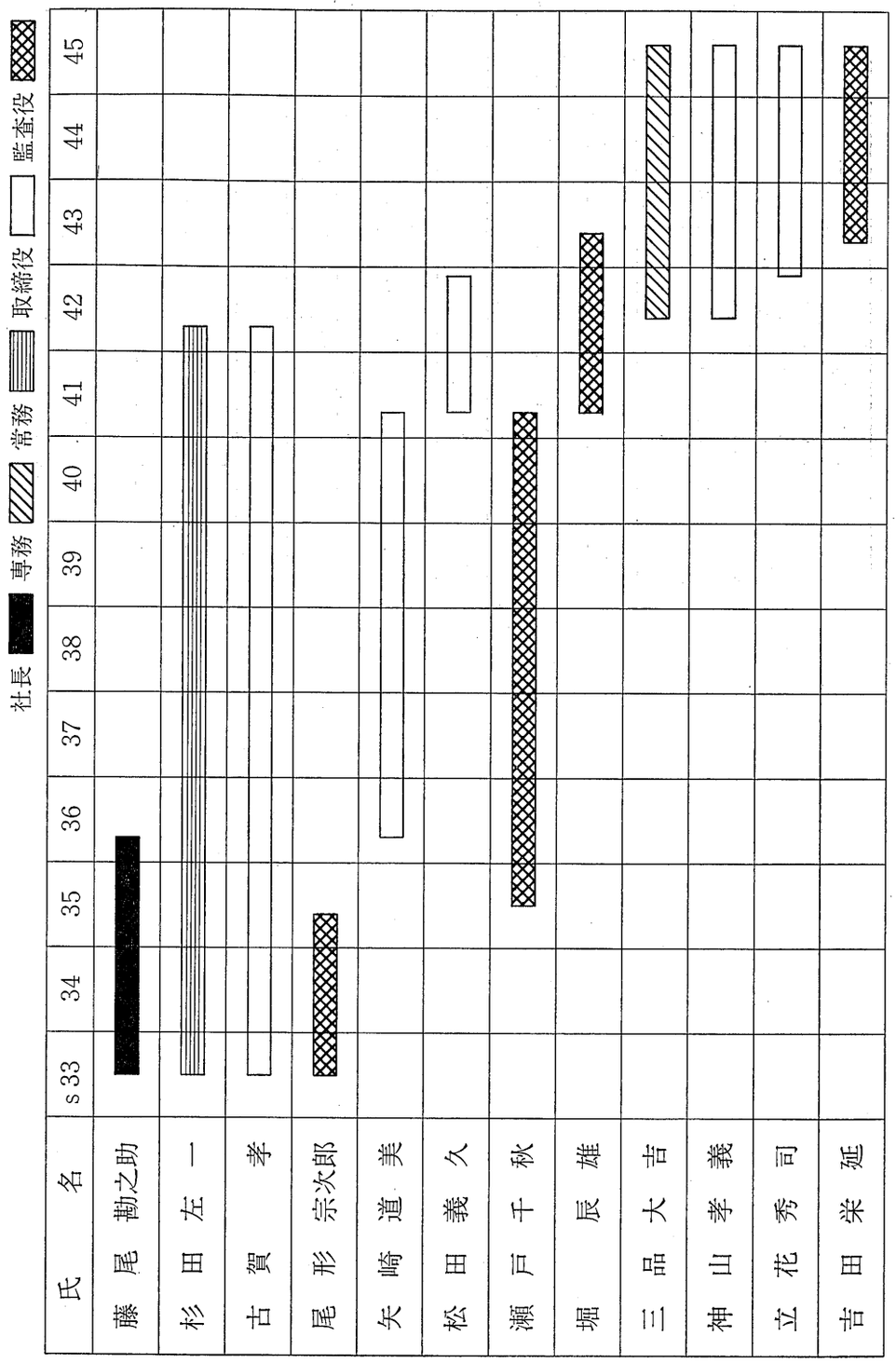
早速これらの事情と経過を株主である東北電力(株)に説明し，諒解を得て合併についての具体的内容が両社により協議され，昭和45年10月１日に合併することで合併契約書が昭和45年７月15日に締結された。その内容は東北発電工業(株)が当社を合併して存続し，当社は解散すると言うもので，当社は資本金を3,000万円に減資して資本参加することになり，東北発電工業(株)の資本と合せて6,000万円の資本金で新しく出発することになった。これによって昭和33年６月11日に会社が創立されて以来12年有余，幾多の艱難辛苦に耐えながら好業績をあげてきた東北フライアッシュ(株)の名称は消滅し，新に東北発電工業(株)の中に開発部として生き続けることになった。

(1) 業 績 概 要 推 移

東北フライアッシュ（株）

項目 / 年度	売上高 販売数量(t)	売上高 (A)(円)	利益（B）(税引前)(円)	B/A 利益率 %	備考
S 33	1,358	5,340,519	△ 1,796.507	△ 33.6	社長　藤尾菊之助
S 34	10,760	31,815,404	1,492,853	4.7	〃
S 35	10,004	28,179,770	△ 1,583,473	△ 5.6	〃
S 36	21,225	64,007,216	1,887,127	2.9	〃
S 37	23,334	70,754,540	457,475	0.6	常務　杉田　左一
S 38	17,666	48,092,271	950,446	2.0	〃
S 39	27,014	71,154,139	12 790,043	18.0	〃
S 40	40,719	111,946,975	22,477,685	20.1	年６％配当　〃
S 41	41,463	121,589,138	28,533,233	23.5	年６％配当　〃
S 42	38,438	137,199,350	17,831,308	13.0	専務　三品　大吉
S 43	43,556	131,968,179	21,242,839	16.1	〃
S 44	49,540	139,414,329	21,635,263	15.5	〃
S 45/上	27,682	55,500,356			45年９月30日解散

(2) 歴代役員任期一覧表



(3) ＦＡ関係人員の推移 （合併前）

年度		S33	S34	S35	S36	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45
本社	社員	2	2	2	2	3	3	3	4	4	3	3	3	3
	常用員	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八戸工場	社員	5	7	6	6	6	7	8	6	6	5	5	3	3
（八戸支社）	常用員	1	1	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仙台工場	社員	—	—	7	7	6	6	7	7	7	9	8	12	12
（仙台支社）	常用員	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	社員	7	9	15	15	15	16	18	17	17	17	16	18	18
	常用員	2	2	2	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 年　　表

年	月	記事
S33	5．24	発起人会開催（仙台市）
	5．26	定款の認証
	6．10	創立総会（仙台市）
	6．11	設立登記
		払込資本金　5,000万円（授権資金１億円）
		本　店　仙台市大町五丁目197番地
		八戸工場　八戸市大字河原木字浜名谷地
		役　員　取締役社長　藤尾勘之助
		取　締　役　杉田　左一
		〃　古賀　孝
		監　査　役　尾形宗治郎
	12．3	八戸工場操業開始
S34	2．	北海道東北開発公庫　3,000万円借入
		日本興業銀行　400万円借入
	5．26	第１回　定時株主総会
		昭和33年度決算承認
		役　員　取締役社長　藤尾勘之助（再任）
		取　締　役　杉田　左一（〃）
		〃　古賀　孝（〃）
		監　査　役　尾形宗次郎（〃）
S35	3．19	3,000万円増資
	4．18	本店を仙台市東二番丁70番地に移転
	5．23	第２回　定時株主総会
		昭和34年度決算承認
		監　査　役　尾形宗次郎（退任）
		〃　瀬戸　千秋（新任）
	11．1	仙台工場操業開始
		設備資金　北海道東北開発公庫 3,000万円，日本興業銀行 1,500万円，
		七十七銀行 1,000万円　長期借入
S36	5．10	第３回　定時株主総会
		昭和35年度決算承認
		役　員　取締役社長　藤尾勘之助（退任）
		常務取締役　杉田　左一（再任）
		取　締　役　古賀　孝（〃）

年	月 日	記事
		取 締 役　矢崎　道美（新任）
		監 査 役　瀬戸　千秋（再任）
S37	5．31	第4回　定時株主総会
		昭和36年度決算承認
S38	5．29	第5回　定時株主総会
		昭和37年度決算承認
		役 員　常務取締役　杉田　左一（再任）
		取 締 役　古賀　孝（〃）
		〃　矢崎　道美（〃）
		監 査 役　瀬戸　千秋（〃）
S39	5．27	第6回　定時株主総会
		昭和38年度決算承認
S40	5．26	第7回　定時株主総会
		昭和39年度決算承認
		役 員　常務取締役　杉田　左一（再任）
		取 締 役　古賀　孝（〃）
		〃　矢崎　道美（〃）
		監 査 役　瀬戸　千秋（〃）
S41	5．27	第8回　定時株主総会
		昭和40年度決算承認
		役 員　取 締 役　矢崎　道美（退任）
		〃　松田　義久（新任）
		監 査 役　瀬戸　千秋（退任）
		〃　堀　辰雄（新任）
S42	5．29	第9回　定時株主総会
		昭和41年度決算承認
		役 員　専務取締役　三品　大吉（新任）
		常務取締役　杉田　左一（退任）
		取 締 役　神山　孝義（新任）
		〃　古賀　孝（退任）
		〃　松田　義久（再任）
		監 査 役　堀　辰雄（再任）
	8．20	北海道東北開発公庫長期借入金
		残額一括完済
	11．24	臨時株主総会
		役 員　取締役　松田義久死去に伴い

年	月 日	記事
		取締役　立花　秀司（新任）
S43	5．29	第10回　定時株主総会
		昭和42年度決算承認
		役 員　監 査 役　堀　辰雄（退任）
		〃　吉田　栄延（新任）
S44	2．24	臨時株主総会
		資本金減少の件
		資本金8,000万円を2,000万円に縮少し6,000万円とする。
	5．28	第11回　定時株主総会
		昭和43年度決算承認
		役 員　専務取締役　三品　大吉（再任）
		取 締 役　神山　孝義（〃）
		〃　立花　秀司（〃）
		監 査 役　吉田　栄延（〃）
S45	5．28	第12回　定時株主総会
		昭和44年度決算承認
	7．15	取締役会　東北発電工業(株)との合併
		契約書締結承認
	9．30	臨時株主総会
		合併契約締結承認，解散

雑草の如くたくましく

重荷を背負って奥の細道への出発は，夢にあこがれ，現実にさいなまれた日々の連続であり，小さい人生の中の重い歳月であったが，生きていることのあかしを身をもってたしかめることが出来た。次の世代に何物かを伝え遺したい本能のまま，東北の舞台にくりひろげられた人と水と火の歴史を纏めんと，樹齢20年の大樹の下に多くの言葉が集められた。

これらの言葉の群は，

雑草の如く　　人知れず

雑草の如く　　根強く

つまり，大地に同化する雑草の如くたくましく生きのびるであろう言葉の数々の組合せによって再現された。纏め終えて年表をめくりながら，不思議な糸で結ばれ，この20年間にめぐり会えた身の幸せを思い，走馬灯のように脳裡を去来するのは風雪磨人の「東発」の風土であり，どんな道にも夢があり，又古くともいいものは新しいことを実感をもって受けとめ得た。この風土の中で新しい皮袋の新しい酒がやがて何年か後に，芳醇な香り高き美酒になるように，この一編が自己増殖の可能性を見出すささやかなよすがともなればもって冥すべきであろう。纏め終えたある日，積み上げられた3万枚，3,000万字にも及ぶ紙片の山を前にして，しばし沈黙の後「いろいろのことがありました。」と言葉少なに語った高橋顧問の一言は，経験だけが支える深い重みがあった。結果よりも，陰に陽に多くの人がたずさわり，ここまでに到った過程によりその意味を感じつつ評価は歴史に待ちたい。

昭和54年6月

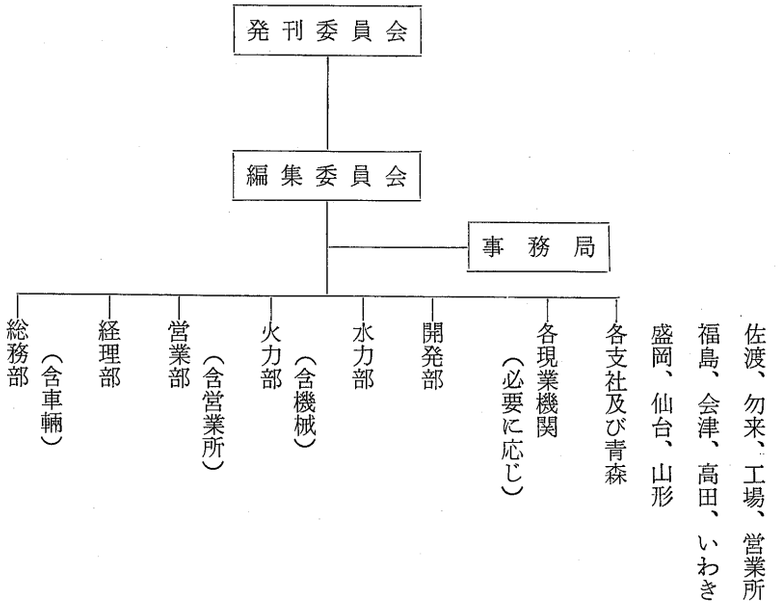
東発社史　発刊委員会　編集委員会　事務局

編集顧問　高橋健一

幹事長　企画課長　石田弘

「弐拾年のあゆみ」編さん体制

弐拾年史発刊・編集委員会組織図



構　　成

種　類	本社委員会	本社委員会	必要に応じて設置する各現業機関委員会
設置ヶ所	本　社	本　社	各　所
名　称	発刊委員会	編集委員会	年表委員会
委員長	総務関係分任常務	総務部長	支社長，事業所長，工場長 営業所長
委　員	各部長	各部次長	次長，部長，各課長
幹　事		各課長その他委員長の指命する者	
事務局	企画課	企画課	企画課

委　員　会　名　簿

1．発刊委員会

委員長　吉沢常務

委　員　渡辺部長　長谷川部長　佐々木部長
成田部長　星川部長　三上部長　菊地部長

2．編集委員会

委員長　渡辺部長

部	委　員	幹　事（課長）	幹　事（その他）
総務部	小川　祥，永井公一	西岡　孝，長岡鉄太郎 石田　弘，古川凡人 小松悦二郎，平沢　勝	委員長の指命する者
経理部	菅野忠男	小林倭夫，（菅野忠男）	〃
営業部	千葉善己	半田茂男，渡部信夫	〃
火力部	矢沢藤一，平野博司	那須野慶太郎，（矢沢藤一） （平野博司），北沢秀雄 小林　喬，加藤修三	〃
水力部	逸見忠一	古沢良弥	〃
開発部	菊地幸雄	湯田隆雄，阿部健一 藤井仁	〃
計	8名	20名	若　干　名

引用・参考文献　（順序不同）

1	東北電力(株)	東北地方電気事業史
2	東北電力(株)	10年史，20年史（含支店）
3	東北電力(株)	営業報告書
4	東北電力(株)	事業統計要覧
5	電気事業連合会統計委員会	電気事業便覧
6	経済企画庁	経済白書
7	東北経済連合会	東北開発の基本構想
8	東北経済連合会	東北開発促進計画策定に当っての要望書
9	東北経済連合会	今後の東北開発に関する基本的見解
10	電業新報社	東北電気事業50年史
11	日本電設工業協会	30年史
12	平凡社	大日本百科辞典
13	毎日新聞社	1億人の昭和史，毎日新聞
14	日本経済新聞社	日本経済新聞
15	朝日新聞社	朝日新聞
16	読売新聞社	読売新聞
17	サンケイ新聞社	サンケイ新聞
18	河北新報社	河北新報
19	自由国民社	現代用語の基礎知識　1979年版
20	日本経済新聞社	経済新語辞典　1978年版

用語の解説

ABB	空気吹付け遮断器	**KL**	キロリットル
AHガス	空気予熱器（ガス側）	**KHI**	川崎重工業(株)
880-ACB	メーカーの工事番号	**KPプラント**	クラフト・パルプ・プラント
BKPプラント	ブリーチ・クラフト・パルプ（晒し済みのクラフトパルプ）	**10MW**	10メガワット（1万キロワット）
BC	ベルトコンベア	**M^3**	立方メートル
1B	1号ボイラー	**m^3/H**	立方メートル/時
BL	客先の略称	**600MWT/G**	600メガワット（60万キロワット）タービン発電機
三菱CE	三菱コンバッション・エンジニアリング	**NO_x**	窒素酸化物
CRT	コンルーフタンク	**OCB**	油入遮断器
CB	遮断器	**PS**	発電所
ClO_2	二酸化塩素	**RL**	ライニング
EP	電気集塵器	**R/H**	再熱器
EL70型ミル	メーカーの名称	**RB**	リカバーボイラ　回収ボイラ
Eバース	バースの名称	**S/S**	変電所
ECO-AH	エコノマイザー・エアヒーター	**S/H**	過熱器
FDF	押込通風機	**SHベント**	過熱器ベント
GM	ガスミキシング	**2000T**	2000トン
GH	ガスヒーター	**1T-G**	1号タービン発電機
GRF	ガス再循環通風機	**30T/H**	30トン/時間
HPP	高流動点	**300T/D**	300トン/日
HN-420	装置の略称	**300T/DBKP**	300トン/日 ブリーチクラフト
ITV	工業用テレビ	**1次W/W**	1次水冷壁
IDF	吸込通風機又は誘引通風機	**π引込み**	πの形に引き出す
飛島・三井JV	ジョイント・ベンチャー（共同体）	**WT-G**	ウォーター・タービン・ジェネレーター（水車発電機）
KK-1	川崎重工業(株)の脱硫プラントの略称	**VS**	ベッセル

東北発電工業弐拾年のあゆみ

昭和54年９月　　印　　刷
昭和54年９月　　発　　行　＜非売品＞
編 集　東北発電工業株式会社社史編集委員会
発 行　東北発電工業株式会社社史発刊委員会
　　仙台市大町二丁目15の29（大町電力ビル）
印 刷　凸 版 印 刷 株 式 会 社
　　仙 台 市 大 梶 ７ 番 １ 号